

令和六年二月定例会

# 佐賀県議会

常任、佐賀空港・有明海・  
新幹線・高等教育機関問題対策等特別

# 委員会会議録

佐賀県議会事務局

# 令和六年二月定例佐賀県議会常任幹線・新任佐賀空港・有明海・高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

## 目次

月 日

三月十二日(火)

摘

要

頁

総務常任委員会……………一

宮原委員長……………五

議席変更……………五

会議録署名者指名……………五

藤崎輝樹君(県民ネットワーク)……………五

(県立大学5 M I G A K Iプロジェクト

14)

中島政策企画監……………六

日野政策総括監……………九

納富政策企画監……………一四

青木一功君(自由民主党)……………一八

(佐賀駐屯地(仮称)18 キャッシュレス化

の推進のための環境づくり22 こどもデー

タサイエンス推進事業24 県立大学26)

田中政策企画監……………一九

川崎行政デジタル推進課長……………二三

志波政策総括監……………二五

中島政策企画監……………二七

休 憩……………三二

開 議……………三三

一ノ瀬副委員長……………三三

宮原真一君(自由民主党)……………三三

(防水害対策33 県立大学の専門家チームの

体制40 むしろこれから鹿島・太良プロ

ジェクト41 佐賀県関係人口創出チャレン

ジ事業45)

小林消防保安室長……………三四

三角危機管理防災課長……………三六

平尾政策部長……………四〇

副島政策企画監……………四二

松村政策企画監……………四六

総務常任委員会……………五一

宮原委員長……………五五

猪村利恵子君(自由民主党)……………五五

(県立大学55)

中島政策企画監……………五六

林政策総括監……………六三

徳光清孝君(県民ネットワーク)……………六四

(地震対策64 特殊詐欺72)

三角危機管理防災課長……………六五

岸川法務私学課長……………七一

中島生活安全企画課長……………七三

寺戸刑事企画課長……………七五

休 憩……………七六

開 議……………七七

一ノ瀬副委員長	……………	七七
木原奉文君(自由民主党)	……………	七七
(情報発信プロジェクト77)		
金子広報広聴課長	……………	七八
平尾政策部長	……………	八四
宮原委員長	……………	八八
休 憩	……………	八八
開 議	……………	八九
宮原委員長	……………	八九
平尾政策部長	……………	八九
木原奉文君(自由民主党)	……………	八九
(情報発信プロジェクト89 県立大学92)		
林政策総括監	……………	九〇
金子広報広聴課長	……………	九〇
中島政策企画監	……………	九四
休 憩	……………	一〇四
開 議	……………	一〇五
宮原委員長	……………	一〇五
木原奉文君(自由民主党)	……………	一〇五
(県立大学106)		
林政策総括監	……………	一〇五
休 憩	……………	一〇九
開 議	……………	一一〇
宮原委員長	……………	一一〇
採 決	……………	一一〇

三月十二日(火)

三月十三日(水)

継 続 審 査	……………	一一〇
文教厚生常任委員会	……………	一一三
西久保委員長	……………	一一七
会議録署名者指名	……………	一一七
文教厚生常任委員会	……………	一一九
西久保委員長	……………	一二三
坂口祐樹君(自由民主党)	……………	一二三
(有明海の再生129 県立夜間中学「彩志学舎 中学校」129 障害者に対するバス運賃の割 引133 障害者団体の活性化136 県立学校に おける教育環境の改善139)		
山浦有明海再生・自然環境課長	……………	一二四
古賀県民環境部長	……………	一二七
笹谷教育振興課長	……………	一二九
黒田障害福祉課長	……………	一三四
内田教育総務課長	……………	一三九
甲斐教育長	……………	一四二
酒井幸盛君(県民ネットワーク)	……………	一四三
(佐賀県医療費適正化計画(第四期)の策定 状況143 佐賀県国民健康保険運営方針の改 定状況145 地方独立行政法人佐賀県医療セ ンター好生館経営強化プランの策定146 介 護の仕事体験事業費等147)		
狩野国民健康保険課長	……………	一四三
森医務課長	……………	一四六

今村長寿社会課長……………	一四八
休 憩……………	一四九
開 議……………	一五〇
野田副委員長……………	一五〇
酒井幸盛君(県民ネットワーク)……………	一五〇
(本物大県 <sup>ッ</sup> さが <sup>ッ</sup> 事業費150 教育DXの取 組151 SAGA部活154 第三十六回全国産 業教育フェア佐賀大会156)	
千綿こども未来課長……………	一五〇
見浦教育DX推進グループ推進監……………	一五一
江口保健体育課長……………	一五五
原岡学校教育課長……………	一五七
木村雄一君(公明党)……………	一五九
(人工透析患者の通院支援159 唐津青翔高校 TSUNAGARUプロジェクト165)	
黒田障害福祉課長……………	一五九
笹谷教育振興課長……………	一六六
西久保委員長……………	一七〇
休 憩……………	一七〇
開 議……………	一七一
野田副委員長……………	一七一
西久保弘克君(自由民主党)……………	一七一
(障害福祉サービス事業所への支援171 県立 大学に対する教育委員会としての認識177 「SAGAブループロジェクト」事業182)	

三月十二日(火)  
三月十三日(水)

黒田障害福祉課長……………	一七一
實松健康福祉部長……………	一七七
原岡学校教育課長……………	一七八
甲斐教育長……………	一八一
山崎交通事故防止特別対策室長……………	一八二
古賀県民環境部長……………	一八五
休 憩……………	一八九
開 議……………	一九〇
西久保委員長……………	一九〇
採 決……………	一九〇
継 続 審 査……………	一九〇
農林水産商工常任委員会……………	一九三
池田委員長……………	一九七
会議録署名者指名……………	一九七
農林水産商工常任委員会……………	一九九
池田委員長……………	二〇三
江口善紀君(県民ネットワーク)……………	二〇三
(S-1プロジェクト203 環境変化に対応し たノリ養殖の安定生産の取組206 さが園芸 888運動209)	
金丸産業政策課長……………	二〇三
井手産業労働部長……………	二〇五
横尾水産課長……………	二〇六
佐伯農業経営課長……………	二一〇
大走園芸農産課長……………	二一一

中本 正一 君(公明党) .....	二二四
(物流二〇二四年問題対策214 S A G A	
キャッシュレスチャレンジ事業219 県産農	
産物等の輸出促進224)	
金丸産業政策課長 .....	二二五
井手産業労働部長 .....	二二九
小野流通・貿易課長 .....	二二五
森 畜 産 課 長 .....	二二六
犬走園芸農産課長 .....	二二六
休 憩 .....	二二九
開 議 .....	二三〇
池 田 委 員 長 .....	二三〇
古 賀 和 浩 君(自由民主党) .....	二三〇
(地域計画230 中核人財となる大卒人財の確	
保234)	
佐伯農業経営課長 .....	二三〇
藤崎産業人材課長 .....	二三九
井手産業労働部長 .....	二三九
石 井 秀 夫 君(自由民主党) .....	二三九
(中小・小規模事業者の事業承継支援239 農	
地中間管理事業243 茶の販売促進と販路拡	
大246 大豆の収量向上対策250)	
金丸産業政策課長 .....	二四〇
井手産業労働部長 .....	二四三
佐伯農業経営課長 .....	二四三

犬走園芸農産課長 .....	二四七
小野流通・貿易課長 .....	二四九
山田農林水産部長 .....	二五二
池田農林水産部副部長 .....	二五四
休 憩 .....	二五五
開 議 .....	二五六
池 田 委 員 長 .....	二五六
採 決 .....	二五六
継 続 審 査 .....	二五六
地域交流・県土整備常任委員会 .....	二五九
富 田 委 員 長 .....	二六三
会議録署名者指名 .....	二六三
地域交流・県土整備常任委員会 .....	二六五
富 田 委 員 長 .....	二六九
武 藤 明 美 君(日本共産党) .....	二六九
(建設工事従事者の安全と健康の確保269	
道路公社の経営状況等272 空港の担い手確	
保事業275 佐賀空港に関する諸問題278)	
野口建設・技術課長 .....	二六九
伊賀屋道路課長 .....	二七二
田 中 空 港 課 長 .....	二七五
高塚県土整備部副部長 .....	二八五
八 谷 克 幸 君(自由民主党) .....	二八六
(所有者不明土地対策286 吉野ヶ里歴史公園	
の新たな取組290)	

古賀土地利用活用課長	二八七
天本まちづくり課長	二九一
休 憩	二九四
開 議	二九五
富 田 委 員 長	二九五
八 谷 克 幸 君 (自由民主党)	二九五
(県東部地域の道路整備295)	
伊賀屋道路課長	二九五
下 田 寛 君 (県民ネットワーク)	二九八
(多文化共生298、心に残る国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会305)	
内田国際課長	二九九
山下地域交流部長	三〇四
川原SAGA2024競技運営チームリーダー	三〇七
森岡スポーツ課長	三〇九
遠藤SAGA2024施設調整チームリーダー	三一一
木塚SAGA2024総務連携チームリーダー	三一二
瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダー	三二三
宮原SAGA2024・SSP推進局長	三二六
弘 川 貴 紀 君 (自由民主党)	三二七
(江藤新平復権事業317)	

三月十八日(月)

南雲文化課長	三二七
休 憩	三二四
開 議	三二五
富 田 委 員 長	三二五
弘 川 貴 紀 君 (自由民主党)	三二五
(除草の地元委託325)	
伊賀屋道路課長	三二五
永松県土整備部理事	三二六
横尾県土整備部長	三二九
休 憩	三三〇
開 議	三三一
富 田 委 員 長	三三一
採 決	三三一
継 続 審 査	三三一
佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会	三三三
石 倉 委 員 長	三三七
議 席 指 定	三三七
会議録署名者指名	三三七
参考人の出席について	三三七
石 倉 委 員 長	三三九
江 原 参 考 人	三三九
北 参 考 人 (意見陳述)	三三九
遠 藤 参 考 人 (意見陳述)	三四〇
青 木 一 功 君 (自由民主党)	三四五
高 橋 参 考 人	三四五

三月二十一日(木)

遠藤 参 考 人	三 四 六
富 田 幸 樹 君 (自由民主党)	三 四 六
北 参 考 人	三 四 六
高 橋 参 考 人	三 四 七
武 藤 明 美 君 (日本共産党)	三 四 七
高 橋 参 考 人	三 四 八
休 憩	三 四 九
開 議	三 五 一
石 倉 委 員 長	三 五 一
高 橋 参 考 人	三 五 一
武 藤 明 美 君 (日本共産党)	三 五 一
江 原 参 考 人	三 五 二
江 口 善 紀 君 (県民ネットワーク)	三 五 三
遠 藤 参 考 人	三 五 三
高 橋 参 考 人	三 五 四
江 原 参 考 人	三 五 六
継 続 審 査	三 五 八
新幹線問題対策等特別委員会	三 六 九
石 井 委 員 長	三 七 三
議 席 変 更	三 七 三
会議録署名者指名	三 七 三
徳 光 清 孝 君 (県民ネットワーク)	三 七 三
(九州新幹線西九州ルート373)	
黒木交通政策課長	三 七 三
山下地域交流部長	三 八 五

三月十九日(火)

桃 崎 祐 介 君 (自由民主党)	三 八 七
(九州新幹線西九州ルート387)	
黒木交通政策課長	三 八 八
天本まちづくり課長	三 九 〇
山下地域交流部長	三 九 四
休 憩	四 〇 〇
開 議	四 〇 一
中 村 副 委 員 長	四 〇 一
中 本 正 一 君 (公明党)	四 〇 一
(在来線の利用促進・利便性向上401 全国の 新幹線鉄道網の現状408 九州新幹線西九州 ルート411)	
黒木交通政策課長	四 〇 一
山下地域交流部長	四 一 〇
石 井 委 員 長	四 一 六
継 続 審 査	四 一 六
高 等 教 育 機 関 問 題 対 策 等 特 別 委 員 会	四 一 九
土 井 委 員 長	四 二 三
議 席 指 定	四 二 三
会議録署名者指名	四 二 三
参考人の出席について	四 二 三
休 憩	四 二 三
開 議	四 二 五
土 井 委 員 長	四 二 五
山 口 参 考 人 (意見陳述)	四 二 五

古賀和浩君(自由民主党)……………	四二九
山口参考人……………	四二九
下田寛君(県民ネットワーク)……………	四三一
山口参考人……………	四三一
木村雄一君(公明党)……………	四三二
山口参考人……………	四三三
一ノ瀬裕子君(自由民主党)……………	四三五
山口参考人……………	四三五
八谷克幸君(自由民主党)……………	四三九
山口参考人……………	四三九
藤木卓一郎君(自由民主党)……………	四四一
山口参考人……………	四四一
原田寿雄君(自由民主党)……………	四四五
山口参考人……………	四四五
定松一生君(自由民主党)……………	四四六
山口参考人……………	四四六
休憩……………	四四七
開議……………	四四八
土井委員長……………	四四八
一ノ瀬裕子君(自由民主党)……………	四四八
中島政策企画監……………	四四八
下田寛君(県民ネットワーク)……………	四五〇
日野政策総括監……………	四五〇
甲斐教育長……………	四五二
古賀和浩君(自由民主党)……………	四五三

藤崎産業人材課長……………	四五三
日野政策総括監……………	四五四
藤木卓一郎君(自由民主党)……………	四五四
中島政策企画監……………	四五五
平尾政策部長……………	四五六
井手産業労働部長……………	四五八
継続審査……………	四五九





令和六年三月十二日（火）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室



# 総務常任委員会

委員長

宮原

真

一

副委員長

一ノ瀬

裕

子

理事

指山

清

範

委員

徳光

清

孝

委員

大場

芳

博

委員

木原

奉

文

委員

猪村

利恵子

委員

青木

一

功

委員

桃崎

祐

介

委員

藤崎

輝

樹

# 総務常任委員会質問者順序

三月十三日 (水)	三月十二日 (火)	月日 順序
猪村利恵子 55	藤崎輝樹 5 頁	1
徳光清孝 64	青木一功 18 頁	2
木原奉文 77	宮原真一 33 頁	3

午前十時一分 開会

○宮原委員長 〓総務常任委員会を開催いたします。

○議席変更

○宮原委員長 〓まず、議席の変更の件を議題といたします。

猪村利恵子委員の会派所属変更に伴いまして、議席はお手元に配付いたしております議席表のとおり変更したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 〓異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○会議録署名者指名

○宮原委員長 〓次に、会議録署名者を指名いたします。

猪村利恵子委員、桃崎祐介委員、藤崎輝樹委員、以上の三名を指名いたします。

三月七日の本会議におきまして本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託されました全議案一覧及び執行部提出による議案の説明の要旨、それから、請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

○藤崎委員 〓おはようございます。藤崎です。

県立大学と「M I G A K Iプロジェクト」について質疑をさせていただきます。

県立大学につきましては、昨年末の十一月議会では再議を行うということ、議員としては私自身憤りを感じる、そういった議会となりました。議会が一度

議決したことに対して再議を求めるということは、本来あるべきことではないというふうに強く思っております。ただ、その一方、そこまでしてもなお、知事が再議を行ったその真意というものに関して、私はしっかりと受け止めていかなければならないというふうにも思っているわけであります。そういった知事の腹の中といたしましうか、思い、そういったことをしっかりと議論していくことを通して、私は、この県立大学がこれからの佐賀県にとって必要かどうかということを見定めていかなければならないというふうに思うわけであります。

県民の思いは、私の聞く限り、やはり分かれております。ああ、よかことねと言われる方、一方、慎重な方、明確にと言っていていいぐらい、私の周りでは分かれていきます。そういう中であって、県議会としてはどういう情報を引き出して県民に伝えていくか、そういったことをしっかりとやっていかなければならないというふうにも考えております。

私自身、この県立大学に関しては、昨年もそうでしたけれども、本当に気持ちが悪くなりました、本当にどうすべきだろうと。中学校時代の剣道の恩師の先生の言葉、チャチャチャ——チャンス、チャレンジ、チェンジという言葉が胸に刺さっていましたけれども、先週末、私は地元の大和中学校の卒業式に、本当にコロナ明けの四年ぶりに出席をさせていただきました。本来、コロナ後も議員のほうには声がかかっていなかったわけでありますけれども、地元の留守先輩議員のほうから藤崎君もぜひ参加をしないと、そしてまた、学校のほうに掛け合っていたら、そして、卒業式で生徒を見送ることができました。やはり子供たちが三年間頑張ってきた姿を見て、しっかりと卒業することを見送らなければならないんだという先輩の言葉に大変感動もいたしました。

その中で、校長先生の言葉にもまた大変な感動をいたしました。大和中学校の教育目標であります、「思いやりの心とチャレンジ精神に満ちあふれた生徒

の育成」ということで、またチャレンジという言葉が私にはそのとき胸に刺さりました。変わっていくためには、やっぱりチャレンジ、挑戦しなければならぬのかなというふうに思うわけであります。

そういった気持ちもありながら、今日質問をさせていただきましても、初めに専門家チームの新メンバーについてであります。

県と共に具体化プログラムの検討を進める専門家チームについてであります。立教大学の山口和範先生に続いて新たなメンバーが二人、三月四日に就任されているわけであります。慶應大学の飯盛先生、広島県の叡啓大学の早田先生でありますけれども、山口先生については代表質問においても聞かせていただきましたが、要はどういうことを山口先生に期待するかということを知事にお尋ねしたところ、佐賀県立大学の目指す姿について具現化し、そして、深化させていきたいと、そういうことを共に行っていきたいというふうなことを述べられました。そしてまた、具体的なことも答弁されたわけでありまして、けれども、今回、せっかく新たに二人就任をされたわけでありまして、どのようなことを期待しているのか、まずこれから伺っておきたいと思っております。

○中島政策企画監Ⅱおはようございます。専門家チームの新メンバーについてのお尋ねでございました。

御紹介ありましたように、今月の初めにお二方、慶應義塾大学の総合政策学部の飯盛義徳教授、それと叡啓大学のソーシャルシステムデザイン学部の早田吉伸教授のお二方に新たに専門家チームに加わっていただいたところでございます。

お二方とも企業現場での学びですとか、課題発見、課題解決型の学びを重視されている方でいらっしゃいます。また、山口リーダー同様、佐賀愛にあふれる方々であると思えます。共に民間企業での実務経験もおりになる方でございます。

飯盛教授につきまして少し御紹介させていただきますと、地域とのつながりを重視した教育研究、これを長く実践されていらっしゃいます。また、大学の仕事とは別に、佐賀県内においてアントレプレナー、起業家的思考を持つ人材を育成する鳳雛塾を設立されておりまして、現場で活躍する人材育成、これに取り組まれていらっしゃるところでございます。

また、早田教授につきましても御紹介させていただきますと、長く民間企業に籍を置きながら、地域再生や情報通信技術に関する政府の取組ですとか、大学における研究や教育に長く携わっていらっしゃいます。また、令和三年に開学した広島県の公立大学であります叡啓大学の立ち上げにも携わっておられまして、大学の認可申請の実務にも詳しい方でございます。

それぞれの先生方の御経験、御見識を借りながら、具体化プログラムを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○藤崎委員Ⅱ山口先生に続いて、大変すばらしい経験も、また、人柄もすばらしい方を選定されたんだろうというふうに感じておりますけれども、一点、早田吉伸先生におかれては、叡啓大学ということで、認可申請、そういったところに携わってあったということで大変心強く思っております。

一方で、叡啓大学でいうと、公立大学で昨年初めて定員割れをしたというふうな報道もあっておりまして、そういう意味においては、もちろんコロナとか、いろんな事情があったんだろうというふうにも察するわけで、実情は分かっております。お尋ねですが、そういう意味では県民が一番心配していることの一つ、少子化、そういったところの対応という点においては、ぜひいろんな意見交換をやっていただきたいというふうに思っているんですけれども、その点について何か、早田先生を選定された中でポイントとしてあったのかお尋ねをしておきたいと思っております。

○中島政策企画監Ⅱ実務にお詳しい方というところは一つポイントではあったかと思えます。実際お話をしても、文部科学省とのやり取りも含め、あるいは実際大学を立ち上げて回すところといえますか、そういうところも含めての御苦労されている点とかもお話できますし、これからもいろいろお話を聞けるかなと思っておりますので、おっしゃっていただいたように、私も大変心強く感じているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱ要は公立というのは、人への投資という意味においては、予算がしっかり国、自治体から投資をされるわけでありまして、そういった意味では減免、授業料が安いとか、入学費が減額されているとか、そういった利点があるわけがあります。だからこそ、生徒をある意味集めやすい部分があったのかなと思うんですが、そういった叡啓大学が昨年、定員割れをしたというのはなぜなんだろうと非常に思ったわけでありまして。もちろん、コロナということもあったんだろうけれども、それはほかの大学も条件は一緒なわけですから、そういうところは、ぜひこれからチームにおいて意見交換される中でしっかりと共有していただきたいなというふうにお願いをしておきます。

次に、専門家チームの初会合についてでありますけれども、新しいメンバーも加わって一緒に会合が開催されたということですが、どのような内容であったのか伺います。

○中島政策企画監Ⅱ初会合についてのお尋ねでございました。

さきのお二方の教授とそのリーダーであります立教大学の山口教授、それと政策部の職員とで先週の月曜日、三月四日にミーティングを行ったところでございます。その場におきまして、専門家チームはいわゆる審議会ではなく、県と議論しながら、共に具体化プログラムを進めていくことですか、ウェブ会議、インターネット会議なども活用しながら、随時全体ミーティング、個

別ミーティングを行っていくことなどをまず確認いたしました。

意見交換をその後行いまして、チームのメンバーからは、大学での教育に関しましては、県全体を学びのフィールドにすることが大切、キャンパスに閉じ籠もるのではなく、県内の企業などの現場における学習を必須化してどうかといった御意見、その際には佐賀の食、農業、産業、観光、地域など佐賀が持つ本物を学びの場に活用できるといった御意見ですとか、教員と学生が共に学び合って成長できる風土、環境を大切にしたい、佐賀大学、西九州大学と連携した教育環境を整えたい、チャレンジ精神、起業家精神を持つ学生を育成したいといった御意見をいただいたところでございます。

それと、また大学の機能に関しまして、佐賀県という地域におけるシンクタンク機能となるような組織を目指すべきというような意見もいただいたところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。心合わせをされたんだなというふうな思もいたしております。そして、大きく方向性を、どういう方向に進むべきかということ議論されたんだろうなというふうな認識をいたしました。

一点、ここで財政面についてお尋ねをしておきたいと思えます。少子化に合わせ、やはり県民の思いとして心配な点が財政であります。今後、少子・高齢化の中で、必要となる社会保障経費については十五億円の自然増が二十五億円に増えているというふうな見通しも先般説明をされましたけれども、そういった意味で、今後、いろんな意味でし寄せ、また必要となるところが抑制的になりはしないかという心配がある中で、この財政については、しっかりと取り組んでいただきたい、ただかなければならないというふうな思うわけですが、その財政上の工面の工夫についてであります。

最大二百億円の建設コストということで話がっております。また運営費等



についても、一般質問でも話が合っておりましたが、通常、私財を投資して建学の精神に基づいて行うのが私学である一方、公立大学については当然公費で行うのが基本だというふうに思っております。とは言いながら、やはりこれからまさに佐賀を思う人たちを醸成されていく中で、既に佐賀のために何かやりたい、そういうふうに思っていたいてくれる方もたくさんおられるわけであります。そういったことを考えますと、財政上の工夫として、佐賀県を思う、佐賀にゆかりのある個人、また企業から、例えば、ふるさと納税制度などを活用して寄附等を募る、そういったお願いをすることも検討されてはどうかと思っておりますが、どのように考えてあるのか伺います。

○中島政策企画監 財政上の工夫の工夫といいますが、寄附についてのお尋ねでございました。

県立大学は、多くの方に支えられながら成長していかねばならないというふうにご考えております。もう少し先の話になるとは思いますけれども、県立大学に期待ですとか、あるいは魅力を感じていただきまして、寄附などによって支援をしたくなる、一緒に育てたくなると、そういった大学にしていくことがとても大事だというふうに思っております。

具体的なやり方については、今後考えていきたいと思っております。  
以上でございます。

○藤崎委員 ありがとうございます。

それでは、今回通告していた質問が非常に少なくありますけれども、私自身、県立大学をつくる、県が提案される意義、必要性というものはしっかりと議論させていただく中で明確になったと、浮き彫りになったと、整理されたというふうな認識をしております。そして、私もそのとおりだというふうに感じております。

そういう中で、じゃあ、なぜまだ県民の中に、そういうふうな賛成、反対分

かれたり、もちろん議会も大変な思いで議論しているわけですが、一つに私が思うのは、人への投資、ここがいま一つまだ伝わっていないのかなというふうな私自身感じるところがあるわけでありまして。

どうしても公共事業という側面から見ると、やはり議会として議論しなきゃならないことが多岐にわたってきますし、その答えについても明確にそれを踏まえて結論を出すというのは、選択というのは非常に難しい事案、それが大学だろうというふうな思うわけでありまして。

じゃ、何をもって決断をしなきゃならないのかというと、やはり人への投資じゃないかなというふうな思うんです。これまでの人生を振り返って、一番反省するのは確かに人への投資がなされてこなかった、自分自身もって勉強しておけばよかったとか、もつといろんなスキルを磨いておけばよかった、正直今思うわけがあります。ちょうど私が高校を卒業した一九八九年、これはマルタ会談があった、ベルリンの壁が崩壊したときでありますけれども、要は国際情勢が変わって、冷戦が終わって、よく言われるように、日本としても護送船団方式ではやっていけないんだと、国際競争の中で勝ち抜く、そういった競争力を身につけなきゃならない、そのためのスキルアップ、生産性を上げていく、能力を、技能を身につけていく、そういう人をそれまで資源としてみなされていた、つまり、いかに節約するかという観点で見ていたものを資本としてみなして、いかに力を、生きていく力、生産性を上げていく力、そういった生き抜く力をいかにつけていくか、そうしたことが総じて企業の収益アップ、力の向上につながったんだと思うんですけれども、それがなされてこなかったという点が、日本の、私自身が一番大きな反省としてあるわけですが、じゃ何でそうなったんだろうと思うと、もともと、例えば、私が高校を卒業した一九八九年の子育て世代、子供がいる家庭というのは全世帯のうち昭和六十一年に四六・二％あったわけですね。それが昨年は一八・三％、要は二〇％を切る状況になっ

てきた。つまり、子供がいる家庭がどんどん減っていく中で、誰もが子供への教育、人への教育は大事だということはみんな分かっているけれども、政治が私は決断をしてこなかった。つまり、誤解を恐れずに申し上げれば、やはりどうしても必要な目の前の福祉、社会保障、これは絶対的に必要なものです。でもやっぱり政治家が選挙というものを通じていく中で、より大きな声、たくさんの方の声をすくい上げていく部分がやはりどうしてもそういった部分が多かった、子供の声というものがなかなか届かなかったというのがこの間の三十年以上ではなかったのかなと感じております。だから、人への投資がなされてこなかったんじゃないだろうかという反省があるわけであります。

しかし、これからはAIが進んで、間違いなく私たちは何とかかろうじて頑張ってくることはできたけれども、これまでのように、子供たちに答えを求め、つまり先生が授業をして答えに導いていく、そういうことが通用しない。コロナであったり、紛争であったり、また、そういったのを解決するいろんな技術革新であったり、そういう中で何が起きるか分からないという中では、やはり一人一人がしっかりと自分の頭で考えて判断をしていく、選択をしていく、決断をしていくというふうなことが求められていく、そういう社会になっていく中で、本当に教育というのは大事だな、これまでのように答えを求めめるのではなくて、問う力をいかに身につけさせていくということが大事だというふうに思っております。

そういう中で大学をつくらうということでありますから、当然この大学はどういう大学にするのかということが一番大事だというふうに思うわけであります。この大学を卒業すれば、佐賀県立大学を卒業すれば、この大学を卒業した若者はこういう力をつけているんですと、こういう技能を身につけていますよということアピールしていく、そのことで企業を呼び込んだり、また、佐賀の地場の中小・小規模事業者をさらに生産性を上げていったり、少子化の

中でいかに人材をしつかりと集めていくか、そういう好循環をいかにつくるか、そのきっかけとできるか、それがどういう大学をつくるかというところにあるんだろうなというふうに思ったわけであります。だからこそ、昨年末、再議をしてまでもあの予算、八百万円を通されたのだから今感じているわけであります。

その大学の教育方針に関する基本的な考え方についてお尋ねをしていきたいと思いますが、まず初めに、これはちよつと言っていますけれども、人への投資について所見があれば、ぜひ聞いておきたいと思えます。

○日野政策総括監 人への投資についての所見ということでお答えさせていただきます。

まず、前提となる時代認識であります。今、藤崎委員からも、藤崎委員の時代認識というのが披露されたわけです。私、聞いていて、本当に同感でありました。やっぱり時代そのものとか、社会そのものの不確実性、ここがすごく今増しているんだろうと思えます。

一つ例を申し上げますと、まさに生成AIであるとか、ドローンとか、いろんな分野でICT関係の技術が加速度的に発達している。もう三、四年前の状況というのが非常に陳腐なものに思えるぐらい、いろんなものが実用化されている。それから、あと国際情勢や環境問題というのも、これは大きく変わってきているわけです。つまり、過去を見ていたら、将来が予測できるというような簡単な時代認識ではなくなってきたら、将来が予測できるというように、まさに不確実性だと思えます。

そこに加えて、我が国特有の事情として人口減少というものが加わっているんだろうと思えます。地球上、全般的に不確実性があると思えます。そこに我が国は人口減少というのが加わってくる。ここがまず押さえておかなければいけないんだろうと思えます。

そういう状況であればこそでありませけれども、まさに一人一人が自分らしく生きるというでしょうか、自分の考え方をしっかり持って行動していくということが、これまで以上に問われていく、必要になってくるんだらうと思います。そして、そういった大切な人材がまさに地域社会、いろんな分野での未来を切り開いていくためには欠かせない存在、まさに人だからこそできる、人でしかできないことというものが当然残るわけでありまして、そこに対する力というものがますます重要になってくる。であれば、そういうお一人一人に対する教育の意味であるとか、教育政策の重要性というのがこれまでに増して重要なんだらうと思います。

そして、これは学校教育という限定された分野ではありません。若者だけの限られた話でもないんだらうと思います。また、新たな知識だとかを詰め込めばいいという、そういう知識や技術の習得ということにとどまる話でもないんだらうと思います。知識や技術は必ず陳腐化します。こういったことから考えると、教育というものをより広く捉えていく、その年代の面でも広く捉えなさいいけないし、また、質という面でも広く捉えていかなさいいけないんだらうと思います。

そして、そこで満たすべきものは何かというと、やはり一人一人が自ら考える力というものをしっかり身につけなさいいけない。そして、自らきちんと行動する力、これも身につけなさいいけない。そういった力が育まれるような施策を展開する必要があるんだらうと思います。

藤崎委員から、先ほど大和中学校の話で、チャレンジするという話がありました。まさにこういうチャレンジする力とかというのも本場に一人一人が身につける。もちろん、みんながすごくいろんなところにぼんぼん飛び跳ねるといったことはないと思います。でも、そういった気持ちを持つ、また、そういったことに対して理解を示す、分かるというようなことも大事なことなんだらうな

というふうに思います。

したがって、そういった力を身につけるための施策というのは、学校教育に限ったことではなくて、産業人材の育成もそうです。また、スポーツとか文化政策の面でもそうかもしれません。そういったことを大切にしながら、そういった価値観というものを大事にしながら施策を展開しなさいいけない。それがまさに人への投資なんだらうというふうに思います。

人への投資でございますので、その効果というのはすぐ先に出てくるんだらうと思います。藤崎委員から今、公共事業の話が出ました。公共事業というのはある意味、即時的に効果が現れ、目に見えて分かりやすい分野かもしれません。ただ、人への投資というのは、なかなかその効果というのが先にならないと分からない、見えにくいという部分は確かにございます。しかし、その人への投資というものを今このとき、これからもやっていかなければ、この不確実性の時代に対して一人一人、佐賀で生まれた子供、佐賀で育った子供たちがやはり大人になったとき、それから、大人になってからも、そこでしっかりと自分で考える力をつけられれば、不確実性の時代にあっても、何らかの対応ができるような人材に育っていくんじゃないかと、社会で活躍する人材になるんじゃないかというふうに思います。

そして、そういった意味においては、県立大学というのは、この人への投資の中核をなすものなんだらうな。学校教育と社会の間、その間をこの県立大学というのがブリッジの役割を果たすような形でうまく機能することによって、この佐賀県全体が人への投資について、いろんな分野で相乗効果を発揮できる、そういう仕組みというものが出来上がるんじゃないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 ありがとうございます。ぜひ人への投資、非常に聞き応えのある

答弁をいただきました。ゆつくりと人への投資について、私、あんまり酒は飲めませんので、お茶を飲みながら議論したいなと思います。

本当にこの人への投資というのは大事なことだと思います。やっぱり私自身、知事に幕末のことばかり言うなど、もっと先のことも言うべきではないかということも言ったんですが、幕末が大好きで、松下村塾も大好きなんです。三年間という短い期間に九十二人の学びを、吉田松陰先生の下で学習したということ、その後、まさに久坂玄瑞や高杉晋作、山県有朋、伊藤博文等々、本当に日本を牽引するような人材を輩出したということで、本当にすばらしいと思う。しかも、その子たちは決して、もともと優秀であったかどうか分かりませんが、でも、その塾から近く一キロ圏内のところから、当時の身分制度に関係なく通っていた。そこで学んだことが本当に大きく生かされんだと思います。そこで学んだことは、私は吉田先生の生きざまであつたろうというふうに思うんですが、本当に人が集うというのが、そこで学びがあつて意見交換をして、本当にいろんなアイデアやクリエーティブなことが生まれるんだらうと思うんですね。だから、そういう拠点というのは大事だというふうに思うわけがあります。

じゃ、その教育方針に関する基本的な考え方について、ちょっと具体的に聞きたいというふうに思うわけがあります。

専門家チームとともに「具体化プログラム」の中で教員の人選、大学の特色となるような機能、ソフト面を固めて、これからいろんな議論をされていくんだらうというふうに思っておりますけれども、先般、一般質問の中でありましたけれども、四月頃にはそういった県立大学における教育に関する基本的なたたき台というものをまとめたというふうに言われてありました。そして、六月頃には教育の基本的な方針がよりイメージできるようにしたいというふうにも答弁されてあります。

この基本的な方針を踏まえて、カリキュラムの編成の具体化や教員の在り方、大学の教室設備の在り方等が決まっていくなだらうというふうに思うわけですが、けれども、そういう具体化を図っていくための点について何点か伺います。

初めに、それはどういう内容のものなのか、その概要について伺っておきたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ教育に関する考え方の点について、まず、こういったものかということもございました。

まず、私どもとしては、教育方針の基本的な考え方、こういった名称で少しお示しをしていきたいなというふうに思っております。中身でございますけれども、一月に私どものほうで策定いたしました県立大学の基本構想、ここでも育成する人材のイメージでありますとか、教育内容、方法というのはお示しをしているところがございます。鳥瞰力を持った人材を育てたいだとか、理文融合でやりたいだとか、現場重視の教育をやりたいとか、そういったことを書いているところがございます。

これをベースにいたしまして、今、私ども専門家チームと議論をいたしておりますけれども、特にやっぱり教育者、研究者の方の目線も入れながら、大学教育としてはこういったところをやはり重要視していきたい、そういう重視する価値観でありますとかポイント、こういったものを「教育方針の基本的な考え方」というタイトルで一旦お取りまとめをしていきたいというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱでは、どう位置づけて、どのように生かしていくのか伺います。

○日野政策総括監Ⅱ教育方針の基本的な考え方の位置づけについてお答え申し上げます。

まず、ちょっと前提で大学の制度の話を少し申し上げますと、大学は、これ



は全国の大学みんなそうなんですけれども、文科省の方針で三つのポリシーというものを決めることになっております。

三つちよつと申し上げますと、一つ目が卒業認定の方針というもので、ディプロマ・ポリシーというふうに呼ばれているものであります。これは要するに、どういった学生を育てて、社会に送り出したいか、卒業させたいかという、そういうまさに育成する人材のイメージと少しオーバーラップすることになると思いますが、そういうこと、ディプロマ・ポリシーというのを決めると。

二つ目には、そういった人材を育てるためには、どういったカリキュラムをしなきゃいけないのかという教育課程、カリキュラムの編成方針になりますカリキュラム・ポリシーというのをつくることになります。

そして三つ目には、では自分の大学にはどういった人に来てもらいたいのかという入学者の受入れ方針でありますアドミッション・ポリシーという、この三つを必ずこれは設定することになっております。

この三つを総称して教育方針というふうに呼ぶこともございますので、私もそういった意味で、この三つの総称であります教育方針に関する基本的な考え方をまずまとめたいというふうに思います。

したがって、この教育方針が、先ほど委員からもちよつと御紹介ありましたけど、具体的なカリキュラム編成だとか、それから教員の人事だとか教員の採用の在り方、それから入試制度の議論を進める上で大変重要なものになってまいります。例えば、カリキュラム・ポリシーに従って具体的なカリキュラムを詰めていかなきゃいけませんし、アドミッション・ポリシーに従いまして具体的な入試制度というのを細部を詰めていく、こういうふうになります。それから、当然こういった人材を育てたい、卒業させたいというディプロマ・ポリシーと、そこで実際教えるカリキュラム・ポリシーというものがきちんと整合性が取れているのかどうか、こういったところがきつと文科省の大学設置審

の議論とかで大変重要になってまいります。

ですから、こういったものが相互に関連して整合性を取ることが求められておりますので、ここに専門家チームと議論しながら、まさに大学教員の目線、そういった研究者目線、教育者目線としても堪えられるような、あるいはアピールできるような、そういったものにしていかなければいけないので、まさに具体的なカリキュラム、教員人事、採用、入試制度、詳細を詰める、その前提として「教育方針の基本的な考え方」というものを定めていきたい、そういう位置づけのものをまとめていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員 Ⅱ詳しく具体的に説明いただき、ありがとうございます。まさにこの基本方針、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、そしてディプロマ・ポリシーについてしっかりとこれから定めていくと。それを県民に示すことで、いわゆる知事いわく、深いところを分かってほしいという初めて知事が記者会見か何かのときに言われたあの言葉、ずっと何を知事は言っているんだろうと私自身思っていたんですけども、まさに今回、今、日野さんの話を聞いて、ああ、それなんだな、そこなんだなというふうに感じたわけであります。

要はディプロマ・ポリシー、卒業認定、学位授与の方針ですね。これは卒業するときに何が身についているのか、どんな人材を育てていくのがきちつと明文化されているということであります。では、どうしてそれが身につくことができるのかというのが、こういう教育をしているからですよというのがカリキュラム・ポリシー。教育課程編成であったり、実施の方針なんだろうというふうに理解をいたしました。当然、大学側はそのために、その教育方針をきちんと理解している生徒、学生に入学してほしいということなんだろうという

ふうにするわけであり、それがアドミッション・ポリシーなんだろうというふうにするわけであり、これも、こういった大きなアドミッション・ポリシーといったものを踏まえて、これからどういう大学をつくらうというのをしっかりと説明していただけるんだろうというふうにするわけであり、こういった点についても、またしっかりと議会の外でもぜひ議論させていただきたいというふうに思っております。

じゃ、最後になりますが、今後の進め方について伺っております。

○日野政策総括監Ⅱ今後の進め方でございます。

先ほど申し上げましたとおり、まず「教育方針の基本的な考え方」というものをお示しして、これはまさに多くの方とさらに議論をしていきたいと思えます。議会での御議論もそうですし、県内の教育界、高校、中学、それから経済界、様々な方々との意見交換を行っていくことで、この教育方針を整理し、具体的なカリキュラムや入試制度の制度設計につなげていきたいと思えます。

ちよつと一点だけ、先ほど藤崎委員のほうから叡啓大学の定員割れのことについて言及がございました。ちよつと私のほうでその点だけ補足といたしましうか、させていただきますと、叡啓大学の入試制度、まさに大学がどうあるべきかというところで、春入学と秋入学という二つの制度をこちらは設けているわけであり、定員百人のうち、八十人ぐらいを春入学で採って、定員の二十人を秋入学。定員の二十人の秋入学というのは、ほとんど、だから、留学生になるわけなんです。そういった面で、春入学のほうはほぼほぼ八十人、定員埋まるんですけども、やっぱり秋入学という話になると、そこがちよつと若干変動があるので、そこで欠員が出て、トータルで見ると、何かその百人が定員のところ、八十人しか入っていないように見えるという、だから、それも一つの学校の方針、まさにアドミッション・ポリシーに基づいて入試制度をそういうふうに行っているという流れで来ているわけなので、まさにそういった

意味で大学の教育方針と一つ一つの制度というのがそうやってリンケージしているということでございます。

我々もそういうアドミッション・ポリシーなり、カリキュラム・ポリシーを整理して、具体的な制度設計をやっていきますけど、スケジュールでございますけれども、今も専門家チームの皆さんといろいろとメールのやり取りだとか、いろいろさせていただいておりますけれども、精力的に議論を進めているところでございます。

四月には、その「教育方針の基本的な考え方」のまずたたき台を皆様方にもお示ししたいというふうに思っております。たたき台でございますので、その時点における私どもの考え方でございますので、またそれを踏まえていろいろなところで意見交換なり、御議論もいただきたいと思えます。そして、それをまたブラッシュアップした形で、六月には今度は「教育方針の基本的な考え方」の案という形でまたお示ししたいというふうに考えております。また、それを基にいろんな議論を積み重ねていって、将来的なカリキュラム編成、それから教員の採用の方針、こういったことにつなげてまいりたいというふうに思っております。ところでございます。

以上でございます。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。叡啓大学についてもちよつと説明いただいて、非常によかったなと思えます。

以上、県立大学については質問を終わらせていただきますけれども、いろんな議論というものを、先ほども申し上げましたが、この議場、議会、委員会等のみならず、まさに先ほど、いろんな経済界とか、教育界とか、そういったところとも議論していきたいということを言われたので、非常にいいことだなというふうに思いました。そういった広く開けた形の中で、ぜひ県民のいろんな思いというものを受け止めて、そして求める人材というものをしっかりと輩出

する、そういった取組を示してほしいなというふうに思うわけでありませう。

では、次の質問、MIGAKIに入らせていただきます。

この「MIGAKIプロジェクト」の質問をするに当たって、一つ私思ったのが、佐賀県庁自体も大学みたいなものだなというふうに思ったわけでありませう。要は皆さんが、もちろん県が求めるそういった人材として県に入庁されて、そしてそこでのいろんなカリキュラムといえますか、現場を踏まえて経験をされて、そして当然、もちろん県を退職していく、大きな実績を残していられる方も皆さんそうなわけですけども、例えば、維新博がありました。維新博、大きな事業でありましたけども、あの維新博に携わったことで、当然、いろんなスキルを磨かれて、そして、今またいろんな部署で活躍されている。そういったまさにこの県庁自体が人を育てる、そういうことにも取り組まれているんだというふうに評価しているわけですが、その一つとして、今回は「MIGAKIプロジェクト」、あるのかなというふうに思ったものですから、質問をさせていただきます。

令和六年度当初予算の新規事業として県有施設の磨き上げを行う「MIGAKIプロジェクト」推進費というものが提案されています。県有施設についてブラッシングしていくということでありまして、当然、誰もが、県民多くの方が、近くにある、または、行って見たいと思う県有施設に行ってたくさんの思い出をつくってきたわけでありませう。私自身も北山のほうに連れて行っていただいて、いろんな思い出があるわけですけども、そうは言いながら、実は今回こういう提案をされて初めて、よく考えたら足が遠のいていたなと、なかなか行っていないなかつたなというふうな気づきもあつたわけでありませう。また、そういう意味で言うと、よく見てみると確かに少し手が入っていないなかつたり、ちよつと魅力が落ちたようにも感じる部分もあつてなかなか人が集まらないという、そういった状況もあるのではないかとというふうに思ったわけでありませう。

今回、県のほうで、そういったことに対して手を入れていこうと、いわゆる「さがデザイン」の視点もあるんだろうというふうに思うんですが、磨いて、そして、魅力ある施設にしていこうというふうな取組をされるんだというふうに理解をしております。

そこで、何点か質問をいたします。

新たな事業でありますから、具体的な内容がよく正直分かっていないところもあります。そういった意味も含めて質問をさせていただきますが、初めに、事業の目的についてであります。

「MIGAKIプロジェクト」の目的について何か伺います。

○納富政策企画監「まず、「MIGAKIプロジェクト」の目的についてお答えさせていただきます。

先ほど藤崎委員のほうからお話ありましたけれども、佐賀県には豊かな地域資源を生かした魅力ある県有施設が多数ございます。その施設がたくさんありますが、施設を設置、整備した部局がそのまま所管をこれまでしておりますので、経費の縮減であったり管理のしやすさなど、管理者目線の管理とやっぱりなつてしまい、時代の変化であったり利用者のニーズに対応した、言わば利用者目線の活用が十分にできていない施設もございました。

そのような中で、波戸岬キャンプ場につきましては、リニューアルの構想段階から民間の力を活用し、サイトの拡張であったり、プレミアムエリアの新設など、高付加価値の施設へ転換したことで今までにない高い評価をいただき、予約が取りにくい状況が今なお続くなど、多くの方に御利用いただいております。

「MIGAKIプロジェクト」では、波戸岬キャンプ場などのように、成功体験を共有しつつ、民間の力をしっかり活用し、サービス、コストの最適化を行いながら、各施設の持つ本質的価値の磨き上げを行いながら、ポテンシャル

を引き出すことで県の交流人口の増加を図っていききたいということを目的としております。

以上になります。

○藤崎委員Ⅱ非常にいい取組だというふうに思うわけですけども、なかなか議員の立場といいますか、私自身がそうなんですけども、新しいことをやろうとすると身構えてしまうというのが実はあるんですね。例えば、今年行われる国スポにおいても、やはり例えば、アルコールの、お酒の提供を行うというふうなチャレンジをされようというふうに行っているわけですが、やっぱり慎重な思いが私自身先に来て、心配事が先に来てしまうという面があります。つまり、立場といいますか、立ち位置といいますか、どこから見るかというので物事というのは変わってくるというふうに思います。私がいつも委員会のときに毎回思うのは、この席に座っていると、委員会の始まる、ベルが鳴る前でも、みんなそろっているから始めたらいのにといつも思うわけですね。でも、以前、先輩がもう始めんかと言った、けど、委員長はやっぱり時間どおり始められた。その言っていた先輩議員が委員長席に座られたら、そう言われてもやっぱり始められなかった、やっぱりベルが鳴って始められた。つまり、その場所にいる責任、その位置にいる責任というのがあって、なかなか前例を変えることはできない、やっぱり決められたルール、これに従うことがやはり大事だというふうな重い責任感というものが生じるんだらうなと、なかなか委員長席に座れない私としては思うわけでありまして。

つまり、まさに県の施設も管理者目線と今言われました。確かに管理者としてはどうしても公費という部分とか、そういったところを重点置いてなかなかできないところがあつたんだらうと。そこをしっかりと横串を刺すじゃありませんが、やはり取り組んでいくことが大事だというふうに思うわけでありまして。じゃ、その対象施設についてでありますけども、具体的な対象施設について

伺います。

県は多くの施設を所有しているわけですが、今回、「MIGAKIプロジェクト」推進事業では、具体的にどのような施設を対象施設として考えているのか伺います。

○納富政策企画監Ⅱ「MIGAKIプロジェクト」の対象施設についてお答えさせていただきます。

現時点では、キャンプ場や少年自然の家、ビーチ関連の施設など、十一の施設を担当させていただいております。

具体的には、佐賀市におきましては、レイクサイド北山、北山キャンプ場、北山少年自然の家の三つ、唐津市につきましては、波戸岬海浜公園、波戸岬少年自然の家、武雄市におきましては、黒髪少年自然の家、宇宙科学館、神埼市の九年庵、伊万里市のイマリンビーチ、太良町の白浜海水浴場、小城市のムツゴロウ公園、以上十一の施設になります。

○藤崎委員Ⅱその対象施設の選定理由についてですけども、その前に先ほど委員長という話をしましたが、ちなみに、これまで私、県議になって十六年ほどやっていますけども、委員会の冒頭にきちっと挨拶する、礼儀を正すということはやったことはありませんでした。この総務常任委員会の宮原真一委員長は、やはりそういった面は、しっかりと委員長が大事だと思うことをやっておられますので、そのことは前例にとらわれずしっかりとやっているということは申し上げておきたいと思っております。

○宮原委員長Ⅱありがとうございます。以前からやっております。

○藤崎委員Ⅱ大事なことだと思えます。つまり、チャレンジですよ。やっぱり今までやったことないから、なかなかやるのは勇気が要ると思うんですね。本当にこれまでやっていなかったことを、正しいと思ってもやるというのは本当に勇気が要ることだというふうに思います。でも、大事なことだと思えます。



その施設の選定理由についてでありますけれども、磨き上げを行う対象施設を選定するに当たり、どのような考えで施設を決めたのか伺います。

○納富政策企画監Ⅱ「MIGAKIプロジェクト」の対象施設の選定理由についてお答えさせていただきます。

「MIGAKIプロジェクト」では、民間の力を活用するという観点をしっかり入れていきたいと思っておりますので、県が持つ公の施設のうち、指定管理制度を導入している施設、こちらは二十八施設あります。まず、こちらのほうを選定させていただきました。

その中におきまして、交流人口の増加を図っていくという観点から、例えば、聴覚障害者サポートセンターなどの福祉関連施設、また、九州シンクロトロン光研究センターなどの産業関連の施設、そして、SAGAサンライズパーク等のスポーツ関連の施設などを除きました十一の施設を、MIGAKIの対象施設として選定しているところです。

以上になります。

○藤崎委員Ⅱじゃ、その対象施設の課題について伺っております。

対象施設の磨き上げを行うに当たり、どのような点が課題と考えているのか、説明を求めます。

○納富政策企画監Ⅱそれでは、「MIGAKIプロジェクト」の対象施設の課題についてをお答えさせていただきます。

私はこれまでいろいろな施設を担当させていただきました。そのときに、施設の課題であったり、現状を考えると、まず、現地を直接見、そして、関係者からしっかりと話を聞き、そして、実際に、例えば、少年自然の家であれば、子供たちがやっていることを体験するなどのように、実際に利用者がどういったことをしているかというのをしっかりと把握しながら現場を把握し、今後どうすべきかということを考えてきたところでございます。

今回担当させていただくに当たり、その経験を踏まえまして、現場との意見交換や訪問から始めさせていただきました。そして、現状の把握、課題の整理を行ってまいりました。

その中で、施設を回ってきて、様々な課題が見えてきました。具体的には、先ほど委員のほうからお話がありましたように、やはり前やっていたことをそのままやるべきだ、そうするのが正しいもんだというような前例踏襲がしっかり施設にはあります。それと、予算の硬直化ということがあったりしまして、先を見据えた対応、将来を見据えた対応というのがやはり弱いと。また、現場のニーズに合わせた対応が十分でないなどの課題もございました。

また、さきに話をさせていただいたとおり、管理者目線での管理となり、利用者目線に立ったアプローチが弱い、十分ではないということもございました。このほか、施設間であったり、所属間の横のつながりがしっかりとできていないため、成功事例のノウハウであったり、情報共有が十分でないということもございました。そういったところが実際現場を回ってみたり、話を聞いたりして見えてきた課題となっております。

以上になります。

○藤崎委員Ⅱそういった整理された課題について、これから取り組んでいただくんだと思いますが、MIGAKIチームの役割について伺っております。

プロジェクトを進めていくに当たり、年明けでしたか、チームをつくられて、部署ができたわけでありますけれども、新たなMIGAKIチームにおいてはどのような役割を担っていくのか伺います。

○納富政策企画監ⅡMIGAKIチームの役割についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただいたとおり、施設の課題がございますので、その課題を解決していくためには、施設ごとにばらばらの考え方で進めるのではなく、

横串を刺し、未来志向で、そして、利用者目線を持って、その上で民間の力を活用していく必要があると考えております。そのため、MIGAKIチームは各施設を一体的にグリップし、ハードだけではなく、ソフトも含めまして施設の磨き上げを行っていきたいと思っております。そういったことをやる役割を担うのがMIGAKIチームとなっております。これまでにない新しいチャレンジを行うチームと考えているところでございます。

以上になります。

○藤崎委員Ⅱすっかり頑張っていたかと思うわけですが、一点、悩ましいことが私自身あって、やっぱり利用者目線となれば、よりよいサービスというものを提供していかなければならないというふうに思うわけでありますが、総じてそういった取組というのは地方よりも大都市、要は東京であったり、そういったところがより洗練されているといえますか、非常にノウハウ等を持っていることが多いというふうに思うわけであります。当然そういうノウハウがないのであれば、そういったものをしっかりと活用していかなければならないというのはあるかと思えます。

そういう中で、私はいろんな事業を行う中で、いかに佐賀県内のスキルアップ、先ほどいろんな力を身につけさせていくというふうな話をしましたけれども、そういう県内の事業者等、また、人財——宝のほうの人財です——の能力を上げていくかという目線もぜひ持っていたら、東京の業者にばかり力を借りるんじゃないかと、当然、最初はないんだから借りらんばいかぬところはあるかもしれませんが。しかし、そうであるならば、例えば、JVを組むとか、もしくは最初はそうであるけれども、次はしっかりとそういったものを県内に広げていって、次回からはできるだけ県内にそういったところを育てていくとか、そういったことも頭に入れながら県としてはやっていただきたいということをご希望しておきたいというふうに思います。

では次に、市町や地元関係者との連携について伺います。  
プロジェクトの目的を達成するためには、市町や地元関係者の理解や協力、連携が重要なポイントになるというふうに考えていますが、その点についてどのように考えているのか伺います。

○納富政策企画監Ⅱ市町や地元の関係者との連携についてお答えさせていただきます。

まず、施設の磨き上げを行っていくに当たっては、施設単独で考えるのではなく、どうすれば地域に人が集まるのか、そのために地元関係者の方どう協力をしていくのかの視点が重要となっております。委員から御意見がございましたとおり、そういった点では、立地市町を含めまして関係者との意見交換、情報交換、協力が重要となっております。

実際に私たちは、イマリンビーチであれば伊万里市さん、九年庵であれば神埼市であったり、神埼市の観光協会、そして、北山エリアでありましたら県に三つの施設がございますので、その指定管理者とまずもって膝を突き合わせながら、既に意見交換を始めさせていただいております。関係者につきましては、議論が深まるごとに、そして、フェーズや場面に応じて人数を増やしながら議論ができればと考えているところでございます。

また、先ほど答弁させていただいた施設以外につきましても同様に、市町であったり、関係者の皆様と連携をしながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上になります。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは最後、今後の取組について質問いたします。  
立ち上がったばかりの組織ということで、まずはしっかりと心合わせをやっていただいて、もう既にされてあるというふうに認識をしておりますが、今後ど

のようなことに取り組んでいこうとしているのか、決意を踏まえて伺っております。

○納富政策企画監Ⅱ今後の取組についてお答えさせていただきます。

今後は、まず見えてきた課題に対しましてソフト、ハード両面で磨き上げを行っていくために、具体的にどういふうなことをやっていくのかという方針の検討であったり、検証というものをしっかりと進めていきたいと考えております。

その中の一例としまして、今年の九年庵の春の一般公開では、通常の公開に加えて、新緑の中での演奏会であったり、例えば生け花、焼き物などを加えた特別空間の演出をつくったり、今までにはなかった新たな活用というものを見据えたチャレンジも私たちのチームで行いたいと考えているところです。

また、さらに令和六年度につきましては、具体的な方策の検討と並行しまして、大きく三つの事業に取り組むこととしております。

まず一つ目は、エリアや分野ごとに施設の目指す方向性等を取りまとめ、打ち出していくためのブランディング戦略の策定についてです。

次に二つ目、施設の魅力向上、集客を促すためのコンテンツづくりをしつかりやっけていきたいと思っております、そのためのフォトスポット等の制作について行っけていきたいと考えております。

また、三つ目になります、施設のプロモーションをしつかりする必要がございますので、そのために活用するリーフレットの制作など情報発信の強化にも努めていきたいと思っております。

このような事業を通じまして、プロジェクトの動きを加速させていきながら、施設の持つポテンシャルであったり、そういうものをしつかりと引き出し、そして、本質的な価値をしつかりと磨き上げることで人が集う施設へと変えていきたいと考えております。

以上になります。

○藤崎委員Ⅱありがとうございます。

決意ということ、最後に頑張りますと言っけてほしかったんですけども、本当に新たなことに挑戦するというのは大変だと思います。でも、そういった姿勢を見せること、先ほど吉田松陰先生の話をしましたけれども、そういったところが次に続く人たちのモチベーション、熱量につながると思うので、ぜひ頑張っけていただきたいというふうに思います。

最初に中学校の卒業式の話をしていただきました。そのときに思っただのは、今の生徒さん、大和中学校、私たちの頃と違っけて髪の毛があっけて、私たちのときは坊主でした。そういった意味で、ああ、変わっけたなと思っただんですけど、でも、卒業式で卒業証書授与の後、私たちの前を歩いていく顔を見ながら、僕らの頃と変わらななと思っけました。本当に一人一人の顔を見せられて、緊張している顔や、照れながら、また、そういう一人一人の顔を見ていると、私たちが中学校を卒業したときのあのときと本当に変わらなな一人一人の顔があっけて、やっぱり子供たちというのは変わらななというふうに感っけました。

ただ、先ほど言われたように、世の中がこんなに大きく変わっけていっただけであれば、大人の責任として、生き抜く力というものをしつかり身につけるようにしてあげななやならないというふうにも、卒業式を見ながら感っけたということ最後に申し上げて、質問を終わります。

○納富政策企画監Ⅱ激励いただきましたので、私のこれまでの経験であったり、人脈等を生かしながら、しつかりと頑張っけていかせていただきます。よろしくお願ひします。

○青木委員Ⅱ自由民主党の青木一功です。発言の許可をいただきましたので早速質問に入ります。

まず一問目です。佐賀駐屯地（仮称）についてです。

再選させていただいて以来、毎議会質問に取り上げてきた佐賀空港の自衛隊使用要請について、また佐賀駐屯地についてであります。いよいよ令和七年七月の開設まで一年と少しとなりました。これまで様々な議論を経て、ようやく来年と言えるようになったと実感いたします。

しかしながら、昨年十一月のオスプレイ墜落事故や先日の米軍ヘリの佐賀空港滑走路の低空飛行など、懸案事項があるのもまた事実であります。

加えて、先日の八日には、墜落事故以来約三カ月にわたるオスプレイの運用停止措置を解除したと発表もあり、同時に陸上自衛隊と在日米軍が運用するオスプレイの飛行再開については、引き続き緊密に調整していくとの発表もありました。

懸案事項には、徹底した再発防止を訴えながらも、飛行再開に向けた取組は粛々と進めるべきであり、また訓練の練度を低下させることのないよう、防衛省としても取り組んでいただきたいと思っております。

今後、佐賀県が一自治体として国防に寄与できること、そして国防には当然リスクも伴っていくことは理解していくべきであると思っております。

いまだにオスプレイ配備や駐屯地整備に関しての報道は、計画に反対する立場からの声ばかりが取り上げられているのが現状であり、国防の重要性や自治体が果たすべき役割についてなど、一切報道されることもないため、県民の一部の方々からは本当に計画は実現するのか、計画がなくなったりしないかと心配する声を聞くこともあります。ようやく決まった今回の空港と自衛隊との共用をしっかりと受け止めて、計画を見守り、前に進んでいかねばと実感するところでもあります。

駐屯地整備後は、立地自治体として、空港管理者として、県としては丁寧な駐屯地と信頼関係の構築を目指していただきたいと願っております。

そこで、次の点について、田中政策企画監に伺っていきます。

まず、駐屯地整備のスケジュールについてです。

昨年六月から駐屯地の工事が始まっていますが、県民の中には令和七年七月に全ての駐屯地に係る整備が完成すると思われる方がいるのもまた事実であります。

県としては、しっかりとした駐屯地整備の全体的なスケジュールの情報を伝えていく必要があると思っております。

そこで、駐屯地整備の全体的なスケジュールについて、どのようになっているのか伺います。

○田中政策企画監 駐屯地整備の全体的なスケジュールについて改めて御説明いたします。

佐賀駐屯地——今のところ仮称でありますけれども——の工事につきましては、一つがオスプレイの移駐に最低限必要な工事、そしてその他の工事、この二つに分けて実施されているところです。

一つ目のオスプレイの移駐に最低限必要な工事といたしましては、地盤改良造成工事、駐機場、接続誘導路、格納庫、隊庁舎、管理棟、燃料タンクの工事となっております。これらの工事のうち、土砂運搬や地盤改良などが現在進められていることに加えまして、先頃、関係機関である佐賀市、JAさが、有明海漁協との公害防止協定に基づく事前協議を経まして、現在は空港の敷地内での接続誘導路の工事に着手しているところです。

今後は、格納庫や隊庁舎など上物建築工事が始まるのが予定されているところです。

これらのオスプレイの移駐に最低限必要な工事につきましては、防衛省から示されている計画工程によりまして、約一年三カ月後の令和七年六月までの工事となっております。

二つ目のその他の工事といたしましては、駐機場の一部や倉庫、車両整備場、



体育館、火薬庫の工事が対象となっているところです。

これらの工事につきましては、計画工程によりますと、令和七年七月以降の着手とされておりまして、全ての工事が終了する時期は今のところ未定ということになっております。

以上です。

○青木委員 Ⅱ 県民の方々からよく伺うのが、土砂の運搬というか、トラックが日々たくさん通るということで、説明をさせていただくときに、例えば、来年の六月で全て完成するわけじゃないよと、引き続き続いていくんだよということに、じゃ土砂の運搬のトラックも、未定とおっしゃっていました時期までずっと続いていくのか、そこがちょっと分からない方もいて、そこはどうでしょうか。

○田中政策企画監 Ⅱ 今、たくさんさんのダンプで運んでいる土砂の運搬につきましては、計画では今年の夏までに終わる、主に造成工事に土砂を使っておりますので、造成工事を夏までに終わって、上物の工事に移っていく必要がありますので、ピークとしては今年の夏までをピーク、ただし、その後は上物の資材とか鉄骨とか、そういったものの運搬になりますけれども、何百台という単位ではなく、その都度その都度そういう鉄骨とかの資材が入っていくことになるかと思いますが、少なくとも土砂の運搬は今年の夏までということ聞いております。

以上です。

○青木委員 Ⅱ 詳しい説明ありがとうございます。

それでは、次に所在自治体との関係の在り方についてです。

駐屯地と所在自治体との関係の在り方が、今後、危機管理や有事の際の初動対応など、大変重要になってくると存じます。県では、駐屯地と所在自治体との関係の在り方について、どのように考えているのか伺います。

○田中政策企画監 Ⅱ 周辺所在自治体との関係の在り方についてお答えいたします。

駐屯地と所在自治体につきましては、駐屯地の開設後は防衛省による補助事業、様々なメニューがありますが、補助事業など防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を通した関係があります。

また、多くの隊員やその家族の皆さんが移り住んでこられることになりましたので、今、各地の駐屯地で行われているイベント、駐屯地祭りなどのイベントの開催とか、あと隊員さんの地域行事への参加とか、そういう実績を積み重ねることによって所在市となります佐賀市の地域の住民さんとの信頼関係が深まっていけばということ考えています。

地域住民との信頼関係の構築という点におきましては、防衛省さんにつきましては、今現在の工事の段階から地域とのコミュニケーションを図りながら工事を進めていただきたいというふうに考えております。

以上になります。

○青木委員 Ⅱ それでは、次に空港管理者としての対応についてです。

駐屯地の運用が始まれば、佐賀空港の滑走路を自衛隊と共用していくことになると思いますが、県は空港管理者として今後どのように対応していくおつもりなのか伺います。

○田中政策企画監 Ⅱ 空港管理者、県の対応につきましてお答えいたします。

駐屯地の開設によりまして、一番大事なのが民間空港としての使用発展に影響を及ぼさないという大前提があります。この大前提の下、防衛省に対しては空港の円滑で安全な運用が確保されるよう、引き続き求めていくというふうに考えています。

また、空港の将来の発展に向けては、昨年の五月に知事が当時の浜田防衛大臣と面談した際に、平行誘導路の設置など、民間空港としての発展を第一に連

携するということ、これを合意を見ております。

なお、この合意を踏まえまして、佐賀空港の将来の発展や、駐屯地運用開始後の空港の円滑で安全な運用の確保などのために、滑走路延長とか平行誘導路の整備などにつきまして、県と防衛省が相互に協力していくということを事務的にも確認しているところでです。

以上になります。

○青木委員Ⅱ それでは次に、基地交付金についてです。

自衛隊が使用する施設等が所在する市町村に対して、いわゆる基地交付金が交付されることと承知しております。この基地交付金は、所在自治体である佐賀市への交付金となると思いますが、県民の中にはこの交付金の用途について、しっかりと説明していく必要があると考えます。

そこで、この交付金はどのような制度なのか、説明を求めたいと思います。

○田中政策企画監Ⅱ 基地交付金についてお答えいたします。

基地交付金の正式名称は、国有提供施設等所在市町村助成交付金となっております。この交付金は、自衛隊などが使用する施設のうち、飛行場や演習場の用に供する土地が広大な面積を市町村のうち占めていることから、市町村の財政に著しい影響を与えているのではないかとこのことを考慮して創設されたものです。いわゆる固定資産税の代替的な性格が強いもので、この特徴としては、使途が制限されない一般財源として活用されているところでです。

現在、県内では五市町、鳥栖市、嬉野市、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町が交付金の交付を受けているところでです。

以上になります。

○青木委員Ⅱ 現段階でこの市町村、今回は佐賀市になるということですが、これまで、例えば他の自治体とかで、このような同様な交付金が使われた場合の例といいますか、このようなことに使われた傾向が多いとか、県民の方が分か

りやすい使途なりあれば、このようなことに使われた過去の例とかもあれば伺いたいと思います。

○田中政策企画監Ⅱ 基地交付金につきましては、特徴的なのが一般財源として交付されますので、何に使ったとかいうのはなかなか見えてこないような仕組みになっています。

ただ、先ほど御説明した補助金とかでありますと、周辺地域との調和を図るという意味から、いろんな施設の整備だとか、補助金につきましてはそういった活用がされ、例えば、消防車を増車したりとか、そういった事例が補助金のほうでは見られたりしています。

基地交付金につきましては、一般財源ということで、逆に自由に使えるというふうな形で認識いただければと思います。

以上になります。

○青木委員Ⅱ ありがとうございます。それでは最後に、課題への対応についてです。

先日、二月二十八日、米軍所属のヘリが佐賀空港の滑走路を事前連絡なしに低空飛行するという事案が発生しました。引き続き徹底した再発の防止を訴えていかねばなりません。今後このような事案が発生した場合には、県としてどのように対応されていくのか伺います。

○田中政策企画監Ⅱ 今後の課題への対応について、先日の低空飛行を例に挙げていただきました。

言うまでもなく、空港の安全管理は何よりも大事なことと思っております。今回は米軍ヘリが事前に何の連絡もなしに佐賀空港の滑走路上を低空飛行したこと自体が問題というふうに認識しています。このため県からは、直ちに防衛省九州防衛局に対し、佐賀空港の空港管理者として問題があると認識していること、自衛隊使用という立場からも、米当局に対して事実関係の確認とともに、

再発防止を求めること、今回の件について防衛省は佐賀県に説明することを強く申し入れたところです。

その翌日には、防衛省から県に対して、その時点で防衛省が把握している事実関係として説明に求められました。当該ヘリは米海兵隊所属のヘリであったこと、その日は日米共同訓練に参加しているヘリで、相浦駐屯地から高遊原分屯地に向けて飛行する途中であったということ、機体に不具合があったというものはないという説明と併せて、佐賀駐屯地には米軍の常駐計画はないということを変更して説明があったところです。

県といたしましては、なぜこのようなことが起こったのか、事実確認が何より大切と思っております。県としては引き続き、防衛省を通じて米軍に事実関係の確認を行うとともに、こうしたことが起こらないように引き続き再発防止を求めていくこととしております。

以上になります。

○青木委員 駐屯地整備後は、このような事態が次また起こらないとも限らないので、ぜひとも県としては毅然とした態度で臨んでいただきたいと思っております。県では、平成十六年に施行された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる国民保護法に基づき、佐賀県国民保護計画を策定されていると承知しております。今議会でも計画内の文言等の修正が改正案として上程されていると思っております。

万が一、政府により事態の認定が行われた場合には、県は佐賀県国民保護計画に基づき、国や関係機関と連携して、市町への迅速な通知、避難の指示、救援、武力攻撃や災害等への対処や警戒区域の設定など、所要の措置を講じられることになると存じます。佐賀駐屯地が新設されれば、県内に所在する自衛隊施設として計画に位置づけられることと思っております。県民の生命や財産と暮らしを守っていくためにも、しっかりと連携していかれるよう要求して、次の質問

に移ります。

続いて、キャッシュレス化の推進のための環境づくりについてです。

国内におけるキャッシュレス決済比率は年々増加しているものの、先進諸国と比べると、まだまだ低い水準にあるのが現状であります。少子・高齢化が進む我が国において、キャッシュレス環境を充実させ、キャッシュレス決済をより普及させ、人手不足への対応や生産性の向上に取り組むことも重要であります。

また、来県される様々な旅行者の取り込みや購買意欲の損失を招かないよう、併せて取り組んでいく必要もあると思っております。そして、キャッシュレス化を進め、データ活用によるサービスの高付加価値化なども実現させていかなければならないと考えているところであります。

キャッシュレス決済の推進のためには、キャッシュレス支払いが使える場所、店舗とキャッシュレス支払いをする利用者、消費者の双方が拡大していく必要があります。場所、店舗は、日常生活の中で、飲食店やタクシーなど、県内には現金しか使えない店舗等がまだまだ多く存在し、ポトルネットワークの一つになっているのが現状です。

こうした中で、使える場所の増加、すなわち事業者向けの取組として、産業労働部においては、来年度、「SAGAキャッシュレスチャレンジ事業」を実施することとされており、今後、端末導入の補助に対する支援が実施されれば、利用可能な場所が一定数増えることと期待するところであります。

一方、利用者、消費者については、国のポイント付与事業が立て続けに行われてきたことで、最近ではまた若者を中心にキャッシュレスが生活の一部として認知されており、現金を持ち歩かない人たちも増えてきていると思っております。よって、利用者、消費者のキャッシュレスに対する認知度や利用率が今以上に高まれば、事業者側の取組にも拍車がかかると考えます。

ただ、キャッシュレス決済に踏み切る店舗や事業者が少ないのは、端末導入にかかる費用以上に、決済に対する手数料が発生し続けるところにあると思います。おおむね低くても二%弱から、高い場合は三%後半ぐらいにまでなるのではないかと思います。

当然、この手数料を補助していくのは現実的ではありません。今後、県では県民に近い形でキャッシュレス環境のさらなる整備と意識の醸成、そして、利用者向けの環境づくりに努めていっていただきたいと思っています。

そこで、次の点について、川崎行政デジタル推進課長に伺っていきます。

まず、行政手続におけるキャッシュレス決済についてです。

行政手続は、県民誰しも関わりがあるものだと思います。昨年の九月議会の当委員会においても、キャッシュレス決済に係る私の質問に対して、行政手続のオンライン申請の決済方法として、従来のペイジーに加え、クレジットカードやQRコード決済も利用できるよう検討しているとの答弁をされましたが、その後の県の取組状況を伺いたいと思います。

○川崎行政デジタル推進課長 行政手続におきますキャッシュレス決済についてお答えいたします。

まず、さきの九月議会で触れました県税につきましては、従来からクレジットカード決済が、令和元年度からはコード決済が一部可能となりまして、昨年四月からは地方税統一QRコードの活用によりましてコード決済の種類及び利用可能な税目が拡充をされたところでございます。

また、パスポートにつきましては、昨年末以降にオンラインで更新申請をした場合は手数料のクレジットカード払いが可能となりました。

そして、それ以外の県へのオンライン申請に係るキャッシュレス決済につきましても、委員が先ほど触れていただきましたとおり、これまでペイジーで対応してきたところでございます。

一方、国内のキャッシュレス決済比率を見ますと、クレジットカードが最も多く、次いでコード決済となっております。これを踏まえまして、昨年十一月に行政手続のオンライン申請システムにキャッシュレス決済機能を付加し、これによりまして手続の所管課が、手数料等の支払い手段としてクレジットカードですとかコード決済を導入できるようになりました。

これまで指定納付受託者の指定ですとか、運用手順を整備し、庁内での研修、周知を行った結果、既に幾つかの相談をいただいております。新年度からのコード決済等の導入に向けて調整をしているところでございます。

県民サービスの向上の柱の一つであります行政手続のオンライン化においては、キャッシュレス化が大きな要素であります。今回の取組は重要な意味を持つものと考えておりまして、県といたしましては今後もキャッシュレス化を含めたオンライン化を進めたいと考えております。

以上でございます。

○青木委員 引き続きよろしく申し上げます。

次に、キャッシュレス化に係る利用者向けの環境づくりについてです。今後一層進んでいくデジタル化の動きと国内のキャッシュレス需要に向けて、キャッシュレス決済の普及が重要な課題であることは御理解いただいていると思います。

そこで、キャッシュレス決済の普及に向けて、事業者向けの取組だけではなく、利用者向けの環境づくりも進めていく必要があると考えていますが、県は環境づくりのためにどのようなことに取り組みされていくのか伺います。

○川崎行政デジタル推進課長 利用者向けの環境づくりについてでございます。

利用者向けの取組という点では、先ほど申しましたとおり、全ての県民が関係する行政サービスのキャッシュレス化に引き続き取り組んでまいります。



また、キャッシュレス化を含む社会のデジタル化を進めるためには、誰も取り残さないという視点を持って、より多くの県民にデジタルを身近に感じてもらえる環境づくりを併せて進めていくことも重要であります。

その一環として、今年度から「さがデジタルサポーター養成研修事業」を開始しました。この事業は県が研修を行い、その研修を修了した方がサポーターの認定を受けまして、デジタルが苦手な地域の高齢者等を対象に、スマートフォンを使い方を分かりやすく教えるなどの活動をしていただくことを目的としたものでございます。

研修メニューには、スマートフォンの基本操作のほか、キャッシュレス決済に加え、特殊詐欺対策等も念頭に置いた安心・安全なスマホ利用の教え方も入っております。サポーターの活動がキャッシュレス等の幅広い理解、認知向上にも寄与するものと考えております。

今年度は三市町、佐賀市、多久市、みやき町になりますけれども、その三市町で研修を開催しまして、三十六名のサポーターを認定いたしました。その後、サポーターの方には市町主催のスマホ講座で講師の補助を務めていただいたり、自主的な活動として公民館でのスマホ教室等も行っております。来年度もサポーターの拡大に努めることといたしております。引き続きそれぞれの地域でキャッシュレス決済の普及に向けた環境づくりも含め、地域のデジタル化に貢献していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青木委員Ⅱありがとうございます。

若者を中心にデジタル化、キャッシュレス化は当然ですが、物すごい勢いで本当に進んでいくと思っております。そして、佐賀県から出たときに、そことの差というか、佐賀県と他県が差があつては、これはやはり駄目だと思うので、佐賀県としても国内のキャッシュレス決済率を底上げするような取組を、今後

とも佐賀県では積極的に進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。続いて、「こどもデータサイエンス推進事業」についてです。

先ほどもこのデジタルのお話をさせていただきましたが、これから訪れるデジタル化の流れは一層進んでいくと思います。そのような中で、子供たちがデジタルへの知識を習得していくことは大変重要であると感じております。

子供・若者白書には、文科省と総務省でも学校教育の情報化の推進として、「子供たちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な資質としての情報活用能力を身に付け、情報社会に対応していく力を備えることが重要になっていきます。」とし、平成二十九年三月に改定した小学校・中学校学習指導要領、平成三十年三月に改定した高等学校の学習指導要領では、情報活用能力を言語能力などと同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置づけております。また、特に小学校においてプログラミング教育について必修化するなどと記載されております。

また、文部科学白書にも、「科学技術系人材を育成するための理数教育の推進」として、理数好きな子供の増加につながる取組を推進すると記載されており、県内でもこの取組を後押しできるよう推進していただきたいと思いますところであります。

今後、子供たちが学校や家庭でパソコンなどを使う機会も一層増え、デジタルデバイスがより身近な存在になることは間違いない事実であると思えます。

私の今年四歳になる息子を見ていて思うのですが、大きくなってからではなく、少しでも小さい頃から遊びを通じて数字やデータに触れることが大切だと実感しているところであります。数字やデータを勉強として学ぶ以前から、遊びとして数字やデータに触れることができれば、就学後に算数や数学を始めた時点で、算数や数学に対して苦手意識を抱くこともより少なくなるのではない

かと思うからであります。

それは私自身がとにかく数字というものに対して嫌悪感を示してしまう傾向が強く、義務教育時代の記憶を幾ら思い返しても算数や数学にいい思い出は見つからないわけでありまして、子供たちには勉学に励むもつと前から数字やデータに触れてもらい、数字に対して苦手意識を抱かせないような取組をぜひ今後とも考えていただきたいと思います。

そんな中、調べてみると、近くでは佐賀市内に就学前の子供たちを対象にした算数塾のようなどころもあり、数字への苦手意識を持たせないことはもちろん、子供たちは就学後には理数系の関心も高まる傾向があるとも聞いているところでもあります。

そういった中で、今回の事業を実施することはこれからの社会にとつても、また、これからの社会を生きる子供たちにとつてもいいことと考えております。また、現在、県が検討している県立大学においては、これは賛成できるかどうかはこれからになると思いますが、経営情報学部を設置予定であることから、このデータサイエンスへの興味、関心を持つてもらおう本事業と連携も考えられますし、本事業で子供たちが数字やデータを好きになることができれば、これからの社会で活躍できる人材が育つ可能性もあると考えているところであります。

そこで、次の点について志波政策総括監に伺います。

まず、「こどもデータサイエンス推進事業」の内容についてです。

事業の内容はどのようなものか伺います。

○志波政策総括監Ⅱ「こどもデータサイエンス推進事業」の内容についてお答えをいたします。

データサイエンス推進事業につきましては、県内の小学校五年生、六年生及びその保護者を対象にと考えております。親子で参加いただくデータサイエンス教室を開催いたしまして、子供たちにデータサイエンスの面白さを伝えたい

と思います。

また、これに興味を持ちましてさらに学びを深めたいという子供たちが将来的に大学でどういうことが学べるのかですとか、そういったことで得た知識をどうやって社会に活用していくのか、そういったことの情報発信も含めて行っていききたいと思っております。

具体的な内容につきましては、この事業は西九州大学との連携で実施することと考えておりまして、具体的な内容につきましては今後大学と詰めていくこととなりますけれども、今考えてございますのは、まず、導入といたしまして、データサイエンスとは何かとか、暮らしてデータサイエンスがどう関わっているのかですとか、将来的に大学でどういったことが学べるのかということも含めまして、まずお伝えをした上で、実際パソコンを使ってデータを加工して、グラフなどをつくりながら、そこから見えてきたことについて、気づきについてみんなで話し合うとか、そういったワークショップの形で実施したいなというふうに思っております。

以上です。

○青木委員Ⅱこれは小学五年生からということですが、小学校五年生は十歳ですか——という、その根拠はありますか。

○志波政策総括監Ⅱ小学五、六年生からということで設定しました根拠といいますか、これに関しては、先ほど申し上げましたように、実際にパソコンを使ってみて、例えば、インターネットで公に公開されているデータを落としてきて、それを実際エクセルなどを使ってパソコンで加工しながら、出てきたデータを見てみるという作業をワークシヨップ形式でやりたいと思います。ですので、ある程度、パソコンを動かせるところ、パソコンの操作のところを引っかけたて、ちよつともたまたまするというのはいかなものかなと思ひまして、ある程度、その辺の操作も含めてできるところで五、六年生と考えております。

また、六年生になりましたら、次、中学校、高校ということで、先のことを見るような時期にもなりますので、五年生、六年生あたりが適当かなというところで設定をしたものでございます。

○青木委員Ⅱ私の記憶をたどると、小学校五年生のときは完全に算数は嫌いでしたね。だから、別に若ければ若いほどいいということではないんですが、私の息子を見ていても、本当にスマホでも何でも、パソコンでも興味を示して触るところもあつたり、いろいろあるから、若ければ若いほど子供であればいいということではないと思うんですけど、様々な検討をしていただけたらと思います。

それでは次に、この事業の効果についてです。

事業を実施した効果について、現時点ではどのような効果が本事業にあると考えられているのか伺います。

○志波政策総括監Ⅱこの事業の効果につきましてお答えをいたします。

この事業につきましては、まず、データサイエンスを学びたいという子供を増やすきっかけづくりの事業と考えております。まずは参加者の子供たちにデータサイエンスの興味、関心を持ってもらって、これからもデータサイエンスを学び続けたいと考える子供たちを増やしていきたい。

また、この事業に関しましては、保護者とペアで参加をいただくことになりますけれども、保護者の方には、子供たちのその後の継続的な学びというものをぜひサポートしていただきたいと思っております。

これからの社会では、データを分析、活用するスキルが一層求められるということですので、この事業を契機といたしまして、データサイエンスの分野で活躍できる人材の育成につながればと考えております。

以上です。

○青木委員Ⅱそれでは最後に、今後の取組についてです。

本事業の特性として、これからの子供たちへもひとしく機会を与えていくためにも一過性で終わらせないことが大変重要であると思っておりますが、今後どのように取り組まれていくのか伺います。

○志波政策総括監Ⅱ今後の取組についてお答えをいたします。

この事業では、子供の頃からデータ活用の面白さに触れることでデータサイエンスに関する子供たちの興味、関心を広げたいというもので、裾野を広げていくためにも、御意見のとおり、継続して実施をしていきたいと考えております。

まずは、今年度、初回ということで、西九州大学と連携しながら事業を実施いたしました。実施後の参加者の反応などを見ながら、次につなげていくことができればと思っております。

以上です。

○青木委員Ⅱ本事業の効果をしっかりと今後に生かしながら、また、より効果的な事業となるよう取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。県立大学についてです。

県立大学の設置については、昨年の十一月議会で賛成、慎重、反対とそれぞれの立場から徹底した議論が行われてきていますが、その熱は冷めることなく、今議会でも活発な議論が展開されていると思っております。その熱い議論も相まって、県立大学設置に対する県民の意識や関心もまた高まる一つの契機になったと思うところであります。

県民の大学設置に関心が高まったことはいいことですが、県立大学設置に対する県民の思いはそれぞれ多様であり、大学設置に向けた理解が十分に得られていない今、このまま拙速に進めていくべきなのかどうか、議論を深めていく大事な時期であると実感しています。

そこで、次の点について、中島政策企画監に伺います。

まず、専門家チームの役割と権限についてです。

最近となって専門家チームの中身も明らかになり、どこの誰が専門家チームのメンバーになったのか、誰がチームリーダーかなど報道等でも取り上げられたことで、県民にも少しずつ専門家チームの存在が知られるようになってきたかと思っているところであります。

ただ、専門家チームが設置されたことにより、今後、この専門家同士のみでの議論になり、自分たちの知り得ないところで大学設置の是非が決められていくような印象を持たれた方々の話を聞くことが多くございました。専門家とあって、本当に多額の県の予算を要する大事業を任せていいのか、本当にこの佐賀県にとっていいものにしてくれる保証はあるのかなど、厳しい声も聞いているところであります。

改めて、今後、具体化プログラムによる検討を本格的に進めていく上で、専門家チームがどのような役割を担うのか、また、検討内容について何らかの決定権限を持たれるのかという点について伺います。

○中島政策企画監Ⅱ県立大学の専門家チームの権限、あるいは役割についてのお尋ねでございました。

専門家チームにつきましては、御案内がありましたように、一月に山口教授にリーダー、それから今月、先ほど申し上げましたけれども、飯盛教授、早田教授の二名にメンバーとして就任いただいております。ミーティングも既に開始しているところでございます。

専門家チームは、いわゆる検討委員会とか審議会といったものではございません。県庁側と一緒に議論を行っていく、共に具体化プログラムを進めていく方々というふうに考えているところでございます。我々県庁側と随時ブレインストーミングですとか意見交換を重ねてまいります。そういったことをやりながら、教育方針ですとかカリキュラム編成などの具体案をつくっていく、そう

いう共同作業を行っていくと。その共同作業を行うことが役割だというふうに考えておるところでございます。

権限の話もございましたが、専門家チームに丸投げして何かを決めてもらうというものではございませんで、キャッチボールをしながら、具体化プログラムを一緒に進めていく相手方でございます。県立大学の設置方針に関しまして、専門家チームとして何かの決定権限があるというものではございませんで、最終的には佐賀県で決めていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○青木委員Ⅱそれでは、これから専門家の方々と議論を県がされていく中で、意見が拮抗したり、それぞれ違う御意見が出るということもあると思うんですね。そのときに、専門家チームが言っているからといって、そっちに引っぱられることがないのかとかいう懸念もありましたし、例えば、議論をしていく中で、どうしても相入れない議論になったときもあると思うんですね。そういうときはどういうイメージを持っておけばいいのでしょうか、伺っていますか。

○中島政策企画監Ⅱもちろんいろんな方々、いろんなお考えを持つ方々で話し合いをしていくということですので、意見が違ふということもあるかと思えます。ただ、私たちは基本的な考え方から始まりまして、先般、基本構想もつくっておりますので、県の考え方はこうしたいというところは持つておりますので、そういったところをぶつけていくというところと、目指すべきところを早めに共有して、そこに向かっていくためにはどうしたらいいだろうかというところ意見を組み合わせ、もともと私たちだけで、知識と経験とかなないものがございますので、そういった意味では専門家の皆さんの御意見は尊重するにしても、もちろん私たちが譲っていけないところがあれば、それはお話をしていくというところでやっていきたいと思えます。



何回かやり取りさせていただいて、そんな大きな障壁というか、がちがちにはならないかなとは思っております。それは基本的な考え方というか、こういうことをやりたいんだというのをまずお分かりいただいているからだと思いますけれども、そういうった場面がもしあれば、そこに立ち返ってというか、そういうったことで議論を進めていくんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○青木委員Ⅱだとしたら、これから基本構想がもつと固まって、それが表に出ていったときに、専門家チームとの議論を進めていく中で大きくその方向性が変わってくる――専門家チームの意見が出てですよ、ということは考えられますか。

○中島政策企画監Ⅱ基本構想自体が最終形ではない、基本構想にも書いておりますけれども、中身は変わっていくものというふうに考えておりますので、もちろんそういうったことがないとは思いますが、ただ、大きな方針は我々基本構想に書いておりますので、すみません、同じことを言っているかもしれないが、そこは私たちの考え方はきっちり伝えるというところは繰り返しをしてくということだと思います。

以上です。

○青木委員Ⅱだから、大きくじゃないですけど、変わる可能性もあるかもしれないということですね。

○中島政策企画監Ⅱよりよい意見というか、よりレベルアップしていくようなものは我々の基本構想にも加えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○青木委員Ⅱというのが、なぜ申し上げたかと言いますと、基本構想がどつと明らかになっていくと、新聞報道等でも出ると、県民の方々にもそれが認識さ

れていくと。その中で、例えば、専門家から違う意見が出て、そこで方向転換がなったとかいうことになる、またいろいろそこを心配されている方々もいるというのも事実であったので、例えば、基本構想を示されるのであれば、そこは県としての考えもしっかり伝えていただきながら議論をお願いしたいと思います。

では、次の質問です。設置場所についてです。

県立大学の設置場所については昨年から議論が上がってきているものの、この中身が本当に見えてこないというのが現状でありますし、場所の話になると、これはちよつと違いますが、県全体を学びのフィールドにするとか、要望があったところからではなく、設置要件に該当するところから選んでいくなど、なかなか具体的なイメージが伝わってきません。慎重に審議するにも、大まかな場所すら示されず、県民からは、例えば若者が集まりにくい、交通の利便性も悪いような場所をいきなり県としては提示してこないかなど、不安の声もたくさん聞いているのが現状であります。

話は少し脱線いたしますが、私は、この県議会、一期目の頃から大学生インターンを受け入れて活動を共にしてまいりました。若者の政治参加と政治への関心を高めるために、NPO法人が学生を募り、それぞれ国や各自自治体の議員インターンシップとして、春休みや夏休みの期間を活用し、議員の日常の活動に同行したり、自らで政策を立案したり、活動はそれぞれ多岐にわたるわけです。

私の下ではこれまで約二十名の学生が学んでくれました、私自身、学生から学んだこともたくさんありますし、学生独自のアイデアもとても勉強になっております。今回も、春休みの期間中のこの二月から三月にかけて、佐賀大学生が二名来てくれています。そして、このインターンシップの最終目標が、各議員の下でそれぞれ活動し、学んだ学生たちが政策を立案し、その政策立案した

内容を一堂に会してプレゼンするというイベントが毎回各地で行われておりません。

そこで、今回私の下で活動している佐賀大学生の二人がこの政策に取り上げたのが、県が進めている県立大学構想でした。自分たちであればこのような大学にしたいと自分たちで調査し、考え、それぞれのチームがそれぞれの政策テーマを約十分間という限られた時間でプレゼンし、学生同士でそれぞれのチームを採点し、勝敗を決するというこの発表会、大会がごさいます。その発表会が先日、福岡市内の会場であり、私も応援のため参加しました。これは全国大会まで開催される発表会なんです、今回、学生たちは、福岡・佐賀エリア地方決勝大会に出場し、見事この優勝を勝ち取りました。今後オンラインによる全国準決勝大会が明日、福岡・佐賀エリアで開催されるみたいで、この福岡・佐賀エリア代表として学生たちは出場し、勝ち上がることができれば、十六日、東京で開催される全国決勝大会へ進むことになっています。

なぜ設置場所についての質問の中で、学生たちの話を取り上げたかと言いますと、今回、学生たちが考えたこの県立大学の設置場所こそがとても奇抜であり、また、とても発想が面白かったこともあって、他の県、特に福岡県内の大学生にも魅力的だと感じてもらうことで発表会では優勝できたのではないかと感じているところです。学生たちがほとんど福岡の大学生のほうがやっぱり多いですから、福岡の学生たちがほとんどだったということですね。せつかくの機会ですので、学生の政策を申し上げたいと思います。

政策の柱は三つありました。

一、授業料を無料にする。二、これは今回少し出ているかもしれませんが。佐賀に特化した、佐賀を好きになるための授業を行う。そして、最後三、佐賀駅に直結した大学を造るといふものでした。

当然、実現が厳しいだろうと思われると察しますが、この発想こそが若者の

発想であって、他の県の学生たちにも光る、とがった、魅力的なアイデアに思えたのだと感じます。

さらに申し上げれば、これぐらいとがった大学構想でないと実際に通うことになる学生たちには魅力が伝わらないとも言えると思います。今の我が県が進める県立大学構想にこれだけとがったことができていでしょうか。大人たちだけで、それも、専門家をはじめ、一部の人たちだけで決めようとしていないでしょうか。

そこで伺います。

設置場所については県民の関心も高く、入学者を確保していく上でこの設置場所というのは大変重要になってくると思います。県立大学の設置場所の検討は現在どのようになっていっているのか伺います。

○中島政策企画監 設置場所の検討状況についてのお尋ねでございました。

具体化プログラムを進め、県立大学としての機能を検討していくという中で、機能の中身に対応するような場所を検討してまいります。

設置場所につきましては、ソフト面の機能ですとか、特に教育に関する機能が固まれば、それにふさわしい場所の議論を進め、できるだけ早期に決定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○青木委員 場所の話になると答弁早いですね。場所を限定してしまうと、設置ありきになるとか、いろんな印象もあると思うんですね。ただ、場所がある程度限定というか、やっぱり私たちも日々県民の方々に接する上で、場所が違っただけでこれは全然話が変わってくるんですね。だから、ある程度この辺じゃないのかとか、そういうことがないと、理解を求めるのは本当に難しいんですよ。今言えないのは分かりませんが、何となく場所は絞られているという検討状況にはあるんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱすみません、繰り返しになりますが、ソフト面の機能とか、そういったものを決めた後ということでございますので、その後にはふさわしい場所の議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○青木委員Ⅱほかの、例えば三重県とか、すみません、そっちは存じ上げないんですが、場所の選定というのは、やっぱり最後の最後まで出てこなかったものなんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱほかの事例を全て把握しているわけではございませんが、大体はこの施設の跡にどういうものをつくるかとか、大体の場所が先にあって、この後に大学つくると、一番最初に決まっているケースが大体多うございます。

以上です。

○青木委員Ⅱそれでは、なぜ佐賀県はそうではないということですか。今の選定ができていない理由はありますか。

○中島政策企画監Ⅱそこは各県が置かれている状況が違うというところだけかと思えます。私たちは場所ありきではなくて、大学はやっぱりいろんな目的、課題が解決できる大学をつくりたいというところから発想しておりますので、純粹にというか、こういうことをやりたいというところからスタートしているというのが、たまたま佐賀県であったということじゃないかなと思っております。

以上です。

○青木委員Ⅱ大学構想を考えるときに、やっぱりその場所があつて、その地域のまちづくりがあつて、そこにどういうドラマが生まれたり、学生たちが、例えば、その場所に思いをめぐらせたりとか、場所は本当に大事だと思つていて、今回、学生が駅直下の大学を言ったというのも、交通の利便性もある

し、佐賀駅というか、中心地が発展してほしいという思いもあつたでしょうし、また、例えば、これは全く違うお話になりますけど、新幹線の構想がある中で、例えば、佐賀駅ルートがあつて、そこが再開発しているいろいろあつたと思うんですね。

その二人の学生は佐賀県出身じゃないんですよ。福岡から来て、佐賀に住んで佐賀のことが好きになつたと。佐賀のことを好きになつたからもつとそういう人たちも増えてほしいという思いもあつたと思うんですね。なので、設置場所についてはまだまだこれからというふうに伺いましたが、そういう本当に行く学生たちの気持ちになつて考えると、やはりそんなに時間をかけていいものでもないし、イメージが湧かない。なので、しっかり取り組んでいただきたいと、情報を発信していただきたいと思えます。

次に移ります。次に、地元企業のニーズについてです。

県内では中小零細企業が多く、地元の経営者の方々からは、必要な人材は採用後に企業内で育成していけることから、大卒の人材ではなくても、より早い段階から人材を獲得したいとの声を聞いているところでもあります。県内では大卒より高卒のほうが企業のニーズが高い部分もあるのではないかと印象もあります。県内企業における県立大学の卒業生の採用ニーズをどう考えておられるのか伺います。

○中島政策企画監Ⅱ地元企業、県内企業の採用ニーズについてのお尋ねでございました。幾つか数字も入れながら御説明させていただきます。

県内企業における人材ニーズの調査に関しまして、県の産業人材課が事務局を務めております佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議というのがございます。そちらで毎年、県内企業の人材ニーズの調査を実施しております。昨年は県内企業の二千八百六十四社に実施をされまして、回答のあつた五百八十六社のうち、大卒、大学院卒の次年度の採用意向につきまして、ありと回答さ

れた割合が四三・五%だったそうでありまして、年々上昇傾向にあります。

そして、佐賀大学の状況でございますが、佐賀大学が把握している状況を聞き取りましたところ、昨年の三月、二〇二三年三月に卒業した佐賀大学の学部生の就職希望者七百二十三名に対して、県内企業からの求人は二千四百六十件だったということでございます。こういったことから、県内企業の大卒人材の採用意欲は高いということがうかがえるというふうに思います。

その動きとしまして、県内経済界の動きといたしまして、昨年十二月に県内の経済四団体によりまして、深刻な人材不足を背景に、県立大学設置の早期実現に向けた要望というのがされているところでございます。また、その四団体では、最近ではまた人材確保協議会の設立といった動きもございまして、人材確保に向けた県内経済界の中でも、そういった県立大学設置への期待というのは高まっているというふうに考えているところでございます。

こういったことを踏まえますと、県内企業におきます県立大学卒業生の採用ニーズは高いと思っております。県立大学がもしできますれば、県内企業現場をフィールドとする学習を実施いたします。キャリアセンターも設置いたしまして、県が行っている各種就職支援策、そういったものとも連携をしながら、学生が先ほどおっしゃっています、やっぱり佐賀を好きになってもらうというのが大事と思っておりますので、学生が佐賀を好きになる、県内の企業を好きになるといったものを増やしてまいりまして、多くの学生が県内就職をした、実際そうできるというふうにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○青木委員Ⅱ それでは、最後の質問になります。最後に、県民の理解についてです。

県立大学設置について、県民の関心は高まってきていると思います。ただ、

関心が高まり、中身が少しずつ明確になってきている現在、少しずつ反対する声も多くなってきていると実感いたします。他県には当然あるべき県立大学というものが佐賀県内には存在しないから県立大学を設置するという漠然とした構想に対して、当初は確かに賛成される方々も多い印象がございました。しかし、昨年の十一月議会での様々な議論、そして議論を契機として県立大学の検討状況や必要経費の見込額、そして専門家チームや学部内容や設置場所、またそもそもの県立大学の規模など、県民の認識が少しずつ深まっていく中で、県立大学設置に慎重や反対の立場へと変化される方々が私の同世代を中心にとっても多くなってきているとの実感があります。当然、現状で設置への県民の理解が十分に進んでいるとは言えません。そして、今後も県立大学構想の中身がはつきりしていけばいくほど、慎重や反対の声も大きくなっていくのではないかと不安に思っているのも事実であります。

そんな中、県立大学設置に向けては、設置に慎重、または反対との考えを持つ県民の方々への対応が必要だと思えますし、理解を得ていくことが大きな課題であります。

そこで、今後このような厳しい県民の声に対してどう対応していくのか伺います。

○中島政策企画監Ⅱ 県民の理解、あるいはそれらの対応についてのお尋ねでございます。

昨年の地元紙の世論調査を見ますと、賛成の意見は多くございましたけれども、一方で反対の声ですとか、どちらとも言えないという回答も一定数ございました。まずは、県立大学設置の賛否の立場にかかわらず、多くの県民の方々に県立大学構想についての関心を持っていただく、理解を深めていただくことが大事だと考えております。

それから、認可申請の実務に精通したコンサルタントなどからも助言もいた



いただきましたが、やはり県立大学である以上、県民の方々に大学に関する様々な意見、ニーズにつきまして、あらゆる場面を使って声を聞く、生の声を聞くということが重要だというふうに考えております。

こういうこともありますので、広報という、ややもすれば一方的な説明になりがちな広報というものよりも、現時点における県の考え方をお示しするとともに、それぞれお持ちの意見を収集するようなやり方、こういったことを進めることで相互の理解が深まるような取組、こういったことが重要だと思えますし、やっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

県立大学の設置につきましては、期待、懸念、双方あると思えます。その双方とも貴重な県民の皆様からの御意見だというふうに考えております。様々な機会を捉えまして、県の考え方、そしてそれに対する御意見、そういったことがやり取りできるような情報収集ですとか意見交換というのを進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○青木委員Ⅱありがとうございます。私の印象としては、やはり最初は県立大学ができるという、その中身が分からない状態での本当に賛成というのも確かにあったんですが、私の世代、子育て、これから子供さんたちが高校、大学に通われる世代の方々がやっぱり言われるのは、中身がはっきりしてきて、やっぱり最初は佐賀大学とかを例えばイメージしたり、国公立大学、やっぱりああいうキャンパスをイメージするわけなんですよね。様々なイメージがある中で、それを漠然と賛成としていたと。

しかし、十一月議会から時間がたった中で、様々な中身がしっかり見えてきた、学部も見えてきた。いろんなものが見えていく中で、そこに対して本当にそれは必要なのかなという意見が確かに多くなってきたのもこれは事実です。なので、反対か、慎重か、それぞれこれからまた様々出てくると思えますが、

ぜひその方々の意見もしっかり受け止めながら、例えばしっかりとしたものを提示できるように、私たち議員に、本当に地域に入って説明しやすいような情報提供もしていただきたいですし、そこを改めて要求して質問を終わります。ありがとうございます。

○宮原委員長Ⅱ青木委員の質問を終了します。

それでは、暫時休憩いたします。十三時をめぐりに委員会を再開したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

午後零時 休憩

午後一時 開議

○一ノ瀬副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○宮原委員Ⅱそれでは、質問をさせていただきますと思います。四項目にわたって質問をさせていただきたいと思っております。

その前に、同期のよしみでしょうか、今日は藤崎輝樹議員よりお褒めの言葉、そして応援の言葉を賜りまして、本当に光栄に存ずるところでございます。そして、私も今議会、一般質問の中で文化について質問もさせていただきました。その中で、慣習についてまだまだ話そうかと思つたんですけれども、そこは話さなくて終わったんですけれども、実は常任委員会は十時からの開催と理事会で決めておりますので、多分それで十時からと基本的になつていくかと思つています。本会議につきましては、十時をめぐるとか十一時をめぐるとの開催ということで理事会でしているところがございます。今、本会議におきましては、ちょうど五分前に予鈴みたいベルがなります。実は多分あれは執行部の皆さん方がそろわれて、県会議員の皆さんそろいましたよというベルであつたんだろうと私は推察するところがあります。そして、県議会議員がそろつたところで、次の議長さんの入場のベルが鳴るんだろうと思つています。ですから、そこもまた十時きっかり、十一時きっかりになつていきますけれども、そろつたら、多分議長さんが登場されるということで、県会議員の皆さん方にあのベルが鳴されるんだろうと思つています。今、議場のベルが外で鳴つて、中ではなかなか聞こえにくくて、議長さんが見ええいなくベルというようになつていないのが、それでいいのかなと私は少し懸念に思つていたところがございますけれども、またこれもそれぞれの改革の余地が、それぞれの考えの余地するところかなと思つているところがございます。また県議会の中でいろいろとお話をさせていただければと思うところがございます。

やはりそれぞれに理由があつて、そのことがなされているんだろうと思つたので、また文化、慣習についてもこれから皆さんといろいろとお話をさせていただきます、そしてまた、私はコミュニケーションを取るための挨拶はきちつとさせていただきたいと思つておりますので、これからもどうぞよろしくお願いをさせていただきますと思います。

それでは、早速質問に移らせていただきますと思います。

防水害対策について質問させていただきます。

ここにつきましては、一般質問でも質問させていただきました。防水害対策として水害のない地域にさせていただくような心構えをしていただきたいと県にお願いしているところがございます。当然ながら、そこにはいろいろあるわけでございます。土砂災害もあれば、内水氾濫もあるわけでございますので、また河川につきましては決壊のないような体制をつくつていただきたいと思つているところがございます。

また、その中でもお話をさせていただきました。今地域におきましては、宅地化が進んでおりまして、これが内水氾濫の一つの要因になつていっていると私は考えているところがございます。農業会議の中でも今、宅地化の議論が多くなされて、その中で、それぞれの県内の市町におきましては、開発するにはそれなりの水の流れ、水路を造つていただいて、内水氾濫がないような形を取つていただきたいと思います。思つているところがございます。その働きかけもお願いするものでありますし、また災害が起きた際にはそれぞれの立場で皆さんが活動していただき、地域住民の皆さん方の、県民の皆さんの生命と財産をしっかり守つていただくことが大切だと思うところでもあります。

そこで、先頭に立つて活動していただくのが消防団でもあります。消防団につきましても、県内でも自慢のようにしているわけがございますけれども、組織率が都道府県でナンバーワンということでございます。その状況についても

お伺いをさせていただきたいと思えますけれども、組織率の状況について答弁願います。

○小林消防保安室長Ⅱ組織率についてお答えいたします。

消防団員の組織率は、人口千人当たりの消防団員数を指します。令和五年四月一日現在の県内消防団員の組織率は、人口千人当たり二十一人となっております。

消防団の統計が始まって以来、二十一年連続で日本一となっているところでございます。

以上です。

○宮原委員Ⅱそれが組織率ナンバーワンということでございますけれども、他県もしくはほかの都道府県との比較で少し説明をしていただかないと、二十一人がどの程度なのか全然分かりませんので、説明をよろしくお願いしたいと思います。

○小林消防保安室長Ⅱ他県との比較について御説明いたします。

まず、全国の平均で見ますと、人口千人当たり六・一人になります。ランキングでいきますと、一位が佐賀県で二十一人になるんですけど、二位が山形県で二十・五人です。三位が山梨県で十六・七人、四位が熊本県で十六・六人、五位が島根県で十六・三人というところで、上位二つ、佐賀と山形がデッドヒートしているということになります。毎年大体秋ぐらいに結果が出るんですけど、少しどきどきして待っているところでございます。

隣の比較になりますと、福岡県は四・六人、長崎県は十三・三人ということになります。

佐賀県の地域のつながりの深さ、地域のことは自分たちで守らんといかぬという志の強さを表す数字として非常に誇らしく思っております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱよいことは何でもナンバーワンがいいんだろうと思えますので、しっかりとそこを維持していただければと思うところでございます。

組織率ナンバーワンといえば、やっぱりそれに追隨して活動もナンバーワンであっていただきたいと常日頃から言わせていただいているところでございます。

消防団員の皆さん方が活動していただくことで、皆さんの生命と財産を守っていただくわけでございます。やっぱり団員の皆さん方が活動しやすい環境づくりというものも必要になってくるかと思えますけれども、県の取組として、その点についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○小林消防保安室長Ⅱ団員が活動しやすくなるための取組について御説明いたします。

消防団は地域防災の要と言える存在です。災害が発生したら現場に駆けつけ、最前線で献身的に活動いただいているところでございます。

気候変動により県内では令和に入って、元年、三年、そして五年と過去五年で三回も豪雨災害が発生しております。さらには元旦に発生した能登半島地震のように、いつどこで大規模災害が起こるか分からない状況となっております。

そういった中、消防団員の皆様が士気高く活動に集中、専念いただくためには、活動しやすい環境を整えていくことが大事だと考えております。県内の消防団につきましては、四人のうち三人、七五%をいわゆるサラリーマンが占めております。サラリーマンの団員の割合が非常に高うございます。消防団のほうからも、消防団活動を行いやすくするためには、雇用主である事業主の皆様への御協力が必要不可欠という意見を寄せられているところでございます。

これを受けまして、県は昨年度、県内の四つの商工団体を訪問いたしまして、勤務時間中でも消防団活動に従事できますよう御配慮、御協力をお願いしたと

ころでございます。

今年度は、こういった取組を一步進めまして、国の制度、消防団協力事業所表示制度を活用いたしまして、県全域で消防団を応援する事業所を増やしていくため、この制度を導入していない市町を訪問し、制度導入について働きかけをいたしました。その結果、市町のほうも趣旨に賛同いただきまして、来年度には全ての市町で制度が導入される運びとなりました。

今後も、地域防災の要である消防団の皆様が士気高く活動できますよう、活動環境の改善につながるような取組を市町と一緒に進め、消防団活動を後押ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ団員の皆さん方が団員として活動もしていただかなければならぬわけでございます。私が住んでおります、今はみやき町ですけども、北茂安町の時代に火災があっておりまして、その工場の横で火災があっておったときに、その工場の勤務の団員の方がなかなか出勤できないような形があっておりました。当時の町長さんをお願いしまして、どうか対策を取っていただけないだろうかとお願いしたときに、じゃ、団員証明書を会社に出していただくような形を取ろうかという判断がなされて、それぞれの地域にある会社のほうに、この人は団員さんですよという証明書がなされたわけでありまして、大手の企業等ではその御理解というのがなかなか難しかったんだろうと思います。今、県のほうでその取組をしていただいていることに心から感謝申し上げます。どうぞこの進めをしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

やはり団員の皆さんが活動するに当たっては、その器具等、そして、車両などが必要になってくるわけでありまして、よりよいものがあれば、それにこした

ことはないわけでありまして。その中において、その設備等、それから、器具等の充実を図っていただかなければならないわけでありまして、その点についてどのように考えておられるのかをお伺いさせていただきますと思います。

やはり土地土地によって、その利用するもの自体が変わってくるんだろうと思います。私の住みます地域では、やはり水害が多いわけでありまして。水害の状況を確認していただきたいと言われても、もう皆さん御承知かと思えますけれども、県のほうでも消防隊があって、そのポンプ車があるわけでありましてけれども、当然ポンプを出すために車両も低く設定されているわけでありましてけれども、やはり水害のときにはマフラーの位置が低ければ、ちよつとでも水が満たしていれば、そこはもう動けないわけでありまして、遠くばっかり回って、そして、状況を把握できないのが現実であります。

そういったところを考えますと、より車高の高いポンプ車も必要になってくるかと思えますし、また、山手におきましては、私が熊本にお伺いしたときには、有名な車ですけれども、三菱の四駆がポンプ車として活動しておりました。やはり山手で、路面が凍ったりするときもあろうし、雪道にもなるときは、そういった車両が大変重要かとも思うわけでありまして。それぞれの地域に合った車両というものも必要でありましょうし、また、その器具等も必要になってくるんだろうと思いますけれども、その点について、県でお考えがあればお伺いさせていただきますと思います。

○小林消防保安室長Ⅱ資機材の整備についてお答えいたします。

災害が発生したときには、消防団が迅速かつ安全に活動するためにも、活動する地域の実情に応じた車両、資機材を整備することは大切だと思っております。車両や資機材の整備は市町が行うものでございます。その行う市町に対して、私たちがいたしましたは、担当者が集う会議などにおきまして、そう



いった車両や資機材の購入や更新を行うときは、当地の消防団の活動状況を確認し、その実情に合ったものを整備していただくよう、しっかり話をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ それでは、その点についてもしつかりとお願いをしておきたいと思っています。

次に、県の取組といたしまして、県内市町に内水氾濫の確認を取るために、センサーとカメラの設置をしていただいております。その状況についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、市町がそれぞれ要求された形の中で取り組まれているんだらうと思いますが、その設置状況についてお伺いさせていただきます。

○三角危機管理防災課長Ⅱ 現在設置されているセンサー、カメラの数についてお答えします。

現在、インターネットで公開しています防災緊急マップ、これに公開していますのは、全部でカメラ映像が百十カ所、内水監視センサーが三百一カ所となっております。このうち、カメラ映像百十カ所の内訳は、「プロジェクトＩＦ」関係で新たに設置したものが四十九カ所、内訳は、県の管理道路が二十七カ所、クリーク十一カ所、ため池十一カ所、これに従前からありました、県が管理しています河川に設置されているもの六十一カ所、合わせて百十カ所となっております。

内水監視センサーの内訳につきましては、「プロジェクトＩＦ」で新たに設置したものが二百七十二カ所、うち県の管理道路二十五カ所、クリーク十一カ所、ため池十一カ所、そして、それぞれの市町と調整して設置したのが二百二十五カ所、これに佐賀市が独自設置しておりますセンサー二十九カ所、合わせて三百一カ所というふうになっております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ この設置についてですけれども、適正に設置される、無駄があっても、余分につけられていけばそれだけ把握できるんだらうと思います。これはカメラとセンサーに分かれているわけでありまして。センサーというのがどのような形で設置されているのか、高さで、一カ所だけでしたら、ここでセンサーが反応するだけじゃなくて、何回も分けてセンサーが反応すれば、今、ここになった、ここになったと分かるんだらうと思いますけれども、そのセンサーがどのようなものをお伺いさせていただきたいと思いますが、また、カメラもどのような形で見られるのかということも、言葉で説明できるのであれば説明していただければと思います。

○三角危機管理防災課長Ⅱ センサー、カメラの内容について御説明します。

センサーにつきましては、それぞれ浸水した深さが分かるようなセンサーになっておりますので、単につかっている、つかっていないだけではなくて、そこが今、何センチ水がたまっているというのが分かるようなセンサーを設置しています。

カメラにつきましては、一応見ていただくのが一番いいんですけども、それぞれの道路等につけたカメラの映像の、大体実際は一分ぐらい前の映像なんですけど、一分ぐらいの映像を静止画にして、携帯で見られるような絵になっております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ 一般質問の中でも答弁があっていたのも確認しているところがございます。これにつきましては「あんあん」で確認も取れるということもございます。大変高度なものを使用しているんだなと思って安心しているところがございます。

また、これからも改めてこの充実を図っていただかなければならないと思う



ところでございます。今後の取組についてお伺いさせていただきます。

○三角危機管理防災課長 今後の取組について御説明いたします。

センサー、カメラを設置して約二年が経過しました。事業を実施するに当たって、当初はこのセンサーがどれくらい有効なものなのか、我々としてもいろいろ疑問はあったんですけれども、実際使ってみて、各市町においても大きな雨を何回か経験して、浸水状況の見える化というのが非常に大事だなというのが認識いただいているというふうに思っております。

今後、設置箇所の拡充など様々な意見も出てくると思いますので、関係機関と協議して、住民にとって必要な情報の提供を検討していきたいというふうに考えております。

○宮原委員 次に、「あんあん」についてお伺いをさせていただきますと思うところでございます。

やはり多くの皆さん方に登録をしていただかなければならないわけでありましょうし、また、そのことによって自分の身を守っていたかなければなりません。やはりカメラを見ても、ああ、あそこら辺がつかっているんだ、ああ、自分のところが危ないと思っただけはいんですけれども、いつもつかるところはつかって、うちもやっぱりつかつたなという方たちもいらっしやるわけがあります。やはりつからないところに避難していただかなければなりません。一度つかつたら、なかなか避難できないわけがありますので、やはり周囲がつかる前に、浸水する前に避難をしていただくことが大切だろうと思うわけでありますけれども、その心構えというものも県民の皆さん方にしっかりと培っていただければと思うところであります。

やはりそこには避難する場所が必要になってくるわけでありまして、その避難場所の設備等もしっかりとしていかなければなりません。また、ここについては県内の市町の取組になってこようかと思っておりますけれども、そこにも皆さん

方と協議していただきながら、県の取組として少しでも前に進めていただければと思うわけがあります。

近くでは熊本でも地震がございました。地震の避難場所が、熊本市で地震があっているのに、熊本市内で避難をしていても、もう余震からなから地震を感じないではいけないような避難場所が本当によかったのかなという感じがしております。そのときにもやはり協力体制を取って、県を越えた避難場所になるような形を取って、その後しばらくたってあまりにも災害が大きいから、後の生活のために移住して生活していただくことはあっておりますけれども、その地震の規模は未知数で見えないわけでありまして、もしかすると大きなひび割れをするかもしれませんし、火山の爆発もあるわけありますので、そういったときにもどのくらいの規模になるか分からないわけありますので、そういった予知も必ず必要になってくるんだろうと思います。

人間、私たち、長く生きてても、百五十年生きられた方がいらっしやるかどうか分かりませんが、今のところ、百五十ぐらいまでだろうと思います。百五十年ぐらいの経験値で地球を測るわけにはいかないわけでありまして、大きな予測をしていって、そして、人命を守るといって皆さん方への気持ちを持っていただければと思うところであります。

そこで、お伺いするのは、「あんあん」の利用者数についてですけれども、どのくらいの方が今現在利用されているのかお示しください。

○三角危機管理防災課長 「あんあん」の登録者数についてお答えします。

平成十八年から令和五年まで十七年間運用していましたが、いわゆる「あんあん」の前のメールの分ですね、これについて一万六千五百四人の利用でした。昨年からは運用を開始した現在の「あんあん」アプリにおきましては、令和六年三月七日時点で二万三千七百九十六人の方に登録をいただいております。約一・四倍ということで従前以上に利用していただいているのが実情です。

以上です。

○宮原委員 今、佐賀県内人口八十万人と言われております。今二万人の利用者ということで、目標を設定していただかねばなりません。当然八十万全員が登録していただく。お子さん方も、御高齢の方もいらっしゃるのです、なかなかそこまで到達しないだろうと思いますけれども、一定の目標、それから期間的な目標もつくっていただいているのであれば、そこをお示しく下さい。

○三角危機管理防災課長 Ⅱ「あんあん」の利用の目標ですけれども、委員おっしゃられたとおり、やはりいいものをつくったからにはなるべくたくさんの人に利用していただきたいという思いはあります。

ただ一方で、なかなかその携帯の機器に慣れていただけでない、我々のPRが不足して知っていただけないという現状があるのもまた事実であります。

現在、いろいろな場所、いろいろな機会を捉えて、様々なところでアピールをしているところです。研修会ですとか講習会、そういったところに向いていって「あんあん」の説明をして普及を図っているところです。また、ゆめタウンですとか、そういった商業施設でもブースを出してやっているところですが、今これぐらいというのが現状です。

うれしいのは、こういった講習会、研修会で「あんあん」の説明をしますと、意外に小さなお子様を連れてある女性の方とか、そういった方が今まで知らなかった、そんなのがあるんだ、教えてほしいというふうな声を聞きます。そういったところに一件一件丁寧に説明して普及を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○宮原委員 Ⅱ今、佐賀県の取組としてよくコラボされているわけでありまして、島耕作さんもいらつしゃれば、ゲームのキャラクターもいらつしゃれば、佐賀競馬においては「UMATENA」もいらつしゃるようでございます、それ

ぞれの皆さんの御協力いただきながら、そこでその世代、世代に登録をしていただく試みもしていただければと思うところでございますので、その点よろしくお願いをしておきたいと思えます。

これまで今のところ二万人だそうですねですが、これまでもなかなかその利用について課題等もあったかと思えます。また、増えない課題は今のところお持ちだろうと思うわけでありましてけれども、この「あんあん」についての課題等があればお聞かせ願いたいと思えます。

○三角危機管理防災課長 Ⅱ「あんあん」の課題ということですが、まず、「あんあん」を利用していただいた方からのいろんな声をお伝えしたいと思えます。

最初に、よかったという声をまず紹介させていただきましたけれども、リリース以降、このアプリを実際に御利用いただいた方から、いわゆる地図上で浸水状況が分かるので非常に見やすいとか、逆に遠方に住んでいる方が佐賀におじいちゃん、おばあちゃんが住んでいたりすると、自分のおじいちゃん、おばあちゃんの家の周りがどうなっているか分かるので非常に助かるであろうか、あるいは避難の呼びかけや誘導、救助活動に役に立つ、これで地区の人たちに早く逃げんばよと言いやすくなったと、わざわざお礼の電話をかけていただいた地域の区長の方もいらつしゃいました。大変ありがたいことだと思っておりますし、予想以上にいい反響をいただいているというふうに思っています。

ただ一方で、使ってみてなかなか使い勝手が悪いよという声もいただいております。具体的にいますと、アプリを起動して地図を広げると、まず、佐賀県庁のところに地図が来てしまいますので、自分が今住んでいるところが最初開かないのかとか、あるいは外国人の研修生がいるので多言語化してもらえないかとか、先ほど言いましたように、県の河川のカメラは見られるんですけれども、いわゆる筑後川とか、国が管理しています河川の映像は見られませんので、

そういったのが見られるようにならないかとか、あるいは通行止めの箇所は分かるようにならないのかとか、そういった様々な、利用した上でこういうふうにならないのかという声はいろいろといただいておりますので、それぞれ一つずつ解決していったら、より使いやすいものになりたいというふうを考えております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ今課題をお伺いする中で、浸水で通行止めの地点ができるということでもございました。私も消防団に入っております、通行止めをしても、いや、もうちょっと行けるなら車で行きますという方もいらつしゃって、その先にはつかっている車があっても行こうとされる方がいらつしゃって、いや、この車高では必ずつかりますので行かないでくださいと言いますけれども、どうかして行きたいと言われる方もいらつしゃいます。その点も未然に防がなければなりませんし、その権限がどこまで消防団の方たちにあるかも分からないわけでありまして、また、それぞれの地域の自治体にもどこまであるのかということでもありますけれども、やはり通行止めはなるべく早くお知らせを願いたいと思いますし、また、その先に迂回道路の説明もあればなおさらいいわけでありまして、そこですると、大変高度な「あんあん」になっていかなければならないわけでありまして、よりよいものを求めるのが私たちでもございます。そこについてお伺いをさせていただきますが、これから利便性をどのように向上させていかれるのかお伺いをさせていただきます。

○三角危機管理防災課長Ⅱ今後の機能向上についてお答えさせていただきます。

先ほど幾つか利用して不便な思いをしたという意見を紹介いたしましたけれども、そのうち、今委員もおっしゃいました通行止めに関しては、先月一日から通行止めの表示を地図上に表すようにしています。さすがに迂回路までは無

理ですけれども、ここからここまでが通行止めですよという矢印の表示が出るように改良しております。

またあわせて、避難所の混雑状況、今避難所が何割ぐらい避難している人がいてというのが分かるような機能も先月一日から開始しております。

今後考えておりますのは、多言語化については対応をぜひしていきたいというふうに考えております。

また、筑後川等の国の管理する河川の映像につきましては、今国が流している映像が動画で非常に容量が多いので、「あんあん」になかなか載せられないというのが現状ですので、静止画にして載せられないかというような調整を、国のほうとやっけていきたいというふうに考えております。

さらに、来年度からは、県のほうで防災DX推進協議会というのを立ち上げる予定にしております。全ての市町を一緒に巻き込んで、災害発生時にどんな情報が必要なのか、どんな情報を連携させるのか、そして、どのように住民に配信するのが効果的なのか、そういったことをみんなで話し合って、新たな「あんあん」の進化につなげていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○宮原委員Ⅱ通行止めにつきましては、多分現場、現場で即座にされることも多かろうと思います。県内の市町が号令をかけて、じゃ、ここは止める、ここは通過させてもいいとか、そういう判断の前に、その地域で多分通行止めもさされていられるらうと思います。そこで市町にどのように連絡が行くかはまたこの情報伝達の在り方だらうと思っておりますので、そういった点も、しっかりと連絡網の充実もこれから図っていただきながら、「あんあん」のよりよい活用を見いだしていきたいと思います。よろしくお願ひをしておきたいと思ひます。

本当に人命に関わることでございます。そして、皆さん方の生活を大事にしていかなければならないわけでありますので、その取組をお願いするものがありますので、これからまたより向上に努めていただきますことをここにお願いしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきますと思います。

県立大学についてですが、ここにつきましては、今回の一般質問の中で専門家チームの編成について、その体制について議論がなされたときに、私が思っていたものと違うのかなという感じがしました。これから専門家チームの編成については、人員が増えるんだろうと私は思っていました。ここで質問したときには、それぞれにまたチームが編成なされて、少人数ではしないんですねという確認を私は取ったと思っていましたわけでありますが、いや、人員は増やさないと再質問の中でも言われましたので、私が思っていたのと違うのかなという気がいたしましたので、その確認だけを取らせていただきたいと思っております。

私たち県議会議員がお伺いしながら、その懸念材料はしっかりとなくすように日頃からの連絡を取り合っているんだろうと思っておりますけれども、こういった行き違いのような形になれば、それなりに皆さん方ともしっかりとお話もさせていただかなければならないのかなと思っております。やっぱり分かりやすくするためには一定の図式化も必要だろうと思っております。つまり、言葉だけではなかなか理解し難い部分もあったんだろうと思っております。ところでございます。

もう一度確認を取らせていただきたいと思えますけれども、まずはチームリーダー、専門家チームとして、一、三という形がなされているわけであります。その三人さんは分野分野で分かれるということも確認を前回取ったところでございますけれども、これからまたチーム編成がなされるんだろうと思いま

す。今日はまた午前中にもそういったお話もあっておりました。県が譲れないところは譲らないし、また、お伺いするところはお伺いしていくというような、また、よりよいものをつくるということでもございましたけれども、そのチーム編成、また、体制についてどういった形で取り組まれるのか、再度確認を取らせていただきたいと思えます。それで、私たちに分かりやすいような説明もまたお願いするものであります。

○平尾政策部長 県立大学の専門家チームの体制についてでございます。宮原委員のほうからは、私のせんだつての一般質問での発言に端を発して今の質問につながったというふうに思います。

改めて、一般質問でのお話を少しさせていただきますと、前に座っておられます猪村委員のほうから専門家チームの人選についての質問があったということで、私の一回目の答弁では、今後、専門家チームの人数は増えることがあることも考えられますというような答弁をさせていただきました。猪村委員のほうからも、また改めて人数は増えるんですかというような問いかけが再質問でございました。私のほうからは、増えるということを断言したことはございませんという趣旨で話をしたのが、今、宮原委員のほうからの受け止めがそのように受け止められたのかなというふうに思っております。

改めて、専門家チームの体制について私から御答弁させていただきますけれども、専門家チームにつきましては、大学経営全般に知見のある方、経営分野とデータサイエンスでそれぞれ一人ずつ、三名程度を想定とこの議会まで、ずっと以前の議会でもそういったお話をさせていただいてきたかというふうに思っております。

現在、リーダーとして山口先生にお願いしております。大学経営全般に知見をお持ちである上に、統計学、データサイエンスが専門でございます。また、このほか、経営分野において飯盛先生と早田先生にも加わってらっしゃると



いうことで、今、専門家チームとしては三名の先生方をお願いをしているというふうなことでございます。

宮原委員のほうからも、いろいろ検討を進めていく上では複数名必要ではないのかという趣旨の御指摘だったというふうな思っています。専門家チームのうちコアメンバーについては、今の三名を基本として具体化プログラムを進めていきたいというふうに考えております。検討の進捗に応じては、サポートする専門家メンバーを増やしていくことはあり得るといふふうに考えております。

例えば、経営学の領域は大変広がりますので、企業経営に関する分野につきましても、とある大学の先生の協力を得るといったことであつたりだとか、組織論に関する分野についてはまた別の先生の協力を得るといふような、そういった対応を行うことなどによって、一定の分野に特化して、コアメンバー以外の方に協力を得るといふことも我々としては想定もしているところでございます。

専門家チームにつきましては、今お話ししたような対応を想定しながら、引き続き県庁側と共同作業で具体化プログラムを進めていきたいというふうな考えでおります。

以上でございます。

○宮原委員 今、必死に理解しようと思つたから何とか理解したところでありませけれども、コアといつても中核、中心、コアがどのくらいなのかと。ここにおられたら、部長さんはおられますけれども、課長さんもやっぱりコアのメンバーだろうと思うわけですね。だから、その言葉遣いで全然変わってくるんだらうと思います。理解の仕方ですね。コアはやっぱりコアなんですよ。コアがどのくらいなのかというところがなかなか難しいので、また改めてそういったところも注意していただきながら、説明していただけるといいのか

など。

県庁内でもリーダーもいらつしやいます。これでいうとリーダーはお一人でも、課長さんクラスでリーダーがいらつしやったりする、県庁内ではね。だから、言葉の使い方でなかなか理解し難いところがあるので、さっき言ったようにできれば図式化もお願いしたいというところで、私どももしっかりと理解するように取り組んでまいりたいと思つておりますけれども、分かりやすいように県のほうでも説明に取り組んでいただければと思つてございます。では、先に行かせていただきたいと思ひます。

次に、「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」についてお伺いをさせていただきますかと思ひます。

これは鹿島・太良に注目をしていただくように県の取組等をなされているんだらうと思ひますけれども、これから多くの地域地域に目を向けていただければと思つてございます。当然、この一環の中にあるのかと思ひますけれども、以前、鹿島の駅をリニューアルするというような話もあつておりました。駅周辺と説明を受けたので、半径一キロですかと言つと、いや、駅ですということでもございました。それはもう駅でしょうというような規模でございました。

これは県の持ち物になつていゝるそうでありますので、県で取り組むということであるのでしようけれども、それぞれに県内に駅はあるわけでありますので、その点についても少し目を向けていただければと思つております。県のものだから県でやる——だけじゃなくて、それぞれの地域の駅もしっかりと見ていただければと思つていゝる所でありますし、また、リニューアルしたら利用が増えるかといえ、そうでもないんだらうと思ひます。利用しやすい新たな形でリニューアルをしていただいでいゝるんだらうと思つておりますけれども、また、そこについてもしっかりと目を向けていただければと思つていゝる所であります。



公共の交通網を維持していただかないと、やはり地域はなかなか向上していかないだろうと思っています。うちでも、地元の話を見せていただきますと、西鉄バスの江見線のバスが運行されているわけでありまして。佐賀駅から江見線を通じて、旧千代田、それから、三根、北茂安を通じて、JR久留米、西鉄久留米、そして、それより東のほうにまた向かわれて、バスの営業所かセンターかあると思いますけれども、そこまでの運行がなされているわけでありまして、それが廃止になるということでありまして、今、町になりましたけれども、三根町と北茂安町、子供の頃ですけれども、小学生、中学生、高校生はみやき町になくても久留米があるから助かっていた部分があるわけでありまして、バスで久留米に行けば何でもあるような、そんな時代でありました。当然、地元からは藤井フミヤさん、北茂安の人ですけれども、もともとお父さんが出身で、久留米で活躍をされておりました。そこにも私たちは身近に触れさせていたいただいたところでありまして、本当にどうにか言うと久留米様々、どうにか言うと我が町久留米のような思いをしていたわけでありまして、その公共の交通網がなくなれば、私たちのところはその周辺しか見なくなると、その特典がなくなつてなかなかこれから先どういった背景が生まれてくるのかなと思うところであります。

実は先ほど県立大学の話しましたがけれども、今の二十歳の方たちですけれども、進学率七〇%近いとみやき町は言われています。これは断トツの数字であります。ほかのところはもう五〇%前後ぐらいからです。私たちのところは幼い頃からやはり久留米を見ながら育つたこともそこにあるのかなと。当然、大学も二つ、三つあるわけでありまして、また、高校も有名な高校もあつたりするわけでありまして、私立もいっぱいありますし、そういつたところも見ながら生まれ育つていったゆえにそういった進学率も高いのかなという思いもあるわけでありまして。交通網が封じられるとなかなか大変になるわけでありまして、

て、太良・鹿島についてもしっかりとした公共交通網がなされることも私もお願いするものでありますし、また、県内のどこでもですけども、そういった公共交通網を充実していただきたい。私もいつか一般質問でそのことについても答弁を求めたいと思っておりますけれども、もうこの時点でこういった取組もしていただいておりますので、その先を見越したところをお伺いできればと思つて質問の題材に上げさせていただいたところであります。

そこで、このプロジェクトの目的と内容についてもお伺いをさせていただきます。このプロジェクトの目的と内容については宣伝効果も出していかねばならないと思うわけでありまして、その事業についての目的と内容についてお伺いをさせていただきます。○副島政策企画監Ⅱ「むしろ、これから鹿島・太良プロジェクト」についてですが、プロジェクトの目的、内容についてお答えいたします。

鹿島・太良地域は、すばらしい歴史や伝統にあふれる本当に美しい地域だと感じております。私もこの仕事につきましてから何度も鹿島、太良を訪れておりますけれども、本当にそういったところを実感しているところでございます。これらの豊かな地域資源を磨き上げ、ありのままの生活の営みなどの本物の価値をゆつくりと楽しむスローツーリズムを推進し、国内外からの人の流れを創出するために、鹿島・太良地域の一体的なプロデュースを展開していくものでございます。

続きまして、内容についてでございますが、このプロジェクトを進めるには、何より地域の皆さんに地元の未来をつくり上げていくという志を持っていたらき、それを一つにすることが大切だと感じております。

そのため、昨年十一月一日に開設しましたKATAラボという施設が鹿島市内にございますけれども、こちらに県職員二名と、鹿島市、太良町の職員それぞれ一名の計四名が常駐し、地域に入り込んで地域のネットワークを構築して

いるところでございます。

また、先ほど駅の話がございましたけれども、スローターリズムの玄関口として県南西部の交通、観光の拠点であります肥前鹿島駅を柱として、駅周辺というところで、ロータリーや駅前広場を含めたハード整備を鹿島市と連携しながら一体的な整備を予定しているところであります。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱそこで、その先もお伺いをさせていただかなければならないわけでありまして、取りあえずプロジェクトがどのような体制で進められているのか、先ほど言われた部分もあろうかと思えますけれども、改めてお伺いさせていただきます。

○副島政策企画監Ⅱプロジェクトの体制についてお答えいたします。

プロジェクトにつきましては、ハード、ソフトの両面で取組が様々な分野にわたっているものでございます。そのため、ハード事業につきましては県土整備部のまちづくり課など、ソフト事業につきましては地域交流部のさが創生推進課などで担いまして、それら全体を政策部がグリップする形で関係課が綿密に連携しながら推進していくものとしております。

また、今回のプロジェクトは、まさに地域づくりそのものであり、鹿島市、太良町とビジョンを共有し、一体となってプロジェクトを進めていく必要があると感じております。

KATAラボがつくり出します地域の新しい動きと、鹿島市、太良町が進めます観光振興やまちづくりとの相乗効果により、地域の未来をつくる大きな力を生み出していきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ午前中にも、言葉として県がグリップするとか、グリップ、グリップと言われていますけれど、グリップの度合いも分からないし、どういったのが、

どこまでがグリップと言うのか、ハンドル操作もグリップなのか、いや、最終決定をグリップと言っているのか、どういった感じなのか、ちょっともう少し説明していただければと思います。

○副島政策企画監Ⅱ先ほど委員のほうからもおっしゃったように、ハンドル操作の部分も政策部のほうでグリップをしたいと思っておりますし、取りまとめといえますか、各課でやられている取組、ハードとソフトというのはある意味、相対的にやっていかないといけないものでございますので、例えば、駅の中に入る、例えば、運営者だったりコンテンツ、そういったものと駅の建築工事などは一緒に進めていったほうがいいというところで、建築工事を担います所属と、ソフト整備、運営者を決めたりするところの所属を、横串でつなぐといったようなところを政策部のほうが行うというところもございますし、決定権といえますか、方向性ですね、今後、駅周辺の整備も含めてエリアプロデュースの方向性などを決める中でも政策部のほうが取りまとめの役割を果たすということになっております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ駅周辺のエリアというものを大きくつくっていただいてまちづくりをしていただければと思うところであります。最低でも半径一キロ当たり前のような、二キロでも、だって町並みをつくっていくんですから、やっぱりそこで構成ができてくるんだらうと思います。やっぱり地域づくりとはそういうものだろうと思っておりますので、そういったところも目を向けていただければと思うところであります。

今日午前中、キャッシュレス化の話も出ていました。

実は佐賀駅にタクシーがございましてけれども、つい先日五台、タクシー、待たせていただきました。Suica使えますかといったときに、五台連続で使えませんでした。国スポあるのに全国からお見えになる人たちが佐賀駅だけで

はなく、多分、違う場所場所に会場があるんだろうと思います。そこで、すぐ歩いていける会場であればいいんですけども、若干遠いところであつたり、それぞれの理由があつて、やっぱりタクシーで行かれる方たちもいらつしやるんだらうと思います。全国から来られる人たちが、交通系のカードを使えないというのはびっくりされるのではなからうかと。これはふだんは早急にと書いて「そうきゆうに」と言いますけれども、これを早急なこととしていたただかないといけないのかなとちょっと思っているところでありまして、できれば政策部、総務部でお金も出していただきながら配慮していただけたらなと思つているところでありまして、また、そこについても皆さんで検討をしていただければと思うところでもあります。

また、今後の取組についても、スケジュールをしっかりと組んでいらつしやるんだろうと思つますが、これもどこまで続くのか、いつまで続けられるのか。県が手助けすることも大切ですけども、やはり入り口としてやっていただくことは大切だろうと思つますが、やっぱりそれぞれの市町の努力はしていただかなければならないわけでありまして。市町がどのようにして努力をされるのか、これからかもしれませんけれども、やはりその取組に向けてしっかりとアドバイスもしていただければと思うところでもあります。

このスケジュール、どのようになつていっているのか、そしてまた、皆さん方どこまでで完了と、どこまでで形づくりましたよと考えておられるのかお伺いさせていただきます。

○副島政策企画監Ⅱプロジェクトの今後の取組についてお答えします。

現在の状況についてでございますが、現在、スロートリズムの実現に向けまして、地域の機運醸成やネットワークづくりのための座談会や町歩きなどを、KATAラボを中心に行つていつているところでございます。

今後の取組につきましては、今後はこうした座談会や町歩きなどの取組から

生まれた新たな動きを後押しするために、酒蔵などの老舗が残る趣のある町並みをリノベーションし、町の潜在価値を開花させる「まちづくりワークショップ」やスロートリズムを牽引する地域の食の生産者とクリエイター、シェフとのコラボによる本物の価値を発信する食のイベントなどに取り組むこととしております。

続きまして、駅の周辺整備につきましてですが、鹿島市策定の基本構想を基に、令和四年度から県においては鹿島・太良プロデュース事業としまして、全体コンセプトや駅舎施設等の基本設計を行つてきております。

今後は、駅舎やロータリーなどの実施設計や運営スキーム等の検討に本格的に入つていくこととしておりまして、令和七年度の工事着手を目指しているところでございます。

このプロジェクトは、地域の皆様と一緒に未来に向けて地域をつくり上げていく取組であることから、地域に根を張り、中長期的な視点を持つて取り組んでいく必要があると考えております。先ほどもちょっと委員のほうから、終期がどの辺なのかというところ、いつまで県と一緒にやっていくのかというようなことも御意見いただきましたけれども、中長期的というちょっと漠然的な言い方になつておりますけれども、委員おっしゃりましたように、やはり県がある程度支援をしていく中で、地域のほうで自ら実践してやっていけるというタイミングを、やはり県としても一緒にやりながら、そこをしっかりと確認をして、一気に手を引くとか、あと駅ができたからやめるとかいう話ではなくて、やはり地域にも寄り添いながら、その寄り添いの加減をちよつと調整しながらしっかりと支援をしていきたいと思つているところでございます。

鹿島、太良の皆さんと一緒になつて、町の人も、旅行者も、様々な人たちが何度でも行きたくなる、いとおしくなるエリアをつくり出していきたいと思つております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱ企画監とは、有明海沿岸のあの道路をサイクリングするのは気持ちいいだろうとかいうお話もさせていただいたところがございます。瀬戸内海のあの橋も、サイクリングで渡られる人たちもいっぱいいらっしゃるそうで、またそれはギアつきの大変スピードが出る自転車かと思いきや、ママチャリクラスでもサイクリングされるというお話もありました。やはりそういったそれぞれの地域での取組も参考にさせていただきながら、この地域をより活性化していただければと思うところでもありますので、よろしく願いをしたいと思えます。

また、やはりそれぞれの市町の独自性といましようか、独立といましようか、進歩も遂げていただかなければなりませんので、またそこについても御協力のほどお願いをしておきたいと思えます。

次にお伺いするのが、またこの取組、今、鹿島、太良での取組となっているわけでありませけれども、先ほど言いましたとおり、駅もそれぞれあつたりするし、駅だけじゃなくても、やはりその地域をにぎわす、そんな取組に私たちも手を挙げたいという地域も出てくるかもしれません。そういったときに、どのようにこれから県として取り組まれるのかも伺いをさせていただきたいと思うところがあります。多くの希望がなされるんだろうと思えますので、その点について伺いをさせていただきます。

○副島政策企画監Ⅱこうしたプロジェクトの鹿島・太良地域以外での展開についてお答えさせていただきます。

「むしろこれから鹿島・太良プロジェクト」につきましては、単なる駅整備ではなく、ここにわざわざ訪れたいくなる多くの人を引きつける鹿島・太良エリアをつくっていくため、県も一緒になって展開をしているところでございます。プロジェクトにおいては、公共空間の創出や観光振興、まちづくりといった

様々な要素を広域的、一体的に進めていく必要があり、長い年月を要します。まずは、この取組を引き続き積極的に推進し、取り組んでいきたいと考えております。

県では、自発の地域づくりを応援しております。地域づくりやまちづくりにおきましては、地域の方々が自身で考え、その価値や魅力に自らが気づき、磨き上げることが大切だと思っております。その地域ならではの歴史や伝統文化などの価値の磨き上げや発信に自ら取り組んでいる市町や地域をしっかり後押ししていきたいと思っておりますし、先ほど委員おっしゃりましたように、駅周辺とか、そのほかのエリアでも、自ら頑張られている地域に対しては県としても積極的に後押しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○宮原委員Ⅱでは、県内どこでもそういった取組がなされることを心から期待するものでありますし、県を頼らずとも、市町がしっかりとやっていただくことが何よりかと思うところでもありますので、またその点についてもアドバイス等もいただければと思うところでもありますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

では次に、佐賀県関係人口創出チャレンジ事業について伺いをさせていただきます。

これは先月行われました九州観光振興大会で、一つ取組をお伺いしたところの「ロマンシング佐賀事業」でございますけれども、そこで講師に来ていただいたゲーム会社のプロデューサーさんの話を聞いてみると、ああ、この人は熱意があつて楽しい人だなあ。ああ、この人がこれだけ佐賀県を宣伝してくれるとありがたいなと思つたところでありました。

その宣伝の仕方も、本当にいろいろと佐賀県のために、佐賀県のためにと考えていらっしゃることに、大変私も本当にうれしく思つたところでもあります



し、これから観光県佐賀を少しでも進歩させられるのかなというような思いがしたところでもあります。

日頃、自然もいっぱいあると言われるかもしれませんが、他県の自然には到底かなわないような環境状況であって、確かに自然はあるかもしれないけれども、自然の環境として観光——できるような地域かといえ、なかなかそうではないと思いますし、また皆さん御承知のとおり、面積規模から他県とは全然違うわけでありまして、取組としてしっかりとやることが大切だろうと思うし、以前、私もお話しさせていただきましたが、佐野記念館でも横の三重津海軍所のVRも利用して、有明海にこういった形があったんだよと想像させることも大変すばらしいことであろうかと思えます。また、それを利用して、有明海にムー大陸があったかのように見せること、アトランティスがあったかのように見せることも一つの観光目的になるのではなからうかというように思いもして、今からつくっていくかなければならないわけでありまして。そのままの自然頼りではないけないわけでありまして、観光地としてどのような形がいいのかということもお考えいただければと思うところであります。そこでですけれども、これは取組についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

今回、十周年を迎えるということでございました。そこで、今回、今までの軌跡というところをお伺いしたいと思えますけれども、これまでの事業についてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○松村政策企画監Ⅱ関係人口創出チャレンジ事業について、これまでの取組内容をお答えします。

関係人口創出チャレンジ事業である「ロマンシング佐賀事業」は、株式会社スクウェア・エニックスが展開するロールプレイングゲーム、「サガ」シリーズとのコラボ事業として、県が二〇一四年、平成二十六年から現在まで取り組

んでいる事業でございます。

当初は、首都圏での情報発信を目的にスタートしまして、その後、県とスクウェア・エニックスにおいて協議しながら、観光振興や県産品の販路拡大など、分野を拡大しながら取り組んできたところです。

開始から六年後の令和二年度からは、関係人口の創出を目的としまして、県内市町とも連携し、県内でリアルイベントを実施することで全国のファンの来訪につなげたり、ゲーム内に佐賀県を登場させて情報発信を図ったりと、新たな挑戦を試みながら進めてきました。

具体的には、JR在来線の活用を図った「ロマ佐賀列車」や「SAGATOCO」と「ロマ佐賀マンホール」のラリーを連携させた歩く施策、九州佐賀国際空港の活用につなげるレンタカーキャンペーンなど、県の施策とゲームコンテンツを融合させながら、県の地域課題の解決に向けた取組を進めてきたところでございます。

以上です。

○宮原委員Ⅱ今、レンタカーの取組もされているということでしたけれども、そのレンタカーはシールとかを貼っていらっしやるんですか。

○松村政策企画監Ⅱ今年実施をしております空港とのコラボ事業についてお答えします。

今年は特に、ロマ佐賀で取り組んでいるエリアを太良の竹崎温泉の宿泊につなげるという目的と、吉野ヶ里の遺跡をテーマにしたプロジェクトを進めております。その中で、やはり交通機関としてレンタカーも使っていただきたいたいということで、レンタカーを申し込んでいただいた方には限定のステッカーをプレゼントするようなキャンペーンを実施して取り組んでいるところです。

以上です。

○宮原委員Ⅱステッカーを記念に贈られるんですね。いや、レンタカーはたし



か部長車か副知事車か、以前ありましたけれども、ラッピングされているというんですか、ステッカーを貼られたような形でされていたので、俗に言う痛車いたしゃみたいな形でコラボしているから、そういうラッピングをされているのかなと思っただけですけども、そうではなく、記念になるようなことも取り組んでいただいているということで、大変ありがたく思ったところでございます。

ただ、アニメだったり、ゲームだったり、好きな人たちは、それで写真を撮るのがみんな喜んでいらっしやるので、こんな車に乗っているんだよとか、こういった取組もされているのかなと、今後そうしていただけるんだらうなと思いましたが、そこはそれとしてお願いして、いつかできればと思います。これも意外とお金がかかるので、ほどほどにさせていただくのも大切かと思えますけれども。

事業の取組の成果と思われるところがあれば、成果をお伺いしたいと思えます。

○松村政策企画監Ⅱ「ロマンシング佐賀」事業の成果についてお答えいたします。

この事業に取り組むに当たっては、毎年度、県と市町等で組織する協議会において、事業への参加者数の目標を設定し、実施しております。

実績としましては、令和三年度は目標五千人に設定し、実績が延べ約六千三百人、令和四年度は目標一人に設定し、延べ約一万四百人の方に来訪いただいたところとございます。

また、継続して取り組むことで、より佐賀県に目を向けてもらえるようになり、ファンからは佐賀県を遠方からでも応援したいと、佐賀県へのふるさと納税を行ったり、来年度実施される国スポ・全障スポのボランティアに応募したりと、二次的効果も生まれてきております。

徐々に県の取組がファンの中にも浸透してきており、関係人口の創出、県の

情報発信につながっていると実感しております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ それでは、令和六年度の事業内容についてお伺いしたいと思いますけれども、それぞれ予算化されていますので、そこについてお伺いしたいと思います。

まず、この事業費の内訳ですけれども、それぞれ金額等も出ているんだろうと思います。そこについて説明していただきたいと思えます。

○松村政策企画監Ⅱ 令和六年度予算の事業費内訳についてお答えします。

令和六年度予算としては、事業を実施するためのプロジェクト費として七千万円の協議会への負担金と、その他事務費として三百四十万七千円、合計七千三百四十万七千円となっております。

具体的には、夏に開催予定の首都圏でのイベントや秋以降に開催予定の県内でのイベント等に五千二百五万円、またこのゲームが展開されている韓国や台湾など海外のファンを呼び込む事業として七百十八万円、さらに事業全体の情報発信として一千七十七万円を計上しております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ では、イベントが二つ予定されているようになっていきますけれども、このイベントはどういった形でイベントされるのか、それぞれお伺いをさせていただきます。

○松村政策企画監Ⅱ イベントの内容についてお答えいたします。

イベントにつきましては、大きく首都圏でのイベントと佐賀県内でのイベントに分けて実施したいと思っております。

まず、首都圏イベントは、コラボカフェやミニ企画展、県産品とのコラボグッズ販売等を実施しまして、あわせて秋に開催予定の県内でのイベントのプロモーションを行いたいと思っております。

また、県内イベントでは、新たに佐賀駅周辺のにぎわい創出を狙ったロマ佐賀ストリートやアート作品を展示する企画展も開催し、多くの方に実際に佐賀県に来ていただくことで、さらなる関係人口の創出に取り組みることとしております。

また、そのほか海外向けへも発信を広げまして、九州佐賀国際空港の国際線とも連携したインバウンド誘客の事業も実施いたします。

各種イベントの告知に加えて、この事業の目的や効果等についても、情報を発信し続けることでプロジェクトの認知度向上を図りながら、県民やゲームファン、佐賀県ファン等に広く注目いただけるように進めていきたいと思っております。

以上です。

○宮原委員Ⅱそのイベントの中で有田焼の大皿ということがあっておりました。これも県で有田焼の推進をされているんですけども、海外にどこまで通じるのかわかりませんが、国内を見れば、床の間がないんですね。となると、なかなか飾りようがない。あれは床の間に飾るものだろうと私の中では思っているわけでありまして、家にどういった飾りの仕方をするのかとか、有田焼のほうからお考えになっていただかなければならないのかもしれないんですけど、そういったところも佐賀県でもお考えいただいて、有田焼を推進するならば、そういったところもお考えいただければと。これも一つの文化だろうと思って、文化が変わってきていますので、そういったところもお考えいただければと思うところであります。

さつき、インバウンド誘客のための取組をしているということで、抽象的でありましたけれども、こういったことなんでしょうか。

○松村政策企画監Ⅱインバウンド誘客の取組についてお答えいたします。

このゲームのサガシリーズは、日本のみならず、海外の韓国と台湾でも展開

をなされております。海外にも固定のゲームファンがいる状況がございます。このため、海外のファン向けにぜひ佐賀県にも足を運んでいただきたいということで、海外の方向けのツアーを造成いただいたりとか、あと現地のメディアの方々を招聘して、佐賀県でのコラボ事業の紹介をしていただいたりと、その予算を計上いたしております。

以上です。

○宮原委員Ⅱすみません、私ゲームをしないのでわかりませんが、マリオカートで精いっぱい、その先はしておりませんので、ちょっとお伺いしたいんですけど、このゲームというのは、全世界にだんだん広がっていくんですか。今聞いたところは、アジア周辺でしたけれども、アメリカやヨーロッパや、そこら辺まで広がっていくようなゲームなんでしょうか。

○松村政策企画監Ⅱ実際にスクウェア・エニックスさんの担当プロデューサーの方も、ヨーロッパのほうでの展開とか、そちらのほうでのイベント等にも参加をされていますので、世界に向けての発信ということにつながっていくものと思われまして。

ただ、スクウェア・エニックスの動きとしましては、今年の四月に八年ぶりとなる新作が出る予定になっております。このため、大々的なプロモーションを国内外に向けて実施をされますので、その中でも佐賀県と一緒にできることがあればぜひ一緒に動いていきたいと思っております。

以上です。

○宮原委員Ⅱまた情報発信ですけれども、情報発信をどこまで、どのようにされるのか、差し当たってのところがあればお伺いをさせていただきたいと思っております。

○松村政策企画監Ⅱ情報発信についてお答えいたします。

この情報発信は、例えば、県がこれまで十年間取り組んでいることにつきま

しても、割と地元の方があまり知らないというふうな声も時々聞かれます。県民の方にも、全国から来たファンに向けて交流を図っていただきたいというふうに思いますので、ぜひ県民向けの情報発信にも取り組んでまいりたいと思っております。

また、専用のサイトをつくって、いつでもロマサガのイベント等を楽しんでいただけるような環境も整備したいと思っております。

またあわせて、在京のメディアの方々にも佐賀県に実際に来ていただいて、雑誌、SNS等で取り上げていただくことで、佐賀県のロマサガの認知度を上げていきたいと思っております。

以上です。

○宮原委員Ⅱこれはマンホールの話とかあっていましたけれども、マンホールの費用とかは、ここの中に入っているんですか。

○松村政策企画監Ⅱマンホールの費用についてお答えいたします。

例年、マンホール、それから有田焼の陶板等を設置して、それでラリーを行うっていくような仕掛けをつくっているところなんですけれども、このマンホールと陶板に関しては、スクウェア・エニックス側から各市町のほうに寄贈という形でいただいている形になります。それを受けて、各市町からは感謝状を贈呈するような動きで進めております。

以上です。

○宮原委員Ⅱ大変親交が深くなっていらっしゃるんだなと思って、先方さんにも大変感謝するところであります。

今後についてお伺いをさせていただきたいと思えますけれども、事業の目標、それから、設定があればお伺いさせていただきます。

○松村政策企画監Ⅱ令和六年度の事業目標についてお答えいたします。

令和六年度については、この事業の延べ参加人数を三万人に設定して取り組

みたいと考えております。今回は首都圏でのイベントを開催することにしておりますので、これまでまだ一度も佐賀を訪れたことのないゲームファンや佐賀県ファンにも訴求し、これまで以上に県への来訪につなげたいと考えております。

以上です。

○宮原委員Ⅱこれからもずっと取り組んでいただけるんだろうと思います。やっぱり佐賀もアピールしていただきたいと思えます。簡単に読める字でもありますし、「さが」、平仮名で二つの文字でありますので、福岡よりも言いやすい佐賀県だろうと思えますので、佐賀、佐賀、佐賀と言っていたら幸いに思うところでありまして、また、そういった捉えやすいようなリズムを取ったような形もつくっていただければと思うところであります。

今後、またそれぞれの取組があるんだろうと思います。拡大していくというようなお話もあっております。ヨーロッパへも進出していただければ幸いに思うところでありまして、県の今後の取組についてお伺いをさせていただきます。

○松村政策企画監Ⅱ「ロマンシング佐賀事業」の今後の取組についてお答えします。

このプロジェクトは十年間、県とスクウェア・エニックスで築き上げてきた揺るぎない信頼関係と、同社の市川プロデューサーの多大なる佐賀県への愛、さらに多くの佐賀ファンの応援に支えられ、ここまで成長できたプロジェクトだと認識しております。単なる一過性のイベントとして実施するのではなく、過去取り組んだ事業も継続していくことで、ファンからは、いつ来てもロマサガの世界観を味わうことができるかと評価いただいております。ロマサガをきっかけに何度も佐賀を訪れるリピーターが増え続けております。

まずは、この十周年の機会に、さらなる関係人口の創出に取り組みまして、

新たな佐賀県ファンに来訪いただけるよう準備していきたいと思ひます。

十周年以降の取組については、今後、スクウェア・エニックスや関係団体の意向も確認しながら、継続していけるよう取組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○宮原委員Ⅱ 広げていっていただきたいと思ひますが、私もそのゲームは分かりませんが、また、ゲームも多分できないんだらうと思ひますけれども、ゲームの内容ぐらひは今度教えていただければと思ひます。

こうやってコラボをしていただきながら、佐賀県の知名度アップに御尽力いただいていることは大変うれしく思ひます。もう本当にアピールをしていかなければ、皆さんは周知していただけないわけでありますので、これから本当に佐賀県の知名度アップのためにしっかりと頑張つていただくことをここにお願いしながら、そして、佐賀県民の皆さんがそれぞれの地域に行つても、ああ、あの有名な佐賀県ですかと言つていただけるような佐賀県になつていただければと思ひます。

以上で終わります。

○一ノ瀬副委員長Ⅱ 以上で本日の質疑は終了いたします。

なお、あす十三日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後二時十四分 散会

速記者 井上琴葉

令和六年三月十三日（水）

総務常任委員会会議録

於 第二委員会室





# 総務常任委員会

委員長

宮原

真

一

副委員長

一ノ瀬

裕

子

理事

指山

清

範

委員

徳光

清

孝

委員

大場

芳

博

委員

木原

奉

文

委員

猪村

利恵子

委員

青木

一

功

委員

桃崎

祐

介

委員

藤崎

輝

樹



午前十時 開議

○宮原委員長 Ⅱ総務常任委員会を開催いたします。

昨日に引き続き質疑を行います。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

○猪村委員 Ⅱ皆様おはようございます。委員会二日目、本当にお疲れさまでございます。前日も、そして、今回も委員会視察を中止しての二日間、両日とも委員会質問となりました。慎重なる審議の姿勢を県民にお示しし、当然のことではございますが、一般質問におきましても丁々発止、慎重審議の議論を徹底して行っていく姿勢を県民の皆様に見ていただくことこそ、真の二元代表制のあるべき姿ではないでしょうか。

地域の方から先日お電話をいただきました。詳しいことは分からんけど、とにかく県議会から目が離せんことなつたよ、しっかり見ているから頑張つてねと、ますますプレッシャーをいただきますが、ありがたい思いいっぱいでございます。県民の負託を受けている意義をしっかりとかみしめながら、精いっぱい本日委員会質問に臨ませていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まず冒頭、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故から十三年がたちました。改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私は、十一月議会の開会直前でございましたけれども、宮城県仙台市から松島町、石巻市、南三陸町と視察をさせていただく機会をいただきました。宮城県議会議員の数名の方、そして、石巻市長様、そして、南三陸町の町長様におかれましては、多忙な中、御自ら防災センターや震災遺構の御説明をしていただくなど貴重な経験をさせていただきました。高台に集団移転をされ、新しい町並みも美しく整っております。ここ数日来、報道もなされておりますが、町長様、市長様はじめ、皆様がおっしゃっていたのは、本当に報道と一緒に

ございます。ハード面は皆様方のおかげで完了いたしました。これからはソフト面の復興が待っています。コミュニティの再構築や働く場、そして、何より人口が流出したことへの手だてを打っていかねばならないんですと力強くおっしゃっていました。ハード面は整つても、そこに人が存在しないことには仏作つて魂入れずとなつてしまうような気がいたします。議論の対象は違えど、私は県立大学設置構想の議論と多少重なるところがあるのではないかと思いましたので、申し上げさせていただきます。

大変前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。がしかし、今回は、実は多くの質問項目を掲げておりまして、また、張り切つて委員会質問に臨ませていただくこうと担当課さんと意見交換をしていくうちに、これは総務の所管外です、これもです、これもです、これもですと御指導いただくうちに、何と県立大学一本となつてしまいました。まず所管の勉強からせんばいかんなど今さらながら深く反省をし、猛省をしていることをお伝えして、本当に前置きが長くなりましたが、質問に入らせていただきます。

今回は、申し上げたとおり県立大学一本に特化させていただき、質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、的確かつ誠意ある御答弁をよろしくお願申し上げます。

私は、教育の環境や機会の創出は大変重要だと考えている一人でございます。ここにおいでの方の全ての皆様がもちろんそう思つていらっしゃるのと拝察いたします。家庭教育、学校教育、社会教育全てにおいて、人づくりこそ教育、教育の根幹は人づくりでございます。そのことを踏まえて、いよいよ質問に入らせていただきます。

まず、一点目でございます。専門家チームについてでございます。

私が一般質問の折に専門家チームのことについてお尋ねをした際といいますか、専門家チームにつきましては現在三名でございますが、今後人数が

増えることはあるかもしれないと平尾部長から御答弁をいただきました。そして、再質問の折に、断言したことはございませんというふうなおっしゃり方をいたしましたことを記憶しております、議事録にもそのようにございます。増えることはあるかもしれないとおっしゃって、そのことについては断言したことではございませんというふうな申され方をいたしました。

再度確認をさせていただきます。人数について、今後の変更はあるのでしょうか、一点目にお尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱおはようございます。県立大学のうち、専門家チームの人数は増えるのかというところについてのお尋ねでございます。

昨日も部長から答弁を差し上げておりますけれども、専門家チームのメンバー、現在任命している山口教授、飯盛教授、早田教授、この三人がコアメンバーの基本的なメンバーだというふうに考えております。ただ、検討の進捗に応じまして、それをサポートするようなメンバーを増やしていくことはあり得ると、これは昨日もお答えしたところでございます。

例えば、カリキュラムだとかを検討するときに、経営学というの幅広うございます。企業経営に関する分野とか、組織論に関する分野とかいろいろございますので、仮にですけれども、そういったことに関してそれぞれ、例えば、企業経営にはより詳しいこの先生にお願いしようとか、組織論はこの先生にお願いしようとか、そういうことはあるかと思ひまして、一定の分野に特化して、スポット的にコアの基本的な三名の方以外の方に協力を得るといことは想定しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ昨日、お三方の質問でもこの専門家チームのことについてお尋ねがあったところでもございます。佐賀新聞にも記載がございましたけれども、藤崎委員のほうからの御質問、その御答弁で、大学の三つのポリシー、卒業認

定、学位授与の方針——ディプロマポリシー、教育課程編成実施の方針——カリキュラムポリシー、入学者受入れの方針——アドミッションポリシー、この三つの方針を一貫性のあるものとして策定、公表することが平成二十九年より義務づけられたというような御説明をいただき、私も専門家チームという、何となく、何ぞやというようなところが少し晴れたような気がいたしております。そこでなんですけれども、県とチームの関わり方、それから、最後に掲げておりますが、議論の活性化、こういったところも今後見られてくるのかなというふうに思うところでもございます。また、四月の教育方針策定、そして、それをブラッシュアップして六月に基本方針を打ち出すというふうに聞いたところでもございます。

武雄アジア大学のことについて、武雄市議会でも議論がなされております。ちよつといろいろ議員さんにお尋ねしたところもあるんですけども、武雄アジア大学においては、四月に新二年生、多分高校二年生のことだと思っておりますけれども、百四十人の定員が、アンケート調査して集まらなければ申請許可が下りにくいのではないかというような執行部からの答弁がございました。この武雄アジア大学もそうなんですけど、この県立大学の構想においてもこのようなことも進めなければならぬのか、こういったことについて見解をいただきたいのと、それから、県とチームの今後の関わり方ですね、こういったところがどうなっていくのか、そういったところも重なる部分があると思ひますけれども、私にも御答弁をいただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○中島政策企画監Ⅱ専門家チームと県の関わり方、それから、議論を活性化してはどうかと、あるいは審査の際に高校生の意向あたりも聞くんじゃないかというお尋ねでございました。

まず、県との関わり方につきましては、専門家チームは検討委員会とか審議



会ではございませんで、県庁と一緒に議論をして、共に具体化プログラムを進めていきたいというふうに考えております。県庁側とのミーティングも積極的に行います、随時ブレイクセッション、意見交換などを重ねまして、先ほどお話もありました教育方針ですとかカリキュラムとか、そういったことを具体案も含めて県庁側と一緒に共同作業を行っていくというふうに考えております。決して任せつきりではございませんで、我々政策部の職員も議論に入りますし、意見を出していきたいと、実際そういうことをやっているところでございます。速いテンポで議論を進めていると考えております。

それから、高校生の意向調査というところ、それは文科省のほうでの認可の際にそういうところを見るというふうに文科省はおっしゃっておられますので、申請の時期が近づけば、そういったことの調査というのにも必要になってくるかと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱこの三つのポリシーにそれぞれ分けられて、そして、そこにそれぞれまた専門家の人材を置き、そして、そこにまたそれぞれ職員の皆様がおのの部署といましようか、その三つに分けられたところにおののまたそこに職員を配置するということがよかったですかね。その三つのポリシー全体に職員さんが見つかるかといましようか、その三つどこにも同じような方がつかれるような形になるのか、そういったところのイメージというのは、何か漠然とというか、もう少し分かりやすく可視化をしていただくなり、何か図式化していただくなりしていただければ、非常にイメージが付きやすいのではないかとこのように思うところもございしますが、そこら辺いかがでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ三つのポリシーと組織といまするか人員配置についてのお尋ねだったと思いますが、県立大学が目指すべき姿というのがございまして、その下にディプロマポリシー、卒業生がどういったことを身につければいいの

かと、あるいはそういうためにはどういうカリキュラムをしたらいいのか、入学するときにはどうした方がいいのかという三つのポリシーがあると思います。

もともと県立大学はどういったことを目指すのかというのをしっかり決めた上で、その三つのポリシーというのは決めてまいります。お互いに連携しているところもございしますので、三つのポリシーが基本的な目指すところに合致しているかというところをきれいに整理しなきゃいけないというのが三つのポリシーの話。それを文科省は求めているというところでございます。

それを組織にどうするかとか人員配置にどうするかというところはまたその次の段階でどう落とし込むかというところでございます。さっき申し上げたように、連関している部分もございします。例えば、入試だけをやるような職員がほかのポリシーのことを全く知らないというわけにもいかないと思いますので、こういった形にするかというのはその次の段階でございします。

もちろん分かりやすくというところは心に留めながら御説明も今後引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱそうですね。ここだけにとらわれることではないというふうな構想的には思うところもあるんですけども。非常にここを分かりやすくしていくことで県民にも分かりやすく伝わっていく、大学がこうやってつくられていくというようなことが、まだつくらないかというところもあるんですけども、実際、大学設置のコアメンバー、この三人のメンバーの方々は大学を進めさせるだけのチームなのか、いやいや、ちょっと待てよと、もうちょっと考えたほうがいいんじゃないかというようなことも併せ持ったチームなのかというところですね。車もアクセルもブレーキもあるわけで、ただ走りというようにところではないというところに附帯決議がついているのかなというふうなように思うところもございしますが、そこら辺の考えはいかがでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ専門家チームの性格についてのお尋ねだと思いますが、専門家チームは県立大学の設置の是非を検討する組織ではございません。

以上でございます。(もう一回よろしいですか)と猪村委員呼ぶ)

県立大学の専門家チームは県立大学を設置するかしないか、設置の是非を検討する組織ではございません。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱその是非というのはどなたが決められるんですか。

○中島政策企画監Ⅱ私どもでももちろんつくりたいと思っております。進めていくところでございます。もちろん必要な議案、予算等も含めて議会のほうにも案をお示しして承諾しながらというところでございますので、最終的にはもちろん認可申請とか認可というのがありますけれども、それに向けての手續を我々は進めたいと思っておりますし、そこ自体は変わらないと考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱこの是非はやはり議会にもかけるべきだというふうに思うところもでございます。しっかりとお示しをしていただくことかなというふうに私は感じているところもございますので、そこら辺、説明方、今後ともよろしくお願いでして、都度都度議論も進めさせていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

その次の問いなんですけれども、質問項目の私の訂正というか、最終見間違いというか、ございました、「議員を入れることについて」というところの文言が、実は多様な人材を専門家チームに入れるというようところでございまして、失礼をおわびを申し上げます。

ここなんですけれども、専門家チームが増えることがあるかもしれないというようなどころだったんですね。それを受けて、やはり今三人の大学教授がい

らっしゃいますけれども、もつと多様な方向から大学の是非を問うメンバーが私は必要じゃないかというふうに思ったところでございます。この専門家チームの多様な人材を入れるということについて御答弁を願います。

○中島政策企画監Ⅱ専門家チームのメンバーの多様性についてのお尋ねがございました。

これは一般質問でも猪村委員のほうからもございましたけれども、あらゆる組織、多様性というのを求められていると思います。専門家チームにつきましても、女性の活躍の観点ですとか、いろんな幅広い世代の方の意見というのも必要かと思っておりますので、メンバーを増やしていくことになりますれば、ダイバーシティーの観点、多様性の観点から考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ承知いたしました。

そういったことも今後あり得るということでございますので、しっかりと注視をしておりますというふうに思います。

次に、令和五年度の十一月補正予算の執行状況についてでございます。

具体化プログラムにおいてこの専門家チームの三人が選出をされたというところでございますが、今現在で執行の状況、それから執行見込みがどうなっているのかお尋ねをさせていただきます。

○中島政策企画監Ⅱ十一月補正の予算の執行状況などについてのお尋ねがございました。

十一月補正で八百万円計上いたしておりますけれども、情報収集の各種調査として三百二十万円、専門家チームの運営で二百十万円、合計でおよそ五百三十万円執行を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ今五百三十万円、八百万円のうち五百三十万円、残りがもう数日になってまいりましたけれども、残った予算というのはどういうふうになるんでしょうか、教えていただければと思います。

○中島政策企画監Ⅱ残りの予算につきましては、執行残といえますか、使わないうものとして整理されていくものでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、次に参ります。

消費・生産活動の誘発効果の試算についてでございます。

これは昨日、青木委員からお尋ねがございました。私もお尋ねさせていただきたいところがありましたので、質問させていただきましたが、これは武雄アジア大学誘致の試算も出ておりました。これも市役所の皆さんで計算をされたということでございます。百四十名定員で県立大学の構想と同じく二〇二五年までの計算で百五十四億円、経済効果、年間三千三百万円の税収、市内で二百五十人のアルバイトの雇用を期待試算として挙げておられます。

そして、土地は決まっております、そこは貸付けが二〇三〇年三月まで無償ということで、市が最大十三億円の支援をするということでございますけれども、用地貸付料で二億円ほど返ってくるので約十一億円、デジタル田園国家構想の補助金がマックス五億円あり、今後、そして県に支援をしていただく、そういったことも視野に入れての積算をされているようにございます。

県立大学においても、御自分たちで定員二百人、二百五十人、三百人と計算をされているわけでございますが、この試算について、しっかりと予算も計上されておりますので、専門の業者、コンサルタントに頼んでもさちつとした試算が出されるべきじゃなかったかというような意見が私にも届いているわけでございます。こういったところで、なぜ専門のコンサルに、また業者に頼む

ことがなかったのか、自分たちで試算をされたのか、そこら辺をもう一度お尋ねさせていただいてよろしいでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ消費・生産活動の誘発効果試算、これを業者に出さなかったのかということでございます。

この消費・生産活動の誘発効果につきましては、さきの議会までにおきましても、費用対効果を示せという御指摘がございまして、それに対して教育に關して費用対効果はなじまない、難しいと思うけれども、経済波及効果については算出している例もあるので、どういう出し方があるかを考えたいという御答弁を差し上げておりました、その後を検討しているものでございます。

そして、ほかの例もすっかり見ながら、消費・生産活動の誘発効果として算定をしているものでございまして、お示ししております。

出し方につきまして、大学設置によります消費ですとか整備、運営費などをきちんと推計をしております。そして、産業連関表に投入するという出し方をしております、きちんとしたものが出ているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱきちんとしているものが出ていますとおっしゃっていますが、過大評価もあり、過小評価もある。武雄の場合も、お聞きするところによりますと、市内で二百五十人という期待試算であるアルバイトとか、学生さんが働いてくださったり、アルバイトをしてくださったりするようところが入っていないようなところも聞いております。県立大学の分は、そこら辺はいかがでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ消費・生産活動の誘発効果ということでございます。実際に、例えば、学生に關していますと、学生が生活することでのくらの消費がされるかとか、そういったことのみを出しているところがございます。

おっしゃっているような武雄市さんを全て見て見るわけではございませんが、もし二百五十名のアルバイトがいるとか、それによってお店がどれだけ維持できるかとか発展するとかといったものについては算出をしておりますので、私たちが算出したもの以上のもは当然、経済的な効果というのはあると思いますが、現実などところのみをうちは出しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ 武雄は百五十四億円、定員百四十名なんです。県立大学の二百人の定員で、誘発効果が千二百七十四億円から千八百四十七億円、すごい桁になっているなと思って、誘発効果の金額が一桁違うところが、どっちが本当なのかというところもあると思うんですけども、そういうところもしっかりと専門家に積算をしていただいでやっていただいても私はよかったです。じゃないかなというふうに思うところもございます。

またそして、青木委員からもありました場所の設置、場所も決まらずに積算をされている。例えば、佐賀市でこちら辺でということ、土地代も込めて、そういったところも試算をするべきじゃなかったんだろうかというような声も私もいただいでいるわけでございますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。昨日の青木委員とダブるところがあると思いますが、私にもお答えをください。

○中島政策企画監Ⅱ 出し方ですとか、地域ごとの算出もしてはどうかというお尋ねだと思います。

まず、武雄の出し方について、すみません、詳細を見ているわけではございませんが、恐らく出し方がどこか違って思っています。整備費も違ったりしていると思しますので、そういったことで違っているのかなと思います。私たちがしましては、御案内がありましたような三重県ですとか、ほかに出している公立小松大学ですとか、そういった例から持ってきておりますので、

出し方について、そこはきちんと出しているというふうに自負をしているところでございます。

それから、地域ごとの算出というところでございますが、これはあくまでも消費・生産活動の誘発効果というのを出しているところでございます。それにより設置場所を決めるものでもございませんので、設置地域ごとの算出というのを行う予定はございません。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ 行方がないというふうにおっしゃいましたけれども、やはり場所の特定というのは非常に大事なところだというふうに思うところがございまして、まだ決まっていないというふうなところもお聞きしているところでございますが、やはり県民の皆様にとっては、場所はどこだろうかというふうな期待といいましようか、御意見もあるわけでございます。やはりまちづくりに大きな要因が見られる事業でもございます。

そこで、しっかりと土地の選定といましようか、町、そして昨日もありませんした駅に近いとか、交通の利便性がいいとか、それよりも、いや、山の中に伸びと環境を整えて、そういったところでもいいんじゃないかと。今から農業もいろんな面も取り組んでもらいたい。そういった声もあるわけでございますので、そういった場所の選定というのが非常に大事になってくると私は思うところもでございます。

是非を問うていくわけでございますが、そういったところもしっかりと鑑みて積算をしていただく、試算をしていただくということが大事ではなからうかというふうに思っていますので、ぜひそういったところも今後注視をしてみたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

次でございます。令和五年度の当初予算、まだ私が議員になる前に当初予算、今まさに一年前でございますが、当初予算にまた八百万円の計上があつており



ます。内訳は、各種調査等、「基本構想策定に向け必要な情報収集や各種調査等の実施」、五百三十七万五千円。実務家会議、「基本構想策定のため大学教育等に精通した実務家会議の開催」、二百六十二万五千円と細かく分けられて、八百万円の計上がございます。この執行状況と執行見込みをお尋ねいたします。

○中島政策企画監Ⅱ令和五年度の当初予算八百万円の執行状況、見込みについてのお尋ねでございます。

当初予算八百万円につきましては、情報収集、各種調査などに約六百六十万円、大学教育等に精通した実務家会議、実務家へのヒアリングなどで六十万円の執行を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ各種調査等が五百三十七万五千円に対して六百六十万円、実務家会議のほうに六十万円で七百万円、あと八十万円が残っているということでございます。

これは基本構想策定に向けての調査ですね。「目的・背景」としては、「十五歳未満の人口の割合が全国で三番目に高く、子どもたちが多岐にもかかわらず、大学進学時に八割以上が県外に」云々というふうなことで基本構想を策定するための予算というふうにございます。これも八百万円、そして十一月補正も八百万円でございます。この予算、そして十一月補正、そして今度、新年度予算と、次々に県立大学の予算が計上されているわけでございます。

次にといいましうか、県立大学の今度の令和六年の当初予算、内訳として具体化プログラムの推進に五千二百八十万一千円で、専門家チームの運営にメンバー謝金、旅費、運営経費で二千六百八十万一千円。サポート業務委託ということで、認可基準に適合するための技術的サポートで二千四百万円。広報、ここで広報に二百万円というふうな計上がされているわけでございます。

今度の予算は十一月補正で出た予算の内容と全く同じでございますして、三カ

月分を次、一年分ということで計上をされているということでございます。事業は次々に進んでいくのかもしれないけれども、内容、中身が全く同じで専門家チームの運営に二千六百八十万一千円で、十一月補正は四百六十万円、そして運営経費が九十四万四千円ということですよ。これを一年分にして換算すると、五百万円の四で二千万円。これは分かるんですけども、このサポート業務委託で二千四百万円。これはサポート業務委託に十一月は三百万円だったんですけど、同じ内容で。これが四期というか、三カ月分の四で一千万二千四百万円。これは倍の二千四百万円というふうな計上になっているんですけども、ここの積算根拠をお尋ねさせていただいてよろしいでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ業務委託の二千四百万円の積算根拠についてのお尋ねでございます。

おっしゃったように、基本的に私ども、十一月補正で出したものの継続として令和六年度当初に出させていたいただいているものでございます。やることは、引き続き内容としてはやりますけれども、中身についてはやっぱり検討が深まったり広まったりするというところでございまして、そのために必要な経費というのも増えていくというふうなまず考えているところでございます。

実際、他県の例とかも、他の大学の設置の事例などもお尋ねしますと、やっぱり認可申請に近づくにつれて、そういったサポートあたりもいただく。それに三千万円とか四千万円かかるよということもございましたので、その辺り総合的に考え合わせまして、二千四百万円というのを積算しているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ今、企画監、三千万円から四千万円ぐらい、またサポート申請にかかるとおっしゃったんですけども、「よその県がね」と呼ぶ者あり）はい、よその県がですね。そういった形で二千四百万円の計上がなされていると。こ



の県立大学構想においてはですね。

足りなくなった場合は、また補正で出てくるというような形になるんでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱまず、ちょっと補正させていただきます。三千万円か四千万円というのは、認可申請の時期に近づいていけばということでございます。それより私どももうちょっと前の段階かなと思っておりますので、その額よりもちょっと低めにという設定をさせていただいているところでございます。

足りなくなったらどうするかというところにつきましては、もちろんこの事業に限らずですけども、都度都度、補正予算という制度もございまして、そういったことをお願いしていくことになるかと思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱそういったところできめ細やかに説明をしていただきながら、いろいろな議論をしながら、またこの事業について議論を深めていくのかなというふうに思っております。しっかりと予算も県民の大切な血税でございます。しっかりとお考えいただいてお使いいただくような形を取っていただければなというふうに思うところでございます。

そして、次なんですけれども、徳光議員の一般質問において、県民の皆さんへの情報提供に関しての御議論のところで平尾部長が一月に策定いたしました基本構想を基にパンフレットを作成中でございますというようなお答をされています。そのパンフレットの内容はどのようなものになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○中島政策企画監Ⅱ県立大学に関しましてのパンフレットの内容についてのお尋ねでございます。

一月に基本構想を策定しておりますけれども、その基本構想の内容を分かりやすく説明しているものでございます。基本構想に示しております基本理念です

とか、育成する人材像、Q & Aとか、さらに、今後議会でもさらに議論していきますよということを付記する予定でございます。

また、一方的な説明のものということではございませんで、まず現時点における県の考え方をきちんと示すということと、それに対する意見を収集できるようなやり方、これで進めていきたいというふうにご考えているところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ今御説明をいただきましたけれども、今のところの予算の計上の中で、十一月は補正は広報費など、そういったものの計上がなかったと思えます。五年の当初予算で基本構想策定に向け、必要な情報収集や各種調査等の実施、ここに当てはまるのかなと、今の御説明では、Q & Aとか、一方的な投げかけではなくて、やり取りができるようなQRコードか何かをつけていらいっしやるというところでもございますが、ここで、もう七百二十万円使われているわけで、この中に今のパンフレット代というのは入っているんですか。

○中島政策企画監Ⅱ五年の当初予算の先ほど申し上げた見込みの中に入っているものでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱでは、パンフレット代はお幾らになっておりますか。

○中島政策企画監Ⅱ八十万円程度（63頁で訂正）だったと思います。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱ七百二十万円の中で八十万円程度を使われたということでございます。

これは何部ぐらい作成されておりますか、お尋ねをいたします。

○宮原委員長Ⅱ中島政策企画監、部数。

○中島政策企画監Ⅱまず一点訂正させていただきます。

パンフレットの額ですけれども、五十万円ちょっとと考えております。それを訂正させていただきます。

部数につきましては、まずは二千部で準備をしているところでございます。以上でございます。

○猪村委員Ⅱこの二千部の様式は、一枚の前後ろですか、こういった形の、形状になっているんですか。

○中島政策企画監Ⅱ形状についてのお尋ねでございますが、A3判の紙を二つ折りした、A4のサイズにした、ページ数でいくと四ページのを予定しております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱこの二千部なんですけど、もちろん県民の皆様の情報提供をするに当たっては、二千部というのはちょっと少な過ぎないかなというふうに思うところもございます。

お聞きするところによりまと、十五日に開催される「TSUNAGIコンベンション」で、そこに地域の方もそうでしょうけど、学生も一定数集められるというような行事があるというふうにお聞きいたしましたして、そこで二千部を配布するというようなことをお聞きいたしましたけど、それで間違いはないですか。

○中島政策企画監Ⅱパンフレットの配布につきましては、今週末の、おっしゃられた「TSUNAGIコンベンション」、これは佐賀大学とか西九州大学など、県内の大学の魅力を発信するプログラムでございますけども、そこで参加者に配布をしたいと考えております。おっしゃったとおり、高校生が多いと思えます。高校生の中でも特に大学でどういったことをやっているかということに関心が高い高校生が集まるというふうに考えておりますので、そういった方の生の意見を把握するいい機会だなと思っております。そういう方々に意見を求めるためのパンフ配布というのを考えておるところでございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱもちろん二千部そこで配布されることは悪いことでは全然なくて、少しでも情報が県民の皆さまに伝わるということは非常にいいことであると思うんですけども、県民の皆様にも等しく見ていただく、手元に配布ができて、今、こういう話になっているんだということを、大学ができるではなくて、今こういう話になっているんだ、議会が否決があったり再議があったりという、議会で何があっているんだというようなことも知らせるためにもなるのかなというふうに、関心を持っていただく手がかりにもなってくるのかなというふうに思うところもなきにしもあらずなんですけれども、これは委員長、ちょっとパンフレットをここに資料として提供を御願いたいたいですけれども、あさつてのことですので、パンフレットが手元にもう来ているというふうに思われますが、いかがでしょうか。

○宮原委員長Ⅱまず、答弁できるなら少し答弁していただいて、用意できるかできないか。

○中島政策企画監Ⅱパンフレットが今まだできていないものがございます。お渡しできるものが今手元にない状況でございます。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱあと二日後でまだできていないと。もう二日後配るのがまだできていない。じゃ、いつ頃できてきと見せていただく機会は。委員長、お計らいをお願いしたいんですけど。

○林政策総括監Ⅱパンフレットにつきましては、納品いただくのが一応あしたになっておまして、手元に届きましたら議会のほうにもお配りしたいというふうに思っております。

以上です。

○猪村委員Ⅱありがとうございます。たたき台だけでもいいから今ちょっと見

せていただきたいというふうにいるかと思っても、あつて委員長に申し上げたんですけれども、来次第に見せていただけるといふことではございますので、あしたをちょっと楽しみにさせていたただきたいというふうには思っております。

質問の最後になりますけれども、多様なところでいろんな情報、県立大学に今回特化した質問になっておりますので、そのようなことになるかなというふうには、その質問に限るんですけれども、情報の提供、こちら議会からこういう質問、一般質問なり、委員会質問でお答えをいただくというふうな情報がほとんどかなというふうには思うところもでございます。情報をもっと議会のほうにいただければというふうには思うところもでございます。

武雄の話ばかりして本当に恐縮なんですけれども、一人一台、私たちもタブレットがございました。共通、全員一斉に貸与でございましたので、情報が寸時に、プレスリリースはもちろんですけれども、市長の動向なども情報をいただいております。プレスリリース、県になりますと、膨大な量になると思っていますので、それは不可能かなというふうには思いますが、できる限り情報の共有化、議会との情報の共有化もぜひお願いしたいというふうには思いますが、企画監のお考えで結構ですので、お答えいただけるでしょうか。

○中島政策企画監Ⅱ情報提供についてのお尋ねでございました。

もちろん情報提供は大事だと思っております。私どもなりに的確に、適宜情報をお渡ししているつもりでございます。例えば、一般の専門家のミーティングの際も、こういう会議が行われますよという御案内ですとか、その後もこういった内容でしたというのを即時にお送りしたということをやっているつもりでございます。引き続きそういうことはやっていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○猪村委員Ⅱるるるありがとうございました。この県立大学に限らずでござい

すが、いろんな情報の共有化を図り、県民の皆様の福祉の維持向上だったり、安心・安全な暮らしだったり、そういったものももっとよくするための二元代表制、執行部と議会が鋭意見を戦わせて、いいハレーションを起こして、いい町にしていくことなんだろうというふうには思いますので、ぜひともそういったところで議会改革も含めて私も汗をかいてまいりたいというふうには思っております。

今日はありがとうございます。これで私の委員会質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○徳光委員Ⅱ皆さんおはようございます。県民ネットワークの徳光清孝でございます。今日は二問質問させていただきます。県立大学に關しましては、今の現時点で私は聞きたいことを全て一般質問でお尋ねをしましたので、私だけ、県立大学が質問に答えていませんが、ぜひよろしくお願いをいたします。

まず、一番目の質問が佐賀県における地震対策についてであります。何回も議場でもお話があつていますが、今年の元日に最大震度七の能登半島地震が発生をし、大変な被害を被つたところでもあります。改めまして亡くなられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます、一日も早い日常の生活が戻つて、復旧復興が進むことを願っております。というふうには思っております。

また、この能登半島地震に対しましては、佐賀県からもいち早くいろんな方面、いろんな分野から支援に行かれていくことを聞いています。県内の市町もそうだと聞いています。

加えて、原発所在地でもありますので、原子力災害の防災計画、あるいは避難計画についても、今後相当な見直しが必要になってくるというふうには思っています。原子力規制庁が指針については見直すということも明言しておりますので、その行方を注視していきたいと思っておりますが、ただ、抜本的には見直さな

いとも言っているということも聞いていますので、本当にそれでいいのかというふうには思っています。計画どおりの避難が全くできないということが明らかになったわけですから、そんな意味では、これは今後の議論の中でしっかり進めていただきたいなというふうに思っています。

それから、現地で頑張っていたらっしやる自治体職員の皆さん、自分の家も被災をしている、あるいはもしかすると家族の中に亡くなった方がおられるかもしれない、それでもやっぱり対策の最前線に立って住民との仕事に当たっているとすることは本当に頭が下がる思いです。

例えば、自衛隊の方々が災害派遣で行かれると、すぐニュースになって、自衛隊の皆さんありがとうという感謝なんかも伝えられますが、自治体職員が前面に立って災害の対策に当たっているということ、これは地震に限らず、豪雨災害もそうですよね、大町での豪雨災害、私も、大町町の職員の若い職員が自分の家は二階まで被災したけど、一カ月何も手をつけずに対策に当たったということも直接お聞きをしています。

そんな意味では、自治体職員の仕事といえましょうかもしれませんが、もっともっと感謝されているのかなというふうに思います。

ただ、先日、NHKの特集で、夜九時からだったんですが、十三年目の証言で東日本大震災で被災しながらも災害対策に従事した自治体職員の証言を集めた番組がありました。録画はしていますが、すみません、昨日見るのを忘れていました。録画はしています。またしっかり見て今後の対策に生かしていきたいなというふうに思っています。

改めて、県からも県内の市町も支援に行かれるというふうに思いますので、健康とか事故にはしっかり気をつけて頑張っていたきたいというふうに思っています。

そこで、佐賀県の地震対策について何点かお尋ねをしたいと思います。

まずは、佐賀県での地震被害の想定についてであります。

地震は日本全国どこでも、いつでも起こるといふふうになっていますので、佐賀県で地震が発生した場合の規模、あるいは被害の想定はどのようになっていくのか、改めてお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長Ⅱまず、佐賀県の地震被害の想定についてお答えします。

県の地震対策につきましては、佐賀県の地域防災計画に盛り込んでおりまして、この中で被害想定も示しております。佐賀平野北縁断層帯を含む五つの断層を震源とする地震のシミュレーション結果を載せております。

その中で一番被害が大きいと見込まれるのは、佐賀平野北縁断層帯において最大規模の揺れが発生した場合でありまして、揺れはマグニチュード七・五、最大震度七ということで見込んでおります。死者数につきましては、死者数と建物の倒壊はそれぞれ想定されるタイミングが違いますけれども、亡くなられる方は冬の深夜に発生した場合で四千三百人、一方、建物の被害が最も大きいのは冬の夕方、恐らく火を使う火災が多い時間帯ということですので、冬の夕方の場合で五万八千棟というふうに見込んでおります。

以上です。

○徳光委員Ⅱ佐賀は地震が少ない地域だということで、企業立地もそれがある意味前面に出してやっている面もあると思いますが、ただ、一番最大想定されるのが震度七、亡くなる方も四千三百人ということですので、ぜひそういった地震が起こらないように願っているというふうに思いますので、幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

初動体制について、あるいは被害状況の把握について、同時にお尋ねをしたいと思うんですが、能登半島の地震で、報道によると、なかなか被害の全容が



つかめなかった、つかむのに時間がかかったというふうには報道されています。佐賀県で防災ヘリが入ったときに、例えば、豪雨災害があつて、じゃ、被害はどこが一番ひどいのかというのを防災ヘリを飛ばしてリアルタイムで映像を流して、じゃ、ここが一番ひどいからここにまず支援を集中しようということをやるといふのを聞いた覚えがあります。そんな意味では、いろんな条件があつて、なかなかそうはならなかつたんだろうと思うんですが、やっぱり初動体制が大事だというふうに思いますし、まずは被害状況をしっかりと把握するということが大切だと思いますが、佐賀の地震対策ではどのようになつていくのかお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長 佐賀で地震が発生した場合の初動体制、そして被害状況の把握についてお答えします。

まず、初動の体制ですけれども、県内では震度六弱以上の災害が発生した場合は、自動的に知事をトップとする災害対策本部を設置するようにしております。これは夜間とか休日とかも区別なく、例えば、今回の地震、たまたま一月一日、元旦に発生しましたけれども、同じような対応をすることになります。

なお、常々の備えとしまして、こういった対策室を立ち上げるコアメンバーにつきましては、私と小林室長ともう一人対策室の三名をリーダー、危機管理防災課と保安室の職員を大体四、五名で一班で五班体制をつくっております。常に誰かがその日の当番ということで、仮に遠方に行くときは、ほかの者と替わってもらおうということ、必ずその一チームは緊急時に対応できるように備えをしております。

今回、元旦に地震が発生したのが十六時十分ぐらいで、最初当日の班長であります対策監と電話等で連絡をしていたんですけど、十分後ぐらいに津波注意報が出ました。そういうことで、佐賀県でも情報連絡室を立ち上げようということ、そこから動き始めたんですけども、二十五分後ぐらいには連絡室を

立ち上げて、一時間後には関係部局への連絡までできておりますので、ちゃんとしっかり対応ができていくというふうには私としては思っております。災害対応に對しては、迅速な初動が、今、委員にも言っていたかもしれませんが非常に肝腎だと思っております。

具体的な被害状況の把握ですが、今回の地震もそうですし、過去の我々の災害の経験として、佐賀豪雨でありますとか令和元年、三年、そして五年、それぞれヘリによる偵察、視察が大変有効だったというふうに考えております。もし県内で地震が発生したときには、先ほど御説明いただいたとおり、やはり防災ヘリによる偵察、視察で被害状況の大きいところをいち早く把握して、その情報を基に次の手、次の手を打っていくということが有効だろうと思っております。

先ほど言われましたとおり、また飛べないような状況も想定しまして、警察であるとか自衛隊、海保、あるいは他県の防災ヘリ、そういったところとの連携も密に取っておりますので、そういった次の手段も考えております。

また、地上からの対応としましては、危機管理防災課の経験者はOBとして、パーマネントスタッフという制度を取っております。今現在、防災課の職員でなくとも、過去に経験した方はスキルがあるということで、いざというときには、そういったメンバーを現地に派遣して情報収集をもらうというような体制を取っているとあります。

以上です。

○徳光委員 ありがとうございます。

今回の能登半島地震に対しても、県庁内で素早い体制を取ったということ、安心する面もあります。

能登半島のところは、冬、雪が結構強いところですので、いろんな条件でなかなかヘリコプターも飛ばせなかつたのではないかと思います。お聞きをして



います。ただ、その場合も、いろんな方面と連絡を取って、とにかくいち早く被害状況を把握するような対応をされているんだというふうに答弁をさせていただきました。

そんな意味じゃ、なかなか気の休まる時間が一年間通じてないのかなというふうに思っています。

次に、孤立集落への支援なんですが、今回の地震、あそこまで能登半島の道路が寸断されるというのは、これまでの地震では局部的にはあったかもしれませんが、半島自体で物すごい数の道路寸断箇所があったということは、あまり経験がなかったのかなというふうな感じもします。そのために孤立集落も結構生じた、またその状況がなかなかつかめなかった、携帯電話もつながらないというところも多かったというふうに聞いています。

そんな意味では、県内で同様に孤立集落が発生した場合、どのように対応するのかお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長Ⅱ孤立集落の支援についてお答えします。

同じような状況は恐らく佐賀県でも当然発生すると思います。スケール感があまりに違うので、今回の能登のときの輪島ですとか珠洲みたいに大きい都市に全く連絡がつかないということは恐らくないと思うんですけど、その直後に発生した孤立地域が何十カ所、何百人という、それと同じようなことは恐らく起きるんだろうと思っています。その際に、まず一番最初に必要なのは、そのことの連絡を取ること、いわゆる通行止めになっている道路を啓開して通れるようにすることです。そういった備えについては、それぞれの道路管理者が対応するというルールを決めていますし、それが難しい場合には、今回、能登半島で起こったように、国あるいは自衛隊、そういったところに応援を要請して、まず最初は通れるようにしたいということで動きます。しかし、それには多分時間がかかりますので、それでは間に合わないような負傷者の発生で

すとか急病人の発生については、先ほどまたヘリの話をしましたけれども、今回も有効というふうに証明されました、そういったヘリのような航空機を使って救出、救助を行うということも考えますし、何らかの物資を渡すことが必要ということであれば、現在であればドローンを使って物資を届けるというようなこともあっていますので、そういった計画もしっかり想定をしているところです。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

ちなみに、例えば、最初の被害状況の把握とか、そんなふうにはりを飛ばして救援物資を届けるとかということ、例えば、佐賀で発生した場合、近県との連携体制とか、そういうのはどのようになっていますか。

○三角危機管理防災課長Ⅱ実動機関との連携ということだと思います、自衛隊であれば派遣の要請を行って連携をする、あるいは消防とか海保ですとか警察というところは、日頃から顔の見える関係をつくっておりますので、対策本部ができれば、そこに皆さん集まっていたと思いますので、その場でいろんな調整が行われると思います。

今回の航空機については、特に有用だったということもありまして、防災ヘリのところで、そういった有事の際にどういった対応を取るかというのを関係機関と集まって、今回様々な計画も検討いただいています。さらに、各県、佐賀県以外の防災ヘリについては、個別に協定を結んでおりまして、それを利用して支援をもらうようなスキームになっています。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

次に、自宅避難者への支援なんです。当然、正式な避難所というのが開設されて、避難が必要な人、そこに避難してくださいというふうに呼びかけて、

多くの方が避難をされます。今回もそうですし、これまでの地震とか水害のときもそうだと思うんですが、なかなか外には行きたくなくて、自宅にとどまって、ここで何とかまだ過ごしたいとか、今回はビニールハウスの中に近所の人たちと集まって、そこに避難をしていると。やっぱり大勢が集まる体育館とかとなると、気を使うし、知らない方との関係も気になるということで、そういった方がたくさんいらっしゃったというふうに聞いています。

そんな意味では、佐賀でも同様の事態になった場合、こういう方々に対してはどのように支援を行うのかお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長 Ⅱ 自宅避難者などへの支援についてお答えいたします。

今回、非常に報道で確かにビニールハウスで避難生活をされている方とか、最初のうちは物資が来たけど、だんだん来なくなっただけという報道もあって心配されている御質問かと思えます。

本県においてどういう対応を取るかということですが、令和元年、令和三年の豪雨災害の際に、私は当時大町町で副町長をしておりましたけれども、まさにあのときは非常に自宅で避難されている方がたくさんいらっしゃいました。水害ではありましたが、いわゆる内水氾濫だったので、家の一階はやられているけど、二階では過ごせるという方がたくさんいらっしゃって、避難所に行きたくない方は家の二階だけで過ごすという方が大変たくさんいらっしゃいました。

そのときの経験からいきますと、私としては当時、まだ始まったばかりだったんですけど、そういった災害支援のCSOの皆さんと連携をして、正直、今言いますと、三百軒ぐらいだという規模の小さかったことも幸いしてなんですけど、全部の家を回ろうということを含んで決めまして、三百軒全部一軒一軒回って、それぞれの家の被災の状況でありますとか、トイレが使えるか、食

事が作れるか、仕事はどうなっているか、今後はどうするか、そういったのを全部聞いて、今で言う、今回、木村議員のほうで一般質問で取り上げてもらいましたけど、災害ケースマネジメントと言われるような取組をしまいいました。この取組が実際効果があったと自分でも思っていますし、同じような方法を取る必要があるだろうと思っています。

そのときは自宅にいらっしゃる方、一軒一軒回るといってもいいし、いわゆる支援物資であるとか炊き出しであるとかを受け取りやすいように、各地区に支援の拠点というものをつくりまして、そこで物資を受け取ってもらったり、あるいは常に人を、役場の人間とそういった災害支援のメンバーを常駐させて、困り事があつたら相談とか、相談でなくてもお茶飲みにもいいからということ、そういった支援の拠点を町内に三カ所ほどつくって運営しました。ああいったやり方が、恐らく自宅で避難される方への一番の対応かなというふうに思っています。

ただ一方で、あれを實際やろうと思うと、正直、市町の職員だけでは限界があります、マンパワー的に。そういう意味でも、私、常々言っていますけれども、そういった災害支援のCSOの皆さんとしっかり日頃から連携を取って、いざというときにそういう部分でも手伝ってもらえるような、そんな関係をつくるのが大事だというふうに思っています。そういう意味で、今、県の取組としては、そういったCSOとの連携を大町以外のほかの市町もしっかり取れるようにということで、それを横展開していくということを事業として実施しているところです。

実際に被害が発生した際には、しっかりお一人お一人、最後まで支援をしたというふうに考えております。

以上です。

○徳光委員 Ⅱ ありがとうございます。

次に、水の確保なんです。今回の能登半島地震、至るところで水道管が破断をして、今なお断水が続いている地域があるというふう聞いています。今日ですかね、今日の新聞か何かの報道でも、発災後二週間たつても半分ぐらい給水できなかった地区もあるというふう聞いています。水がやっぱり一番大切だということは言うまでもないというふうに思っています。そんな意味では、県において災害時の水の確保対策というのはどのようになっていっているのかお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長Ⅱ災害時の水の確保についてお答えします。

生きていく上で水はなくてはならないものですので、非常に重要だと思います。ただ、災害時に、現在プッシュ型の支援とか、いろいろ支援ありますけれども、やはり公的な支援が届くには一定の時間が必要ですので、まずはそれぞれの皆さんがしっかりと水の備蓄を行っていただくというのが大事だと思っています。その上で、公的な支援により避難所なり被災した方々に水を届ける仕組みがあります。被害範囲が広くて上水道の復旧にさらに時間がかかるような場合には、基本的には地域のそれぞれの水道事業者が給水車等を手配して皆さんの水のお世話をすることになっておりますけれども、それでも間に合わないような場合には、九州、山口九県で協定を結んでおりまして、必要な場合には他県の給水車をお願いするようなスキームもありますし、あるいは自衛隊のほうに派遣要請を行って、自衛隊の給水車を使用すると、そういった対応を予定しております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ次に、仮設トイレとかランドリー、こういったものの確保についてなんですが、これも報道によると、仮設トイレの問題、本当に困っていると、それから避難生活が長引くと、やっぱりどうしても洗濯をして、洗濯したものを身につけたい。インタビューとかを聞くと、一週間ぐらい同じものを着

ているとか、そんな方もいらっしゃると思うんですね。そういうのもありますし、衛生状態をやっぱりしっかりと保たないと災害関連死につながるということもあると思っています。そんな意味では、移動式のランドリー車であれば、他県から来たというふう聞いています。ああいうのを私は正直初めて見ました。移動式のランドリーというのも初めて見たんですが、現在、県における仮設トイレ、あるいはランドリーの確保対策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長Ⅱ仮設トイレやランドリーの確保状況についてお答えいたします。

まず、仮設のトイレとか、トイレ関係ですけれども、現在、県と県内の市町で備蓄しています分を全体で、いわゆる携行型、携帯型の分が十四万六千二百二十五回分、いわゆる簡易トイレが千百三十台。そして、仮設トイレやマンホールトイレ、いわゆるマンホールの上にぽんと設置して使うような、あれが全部で二百四十台というのが県内の備蓄状況になります。

これ以外に、県内のレンタル事業者と協定を締結しておりまして、災害時には仮設トイレを供給してもらえる体制を構築しております。

引き続き、市町と連携して備蓄の充実、新たな事業者との協定の締結などを進めていきたいと考えております。

次に、ランドリーについてですけれども、ランドリーについては現時点で業者との協定等はないです。実際に令和元年、令和三年のまた水害のときの話になりますけれども、あのときは国からのプッシュ型の支援のメニューの中に洗濯機がありましたので、大町の避難所には国のほうから洗濯機を支援してもらった記憶があります。

なかなかランドリーというのを今まで気はつかなくつたんですけれども、今、委員がおっしゃったランドリーカーですかね、話をしてみたところ、SPFさ

ん——佐賀災害支援プラットフォームさんとつながりがあるようだという話を聞きましたので、これから先、佐賀で会ったときに、何かお互いどんな協力ができるかみたいな話合いをして、検討していきたいというふうを考えております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ大町のとき、洗濯機があつたと。それは多分、私たちが家で使っているような洗濯機で洗濯をしたということだと思っですね。課長さん言われたように、今回、ランドリーを見て、私はコインランドリーは最近まであまり行ったことなかったんですが、最近ちよくちよく行くようになりまして、毛布を洗ったりとか、そういうのがなかなか自宅できないので、洗えるよというのを聞いたので、ごく最近、何回か行っています、やっぱり便利ですよ。その間、本を読んだりとか、ほかの仕事もできるといふことになりましたので、そんな意味ではつながりがどうもできそうだといふお話ですので、そこはしっかり、こういった業者があるのか、どういった形態で提供できるのかということを含めて、しっかりと協定を結んでいただきたいというふうに思います。

次に、地震対策において、やっぱり県民の備えが大切だということ聞きしました。よく自分の家で何日間かは暮らせるようにしてくださいということは聞きます。そんな意味では、自助、共助、公助と言われるように、行政のみの力に対応することは到底困難であります。今回の地震を踏まえまして、県として県民に呼びかけたいことは何なのか、改めてお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長Ⅱありがとうございます。地震対策における県民の皆さんに呼びかけたいことについてお答えします。

地震というのは水害と異なつて、来るよ、来るよ、来るよといふのではなくて、いきなりやってきます。命を守るための行動を行う暇がありません。ですから、いわゆるふだんからの備えが非常に大切だと思います。自らの命は自ら

守るといふ自助という精神が何より重要な部分です。

今回の地震では、お亡くなりになられた方の大半が家屋の倒壊によるものといふふうに聞いております。そういった意味では、まず命を守るための備えとして、御自宅の建築の時期とか当時の耐震基準について確認してもらつような、いわゆる耐震診断、その上で必要であれば耐震化、あるいは家具の転倒防止等、そういったものをまずお願いしたいなと思います。

なお、県土整備部のほうでは、県民の負担を軽減して住宅の耐震化を促進するための制度を市町と協力してやっているといふふうに聞いております。

次に、助かった命をつなぐための備えとして、水、食料、それこそ携帯トイレなどを各家庭において一定数量備蓄していただきたいというふうに思います。先ほども申し上げましたけども、行政からのプッシュ型の支援とかも年々進んではおりますけれども、やはり必ず最初の数日間は支援が届かないという前提で備えをしていただきたいというふうに思います。

そして最後に、生活再建のための備えとして、地震保険への加入をぜひお願いしたいと思います。生活再建の支援制度は公的な支援もありますけれども、あれはやはり最低限の支援でしかありません。被災前の姿へ戻るための復旧復興のためには、それぞれの皆さんが地震保険に加入していただくことが大事だといふふうに思います。

こういったお願いにつきましては、これまでも自主防災組織の研修会であるとか、令和四年に作成した啓発ビデオでも発信を行ってきたところですので、今回こういった契機がありましたので、改めてしっかりと皆さんにお伝えしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○徳光委員Ⅱ改めてまた啓発を進めていただきたいというふうに思います。地震の対策としては最後になりますが、能登半島地震を受けました地震対策



の見直しについてであります。

能登半島地震を経験しまして、佐賀県の地震対策でも見直しが必要な点があるというふうに思っています。全部が全部検証されたわけではありませんので、今後また新たな知見がどんどん出てくると思うんですが、今現在分かっていることを踏まえて、佐賀県の地震対策で、こういったところはもうちょっと強化したりとか、こんなふうに変えたほうがいいねというのが、多分今の時点でもあるというふうに思いますので、どのように受け止めているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○三角危機管理防災課長Ⅱ能登半島地震を受けた地震対策の見直し、受け止めについてお答えいたします。

今回の地震を受けた対策としまして、一つは広域にわたって道路が通れなくなった、あるいは停電、断水が起きた、通信障害が発生した、陸路からの救助救援活動が拒まれた、そういったときに機動力のあるヘリコプターが情報収集や人員・物資の搬送に積極的に活用されたことというのは非常に評価されているところがあります。輸送手段としてのヘリコプターの積極的な活用を今回地域防災計画に盛り込むよう計画を改定する予定であります。

また、現在、能登半島地震を受けての自治体からの支援の話ですとか、避難所の運営、あるいは先ほど出ました上水道、下水道につきましては、それぞれの分野で今検証が、まさにここ数日間始まったというニュースが出ておるかと思えます。それぞれ夏ぐらいをめどに答えを出したいというふうな流れになっておりますので、そこはしっかりと注視して県の計画に反映していきたいと思えます。

具体的な対策はそれ以降になるところがメインだと思いますので、以降は私の個人的な所感ということでこれからの臨みたい姿勢を申し上げたいと思えます。

今回の地震で、災害はやはりいつ、どこで起きてもおかしくない、そして、決して想定どおりには起こらないというのを改めて認識させられました。そして、最初の初動が重要だ。委員からも先ほどからずっと最初のところを注視していただきましたけど、そこが重要だということを改めて認識しました。災害対応における県の最大のミッションは県民の命を救うこと、これは知事が演告でも繰り返しおっしゃっていることです。災害が大規模になるほど、その対応は難しいものとなりますけれども、一人でも多くの人命を救えるよう、今後、本格的に実施される能登半島地震の検証を通じて、様々な課題や成果を県の対策へしっかりと反映させ、救える命を救うという強い思いで災害に向き合っていきたいと思えます。

以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

本当に今回の能登半島、素人の私が見ても、あれだけ道路が寸断されてしまふとか、それから、海岸が数メートル隆起するとか、それから、朝市のところで大火が発生するとか、あれだけ断水するという、本当に今までにない特徴があったというふうに思っています。

今、課長さんから答えていただきましたように、これから本格的な検証も始まるので、しっかりとそれを佐賀県に当てはめて県民の命を守ることによって頑張りたいというふうに思います。

じゃ、この質問では最後になりますが、能登半島地震への佐賀県の支援についてであります。

まず、現在どのような支援を行っているのかお尋ねをいたします。

○岸川法務私学課長Ⅱ佐賀県からの現在の支援状況について御報告いたします。

県では、地震発生直後から被害状況等の情報収集に当たり、また、被災支援



チームを立ち上げまして、現地からの要請にすぐさま対応できるように準備を進めてまいりました。一月七日からは災害派遣医療チームを、そして、直後の九日からは災害派遣精神医療チームを石川県に派遣いたしました。

次に、国や全国知事会を通じた被災地からの要請に応じまして、保健師を派遣いたしました。避難所におきまして被災された方々の健康管理等を行っております。

また、教育委員会からも教員を派遣いたしました。集団避難した中学生の学習支援を行ってまいりました。

また、その他の行政職員も頑張っております。現在に至るまで農地農業用の災害査定関連業務を行う職員を派遣するとともに、カウンターパート方式で支援を行っております。石川県志賀町のほうには家屋の被害調査等を行う職員を派遣しているところでございます。

また、県医師会の災害医療チームなど、医療とか福祉の関係団体も支援チームを派遣しているところでございます。

また、物資の支援につきましては、要請がございました場合はすぐさま対応できるように準備を進めてきたところでございます。これまで本県からは段ボールベッド二百個を要支援に応じ速やかに被災地までお届けいたしました。

あと一つ、被災地の方々と共に応援に関わる私たちも元気になるようなエピソードを一つ御紹介したいと思っております。

先ほど述べましたとおり、佐賀県は県内の市町と一緒にカウンターパート方式で石川県の志賀町を支援しているところでございます。基山町出身の漫画家でございます「キングダム」の作者、原泰久先生のほうから、佐賀県から派遣されております応援職員が激励のイラストでの色紙を預かりました。この色紙は志賀町の町長に届けられまして、その後、その画像が志賀町の広報誌のほうの表紙として御紹介されまして、被災地の方の元気を与えるものになっている

ところでございます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。そうやってつながりができていくことで、より一層支援が強まっていくんだろうと思います。

最後になります。今後必要となる支援についてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○岸川法務私学課長Ⅱ今後の支援についてお答えいたします。

当面は被災された方々個人個人の生活再建に向けた取組が重要でございます。その後はそれに加えまして、道路とか、河川、漁港などの公共インフラ、産業インフラなどの復旧復興が求められていると思っております。

こうした中で被災自治体におきましては、土木職などの技術職員が不足しているというのを聞いております。本県では、こうした状況や全国知事会からの要請を踏まえまして、来月の四月一日から石川県の能登地方に二名、富山県の氷見市に一名の技術職員を派遣することとしております。

こうした支援とともに、今後も被災された方々が一日も早く平穏な日々を迎えられますよう、現場のニーズを踏まえながら支援を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ自治体職員、様々な職種の方がいらっしゃいます。当然、そういった地震災害を想定して専門職を常雇しているわけではありませんので、そんな意味では全国ネットワークでしっかりと支援をするということが本当の強みではないかなというふうに思っています。そんな意味では、地震対策も大変ですし、支援も大変だと思いますが、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、二番目の問い、特殊詐欺についてお尋ねをいたします。

昨年、県内におきます特殊詐欺の被害が急増いたしました。今年に入ってから

らも毎日のように被害発生の新聞記事を目にしております。

改めてやっぱり県民一人一人の防犯意識というのをまず高めなければならぬというふうに思います。本当に安全で安心な佐賀県の実現に向けて取り組んでいく必要があるというふうに思っています。そのような中、県警察では、現状を打破するために県内各地で広報イベントや工夫を凝らした防犯活動を展開しているほか、組織体制を強化いたしまして、特殊詐欺の捜査に関する新たな部署を新設し、検挙体制を構築するとお聞きしております。

今、ルフィというふうに呼ばれた犯罪組織の中心人物的な人が検挙されて、裁判が続いていくと思うんですが、絶対に許せないというふうに思うんですよ。本当に人が汗水垂らしてためたお金を横取りしてしまう。しかも、相当な犯罪組織の中で会社みたいな組織をつくって、海外からそういった指示をするということ、これはやっぱり一日も早く撲滅させていただきたいし、そういった犯人というのは、ある意味、私の思いでは二度としゃばに出てこれないような極刑をすべきじゃないかとも思うんですね。それは法律にのっとって裁判がありますので、それに倣うしかないと思うんですが、それぐらいの、やっぱりああいった犯罪をするところくなことにならないよということも示していかないといけないのかなというふうに思っています。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

特殊詐欺の現状なんですが、過去五年間における特殊詐欺の認知状況はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

○中島生活安全企画課長 Ⅱ私のほうから、過去五年間の認知状況についてお答えします。

過去五年間における特殊詐欺の認知件数と被害金額は、令和元年中二十八件、被害金額は約九千九百七十万円、令和二年中二十九件、被害金額約三千八百四十万円、令和三年中三十三件、被害金額は約一億七百万円、令和四年中七

十四件、被害金額は約五千四百五十六万円、そして昨年、令和五年中は百六十九件、被害金額は約六億六千四十二万円となっております。令和五年中は認知件数、被害金額ともに前年と比較して大幅に増加をしております。過去五年間において最多となっております。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱ改めて令和五年の件数と被害額の多さというのにびっくりいたしました。その点については、後でまたもう一度触れたいと思いますが、では、過去五年間における特殊詐欺の検挙状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○中島生活安全企画課長 Ⅱ過去五年間の検挙状況についてお答えします。

過去五年間の検挙件数と検挙の人員ですが、令和元年中十八件、検挙人員五人、令和二年中二十七件、検挙人員二十五人、令和三年中七件、検挙人員八人、令和四年中五件、検挙人員八人、令和五年中は二十一件、検挙人員十六人となっております。令和五年中は前年と比較しまして検挙件数が十六件、検挙人員が八人増加している状況でございます。

以上でございます。

○徳光委員 Ⅱ検挙件数も人数も増加をしているということでもあります。

ただ、いろんな意味で難しさもあると思うんですね。海外から電話で指示するとかいうのをどこまで佐賀県警として突き止めることができるのか。これは当然、全国で連携をしながら、いろんな情報交換をしてやっていくしかないのかなというふうに思うんですが、特殊詐欺についてもいろんな形態があるというふうに思いますので、最近の被害の中での対応についてはどのようなケースが多いのかお尋ねをいたします。

○中島生活安全企画課長 Ⅱ最近の被害対応についてお尋ねですので、お答えいたします。

令和五年中に県内で最も多く発生した特殊詐欺は、架空料金を請求する詐欺で九十八件、次に金融商品詐欺が四十件であり、この二つだけで全体の八一％を超えております。

最近の架空料金請求詐欺の具体的な事例としては、犯人が用意した偽のSNSの投稿を「いいね」と高評価をするだけで報酬がもらえる副業をあっせんする広告から別のSNSに誘導され、チャット機能で知り合った者とやり取りをする中でサイトに登録し、高い報酬を得るためにはさらにお金を振り込む必要があるなどと言われ、複数回にわたり送金し、被害に遭うというものであります。

また、金融商品詐欺の具体的な事例としては、SNS上の投資関連の広告を閲覧中にチャット機能のあるSNSに誘導され、投資アドバイザーなどを名の者とのやり取りを繰り返す中で、投資を名目に多額の金額を振り込み、利益分の金額を引き出すとした際に、税金や多額の手数料がかかるなどと言われ、お金を引き出すことができずに警察に困り果てて届け、そして、そこで詐欺の被害に気づくと、そういったものであります。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ架空請求と金融ということで、特に最近は投資熱が高まっているというのがあると思うんですね。そういったものも影響しているのかなというふうに思います。昔は電話で「おれおれ」ということでの詐欺が多かったと思うんですが、本当に巧妙になつてきているなというのを感じたところですね。

そこで、被害の増加した要因なんですね。先ほどお聞きして、令和五年は前年に比べて件数も二倍以上、被害額は十倍ぐらいいなっています。このように増加した要因というのをどのように捉えているのかお尋ねをいたします。

○中島生活安全企画課長Ⅱ被害の増加要因についてお答えをいたします。

一概に申し上げることは難しいと思いますが、全国的に増加している状況に

あります。SNSの普及や、いわゆる投資ブームなどによる社会の変化に犯人グループが手口を対応させて、それを巧妙化させていることも要因と考えられます。

特殊詐欺については、これまで高齢者が被害者となるケースが多かったのですが、令和五年中における被害者の年代別では各年代で被害に遭っている状況にあります。先ほど申し上げました副業を名目とした架空料金請求詐欺や投資を名目とした金融商品詐欺については、若い世代、現役世代が被害者となる割合が増加していることから、副業や投資に興味を持つ県民の方々が増加していることがこれらの詐欺被害増加の一因にもなっていると思っております。

また、パソコンのウイルス感染によるサポート名目の手口や、未納料金などを請求するメールによる手口の架空料金請求詐欺が依然として多く発生していることが特殊詐欺全体の増加要因となっていると思われれます。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ本場に犯人のほうもいろいろ進化するというとおかしいですが、巧妙にいろんなことに目をつけてやっているんだなというふうに思います。

そこで、被害の防止対策なんですが、県警察における特殊詐欺の被害防止対策として現在どのような対策を講じているのか。また、今後どのような対策に取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○中島生活安全企画課長Ⅱ特殊詐欺の被害防止対策についてお答えします。

県警察では、これらの被害防止対策として、広報・啓発活動と水際対策に取り組んでおります。広報・啓発活動としては、被害の発生状況の分析に基づき、具体的な犯行事例を示す動画、チラシの作成及び配信をしているほか、事件認知時の報道機関への発表やSNS等でのタイムリーな情報発信をするなど、各世代層に応じた幅広い防犯の呼びかけを実施しております。

また、交番、駐在所の警察官による巡回連絡や防犯講話、寸劇などの活動を



通じての注意喚起や、特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿を活用し、同名簿に載っている方への注意喚起も実施しております。

そのほか、犯人からの電話に出ないために固定電話の常時留守番電話設定や、防犯機能付電話機の設置促進やNTTのナンバーディスプレイ及びナンバーリクエスト——非通知着信拒否のことですが、こういったことの無償化についての取組などを進めております。

水際対策としては、県内の金融機関職員に対して振込の高額の払い戻しなどの受付時における内容確認、ATMでの電話使用者に対する声かけ、投資信託等の解約の申出を受けた際の声かけを要請しています。

また、コンビニエンスストアに対しては、電子ギフト券購入希望者に対する購入理由確認や詐欺被害の疑いがある場合の警察への通報などの協力を要請しております。

特殊詐欺につきましては、犯行手口が刻々と変化し、年々悪質、巧妙化しており、SNS等を利用した犯行手口が増加しているほか、インターネットバンキングでの振込を指示するなど、これまでの被害防止対策に対抗するような手口が散見されます。

これらの状況を踏まえ、あらゆる世代に対するSNS等の利用に関する注意喚起のほか、犯人からの電話に直接出ないための固定電話対策など、被害に遭わないための対策を引き続き推進していくとともに、SNS等での犯罪実行者募集情報の削除依頼など、実行犯を生まないための対策についても併せて実施していくこととしております。

また、県、市町などをはじめとした関係機関と一層の連携を図りながら、県民一人一人の防犯意識を醸成し、これら詐欺被害の未然防止を含めた県民の安全・安心を確保する取組をしていくこととしております。

以上でございます。

○徳光委員 水際対策も本当に重要だと思っんですね。よく未然に防いだというところでコンビニの店員の方が表彰されたりとか、ああいうのもあります。私もLINEがつかっている人でめったに連絡しない人からLINEが来て、今何しているとか、元気よ、どうしたと言うと、コンビニに行つてこの電子ギフト券を買ってきてくれないと、ちょっと今手が離せないからとあったので、これはもう詐欺だと思つてすぐ削除しました。後からその人からLINEが乗つ取られたということ連絡が来たところでもあります。やっぱりつい知っている人から来ると信じてしまう、今困っているんだというふうに思うと思っんですね。だから、県民の方への啓発、それから、水際作戦、本当に重要だと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、最後になります。

検挙対策についてなんですが、摘発の体制を強化されたことを踏まえまして、県警察として特殊詐欺の検挙対策に今後どのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○寺戸刑事企画課長 特殊詐欺の検挙対策についてお答えします。

県警察の検挙対策につきましては、職務質問などによる現場検挙対策を講じているほか、逮捕被疑者に関する突き上げ捜査により、指示役等の上位被疑者の検挙を図るとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、合同・共同捜査を推進して、特殊詐欺被疑者の検挙、犯罪グループの壊滅や全容解明に向けて取り組んでおります。

それに加えて、特殊詐欺の犯行に使用された預貯金口座や携帯電話などの、いわゆる犯行ツールを遮断、無力化するため、特殊詐欺を助長する犯罪についても取締りを推進しているところであります。

県警察では、これまでも逮捕被疑者の突き上げ捜査などにより、グループの主犯格を検挙したほか、昨年には、県警察として初めて海外に拠点を置いた

特殊詐欺事件の被疑者を検挙するなど、対策を推進してまいりました。

しかしながら、県内の被害状況を見れば、昨年中の認知件数、被害額が過去十年間で最多となるなど、極めて深刻な状況にあります。

特殊詐欺については、全国的にも暴力団やSNS等を通じて離合集散を繰り返し、犯罪を敢行する匿名・流動型犯罪グループが主導的な立場で深く関与している実態がうかがえます。

このような情勢の中、県警察においては、令和六年度の組織整備により、特殊詐欺捜査をこれまでの捜査第二課から組織犯罪対策課に業務を移管した上で、同課に特殊詐欺捜査室を設置するなど、捜査体制の強化を図ることといたしました。

県警察では、特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団や匿名・流動型犯罪グループを弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、県警察の各部門が連携した上で多角的な取締りを推進し、こうした犯罪グループの活動実態や特殊詐欺事件への関与状況等を解明することにより、特殊詐欺の検挙対策を強力に推進していくこととしております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。

今日の質問、二問とも、県民の命を守る、あるいは財産を守るという意味で大変重要な取組、対策になるというふうに思いますので、引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終了します。

○宮原委員長Ⅱそれでは、ここで暫時休憩いたします。十三時をめぐりに再開したいと思いますので、よろしく願います。

午前十一時四十六分 休憩



午後一時 開議

○一ノ瀬副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○木原委員Ⅱ今日は猪村委員さん、徳光委員さんが素早く質問を終わらせていただきましたので、木原、おまえしつかり頼むよと、そういう伝言かなと思っておりますけれども、令和五年度の最後の委員会の質問ということとさせていただきますかと思っております。お互いしつかりとしたやり取りをお願いしたいと思います。

それで、ごめんなさい、ちょっと私がこういう形で、これは緊張しているからではございません。ちょっと病気がちなものですから、お許しをいただきましたと思います。

じゃ、情報発信プロジェクトについて質問させていただきます。

まず、この情報発信プロジェクト「サガプライズ」ですね。これはゲームやアニメとコラボして、金子課長と話をしたら、世の中を驚かせたいと、サプライズを狙っているんだと、一般質問でもそういう答えができましたけれども、いわゆる話題化すること、そういったことを狙って、首都圏を中心とした県外向けの情報発信をやっている事業と、そういうふう聞いておるところでございます。

特に今年度、我々は島耕作とのコラボ、これについては確かに県内でも話題になった。その一方で、県民からは疑問の声、えつという声が——我々も、隣に議長さんがいらつしゃいますけど、議長さんにも一日前ぐらい、私たちにはiPadに、その発表する直前、これがサプライズ、いわゆる話題化させる、世の中を驚かせるという意味合いのかなと、後ほど分かったことなんですけれども。

しかし、島耕作のコラボというものを翌日の新聞で見て、何なんだというよ

うな声が結構私のところにも届きました。分かるでしょう、皆さん、特に島耕作という人、我々の世代は知っているんですよ。しかし、我々の下、若い人たちにしたら、島耕作って誰ですかという感じ。私もある議員さんと一緒に副知事室を訪ねましたけれども、本が置いてあって、耕作さんのビデオが流れていて、トップのこういうものが置いてあったということで、副知事室なのか、知事室なのか、よく分からなかったんですけども、言い方を変えれば、今本当に、ここにも女性が何人もいらつしゃいますけど、あんまり——特に出世していったということも島耕作の特徴なんですけれども、あれは若い人に言わせると、あんまりよろしくない漫画じゃないかという人も実はいるんですよ。そこだけを捉えるのね。これ以上言いませんけれども。

果たしてそういうものなのかと私も思いますね。ただ、島耕作という人物、これがずつと一つ一つ出世して行って、今の知事には同じような年代ですから、これを取り上げたいという気持ちになられたということでしょうけれども、この島耕作になぜ四千万円という金額が使われたのか、これは私はやっぱりただしておかないといけないのかなと思います。

さっき言ったように、ビジネスマンとか団塊の世代、こういった人の認知度、これはあるかもしれませんが、繰り返しになりますけれども、本当に我々より、特に三十代以下というのはほとんど知らないですよ。そういう世代はまた違う企画を今やっている。そして、我々よりも上の世代というか、同じぐらいの世代にターゲットを絞って島耕作をやったというふうな答弁でございますけれども、それでも僕の中にはすとんと落ちないと。いわゆるこれがまたコラボ先との信頼関係を大切にすることがあまり、議会に対する事前の説明が不十分で、なかったという、こういうコラボは私は大変遺憾に思っているということ、をまず申し上げておきたいと思えます。

とにかくコラボ先との事業効果を得るためには、積極的に情報発信プロジェ

クトに取り組むことは悪いことではないと、そのように思いますけど、事業自体、県民の幸せにつながるものなのか、それが私にとっては非常に、やっぱり一番大切なところだと思っておりますし、そのためにも我々はある意味、内容を事前に知っておく必要があるんじゃないかと、そのように思っています。

さらには、ゲームやアニメとのコラボ、熱狂的なファンにとってはいいかもしれませんけれども、熱狂的なファンだけが盛り上がることは、佐賀県全体の向上につながるのか、甚だ疑問であるということを申し上げたいと思っております。「サガプライズ」の成果が県内にどういう形で現れているのかをこれからきちっと説明していつてほしい。それで質問に移りたいと思います。

まず、情報発信プロジェクトの目的と手法というものをまずお伺いしたいと思います。

○金子広報広聴課長 木原委員からの情報発信プロジェクトの目的と手法についてお答えいたします。

情報発信プロジェクトは、「サガプライズ」の名称で首都圏を中心に県外向けに情報を発信しており、佐賀のすばらしさを全国に発信すること、また、県外で話題になった情報を県内にフィードバック、還流して、販売促進や観光誘客など、県内のさらなる盛り上げにつなげることの二つの目的を持って取り組んでいるものでございます。

手法につきましては、情報発信プロジェクトでは多くの顧客やファンを有する企業やブランド、発信力の高いコンテンツと佐賀のすばらしい素材をコラボレーションさせ、そこから話題となる新たなコンテンツを生み出し、それをタッチポイントとして、県外の方に情報を届けるといった手法を採用しております。

受け手に届きやすくするための工夫としては、佐賀が世界に誇れる本物の地域資源を、単に素材そのままPRするのはなかなかメディア側も取り上げていただけないので、ファンとかを有するコラボ先と一緒に、ストーリーをつけて

編集、表現方法を工夫して、磨き上げて見せていくことにこだわっております。以上でございます。

○木原委員 目的と手法といったら、確かにそういうことだと思えますけれども、おいおい聞いていきますが、県外に向けて佐賀のすばらしさを発信していくということは、さっきも言ったように悪いことじゃないと思いますよ。でも、それが本当に県民の幸せになっているのかということを最後に聞きますけれども、まず、過去のプロジェクトの事業費と成果というものをまずお伺いします。これは何回も聞くかも分かりませんが、課長よろしく。

○金子広報広聴課長 過去のプロジェクトの事業費と成果についてお答えいたします。

過去のプロジェクトの事業費につきましては、プロジェクトを開始いたしました平成二十五年以降、近年はおよそ一億円強の予算を計上し、事業を実施しております。コラボ相手先との様々な交渉の中で決まっていくものでございますため、年間何本やれるということはあらかじめ決められておりませんが、おおむね年間三本程度をコラボレーションとして予定しております。

過去のプロジェクトの成果についてでございます。

これまで実施してきた中で、様々な企業やブランド等との信頼関係を築き、コラボを見出してまいりました。そうした実績が新たなオファーと、また新しいコラボにつながり、これまで三十九件のプロジェクトを実施してまいりました。

これまでの主なコラボ先としては、リクルートのゼクシイさんであったり、森永製菓さんなど多くの顧客を有するブランド、企業、また人気アニメ、さらに落合陽一氏など世に新しい企画を仕掛けるクリエイターやアーティストもござります。

中でも、ゲームやアニメなど若年層に圧倒的なファンを有するコンテンツと

のコラボは、企画のクオリティーの高さや、行政がゲームやアニメとコラボする意外性が呼び水となり、メディアやSNSで大きな話題となりました。

情報発信の直接効果だけでも、これまでの事業費およそ十七億円に對しまして、広告換算額でおよそ百九十二億円に上ります。年間事業費は約一億三千万円に對して、目標の成果指標は広告換算額十億円となっております。

こうした直接的な効果以外にも、これまで生み出した多数のコラボによって佐賀県がアニメ等のコラボのメッカとしてファン層から認知されるまでに成長しており、二〇二二年、昨年二〇二三年の「アニメ・漫画の聖地巡礼で行きたい都道府県ランキング」において、二年連続第一位を獲得しております。

コラボによる話題化を契機に、全国の方々の佐賀への誘客や県産品の販売促進等にもつながっていると認識しており、全国の方々が佐賀の本物の魅力に触れる接点づくりに寄与したと考えております。

以上でございます。

○木原委員 課長、るるありがとうございます。

実は、ここに質問の事前調整の中で今言ったようなこと、これをもらっているわけですが、皆さんに、私だけの資料じゃなくて、三十七人の議員さん方に配っておってください。どういうものを作って、どういう委託先があって、事業費をやったのかと。

ただ、聞いていて、二〇二三巡礼の行ってみたいナンバーワンということとは、はつきり申し上げて、オタクというか、そういう方々に対しては非常に受けているわけ。それはそれとして、何回も言いますが、認めざるを得ないというよりも、頑張っているなど。特に唐津なんかは六万人ぐらいの集客があったということでございますけれども、それはそれとして、頑張っておられる中でまた聞きますけど、果たして全体的に広がっているのかなという気がいたしまして、それから、先ほども言われましたけれども、古川前県政のときと――

後で聞きますが――とにかくこの広告、古川前県政は平成二十五年から始まって、ずっと続いているわけですが、換算額が古川前県政のときは、いわゆる事業費が三・七億円で広告換算額が約三十三億円、山口県政で三十一件、十三億円使って約百五十八・九億円という成果が上がっているということで、けれども、この広告換算額の算出というものは、誰がどのようにして算出しているかということをお伺いしたいと思います。

○金子広報広聴課長 広告換算額の算出についてお答えいたします。

広報では一般的な算出方法でございますが、世の中ではあまり聞き慣れない言葉でございますので、少し丁寧に御説明させていただきます。

広告換算額とは、テレビとか新聞などのメディアによって実際に報じられたニュースの、例えば、テレビであればニュースが流れた秒数であったり、新聞であれば新聞で出たニュースのスペース、大きさですね、そこに仮に県が広告を掲載すると、仮に県がテレビコマercialをその秒数流すとした場合、広告費に換算すると幾らかかりますかというのを積み上げたものでございます。自治体も民間も広報部門では、広告宣伝部と違って物が売れたとか、なかなかそういう指標が難しく、広告した量をはかる成果指標としてはごく一般に採用されているものでございます。

対象のメディアでございますが、キー局及び全国系列で放送されているテレビ、これは電波でございます。紙媒体としては新聞、雑誌、あと業界紙も含まれております。そして、現在の主流でございますウェブは全てクリッピングをいたしております。

なお、「サガプライズ」は、先ほどアニメ、ゲームはコラボレーションが多というふうに答弁いたしました。SNSでそういったものはバズるといって話題がばんと跳ね上がることがあるんですけど、SNSで、いわゆる旧ツイッター、「X」とか、インスタグラム、「TikTok」、ユーチューブなどのソー

シャルメディアというのは、まだ換算額として計上できるところまで至っていませんので、基本的にはマスメディアに出たものを広告換算額として計上しております。

広告換算額をどこにお願いしているかといいますと、メディアへの露出を専門的に調査分析している在京の専門モニタリング会社のサービスを利用しております。私が当時プロジェクトをやっていた頃は東京に二社しかございませんでした。福岡とかにも会社はございませんでしたので、この二社のうちのいずれかときちっと外部の視点で換算額を計上しているところがございます。

以上でございます。

○木原委員 今のおさらいをすると、広告換算とは在京、いわゆる東京のキー局及び全国の系列局で放送されているテレビの電波媒体と新聞、雑誌、業界紙等の紙媒体、主流であるウェブを対象に本事業で取り上げた番組、記事等の広告換算額を算出していると、僕にはそういうことでこの前説明を受けたわけですが、なかなかこれだけじゃ、やっぱり分からないね。専門的に調査とか、メディアの露出を専門にモニタリングしている専門モニタリング会社のサービスを利用と、そういうふうに言われているけれども、果たして——全国的に四十七都道府県が全てこういうところをお願いしていると、そういう理解でいいわけですね。そこをお願いしておきます。

○金子広報広聴課長 全国四十六都道府県ですね、そういったところでも換算額を使用しているかということですが、私も全県を調査したわけではございませんので、全ての県がこれを導入していることは分かりかねます。すみません。

○木原委員 あなた方は、こういう事業をして、この換算額が出て、どのように受け止められているのか、それをちょっと聞かせてください。

○金子広報広聴課長 換算額の金額の受け止めということで御質問をいただきました。

広告換算額というのは、基本的には我々が出した報道のニュースをメディアさんが取り上げていただいて、換算額という金額に置き換えているものがございますので、基本的には私どもも、一方で県内広報というのをやっております。例えば、地元のテレビ局さんであったり、新聞社さんであったり、そういったところにも広告を当然出して、県の事業というのを紹介しております。もちろん金額規模とか、見られる方の視聴者の数は違うので、そこは一概に比較はできませんが、基本的には広告というものを出して、それを皆さんに見てもらおうということという、今回の我々の事業費の中で、全国規模で佐賀県の取組とかを知ってもらおうという意味では、例えば、島耕作であれば十億円という広告を実際に佐賀県が打つということは到底できないと思いますので、やはり十億円の情報が出たということで、費用対効果という意味で、広報という事業としては、私どもとしては成功しているというふうに思っております。

以上でございます。

○木原委員 あなた方はそういうふうに捉えているわけね、県外向け。しかし、本当に県民がそういうふうに思っているかどうかというところについてはどう思いますか。

○金子広報広聴課長 広告換算額に対して県民がどのように思っているかという御質問でございます。

私ども、広告換算額は、島コラボでいうと、先ほど委員おっしゃられたように、十億円の広告換算のほうが出ております。ただ、それ以外に、先ほど申しました事業の目的でいう県内のフィードバックというところもございまして、これは県民の方に島耕作が話題になったことを実際に体感していただく、体験していただくというところで、県民の方へのフィードバックでいいますと、先



ほど委員も尋ねていただいた副知事ルームですね、こちらは全国のニュースとかにも取り上げていただいたおかげで、五千人以上の方があその県庁CLASSのほうに来場しております。近隣は長崎や福岡のお客さんも多うございましてが、やはり県内の方の来場者が約七割ほどございまして、県民の方にも多く関心を持っていただいたというふうに感じております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱその五千人のうちの七割、年齢でどれくらいだったということはもちろん仕分けはされていないと思うので、そこまで聞きませんけどね。とにかく何を言いたいか、皆さん方、県がいい面もあるけれども、県民の血税を使っているということを絶対忘れないでくださいよ。県外の方にもこちらの来ていただく、そのためにもそういう事業もやらんといかぬけれども、島耕作というと四千五百万円、後で最後に聞きますけど、今度も約一億三千万円、こういう事業が出ているけれども、一億三千万円あったら、本当にいろんなものができるとは思わないかなと、そういうふうにも思っております。

そういうメディアへの露出もいけれども、佐賀県民というのは、あなたもUIJターンで来られたと思うけど、本当に佐賀というところは、福岡に来て、長崎に来て、ちよつと佐賀に寄ってみようか、佐賀っていいところだな、こういうおいしいものがあつたんだ、おいしい食べ物、飲み物、お酒もあるし、地道に本当に一生懸命頑張っていた県なんですよね。そんなに派手に、いわゆる閑叟公が質実剛健、まさしくそういう県でした。そういうところはきちっと、ちゃんと分かって、こういうものをやっていたきたい。

さあやった、効果がこれだけ出た、だから、いっぱい来た、だから、成果が出ているんだ、そういう短絡的なことじゃなくて、これはこれとして、執行部の一員として置かれている立場で頑張っておられるということは我々も認めます。それは認めますけれども、そういう佐賀県民の思いというものもあるという

ことをぜひ受け止めていただきたい。これを言っても、あなたがなかなか頑張ってもそれが止められるというわけじゃないと思いますけれども、次に移ります。

次に、前身である佐賀古川前県政時代の「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」、いわゆる「サガプライズ！」の前は古川さんが「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」ということをやりましたよね。それと、この山口県政の「サガプライズ！」の違いというものを聞かせていただきたいと思いますが、情報発信プロジェクトというのは古川前県政時代には、さっき言ったように、「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」という名称でした。古川県政と今の山口県政の違い、これをぜひ聞かせていただきたい。お願いします。

○金子広報広聴課長Ⅱ「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」と「サガプライズ！」の違いについてお答えいたします。

「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」は、コラボの手法により、首都圏を中心に県外で話題化、情報発信し、佐賀の認知度を高めることが事業のゴールでございました。

一方、「サガプライズ！」では、さらに進化させ、県外で話題化したコラボを県内にフィードバックさせることで、県内での次への展開につなげ、佐賀での盛り上げを波及させていくという事業スキームを拡充した点に大きな違いがございます。

先ほどの島ルーム、副知事ルームとかはこちらの「サガプライズ！」で県内にフィードバックした、これ一つの事例でございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱある程度の違いはあるけれども、僕はそれくらいの違いでない相違があるんじゃないかなとは思いますがね。（副委員長、委員長と交



代)ここはさつきも言ったように、あなたはあなたの立場で頑張っているから、深くは聞かないけれども、じゃ、県内に与える成果、情報発信プロジェクトを実施することで、これも繰り返しになるかも分らんけれども、県民に対してどんな成果が与えられているのか、それをお願いしたいと思います。

○金子広報広聴課長 県内に与える成果についてお答えいたします。

先ほど申しましたように、コラボによって全国で話題化されたものを県内、いわゆる県内事業者や県民にフィードバックし続けております。これまで延べおよそ八百の県内企業や県内団体が情報発信プロジェクトのコラボに参画していただいております。島耕作のコラボでいいますと、県内の半導体企業さんであったり、県内のプロスポーツさんがコラボに参画していただいております。

県内フィードバックは、県民や県内事業者がポジティブなイメージを持ち、また、次の展開として自ら売り込むことができるようになることにつながっていると考えております。

特に県内に与える成果として挙げられるのは、ゲームやアニメとのコラボによる県内のリアルイベントでございまして、幾つか少し丁寧に御紹介いたしますと、任天堂というゲーム会社の人気ゲーム「スプラトゥーン」とのコラボでは、呼子エリアでリアルイベントを実施し、自治体発のコラボということもございまして、首都圏を中心に全国から二カ月で一万三千人以上の方が呼子を訪れております。

また、人気アニメ、テレ朝になります、「ユリ!!! On ICE」というコラボでは、唐津市でコラボメニューやコラボグッズを販売したところ、大変盛況であったため、唐津市が翌年度以降ですが、観光事業としてコラボを引き継いでおります。唐津市の発表によりまして、先ほど委員からもございましたように、累計で世界中から六万人の方が唐津市を訪れ、二年間でおよそ四億円の経済効果があったということで発表されております。

また、昨日、宮原委員の御質問にもございました、約十年前からファンの間で愛されております「ロマンシング佐賀」でございますが、この初のコラボレーションはスクウェア・エニックスさんとこの情報発信プロジェクトが仕掛けたのが始まりでございます。コラボした翌年度には「サガブライズ！」から観光施策として引き継がれ、県内に人を呼び込むことができる継続的な事業にまで発展しています。

この「ロマサガ」コラボのように、ゲームファンから、また、県民から愛され続けるコラボ事業へと発展することは、今後の情報発信プロジェクトにおいても目指すべき県内フィードバックの一つと考えております。

また、長年情報発信プロジェクトを積み上げてきた企業との信頼関係や佐賀はアニメ等の聖地であるというイメージが業界にもファンにも浸透したことによって、佐賀駅前に企業進出されましたCygameさんの「ゾンビランドサガ」というアニメ、あと、今年度、文化課さんで実施しておりました名護屋城エリアの「信長の野望」、コエーテクモさんのゲームでございます。そういったコラボなど、こちらは「サガブライズ！」ではやっているわけではございませんが、佐賀県全体とゲーム、アニメのコラボの展開につながっていると考えております。

以上でございます。

○木原委員 金子課長の答弁ではそういう形の中でいろんな効果が出ていますよ、いろんな成果が出ていますよという形になると思います。それはそれとして、また、いろんな、私の年代が違っても分かりませんが、今でいうと、そういうオタクの人たちが佐賀に来たいということ、そういう思いを抱いている、いろんな海外からも来てもらっている、そういう成果が出ていますよということ、それはそれとして頑張ってもらっているということ、受け止めたいと思いますけれども、じゃ、次に聞くわけですが、コラボと議会とどち

ら、この信頼関係といいますか、先ほども出ました。委託をしている企業と、やっぱりネタばれといいますかね、ネタがばれないように、やっぱりいろんな打合せ、長年の打合せの中でやってきていると思うけれども、一般質問の中でも企業との信頼関係を損ねるため、だから、県議会には言えないということがはつきりと出たわけですね。

じゃ、やっぱりそこまでしてコラボの業務、委託先というものを決めていかなければならないのかなど。いわゆるこのコラボについて、どのような経緯で決定をしているのか。委託先はどのような形で選定をしているのかということをお押しと押さえるためにお願いをしたいと思います。

○金子広報広聴課長 Ⅱコラボを決定している経緯というお尋ねでございました。

コラボレーションを決定する経緯でございますが、コラボレーションは当然、一般質問で知事もございましたように、セットされたものというのは当然ございません。我々も東京に職員がおりますが、日々、マーケティングというか、トレンドを追いながら、何が話題になっていくんだというのをメディアさんと話しながら情報収集しております。

コラボの決定でございますが、こちらは基本的にプロポーザルの審査会というのをやっております。幾つか我々として、今年度であれば、例えば、佐賀で言えば国スポですけど、世の中的にはオリンピックピックイヤーですとなったときに、じゃ、オリンピックピックをテーマに話題になるコラボレーション先を提案してくださいというような形で、広く業者さんのほうに提案していただくという形でございます。

当然、東京で情報発信をいたしますので、東京の広告代理店とかPR会社、イベント会社さんも手を挙げていただきますが、島耕作コラボが佐賀の広告代理店になりますけど、佐賀の代理店もいらっしやいますし、福岡とかの代理店

もわざわざ東京に来て手を挙げていただくという形でございます。

プロポーザルの審査会を経てコラボ先が決定し、そこから基本的にはコラボレーションというのを相手さんと詰めていきますので、当然四月に入ってからそういったアクションが始まるということでございます。

以上でございます。

○木原委員 Ⅱ委託先はほぼほぼ、今、佐賀にもあると言ったけど、過去三年間を見ると、九件のうち大体一件だけね、佐賀は。あと電通九州さんがあって、ほぼほぼ東京ということになっているわけですけども、先ほども言ったように、県民の血税、ちよつといわゆる時代が違うからかも分かりませんが、そこまでして本当にこれをやるというところが私にはあまりすんとこないの、あなた方はあなた方で一生懸命やっていると。これだけの成果が上がっていますよということでしょうけど、果たして今、約八十万人を切ろうとしている県民の皆さん方、どれだけの方々にそういうことが伝わっているか。県外に発信する事業だからと、それで割り切ってしまうはそれで済むことなんでしょうけれども、なかなか難しいね。ジェネレーションギャップと言われるとそれまでかも分からんけれども、やはりそういうところはしっかりと、こういう考えの方もいるよということを課長、頭に入れながら、やっぱりこの事業を遂行していただきたい。

そして、やはりどうも私に気がなるのが、我々に対してはコラボ、いわゆる委託先をどうして決めているかとさつき聞きましたけれども、ほとんど東京。いわゆる委託先、契約者の人たちとの信頼関係を築くために議会には、いわゆるサプライズ、そういったものが、いわゆるメディアに取り上げられたら、我々がぼろつとしゃべると思っっているのかどうか分かりませんが、やっぱりそういうサプライズがなくなるから、ぎりぎりまで我々には発表しないという姿勢。じゃ、委託先を優先するのか、県議会を優先するのかという、そういう

ことになるかと純粋な疑問が湧いてくるわけなんですよね。

あなたの方から言うと、いや、その日、発表する前にちゃんと書いていますよということになるかも分かんけれども、我々は当初予算で令和五年、今年度も一億三千万円という「サガプライズ」の予算を通した。しかし、これが何に使われるか分からない、なかなか分かっていない。そういう中で三点、僕はここに資料を持っているから、ああ、こういうことに使われたんだということが分かるけれども、本当に委託先を優先するのか。じゃ、議会というものはどういう位置づけなのかということを純粋に思うわけよ。平たく言うと、委託先との信頼関係に重きを置くのか、議会との信頼関係に重きを置くのか、これはどういうふうにあなた方は考えているのかということを示していただきたい、お願いします。

○金子広報広聴課長Ⅱ委託先と議会のどちらとの信頼関係に重きを置くかということにお答えいたします。

情報発信プロジェクトは、毎年度、議会で議決いただいた予算額の範囲で話題の最大化を追求し、情報発信できるかという着眼点で、事業実施の段階でコラボ先である企業やブランド等と交渉しながら内容を決めております。

一般質問でも政策部長が答弁したとおり、コラボ先との信頼関係の下、世の中に送り出すコラボ情報がいかに驚きを持って発信、拡散され、メディアを通じて県内外の多くの方に広く知っていただき、話題化されることがこの事業の生命線であるというふうに考えております。このことから、情報管理に十分努めながら取り組んでいるところでございます。

例えば、県庁内部でございまして情報管理を徹底しており、例えば、その管理職以上であっても、直前までコラボ情報を知らないということも多々ございます。そこまですべて、やはり話題の最大化を追求すると、いわゆる世の中の人を知っているものは、私もSNSをやっておりますが、それほど拡散さ

れないというか、あまり拾ってもらえないと。これは情報を取り扱うメディアさんであればなおさらの話かなというふうに考えております。情報発信効率を高めるということでも御理解いただきたいと考えております。

私どもにとっては、どちらに重きを置くとか、やはりそこはちょっと比べるようなものではないと考えております。また、議会に対しては、今後も個別のコラボの発表に合わせて情報共有を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ比べようもないと思うと。しかし、やはり例えば、こういうことをやりますよという、一〇〇%具体的なことは言えんかも分かんけれども、じゃ、やったとして、やる前に我々に来ますよね。やった後もしっかりと説明をするぐらいのことがないと、またかと。またこういうことをやっているのかと。

あなたは当初予算で一億三千万円、いわゆる議決されたものを我々とは言われましたけれども、確かにそうです。しかし、勉強会の中でも、こういう「サガプライズ」で予算化しています。具体的な事業は大事ですよということだけしか出てこないで、それに対して一々これは何ですかというようなことを質問するという人はあまりいません。ほとんどないでしょう。

そういう中で、政策部長、あなたも一般質問で答弁されたわけですから、この委託先と議会とのどちらに重きを置くかということ、これはどちらに重きを置くと、そういうことではありませんという答えかも分かんけれども、再度、政策部長にお伺いしたいと思いますけれども、やはり我々議会の立場ということも考えて、こういう事業というものは推進していただかぬと思いませんけれども、そういうところをぜひ部長の立場として答弁を願いたい、お願いします。

○平尾政策部長Ⅱ情報発信プロジェクト、先ほど来、課長のほうからも答弁し

ていますように、やはりこの事業というものは話題の最大化というものを追求しながらやっているような事業、そこはぜひ委員のほうにも理解をしていただきたいというふうに思っております。

やはり、これまで佐賀県がこの事業でコラボ先、いろんな企業との信頼関係を十分築いてきたがゆえに今なお継続することができている事業というふうに考えておりますし、今後もこの信頼関係は揺るぐことなく、この事業についても進めることになるかというふうに思っております。

そうした中で、議会側への情報提供というようなことでもございましたけど、どうしても今申し上げましたように、情報の最大化といったところでいきますと、先ほど課長のほうも庁内での情報管理という部分についても十分気をつけながら、情報管理を徹底しながらというようなところで取り組んでおりますので、その部分が事前に情報が漏れる、または少しでもメディアのほうで取り上げられるといったことになると、匂を逃したようなコラボといった取組になりますので、その点についても我々としては十分注意をしながらやっているというようなことでもございますので、繰り返しになりますけれども、やはり議会と企業とのどちらをとというようなところについては、我々の立場からすると、どちらに重きを置くかというようなことにつきましては、やはり比べるようなものではないというふうに思っていますし、引き続き議会のほうにもコラボの発表に合わせて丁寧な説明、情報提供を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱいわゆる話題の最大化というものを狙っている事業であるゆえにということですね。じゃ、当初の説明でも、そのところをしっかりと——あなた方、我々には説明していないもんね。ただ、予算は約一億三千万円というところが出て、そして、やりますよと。我々も総務関係だけじゃなくて、いろ

んな各部署、各課においてあれだけの予算が出てくるわけですから、そういうところはきちつと議会で最初に説明をしておくべきじゃないですか。こういうことをやるからということを我々に言えと言っているわけじゃないんですよ。あなたが言ったように、いわゆる話題の最大化、委託先との信頼関係、これが大事ですよ。我々が質問しないと出てこない、そういう姿勢を正してほしいと言っているわけです。いいですか、部長、課長。

だから、一生懸命為政者として、立場として頑張っていることはよく分かる。私はそこは念を押しているわけです。でも、だからといって変な方向ばかり向かないで、やっぱりきちつと議会にも丁寧な説明をしてほしいと、そういうところですよ、いいですか。後づけばかりでしょう。この質問をしなかったら、こういうことが出てこない、こういう答弁は出てこない、そこを我々は言っているんですよ。全て後づけ。後でも言いますが、そういうところをしっかりとやってください。

そして、コラボ先、これは課長、ちょっと僕も分からなかったけれども、どうやってコラボ先を決めているのか。そして、誰が提案しているのか。あなた、それとも課長。コラボ先、決めましょうというのは、提案者、そこをちょっと答弁漏れというか。

○金子広報広聴課長Ⅱコラボ先の決定についてお答えします。

コラボ先は、プロポーザル審査会といまして、広くPR会社さんであったり、広告代理店さんであったり、そういった方、要はプロフェッショナルの方に御提案をいただくと。ただ、何もテーマがないと、代理店の方とかも何を提案していいかわかりませんので、じゃ、今回は佐賀県の食を、何かこういうアニメやゲームとコラボレーションしてPRしたいという、目的ぐらいはきちつとプロポーザル審査会の仕様書に書きますが、基本的にはそういったプロの代理店の方とか、PR会社の方とか、イベントをされている方が提案されるもの



で、県職員がこれをやりたいといって決めるといふことではございません。よろしいでしょうか。

○木原委員Ⅱあなた方が提案しているわけじゃないというのにはよく分かっていますよ。でも、プロポーザルとちよつと言いましたけれども、プロポーザルというの、これはなかなか難しいことよね。今、我々の同僚がいろいろ御迷惑をかけている部分はプロポーザルでやっていたので、この事業にはもちろんないということは分かるんだけど、いわゆる提案者というか、さっきあなたが言った、こういうことをやって、例えば、食とかお酒とか、いろんな佐賀の問題があるじゃないですか。今回はこれをしようという提案をする人は誰ですか、どこでやるんですかということ。

○金子広報広聴課長Ⅱそもそもコラボレーションのテーマの提案を誰がやるんですかという問いだったと思います。

そちらにつきましては、職員だけではなかなか世の中の時流であったり、あとは東京のトレンドも分かりませんので、PR会社の方であったり、または外部のコンサルタントみたいな方とコミュニケーションをしながら決定しているというところでございます。もちろん決定は課長である私が、じゃ、今回はこのテーマでやろうというのには決定しますが、基本的には佐賀の人間が決めるというよりは、東京に今、職員が四人おりますけど、その四人の職員の方がボトムアップという形で日々会議をしていますので、そこでテーマを決めて、私のところに持ってくる。当然私一人でもボタンは押せませんので、部長とかにも見てもらって、それで決定して、審査会をやっているということでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ東京にいる四人の方々が日々努力をしておられて、いろんなそういうコラボ先というか、提案を受けて、そして、それをボトムアップしてあな

たのところに持つてくると。そしてまた、さらにということですね。そのところをしっかりとあなた方は我々に伝えておかないとね。そこはお願いしておきますよ。

それから、これも繰り返しますけど、とにかく隠さないように。いいですか、課長。隠しているつもりはないと思うけど、我々から見ると情報を三分の一も出してない。いや、四分の一も出してない。サプライズもいいけど、やはり議会との信頼関係、これもしっかりと、先ほど部長に聞きましたけど、忘れないようにということで、次の質問に移ります。

島耕作にまた戻りますけど、何か島耕作というのが私に気になって、島耕作を今みたいにして決めた目的、どういう過程の中で生まれてきたのかということとをぜひお願いしたい。

○金子広報広聴課長Ⅱ島耕作を決めた経緯ということで御質問をいただきました。

島耕作は、基本的にはそんなに深いテーマを、漫画とコラボレーションしたとか、そういう縛りがあるプロポーザルの中で決まったということではございません。佐賀県として今、スポーツビジネスであったり、SSP構想であったり、お隣の熊本県の半導体に絡めて、やっぱり半導体産業の人材を確保していくという課題はございました。そういったビジネスマン層にきちっと情報を届けるという、今まではどちらかというと、アニメ、ゲームは若年層の方、これからの市場の方にリーチしていくという事業でございましたが、今回はビジネスマン層、特に経営者の方とか、そういった方に情報を届けるにはどういうコラボレーションがいいかというところで、島耕作がプロポーザルの中で決まったという形でございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ目的はそうですけど、さっきから言っていますけど、何で島耕作

なのかというのは本当によく理解できないし、県民自体も半分以上は理解できていないんじゃないかな。この中で島耕作を知っている人は大体年代的に——はい、知っておられる方はいますか、島耕作を。——ほぼ知っていますね、この年代はね。知らない方は、女性は知らないかな、知っていますよね。

いや、そういう形の中で、あなた方は一生懸命やったことの中で、その目的、そして、島耕作を選んだ、これから県警の方にも大分迷惑をかけると思いますよ。警備とか、それから、交通規制とか、いわゆる「SAGA2024」国スポ・全障スポが始まる、皆さん方一生懸命やる。その全障スポ・国スポのため、島耕作を全面的に使っていく、もちろんさつき八百社、バルナーズもそういうコラボをやるのか、そういう形は後づけで出てくると思いますけれども、成果とか、そういったことは飛ばします。時間も一時間以上たとうとしていますので。

次、副知事任命に当たっての議会の同意ということですが。

これは皆さん方も自治六法を持ってきているけど、この百六十二条、この中に、一々読まないけれども、いわゆる副知事は議会の同意をもって、そして、その後、知事が承認すると、そういうふうになっていますよね。あなた方はこの地方自治法第六十二条、この文章、副知事は議会の同意をもって、そして、その後、知事は承認するという、このことについてどう考えていたのか、これを無視して島耕作を任命したのか。僕は十一月のとき、あえて言いました。ここに島耕作さんは来ていませんねと、就任挨拶もありませんね。何でなのか。ぜひこのいわゆる議会の同意を得ずして就任している、この規定についてどう皆さん方は考えているのかお示しをいただきたい。

○平尾政策部長 副知事任命に当たっての議会の同意というようなことでの御質問でございました。

先ほど来、この島耕作のコラボについては答弁をしておりますけれども、あ

くまで我々執行部側としては、今回の人気漫画キャラクターであります島耕作を活用して大きな話題を生み出すための意外性を意図したものの、あくまでも情報発信のプロモーション企画というようなことで今回のコラボについては考えております。

以上でございます。

○木原委員 部長、答弁になっていないです。じゃ、何でもやっていいと、あなたの言うことをいえば、だから、僕も議会で言ったよ、一般質問のとき。いわゆるバーチャルの世界、漫画の世界だから深くは追及しないけど、もうちょっと丁寧に答えなさいよ。

わざわざ読むつもりはないけど、ここに、あなた方も百六十二条、私の質問はこういうことをやるよと言ったときに、既に読んでいると思うけど、同意をもってこれを選任するとなっているわけよ。そのところはどうか考えたのか。この百六十二条をどう捉えたのかということをおあなたは言わないと。ただ話題性とか、サプライズがあつてと言って、我々が理解できると思いますか。そこが議会をあなたたちは軽視していると、そういうところなんです。しっかり答えてください。

○平尾政策部長 島耕作なる人物というものは、やはり実在をしていない人物というようなことで、漫画上の実在しない人物というようなことでございますので、実際のこの議会の同意という分については該当はしないというふうに判断をしております。

以上でございます。

○木原委員 ちよつとね、おかしい。じゃ、議長に今あなたは言えますか、そういうことを。議長にそういうことを言いましたか、言っていないでしょう。完全に議会を無視しているということなんです、そういうことは。

委員長、おかしい、これはね。副知事呼んでくださいよ、任命権の、知事は

委員会できななか呼ぶということはできないでしょうけど、しっかりと答えてもらわないと、我々は漫画の世界だから、バーチャルの世界だからということ、この百六十二条を無視している。これは、平尾さん、あなたは本当に一生懸命頑張っていることは理解している。技術の世界から来て、今一生懸命頑張っている。そういう答えしか今はななか出せないでしょうから、じゃ、平尾部長の次のもう一つ上の担当副知事呼んできていただきたいと思いたすけども、委員長。

○宮原委員長 〓 暫時休憩して理事会を開催させていただきたいと思いたす。

午後一時五十六分 休憩

午後二時二十九分 開議

○宮原委員長Ⅱ それでは、委員会を再開いたします。

先ほど木原委員から副知事の出席要請があったところであり、そこで、理事会を開催させていただきました。

理事会で協議した結果は、平尾部長の答弁から改めて始めるということでございますので、平尾部長の答弁を求めます。

○平尾政策部長Ⅱ まず、今回私の答弁で委員会の審議を中断させたことにつきまして、先ほど私の答弁を補足させていただきます。

地方自治法百六十二条で選任されます副知事につきましては、知事を支えます職責を担っておりまして、実務者でございます。任期もありますし、報酬もでございます。今回の島耕作のコラボ事業につきましては、実在する人物ではなく、あくまでSSPや半導体産業のPRの観点での事業でございます。地方自治法百六十二条で選任する副知事には該当しないというふうに判断をしたところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ 部長、御苦労さまでした。しかし、それは私から言わせると今考えてきた言葉でしょう。じゃ、これをするとき、そういうことまで考えていたわけ、きちっと。そういうことはないでしょう。そこを言っているわけ。さっきも本当に三角さんが一生懸命答えておったでしょう、徳光委員の答えに。彼は、さっきも議長と話したけど、ちゃんと外に出て県民の声を聞いてきているわけよ。そういうことをあなた方は本当にやっているのか。あなたも技術畑だったから、そういう話はしていると思う。しかし、私が今、副知事を呼んでくれと言つて、そして、出てきた答え、そういうことは当たり前じゃないですか、分かっていることですよ。じゃ、なぜそれが初めから——何でもかんでも

バーチャルの世界だ、漫画の世界だと言えはいいわけですか。あれだけの経済効果を出している「くまモン」、あれは熊本の議員に聞いたら、やっぱり自分たちに配慮して、何という職責にしたかという、たしか広報部長ですよ、それくらいで止めているんですよ。あえてあなた方が今言った中で、やっぱり納得できない。

しかし、時間もあれだから、またいつかこういう議論もせんといかぬと思うけど、本当に平尾さん、あなたは一生懸命頑張つて——繰り返しますけど、技術畑でやってきて、今も林さんが相当サポートしての答えだろうけど、やっぱりすとんと落ちない。今日は六時からでしょう、委員会のいろんな集まりがあるのは。我々を納得させる答えを持ってくださいよ、それで我慢してくれと。分かりました、私もそういうことでやりましょうという言葉はここまで出ているけれども、全てこれから、今までがそうだったから、どっちを向いて仕事をしているのか。

僕は謙抑的という、これは次の質問でやりたかったけど、あなたたち、この謙抑的という言葉はある程度、いわゆる執行部用語だと思つてから分かっていると思うけれども、本当に誰の口から謙抑的とあれだけ出てきたのかと。じゃ、我々に対して謙抑的じゃないのかと、こういうことにしてもね。謙抑的とは一体何なんだと。謙抑的とはつきり辞書に書いてありますよ。最初に自分を低い者と見と。そういうことを全くやっていないじゃないですか、あなたたちは、そこを言いたい。これは一番最後に言うけれども、今日は——いいですか、行き過ぎた言動をしないことですよ、言動ですよ。私には、これは謙抑的には見えない、謙抑という言葉が独り歩きしている。そういうところはやっぱりきちんと指摘しておきたいと思つています。

委員長、分かった。平尾さんもこの議会をもつて、今年度をもつて退職する。その人がここまで頑張つて言っていることだから、納得しましょう。その代わ



り林さんに聞く、あなたは残っているでしょうから。こういうことが今後ないように、そして、必ず何かあったら、いいですか、議長の方に、議長だけでもいいから議会というものを軽視しないできちっと伝える、そのことが言明できるかどうか、一言お答えください。

○宮原委員長⇨委員長に振られておりますので、一言発言をさせていただきますと思います。

先ほどの木原委員の言葉の中で、議事録に残らないようなこともあろうかと思えます。そこは意を酌んでいただいて、執行部のほうもしっかりと受け止めていただきたいと思うところであります。お互いを尊重しながら議会は成り立っていかねばなりませんし、また、私も文化の質問もさせていただきますました。共同の精神を持っていかねばなりませんし、共生していかねばならないわけであります。その点について十分に総務常任委員会では御理解いただいて、運営をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、そのまま続けさせていただきますと思います。

○林政策総括⇨御質問いただきました点について御答弁をいたします。

今回の島耕作のコラボ事業につきまして、今後、しっかりと議会にも情報提供するようにという御指摘だと受け止めました。先ほど課長や部長からも、情報管理の重要性もこの事業にはその効果として期待されることであるのと、ことをるる答弁申し上げたとおりでございます。そうした重要性も鑑みつつ、議員からの御指摘も踏まえまして、今後、同じような類するケースがある場合には、議会への情報の提供の仕方を考えてみたいというふうに考えております。

以上です。

○木原委員⇨林総括、ぜひよろしくお願いたします。

それでは、次に移ります。

「entaku」コラボ、これはもうやめます。ちょっと時間が——聞くことは一緒ですから、これも、金子課長、何にも我々は——何を配ったのかね、「佐賀牛<sup>®</sup>」とかいろいろやったんだけど——もういい、これはやめます。

それから次、魅力度ランキング、それから県民の幸せ、これはやっぱり聞いておかなきゃいけない。本当に今までこういうことをやってね、いわゆる魅力度ランキング、これはどういう形で、どういう人たちにターゲットを絞って調査されているか分からないけど、一昨年度は四十七位、令和五年度が四十六位で一だけ変わったのかな。大体四十五、六位のところをずっといつているだけ。今まであなた方が一生懸命やってくれたことが、さっき僕が言いましたオタクの方々という大変失礼な言い方ですけども、興味を示していただいている方には、国外も含めていろいろ来ていただいているかも分かりませんけれども、一番大事なのは、令和五年度は約一億四千万円ですね、これはあくまでも血税ですよ、それを使ってまでやっておきながら、残念ながら、いわゆる魅力度ランキングというものは向上しない。本当に情報発信プロジェクトの実施効果があるのかどうか。

次も一緒に聞くけど、このプロジェクトが県民の幸せにどのようにあなた方は寄与していると思っているのか。だから、聖地巡礼というのは、いわゆるピンポイントではいい結果が生まれているか分からないけれども、全体的にどんな形の中で県民の幸せに寄与しているのか。とにかく魅力度ランキングが上がっていないということは、実施効果が本当にあるのかどうか、この二点、続けて聞きます。

○金子広報広聴課長⇨魅力度ランキングの向上についてと、併せて県民の幸せにどのように寄与しているかということに対してお答えいたします。

魅力度ランキングは、民間機関の株式会社ブランド総合研究所、通称ブラ総研というところが調査に基づいて発表しておりますが、その指標や、やはり何

をもって魅力度を上がった、下がったという因果関係等が大変曖昧で、その結果については自治体からも強い批判の声も聞かれております。

佐賀県は世界に誇る地域資源にあふれており、魅力度ランキングについては、ここは特に意識してございません。そもそも情報発信プロジェクトについても魅力度ランキングを意識して実施しているものではないというふうにご考えております。

本県の本物の地域資源の数々を、コラボという手法で磨き上げを行いながら、今後も引き続き自信と誇りを持って全国に情報を発信してまいりたいというふうに思っております。

また、県民の幸せにどのように寄与しているのかという御質問をいただきました。ちょっと前触れになりますが、私自身、本事業を立ち上げた「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」の初代リーダーでございます。その後、二年後「サガプライズ！」の初代リーダーも務めております。計「FACTORY SAGA（ファクトリー サガ）」で二年、「サガプライズ！」で二年、東京で四年間プロジェクトリーダーとして業務に当たっていました。

初めてコラボ先を仕掛けると同時に、県内のフィードバックのときは必ず、例えば、先ほどの「ユーリ!!! ON ICE」であれば、唐津市に戻って、佐賀でのコラボイベントを現場の担当として回していたしました。

佐賀県でコラボイベントをした際に、やはり県内事業者さんであったり県民の方から本当にいろんな声をいただきました。例えば、ある旅館のおかみさんからは、アニメの客層がこんなに熱量が高い人がいるとは思わなかったと。御自分のところに泊まれたところは四泊もされるお客さんがいて驚いたという声であったり、大学生の方だったと思いますが、県外から来て、佐賀ってあまり誇れるものはないかと思っていたけど、コラボを県とか市とかでやっていて、地元の人たちから羨ましがられるわという声であったり、県内のお菓子

の製造メーカーの方だったと思います。ゲームのコラボを初めてやってみたと。最初はやっぱり不安だったと。コラボレーションしたこと自体なかったと。ただ、コラボをすることで自社製品、新しい磨きをかけられて、今までと違った新しい客層の販売チャネルを広げることができましたといった様々なうれしい言葉をいただいたこともございます。もちろん逆に御批判、御意見をいただいて、次のコラボレーションで改善するということもございました。

幸せの定義は人それぞれでございますが、「サガプライズ！」が少なくともこれまでこういった方々を含めて、少しでもハッピーにできたのではないかとこのように考えております。

情報発信プロジェクトが仕掛けるコラボによって、佐賀県が全国で大きな話題となり注目されることで、本県が持つ本物の価値に対する県民の自信と誇りの醸成、また新しい取組へのチャレンジと新しい価値の創造という好循環につながっていくと考えております。

以上でございます。

○木原委員 御苦労さんでした。そういう予想しておったとおりの答え、あなた方はあなた方でそういう形の中で頑張っているし、失礼な言い方ですけども、そういう、ある意味満足をしていることだと思いますけれども、僕が言っているように、魅力も全く気にしていないというのは僕はうそだと思っております。やっぱりそれも気にしながらやっていかなきゃ。あなた方、SNSを発信している、それも結構見ている人いるわけだから。金子さん、そうですね、魅力度ランキング。それを一つだけ無視するなんて、それはできないよ。そういう答弁はあまり聞きたくない。それも含めてやっていきますというのが私の趣旨なんだから。いいですか、ここだけじゃない。

さっき言ったように、あなたたちの仕掛けで佐賀よかったねというふうにして思ってくれている人が増えているということは本当にありがたいと思う。し

かし、昔もやっぱり本当に地道に地道に一生懸命、閑叟公なんかは、自分たちの、いわゆる殖産興業でろうそくをつくったり、米を作ったり、そういうことを地道に地道にやってきた佐賀があるんですよ。御存じだと思っただけでも、今年百五十年をやりますよね、江藤新平と島義勇の没後百五十年を。その後、佐賀県が消えたと知っている人はいますか、地図上から消えましたよね。御存じですか。その後、復活したのが実は百四十年前なんです。

だから、さっきも言いましたけど、国スポとかいいタイミングで、佐賀はまた再び全国に発信していく。佐賀が消えた後、また佐賀県が復活した。これはやはり直正公が一生懸命育ててくれた、県立大学にもつながっていくかも知分らんけれども、そういう方々が残っていた。大隈さん、副島さんね。それから大木さん、ほかにいろいろ我々の先輩方が努力をして、そして百四十年前に佐賀県というのがまた再び地図上に載ったわけ。このことを我々佐賀県民は忘れちゃいかん、絶対に、いいですか。そういうことですから、一部の人が喜ぶこの事業もいけれども、しっかりと佐賀県全体、本当に取り残されている人もいるわけだから、やっていかれるようにお願いします。

平尾さんが部長でよかった。本当にこれからも頑張つて、最後に、あなたがターゲットは——ターゲットと言うと失礼な言い方ですけど、もつともつと我々としてはやっぱり攻めていかなきゃいけない、そういうことはまたこれからも出てくると思うので、またやっていきたいと思っただけでも、今日もこの佐賀新聞（資料を示す）、ラーメンフェスに千五十万円、こういうニュースも出ていますし、本当にしっかりと頑張つていただきたいということを最後にして、次に入っていきます。もう一時間以上たつて、二時間ぐらいたつて申し訳ない。次に県立大学に入っていきますよ。

いろいろ前語りはいいです。まず、確認の意味で、再議ということ聞いていきたいと思っます。

具体化プログラムというのが、八百万円が十一月議会で出ました。二月の定例会への予算の提案を行うということも考えた。我々はあのとき、なぜなんだと。いわゆる知事が出してきた、それは公約として出してきた、選挙のときに。そして、我々が一番最初に討議したのが、ほんと出てきたのが二月三日に出てきた「県立大学の基本的な考え方」、これは裏表出てきたもんね。そしてこういふ、いわゆる流れ。それから、九月十三日に県立大学設置運営する費用とか、そういったものが出てきて、そして県立大学構想についての資料。それから一月に——これは一月か、基本構想は。こういったもの、いわゆる紙マターでしか出てこないものがあって、何で、何であと三カ月待てないのかと。本当に県立大学、いいものをつくるんだしたら、もつと議論しようよという、我々はそういう気持ちであの予算を予備費に八百万円というのを移してやったわけですよ。しかし、再議という、そういう手法。

そのときに謙抑的、謙抑という言葉が出てきたわけだけど、本当に言っていることとやっていることがちよつと違うのかなと思っただけで、その再議の理由、再び確認の意味で聞きますけど、何で再議をしなければならなかったのかということをまず示してください。

○林政策総括監Ⅱ再議の理由についてのお尋ねでございます。

十一月議会では、県立大学につきまして、多数の議員から御質疑をいただきました。その中で、より具体的な検討を進めるべきという御提案、また、疑問や懸念に具体的に答えるべきといった御意見がございました。その際、再議理由につきましては、我々だけで御説明できることは基本的に説明をし尽くしたと考えております。さらに議論を深めるために、専門家の知見も加えた具体化プログラムに進むことが必要だというふうに認識をしております。そして、具体化プログラムに進むということが、推進の立場からの御提案も、慎重な立場からの御懸念の双方に答えるものになるというふうに考えております。この



ため、十一月議会において再議をお願いしたものでございます。

以上です。

○木原委員 大体そういう話に今までもなっていたけど、本当にそれだけの理由で再議でよかったのかなと私は思いますよ。

じゃ、お伺いしますけど、再議というものをあなた方チームが発案したのか、それとも、誰が再議をやろうと言い出したのかということ聞かせてください。

○林政策総括監 再議について誰が言い出したのかという御質問だと思いますが、再議につきましては地方自治法に規定された制度でございます。他県でも例があるということは職員も、そして、知事も承知をしておりました。ですので、誰が言い出したということではなく、再議に付すということについて組織として議論し、知事が最終的に判断をしたものでございます。

以上です。

○木原委員 誰が言い出したというのはなかなか言えないでしょうね。再議というのはそれまで佐賀以外にどこどこがあったのか、分かっていますけど、確認の意味で言ってください。

○林政策総括監 再議の例についてでございますが、たしか件数として一番多かったのは大阪府だったというふうに記憶をしております。すみません、その詳細につきましては今手元が開けないので、御容赦いただきたいと思えます。

以上です。

○木原委員 大阪と山梨なんですよね、今まで再議を佐賀県以外でやったのは。知事は十六、七回とか一般質問で答弁したけれども、そのうちのほとんどが橋下府政のときの大阪ですよ。これ以上は言いません、そういうことで再議というものが繰り返し大阪では行われていた。だからといってというわけじゃないけれども、さつき示した中で、いわゆる開学は令和十年、これはまた後ほど聞くかも分からんけれども、開学の二年前に設置許可申請をして、その一年前に

八月の設置許可というのがある。この後にまた知事選があると。そういうことも何となく私の頭の中では去来してくるものがあるわけよね。だから慌てて再議をしなきゃいけなかったのか。林さんが言うように、いろんな意見の中から出てきて、賛成の意見もあった、それも認めます。しかし、総務委員会では否決されて、予備費に八百万円を入れた。それをまた再びという――済んでしまったことです。だから、なかなかね、ここで繰り返しでもそうですけれども、しかし、今、林さんが言ったような再議の理由、そういう中では、しなければならなかったというのは、これは県民に聞かせてもあんまり納得するような答えではないということは分かっています。しかし、過ぎてしまったことですから、これくらいにします。

それから、具体化プログラム、この八百万円は猪村委員がお聞きになったので、これも割愛します。

次に、県立大学を設置する政策目的であります。

政策目的というのは、実は一般質問で藤木議員から新しく出た、僕は設置目的だ。政策目的イコール設置目的というふうに判断していますけれども、いわゆる政策目的、「県立大学基本構想」に一番大切な、何のために設置するかということですよ。それは最後に一月に出てきた基本構想、ここには何ら書き込まれていない。私を持っている最初のこの「県立大学の基本的な考え方」、これはA4の裏表で出された、こんなもので審議できるかと最初みんな言っていたわけよ。その中には、しかし、背景、課題、目的、はつきりうたっている、二つのこと。これはもう時間がないから読まないけど、きちっとうたっている。しかし、基本構想を幾ら読み返しても、この設置目的、いわゆる政策目的、どこにどう書いてあるのかなど。いわゆる「建学に向けた想い」これがなぜ必要なのかなど。本当に、それこそ明治政府初代文部卿として学制をした大木喬任の言葉ですとかなんとか書いてあるけど、政策目的、これは設置目的です



よね。これがさつき言ったように、最初に出したのでは背景、それから課題、目的というのをきちつとうたつてある。基本的な考え方が出ているけれども、それが書いてあったのに、この基本構想ではどこを探しても出てこない。基本理念というのがついていて、建学の精神。これは設置後の中身でしょう、じゃないですか。私はそういうふうには理解するけどな。

こういうのを見ていても、まさしく設置、つくらなきゃいけないと。本当に皆さん読み込んだはずだけど、どうしても最初に書いてあった設置目的、政策目的という言葉が出てきたから、それを使うけど、それが書き込まれていないということ。

だから、改めて聞きます。県立大学を設置する政策目的というのは何なのかお願いします。

○中島政策企画監Ⅱ 県立大学の設置の目的についてのお尋ねでございました。県立大学の設置目的は複数ございます。県内高校生に大学進学時の選択肢を新たに確保すること、県内経済・産業における中核的人材を確保すること、大学と企業、大学間の連携強化によりイノベーションを創出することなど、様々あるというふうに考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ それは僕から言わせると、また後づけでしょう。だから、そういうものをここに何で書いていないのか。それは何回も知事も答弁した、それが書き込まれているのもこの中を探すとあるけれども。

ここに書き込んでいない理由というのを、中島さん、ちょっと話してくれませんか。いいですか、あなたたちはどう捉えているのか。今言った四点はいつも答弁として出てきているから分かるけれども、じゃ、何でそのことがここに書いていないのか。そのところを答えてください。それを僕は言っているわけよ、きちつとうたつていないでしょう。いや、もういい。分からないでしょ

う、出てこないでしょう。

○中島政策企画監Ⅱ すみません。建学の想いのところには、思いといいますか、その背景といいますか、考えに至ったところを入れているところでございます。基本構想自体は確かにどういった大学にしたいかというところの基本構想でございますので、そういったところをメインに書いているところでございます。これ自体は一月末に出したもので、そこはその時点の考え方を出しているものでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ 全然納得できない。先ほど猪村さんがパンフレットに五十万円、これだってあなたたち、明日できてくる、明日できてくる、夕方できてくる。我々は帰っているよ。そして多分、どんなリーフレットになっているか、パンフレットになっているか、もうありき。こういうたいものができる、これを見ていてもみんなそう思う。そういうものを高校生たちに配って果たしていいのかと。青木さんが言ったように、やっぱり賛否両論あるんですよ。だから、本当に県立大学がこういったこと、こういったものをつくりたい、そういうことをリーフレットの中にも、いいことばかりじゃなくて、さっきの「サガプライズー」じゃないけれども、書かなきゃ、言わなきゃ、これじゃ、基本構想だからといって示されても、これを見たら誰でも、いいこと書いてあるなと、すばらしいこと書いてあるじゃないか、うわあ、県立大学でこればいいなと。でもね、きちつと受け止める方はこれはおかしいと、そういうことを言うてくる人は何人もいるんですよ。

じゃ、ちょっと突っ込んで聞けどね、知事は一般質問の答弁で「など様々ある」と答えているもんね。「など様々ある」と。じゃ、この「など様々ある」と言ったけれども、政策企画監、今あなたが言ったことが全てでいいんですか。そこに「など様々ある」といったこの言葉は何ですか、そのところをちよっ

と答えてください。

○中島政策企画監Ⅱなどと言いましたが、ほかの目的でございます。

実際学生が生活するということになりましたので、大学の授業、これはインターネット活動とかも含まれますけれども、大学の授業ですとか、住むことによります地域活動、あるいは自治会に入ったりとか、ボランティア活動に入ったり、消防団に入ったりとかあるかもしれません。様々な面で学生と地域の交流が生まれるということ、それによって地域の活性化がされるということですとか、実際学生、あるいは教員、職員がおりますので、そういったことでの県内消費の拡大といったようなものも生まれる、副次的な効果も生まれると思います。

もちろんというか、学びの場が新しくできるわけですから、そこで学びたいという思いですとか、あるいはその思いを満たすようなものにもなりますし、シンクタンク機能というのを目指そうとしておりますけれども、佐賀県全体のあらゆる面、いろんな産業に波及するような動きになるかと考えております。

以上でございます。

○木原委員Ⅱいや、僕は政策目的のことで、あなたがかもしれない、メイビーの話ばかりやっていて、それが本当に政策目的になるのか。だから、知事は「なご様々ある」と答えた。じゃ、なぜそれをはっきり明記しなかったのか。

例えば、私がこういうふうな発言をすると、次につくってきたときにはこう書いてくると思うよ。我々が質問したこと、質問したことを後づけでつくっている、そういうふうにしが見えない。何でも、県立大学設置ありきでここにあって、それに向かっていく。それは、いわゆる公務員として優秀なあるべき姿かもしれないけれども、我々県議会、県民にとっては納得できない——私にはね。ほかに納得している方もいらっしやるから賛成されたんでしょうけど、僕には納得できない。

じゃ、分かった。もうあなたに言っても繰り返しだから、次に行くけどね、

「建学に向けた想い」という中で、ここに全国と佐賀県の進学率を挙げていらっしやるわけ。それが大学が少ないことによると書き込まれているわけよ。じゃ、進学率を挙げるということこのこと自体も政策目的、いわゆる設置目的になるということ、その一つだと理解しているのかどうかということ聞きたいと思います。どうぞ。

○中島政策企画監Ⅱ大学進学率が目標かというお尋ねでございます。

大学進学率の向上というものが県立大学の直接的な設置の目的ではございません。県立大学の一つの目的として、県内高校に大学進学時の選択肢を確保したいということは先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱじゃ、この次の政策目的、設置目的の中にこの進学率というものは書き込まないわけですね。選択肢を広げるということだけ、そういうことしか書き込まないということ、理解していいわけ、そこを確認。

○中島政策企画監Ⅱおっしゃるとおり、基本構想の「建学に向けた想い」のところに進学率の話を書いております。そこは現状を記しております、その子供が多いにもかかわらず大学に進学する子供が少ないところを記しているところ、ございまして、その背景を書いているにすぎないもの、ございまして。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ苦しい答弁だと思うよ、企画監。この構想の中に、そういう形の中で書いていると。じゃ、いわゆる政策目的ということじゃないと理解していいですね、そのところを聞いていますから、そのところをはっきり答えて。

○中島政策企画監Ⅱ大学進学率を上げることが目的ではございません。

以上でございます。

○木原委員Ⅱ 目的じゃないね、本当ね。違うでしょう、それ。やっぱりあなたたちは今までずっと上げることも目的というか、上げなきゃならないということとやってきているわけでしょう。まあいい。——ちよつと待つてね。林さん、私があなたに質問しますから。はい、どうぞ。お願いします。

○林政策総括監Ⅱ 私どもは、大学進学率の向上は県立大学の直接的な設置目的ではございません。ただ、これまでの総務常任委員会での御答弁などでも、自県の大学への進学率に関して触れたことはございます。ですので、全体的に大学進学率の向上をしたいので県立大学を設置したいという御説明をしたつもりはございませんで、ただ、結果的に県立大学が設置されれば大学進学率そのものが向上することはあり得ると思います。

ただ、県内高校生に大学進学時の選択肢を新たに確保したいと考えていることはこれまでも申し上げたとおりでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱ そうですね、とにかく、いわゆる安、近、公ですね。安くて近くて公立だということで、特に県立大学なんか、やっぱり国公立に何人上がったとか、近くに公立があるから行かせたい、安くと、そういう人たちも一定定数、僕はあると思いますよ。そういう意味では進学率が上がるかも分らん。そういうふうには理解しましょう。上がることに繋がるという理解をしておきます。

じゃ、次、県民の理解についてですが、この基本構想を県民に分かりやすく示して理解してもらう必要があると私は思うんですよ。次、こういうものが出てくるかという前に、何人もの議員さんからも出ましたけれども、県民に県立大学ということが十分に理解できていない、浸透していない、だから五十万円をかけてリーフレットを作るんだとか、そういう話になってくるんでしょうけど、その前に県のホームページとか、ここに今度、滋賀の県立高専、これはずつ

と県立大学があるからという、あなたたちから言うたという話になるかも分からんけれども、議会にも、いわゆる設置委員会等々をつくって、そして、何年もかけて議会に説明してというふうにやってきているわけ。三重でも県立を廃止するときも、そういうことで長く、何年かかけてやっているわけね、お金を出してね。

しかし、今、本当に時間がない中でつくらなければならないという思いでわつと走ってきたもんだから、やはり指摘する部分というのは結構あると思うんですよ。だから、そういう県民の理解が十分進まない中で本当にいいのかと私は思っているから、まずはこの基本構想、目的は何なのかというふうなことを、やっぱり基本構想というのは出ているかも分らんけれども、しっかりとまた県のホームページに分かりやすく、こういうものがまたすぐに出てくると思うけれども、公開すべきだと思うんですけど、そこはどうですか。

○中島政策企画監Ⅱ 県立大学の目的あたり、そこは本当に県民の皆さんにしっかり分かりやすく伝えるということはとても大切だと思っております。それをやっていかなきゃいけないと思っております。方法について早速検討してまいりますと思います。

以上です。

○木原委員Ⅱ じゃ、企画監、よろしくお願いしますね。ぜひ広い意味で広く県民に浸透できるように。

次に、県議会の意思決定のスケジュール感について聞いていきましょう。いわゆる県議会では県立大学の設置の可否の判断はしていない。この前の附帯決議もそういうふうには、あなたたちもそういう理解はしているでしょう、まだ可否はしていない。県はそれをいつ頃議会に諮ろうとしているのかということとを聞きたい。令和十年、あと、四年後の四月に開校というならば、そのときまでのスケジュールというものを再度お願いしたい。設置場所についてはどこ

どことなかなか言えない。じゃ、設置場所をいつ頃までに選定するのか。いろんなあちこち——僕は一番残念に思うのは、設置場所にして、最初にうわっと、いわゆるGM21の市町の首長さんたちが出たでしょう、あれはトップがGM21で県立大学をつくと発表したから。そうならば、市町の首長さんたちはおらが町にぜひという、そういうことを考えるわけですよ。私が首長だったら、そういうふう考えたかも分らない。何でも議会に諮る前にそういう形でやるから、うわっと、それが一つの目的、手段だったかも分らない。そういうことで県立大学というのをばあっと機運を高めている、特に首長あたりということだったかも分らないけれども、さつきから言うように、順番が違うと思うわけ、私から言わせると。

そこはいいとして、いつまでに設置場所、これはどれくらい、いつまでに選定しようと思っているかということをお尋ねでございました。

○中島政策企画監Ⅱ設置場所についてのお尋ねでございました。

場所につきましては、昨日も御質問ありましたけれども、大学にとって一番大事な教育を中心とするソフトの機能、これをまず固めたいと思っております。その後、それにふさわしい場所を選定していくということで進めていきたいと思っております、現時点でいつまでというものを持っているものでは、期限を決めているものではございません。

以上でございます。

○木原委員Ⅱそうですね、昨日もそういう答弁だったけれども、じゃ、いつ頃までに決めないと令和十年の四月までに間に合わない、そういう思いはあるんですか、いつ頃までにしなきゃならないというのは、そこを聞かせてください。

○林政策総括監Ⅱ先ほど企画監が御答弁申し上げたとおり、現時点でいつまでという期限を決めているものではございません。ただ、令和十年四月開学ということ念頭に置きますと、令和八年十月に設置認可申請は必要という手続自

体は決まっております。

以上です。

○木原委員Ⅱだから、じゃ、今言われました令和八年の十月設置許可申請を出す前でしょう。じゃ、これはいつぐらいまでに、この中にも入っていると思うけれども、土地を決めておかないといけないわけでしょう。そんなに設置許可申請を出す直前なんていうのはまず無理だと思うから、大体これくらいという、そういうことまではここで答えられないわけですか。

やっぱりいろんな人から、いろんなことを皆さん聞かれていると思うんですよ、場所をどこにするというのは、それはいいです。しかし、あなた方が示しているスケジュールに基づいて今私は質問しているわけですから、企画監も言われた、林さんも言われた令和八年十月設置許可申請をするまでにいうことは、じゃ、タイムラグとしてどの辺までに決めておかなきゃいけないというのは、あなたたちの中で分かっているはずですよ。大体これくらいにしなきゃならない、我々の選挙もそうですよ、選挙も四月にあるというならば、そこからずっと後ろ向きに決めて、いつまでに何をしなきゃならないということをこうやっていきますから、それは当然ある程度、ある意味決めていると私は思っていますから、それをどれくらいまでにやりたいと、いつまで、いつというポイントじゃなくて、このくらいまでにしないと許可申請が間に合いませんよということぐらい言えないのかな、よろしくお願いします。

○林政策総括監Ⅱ繰り返しの御答弁になりますが、現時点で場所についてはいつまでという期限を定めているものではございません。

○木原委員Ⅱですか。じゃ、延々と一時間やりましょうか、総括監。さつきから言っているように、本当にある程度のところを示していかないと——じゃ、視点を変えて言いますけれども、立教大学の山口先生が来られて、あと、飯盛さんともう一人の先生が来られて、そういう方々の話合いの中で決めていくと



きましてお伝えをしていくかということにつきましては考えてまいります。

以上です。

○木原委員Ⅱもうこれ以上は言いません。とにかくしっかりと、さつきも言ったけれども、ブラックボックスに入れているんじゃないかとか、そういう疑念を持たれないようなことをしっかりとやってくださいよ。お願いいたします。

僕は、代表質問、一般質問、そして委員会質疑、これを聞いていて、本当に一生懸命やっていらつしやる部署、課、これは当然あります。さつきもつい名前を出してしまって本当に申し訳なかったけど、本当に一生懸命頑張っているらつしやる課もあるけれども、私が今回質問したこのプロジェクト、いわゆる情報発信プロジェクトと県立大学、このことについては、ある言葉、いわゆる論語の中の「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という言葉があるんですよ、論語の中にね。ずっと質問を聞きながら、答弁を聞きながら、そして、質問を考えると、この言葉が頭の中にずっとよぎってきた。本当にそういう感じでした。

今度一万円札の渋沢栄一も何か物事を判断するときは自分の指針の判断のために論語というものを用いたというようなこともあるんですよ。いわゆる「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という言葉、これはどういう意味なのかということを誰か答えていただけの方はいますか。林さん、何かこの言葉の意味は分かりますか。なかなか難しい言葉よね。しかし、今のこの論語の言葉は何回か聞いたことがあったし、意味というのをしっかりと皆さん方に伝えるときだから、ここに書いてきました。

この言葉の本来の意味というのは、民を為政者の奇策に従わせることはできないけれども、その理由を民、いわゆる私がいう県民に理解してもらおうのは難しいという意味なんです。本当に議会活動をさせていたでいる我々議員、そしてあなた方、いわゆる県の行政をつかさどる執行部の皆さん方が為政者と

してしっかりとこの言葉を胸にとどめておくべきだと思っんですよ。もう一回言いますよ。「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」です。ぜひ確認しておいてください。

しかし、これは封建時代とか、それから、独裁者はこの言葉を逆に利用しているんですよ。今でもです。あつちの国とか、こつちの国とか、向こうの国とかにそういう人たちが、ほかに全世界いっぱいおりますけど、いわゆる封建時代とか独裁者は、このことは民は黙って施策に従わせておけばいいんだと、いわゆる民に一々説明する必要はないというふうな、封建時代、特に江戸時代とか、今の独裁者とか、そういうふうな勝手に自己解釈をやっている、使っている。そういうのが僕の頭の中に去来してきたんですよ。

ぜひこういうことにならないようにお願いをしておきたいと思っんです。ここにいらつしやる皆さん方は、そういうことは僕はまずないと信じて、今あえてこの論語を皆さん方へ話をさせていただきます。

そして、皆さん方、議会の第三面会室、一遍行つてください。北高の書道部の田代瑞樹君という男の子の、私も北高書道部出身ですから後輩になるけど、「寛厚かんこうにしてこれあいす而愛之」という言葉、扁額をきちつと飾つてあるんですよ。これは実は、あまりこういうことを言っちゃいけないけど、後輩のすぐくこれはいい言葉だなと思つて、田代君と交渉して、ここに飾らせていただきたいと書道部の先生に言つて、今飾つてあります。これをぜひ皆さん方はどういう意味か、あえてここに意味を書いていくけど、申しません、一遍見ておいてください。やっぱり為政者の心構えというふうなことをここにうたつてあります。

本当に皆さん方、僕は冒頭に言つたように、百四十年前、一遍全国の地図から消えたこの佐賀県、これを取り戻す本当にいい機会なんです。我々議会、そして、執行部、あくまでも車の両輪。そして、何とんでも県民のためにどうすればいいかということをお互い考えて、これから頑張つていきましよう。

全障スポ、やっぱり強いところは指導者のきちつとした人がいるから。鳥栖工業の小柴さんとか、サッカーの蒲原さんとか、そういう人がいるから強い。ということ、やっぱり教授陣に背骨があつて、この人がいるからそこに集まるんだというものをつくっておかないと、それは早めに——もしつくとすればよ。僕はまだまだ議論をする価値があると思うんだけど。

だから、何といえますか、二年前だから、こういう形で七年、それで間に合うの、本当に。引き抜かれちゃう、みんな。もう知っているように、熊本のTSMC、熊本大学と有明高専とか、今度、東京大学と包括協定をした。TSMCが来るという時点で、ばつと優秀な教授陣を集めているというのは、我々、熊本の議員と話す中でも聞くし、そういうところが幾らでも出てくるわけよ。さつきも出たけれども、滋賀の県立高専なんかもやっぱり優秀な教授陣がもう既に引き抜きがあつていると思う。そういう事態で、さあ決めようと思つたときに、ああ、あの先生がどこかに行っちゃつたということじゃないようにしておいてくださいね。どこまで、あそこまでじゃなくて、それだけは——もしそういう形になればですよ。まだまだつくるかどうか決まつたわけではないから、なるとすればというところで、いいですか、中島さん、しつかり。

じゃ、次、設置認可申請、これは文科省に十月の設置認可をやるということですから、そういうスケジュール感の中で議会に対してこれをどういう形で諮ろうとしているのか、いついついつと。それはさつき言ったように、こつちはけつが済ましているわけだから、ある程度のこととは分かつているわけだから、いつ頃に何をどういう形で議会に諮ろうとしているのかということを示していただきたい。

○林政策総括監Ⅱ現在、専門家チームと共に教育方針の基本的な考え方をまとめたというふうにご考えております。それにつきましましては、これまでも繰り返し総務常任委員会でも御答弁申し上げましたが、四月にはたたき台、六月には

案という形でお示しをしたいと考えております。

それから先のスケジュールということにつきましては、先ほどの場所と同様にいついつまでに何をという明確なものを持つていているわけではございませんが、さきの十一月議会でも必要な予算議案につきましては御提案し、その都度、御審議をお願いするためにしっかりと説明をしまいたいというふうにご考えております。

○木原委員Ⅱ本当にやる気があるのかなという感じの答弁ですよ、林さんね、あなたにそういうことを言うとは大変失礼ですけど、一生懸命やっていらつしやる中でね。やっぱりどうしても落とさない、なかなかね。大変失礼な言い方ですけど、こういう構想とか、いろんなものを持つてきて、今日は日野さんは来ていないけど、ほかのところでもやつていられるかも分らんけれども、立て板に水、そして、それこそばた餅に砂糖じゃなくて、ばた餅に蜂蜜をかけたよいうな、こういうものができますよというものを私たちは聞きたいわけじゃない。本当に地道にしっかりと根づいた、そういう議論をしたい。それは分かっています。ありがとうございます。

じゃ、もう一つ聞きます。対外的に迷惑をかけられないという意味では、さつき言った教授陣。こういう方々に打診をする前に許可申請を諮るべきだと思つても、いや、我々に諮るべきだと思つても、そこはどういう考えなんでしょうか。やっぱり教授陣を決めてからだと、本当にその先生方には迷惑をかけられないわけですからね、よろしく願ひします。

○林政策総括監Ⅱ議会に対してしっかりと御説明をし、必要な予算議案を提案してまいります。その都度、御審議をお願いすることとなるものでございまして、私どもも毎議会ごと、しっかりと御説明を申し上げていきたいと考えております。

○木原委員Ⅱじゃ、しっかりと説明しておいてください。しっかりと聞かせてもらいますから。

次に、進学率ですね。

これは平尾部長の答弁にもあつたけれども、全国平均が五八%、佐賀県が四三%、一五%の差があるという答弁だったけど、じゃ、県としてどの程度まで差を縮めたらいいのかなという考えなのか、これをちよつと示してください。

○中島政策企画監Ⅱ大学進学率、どれぐらい縮めたらというお尋ねでございました。

先ほどのやり取りもございましたが、大学進学率の向上自体を直接的な目的とはしておりませんで、目標値というのは持つていないという状況でございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱはつきりとした目標値は定められないということね。

じゃ、進学率の推移、これは全国と佐賀県の十年前、五年前、それから現在の進学率、これを聞こうと思つたけど、後で皆さんにデータで配つておいてください。時間短縮、いいですか。さっきのような答えだったら聞いても一緒ですから、データできちつと、いいですか、お願いします。

そして、やっぱり我々、人口がこれだけ、昨年子供たちが生まれている数なんかを見ているとね、本當にどうなるのかなと心配なんですけど、もし新しい建物で造つたということ想定しても、五十年というものは使用できるんですね。その五十年、全国の推計人口というのは、二〇七〇年までを示しているわけですけども、それをそのまま佐賀県に当てはめると、大学進学者数が三千四百人から三千五百人、そういうふうに変えられるんですね。佐賀県の大学進学率は七〇%程度になる。もちろんあなた方は、女子も、それから、実業高校の子供たちも入ってくるということで、そういうふうに言っていますけど、本當に七〇%、単純に計算するとそういうふうになると思いますけど、県では五十年後の県内の大学進学者数や進学率をどのように推計しているかということ

をちよつと示していただきたい。そして、五十年後も本當に入学者を確保できるのかということをお伺いしたいと思います。

○中島政策企画監Ⅱ五十年後の大学の進学者の確保ということでのお尋ねでございます。

先ほど委員おっしゃつた三千四百から三千五百という数字、これは私どもで出しました二〇四〇年から二〇五〇年にそのくらいの数字になるだろうというものでございます。全国の数字というのが、人口推計は国のほうで国立社会保障・人口問題研究所というところが出ておりますけれども、その全国の数字は出ておるんですけども、都道府県単位ですとか十八歳人口というのが出ていない状況でございます。そういうものが分母になって、どのくらいの数になるかなというのを表そうとしておりますけれども、そのデータ自体が、二〇七〇年までのものが今ございませんので、算定が今できないというところでございますが、そういったものが試算されれば、どのくらいの数というのは出したいというふうに思つてるところでございます。

以上でございます。

○木原委員Ⅱそうですか、推計人口はほとんど、全国が二〇七〇年まで出している、それに数値をある程度掛け合わせると、詰めていくとあまり変わらないうんですよね。ほとんど外さない、人口推計というのは、それはあなた方は、ここで統計していらつしやる人がいらつしやると思うけど、いわゆる計算してないなんて、そういう後ろ向きな言葉はもうやめていただきたい。質問すると分かつているのに、なぜそこを当てはめて数字が出せないのか。そういう統計表がないから佐賀県はつくつていませんなんて、じゃ、やめなさいよ、つくるのは、分からなかったら。そんなことになっていくよ、我々からすると。五十年後は全国でこれだけの推計が出ているから、数字が出ていくから、佐賀県もそれに当てはめてこうだから、多分こういうふうになるでしょうというのが

我々に対する答えでしょう。それができなかつたら、五十年後どうなっているか分からない。やめたほうがいいですよ、そんなものは。——と私は思います。しかし、もういい、あなたにそこまで聞いてもどうしようもないからという思いですよ。しっかりと今度、誰かが聞いたときは答えるようにしてくださいよ、お願いします。

じゃ、次に大学と連携した高専についていきますよ。

平尾部長が、県立大学に加え高専があれば、よりよい高等教育環境になるのは事実、県として高専設置についても検討してまいりますと、そういうふうには答弁されましたよね。高専については、以前から県内産業界からも本当に強い要望があっていた。それで、実は県立大学があつたからかもしれないけれども、滋賀は今度県立としてつくるわけ、県立の高専を。あそこは琵琶湖の水があつて、誘致企業も相当なものだから、そういうこともあつてつくるということになつたかも分らんけれども、本当に強い要望があつていたということ。は我々も知っています。大学と連携しないで、単体で県立高専をつくるという選択肢もある中で、高専よりも大学を先につくるという判断に至つた経緯、これは国立が駄目になつたからなのかという答えが返ってくるかも分からないけど、とにかくまず聞かせてください。

○林政策総括監Ⅱ高専についてのお尋ねでございます。

県内経済界も高専の設置を強く望んでいるというのは、委員からも御紹介いただいたとおりでございます。まずは私どもとしては、県立大学の設置に向けて議論を進めたいと。それはやはり今、大学に進学する人たちが二千九百人も県外に出ているという状況でございますので、そこを何とかしたいという思いに基づくものでございます。

高専につきましては、こういった方策であればそれが可能なのかというのを引き続き研究していきたいと、こういうふうを考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱじゃ、国立高専は文科省が認可しないからというわけじゃない。まずは県立大学をつくらうということですね。そういう理解でいいんですね。

○林政策総括監Ⅱ文科省も国立高専の新設はしないというふうに明言をしておりますので、それを要望してもかなわない。であれば、どういう方策が可能なのかということは、今後、引き続き研究をしていきたいというものでございます。

○木原委員Ⅱいや、そこが僕にはよく分からないですよ、いわゆる文科省が国立高専の設置はしないと、こういうふうには明言をしている。だから、単独設置はハードルが高いと、そういうふうにはやっぱり聞かえてくるんですよ。しかしながら、何でそういう論理展開になつていくのかなというふうに思います。

いわゆる同じ法人の元で大学と高専を運営しているのが公立であるのであれば、順番が違うだけで、ハードルの高さというのは、僕は変わらないんじゃないかと思うけれども、その辺はどうですか。

○林政策総括監Ⅱ高専につきましては、先ほど滋賀県の例を御紹介いただきましたが、滋賀県も滋賀県立大学があつて、滋賀県立高専をこれからつくりたいと。そして、同じ公立大学法人で運営することを想定しているようにございませう。このことから、一般質問での藤木議員の御質問に対しても政策部長からは、大学との連携による高専、特に同じ法人の元で大学と高専を運営している例が公立では三つ、私立では二つ、そういう例がございますと。こうした事例も研究していきたいということをお願いしております。

以上です。

○木原委員Ⅱだから、そういう事例があるならば、国立高専をつくらないということでも文科省が言ったということならば、僕が言うように、あなたも明言されましたけれども、いわゆる同じ法人化の元で、答弁にありましたけど、大



学と高専を運営しているわけですから、要望が多かった高専からつくろうという考えもできたはずなんですよね。でも、何で県立大学なのかというところがやっぱり私にはよく分からない。高専だと優秀な生徒が集まって県外に出ていくからと、そういう話をよく聞きますけど、そういうものがあつたのかどうか。しかし、これも時間との戦いでございますので、幾ら言ってもまた堂々巡りになつてくる。

繰り返しますよ。同じ法人の元で大学と高専を運営している例があるとおっしゃったわけだから、公立であるならば、順番が違うだけで、ハードルの高さというのはそんなに変わらないということを強く申し上げたいと私は思います。でも、もう既にあなた方は県立ということと突っ走っているから、できた後に滋賀が——だって、あそことまた違うと私は思うんです。そういうことで、ハードルの高さは変わらないということをお私是指摘しておきたいと思っております。

次に、一般質問でも県立大学ではなく、私学に必要な学部・学科をつくってもらうこともあるのではないかとという質問に対しては、県は、私学には建学の精神があり、それを尊重すべきということと言われたわけですが、これは僕からすると完全否定に聞こえるわけですよ。ということは、大学と連携した高専についても同様に私学にお願いするということではできないでしょうか、高専も県立高専ということにならざるを得ないわけですよ。だから、そういう捉え方でいいのかどうか、もし連携してということになるならば、やっぱり先ほど言ったように私学に、建学の精神があり、それを尊重すべきということと言われたわけだから、私学にお願いすることはできないとなれば、公立高専しかつくれないということという理解でいいのかということをお答えいただきたいと思ひます。

○林政策総括監Ⅱ高専について、公立なのか私学なのかのお尋ねだと思ひま

すが、私どもは、そこは何か可能性を閉ざしているものではないと思います。ただ、私学で行う場合、やはり建学の精神等々ございますので、要は相手方のお話に関して、例えば、私立大学を誘致するといったこと自体も、相手がある話をそう簡単に進められるものではないのではないかと。それから考えますと、やはり大学をつくる際にも、では公立でということになるのではないかと、いうふうにご考えております。

そして、高専につきましては、じゃ、公立で、私立でといったことを何か今決め打ちしているものではございませんので、そのことを御答弁申し上げておきます。

以上です。

○木原委員Ⅱ私は決め打ちしろと言ったわけではないので、そういう形で公立を全否定されたわけだから、県立でやるしかないのかなということをお聞かせいただけます。これもなかなかみ合わないもので、次に行きます。

じゃ、今後の調査、このことについてちょっとお伺いしますが、僕は滋賀県のことを言っているけど、少し打合せより逸脱している可能性もあるけれども、滋賀県の高専に係る基本構想、これも僕も読ませていただいたけれども、企業のニーズ調査とか生徒の意向調査もきちんと実は行われているんですよ。佐賀県の場合は、どこを見ても生徒、いわゆるそういう企業のニーズ調査とか、特に生徒に対して調査されていない、そういうふうなことを感じるんですけれども、やはりちゃんと企業のニーズ調査とか、特に生徒に対する調査、これは絶対やるべきだと思いますけれども、今後やる予定はあるのかどうか、これをちょっと確認しておきたいと思ひます。

○林政策総括監Ⅱ高専に関してのニーズ調査をやるべきではないのかという御質問だと——よろしいですか。

○宮原委員長Ⅱ再度質問をお願いします。

○木原委員Ⅱ失礼しました。いやいや、高専だけじゃなくて、やはり県立大学にしてもそういう調査が行われていないと私は思っているから、そのところも併せて答えてください。お願いします。

○林政策総括監Ⅱ設置認可申請が近づいてきますと、まさに具体的にどういふところにニーズがあつてということデータをデータでお示しを文科省に対してもしないといけないことは私どもも認識しております。そして、これまで委員会でもるる御議論ございましたが、県立大学構想について、まず情報として知っていたら、それについてどんな御意見を持たれるかということに關しましては調査をしていきたいと思っておりますので、一方的な周知広報という形ではない形での声を拾っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱぜひやっていただきたい。そして、やるとすれば、いつ頃やられるのかなど。そして、やらないとすればなぜやらないのか。今、やらないということは言われなかったので、やるとすれば大体どういう時期を想定しておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○林政策総括監Ⅱ調査といひますか、様々な声をいろんなチャンネルで拾っていききたいというふうに考えております。そういう意味では、いつやるかということよりも、そもそもあさつての「TSUNAGIコンベンション」などに御参加いただけるような方からはじめ、また、経済界にもいろいろ勉強会に来てほしいというお声もいただいておりますので、そうしたところでもいろんなお声を拾っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱ私から言わせれば、これも遅いなど、後づけなんだなど。やっぱこういうものをつくる、つくりたいというときに、やっぱり市場調査というのはちゃんとやるべきですよ。あなた方は理文融合と言われている経営――経

営というのはマーケティングですよ。それをやらないままにつくるという、そういう答弁は林さん、私には納得できないな。やっぱりきちつと、何で今まで、企業のニーズ調査が、つくるからやるんだというような形にしか聞こえない。いろんな声を拾い上げていきたい。今まで、じゃ、何でやっていなかったのかなど。

高校生の意識調査、これは必ずいろんな声を拾っていききたいじゃなくて、意識調査というものをやっぱりやるべきですよ。やりますという答弁をしてください。そして、なぜやらなかったかというのはもう言いませんからね、ここまて来ているから。繰り返しますけれども、あなた方は理文融合、ICT、ITと経営を融合させたもの、それをつくろうとしているんだから、まずスタートから間違っている、そのことを指摘しておきたいと思ひつています。

○林政策総括監Ⅱこれまで基本構想を策定する際に県議会の皆様の御意見も多々いただきました。また、産業界や大学教授、高校教員の方々、そして、高校生にも十四校ほどだったと思ひますけれども、私ども直接向いて、いろいろ意見交換をして策定しております。木原委員がおっしゃるものと想定しているものが違うかもしれませんけれども、私どもはそういう声を拾い上げながら基本構想を策定したつもりでございますので、これまで何もやってこなかったということではございません。

今後につきましては、先ほど御答弁を申し上げましたけれども、いろんなチャンネルを通じて様々な意見を拾っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱじゃ、そういうことをやったということをはっきり、今後も続けてください。子供たちの声、企業の声というのは本当に大事だと思ひつていますからね、とにかく我々は、附帯決議で、議会から指摘のあった必要な調査やデータ提供に対しては真摯に対応しようということを求めているわけですから、

ぜひそういうことをしつかり受け止めて今後やっていきたいと思ひます。

一応ここまでということをお願いをしたいと思ひます。

○宮原委員長 Ⅱ それでは、暫時休憩をいたします。十六時五分に再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

午後三時四十七分 休憩

午後四時四分 開議

○宮原委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。

○木原委員Ⅱ皆さん、もうすぐ終わりますので、いましばらくのお付き合いをお願いいたします。

そしたら、最後の質問になります。専門家チームの件について質問させていただきます。

専門家チーム、十一月の補正予算で具体化プログラム推進事業費の八百万円を要求しているんなことがありますけれども、そのときに、この三名は念頭にあったのかということをお聞きしたいと思うんです。そして、もしあったとしたら、専門家チームへの参加の交渉、これはいつ頃から始まっていたのかなということをお伺いさせていただきます。よろしくお願います。

○林政策総括監Ⅱ専門家チームの人選を行った時期についてのお尋ねだと思います。

十一月議会で予算を御提案申し上げた際は、この三名の方はどなたも念頭にはございませんでした。リーダーとなります山口教授には一月に就任依頼をしております。山口先生とほかのメンバーに関して御相談を申し上げて、ほかの二名の方、飯盛先生と早田先生ともに一月下旬に依頼をして、お二人からは早々に御内諾をいただいたものでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱそしたら、八百万円を予算化したときには山口先生まで入れての思いはなかったということで認識していいんですかね。

じゃ、前後しますけど、その三人、まず、山口教授を選ばれた理由、そして、飯盛さん、その飯盛教材さんの息子さんですけど、そういった飯盛さんを選ばれた理由というのを教えてください。

○林政策総括監Ⅱ専門家チームの三名の方を選定した理由についてお答え申し上げます。

まず、リーダーであります山口教授につきましては、立教大学の副総長、学部長を歴任されております。大学経営の経験が豊富だということと、また、発展的思考を持ち合わせている方だというふうに受け止めております。

また、飯盛教授につきましては、地域とのつながりを重視した教育研究を長く実践されております。また、大学での仕事とは別に県内においても鳳雛塾を設立されて、起業家的な思考を持つ人材を育成しようと、現場で活躍する人材育成に取り組んでおられます。

早田教授につきましては、長く民間企業に籍を置いておられまして、地域再生、情報通信技術に関する政府の取組ですとか、大学における研究、教育にも携わってこられました。また、令和三年度に開学いたしました広島県の公立大学であります叡啓大学の立ち上げにも関わっておられまして、大学の設置認可申請の実務にも非常にお詳しい方でございます。

以上です。

○木原委員Ⅱこれも前の方々がお聞きになっていたから。そういうことでございますよね。しっかりとした形の中で人選をされたということで受け止めておきたいと思っておりますが、じゃ、専門家チームの初会合、この遅れや、八百万円は継続費ということでももちろんあなた方は予算を上げていたんでしょうけども、我々に予算が来たのが、県議会が始まったのが二月二十二日からやっただけ。当然、その前に第一回ぐらいの会合はされたのかなと、されて当然なのかなと思っただけですけども、いわゆる当初予算を要求する二月議会の開会前に専門家チームの初会合を私は開催しておくべきだったと思うんですけども、初会合は三月四日ということが遅れた理由、これをお聞かせください。

○林政策総括監Ⅱ専門家チームの初会合の時期でございます。



山口先生には一月半ばに就任を依頼いたしまして、ほかのメンバーも一月下旬に依頼をし、二月早々には御本人の御内諾をいただきました。ですが、学内の手続に時間を要したところがございますので、三月四日付での委嘱となったものでございます。

以上です。

○木原委員Ⅱ いろんな御都合があつてそういうことになったということで理解しておきましょう。

先ほども答弁ありましたけども、送ってきました。専門家チームが初会合されたという内容、県の受け止め方、これはどうなっているかということを確認しておきます。

○林政策総括監Ⅱ 専門家チームの初会合の内容とその県の受け止めについてでございます。

まず、内容を簡単に御紹介させていただきますと、専門家チームのメンバー三名から、大学での教育に関して県全体を学びのフィールドにするという観点が大切だといったこと。また、キャンパスに閉じ籠もるのではなくて、県内の企業など現場における学修は必須にしてはどうか。また、教員と学生が共に学び合い成長できる風土や環境を大切にしたいといったお話。また、佐賀大学、西九州大学と連携した教育環境とすることを考えてはどうか。また、チャレンジ精神や起業家精神を持つ学生を育成したいといった様々な意見をいただいたところでございます。

また、大学の機能に関しても、佐賀県という地域におけるシンクタンク機能を持つような組織を目指すべきではないかといった御意見がございました。

大変熱心にポイントよく様々な意見をいただいたものと認識しております。

以上です。

○木原委員Ⅱ そういう受け止めということですね。

じゃ、専門家チームは次の会合、いわゆる予算化されていますから、三月二十五日に閉会した後、どういう形で、いつ、いわゆる次期の会合があるのかということもぜひお示ししていただきたいし、県としてはその専門家チームの議題、これは県が提案するのかな、それとも、専門家チームの皆さん方がお決めになるのか、どういう議題にされようとしているのかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

○林政策総括監Ⅱ 次回の専門家チームとの会合について、その時期につきましては三月下旬をめどに現在調整中でございます。御議論いただくテーマにつきましては、今回は教育の在り方などの大学のソフト面全般について広く御議論をいただきたいというふうに考えております。教育に関して重視する価値やポイント、また、研究者にとって重視する点はどういったことか、そういったことを中心に御議論をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○木原委員Ⅱ したら、そういうことであるということですけど、旅費等々を計上されているわけですけど、この前、一回目はウェブでやられたんですが、今回はどういう形ですか、お願いします。

○林政策総括監Ⅱ 次回の専門家チームとの会合についてでございますが、ウェブになるリアルになるのかということに関しまして、日程とともに調整中でございます。

以上です。

○木原委員Ⅱ じゃ、この専門家チームの会合は非公開ということになっているけれども、非公開でまたやるのかどうか、これも確認をしておきます。

○林政策総括監Ⅱ 専門家チームの会合は公開なのか非公開なのかという御質問でございますが、まず、専門家チームにつきましては、県庁側と一緒に議論をして、共に具体化プログラムを進めていく存在でございますので、専門

家の皆さんと県庁側が随時プレスト、意見交換を重ねていくものでございますので、その位置づけにつきましても専門家と県庁側の共同作業でございます。いわゆる検討会、審議会ではなく、共同作業として、プレストや持ち合わせといったことを行っていくというものでございますので、そうした、言わば作業プロセスにつきましては今回も公開することは考えておりません。

以上です。

○木原委員Ⅱ今、理由があつての非公開ということ。じゃ、これは永遠と非公開でいくわけですね、これからは。私思うんですけど、こういう、あなた方が推進しているものに対しては非公開、飯粒と理由はどこにもひつつくと、そういうことでありますから、あるんでしょうけどね。これは私のうがった見方も分からんけれども、執行部、自分たちが進めたい、一生懸命やりたいということは確かにいろんなことはある、専門家チームの秘密を守るということもあるんでしょうけれども、その内容について非公開にする。しかしながら、あなた方があんまりやる気ない、進めたくないという、例えば、新幹線の西九州ルート、こういうことについてはいわゆる公開でやっていく。これはやっぱりいかなんかと思えますよ。これは山下部長のところの話ですから答えられないかも分からんけれども。

このこと、自分たちがやりたいと思う仕事は非公開なんだ、しかし、あまりやりたくないと思つて公開して公の場というか、そういう差別じゃないけど、区別という、そういうことはあんまりよくないと思う。やはり西九州ルートの問題にしても正々堂々、本当に詰めて話をしなきゃならないときは必ず来るから。知事はこの前も言ったでしょう。三人で、いわゆる佐賀県と長崎県とJRと、そういうときには必ず何かぐつと深い話をしなきゃならないときがあると思うから、いつまでも、これは本当に一般質問で言うべきことだけ、これが非公開、これは公開と、そういう区別はしないほうがいい。

常々言っているように、県民にオープンであつてほしい。あなた方いつも言っているでしょう、オープン。やはりこういう県立大学にしても非公開じゃなくてオープンで僕はやるべきだと思うんですよ。そういうのを県民の皆さん方は見ているわけだから。そして、こういう形の中で進んでいっているんだな。悪い言い方をすると、ブラックボックスに入れとかなきゃならない、そういうこと、厳しい意見なんかは公開しない、我々には話をしない、そういうふうに受け取られても仕方がないんですよ、非公開というのはね。そういうことじゃなくて、我々が附帯決議の中にも言っていたように、オープンにいろんなことを言わなきゃいけない。隠しているということはないと思うけど、そんな疑問を持たれないような形の中でやってくださいよ。正々堂々とあなたたちは県立大学をつくると思つているんでしょう。そんなら、先生方にも話をして、これをオープンでやりましょうよと。それくらいの大きい心でぜひ県民に対して私にはやるべきだと思いますけれども、最後にそこを聞かせていただきたい、お願いします。

○林政策総括監Ⅱ専門家チームとの議論をしっかりと県民に伝えていくべきではないのかという御指摘だと思います。

先ほど申し上げました専門家チームとの会合というのは、専門家と県庁側がプレスト、意見交換を重ねて、教育方針やカリキュラム編成など具体案をつつていくものですので、そうした共同作業でありますことから、事柄の性格上、公開することは考えていません。

ですが、御指摘ありましたように、活動状況ですとか検討の状況につきましては適宜報告をしたいというふうにご考えております。頻度や手法についても今後考えていきたいというふうにご思っております。

ですので、前はまず初回でしたので、ひとまず結果の報告を議会にも速やかに行ったところでございますが、今後どういう形で活動状況、検討状況につ

きましてお伝えをしていくかということにつきましては考えてまいります。

以上です。

○木原委員Ⅱもうこれ以上は言いません。とにかくしっかりと、さつきも言ったけれども、ブラックボックスに入れているんじゃないかとか、そういう疑念を持たれないようなことをしっかりとやってくださいよ。お願いいたします。

僕は、代表質問、一般質問、そして委員会質疑、これを聞いていて、本当に一生懸命やっていらつしやる部署、課、これは当然あります。さつきもつい名前を出してしまって本当に申し訳なかったけど、本当に一生懸命頑張っているらつしやる課もあるけれども、私が今回質問したこのプロジェクト、いわゆる情報発信プロジェクトと県立大学、このことについては、ある言葉、いわゆる論語の中の「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という言葉があるんですよ、論語の中にね。ずっと質問を聞きながら、答弁を聞きながら、そして、質問を考えると、この言葉が頭の中にずっとよぎってきた。本当にそういう感じでした。

今度一万円札の渋沢栄一も何か物事を判断するときは自分の指針の判断のために論語というものを用いたというようなこともあるんですよ。いわゆる「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」という言葉、これはどういう意味なのかということを誰か答えていただけの方はいますか。林さん、何かこの言葉の意味は分かりますか。なかなか難しい言葉よね。しかし、今のこの論語の言葉は何回か聞いたことがあったし、意味というのをしっかりと皆さん方に伝えるときだから、ここに書いてきました。

この言葉の本来の意味というのは、民を為政者の奇策に従わせることはできないけれども、その理由を民、いわゆる私がいう県民に理解してもらおうのは難しいという意味なんです。本当に議会活動をさせていたでいる我々議員、そしてあなた方、いわゆる県の行政をつかさどる執行部の皆さん方が為政者と

してしっかりとこの言葉を胸にとどめておくべきだと思っております。もう一回言いますよ。「民は之に由らしむべし之を知らしむべからず」です。ぜひ確認しておいてください。

しかし、これは封建時代とか、それから、独裁者はこの言葉を逆に利用しているんですよ。今でもです。あっちの国とか、こっちの国とか、向こうの国とかにそういう人たちが、ほかに全世界いっぱいおりますけど、いわゆる封建時代とか独裁者は、このことは民は黙って施策に従わせておけばいいんだと、いわゆる民に一々説明する必要はないというふうな、封建時代、特に江戸時代とか、今の独裁者とか、そういうふうな勝手に自己解釈をやっている、使っている。そういうのが僕の頭の中に去来してきたんですよ。

ぜひこういうことにならないようにお願いをしておきたいと思えます。ここにいらつしやる皆さん方は、そういうことは僕はまずないと信じて、今あえてこの論語を皆さん方へ話をさせていただきました。

そして、皆さん方、議会の第三面会室、一遍行ってください。北高の書道部の田代瑞樹君という男の子の、私も北高書道部出身ですから後輩になるけど、「寛厚かんこうにしてこれあいす而愛之」という言葉、扁額をきちつと飾ってあるんです。これは実は、あまりこういうことを言っちゃいけないけど、後輩のすぐくこれはいい言葉だなと思って、田代君と交渉して、ここに飾らせていただきたいと書道部の先生に言って、今飾ってあります。これをぜひ皆さん方はどういう意味か、あえてここに意味を書いているけど、申しません、一遍見ておいてください。やっぱり為政者の心構えというふうなことをここにうたってあります。

本当に皆さん方、僕は冒頭に言ったように、百四十年前、一遍全国の地図から消えたこの佐賀県、これを取り戻す本当にいい機会なんです。我々議会、そして、執行部、あくまでも車の両輪。そして、何とんでも県民のためにどうすればいいかということをお互い考えて、これから頑張っていきたいと思います。

ということを最後に申し上げて質問とさせていただきます。長い  
間ありがとうございます。御清聴ありがとうございます。

○宮原委員長Ⅱ それでは、質疑を終了いたします。

理事会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午後四時二十六分 休憩



午後四時二十七分 開議

○宮原委員長Ⅱ それでは、委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告があつておりませんので、討論はないものと認めます。よつて、討論を終結し直ちに採決に入りたいと思います。

○採 決

○宮原委員長Ⅱ 甲第一号議案中本委員会関係分、甲第二号議案、甲第六号議案、甲第七号議案、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十二号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第十九号議案、甲第二十三号議案から甲第二十五号議案までの三件、甲第二十九号議案、乙第一号議案から乙第五号議案までの五件、乙第二十五号議案、乙第二十八号議案、乙第三十一号議案、乙第三十三号議案、以上二十一件の議案を一括して採決をいたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○宮原委員長Ⅱ 全員起立と認めます。よつて、二十一件の議案は原案のとおり可決をいたしました。

○継 続 審 査

○宮原委員長Ⅱ それでは、十一月定例議会から引き続き審議中の

- 一、財政確立について
- 一、政策の企画・調整について
- 一、危機管理・報道行政について
- 一、総務行政一般事項について
- 一、警察行政について

以上の五件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長Ⅱ 異議なしと認めます。よつて、以上五件についての継続審査を議長に申し入れることといたしましたと思います。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

今回の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことを承認願いたいと思います。

それでは、今回の総務常任委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでございまして。

午後四時二十九分 閉会

速 記 者 井 上 琴 葉

議事課委員会担当係長	議 会 事 務 局 長	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	総 務 常 任 委 員 長
香 月 律 之	田 中 憲 尚	藤 崎 輝 樹	桃 崎 祐 介	猪 村 利 恵 子	一 ノ 瀬 裕 子	宮 原 真 一



令和六年三月十二日（火）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室





# 文教厚生常任委員会

委員長

西久保弘

克

副委員長

野田勝人

人

理事

定松一

生

〃

酒井幸盛

盛

委員

中村圭一

一

〃

坂口祐樹

樹

〃

古賀陽三

三

〃

石丸太郎

郎

〃

木村雄一

一

文教厚生常任委員会質問者順序

三月十三日 (水)	三月十二日 (火)	月日 順序
坂口 祐樹 123 頁	(現 地 視 察)	1
酒井 幸盛 143 頁		2
木村 雄一 159 頁		3
西久保弘克 171 頁		4

午前十時 開会

○西久保委員長 〓おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○西久保委員長 〓まず、会議録署名者として中村圭一君、古賀陽三君、酒井幸盛君、木村雄一君、以上の四名を指名いたします。

次に、三月七日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び請願、並びに継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。す。

なお、あす十三日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。す。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時一分 散会

議事課記録担当会計年度任用職員 石 丸 宏 子





令和六年三月十三日（水）

文教厚生常任委員会会議録

於 第四委員会室



# 文教厚生常任委員会

委員長

西久保弘

克

副委員長

野田勝人

人

理事

定松一

生

〃

酒井幸盛

盛

委員

中村圭一

一

〃

坂口祐樹

樹

〃

古賀陽三

三

〃

石丸太郎

郎

〃

木村雄一

一





午前十時 開議

○西久保委員長 〓おはようございます。ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覽及び執行部提出による議案の説明要旨と請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○坂口委員 〓皆様おはようございます。自由民主党の坂口祐樹でございます。

この文教厚生常任委員会に四年ぶりに所属をさせていただいて、質問の機会を得ました。提出された来年度の予算議案等々を見ると、この文教厚生常任委員会の県民環境部、健康福祉部、そして、教育委員会の皆さんの総予算は一千八百億円、佐賀県の総予算五千二百億円の三四％に当たります。県民の医療や福祉、生活環境、そして、子供たちの教育のために皆さんが様々な努力をされているということがいま見えました。

そして、昨日、現地視察に行かせていただいて、まずは介護施設の「ゆうあいビレッジ」、患者さんを介護されている皆さんたちが患者さんを抱えることによって腰を痛める、そして、結果、離職を余儀なくされるというお話の中で、新しい機器が導入されている。そのことに対して佐賀県が支援をしている。すばらしいなと思いました。佐賀県中に普及され、展開されていくといいなと思います。

次に、「うれしの特別支援学校」に行きました。何度か訪問をさせていただきました。昨日は具体的に職を得るため、就職をするために接客のサービスであったり、ベッドメイキング、そして、清掃等々、具体的に社会に出てお給料をもらうために、職を得るためにそういう授業が展開されていることをかいま

見ることができた。すごくうれしい気持ちになりました。これも佐賀県の支援があつてからこそなんだろうと思いますので、改めて皆さんのお仕事ぶりに敬意を表したいと思つたところです。

一方で、社会保障関連費の伸びです。医療や介護、そういういろんな福祉政策の中で、佐賀県の負担分がこれまでは毎年純増で十五億円ずつ上がるという話だった。それが来年度からは二十五億円ずつ上がるでしょうという見通しを示された。厳しい状況がそこにはある。医療や介護は必要なんです。手当てをしなければならぬ。サービスを提供しなければならぬ。そして、皆様は様々な手を打っている。しかし、お金はかかるということなんだろうと思います。

ですから、私も今回四年ぶりに質問をするに当たって、できるだけ予算の伴わないものを提案したいと思つました。そして、皆様は様々な事業を展開されている。これ以上言うことがないくらい展開されている。しかし、僕たちは、そして、様々な課題を抱えている皆さんたちは、ついついやつぱり人間の欲というか、今あるサービスは当たり前と思うんですね。ですから、それでもまだ、さらに高い要求をされる。皆さんの仕事の事は、本来毎日毎日感謝されるべきなんだろうけれども、さらに高い望みというか、さらに高いサービスを要求される状況にあつて、皆さんもいろんな課題を抱えているんだろうと思います。私たちもそうです。予算を伴わないということを前提にと思つても、時に予算がかかるものもあるかもしれません。そこはそこで御容赦をいただいで、質疑をさせていただきます。

まずは、私の一番のライフワーク、有明海の再生についてであります。

私は、この県議会に所属をさせていただいて、今回十六回目の知事の提案事項説明を聞くことになりました。初めてです、諫早湾の開門調査、この文言がありませんでした。定例議会冒頭、悲しい気持ちになりました。なぜなんだろ

う。知事の気持ち、県庁の担当課の皆さんたちに何の変化があったんだろう。

一九九七年四月十四日、今から約二十七年前に諫早湾は締め切られた。そして、明らかに環境異変は起こった。そして、今、現実起こっている状況の中で裁判が起された。二〇一〇年、確定判決が下されました。三年以内に五年間の開門調査を実施せよと。しかし、長崎県側の抵抗の中でそれを差し止めるための裁判が起されて、残念ながら、去年の三月一日、あの確定判決は無効化されました。そして、農水省は開門を前提にしない有明海の再生を加速化したとおっしゃった。そのことに対して関係団体に賛同を求められた。福岡、熊本、そして佐賀までも、先月、漁連は賛同しました。多分このことが影響しているんだろうと思います。

有明海の異変は誰もが認めている。ただ、その因果関係が分からない。私は開門調査なるものは効果があると。絶対にこのことに効果があるというのではなくて、あくまでも調査なんです。だから、私はこの調査を諦めることができないでいるんです。そして、これからも諦めるわけにはいかない。しかし、皆さんは知事の提案事項説明の中でその文言を省いた。これまでずっと言い続けていたんですよ、有明海の環境異変を解明するためには開門調査は有効であると。しかし、この方針を変えたのかもしれない。そして、有明海の再生は図らなければならないと言う。国はそれを加速化したいと言う。じゃ、このことについて確認をしなければなりません。

まずは一点目、今現在実施をいただいています有明海再生方策検討事業についてであります。まずは、この実施状況について確認をさせていただきます。

○山浦有明海再生・自然環境課長 有明海再生方策検討事業の実施状況についてお答えいたします。

現在、佐賀県の有明海沿岸域においては、海域環境の改善に向けまして、カ

キの水質浄化やノリの色落ちの原因でありますプランクトンを餌として食べる点に着目しまして、漁業者や市民活動団体によるカキ礁造成の取組が進められているところでございます。

こうした中、県では、カキ礁造成による環境改善効果を検証し、漁業者等の活動団体のさらなる取組の活性化を促進するため、令和元年度から有明海再生方策検討事業を実施しているところでございます。

具体的には、カキ礁の分布状況、分布したカキ礁の中のカキが生きているのか死んでいるのかといったカキの健全度、また、カキ礁周辺の水質や生物の生息状況などの調査を行いました。

以上でございます。

○坂口委員 二枚貝が育たない原因は赤潮、あるいは貧酸素水塊なのかもしれないというお話の中で、カキ礁を増やしていきたい、大変ありがたい事業なんだと思います。この成果についてお伺いをいたします。

○山浦有明海再生・自然環境課長 有明海再生方策検討事業の成果についてお答えいたします。

これまでの調査により明らかになったものとして、カキ礁の分布状況調査では、佐賀県沿岸域におけるカキ礁の面積は令和三年度時点で七百二ヘクタールであることが分かりました。

また、令和三年度に実施しました健全度調査、先ほども述べましたけれども、実際に分布しているカキ礁の中のカキが生きているのか死んでいるのかといった調査になりますけれども、全九十地点の調査の結果では、潮通しがいい嘉瀬川や早津江川などの河口部では生きたカキや新たに付着した稚貝が多く、カキ礁が発達しやすいこと。一方で、東中部の海域では死んだカキが積み重なり、堆積したカキ礁が点在していること、西南部の海域ではカキの稚貝がつきにくく、カキ礁が発達していないことなどが分かりました。

さらにカキ礁周辺の水質や生物の生息状況の調査の結果では、カキ礁の周辺では潮流が複雑になり、海底の泥が巻き上げられることで貧酸素が起こりにくくなること、また、カキ礁の中では魚介類の餌となるカニやエビ、ゴカイといった底生生物が多数生息することなどが明らかになりました。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ様々な資材を使って造成を試みられています。課題があるかについてお伺いいたします。

○山浦有明海再生・自然環境課長Ⅱカキ礁造成の資材の検討と今後の課題についてお答えさせていただきます。

まず、カキ礁造成に取り組んでいる漁業者から、資材として竹を使用しているが、入手が難しくなったことや、コストが高く、設置に多大な労力がかかるなどの声があったことから、本事業の中で効率的な資材の検討を実施いたしました。

具体的には、鉄線——番線と呼ばれていますけれども、それや網、竹ぼうきなど、安価で漁業者でも入手しやすい資材を用いた予備試験を実施しました。その結果、鉄線を直接干潟に打ち込む方法が最も簡単で耐久性もあり、カキの付着も多いことが確認できました。

こうしたことから、令和四年度にノリの色落ちが発生しやすい七浦、たら、塩田川河口部において、それぞれ一区画百平方メートルの試験区を設け、鉄線を一区画当たり十本を一組としまして、約千二百本設置した実証試験を行いました。昨年十月に行った調査では、比較的潮通しがよい塩田川河口部のカキ礁縁辺部に設置した試験区では、一区画当たり三万四千個体のカキが付着しております。これは十本一組に組んだ鉄線でいいますと、一組当たり約二百八十個になりますけれども、大変多いカキの付着がありました。一方で、七浦やたらといった試験区では、フジツボなどほかの生物の付着が多く、カキの付着が

一区画当たり七浦で五十三個、たらで百三十五個と非常に少ない状況でございました。

このように、実証試験の結果から造成資材として鉄線の有効性は確認することができましたが、周辺のカキ礁の発達状況や潮通しのよさなどから、設置場所の条件等によりカキの付着が大きく左右されるといった新たな課題も明らかになったところでございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ行政側の皆さんの支援の中で、それぞれの地区の漁業者の皆さんたちが努力をしているけれども、要は水揚げという視点でなかなか成果が出ない状況にあります。今後の取組についてお伺いをいたします。

○山浦有明海再生・自然環境課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

鉄線による造成手法は非常に効果的であったことから、鉄線に付着したカキがどのような経過を今後たどるのか、引き続き実証試験箇所の調査を継続していきたいと思っております。

また、そもそも周りにカキ礁がなく、カキが鉄線につきにくい七浦やたらといった西南部海域では、単純に鉄線を立てるだけではカキの付着が見られないことから、より人為的かつ能動的な対策が必要と考えられました。こうしたことから、例えば、生きたカキを集めまして、人工的にカキ礁を造成した上で、その周りに鉄線を設置するといった新たな造成手法にも今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ様々な取組に感謝をいたしております。しかし、私たちは成果を出さなければならぬですね。

要は赤潮対策、貧酸素水塊対策、よく漁業者から聞くのは、様々な皆さんの取組、カキ礁もそう、海底耕うんもそう、モガイの殻を散布するのもそう、赤



貝をまくのもそう、カキをつるすのもそう、様々な努力をしていただいているけれども、感覚的に少し量が足りないのではないか。総花的にいろいろしていただいています。何がどれぐらいの量で効果が出るのかというのは分かりにくいだろうと思います。しかし、今、七百二ヘクタールというお話がありました。じゃ、有明海の赤潮を解決するために幾らの量があれば解決するか、効果があるか。今一千万強の予算を毎年計上していただいています。幾らのお金があったら効果が出るか、量、そして予算について想定をされているか、されていないか、議論があったか、議論がなかったか、お答えいただける範囲で御答弁を願います。

○山浦有明海再生・自然環境課長Ⅱカキ礁の造成をどのくらいを目標にされているかということだと思います。

過去の調査では、昭和五十年代にカキ礁が千ヘクタール以上ありました。業者からもその頃のようにということはよく聞かれましたので、また漁業者もその五十年代のようなカキ礁を目指されているということですので、千ヘクタールというところを一応目標に漁業者なども取り組んでいるところでございます。

以上です。

○坂口委員Ⅱでは、そのことを期待させていただきます。

次に、有明海再生の加速化の取組についてお伺いをしなければなりません。有明海漁協は苦渋の決断をしたということでした。そのことをもって農水大臣は有明海再生に対して加速化的に支援をしたいというお話をされました。

じゃ、国が西海区の研究所、今名前は変わったんですかね。これは国側が勝手にやるという話でもないと思うんですね。当然、佐賀県であったり、それぞれの市町であったり、漁協の皆さんの声を聞きながら、多分支援をしていく、事業を展開していくんだろうと思います。この加速化についての御認識をお伺

いたします。

○山浦有明海再生・自然環境課長Ⅱ有明海再生の加速化の取組についてお答えいたします。

国は令和五年三月に発表しました農林水産大臣談話の中で、関係者が有明海再生の加速化を図るため合意し、協働して実施する各種方策を後押しするため、可能な範囲で関係者の御意見を踏まえつつ、必要な支援を講じてまいりますとされました。

また、本年二月十四日に佐賀、福岡、熊本の三県漁業団体の代表者が坂本農林水産大臣と面会された際にも、必要な支援について政府内調整を開始し、実現に向けて全力で取り組んでいくと述べられております。

しかしながら、現時点では国から具体的にどのような支援を講じるかについて示されておりません。今後、国から漁業団体等への聞き取りが行われた上で、具体的な支援の内容が示されることになると思われます。

県としましては、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○坂口委員Ⅱ僕は国側が新たにメニューを設けて事業が展開できる、うまく想像できないんですね。そして、残念ながら、過去百億円の基金等の提案もありました。賛同があれば百億円皆さんにお渡しをし、そしてこのことを原資にして有明海の再生を図ってください、一緒に図りましょう、その提案が今も生きているかどうかは分かりません。しかし、残念ながら、この提案は開門調査を望んだあの裁判の原告団の皆さんも関わっていらつしゃいます。先週の土曜日、開門調査を求めるシンポジウムに参加してきました。有明海漁協が苦渋の決断をされた、農水省に賛同を示したという状況の中で、僕も不安になった。知事の提案事項の中で開門調査が触れられていない、多くの皆さんたちが諦めかけている状況の中で、皆さんが孤独を感じる。しかし、そこには二百人の方

がいらっしゃって、そしてそれぞれの学者が持論を述べられた。開門調査は有効であって、必要であると思うと。そして、多分そこにいた会場の皆さんたちは意を強くしたというか、団結を図った時間だったんだろうと思います。私も意を強くしました。そして、私のこの意思に間違いはないということを新たに確信をさせていただきましたので、これからもこの発言は続けていかなければならない。

冒頭、開門調査の必要性を訴え、そして知事の提案事項の説明の中で触れなかった、皆さんの姿勢は変わったんですか、確認をさせていただきます。

○古賀県民環境部長⇨開門調査に対する県の姿勢、考えが変わったのかという御質問でございました。

結論から申しますと、十一月議会で坂口議員の一般質問において知事が答弁しましたとおり、県としまして開門調査を含む有明海の環境変化の原因究明が必要という思いに変わりはございません。

しかしながら、有明海漁協が訴訟等により長い時間が経過したことでありますとか、令和五年三月の最高裁決定によりまして、開門を認めない旨の司法判断がなされて、平成二十二年の開門を命じた確定判決が上書きされたということ、そして海況が好転する兆しがなかなか見えないということ、そういった中で、有明海漁協さんが現実的な対応として有明海の再生が何よりも大事ということから、再生を加速化してほしいという思いから、開門しないことを前提に有明海再生を図るという大臣談話に賛同されました。このことについては、県としても致し方ないのではないかと思っております。

県としては、そういったことから有明海再生に向けて漁協の皆さんと意見交換しながら、漁協の思い、気持ちに寄り添って対応していきたいと思っております。

委員のほうから、今回、演告に触れなかったんじゃないかということがござ

いました。私の記憶する範囲では令和五年二月議会時、あと五年九月議会時、ちよつとその前は記憶は定かではありませんけど、直近でも過去言わなかったことはあったんじゃないかと思っています。演告については、知事がある時々の動きでありますとか状況に応じて知事の考えをまとめて発言をされていると思いますし、今回もそういった動き、流れの中で入れられなかったものというふうに私としては認識をしているところでございます。

以上でございます。

○坂口委員⇨それぞれの立場があつて、それぞれの判断がある、当たり前ですね。それぞれが独立をしています。有明海漁業協同組合は県漁連、佐賀県は佐賀県、当然寄り添うというか、尊重する、あつて当たり前。有明海漁連の中にも十五の支所があつて、当然開門調査を望む、今回の賛同に対して違和感がある等々の発言も当然ありました。私の地元をはじめ。しかし、県漁連は苦渋の決断をされたんですね。ですから、一定皆さんがそのことを尊重するのは分かる。しかし、自民党の中でも実は変化があつています。

今回の代表質問においても、有明海の再生についてという項目がありませんでした。僕はその代表質問をつくるメンバーではありませんでした。農林水産業、一次産業の中で有明海の再生を触れる、そして、原稿を見たときに開門調査がなかった。それも悲しい気持ちになった。多くの皆さんたちは漁協の判断の下で有明海の再生を加速していくためには、判断として開門調査ではなくて、別の新たな事業なんだろうと思つたんだろうと思う。しかし、私は孤軍奮闘、頑張らなければならぬということ、途中、原稿を変えてもらつて、古賀議員さんは開門調査に触れた。しかし、その答弁で、知事は触れなかった。じゃ、百億円なのか、別の加速化なのか分からないけれども、私はその百億円で有明海が再生するという見込みがあるならば、私も賛同します。しかし、有明海特措法を根拠にして毎年十七億円の予算を計上していただいて、様々な調査、様々



な事業を展開していただいています。なかなか見通しがかからない、百億円で解決しますか。するはずがないと私は思う。しかし、加速化してほしい、国の力を頼りたい、よく分かる、しかし、私は納得できない。しかし、もう少数派なんでしょう。しかし、そのことを理解しながら、私は発言を続けていかなければならないということなんだろうと思います。

この項目の最後、諫早湾干拓調整池における水上太陽光発電の導入についてであります。

新聞を見てびっくりしました。二千六百ヘクタールのあの広大な調整池に日本最大の水上の太陽光発電を設置したいというお話でした。県議会、一般質問の中で長崎県知事さんが答弁をされる、これから隣接する諫早市や雲仙市と、そしてその関係する団体の皆さんと検討し、協議を進めたいという記事でした。詳細は私も分かりません。しかし、そこに佐賀県であるとか漁業者であるとかの文言はありませんでした、すごく失礼ですね。水問題なるものは、歴史上、ずっとおめ事の種になるんですよ。すごく人が生活する上でデリケートな問題なんです。取水も排水も、人が生きる上で、生活をする上でとてもデリケート、大切な問題なんです。

確かにあの調整池は長崎県が管理をしています。長崎県に位置します。しかし、排水される水は佐賀県側に関係するんですよ。検討するときに、佐賀県側の意見を聞かなくていいんでしょうか。漁業者の意見を聞かなくていいんでしょうか。私はあり得ないと思う。私は抗議に値する案件だと思えますよ。しかし、佐賀県はまだ黙っている。私は声を上げなきゃならないということで今質問に立った。抗議するまでも、最低でもくぎを刺さなきゃならない、勝手に検討されては困ると私は思う。佐賀県の立ち位置、佐賀県の考えについてお伺いいたします。

○古賀県民環境部長 長崎県が検討されております諫早湾干拓調整池におけま

す水上太陽光発電についての県の認識というところでお答えさせていただきます。

長崎県が検討しております諫早湾干拓調整池での水上太陽光発電につきましては、これから実現可能性を検討することでありまして、現時点ではどのくらいの設置規模かなど、詳細が明らかになっておりませんが、県としましては、調整池内に水上太陽光発電が設置された場合に、調整池の水質でありますとか調整池からの排水に影響が出ないかという点で強い関心を持っております。有明海漁協も同じような認識でありました。

こうしたことから、私から先日、長崎県の諫早湾干拓を担当しております農林部に対しまして、先ほど申しましたような県と有明海漁協の認識をお伝えした上で、調整池からの排水等に影響が出ないようにすることはもちろん、水質等の環境影響に関する検証結果等について、適宜、県や有明海漁協に説明をするように申入れを行いました。これに対して長崎県のほうからは、説明等は丁寧に行っていると思っております。これに対して長崎県のほうからは、事前にはちょっと言っておくべきだったのかなという、少し佐賀県側に配慮が足りなかったなという謝罪というか、そういったお言葉もございました。

今後、そうしたことに限らず、長崎県の水上太陽光発電に関して何か疑問点でありますとか不明な点が出てきましたら、適宜、長崎県のほうに確認をし、説明を求めるといった対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○坂口委員 少し安心をいたしました。

新聞記事によると、約二千六百ヘクタールある調整池を一部を除いて地球温暖化対策推進法に基づく再生可能エネルギーの促進区域に定める、一部を除いて書いてあるんですね。ですから、物すごく不安を残す、要は太陽光なるものは僕は否定はしません。特に屋根につけるものについてはどんどん設置すべ

きだと思ふ。しかし、自然の中に設置することについては、一定のリスクを抱えるんですよ。私の地域は中山間地域です。中山間地にもどんどん太陽光が普及している。多くの地域の皆さんたちが反対してもできるんですよ、法的に。そして、私たちはそのことをずっと見過ごしてきたというか、見守ってきた。大きな事故が起らなければいいよね。しかし、いつ起こるか分からないんですね。あの調整池もそうです。設置をすると、あの調整池の水に光が当たらない。このことに対して水質がどう変わるんだろうか。今でもBOD等々の水質基準がクリアできていない状況の中で、あの排水の水に対して多くの皆さんたちがリスクを背負っている。ノリ漁業者の皆さんたちは日々あの排水の情報の下でびくびくしているんですよ。あの排水からまた赤潮が発生するのではなからうか。漁船漁業者の皆さんたちは、また貧酸素水塊で二枚貝が死ぬのではなからうか、常に心配のリスクを背負っているんですよ。そこに大規模な太陽光を発電すると、さらにそのリスクは高まると思う。

そして、今、真水において太陽光発電の設置は例があるけども、海水の水面で発電している事実には僕はないと認識をしているんですね。

そういう状況の中で、私は開門調査を望んでいる。要はあその調整池に海水を入れるということです。そこに太陽光設備があるということは、未来永劫、開門調査は不可能になる可能性があるかもしれないという不安も抱えているんです。私は正直反対です。しかし、いやいや、ちゃんと説明できる科学的な資料がありますからというのであるならば、話は聞いてもいいのかもしれない。しかし、感覚的に私は認めるわけにはいかない。それだけデリケートな問題なんだと思います。このことについて認識をしていただきたいと思っています。しかし、残念ながら少数派かもしれない。

次に、二項目め、県立夜間中学「彩志学舎中学校」についてお伺いをさせていただきます。

まずはこの入学者、どういう方が入学の対象になっているのかお伺いいたします。

○笹谷教育振興課長 彩志学舎中学校の入学対象者についてお答えいたします。

彩志学舎中学校においては、様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を過ぎた方、つまり、中学校を卒業する年齢を過ぎた方や、不登校などで十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の方を入学対象者としております。

以上でございます。

○坂口委員 さまの勉強会で示されました入学者数においては十五名ということでした。この十五名の方の顔ぶれについてお伺いをいたします。

○笹谷教育振興課長 彩志学舎中学校の入学予定者についてお答えいたします。

入学予定者は十五人でございます。予定者の年齢別の構成は、十代八名、二十代三名、五十代二名、六十代一名、七十代一名でございます。居住地につきましては、佐賀市が十一名、鳥栖市が一名、唐津市が一名、大町町が一名、江北町が一名となっております。

以上でございます。

○坂口委員 鳥栖の方と唐津の方がいらつしやるということに少し驚きを感じました。通学するのも大変なんでしょうね。基本的には十五歳以上の皆さんたちの学び直しということでございますので、仕事をされている方もいらつしやるでしょう。午後六時ぐらいから九時ぐらいまで学ぶために通学をしなければならぬ。これから課題がまた生まれるかもしれないけれども、見守っていかなければならないと思います。

私は、この夜間中学の議論を三、四年前に聞いたときに、本当に必要なんだ

ろうかと実は思いました。多分人口の多い佐賀とか鳥栖にできるんだろうなと思つた。県立で設置をする必要があるんだろうかとも思つた。新たに学校を設ける、そんな費用をかけてまでも思いました。しかし、皆さんはつくりたいとおっしゃったので、私はそれを見守ってきた。可能性があるとするならば、どういう人なんだろうと思いました。私は、不登校の皆さん、そして、外国人の方なんだろうと思いました。日本語で困っている、そして、基礎教育で困っている。要は学校なるものは社会で活躍するためある学びの場なんだと思うんですね。あくまでも社会で活躍するため。そこに必要な学び舎が今回の夜間中学、学び直しということでありましたので、まず、お伺いをしなければならぬのは、不登校生徒の受入れ、その不登校は不登校でも基本的に義務教育ですから、卒業はされる、多くの皆さんが学校に行かずとも卒業はされると思うんですね。しかし、私は現在進行形の中学生の不登校者の受入れについても前向きに考えていかなければならないかと思つていまして、まず、このことについての他県の状況についてお伺いいたします。

○笹谷教育振興課長 他県の状況についてお答えいたします。

令和五年十月現在、全国の夜間中学は十七都道府県四十四校が開校をしております。そのうち、「学びの多様化学校」の指定を受け、学齢期の生徒、中学生までの生徒の不登校を受け入れているのは、香川県三豊市立高瀬中学校夜間学級の一枚でございます。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱでは、佐賀県では現在進行形のこの学齢期の不登校生徒の受入れをしないという判断に至った、その経緯についてお伺いいたします。

○笹谷教育振興課長 Ⅱ学齢期の生徒の受入れについてお答えいたします。

学齢期の不登校の生徒に対する支援は市町教育委員会がその役割を担っていると考えております。市町教育委員会には、別室での登校や市町の教育支援セ

ンターの設置等、様々な取組を行っていただいております。それを県教育委員会としてサポートしております。

彩志学舎中学校は学齢期を経過した方を対象とし、その学び直しや夢の実現を後押しする役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱ確かに県立以外の中学校、そして、小学校においては、市町が設置をされているんですね。おっしゃることはよく分かる、そして、それぞれの市町の方がそれぞれ努力をされている。しかし、なかなか今のこの時代、不登校対策なるものは物すごくデリケートで難しい。私はなかなか解決に結びつけることというのは困難だと思うんですね。

資料を頂きました。圧倒的に増えているんですね。ここ六年間、小学校二百二十八人が六百六十九人、約三倍です、たった六年間で。中学校も七百九十五人が千三百四十一人、これも約二倍。高校も三百四十二人が六年間で四百二十九人、ここは微増ということなんです。私の周りにもいらっしゃいます。私の友人にも子供が不登校で悩んでいる方がいらっしゃいます。私たちは残念ながらどうすることもできない。親御さんの力、足らなければ学校、足らなければいろんな方の支援員の皆さんの力を借りているけども、なかなか解決策がない。昔のように、強引にはできない時代でございますので、悩ましい問題。しかし、私たちは何らかの手を打たなければならないと思つていまして。小学校、中学校、高校、小学校の課題は何だ、私は、小学生は何で学校に行けないのか、行きたくないのか、その理由すら分からないかと思うんですね。しかし、何らかの理由があるんです。それも繊細な理由があるんだらうと思えます。中学校は中学校、高校は高校。

私が何で今回、この県立の夜間中学校で今現在進行形の不登校の皆さんも対象に入れてくださいというのは、中学生なるものが私はとても大切な時期だと



思っているからです。小学生とは違う。もう少し大人の入り口、ある程度自分の考えが分かる年なんですね。そして、高校進学を控えているんですよ。小学生の皆さんたちは自動的に学校に行かなくても中学校に上がることはできる。しかし、中学生は授業についていかなければ高校受験に合格することはできません。今日は県立高校の受験の発表日ということでした。皆さんたちが喜んで、悲しんだりしています。そして、不登校の生徒や親御さんは残念ながら今日の日をうれしく迎えることができないうんですよ。それはそうですよ。学校に行けない多くの皆さんたちは授業についていけないんですよ。すると、受験すらできない。

小学生の不登校が約二%弱、中学生が約五%、そして、高校になるとまた二%に落ちる。それは減ったんではないんですよ。高校を受験していないから比率が減るんだと思う。この三%の差というのは高校を受験していない人が含まれるんですね。そこは阻止しなきゃならない。市町が努力をしている。しかし、それでも足りないのであるならば、県がやっぱりサポートすべきなんだと僕は思うんです。しかし、今は対象外という判断をされています。

この委員会で文教厚生常任委員会の隣県視察ということで福岡の「きぼう中学校」なるものを訪れました。どういう先進的な取組をされているんだろう。中身はすごく丁寧に授業を展開されている、生徒たちを見守る環境があった。しかし、数が少ないと感じました。不登校の皆さん、外国人の方が意外と少ないんだな、そして、佐賀県も四月開校に当たって今準備をされていますけども、蓋を開けてみると、十五名ということでした。これはハード、定員は何人ですかと聞くと、約六十名が入れますから、一学年二十名程度とすると、二十名程度というのを念頭に置きながら募集をされたのかな。それだったら残念だなと思うんですね。学び直し、助けることができる対象者はもっとたくさんいらっしやるはずなんですね。周知できなかったのかもしれない。このこと

についてよく理解してもらえなかったのかもしれない。しかし、私は小さく産んで大きく育てるといいうのが今回の夜間中学の使命なんだろうと思うんですね。今後に期待して次の外国人の質疑に移ります。

外国籍の方への支援についてであります。

これだけ外国人の方が佐賀県にも増えました。我が太良町にも百名弱の方がいらっしやるんですね。頻繁に会う。佐賀市内なんか頻繁ですね。コンビニに行く、歩道を歩く、外国人の方としゃべりつちゅうすれ違います。インバウンド、観光客もいらっしやいますけども、ここで生活されている方も多くいらっしやいます。聞くと、九千名以上。これは倍々で増えていくんだろうと思います。

そういう外国人の方は、私の周りの外国人の方も日本語を学びたい、学んでいるという方がたくさんいらっしやいます。日本語検定四級ぐらいで入っている方が多いそうなんですという話。しかし、職種によっては、それは様々です。日本語を要求される職種、あんまり要求されない職種、様々な中でやっぱり日本語を勉強したいという多くの真面目な外国人の方がいらっしやいます。私の周りにはそう。できれば日本語検定三級に受かりたい。二級になったら向こうで日本語を教えることができる。三級になったら母国に帰っても日本語を用いているんな仕事があるというお話の中で、今どういう状況ですかということ、オンラインを使って母国のサービスを受けていろいろ勉強しているみたいですよ等々の話も聞きます。これは様々な形態があるんだろうと思います。

そういう状況の中で、この夜間中学においても外国人に対してはもう少し門戸を広げるべきではないのかというふうに私は思っています。その可能性について伺いました。

○笹谷教育振興課長 Ⅱ彩志学舎中学校のほうにも外国籍の方で、あくまでも入学前の面談のときに申出をされた方ですけども、外国籍の方の入学が予定をされてはおります。

彩志学舎中学校は、昼間の中学校と同じでございます。九教科を全て学ぶ学校でございます。入学を予定されている外国籍の方の中には、その九教科を学ぶ中で日本語での授業に難しさを感じる方もいらっしゃるのではないかと考えております。そのため、入学予定者の状況をしっかりと見極め、日本語の学習が十分でない方に対しては、日本語指導担当教員を配置し、個に応じた学習支援を行うこと、また、外部の専門機関、例えば、国際交流協会とも連携を図り、必要に応じて母国語の支援員派遣を依頼するなどということを考えております。そうすることで、日本語学習の時間数を増やすなどして手厚く支援できる体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱさつき小さく産んで大きく育てるといってお話をさせていただきました。外国の方もそうだと思います。そして、特に大事なことで、中学校ということで九教科を授業として設けるとい話でありましたけれども、私は、特に重点的に日本語、国語と算数、数学なるものが有効なんだろうと思います。僕はあまり勉強はできませんでしたがけれども、国語と算数ぐらい、ある程度のレベルであれば社会で生きていけるといのか、僕は理科とか、社会とかなんとかは、あまりよく分かりません。しかし、何とか生きていける。学び直しもそうだと思います。今さら——今さらと言ったら失礼ですね。理科もそう、社会もそう、興味があれば自分で学ぶ。しかし、社会で生きていく上で一定の国語力、一定の数学力なるものは必要だし、有効なんだろうと思いますので、そのことについて少し力点を置くべきではないのかと思うんですね。

今回、この質問をするに当たって、ちょっとした気づきというか、大隈重信侯、佐賀の偉人の先妻の方が——誰でしたっけ。鹿島の方なんです。ど忘れした。——江副さん。江副何とかさんの御子孫が東京で日本語学校を開いていらっしゃるって、校長先生、その方と間接的にコンタクトを取ることができた

い——僕は取っていないんですね、僕の知り合いが取られていて、佐賀に恩返しをしたい。自分の先祖は佐賀にあるんだ、佐賀に恩返しをしたいということ、日本語を教えるのは得意です。そして、今はネットの環境がありますので、夜間に自分たちの手法をもって日本語を教えることは可能ですよというメールを僕の知り合いが受けられて、そのメールを僕は転送で受けたということ、そのことを皆さんにお伝えした。僕は、これは可能性はあるんだろうと思うんですね。ですから、このことについても模索をしていきたいし、次の質問について、オンライン授業の活用でございます。

やっぱり佐賀市にあると、僕の選挙区は鹿島と太良ですから、JRのダイヤの問題であるとか、バスという運賃が高いであるとか、なかなか通学するとは困難。そういう地域が周辺部にはありますので、オンラインは有効です。しかし、なかなかこのオンラインが進まない。コロナ下のときに、コロナ生徒が濃厚接触になった時点で七日間ないし五日間通学できないんですね。授業が受けられないということでオンラインが進む。そのときに僕が思ったのは、コロナだけではないはずなんです。そこには、どのクラスにも今、一人ないし二人の不登校者がいらっしゃるんです。全体的に、どのクラスにも。そういう状況の中で、オンラインは有効ではないのか。学校に来ることはできない。特に中学校ですよ、受験を控えているんです。来る来んはしようがないかもしれないけれども、授業は提供しなければならない。見る見ないもその本人の意思かもしれないけれども、その環境は整える必要があるのではないかと常々思っていた。しかし、やっぱりこのオンラインも抵抗感があるんだろうと思います。先生の皆さんたちも、それは大変ですよ。しかし、福岡の「きぼう中学校」はオンライン授業、ライブでもできるし、そして、それは録画されていますので、後で見られることもできるというお話だった。

僕も正直オンラインは嫌、冗談も言えない、ここだけの話も言えない。今、



あのカメラでユーチューブ録画されているんですね、未来永劫残るんですよ。僕は大体もつと皆さんを喜ばせたい、冗談も言いたい。和気あいあい議論をするのが好きなんです。これができない、撮られているんだもん。冗談も言えない、本音も言えない、突っ込んだ話もなかなか言にくいんですね。そういうのが分かるから、学校の先生もなかなかオンライン授業に対しては抵抗があるんだろうとは分かる。しかし、この夜間中学だけは別ですよ。普通の学校で、皆さんオンラインにしてくださいとは言わない。しかし、この夜間中学はやっぱりオンライン授業を実施しなければならないと思う。——ということ

で答弁を求めます。

○笹谷教育振興課長Ⅱ夜間中学のオンライン授業の活用についてお答えいたします。

彩志学舎中学校では、単に知識や技能を習得するだけではなく、実際に学校へ通い、他者との関わりの中で主体性や社会性を身につけられるような学びの場をつくり上げたいと、それを大切にしたいと考えており、対面での授業を基本としております。今回、入学予定者の方々と面談して、改めて個々の状況に応じたきめ細かな教育が必要だと感じております。

一方で、就労されている生徒や遠方から通学する生徒が時間的、距離的な制約により、例えば、一校時目の授業に間に合わないことなども想定されます。そのため彩志学舎中学校では、授業の様子を録画して配信するオンデマンド配信を実施することとしております。双方向によるオンラインの授業の実施については、受信側、受け手側のほうに教員を配置するなど実施に向けた一定の要件が必要でございます。このことについて、要件を緩和していただくように国に対して政策提案を行っております。

国も、夜間中学については対面による授業を原則とした上で、オンラインを活用した授業配信を受けることができるように教員の配置も含めて検討されて

いるところであります。今後も国の動きを注視しながら、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱありがとうございます。

僕はこの夜間中学を、最初はあまり肯定的ではなかったんですけども、どうせつくるならば肯定的、前向きに捉えて育てていきたいと思っっているんですね。そのためには受皿を大きくしてほしいというお話なんです。

今後の取組についてお伺いいたします。

○笹谷教育振興課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

彩志学舎中学校は、一人一人の多様な価値観を尊重し、それぞれの目標に向かって進む生徒を応援していく学校を目指しております。

入学予定者の状況は様々であり、まずは一人一人の願いや思いをしっかりと把握し、理解していくことが大切だと考えております。学校生活においても、入学した生徒と一緒に校歌や校章づくりに取り組んだり、学校行事を実施したりするなど、一人一人の思いや願いを反映した学校づくりを進めていくつもりでおります。

四月に開校する彩志学舎中学校が入学した生徒にとって学びの喜びを感じてもらえるような学校になるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ期待しています。

では次に三項目め、障害者に対するバス運賃の割引についてお伺いをしなければなりません。

同級生、黒田課長、そこにいたね。八年前、太良町身体障害者団体の皆さんの総会にお伺いをいたしました。視覚に障害をお持ちの女性の方から、総会后、

相談を受けました。坂口さん、私の障害者手帳は介護者の方の運賃も割引されるはずなのに、他県に行ったら割引してもらえなかったとか、県内においても、なかなか降りるときに説明がうまくできません。介護の方も私と同じように五割引きで乗車できるような体制を整えてくれたら助かりますというお話でした。そのことをもって、本会議場で質問をしました。当時の川久保部長さんが検討していきたいと前向きに答弁をいただきました。

そして、今から五年前に、なかなか前に進みにくいんだらうなど。要は佐賀県だけの話ではありません。佐賀県も主要三社は全ての介護者の方も五割引きですけれども、県外に本社を置く三社の会社は残念ながら、一種はいいけど二種は駄目、A級はいいけどB級は駄目、一級はいいけど二級、三級は駄目等々、手帳の種類によっていろんな複雑な制度があった。多くのバス事業者の皆さんたちは九割方まで努力をされているんですよ。しかし、あと一割のところ、やっぱり制度が違いますので、手帳を持ってどこに行っても同行者が割引ではないから分かりづらい、同行してもらいにくい環境があるんですね。

皆さんたちが出歩くということはいいことなんです。ですから、できれば全国、最低でも九州ぐらいは、その環境をつくるためにこのことは有効ではないですかねと一般質問で言いましたけれども、なかなか実現に至っていませんというところで、この委員会の席で再度質問させていただきました。努力をしますというお話までいただきました。黒田課長はそのときここにいなかった、担当者じゃなかったんですね。ですから、できない理由は黒田課長にはないかもしれないけれども、できない理由、言い訳の答弁を求めます。

○黒田障害福祉課長Ⅱバス運賃割引制度の九州管内統一に関するこれまでの取組状況についてお答えをいたします。

地域で生活をされている障害のある方は、医療機関への通院、障害福祉サービス事業所への通所、社会参加などの際に、公共交通機関は大変重要な移動手

段となっており、バスの運賃割引制度は障害のある人や介護者の方にとって大きな支えになっているところがございます。

先ほど委員のほうからもお話ございましたけれども、県内におけるバス運賃割引制度の現状を見ますと、県内で運行しているバス会社のうち、昭和バス、祐徳バス、佐賀市営バス、この三社におかれましては、障害者手帳の種類や障害の程度に区別なく、三社とも本人及び介護者共に普通運賃は五割、定期運賃は三割の割引が適用されているところがございます。

一方で、隣県にまたがって運行しておりますバス会社のうち、西鉄バス、西肥バス、JR九州バスの三社では、例えば、身体障害者手帳や療育手帳に記載をされております——手帳の中にJR運賃の減額適用の種類のことが書かれているんですけども、この第一種、または第二種、この区分でございますとか、精神障害者保健福祉手帳に記載をされております障害等級によっては、介護者には割引が適用されない場合がございますなど割引制度に違いがございます。

割引制度の統一化の取組状況についてでございますが、これまでの取組状況というところで、令和二年一月に一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会と意見交換をさせていただき、障害のある人及び介護者に対する既存の割引制度の継続と適切な運用を依頼するとともに、九州内での割引制度の統一化について当事者の方からも要望があつていることも伝えた上で、九州管内の会議等での検討を依頼したところでございます。

ただ、これに対しまして佐賀県バス・タクシー協会からは、バス会社の自主的な割引制度であり、あくまで各社の判断となりますという旨の説明がございました。なかなか割引制度の統一化は難しいとの見解でございました。

そして、この意見交換を行った令和二年一月以降は、御承知のとおりコロナ禍となりまして、バス業界も未曾有の事態となつていたこともあり、この件に関します県からの依頼や働きかけは控えていたところでございます。また、佐

賀県バス・タクシー協会におかれましても、現時点では議論は進んでいないという状況と伺っているところでございます。

さらに、九州各県の障害福祉担当部署との協議につきましても、コロナの影響でなかなかブロック会議、そういったものが中止になるなど、現時点では九州各県との協議には至っていない状況でございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ コロナ下等もあって、なかなか発言をしにくい、発言をする場所もなかったらと思うと思いますし、私は発言の強さ、声の大きさ等々が足らなかったこともあるんだろうと思うんですね。しかし、これはあくまでもお願い、あくまでも啓発なんですね。佐賀県がその割引額を補助するわけではありませんから、あくまでも民間の事業者の皆さんたちの善意に頼るしかないんですね。しかし、やっぱり啓発やお願いは私はしていくべきだと思っし、私が相談を受けたその女性は、そう若くはあらませんでした。できればその方が御存命のうちには報告したいと思っております。

そういえば、一項目目で質問をした山浦課長もそう、黒田君もそう、その隣にいる千綿さんもよく見るとそう、同級生なんですね。同級生のよしみということ、ほかの委員さんよりも特に力を入れて頑張っしてほしい。これは有効なことです。多くの県民の皆さん、国民の皆さんたちが今観光を楽しんでいます。観光需要は、特にコロナ明け、需要は高まる一方。県内に住む障害をお持ちの皆さんも、できれば県内、県外、出歩いていってほしい。そのことは健康、幸せにつながるからです。そして、県外から佐賀に来る方、特に今年は「SAG A2024」全国障害者スポーツ大会を十月に控えています。多分多くの皆さんたちがバスで来られるんだろうと思います。しかし、そのバスは想像するにホテルまで、会場までしか送ってくれないかもしれない。そういう中で、佐賀県には狭いながらも観光地が様々あります。おいしいものもたくさんある。

空いた時間にそのところを訪れてほしいと思う。それは多分JRであったり、路線バスであったりするんだろうなというふう思うんです。ですから、佐賀県は本人さんも介護者の皆さんたちも全て割引ですよということを分かりやすく周知できればすごくいいのになと思っております。これは時間がないから、できるか、できないかは分かりませんが、今後の取組についてお伺いをいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ 今後の取組についてお答えをいたします。

バス運賃の割引は、先ほども答弁させていただきましたとおり、あくまでバス会社の判断で行われているところでございます。各社の考えや運行地域の状況などにより、割引内容を判断されているものと推察をいたしますが、コロナ禍も落ち着いてきたこととございますことから、改めて佐賀県バス・タクシー協会との意見交換を行うなど、バス業界に九州内での割引制度の統一化を検討いただけるよう働きかけを再開したいと思っております。

また、九州各県との協議につきましても、コロナ禍で中断していたブロック会議等も再開をできているところでございますので、機会を捉えて意見交換していききたいと思っております。

バス運賃の割引制度は、障害のある人の自立、地域生活や社会参加への影響も大きいと考えます。特に委員おっしゃられたとおり、県境にお住まいの障害のある方にとっては、隣県との制度の違いにより、不便な思いをされているケースもあるとの声もいただいております。また、これは佐賀県だけの話でもないと考えますので、九州内での割引制度の統一化について、バス会社や九州各県の関係者の方々と一緒に考えながら取り組んでいければと思っております。でございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱ 期待しています。



次に四項目め、障害者団体の活性化についてであります。

これも十六年間、太良町の身体障害者団体の総会にお招きをいただきます。十六年前は百人以上の方が参加をされて、にぎわっていたというか、いろんな意見が出ていました。そして、皆さん元気だった。障害は抱えているけれども、外に出ていって、その会場に向いて、そして課題を共有しながらかんかんがくがくの議論をしながら楽しく時間を過ごされている。そして、私たちはそこにお花を添えるというか、激励をしていく。毎年毎年、数が少なくなっていくのを目の当たりにしました。直近では二十名ぐらいでした。びっくりしました。このことについて、私は危機感を覚えているんです。

そして、佐賀県の身体障害者の皆さんたちの会合にも行くと、どこの市町でもそうですよ、大変ですよ、どうにかしてくださいという話。知的とか精神の皆さんたちも、例えば、家族会とか、様々な団体がありますので、そういうお悩みを抱えていらっしゃると思うんですよ。しかし、身体障害者の皆さんたちは、身体に課題を抱えるけれども、何とかそこまで出向くことができ、そして私たちにほんほん発言をすることができますので、ここはあくまでも、いろんな障害者団体はあるけれども、身体障害者の皆さんたちを例に出してお話をさせていただきます。

この減少傾向にある現状をどう認識されているか伺いをいたします。  
○黒田障害福祉課長 Ⅱ 障害者団体の会員減少に対する認識についてお答えをいたします。

障害者団体は障害のある人やその家族などの立場から、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、会員の方々に対しまして様々な社会活動への参加や生活に必要な情報の提供、障害のある人同士だからこぞできるピアカウンセリングなど、様々な活動を行っていただいているところであり、障害のある人やその家族にとつて心のよりどころになる大切な存在であると考えて

いるところでございます。

また、当事者である会員の方々の声を集約し、行政に届けていただいたり、県や市町の障害福祉施策に関する様々な協議会などにも参加をしていただき、意見や提案をいただくなど、障害者団体の活動や存在は当事者だけではなく、県や市町の障害福祉施策を推進する上でも大切な役割を担っていただいているものと認識をしているところでございます。

そのような中、会員の減少や高齢化などで団体活動の担い手不足が深刻化しており、活動の継続、さらには団体によっては地域の支部、こういったところの存続などに懸念があると伺っているところでございます。

会員の減少により、障害者団体の活動の縮小や休止、さらには解散などといった事態になりましたら、障害のある人の自立や社会参加など、当事者への影響、さらには先ほど申したような行政の施策における意見反映や連携した取組などへの影響などが懸念されるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱ 認識は私と同じなんです。この障害者団体の存続というか、多くの方がその団体に入ること、このことは善か、そうでもないかというところ、私は大きな善、社会善だと思えます。ですから、一歩踏み出して、皆さんはやっぱり支援をしていくべきなんだろうと思えます。これからの支援の在り方について伺いいたします。

○黒田障害福祉課長 Ⅱ 障害者団体に対しての支援についてお答えをいたします。

さきに答弁をいたしましたとおり、障害者団体は当事者のみならず、県や市町の障害福祉施策を推進する上でも大切な役割を担っていただいているところであり、その障害者団体が地域で活発に活動していただくためには新たな会員の確保は重要と考えております。

会員の確保に当たりましては、障害のある人や家族が自分が住んでいる地域にどのような団体があり、どのような活動をされているのかということや、まずは知っていただくことが大切であると思っております。このため県では、毎年作成しております障害者支援ハンドブック、それから県のホームページなどに団体のリストを掲載しているところがございますし、あと団体と共催によるイベントの開催なども取り組んでいるところがございます。引き続き障害者団体に関する情報発信に努めていきたいと考えております。

また、市町におかれましても、例えば、障害者手帳の申請のときに障害者団体の案内チラシを渡していただくとか、市町の庁舎内に障害者団体のチラシを掲示していただいたり、それから市町の広報誌やホームページでも紹介をいただくなど、様々な方法で周知をいただいているところがございますので、引き続きそうした協力も働きかけていきたいと思っております。

また、これは一つのアイデア段階の話ではございますけれども、例えば、障害者手帳、先ほど申請の際にチラシとか協力を市町のほうからお願いしているんですけども、そういったチラシに、今ちょっと配られているものを幾らか見ておっても、QRコード、例えば、そこにそういったものを表示することによって、団体の情報や問合せ先、それから場合によっては加入の手続、こういったものももっと手軽にできるように工夫なども一緒に考えていければと思っております。

いずれにしても、障害者団体の活動の活性化について、団体や市町とも一緒に考えて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○坂口委員 新たにQRというお話もいただきました、ありがとうございますね。

先日、太良町の駅伝大会があって、応援に沿道に駆けつけると、私の小学校一年生のときの恩師の方がいらっしやあって、あら、祐樹君、元気しとんねと心

配をされましたけど、そのおばあちゃんは百歳なんです。もう百歳になったばいと言ってますね。けど、今でもお元気に総会にも当然お見えになりますし、小学生の読み聞かせなんかもされているんですね、すごく立派な方。お年寄りにそがお金ば使わんでよかよ、若かもんに使わんばいかんよとか、すごく勇気をもらう、すごくありがたい恩師と先日出会いました。

障害者の皆さんたちが出歩くことは、すごく有意義というか、ありがたいことなんでしょうと思うんですよ。私たちが知らない困り事があるんですよ。そのことを共有する。そして、役員さんたちはおっしゃるんですね。困った人を、行政じゃなくて、まず自分たちが助けに行く、支えに行く、教えに行くというお話をされる。しかし、そのことができていない。なぜか、二〇〇三年に個人情報保護法なるものが施行された。

私たちも戸惑いました。私は当時、消防団だった。そして、これまでは火事が起こったときには、何々さん宅のお宅が火事になりました。しかし、それが個人情報保護に当たるということで個人名が言えない。目印になるもの、何とか公民館の北北東何メートルです。我が町にはそんなにみんなが分かる目印はそう多くはありません。ここは危機的な状況、消防団が初期消火、駆けつけなきゃならない。だから、個人情報を出してください。いいじゃないですか、緊急なんでも何回も言いました。しかし、かないませんでした。二十一年間、個人の名前は放送されることはありません。

しかし、私はまだそれもまた諦めたくない。個人情報、確かに大切なものかもしれない。しかし、私は日々の営みのほうがより大切なのではないのか。個人情報を守るために、いろんな営みの中で弊害があるのではないのかというふう

に思うんですね。障害者団体のこの組織率を上げるということは、多くの皆さんを助ける、幸せにする、外出させることができる等々、私は有益と思うんですよ。しかし、



この個人情報の中で、団体の皆さんたちは手帳を交付された方の名前を教えてください、入る、入らんは別だけど、勧誘に行かせてくださいというお話なんですよ、私たちも行く。団体が減る、減るのはいいけれども、高齢化している、若い会員の方がいらつしやらない、ここが問題なんです。役員の成り手もない。だって、車、運転できないんだもん。佐賀まで行けないんだもん。役員にはなられんよという話ですよ。

ですから、新しく交付をされた方に勧誘に行きたい。これは市町が交付をしていますので、市町に行くと、いや、なかなか今の御時世は出せませんというお話。何か方法があるはずなんです。御努力をしていただいた、今のQRもそう、チラシを、約十年前後前からリーフレットを配布してもらおうようになりました。もしよかつたら団体に入りませんか、一緒に困り事を共有しましょう、助け合いましょう。しかし、残念ながら電話はかかってきません。もしよかつたらでは、多くの皆さんたちが今出不精になっているのかよく分かりませんが、消防団もそうですね。自分から入りたいという人はまれです。三大行事が大変。御苦労も多いかもしれませんが、しかし、入ればいいこともたくさんあるんですね。ちょっとときつい。けど、いいこと、学ぶべきこと、気づくこと、友人ができるということを含めてたくさんある。多分その団体もそうだと思う。何となくおつুকうかもしれない。しかし、入ればいいことはたくさんあるはずなんです。

そして、今回、団体の皆さんたちがおつしやるように、何のときに一番有効か、災害です。今、災害が頻発しています。災害はいつかは我が身、絶対に来るということなんです。そんなときに、知事に対して、今回の代表質問でもありました。災害関連死の方を見ると、障害者の方が高い比率でいらつしやりました。このことに対して、知事は答弁で横の連携と準備が必要というお話をされました。横の連携とは何ぞや。行政ですか、そうではないはずですよ。

皆さんは、災害のときにはいろんなところに目配り、気配りをしなければなりません。横の連携は当事者です。当事者の横の連携を保つためにも、団体なるものは絶対に存続させていかなければならないと私は思う。個人情報、そんなことを言っている場合ではないですね。

ですから、出せないというのであるならば、最低でも同意書。例えば、ペーパーを、そのQRコードもそうなんです。QRコードを読み取って、その方が申請ないし問合せをしなきゃならない。自分からアクションを起こす、このことに対してなかなか抵抗感があるんだろうと思うんです。また、会員の役員さんは勧誘というアクションを起こさなければならぬ。そのためにはやっぱり、例えば、ペーパーに皆さんの個人情報、名前と連絡先——住所は要らなくていいんですが、名前と連絡先を、身体障害者団体の皆さんたちにこの情報をお渡ししていいですか、多分勧誘等の御案内、こういう活動をしているか等々のお知らせがあると思います。だから、市町の窓口で手帳の交付をする、そのときに紙を渡す。そして、承諾した方、私の個人情報、名前と電話番号はお渡ししていいですよ、そこに丸をつけた方だけお渡しをすればいいんですよ。私は個人情報を渡すのは嫌です、駄目ですという人に対しては渡さなくていいですよ。そして、僕は多くの皆さんたちが丸をつけると思う。そして、話を聞いて、入る、入らないは本人の判断。そこぐらいまではしていいんじゃないですかと思う。しかし、それもまた市町の判断なんですよ、これから様々な場所で会員数はますます減少していきますので、市町の皆さんたちも課題は共有していると思うんです。しかし、手をこまねいている状況の中で、県が一定リーダーシップを発揮して、このことについて問題提起、そして解決を図っていく必要があると思います。見解を求めます。

○黒田障害福祉課長 個人情報に関しての同意書なり、そして、今後取り組むに当たって県がリーダーシップを取っていくべきだということについての見解

についてお答えをいたします。

まず、個人情報に関してですけれども、御承知のとおり、個人情報のお取扱いにおきましては、障害に関する情報というのは、その中でも特に要配慮情報とされておりまして、特に慎重に取り扱うべき情報と認識しております。

委員おっしゃられるように、本人の同意があれば、必要な範囲で情報提供をしていくということも、詳細な確認は必要かもしれないんですけど、制度上は可能なかもしれないと考えております。

ただ、そうであっても、同意書を記入していただくに当たっては、その目的ですとか使途、そういったものを丁寧に説明した上で、それぞれ御本人さんに納得をしていただくことが必須になってくると思っております。

そういったこともございますし、また、その情報の管理を徹底していただく、そういったことも必要になってくるかと思えます。

いずれにしても、そういったことについて団体や市町などの関係者の方々と慎重に検討すべきことだと思っておりますので、そういった点では、先ほど委員からおっしゃられた、県がリーダーシップを取ってということ、私どもも一緒に入って、一緒に考えて検討していければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱありがとうございます。能登の災害後に一定の統計が示されました。

災害弱者向けの福祉避難所、全国で五百三十八万人分が不足する、そんなおそれがあると、それは佐賀県も含めてということでございますので、こういうことも念頭に置きながら前向きに御議論いただければと思います。

それでは、最後五項目め、県立学校における教育環境の改善についてであります。

今議会の一般質問でも議論がなされていきました。普通教室は空調設備が整えられました。次は特別教室ですね。順次努力をしていきたいという話をされた。そして、今議会に提案されている県立学校において、八校においてトイレの改修事業が提案されています。これまでの整備状況について、まずはお伺いいたします。

○内田教育総務課長Ⅱこれまでの整備状況についてお答えいたします。

トイレの洋式化につきましては、各家庭における洋式トイレの普及、バリアフリー、衛生環境改善の観点などから、老朽化した給排水管の交換とあわせまして、床を乾式化し、便器を洋式化する、変更する工事を行っているところでございます。

現在の整備状況につきまして、令和五年九月現在の数字でございますが、県立学校の児童生徒用トイレは全四十四校で二千六百九十三カ所ございまして、そのうち洋式トイレは千四百五十八カ所、洋式化率は五四・一％でございます。

また、空調設備につきましては、御指摘のとおり、全四十四校の普通教室に関して必要な整備を終えたところでございます。

特別教室につきましては、令和五年三月末現在で千五百九十七教室ございまして、そのうち七百五十六教室につきまして空調設備の整備を行っております。整備率は四七・三％でございます。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱでは、今後の取組についてお願いいたします。

○内田教育総務課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

校舎などの学校施設については、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場でございます。学校教育活動を進めていく上で必要な機能を確保できるよう整備を行っていく必要があると考えております。

トイレの洋式化については、教育委員会では長寿命化計画に基づいて安全・

安心な学校施設となるよう、修繕や改修を順次進めております。老朽化した給排水管の交換とあわせましてトイレの洋式化を進めてまいりる考えでございます。

空調設備の整備につきましても、特別教室の空調設備につきましても、学校教育活動における使用状況を踏まえながら、熱源のある情報処理室や調理実習室、防音のため扉や窓を閉め切って使用する音楽室、授業のみならず部活動などで使用頻度の高い美術室など、児童生徒の利用頻度の高い日常利用する場所を最優先に、学校現場からも意見を聞きながら計画的に準備を進めていきたいと考えております。

なお、整備に当たりましては、通常の予算に加えまして国の経済対策なども積極的に活用していきたいと考えております。

児童生徒が安全・安心に、快適に学校生活を送ることができるよう、今後とも学校現場の意見をしっかりと聞きまして、状況のほうもしっかりと把握させていたしまして、教育施設の機能維持・改善に必要な環境整備を着実に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員 Ⅱ私は空調とトイレの話をしましたけれども、どちらを優先するかというと、私はトイレだと思っんですね。昔は、皆さんもそう、空調なかった寒いときは着ればいい、しかし、あの暑さはなかなか我慢できる範囲を超えてしまったということで空調も必要。しかし、それは三百六十五日のうちの何日なんだろうという多分、数十日なんですね。しかし、トイレは三百六十五日のうちの二百六十日掛け数回なんですね。

何で僕はこの話をするかというと、ある女子高生と話をしました。今回質問をするに当たって、何ば言わんといかんという話をしているときに、なんか学校生活で困ったことのなかねと話したら、トイレですと一番に言うんです

ね。僕は授業のこととか学校の先生の悪口なのかと思つたら、トイレですと云うので、何でと言つたら、僕は地元高しか行かないからよく分かりませんでしたが、何でと言つたら、僕は地元高しか行かないからよく分かりませんでしたが、臭かし汚かし勘弁してください、友達では、トイレに行きたくないがために水分を控えているという人もいるぐらいですよと、それだけもう行きたくありませんという話を実は聞いていたんですよ。

そして、勉強会の資料を見たときに、トイレの改修が今回いっぱいあるなと思つたら、その生徒の高校は入っていないかったですね。どういふことですかと聞くと、高校が優先順位をつけて県の教育委員会に対して、要は長寿命化の施策のためにどこを優先的に改修をしていくかということを学校側から要望する、そして、それを受けた皆さんが現場に行つて確認をして、必要なところを改修していくという話なんです。しかし、Aという学校で課題があるとするならば、BもCもあるのかもしれないということで、学校側からの待ちの姿勢も大事だろうけど、現場が一番大事なんです。それでも、定期的に一定の目配りというか、調査なるものは必要なのかなというふうに思いましたので、お話をさせていただきました。今は答弁は要りません。

最後、教育長に対して、せっかくのこういふ機会なので、少し、一点だけお話をしたい。

要は佐賀県教育大綱です。ちょうど一年前の勉強会のときに、教育大綱、これは四年か五年か継続するもの、当時は甲斐教育長ではなくて落合教育長さんがたたき台を示されました。そのときに、もう最初に佐賀県教育大綱二〇二三のポイントです。『ほめるから、はじめ。はじまる』を推進して主体性を伸ばし、骨太でたくましい子供を育てる。」と書かれていました。

僕は勉強会の席で落合前教育長さんに問いました。骨太なるものは今の時代にそぐわないんじゃないですかと、何となく、それは考え方ですよ。何を骨太にするのかというのはよく分からないけれども、骨太にするためにはやっぱり



鍛えなきゃならない。しかし、今の学校現場でそんなことはできない、指導はしなきゃならないですよ。注意をする、お説教もあるのかもしれない。しかし、それは今の御時世は柔らかくしなければならぬ。強く説教をすると、その生徒は来なくなるかもしれないというリスクを今は背負っているんです。それだけ今、デリケートな先生と生徒の関係にあるんだと思う中で、骨太ですかという話、じゃ、この教育大綱は誰がつくるのかということを変えて考えました。僕は教育長だと思った。しかし、よくよく調べてみると、それは知事でした。その地方自治体の長がこれを策定するという事になってるんですね。

じゃ、教育は誰が行うか。多くは教職者、学校の先生です。県立学校の先生をはじめ、子供たちを育む立場の皆さんたちがこの教育大綱に目を通さなきゃならないし、一定、この指針に沿って教育を実施しなければならない。そして、今回示されましたこの教育大綱、知事が本会議場でも示されて、僕ももう珍しいなと思った。一般的にはA3の用紙、厚くはないけど薄くもないようなものが示されて、僕たちは何となく目を通して、それはもうしまつて、多分、目の見ないんですけども、今回はポケットに入るサイズです。面白いなと思いました。そして、まあまあ簡潔に示されている。これは多分、知事の意向なんです。知事も人間ですから、評価できるところと評価できないところがあります。個人的に言うと、新幹線の問題は評価できる、有明海の再生についても僕は前の知事さんよりも今の知事さんのほうが本気で開門調査を望んでいたと思っただけ、真に思っただけ。だから、僕は評価してきた、しかし、今回は少し残念ですね。あとは「SAGATOCO」アプリ、あのおかげで僕は少し健康になりました、私の周りも健康になっている、あのアプリはいいですよ。そして、多くの皆さんたちがそれを見せ合う。僕も太良町のグループのところで自分は今何位やろうかと毎日見る。そして、ちょっと努力をして、できるだけ一万歩、最

低でも五千歩、そして健康になっている。

ただ、一つ問題は、お知らせとかなんとかがあるんですね、字が小さい、一般的なアプリを見るところはいいんですよ、見れるんですよ。あれを比較的若い人は使っていないんですよ。比較的僕たちの年代よりも上の人たちが意外とあれを喜んで使っていて健康になっているということを考えると、これが要るわけ、これ。(メガネを示す) そうすると、これがなくても、一定見れるようにしてもええませんかというのを僕の先輩から聞いた。改めて見ると、僕もそう思った、字をちょっと大きくするだけということ御検討いただきたい。

そして、今回のこの大綱に移りますけれども、僕はすごく評価をしているんですよ。僕は、実は知事さん、これも評価しているんですよ。あの冊子ではなくてこれに替えた。このことはやっぱり策定者の知事の意向が大きく働いているということを感じた。働いているけれども、一点ちょっと心配事、それは教育委員会の関与がちょっと足りないと思っただけです。

一ページ目に知事の思いが書かれている、ここに骨太なるものが記されている、これはいいんですよ。知事なるものが教育者に対してメッセージを発する、これはいい。

二ページ目をめくったときに、ここにまた骨太と書いてあるわけ。これを見た学校の先生はどう教育をしていくんだろう、ひずみが生まれるんじゃないですか。教育委員会と教職者、教職者と生徒に対して、この骨太というこの大きな、わざわざ二ページ目に書く内容か。知事の思いとしてはいい。しかし、ちょっと知事の思いが強く出過ぎている感じがするんですよ。ですから、教育委員会として、小学校、中学校の皆さんたちも参考にすることもできません。ですから、一定やっぱり教育長たるものは、昔は三権分立というか、行政、教育、警察が一定の仕切りがあったけれども、今は行政が教育に関与するようになった。任命権者も知事ですから、昔は互選だった、しかし、今は教育委員、教育

長までも、知事が任命するようになって私たちが同意をするんですけどね。

そういう状況の中で、面白いことも書かれている。アルバイトがいいと書かれている、あ、はつきり書いたなと思って、校則も学生主体で決めると書いてある。面白いな、踏み込んだな。佐賀のいいところを話す子供を育てたい、これもまたすばらしい、面白い。佐賀で学ぶ楽しさを提供したり、いいことや細かいA4の冊子なんかも僕はもう理解できないけれども、これはもうすごく分かりやすい、バイブルになると思う。

服装もそう、選択しやすい、自由でいいんですよ。マスクは自己判断、確かにあの同調圧力は明らかにおかしかった、自分たちで考えていい話、考えてねという話。そういうことすら書かれている。子供の自己判断、責任を尊重する、学校の役割の範囲を決めるとまで書いている。学校の先生はこれを見て一定自分の指導に対して反映するんですよ。まあまあ、刺激的なことというか斬新的なことが書かれているんですよ。これをポケットに多分一年ぐらいは入れてくれるのかもしれない。そして、定期的に見てくれるのかもしれない。僕はこれを読みながら面白いと思った。そして、学校の先生がこのことをある程度尊重しながら現場で頑張るということが有効なんだろうと思った。しかし、この骨太が引つかかるんですね。ですから、ひずみが生まれないように、知事の思いは思いとして、しかし、教育現場を預かる教育長として、ひずみが生まれないように、この骨太をきちっと現場に届けなきゃならないと思うんですよ。

そして、一番最後のページに製作者ということで、佐賀県政策チームと書かれています。じゃ、これを読んで疑問に思った人はどこに電話するんですか、政策チームですか、そんなことはあり得ない、教育委員会に電話をしなければならぬ。何でここが連名ではないのか。策定者が知事であったとしても、連絡場所は、それは政策チームではない、教育委員会であるべきなんですよ。教育委員会がもう少し強く知事行政に対して、この教育分野では関与すべ

きだと私は思う。このことをお願いして、甲斐教育長の答弁を求めて私の質問を終わります。

○甲斐教育長 教育大綱についてお尋ねがございましたので、私の考えを申し上げたいと思います。

教育大綱というのは、坂口委員がおっしゃったように、首長さんが地方公共団体、佐賀県という知事が決めるものなんですけれども、この教育大綱というのは総合教育会議において、私も教育委員会と意見交換をし、調整をし、お互い意見を言い合って、そして、決めるようになっておりますし、そうやって今回も決めたものです。今回、三回にわたって総合教育会議で意見交換をしております、その目指す方向性というのは同じと考えております。

先ほど、骨太のところが特に気になるというふうなお話ございましたけれども、骨太な子供にというのは、冒頭御紹介がありましたように、前教育長のときから骨太な子供にということころは教育委員会として申し上げてきているものでございます。

その骨太の中身ですね、骨太な子供となったとき、いろんなことを皆さん、イメージが分かれると思うんですけども、私どもが今まで言ってきたのは、子供の主体性を尊重して、子供が自分自身で考えて判断し、行動する。様々なことにチャレンジする、チャレンジすることを応援していく。失敗しても、また次に向かっていくように応援する。そういうことをしていきたい。そうやって骨太な子供を育てていきたいというふうな話をしておりまして、ですから、骨太のイメージ、骨太はどういう子供なんだということころを共有していくんだろうというふうに思っております。

この大綱というのは、骨太な子供以外にも、豊かな感受性、人を思う優しさを持った子供ですとか、佐賀の未来を担う多様な個性を持った人材ということも書いております。これはこういうことなんだろうね、これは私はこういうこ



とだと思えますよと、教育現場でもそのキーワードを基に、お互いに対話をす  
る、そういうのが大事なんだろうなというふうに思っています。

これは非常にメッセージ性の強い大綱だと思っておりますので、自分で考え  
伸びようとする姿勢を応援というのは、みんながその方向だというふうに思う  
と思うんですね。

先ほど幾つか御紹介があったもの、アルバイトにしても、校則についても、  
私どももこの方向性と、一律に何か教育委員会が全部決めるというものではな  
いので、現場の皆さんと話をしながら、こういうふうには子供を育てていこうと  
そのためには、このコンパクトな大綱というのをみんな手元に持って、事ある  
ごとに意見交換していききたいと思えますし、私も市町の教育長さんとも話を御  
紹介したりとか、これからもまた大綱ができましたのでお話をしていきたいと  
思っていますし、そういう何といえますか、お互いに対話して、こうやって佐  
賀の子供たちを育てていきましようというふうな、そういうことをこれから  
しっかりやっていききたいと考えております。

以上でございます。

○坂口委員Ⅱじゃ、続きは夕方以降ということだ。

私も子を持つ親として、子育てをしている中で、骨太という意識は僕にはな  
いんですね。ただ、芯はしっかり持っていてほしい。そして、日本が成熟する  
中で、そして、世界がグローバルの中で、もう答えのない時代になった。そん  
なときに私だったら、私の子育てしている中で、答えのない時代だからこそ、  
柔軟に物事を考え、そして、行動する。自分で決めて行動する人になってね  
みたいな子育てを僕はしているんだろうなということをお伝えして、質問を終わ  
ります。ありがとうございます。

○酒井委員Ⅱ皆さんおはようございます。県民ネットワークの酒井幸盛でござ  
います。常任委員会での御質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

す。私は、住民、県民の意識と行動の変容が医療と教育の未来を守ると思っ  
ております。県民皆保険制度、教育制度のおかげで、私たちは少ない負担で高度  
な医療や教育を受けております。その一方で、増加する医療費は国と自治体の  
財政を圧迫し、現行の制度を維持するためには、医療費適正化が喫緊の課題と  
思っております。

そこで必要になるのが、住民、県民の意識と行動の変容であると思ってい  
ます。医療サービスを当たり前のように享受するのではなく、その資源が有限  
であることを認識し、大切にする姿勢が必要である。そのためには、地域、県  
民医療や教育がチームになり、県民の健康意識を醸成し、適正な受診へと導く  
必要があると思っております。それが文教厚生常任委員会での役割だと私は  
思っております。付託議案の内容や確認等、県民に分かりやすく伝わるように  
質問をしていききたいと思えますので、執行部の皆さん、よろしく願いたし  
ます。

それでは、まず一点目でございます。佐賀県医療費適正化計画（第四期）の  
策定状況について伺います。

佐賀県の一人当たりの医療費は、全国と比べて高くなっております。誰もが  
安心して医療を受けることができる基盤となっている国民皆保険を堅持してい  
くためには、医療費が過度に増大しないように適正化を図っていく必要がある  
と考えております。

そこで、次の点について伺います。

まず、計画の位置づけについて伺いますけれども、令和五年七月に、国の「医  
療費適正化に関する施策についての基本的な方針」が改正されたことを受けて、  
本県においても、新たな医療費適正化計画を作成することとなっておりますが、  
その位置づけはどのようなようになっておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ計画の位置づけにつきましてお答えさせていただきます。

ます。

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第九条第一項に定める都道府県の医療費適正化を推進する計画でございまして、佐賀県健康プランなどの諸計画との調和を図りながら推進していくこととしております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、計画の期間について伺います。

策定をする計画の期間は何年間でしようか、伺います。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ計画の期間につきましてお答えさせていただきます。

令和六年度から令和十一年度までの六年間の計画としております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、計画の概要について伺います。

医療費適正化計画の施策の柱を、県民の健康の保持の推進と医療の効率的な提供の推進とされておりますが、それは具体的な内容はどのようなようになっておるかお尋ねいたします。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ計画の概要につきましてお答えいたします。

本計画では、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制を確保し、県民の健康の保持の推進を図るために達成すべき目標を定め、それに向けて施策を推進することにより、医療費の伸びの適正化を図ることを目指しております。

具体的な取組といたしましては、まず、県民の健康の保持の推進につきましては、特定健康診査、特定保健指導の実施率の向上のためのがき、電話、訪問による受診勧奨や広報及び人材育成、「SAGATOCO」アプリを活用した生活習慣の改善、糖尿病重症化予防のための佐賀県糖尿病連携手帳等を活用し、かかりつけ医と連携した保健指導の実施。また、医療の効率的な提供の推進につきましましては、被保険者への後発医薬品への切替え推奨のための差額通知、重

複・多剤投薬の可能性がある被保険者への医薬品の適正使用のための勧奨通知、

医療費適正化に関する認識や関心を高めるための医療機関を受診された方への医療費通知などに取り組むこととしております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、今後のスケジュールについて伺います。

今後の策定のスケジュールはどのようなようになっておるかお尋ねします。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ今後のスケジュールにつきましてお答えいたします。

パブリックコメント、佐賀県保険者協議会への報告を経て、本年度中に策定する予定でございます。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後の、今後の取組について伺います。

次期計画においても、これまでの取組について課題等を整理し、より一層医療費適正化の推進を期待いたしますが、今後どのように取り組んでいこうとされておるかお尋ねします。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ今後の取組につきましてお答えいたします。

先ほど委員のほうからのお話もございましたが、本県は全国と比べて医療費が高くなっております。特に生活習慣病と高齢者の骨折に係る医療費というのが高く、これら二つの疾患をいかに予防するかが重要であると認識しております。

そのため、本計画では二つの疾患を予防するための健康な体づくりと生活習慣病の早期発見、早期治療が重要であると考え、歩くライフスタイルの推進と特定健康診査、特定保健指導の実施率の向上を重点的に取り組むこととしております。

また、本計画の推進に当たっては、行政機関だけではなく、県民の皆様、医

療機関、保険者などの関係者がそれぞれの役割をしっかりと認識し、一体となり取り組んでいくことが重要でございます。そのため、本計画をコンパクトにまとめたりフレット等を活用いたしまして、しっかりと周知を図っていきながら、本県の医療費適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ二問目のほうに行きます。佐賀県国民健康保険運営方針の改定状況について伺います。

平成三十年度の国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされたことを受け、国民健康保険の運営に関する方針を策定し、安定的な運営を行っていくこととなっております。

そこで、次の点について伺います。

まず、運営方針の位置づけについて伺います。

令和五年六月に国が示した策定要領を踏まえ、運営方針を改定することとなっておりますが、方針の位置づけはどのようなようになっておられるのかお尋ねします。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ方針の位置づけにつきましてお答えいたします。

本方針は、国民健康保険法第八十二条の二に定める、県が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るための方針となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、運営方針の期間について伺います。

改定する運営方針の対象期間は何年間ででしょうか。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ方針の期間につきましてお答えします。

国が示した策定要領により、国保運営方針は県が策定する医療費適正化計画と整合性を図ることとなっているため、第四期佐賀県医療費適正化計画の計画期間でございます。令和六年度から令和十一年度までの六年間としております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、方針の概要について伺います。

運営方針には、市町国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し、医療費の適正化の取組に関する事項、市町が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項などを規定されていることですが、方針の策定の目的は何でしょうか、お尋ねします。

また、主な改定点はどうなっているのかお尋ねします。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ方針の概要につきましてお答えいたします。

まず、目的でございます。

本方針は、市町国民健康保険制度の安定的な運営のために、県と市町が一体となって、財政運営、保険税率の決定などの保険者事務を実施するとともに、保険税水準の平準化、事務や保健事業の標準化、業務の集約化など、広域化、効率化を推進することを目的としております。

次に、主な改定点でございますが、国の策定要領に基づく改定でございます。佐賀県医療費適正化計画に合わせた対象期間の変更、財政安定化基金の財政調整機能の追加、また、本県独自の改定でございますけれども、事務の標準化、集約化に向けた取組及びスケジュールの追加となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、今後のスケジュールについて伺います。

今後の改定のスケジュールはどのようなようになっておられるのか伺います。

○狩野国民健康保険課長Ⅱ今後のスケジュールについてお答えいたします。

パブリックコメント、佐賀県国民健康保険運営協議会への諮問及び答申を経まして、今年度中に策定する予定でございます。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後に、今後の取組について伺います。

運営方針の見直しを機に、より一層の国民健康保険の安定的な財政運営等を期待しておりますが、今後どのように取り組んでいこうとされておられるのかお尋ねします。

○狩野国民健康保険課長 Ⅱ今後の取組につきましてお答えいたします。

今後も、高齢化の進行や医療の高度化等により、医療費は増加していくことが見込まれております。一方で、国民健康保険の被保険者数は減少していくこととなりまして、ますます財政基盤というものは不安定な状況となることが見込まれております。

そのような中、県は、国保財政運営の責任主体として、安定的な国保財政の運営に努めていく必要があります。そのため、まず、医療費の伸びの適正化を図ってまいります。また、保険税の変動をより抑制し、国保財政の運営を安定化させるため、被保険者にとって同一所得、同一世帯であれば県内どの市町に住んでいても同じ税率、同じ税額となるよう、令和九年度から保険税率の一本化を行ってまいります。さらに、サービス水準の標準化や効率化を図るために、保険者事務の集約化を進めるなど市町との連携を密に取りながら、本県の国民健康保険の安定的な財政運営を行ってまいります。

以上でございます。

○酒井委員 Ⅱ次は、三問目に行きます。地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館経営強化プランの策定について伺います。

高齢化に伴う医療需要の変化や生産年齢人口の急減に伴う医療従事者の不足等が見込まれる中、地域の実情を踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制を確保していくため、限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を持って、公立病院の経営を強化していくことが重要であると考えております。

そこで、次の点について伺ってまいります。

まず、計画の位置づけについて伺います。

令和四年三月二十九日付、総務省自治財務局長通知の「公立病院経営強化の推進について」において示された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づく計画を策定することとなっておりますが、その位置づけはどのようなようになっておられるのかをお伺いいたします。

○森医務課長 Ⅱ計画の位置づけについてお答えいたします。

公立病院の経営強化につきましては、平成二十七年に、国において新公立病院改革ガイドラインが策定され、各公立病院において取組がされてきたところでありまして、令和四年三月に新たに示されたガイドラインを受けて、公立病院の設置者として経営強化プランを策定することとなったものでございます。

なお、地方独立行政法人である好生館では、地方独立行政法人法に基づき、県が示す中期目標に沿った中期計画を策定しており、既にガイドラインの大部分の内容を網羅していることから、今回は、その中には記載されていない一部の項目について、経営強化プランに盛り込むこととしたものでございます。

以上でございます。

○酒井委員 Ⅱ次に、計画の期間について伺います。

策定する計画の期間は何年なのか、お尋ねします。

○森医務課長 Ⅱ計画の期間についてお答えいたします。

計画の期間は、令和六年度から七年度の二年間としております。

国のガイドラインでは、令和九年度までのプランとして策定するようになっておりますが、地方独立行政法人である好生館では、現在の中期計画を令和七年度までの計画としてしていることから、今回の経営強化プランはこれに合わせて、令和七年度までとし、次期経営強化プランは次期中期計画と合わせて、令和八年度から国が示す令和九年度までの二年間の計画として改めて策定する予定でございます。



以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、計画案の概要について伺います。

地方独立行政法人である好生館は、地方独立行政法人法に定める中期計画に未記載の項目を経営強化プランとして定める必要があるとのことですが、具体的な内容はどのようなものになっているのかお尋ねします。

○森医務課長Ⅱ計画案の概要についてお答えいたします。

国のガイドラインで要請されている項目については、大部分が好生館の中期計画でカバーされておりますが、一部記載のない部分について、今回の経営強化プランに記載しております。

例えば、「地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能」につきましては、救急医療や新興感染症対策などの医療を提供するために必要となる令和七年度時点の病床機能ごとの病床数を記載しています。

また、「新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取り組み」につきましては、現在実施中の増改築工事において、新興感染症に備え、有事の際、弾力的に運用できるスペースを確保することを記載しております。

デジタル化の対応につきましては、マイナンバーカードの健康保険証利用やサイバーセキュリティ対策に取り組んでいることを記載しているところでございます。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、今後のスケジュールについて伺います。

今後の策定のスケジュールはどうかをお尋ねします。

○森医務課長Ⅱ今後のスケジュールについてお答えいたします。

本プランについては、地域医療構想との整合性を求められることから、令和五年八月の佐賀県地域医療構想調整会議中部分科会において計画案を協議、承認いただいたところでございます。今後、内部手続を経まして、今年度中に

策定、公表する予定です。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後に、今後の取組について伺います。

本計画においても、これまでの取組の課題等を整理し、地域医療提供体制を確実に維持確保していくことを期待していますが、今後どのように取り組んでいこうとされておられるのかお尋ねします。

○森医務課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

好生館については、例えば、医師の働き方改革への対応や、今後の医療需要の変化の対応など、医療提供上、経営上の課題などを整理した上で、県が四年一度、中期目標を設定し、それに対して好生館が中期計画を策定することとなっております。それを毎年度、外部有識者の意見等も踏まえ、点検・評価しながら、四年ごとに見直しを行うことで、法人を適切に管理していくこととなっております。この仕組みにより好生館が担うべき公的な役割と病院の自主性を生かした健全な経営を確保していくこととなっております。

今回策定する経営強化プランについても、中期計画と合わせて点検・評価していくことで、県の中核的医療機関として果たすべき役割を、確実かつ継続的に維持していけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱでは、四問目に行きます。介護の仕事体験事業費等について伺います。

本県における六十五歳以上の高齢者人口は二十五万人で、十年前に比べると二割ほど増加しているのに対し、十五歳以上六十五歳未満の生産年齢人口は四十二万人で、二割ほど減少いたしております。このように高齢者の増加や生産年齢人口の減少が進む中で、介護人材を安定的に確保、育成していく必要があると私は思っております。



県は、令和六年度当初予算で介護の仕事を体験事業費、介護の魅力発見事業費等を挙げられておりますが、そこで、次の点について伺います。

まず、目的、背景について伺います。

県民の介護についての理解を深めることにより、介護人材の確保、育成を図ることですが、具体的にはどのようなことなのでしょう。伺います。

○今村長寿社会課長 目的、背景についてお答えいたします。

まず、目的です。この事業の目的は介護人材の確保、育成としておりますが、具体的には多くの県民の方が介護への理解を深めることによって、介護へのマインドが払拭され、そして、若い人たちには介護を身近に感じてもらい、それが介護職を目指すきっかけとなることを期待しております。

また、本事業に取り組む背景としましては、委員御指摘のとおり、今後高齢者サービスに対する需要がますます増大していくこと、働き手である生産年齢人口が少子化により減少していくことなどがあり、より一層、介護人材の確保、育成に取り組む必要があると考えております。

なお、事業の検討に当たりましたは、介護の現場で働いている方を対象としたアンケート調査で、多くの方が仕事を選んだきっかけとして介護の体験や経験があったと回答したことや、県内の福祉系高校の先生方を対象にヒアリングを行ったところ、進路決定には保護者の方の意見が大きく影響していること、そういった声があったことなど現場の意見も参考にしたところです。

以上です。

○酒井委員 次に、事業の期間について伺います。

本事業の期間は何年間ででしょうか。

○今村長寿社会課長 事業の期間についてお答えいたします。

本事業では四つの事業、介護の仕事体験イベント「キツザケアサガ」、介護施設・福祉系高校の見学ツアー、介護職員との交流会、介護の総合フェス、これ

らに一体的に取り組むようにしております。この中には従前から実施している事業もありますが、このように一体的に取り組むのは令和六年度からとなっております。

なお、終期について定めてはおりませんが、今後の実施状況を踏まえ、必要な見直しを行いながら、翌年度以降についても継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

○酒井委員 次に、事業の概要について伺います。

本事業はどのような内容になっているのでしょうか、お尋ねします。

○今村長寿社会課長 事業の概要についてお答えいたします。

本事業では、四つの事業を行うこととしております。

一つ目は、小中学生を対象とした介護の仕事体験イベント「キツザケアサガ」です。介護福祉士、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士といった職種ごとの介護の仕事を体験できるイベントで、実際に介護施設で働いていらっしゃる職員の方が体験プログラムの内容を考え、当日もスタッフとして参加していただく本格的なものとなっております。

この「キツザケアサガ」は令和三年度から実施しております。例年、定員数を超える申込みをいただいております。当初は三百二十人でしたが、二年目には四百人、三年目の本年度は五百人と少しずつ定員を増やしてきましたところ。令和六年度は参加定員を千人に倍増させ、会場も二カ所から三カ所と大幅に拡充して取り組むこととしております。

二つ目は、主に中学生やその保護者の方を対象としました介護施設・福祉系高校の見学ツアーです。令和六年度から新たに開始する事業で、県内の介護施設・福祉系高校を訪問して、実際の介護現場を見ていただき、現場の職員や介護福祉士を目指す高校生から直接話を聞いていただくものです。参加された中

学生や保護者の方には進路を決める際の材料にしてもらいたいと考えております。

三つ目は、高校生、短大生、大学生を対象とした介護職員との交流会です。こちらも令和六年度から開始する事業で、福祉系高校の生徒さんと介護施設で働いている先輩職員の方、短大に通う外国人留学生と施設で働いている外国人職員の方、そのような方の交流会を行います。介護職を目指す高校生や短大生等に介護の現場の実情をしっかりと知ってもらいたいと思っております。

四つ目の事業は、介護の総合フェスです。これまで十一月十一日の介護の日に合わせて、「介護の日フェア」というものを開催してきましたが、全世代が楽しめるイベントとしてリニューアルします。また、「キッズケアサガ」と同時開催とすることで、より多くの方に来場していただくと思っております。この事業では、多くの県民の方に介護をもっと身近に感じていただきたいと考えております。

これらの取組を通じて、将来の介護人材の確保、育成につなげていきたいと考えております。

以上です。

○西久保委員長Ⅱ 暫時休憩します。十三時五分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時二分 休憩

午後一時五分 開議

○野田副委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○酒井委員Ⅱそれでは、五問目に行きます。本物大県「さが」事業費について伺います。

本当の意味での骨太に直結する体験の機会が不足している中で、あえて困難に直面し、それを乗り越えてもらう体験をすることで、自分で考え、切り開いていく骨太な子供を育む必要があります。

県では、令和六年度当初予算で「本物大県「さが」事業」に取り組もうとされておりますが、そこで、次の点について伺っていきます。

まず、目的、背景について伺います。

「本物大県「さが」事業」は、自分で考え、切り開いていく骨太な子供を育むとともに、佐賀の豊かな地域資源を体感することで、佐賀への郷土愛や誇りの醸成につながるということです。具体的にはどのようなことなのでしょうか、お尋ねいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ「本物大県「さが」事業」の目的、背景についてお答えします。

子供の体験活動は、豊かな人間性、自らの学び、自ら考える力などの基盤となると言われています。指示されたことをそのとおりに実行するのではなく、自分の頭で考え実行し、失敗を繰り返していくことで、子供たちは失敗の中からどうすればうまくいくかを体得していきます。そういったチャレンジする姿勢や想像力、行動力を持った子供たちを育てていきたい。そういった思いであえて子供たちを困難な状況に置き、子供自身でそれを乗り越えてもらい、できたという喜びや達成感を味わってもらいます。小さなことでも成功体験を重ね、自己肯定感を高めることで、自分で考え、いろんなことにチャレンジでき

る骨太な子供を育むことはできるものと考えております。

佐賀への郷土愛や誇りの醸成についてですが、佐賀県には世界に誇れる豊かな自然がありますが、それを知らない子供たちが多いいと思います。このため、子供たちには小さい頃から佐賀県内のすばらしい自然に触れてもらい、そして、その自然に誇りを持って活動されている地域の方々と交流をしてもらいます。そういった体験を通じて、子供たちに佐賀への郷土愛や誇りが育まれるものと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、事業の期間について伺います。

本事業の期間は何年間でしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ事業の期間についてお答えします。

この事業は、令和六年度から令和八年度までの三年間を予定しておりますが、実施に当たっては、令和六年度の取組を踏まえ、必要な見直しを行いながら取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、事業の内容は大体分かりましたけども、その概要について伺います。

本事業はどのような内容になっていくのでしょうか。

○千綿こども未来課長Ⅱ事業の概要についてお答えいたします。

この事業では、佐賀の豊かな自然環境を生かし、山や海をフィールドにサバイバル体験を実施することとしています。参加対象については、小学校高学年、四年生から六年生までを予定しております。参加人数につきましては、山コースと海コースを合わせて二百名程度を見込んでおります。実施時期につきましては、子供たちが参加しやすい夏休みや気候のよい九月から十月頃を予定しております。実施場所につきましては、まだ検討段階ではございますが、山コー

スでは多良岳など、海コースでは唐津の離島などを想定しております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後に、今後の取組について伺いますけれども、今後どのようにこの事業を展開しようとしているのかをお尋ねいたします。

○千綿こども未来課長Ⅱ今後の取組、展開についてお答えいたします。

今回の体験事業では、子供たちが自分で考え挑戦してもらうための仕掛けや郷土愛を持った子供を育むための仕掛けを考えています。

まず、自分で考え行動してもらうための仕掛けとして、一つ目は、応募の際に参加の意気込みを作文に書いてもらうこと。二つ目は、公共交通機関を使って集合場所に一人で来てもらうこと。三つ目は、これから地域の方々と考えていくこととなりますが、例えば、魚釣りなどで自ら食材を調達し、自分で火おこしをする、煮炊きをする、テントを設営するなど、子供たちに全て自分の力でやってもらう取組にすることを考えております。

また、郷土愛を持った子供を育むための仕掛けとして、地域の方々と交流してもらおう予定です。地域の方々の熱い思いに触れ、いかに地域を愛しているかを感じ取る内容とすることで、子供たちの郷土愛の土台になるような取組にすることを考えております。

子供たちにとって初めての体験であったり、いつもと違うような体験を準備していくこととしております。

あわせて、実施後は体験の内容を参加者だけではなく、より多くの人に知っていただく取組も行いたいと考えております。具体的には、当日の様子を動画で記録してSNS等で発信し、少し背伸びした体験の中で子供たちの頑張る姿や課題を克服したときの喜びの表情など、生き生きとした様子をリアルに配信することで、子供たちが体験を通じて挑戦することの大切さを伝えていきたいと思っております。

子供たちが挑戦できる体験機会を県内に広げていくためには、地域の方々との連携協力しながら進めていくことが必要です。将来的にはこのような取組が県内に広がり、各地で行われていくことにもつながるよう、県としてこの事業にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次は、六問目に行きます。教育DXの取組について伺います。

県では、これまでも県立学校における学習用一人一台端末を全国に先駆けて導入しており、先駆的に取り組んでおられますけれども、令和二年度には新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンライン授業にチャレンジする「プロジェクトE」を始めたり、令和五年度から、さらなる展開としてAI等の技術革新により社会の在り方が劇的に変わるSociety 5.0時代の到来を見据え、教育DXプロジェクトによる「DXによる教育の変革」に取り組んでおられるところであります。

このような中で、今議会において令和六年度の主要な事業として、次期教育情報システムの更新やSAGAハイスクールDI人材育成事業の創設、国のGIGAスクール構想において整備された一人一台端末更新のための公立学校情報機器整備事業に係る予算案が提案されているところでありますが、教育DXによるデジタル技術を活用した子供たちの学びの変革や教職員の業務改革を確立していく取組に期待を寄せているところであります。

そこで、次の点について伺います。

まず、次期教育情報システムの整備事業について伺います。

まず、事業の目的はどのようなものをお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれでは、事業の目的についてお答えをいたします。

教育情報システムとは、校務、服務、事務、校務とは生徒の成績管理や出欠



管理、服務とは教職員の出勤、旅費等の申請、事務とは教職員の掲示板とか文書管理機能とか、そういったものを有するものでありまして、この業務処理をシステム化しまして、統合的に教職員の業務を支援するシステムのことです。でございます。

現行の佐賀県教育情報システム、いわゆるSEI-Netと呼ばれるものは、教職員の業務の効率化、負担軽減を図るため、平成二十四年度に導入されまして、教職員が日常業務で使用しております。

現行システムは、令和八年度末で利用期限となりますため、令和六年度から三年間で次期システム構築に向けまして検討、整備を行うものでございます。

現行システムからより一層効果的なシステムへ更新することによりまして、子供の主体的な学びと教職員の働き方改革を推進してまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、業務内容について伺いますけれども、業務内容及び事業期間はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれでは、事業内容、事業期間についてお答えをいたします。

事業期間は、令和六年度から令和八年度までの三年間でございます。

令和九年度の次期教育情報システム本稼働を目指しまして、令和六年度は基本設計を実施することで、整備方針を固め、令和七年度から八年度にかけてまして、詳細な設計と開発等を行っていく予定としております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後に、今後の取組について伺いますけれども、県教育委員会では今後どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ今後の取組についてお答えをいたします。

令和六年度は、次期システムに必要となります機能や性能の整備、検討を実施いたしました。システムの整備方針を決定するための基本設計を行います。

まずは、県立学校等の利用者を対象にヒアリング等を実施いたしまして、現行システムの課題や次期システムへの要望等を収集し、改善策を検討してまいります。そして、これらの課題や要望等をつかり踏まえた上で、改善案のプレゼンテーションやデモを学校現場の教職員に評価してもらい、基本設計に反映させる予定でございます。

国も奨励しておりますクラウドサービスを中心としたデジタル技術の有効活用も視野に入れながら、よりよい次期システムを構築することで教育DXを推進し、子供の主体的な学びと教職員の働き方改革の実現を図ってまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、SAGAハイスクールD I人材育成事業について伺います。

まず、これも事業の目的について伺います。

○見浦教育DX推進グループ推進監ⅡSAGAハイスクールD I人材育成事業について、事業の目的についてお答えをいたします。

産業界におきましては、デジタル化が急速に進んでおりまして、高度なデジタル技術を身につけたデジタル人材のニーズが非常に高まっている状況にあります。

また、高校生においても、高度なデジタル技術について興味を持ち、自己の将来を考える上で、そのようなデジタル技術を学びたいと考える子供たちも増えてきています。このような状況から、県内の高校生に対しまして実践的なデジタル技術と佐賀県に貢献したいというマインドを身につけるための学びの場を創設いたしまして、県内企業で活躍できるD I人材——デジタルイノベーション人材や将来の起業家を育成していくことを目的としております。



また、産学金官連携によりまして、本事業に協力する企業等の拡大をすすめるとともに、県内企業におけるデジタル人材の受皿づくりを進めていきまして、本事業で学んだ高校生が将来、佐賀で活躍する人材の好循環につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、事業の内容について伺います。

事業の内容及び事業期間はどのようになっておられるのかお尋ねします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ事業の内容についてお答えをいたします。

事業期間は、令和六年度から令和八年度までの三年間としております。

対象は、県立高校及び私立高校に通う高校生でございます。

参加者は、「SAGA DI Lab」——仮称ですが——と呼ばれる拠点校に集まりまして、この拠点校は県内六カ所を想定しておりますが、この六校に集まりまして、専門の講師から実践的なデジタル技術や佐賀の地元学について学んでいきます。

実際に学ぶ内容としては、半導体の回路設計、プログラミング、データサイエンス、AIなど実践的なデジタル技術を、企業や大学、高等専門学校から三年間をかけて段階的に学ぶこととしております。

これらの学びの中で、トライ・アンド・エラーを体験することで、デジタル技術を活用してイノベーション、新たな価値を創造する、こういった人材の育成を図っていくこととしております。

また、各拠点校には専用の伴走コーチを配置いたしまして、高校生へきめ細やかなサポートを行ってまいります。

さらに、地元学では佐賀の歴史と産業の関わりを学び、佐賀への誇りと高い志を育み、将来、佐賀で働いて、佐賀を豊かにしたいと考えるマインドを醸成

したいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後に、今後の取組について伺いますけれども、目的とか内容については理解をいたしました。が、県教育委員会では今後どのように取り組んでいられるのかお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれでは、今後の取組についてお答えをいたします。

今後は、令和六年五月の開校を目指しまして、拠点校の選定及び環境整備を進めるとともに、四月から参加者の募集を行ってまいります。また、カリキュラム及び教材の作成、講師・伴走コーチ派遣等、学びの環境づくりにつきましては、よりよいものにできますよう関係機関と協力体制を構築しながら進めてまいります。

さらに、本事業を進めるに当たっては、産業労働部と連携をいたしまして、産学金官の連携によりましてDI人材育成のコンソーシアムを創設いたしまして、本事業に協力いただける企業や就職時のデジタル人材の受皿となる企業の拡大を進めてまいります。

この事業で学んだ高校生が、将来、佐賀で活躍し、佐賀を豊かにすることができるよう人材の好循環を目指してまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、公立学校情報機器整備事業について伺います。(副委員長、委員長と交代)

まず、事業の目的について伺いますけれども、事業の目的はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ公立学校情報機器整備事業の目的についてお答えをいたします。

令和元年度の国のGIGAスクール構想に基づきまして、児童生徒に整備されました一人一台端末は、現在、全国的に活用が進んでいる中で、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数の期限を迎えている状況にあります。

そこで、GIGAスクール構想の第二期を見据え、今後五年程度をかけまして、市町の端末の計画的、効率的な更新を、県教育委員会が主体的に推進することで、GIGAスクール構想の目指す姿であります「児童生徒の個別最適な学びを実現する」取組のさらなる加速を図るものでございます。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、事業の内容でございませうけれども、事業の内容及び事業期間はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱ事業内容についてお答えをいたします。

事業期間は、令和六年度から令和十年度までの五年間でございます。

県教育委員会は、端末更新等に係る国からの補助金を受ける基金を創設いたしまして、それを財源といたしまして、市町の一人一台端末更新に係る費用に対する補助を行います。

また、県教育委員会が中心となりまして、市町分の端末更新等につきまして、共同調達等を実施することで計画的、効率的な端末整備を推進してまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ最後に、今後の取組について伺います。

県教育委員会では、今後どのように取り組んでいかれるのかをお尋ねいたします。

○見浦教育DX推進グループ推進監Ⅱそれでは、今後の取組についてお答えをいたします。

今後は、県内全ての市町が参加いたします端末の共同調達会議におきまして、共同調達を円滑に進めるための検討を行ってまいります。例えば、共同調達の調

達台数だとか、調達方法、端末の仕様等についての検討を行ってまいります。

また、県教育委員会及び市町は、令和六年度中に端末活用に係る計画やデジタル化による校務効率化の計画等の各種計画を策定する必要があるとございます。この各種計画の策定につきましても、共同調達会議等の場で市町へのアドバイスや情報共有を行いまして、市町がICTによります学校教育の改善、底上げを図ることができるよう、県教育委員会として積極的にサポートを行ってまいります。

今後とも、県教育委員会が積極的にリーダーシップを取り、GIGAスクール構想の目指す姿であります児童生徒の個別最適な学びを実現する取組のさらなる加速を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ県教育委員会がやっぱり市町のほうにリーダー格を持って指導していただきたいと思っております。

次に、七問目に行きます。「SAGA部活」について伺います。

部活動は生徒の体力や技能の向上はもとより、心と体の健康を増進し、責任感の涵養に加え、生徒同士やまた指導者と生徒など、人と人とのつながりの場にもなっており、教育的意義は非常に大きいと考えております。だからこそ、少子化に伴い、生徒数が減少しても、学校や地域の枠にとらわれず、協力し合うことで子供たちの活動やその意義を守っていかなければならないと思っております。

そのような中に、佐賀県教育委員会では、いち早く子供や指導者の思いを第一に考え、地域としっかり力を合わせて取り組んでいく佐賀らしいやり方を「SAGA部活」と称して、全県的に取り組んでおられます。「SAGA部活」を進める上で、指導者や受皿の確保など、様々な課題もあると思われませんが、新聞報道等によりますと、合同チームを組むことで、大会参加をはじめ、いろんな

人と関わりが持ててよかったとか、子供たちの活動意欲の向上につながっているなど、子供や指導者から喜びの声も聞いているところであります。

今後も、子供や指導者の思いを大切にし、スポーツや文化芸術活動に触れる機会を確保し続ける「SAGA部活」が果たす役割には大いに期待したいと思っております。

そこで、次の点を伺いたいと思います。

まず、「SAGA部活」の背景、目的について伺います。

「SAGA部活」に至る背景とはどういったものであったのか。また、「SAGA部活」の目的とは何なのかをお尋ねいたします。

○江口保健体育課長Ⅱ「SAGA部活」の背景、目的についてお答えいたします。

現在の部活動は、児童生徒数の減少やニーズの多様化、教職員の負担など、多くの課題を抱えており、学校だけで解決するのは難しくなっております。県教育委員会では、部活動が生徒と教職員の双方にとって望ましく、持続可能なものとするために、国の動きに先立って、令和三年度に議論を重ね、地域としっかりと力を合わせて取り組んでいく佐賀らしいやり方を「SAGA部活」として提案いたしました。

「SAGA部活」では、子供たちがスポーツや文化芸術に触れられる機会を確保すること。子供たちや指導者、それぞれの思いを形にした部活動改革を推進していくことをコンセプトとしており、スポーツや文化芸術に取り組む子供たちと、その指導に熱意を持つ指導者を大切にしていくこととしております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、これまでの「SAGA部活」の取組について伺います。

県教育委員会として、これまでどのような取組を行っているのかをお尋ねいたします。

○江口保健体育課長Ⅱこれまでの「SAGA部活」の取組についてお答えいたします。

部活動の地域連携を進めるには、指導者の確保など、様々な課題があり、県、市町ともに教育委員会だけでの取組では解決することが難しいことから、関係者がチームとなって取り組むべきものと考えております。

県教育委員会では、チームの要となるSAGA部活推進総括コーディネーターを今年度新たに配置しまして、関係部局や関係団体等で構成する「チームSAGA部活」を発足させました。

現在、SAGA部活推進総括コーディネーターは市町訪問において助言等を行うとともに、「チームSAGA部活」の実務担当者会議や市町連絡協議会を開催し、情報共有や意見交換を行っているところであります。

一方、全ての市町においては、部活動の地域連携等に向けた、教職員及び生徒へのアンケート調査や検討委員会等を行っております。その中で例を挙げますと、多久市と基山町は昨年度に引き続きモデル事業として「休日の地域移行」に、白石町では「合同部活動」の実証事業に取り組んでおられます。また、今年度は新たに佐賀市が「休日の地域移行」の実証事業に取り組まれております。

モデル事業では、試行錯誤を繰り返しながら、課題等に向き合って進めており、競技の中でモデルチームができつつある、町ぐるみで地域連携、地域移行の機運が高まってきているなどの声を聞いております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱそれぞれでいろいろ取組をされておるようでございます。

そこで、「SAGA部活」の成果について伺います。

「SAGA部活」の取組により、これまでどのような成果があったのかをお尋ねいたします。

○江口保健体育課長Ⅱ「SAGA部活」の成果についてお答えいたします。

市町の部活動検討委員会では、「SAGA部活」の提案書で示している十一のモデルパターンを今後の方向性の参考にしたいとしたり、管下の中学校部活動の現状等に当てはめて検討したりしております。

今年度七月と二月に開催しました市町連絡協議会は、各市町の現状や課題を共有する場となり、アンケート調査では、来年度の方向性を考えるきっかけとなった、次年度も引き続き市町連絡協議会を開催してほしい、今後、各市町と連絡を取り合いたいという声が多数聞かれるなど、県や市町の枠を超えて改革を進めるきっかけとなっております。

また、「SAGA部活」の取組の成果事例としまして、中原中学校、北茂安中学校、三根中学校の女子剣道部が一つとなり、「みやき中」として活動したり、基山中学校の軟式野球部保護者会を中心とした運営組織設立により立ち上がった「きやまベースボールクラブ」、多久市の東原座舎中央校と東原座舎東部校のサッカー部から立ち上がった「TAKUMI FC」、白石中学校、福富中学校、有明中学校の陸上部が一つとなり、令和六年四月から地域移行予定の「白石アスリートクラブ」などが挙げられ、「SAGA部活」は着実に広がっております。以上でございます。

○酒井委員Ⅱいろいろ部活の成果が上がっておりますようでございます。最後に、「SAGA部活」の今後の取組について伺います。

県教育委員会として、今後これにどのように取り組んでいこうとされているのかお尋ねいたします。

○江口保健体育課長Ⅱ「SAGA部活」の今後の取組についてお答えいたします。多くの市町が抱える共通の課題として、指導者の確保がございます。そこで、指導者確保をより強化にする「SAGA部活指導者発掘・支援事業」を来年度新たに取り組んでいきたいと考えております。

「SAGA部活指導者発掘・支援事業」では、指導者確保をより強化していくために、民間の力も活用した指導者の発掘、「SAGA部活」に携わる指導者の資質向上のため、「SAGA部活指導者研修会」を開催し、発達段階に応じた指導法等を学ぶ機会の設定等に取り組んでいきます。

今後も引き続き、一つ一つの課題に応じて「チームSAGA部活」のメンバーを拡大していくとともに、より一層市町との情報交換を密に行い、共に「SAGA部活」を推進してまいります。

また、現場の声や地域の声に耳を傾けながら、スポーツや文化芸術活動に取り組み子供たちや指導者を応援してまいります。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ特に県の教育委員会の場合は、市町との連携を取りながら頑張っていただきたいと思っております。

次に、最後の八問目でございますけれども、「第三十六回全国産業教育フェア佐賀大会」について伺います。

県では、専門高校等における産業教育の祭典として、令和八年度に「第三十六回全国産業教育フェア佐賀大会」を計画され、現在、学校教育課が中心となって開催の準備を進められております。

最近の産業界の動向を俯瞰すると、業界全体を通して人手不足が問題化しており、特にAIやIoTなどの技術革新により社会が大きく変わろうとする中、デジタル人材を求める声が多方面から聞かれております。

また、コロナ禍後の世界経済の持ち直しによる需要の回復や円安、国際紛争などを背景とした原油高、また原材料不足は企業活動の制約となり、また物価高を招くものとして、私たち国民の暮らしを圧迫するものとなっております。

他方で、インバウンド需要の全国的な回復や海外半導体産業の誘致の成功など明るい材料もあります。やはり我が国は多様な産業構造と技術力の上に成り



立っているのだと改めて感じております。

産業教育フェアは、このような我が国の土台である産業界を将来担っていく子供たちの日頃の取組に光を当てるものとして非常に意義深いものと認識しております。ぜひ県全体で盛り上げていただき、大会を成功させてほしいと考えております。

については、佐賀大会が実り多いものとなり、子供たちの人材育成や産業界の発展に寄与することを期待いたしましたして、次の点について伺います。

まず、開催の目的について伺います。

この大会は、どのような開催目的で開催されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○原岡学校教育課長Ⅱ産業教育フェア佐賀大会の開催目的についてお答えいたします。

全国産業教育フェアは、専門高校や総合学科、また特別支援学校の生徒の日頃の学習の成果を発表する機会となっており、産業教育に対する生徒の学習意欲や国民一般の理解、関心を高め、新しい時代における産業教育の振興、活性化を目的として行われるものであります。

平成三年度から各都道府県持ち回りで行われております大会で、文部科学省ほか関係団体との共催により開催しているもので、本県は第三十六回大会の開催県となっております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、大会日程、また開催内容等について伺います。

大会日程や開催会場をはじめ、具体的な開催内容など大会の全体像について伺います。

○原岡学校教育課長Ⅱ産業教育フェア佐賀大会の日程、開催内容等についてお答えいたします。

まず、大会の開催日ですけれども、令和八年十月二十四日の土曜日と二十五日の日曜日の二日間を予定しております。

会場は、SAGAアリーナを中心とした周辺の会場、あるいは大会によっては学校施設を利用しての開催を計画しております。

来場者は、大会に参加する全国の高等学校の生徒、教員のほか、一般の来場者として保護者や小中学生、あるいは地元県民の方々、そしてまた、出展等においては企業関係者であったり、県内の高等教育機関である大学であったり、専修学校等にも参加のほうをさせていただきたいと想定をしております。

主な開催内容につきましては、まず専門学科等で行われます課題研究や実習などで作成した作品などの展示、それから研究活動や学習成果を発表する場としてのセミナーや体験発表のステージ、それから学校で製造、生産された食品加工物や農産物などの物品販売や飲食のコーナー、そしてロボット競技大会やフラワーアレンジメントコンテストなど、学習で得られた知識や技術を競う競技会・コンテスト、これは各種目における最高峰の全国大会となっております。毎年、高い技術力で大変白熱した試合が展開されているものであります。そのほか、特色ある専門高校等の取組の実演や一般の来場者の方に楽しんでいただけるような体験のブースを備え、産業教育を大人から子供まで楽しみながら触れていただけるものを予定しております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ次に、競技・コンテスト種目について伺います。

大会行事のうち、ロボット競技大会やフラワーアレンジメントコンテストなどの競技・コンテスト種目は、開催県としてぜひ上位入賞を目指してほしいと願っております。

現状、佐賀県が置かれている競技水準と競技力向上に向けた取組について伺います。



○原岡学校教育課長Ⅱ競技・コンテスト種目の状況についてお答えいたします。

毎年度、恒例の競技会・コンテストとして行われておりますのは、まず工業系高校では、設定されたコースの滑走や、例えば、テニスボールを所定の位置に移動させるなどの課題をもって得点を競うロボット競技大会、農業系高校では、課題の草花を想像力や技術をもって競うフラワーアレンジメントコンテスト、家庭科においては、調理技術や調理のアイデア、盛りつけの美しさなどを競うクッキングコンテスト、福祉系では、介護の場面において適切かつ安全に支援できる能力と要介護者への対応について、その技術を競う介護技術コンテストの四種目がございます。

それぞれの全国における本県の水準、立ち位置でございますが、クッキングコンテストと介護技術コンテストにつきましては、共に過去十回ほどの大会を振り返ってみましても、複数回の全国優勝をしております、優勝候補と言える状況にあるかというふうに考えております。

ロボット競技大会につきましては、これまで入賞歴はございませんけれども、年々、競技力は向上しており、今年度はもう少しで予選突破というところまで来ており、競技力向上の取組の成果が現れてきているというふうに考えております。

また、同様にフラワーアレンジメントも競技力が向上しており、今年度、初の入賞を果たすことができました。

こうした成果につきましては、佐賀大会を見据えてこれまで取り組んできた競技力向上事業の成果であると考えており、引き続きクッキングコンテスト、介護技術コンテストにつきましては、優勝候補としてこれをより確実なものとするべく、様々な研修や指導者向けの講習会を開いていきたいと思っております。

また、ロボット競技やフラワーアレンジメントにつきましても、さらに全国

レベルに近づけるための外部アドバイザーの招聘や実践校の視察、あるいは他校との交流試合などを取り組んでいきたいと考えております。

それから、商業系高校の競技といたしまして、地域社会の課題を解決するためのプランを競うビジネスアイデアコンテストというものが、近年、試行的に実施されております。今年度は本県の代表校が全国二位となりました。佐賀大会でもビジネスアイデアコンテストについては実施する方向で検討しております、これについてもしっかりと対応し、上位入賞を狙っていきたいと考えております。

以上でございます。

○酒井委員Ⅱ過去にもすばらしい上位入賞されておるようでございます。

最後に、今後のスケジュールについて伺いますけれども、佐賀大会の開催まで残すところあと三年を切ったわけですが、今後の開催に向けたスケジュールはどのようになっておるのかお尋ねいたします。

○原岡学校教育課長Ⅱ大会に向けた今後のスケジュールについてお答えいたします。

スケジュールの詳細な行程表につきましては、また改めて検討しなければいけないというふうに思っておりますけれども、今後取り組むべきことといったしましては、まず本年度から具体的な準備に着手をいたしておりますので、これまで個々の事業の進め方であったり、あるいはこれに係る学校ごとの役割分担、あるいは実施会場等につきましては検討をし、方向性を決めているところであります。

今後は、計画中の事業の内容をより具体的なものとしていくとともに、大会の準備から開催期間中の運営を担う大会準備委員会や実行委員会を設置し、必要な準備を加速していきたいと考えております。

また、産業教育フェアは、生徒が主役の大会でありますので、生徒実行委員

会を設置し、生徒たちのアイデアも盛り込んでいきたいと考えております。

本大会は持ち回りの全国大会として半世紀に一度回ってくる大規模な行事であります。大会への関わりを通して培われる技能習得への姿勢や実際に身につけた技能、また教員の指導力であったり、学校での組織的な指導体制などの成果は大会終了後も大切に継承し、本県産業の発展、地域の活性化につなげていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○酒井委員 三年も切っておりますから、最後の頑張りですから、よろしくお願いたします。

○木村委員 公明党の木村雄一でございます。

それでは、所管事項につきまして、今回二問質問いたしますので、よろしくお願いをいたします。

一項目め、人工透析患者への通院支援についてでございます。

先日、私は他県で入院中の五十代の人工透析患者の方から御相談を受ける機会がありました。長年入院している病院から近々退院をなさって、地元において通院をして透析治療を受けたいけれども、なかなか受け入れてくれる病院がないというお話でありました。そんなことがあるのかなというふうに思ったんですが、お話を聞くと、重度の身体障害をお持ちでありまして、単身者でありました。通院するにも様々なハードルがあり、大変困っているという状況です。最終的には何とか受け入れてくれる病院が見つかりはしましたけれども、この方の強い思いとして、たとえ障害を持っていたとしても、自立した生活がしたいということでありました。

そうした夢を実現するには、当然ながら、多くの人手が要りますし、支援制度も必要であります。中でも一番のネックとなったのが、命に関わる透析治療の部分でありました。御案内のとおり、人工透析患者の方というのは週三回、

一回当たり四時間から六時間の治療を受ける、生涯受け続ける必要がございます。この方の場合、まだお若いわけでありまして、自分で病院に行くことはできないということですが。

二〇二〇年の国勢調査では、家族類型の推移というものが示されています。単独世帯の割合が今一番多いということですが、親と子供がいる世帯の割合を初めて抜いたということで、これは二〇二〇年の調査でありますけれども、単身の高齢者が増えています。そして、高齢の夫婦のみの世帯も増えています。こうした背景を抱える方が、通院により透析治療を必要とする場合には、体力的にも経済的にも負担があつて、家族の送迎負担など、様々なことがあるわけでございます。

そうしたことで、私たち公明党の下にも、当事者団体であります佐賀県腎臓病協議会の皆様から人工透析患者の通院環境の整備について、かつて御要望を賜ったこともありまして、今回質問として取り上げさせていただいております。

そこで、最初の質問になりますけれども、まずは本県の状況です。人工透析患者の状況ですが、近年の人工透析患者の全体数、新規患者数の推移、そして原因疾患別と高齢者の割合についても併せて御答弁をお願いいたします。

○黒田障害福祉課長 人工透析患者数の推移等についてお答えをいたします。

まず、全体数ですが、県内の人工透析患者数の推移は、それぞれの年の十二月末時点の数字になりますけれども、一九九七年、平成九年に千人を超えて千九十七人、二〇一〇年、平成二十二年ですが、ここで二千人を超えて二千八十七人、そして二〇一九年、令和元年には過去最多の二千六百六十一人となり、長く増加傾向が続いてきたところでございます。

そうした中、二〇二〇年、令和二年には二千六百四十五人、二〇二一年、令和三年も同数の二千六百四十五人、直近のデータとなります二〇二二年、令和

四年は二千六百三十五人となっており、若干ではございますけれども、二〇二〇年、令和二年から減少傾向に転じているところでございます。

次に、新たに人工透析患者となられた人の数でございますが、二〇〇三年、平成十五年に二百人を超えて二百二十八人、二〇一三年、平成二十五年に三百人を超えて三百二十七人、二〇一九年、令和元年には過去最多の三百五十一人となり、全体数同様に増加傾向が続いておりました。ただ、二〇二〇年、令和二年は二百八十一人、二〇二一年、令和三年は二百五十四人、直近データとなります二〇二二年、令和四年は二百六十人と若干増えましたけれども、傾向といたしましては二〇二〇年、令和二年から減少傾向に転じているところでございます。

また、原因疾患といたしましては、糖尿病が原因の人が最も多く、令和四年は人工透析患者数の約四割を占めているところでございます。

また、人工透析患者の年齢層を見ますと、六十歳以上の方が八割を超えております。七十歳以上でカウントいたしましたとしても、約六割となっており、高齢の患者が多い状況となっております。

以上でございます。

○木村委員 以前、私、糖尿病の重症化予防の取組について一般質問で取り上げたこともございまして、もとより透析に至らないようにしていくことが大前提ではございますけれども、先ほどの御答弁の中でも、令和二年が結構ターニングポイントかなというふうに思っているんですが、減少に転じたということでありまして。微減かもしれないけれども、どのような要因があるということふうに分析しておられるか伺いたします。

○黒田障害福祉課長 減少に転じた要因等についてお答えをいたします。

様々な要因が複合的に関係しているものと考えておりますが、先ほど答弁いたしましたとおり、糖尿病が原因の人が多いことから、県では平成二十八年か

ら「ストップ糖尿病」対策事業を取り組んでいるところでございます。

さらには、令和元年度からは、午前中、坂口委員のほうからもお話がございましたけれども、「歩くライフスタイル推進プロジェクト」にも取り組んでいるところでございます。

この佐賀県公式ウォーキングアプリ「SAGATOCO」を活用した日常的な運動の効果は、糖尿病や高血圧など、様々な生活習慣病の予防や改善にもつながるものと考えております。

こうした、県民運動としての取組の効果も実を結んできているところではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 ありがとうございます。

「歩こう。佐賀県。」ということも表明されていますし、午前中、坂口委員のほうから、「SAGATOCO」はすばらしいアプリだということで、お話が出るたび、私、「SAGATOCO」、最近沈黙しております、下向きしかなかったんですけれども、もっと活用できるように、議会中も含めて、そうしたことで、やっとな県の取組が芽を出してきているのかなというふうな印象を持ったところであります。

それでは次に、残念ながらというか、やむを得ずの方もいるんですけれども、外来により透析治療の受入病院数についてはどのようになっているのか。また、過去議会でも度々指摘をされていますけれども、神埼地区には人工透析医療機関がないということでありました。

そこで、この人工透析患者の受入れ病院がない市町など、地域偏在の状況についてはどのようになっているのか、併せてお尋ねいたします。

○黒田障害福祉課長 人工透析患者の外来に対応している病院についてお答えをいたします。

現在、県内には人工透析医療機関は三十六機関ございます。このうち、外来患者の治療に対応されているところは三十三機関となります。また、外来対応の人工透析医療機関がない市町は九市町でございますが、人工透析医療機関は透析管理ができる医師、それから臨床工学技士の確保、さらには、人工透析装置等の設備も必要となりますことから、広域的な二次保健医療圏ごとの体制で見た場合、一定の体制は確保されているものと考えているところでございます。ただ、先ほど委員からもございました神埼地区についてでございますけれども、確かに現在、神崎市及び吉野ヶ里町には人工透析医療機関はございません。ただ、近隣の佐賀市内には複数ございます。そして、これまで人工透析医療機関がなかった上峰町内に令和五年一月に外来対応のクリニックが開院をしております。神埼地区も含めまして周辺エリアにおける通院の環境の改善につながっているものと考えているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 三十六病院中、三十三が受入れを行っていたらいて、そして今、令和五年一月に上峰町でそうした施設が開設するといいますが、受け入れてくださるということで、一定の地域偏在については解消してきているのかなというふうな印象を持ちました。平時であっても通うことは本当に大変な御苦労があるわけでございますけれども、悪天候、先ほど神埼、吉野ヶ里地区の近くには佐賀市があるという話もございましたが、今回の能登半島地震もそうです、そして、佐賀豪雨のときも指摘がありました。身近な地域にないといざというときに行けなくなるということでありまして、命に関わることでございませぬので、そうした意味では今回、上峰町で少し風穴を開けていただいたというところで感謝を申し上げたいと思えますし、そして、医療機関の皆様にも感謝を申し上げたいというふうに思います。

それでは、次ですけれども、こういった人工透析を受けておられる患者の皆様

様の通院の実態についてであります。

患者の皆様それぞれの事情にも異なりますし、通院方法は様々あるかと思えます。県ではそうした通院手段や御負担など、実態についてどのように把握をしておられるのかお伺いいたします。

○黒田障害福祉課長 通院実態の把握についてお答えをいたします。

委員からもお話ございました佐賀県腎臓病協議会、NPO法人でございますけれども、こちらは人工透析の医療機関ごとの患者でつくられた患者会や個人の患者さんで構成をされております。こちらの佐賀県腎臓病協議会や、それから、人工透析医療機関の関係者の方々、そして、人工透析患者の方が通院のときに利用をされております福祉有償運送事業者などとお話をする際に、患者の通院実態についても話を伺っているところでございます。

また、令和二年度には、佐賀県腎臓病協議会が主体となりまして、県も協力をさせていただきまして、県内の人工透析患者を対象といたしました佐賀県人工透析患者実態調査、アンケートでございますけれども、これを実施し、通院手段、通院に要する費用や時間などの実態を把握したところでございます。

以上でございます。

○木村委員 医療機関、当事者団体のみならず、当事者の皆様にもアンケートを行っていたということでございます。そうした様々な手法を用いまして実態把握に努めていただいたということで感謝を申し上げます。そして、そうした中で、吸い上げた意見、課題についての認識についてお尋ねしたいと思えます。

○黒田障害福祉課長 通院に関する課題の認識についてお答えをいたします。

人工透析患者の多くは、腎臓機能障害による身体障害者手帳の一級を所持されており、通院治療に当たりましては、先ほどありましたとおり、週三回、一回当たり四時間から六時間ほどの透析療法を受け続ける必要がありますことか



ら、様々な御負担を抱えられているものと認識をしております。

さきのアンケート結果では、人工透析患者の心配事で最も多かったのが体調、そして、それに次いで生活費や通院となっており、通院は大きな心配事の一つとなっているところでございます。

また、様々な機会を通じて把握をしております通院実態からうかがえる課題といたしましては、やはり高齢の患者が多いため、自家用車や自転車、さらには公共交通機関、これも乗り継ぎですとか、乗り場まで移動が必要になりますけれども、こういった利用も含め、患者が自力で通院することが困難なケースや、配偶者や家族も高齢化、そして、単身の高齢者も増えていらっしゃるということで、そういったことでの通院負担、そして、家族による送迎負担、そして、仮に御家族の方、通院を手伝っていただいているということでも、例えば、仕事とかでなかなか週三回の送迎対応が難しいといったケースもあると聞いております。

さらには、タクシーや福祉有償運送サービスの利用に当たりましても、やはり通院の費用の負担というのもございます。

患者それぞれの事情によって負担の内容には違いはあるものの、多くの患者の方々にとって通院に伴う負担というのは大きいものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 佐賀県特有の課題というところもありますけれども、全国同様、単身者、単身高齢者は増えていますし、運転免許証返納の話もございました。唐津市、たしか通院による透析医療機関三カ所あると認識していますが、広大な唐津市の中で、特にバスの再編とか便数が減ったり様々な公共交通機関の厳しさというのが日々増しているわけでありまして、ほかの手段を使うにもお金がかかるといふことで、今御答弁いただいた、いわゆる社会の縮図がこの問題

にも色濃く出ているんじゃないかなというふうに再認識をしたところでございます。

そこで、今回の新規事業についてでございますが、人工透析患者の通院支援事業についてお尋ねをすることになります。

まず、改めてでございますけれども、この事業目的についてでございます。人工透析医療機関における送迎サービスを促進する狙いについてお伺いいたします。

○黒田障害福祉課長 人工透析医療機関における送迎サービスを促進する目的についてお答えをいたします。

私ども県障害福祉課で調べましたところ、外来治療に対応していらっしゃる三十三の人工透析医療機関のうち、患者の送迎サービスを実施されているところは二十機関ございました。ただ、この二十機関におかれましても、送迎サービスに当たりましては、例えば、週三日のみ対応されているところでしたり、距離や所要時間に制限があったり、それから、足が不自由な方が対象になっているとか、患者のニーズに十分対応し切れていないと思われるケースも見られました。

人工透析医療機関に話を伺いますと、患者からは、送迎サービスがありますかといった問合せや送迎サービスの導入や拡充の要望などといった声もあられるということなんです。

医療機関におかれましては、可能なら対応したいとお考えのところもございしますが、人員やコスト面で対応ができていないというケースもあると伺っております。

こうしたことから、人工透析医療機関を支援し、患者の送迎サービスの導入や拡充を促進することで、患者の通院負担の軽減につなげていくことを目的としております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ今、三十三医療機関のうち二十の機関が送迎サービスを行っていて、そのありようも様々ということで、患者の皆さんで属性とか様々な本当にニーズがあるかと思いますが、ぎりぎりのところでやっつけてくださっているなという印象を持ちました。

とにかく今御答弁いただきましたように、今、送迎サービスをやっていただいているところであっても、より充実をさせていったり、また、今二の足を踏んでいるところが手を挙げてくだされば、結局は患者さんの負担軽減という話になりますので、好循環が生まれていければというふうに期待をするところでございます。

それでは、具体的な医療機関への支援内容についてお尋ねいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ人工透析医療機関への支援内容についてお答えをいたします。

人工透析患者の通院送迎サービスを新たに導入したり、サービスの内容を拡充する人工透析医療機関を対象といたしまして、その経費の一部を助成する計画でございます。

具体的には、人工透析患者の通院送迎に使用する車両の購入費に対しまして、補助率三分の一、かつ五十万円を上限に助成をいたします。

また、人工透析患者の通院送迎に伴う運転者の人件費や車両の燃料費について、補助率四分の一での助成といった内容を計画しているところでございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ車両の購入費等々、補助率等について御答弁をいただいたところであります。こうした制度を使ってぜひ手を挙げてくださるところが増えればなどさらに期待を持ったところでございます。

それでは、今回上程されておりますもう一つの事業内容となりますが、福祉

有償運送サービスの支援についてでございます。

この点についても改めて、目的についてまずお伺いをいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ福祉有償運送サービスの利用を促進する目的についてお答えをいたします。

福祉有償運送サービスは、NPOや社会福祉法人などの非営利団体が障害者や高齢者を対象に、通院や通所での利用を目的に有料で車両による輸送を行うサービスでございます。

運転者の方は、障害の知識や介助技術などの講習を受けておられます。

こうした福祉有償運送は、人工透析患者はもとより、障害のある人にとっても貴重な移動手段の一つとなっております。

そうした中、福祉有償運送サービスの利用料金の水準でございますけれども、これはこれまでタクシーの運賃の半額とされておりましたが、今年一月、国の公示によりまして、タクシー運賃の約八割に改定をされたところであり、人工透析患者の方々からは通院費の負担増を懸念する声もございます。

こうしたことから、福祉有償運送サービス利用時におきます費用の負担増を軽減し、引き続き利用しやすい環境に努めていくことが目的でございます。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ今御説明いただいた支援対象の福祉有償運送、佐賀県ホームページで調べてみました。福祉有償運送登録というんですか、されているところが二十七団体ほどありますけども、そうしたところに対しての支援を具体的にどのように行っていくのかお伺いしたいと思います。

○黒田障害福祉課長Ⅱ福祉有償運送事業者への支援内容についてお答えをいたします。

人工透析患者が通院のために福祉有償運送サービスを利用された際の料金を割引、割引を行った福祉有償運送事業者に対し、割引相当の経費を補填する計

画でございます。

具体的には、人工透析患者が通院で福祉有償運送サービスを利用されました場合の利用料金を、通常の料金から二五%割引した料金といたします。そして、割引を行った福祉有償運送事業者に対しまして、実績に基づいて割引相当分を県から補填をさせていただく計画でございます。

以上でございます。

○木村委員 福祉有償運送事業者の皆様は割引の補填を行うということで御答弁をいただきました。

今、二つの事業について中身を御説明いただいたわけですが、私も、まだ今回上程されたばかりですので、予算案が通っていない状況でありますけれども、私の印象としては、なかなか他県ではあまり聞かない取組なのかなというふうにも思ったところもございます。実際のところ、佐賀県以外の地域ではどのような通院支援が行われているのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長 他県における通院支援の状況についてお答えをいたします。

全国的には、市町村単位で人工透析患者の通院支援策に取り組んでいらっしゃる事例は複数ございますが、県が直接、人工透析患者の通院支援を行っているケースは、私どものほうで調べた範囲では見当たらず、佐賀県腎臓病協議会に確認をしましたところでも、全国でも聞いたことがないということもございます。

他県の自治体の支援内容は、人工透析患者本人に対しまして年間数万円程度のタクシー券や交通費の助成などを行う内容が多い状況でございます。

県内の市町におかれましても、人工透析患者限定ではございませんが、障害がある方へのタクシー料金補助などに取り組まれているところもございます。

このような場合、患者の方が助成に伴います関係書類を提出したりだとか、

申請手続などが患者のほうに発生をいたします。これに対しまして、本県では、人工透析患者本人による申請や精算などの手続負担が生じることなく通院支援を広く行き届けることができるよう、医療機関と福祉有償運送事業者の方々の理解と協力を得ながらこの人工透析患者の通院支援事業に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 全国見渡して、やっているところがあっても市町村単位で患者様御本人にされていて、しかも、手続が煩雑であるところを解消するということでは県がやるということで、本県に都道府県単位初ということで画期的な取組だということを再認識いたしました。

今回の議案を上程するに当たられまして、当然ながらですけど、医療機関とか福祉有償運送事業者の皆様、ヒアリングをした上で今回上程されたと思いますが、実際ヒアリングをされる中でどのような反応が出ているのかお伺いいたします。

○黒田障害福祉課長 本事業に対する関係者の反応についてお答えをいたします。

佐賀県腎臓病協議会からは、通院負担は大きな課題なので、支援事業の創設は本県にありがたいとの声をいただいております。その上で、困っている人に行き渡るよう取り組んでほしいとの意見もいただいたところでございます。

また、人工透析患者の送迎サービスを現時点では実施されていらっしゃる医療機関からは、患者から要望もあり、送迎サービスの導入を検討するに当たって後押しになるといった意見もいただいているところでございます。

以上でございます。

○木村委員 期待の大きい、すばらしい事業ということになるわけですが、ひよっとしたら出ている声かなというふうにも思っていたんですけども、

こうしたすばらしい事業が末永く続くんでしょうかという御不安の声が付きまとうかなというふうに思っています。まだ予算も通っていない段階で申し上げるのもなんなんですから、やっぱりいつまでこういった支援制度に頼って事業が継続できるのかという御不安がやっぱり今後も出るんじゃないかなというふうに思います。

もとより、透析治療に至る方を増やさないとということが大前提ではございますけれども、通院支援以外にも様々なニーズとか、困っていられる状況が出てくるかと思えます。

そこで、今回この質問の最後になりますが、今後、県といたしまして、人工透析患者に対する支援をどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○黒田障害福祉課長 今後の取組についてお答えをいたします。

これまで答弁をいたしましたとおり、本県の人工透析患者の数は、これまで長らく増加傾向が続いておりましたが、平成二十八年からの「ストップ糖尿病」対策や、令和元年からの「歩くライフスタイル推進プロジェクト」などといった取組を、関係機関の方々と一緒に取り組んできたこともございまして、人工透析患者数は令和二年から減少傾向に転じるという効果が現れているところでございます。

この人工透析患者数の減少というのは医療費の抑制にもつながることが期待されているところでございますので、その効果を人工透析患者の支援の拡充に還元していけるような好循環につなげていければと考えているところでございます。

まずは、今議会に提案をさせていただいておりますこの人工透析患者通院支援事業を関係の機関の方々と一緒にしっかり連携して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、人工透析患者の多くは、先ほども申しましたとおり、身体障害者手帳

一級を所持されておりますが、この内部障害というのは外見からはなかなか分かりづらいということがございます。

そうした援助を必要としている方々が援助を得やすくなるようにヘルプマーク、この普及や周知にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、佐賀県腎臓病協議会や医療機関、市町などと連携、協力をしながら、人工透析患者への支援や内部障害に対する県民の理解、啓発に取り組んでいくことで、人工透析患者の方々はもとより、障害のある方々が、自宅など、住み慣れた地域で安心して生活をしていただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○木村委員 ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、糖尿病の重症化予防の取組と車の両輪といえますか、治療をどうしても必要とする皆様のニーズをしっかりと把握しながら、施策にぜひ取り組んでいただきたいと期待いたします。次の質問に移させていただきます。

二項目でございます。「唐津青翔高校 T S U N A G A R U プロジェクト」についてお尋ねをいたします。

少子化が進んでいく中で、県立高校におきましては、学区の廃止、学校再編、定員減などの対応をしていただくことで、生徒の選択肢を維持し、各地域の活力の象徴とも言える学び舎の存続に向けて、これまで様々な施策を展開してこられたものと認識をいたしております。

午前中も言及がありましたが、本日、県立高校の合格発表でありました。一般選抜の最終志願倍率を拝見いたしますと、一番高いところで一・四六、一番低いところで〇・三四という状況でありました。多様な学びの選択肢があることは大変すばらしいことだと思っております。一方で、定員割れをしているところもあり、中にはそれが常態化をしているところもあるようにございます。



地域として、そして卒業生としては、何とか存続してほしいと願うわけでありませうけれども、その声がかえって生徒の学ぶ環境に大きな足かせとなってしまう場合があるのではないかと、そうした指摘が議会でもこれまで度々されてきたことも承知をしているところであります。

私の地元であります唐津・玄海地区にも、この唐津青翔高校が再編・統合によりまして、平成十七年に開校しました。そして、平成二十三年になって、県北部唯一の総合学科というものが生まれ、韓国文化系列、そして、美術・デザイン系列など、生徒の進路、関心に応じた学びとか、地域との連携による体験学習が行われております。

今回、唐津青翔高校は地域みらい留学という制度に参画をして、全国から生徒を募集することになるということであります。そして、来年度から唯一無二の学校づくりの一環として、今回上程されています「唐津青翔高校TSUNAGA R Uプロジェクト」に取り組むということでございます。多様な生徒がぜひ入学をしていただきまして、未来、世界、地域とつながるということで掲げてございますので、そのコンセプトの下で入学者の増加をぜひ図っていただきたいと思っております。

そこで、最初の質問ですが、唯一無二の学校づくりについてでございます。県教育委員会で取り組んでいただいております唯一無二の学校づくりとは何を目的に行っているのか、改めてお尋ねいたします。

○笹谷教育振興課長 唯一無二の学校づくりについてお答えいたします。

唯一無二の学校づくりとは、県立高校において学校の魅力や強みを磨き上げ、学校の魅力を発信することにより、県内外からの志願者を増加させ、学校の活性化を図ることを目的として取り組んでいるものがございます。

以上でございます。

○木村委員 確認をさせていただきます。

学校魅力強化委員会なるものを設置していただいたり、地元においても、一回委員会で視察をさせていただきましたが、唐津西高校もそうした取組を行っておられると認識しています。普通科改革ということも掲げていただいて、地域探究コースと学際探究コースが設置されました。生徒の皆さんが地域に入っていくって、いろんな学びを展開されているという認識を持っていますが、とにかく学生の皆さんから注目されるような学校づくりの一環だということでは評価をしているところでございます。

今回は青翔高校ということですが、未来、世界、地域とつながる学びということでございます。この中身について、どのようなコンセプトなのかお伺いをいたします。

○笹谷教育振興課長 二プロジェクトの目的及びコンセプト、事業概要についてお答えいたします。

「唐津青翔高校のTSUNAGA R Uプロジェクト」では、未来、世界、地域の三つを柱に様々な教育活動を行うことにより、骨太でたくましい人材の育成と学校の活性化を図ることを目的としております。

具体的には、未来では、最先端のデジタル技術を活用し、プログラミングやeスポーツなどを学び、体験することで創造力や発想力のある人材の育成を、世界では、韓国との交流を日常的に行うことで国際感覚豊かな人材の育成を、地域では、玄海町を中心とした地域資源を徹底的に学び、地域の方々との交流を深めることで地域を担う人材の育成を目指しております。

以上でございます。

○木村委員 未来とつながるといって非常に興味深かったのがeスポーツですね。なかなか学校で取り組むところがまだまだ少ないという中で、大変注目が集まるんじゃないかなというふうに思っています。

三つのコンセプトについてそれぞれ言及いただきましたけれども、特に世界

とのつながりというところで、具体的には韓国ですけれども、御案内のとおり、昔から玄海町自体が様々な取組を行っていただいております。そして、同じ東松浦地域の話になりますけれども、古代朝鮮の王様ですね、百濟の第二十五代の王様は唐津市加唐島出身という伝説がありますので、武寧王祭りというのがずっと続いています。お互いの国から行き来しながら催しが行われておりますが、外交的に厳しい時代もありましたし、また、コロナ禍もありました。しかしながら、地元の方が一生懸命、韓国の方と心を通わせながら続けていただいております。韓国は最近のポップカルチャーというんですかね、そこに若い人が注目しがちなんですけれども、こういった日韓の古い文化にも触れていた

ただく学生が県の内外でぜひ増えていただきたいというふうに期待もしながら、答弁を聞かせていただきました。

では、このそもそもの経緯でございます。TSUNAGARUプロジェクトに取り組むことになった経緯をお尋ねしていきたいんですけども、この項目の最初に、近年の唐津青翔高校の入学者の推移についてお尋ねをいたします。

○**笹谷教育振興課長** 唐津青翔高校の入学者数の推移についてお答えいたします。

過去五年の唐津青翔高校の入学者数は、定員八十名に対して平成三十一年度七十七名、令和二年度六十二名、令和三年度七十三名、令和四年度四十名、令和五年度四十八名となっております。

以上でございます。

○**木村委員** 厳しい数字が示されたかなというふうに思っております。その唐津青翔高校は、平成二十三年度、ちょっと冒頭申し上げたんですけども、系列といいますか、これが設置をされています。その具体的な内容とそれぞれの今の課題について、併せて御答弁をお願いいたします。

○**笹谷教育振興課長** 唐津青翔高校の系列での学びについてお答えいたしま

す。

五つの系列は、情報ビジネス系列、韓国文化系列、環境系列、美術・デザイン系列、生活福祉系列でございます。

具体的な学びの内容として、情報ビジネス系列では、パソコンなどを使用した基礎的なデータ処理の学習や、地元の小中学校や企業と連携した商品開発・販売実習を行うことによる商業の知識や技術の習得を行っております。

韓国文化系列では、韓国語、韓国文化、日本と韓国との交流の歴史の学習や、韓国の姉妹校である釜山外国語大学との交流や名護屋城博物館での実習を行っております。

環境系列では、自然科学分野の学習を基礎とし、体験学習を中心とした地域の自然や環境の学習を。

美術・デザイン系列では、絵画、彫刻、デザインなどの作品制作を通して自らの感性や技能の向上を。

生活福祉系列では、介護に関する専門知識や技能の習得を行っております。

各系列ではこのような取組を行っておりますが、最先端のデジタル技術を利用し、社会に出て役に立つスキルを身につけたい。韓国との交流を活発に行い、語学力を高め、国際感覚を養いたい。玄海町の自然や環境の学びを深め、学校内外で小中学生や地域の方々と交流したいなどといったニーズがございます。そのため、魅力の磨き上げに加え、現行の五系列を見直し、全国から多くの生徒が集まるよう、さらなる学びの充実を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○**木村委員** 平成二十三年から様々取り組んでいただいている中で、入学者数がなかなか厳しい状況が続いてきたということで、今回、磨き上げということでお示しをいただいたわけですが、御案内のとおり、県立高校は学区制が廃止になりました、門は広く開いています。しかしながら、立地的なところ

もあって、なかなか他地域の方が入学を希望するというのは非常に難しいなどというように以前から思っていたんですけれども、今回は全国から生徒を募集するというところで、地域みらい留学なるものを活用されるということでございます。

私にはあまり明るくないワードでもございました。改めて具体的な内容と課題についてお尋ねをしたいと思います。

○笹谷教育振興課長Ⅱ地域みらい留学による生徒全国募集の取組についてお答えいたします。

地域みらい留学は、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが主体となり、都道府県の枠を超えて、都市部から地方の高校に生徒が入学、交流することを支援、促進するものでございます。

この地域・教育魅力化プラットフォームは、島根県を拠点としており、令和三年度から新たに佐賀市三瀬村に事務所を置いております。令和五年度は全国で百校以上の高校が地域みらい留学に参画しております。県内の県立高校では、令和三年度から有田工業高校が、今年度から唐津青翔高校が地域みらい留学に参画し、全国からの生徒募集に取り組んでおります。

唐津青翔高校では、今年度、オンラインでの学校説明会や東京での対面説明会への参加のほか、オープンスクール等を開催しております。約二百六十名の生徒、保護者等に参加していただき、多くの方々から関心を持っていただいております。

全国からの生徒の受入れに当たっては、住まいの確保や食事の提供、生徒の見守りなどの生活環境を整備することが必要と考えております。現在、地域の方々から協力していただき、住まいとして二物件三名分を確保しておりますが、今後、全国から生徒を受け入れていくためにさらなる住まいの確保が必要となっております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ二百六十名も関心を寄せてくださっていることは、非常にうれいと思うところでございました。

今回の地域みらい留学を調べると、データで分析した記事が出てきておりまして、今、佐賀県でも県立大学の議論が続いております。費用対効果という話も出るんですけど、実際に取り組んだ学校の経済効果なるものが出ていました。島根県ですけど、二〇一九年のデータで、高校の魅力化に取り組むということが条件の一つということらしいんですけど、取り組んだ町の人口が5%増加して、そして、地域消費額は三億円増えたと。そして、こうした高校魅力化に伴う投じた町の財政負担額の約一・八倍の歳入効果につながったということで、そして、注目するところが、全国のよその地域から学生が入ってきて、地域課題についてよその方が勉強する姿を見ると、よそ者には負けられないということで地元の学生さんに火がつくという、課題解決型学習の中でそういった効果があるということでした。

本当にいろんな効果が発揮されるんですけど、先ほど住まいの問題が課題だというふうに認識しました。唐津市は離島留学をやっていますけど、なかなか苦労話が多いです。なかなか空き物件を貸してくだらないということ、いつか使うかもしれないとか、空き家問題の典型的な例ですけど、人に貸すということが非常に難しいなというふうに認識を持っています。しっかりと取り組んでいただければと思います。

それでは次に、この事業概要として挙げられております特別教室棟の改修について、その目的について改めてお尋ねをいたします。内容についてもお願いいたします。

○笹谷教育振興課長Ⅱ特別教室棟の改修についてお答えいたします。

現行の五つの系列を見直し、令和八年度から新しい系列、カリキュラムの下

で新しい学びを実現させることを目的として、三階建ての特別教室棟の改修を行いたいと考えております。

具体的には、三階にDXルームを設置し、ワイドスクリーンを整備し、韓国との交流を日常的に行ったり、福祉施設とオンラインでの交流を行いたいと考えております。また、高性能パソコンを配置し、プログラミングの学習や地元の小中学生とのeスポーツの合同部活動を行うことを考えております。

二階には、デジタル・アートスタジオを設置し、デッサンからデジタルデザイン、映像制作までの一連の作業を学ぶことを考えております。

一階には、玄海アクアリウムと玄海ラボを設置することを考えております。高校生が企画運営を行う高校生プロデュースの水族館を造り、玄海町の自然、生物、植物などを学ぶとともに、外部に開放することで地域の方との交流の場としていきたいと考えております。

さらに、屋外には玄海ファームを設置し、農業活動の体験を通じて持続可能な農業や環境保全の重要性を学ぶことを考えております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ三階建ての建物の各フロアに本当に魅力的な、ある意味、観光施設化するような印象を持ったんですけども、外の施設も含めて改修を考えておられるということで、大変期待をしたいというふうに思っています。完成した暁、まだ予算は通っていませんけれども、ぜひ視察をさせていただきたいと期待感を持ったところであります。

そして、今回、事前調査費等となっておりますけれども、この部分につきましても説明をお願いしたいと思います。

○笹谷教育振興課長Ⅱ事前調査費等につきましては、交流拠点の整備、先ほど住まいのことを申し上げましたけれども、住まい、特に全国から募集した場合には寮に当たるような住まいの確保が必要と考えております。また、それらを

地域の方々との交流の場とも考えております。既に先進事例としてそれを行っている各県の高校がございますので、できれば事前視察として、そちらのほうを視察したいと考えております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ先進地の視察をもって、暮らしやすい寮の整備、そして、人が集まりやすい交流施設も併設ということで理解をしたところでございます。地域みらい留学で来てくださった学生の方と地域が交流をして、すばらしい施設になっていき、地域の活力になっていく学校であるということが望まれるかなと思います。卒業してからも帰ってきてくださったり、関わってくださる関係人口の一つかと思っておりますので、ぜひ期待をしたいというふうに思っています。

既に有田工業高校で地域みらい留学を活用して、先行して取り組んでいただいておりますけれども、今回の青翔高校に限らず、次の学校も含めて、ほぼ定員割れの状況なんかもあえて触れさせていただきました。こういったすばらしい取組、地域みらい留学の活用というのは様々な条件があるかと思うんですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今後、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○笹谷教育振興課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

唯一無二の学校づくりについては、唐津青翔高校だけではなく、全ての県立高校において特色ある教育活動を継続的に行っていく必要があると考えております。

この唯一無二の学校づくりについては令和三年度から取り組んでおりますが、唐津青翔高校以外でも新しい取組が生まれております。先ほど申し上げましたように、地域みらい留学については、現在、有田工業高校と唐津青翔高校が初めて取り組んでいるような形で取り組んでおりますが、唯一無二の学校づくりについてはたくさん取組が生まれております。



具体的には、鹿島高校で、社会で活躍している鹿島高校の卒業生が、生徒の進路相談や将来の夢実現に向けてアドバイスを行うなどキャリア教育の充実に取り組んでおります。今年二月には、鹿島高校の空き教室を利用して、「旭ヶ岡キャリアラボ」を開設しております。卒業生数名が在籍し、生徒に自らの体験談等を交えながら、アドバイスを行っております。

唐津西高校では、令和六年度から新たに普通科内に二つのコースを設置する予定としております。生徒自身が興味、関心のある分野から課題を発見し、その課題解決に向けて取り組むことにより、問いを立てる力、情報を収集し、整理、分析する力、考えをまとめ、表現する力を養い、生徒自らの進路実現につなげていくこととしております。

これらの取組のように、全ての県立高校が様々な工夫しながら学校の魅力や強みを磨き上げ、生徒、保護者から通いたい、通わせたいと思ってもらえるような学校づくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員Ⅱ御答弁ありがとうございます。

最後に少し余談になるかと思いますが、二〇二二年の高校野球佐賀県大会におきまして始球式を担当した野球部員は、唐津青翔高校の野球部員でございました。部員がたった一人ということで、そうした中で黙々と練習に励んでいる姿が評価されて、抜擢というか、粋な計らいだなというふうに思ったんですけども、その前の年は近隣高校との合同チームで秋季大会とかに出ていたそうでありまして。しかし、組んでいた学校がそれぞれ出場することになって、いろいろと奔走したけれども部員が集まらなくて、最後の夏がこの始球式だったということ、二年前の話で私は全然知らなかったんですけれども、やはり生徒数の減少というものは、いろんな意味で、文科系の部活もそうですけれども、部活もすっかりとした学びの場であります。子供たち自身に様々な影響が出る

など感じたところであります。

唐津青翔高校を含めまして、この少子化の中で志願者を増やしていくことは大変困難な取組だと思いますが、子供たちの多様な選択肢をぜひ維持していただきまして、県外も含め、入学希望者の増加につなげていく取組を期待して、質問を終わらせていただきます。

○西久保委員長Ⅱ暫時休憩します。副委員長と交代いたしますので、そのまましばらくお待ちください。

午後二時三十五分 休憩

午後二時三十六分 開議

○野田副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○西久保委員Ⅱそれでは、今回は三問の質問をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、障害福祉サービス事業所への支援についてという質問をさせていただきます。

この質問は、過去の議事録をたくさん見させていただきましたけれども、どうしても福祉のされる側、利用者さんのどうしようしようという話はたくさんあるんですけども、施設側の質問というのは今まで一度もあつておりませんので、いろんな問題が多々出ています。それによってこの質問ができましたので、答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域における住まいの場としてのグループホームの確保や、一般就労に向けた訓練の場、相談支援を受けることができる窓口、介護者が一時休息、レスパイトできる環境など障害福祉サービスの充実が必要不可欠と考えております。

こうした障害福祉サービスの担い手である障害福祉サービス事業所においては、利用者である障害のある人や、その家族の立場に立った支援を行っていく必要があります。しかしながら、障害福祉サービス事業所の実情を伺うと、例えば、利用者やその家族とトラブルが生じた場合の対応に苦慮したり、支援に係る計画書や報告書をはじめ、日々様々な記録や資料の作成などの事務に追われ、事業所の利用者や家族とのコミュニケーションを取る十分な時間を確保することが困難であったりと、障害福祉サービスの提供に当たり、様々な悩みや課題を抱えているとの声があります。

さらには、ケアに当たっての体力的な負担や資料作成など事務負担の増大といった介護、福祉の現場の思いを考えると、障害福祉サービス事業所における

事務負担の軽減や働きやすい職場環境づくりを支援していく必要を強く感じております。

県では、「人の想いに寄り添う施策」を掲げて障害のある人に寄り添った取組を進めているのであれば、そうした障害のある人を支えている障害福祉サービス事業所に対する支援も重要と考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

障害のある人や、その家族に対しては、障害者総合支援法に基づくサービスなど利用計画や地域移行などに関する相談支援事業所、県の保健福祉事務所や精神保健福祉センターでの心の悩みや心の病気に関する相談対応など、相談窓口が各地域に設けられております。また、虐待を受けたと思われるケースが発見された場合には、全市町に設けられている障害者虐待防止センターに通報し、通報を受けた市町は障害者虐待防止法に基づき事実確認を実施するなど様々な支援体制が設けられております。一方で、障害福祉サービスを提供する事業所が相談したい場合、相談窓口が少ないと思われるところであります。

そこで、相談支援体制についてお伺いいたします。

障害福祉サービス事業所への相談支援体制の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ障害福祉サービス事業所への相談支援体制についてお答えをいたします。

障害福祉サービス事業所からの相談窓口といたしましては、まずは私ども県障害福祉課でございます。県は、障害福祉サービス事業者からの申請に基づき、事業所の新規指定や指定の更新、六年ごとになりますけれども、これに係る事務、また、事業所によるサービスの質の確保や自立支援給付の適正化などを図るため、定期的に事業所を訪問して実地指導なども行っております。

このため、事業所の指定や更新の申請のとき、そして、実地指導の際などに



かお尋ねいたします。

○黒田障害福祉課長 Ⅱ 障害福祉サービス事業所からの相談に対する支援の方法についてお答えをいたします。

事業所から私も県の障害福祉課に相談や問合せがあった場合は、その内容によりまずけれども、内容がその場ですぐお答えできるようなものでございまして、その場で指導、助言を行うこともございます。また、一旦話を伺った上で、課の中、障害福祉課内はもとより、必要に応じて庁内の関係部署ですとか市町などとも協議をいたしまして、対応させていただく場合もございます。そのほか、事業所を直接訪問させていただいて、現地を確認した上で対応させていただくケースもございます。こういった様々な方法で相談支援を対応しているところでございます。

次に、相談支援事業所による支援の方法についてですが、幾つかの相談支援事業所にお尋ねをしましたところ、いずれも相談内容に応じてアドバイス等がされていると聞いています。特に利用者とのトラブルに関する相談に対しましては、相談事業所としては、必要に応じて中立的な立場で事業所と利用者の双方から話を聞いたり、事業所に直接赴いて、事業所と利用者や、また、その家族との話し合いの場を持たれるなど、そういったケースもあるとのことでした。さらには、利用者の障害の特性によっては、主治医の助言や意見を求めることもあるとのことでございます。

また、利用者とのトラブルに関する相談に関してですが、相談支援事業所だけではなかなか対応が難しいといった事案につきましては、相談支援事業所から基幹相談支援センターというのがございます。こちらのほうに相談されているケースもございます。この基幹相談支援センターは、地域における相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う中核的な役割を担っております。現在、県内に三方所設置されているところでございます。

相談支援事業所から相談を受けたこの基幹相談支援センターは、アドバイス等を行うとともに、必要に応じて、その相談支援事業所と一緒に問題解決に向かつて動かれるなど対応されているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員 Ⅱ ありがとうございます。

また、そういった支援の形があるのであれば、B型作業所、A型作業所、福祉事務所に対する周知というのもまた今後よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、障害福祉サービス事業所に対する業務支援についてお尋ねをいたします。

障害福祉サービス事業所は、日々障害のある方や、その御家族等と直接向き合い、それぞれの障害特性に応じたケアに当たっております。その上で、報酬算定や事業運営のための資料作成など多くの事務作業も行っております。令和六年度には、感染症や非常災害発生時の業務継続計画——BCPと呼ばれるものですが、策定が新たに義務化されるなど、その業務量は年々増大していると思われれます。

また、事業所からは、県による実地指導において、担当者によって指導内容にばらつきがあるケースもあり、実地指導のたびに事務取扱いの変更などが求められると事務負担が増えるといった声も聞くことから、障害福祉サービス事業所の現場における事務や手続の簡素化を図っていく必要もあると考えております。

そこで、業務支援についてお伺いいたします。

県による障害福祉サービス事業所への業務支援の現状はどうなっているのかお尋ねいたします。

○黒田障害福祉課長 Ⅱ 障害福祉サービス事業所への業務支援の現状についてお答えをいたします。



障害福祉サービス事業所では、障害のある人のケアに加えまして、委員から御指摘もございましたとおり、複雑な制度の下で様々な書類作成等の事務にも対応されているところでございます。内容も多岐にわたり、業務量も増加するなど負担が大きいといった声があるということも伺っております。

このため、そうした事業所から寄せられます日々の相談や問合せに関しては、私どものほうとしても丁寧に対応するとともに、実地指導の際などにも適切な指導、助言に努めてきているところでございます。

また、個別に事業所を訪問して行う実地指導のほかにも、主に開設一年未満の事業所を対象に、講習形式によります集団指導も行っているところでございます。

先ほど委員のほうから、実地指導の際に県の担当者の内容にちよつとばらつきがあるというようなこともございましたけど、そういったことがないようには努めておりますけれども、仮にそういったことがあれば事業所のほうも混乱をしかねませんので、そういうことがないようにしっかりと私どもの中、担当者の中でも情報共有を図ったり、担当者のスキルアップ等にも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

今、実地指導の話が出たので、少し現場の声をここで伝えたいと思います。

実地指導をして、もし問題があれば、改善報告依頼というのがあります。通常であれば、どのぐらいが適当なのかというのがありますけれども、大体三週間程度、実地指導が終わった後、三週間たって初めてその改善報告書依頼が出るんですよ。そしたら、三週間タイムラグがある中で、またいろんな問題が出る可能性がある。そして、先ほど実地指導のときの担当者によってばらつきがあるかもしれないという話でしたけれども、今のところ、我々が何社かずつと

回ったときに、実地指導の中身で担当者のばらつきは実際あります。ありますから、私としては集団指導のときにもっとしっかりと形でお話をしていただいて、実地指導でやる担当者の方のレベルがいろいろあるとは思いますが、そこもしっかりと一度把握をしていただきたいと思えますし、もう一度確認します。実地指導から改善報告書依頼までがあまりにも時間がかかり過ぎますけど、これについてどう思われるのかお尋ねします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ実地指導後の改善通知、私どものほうから出します改善通知に時間がかかっているという御質問についてお答えいたします。

実地指導では、運用上の軽微な誤りですとか、そういったものは実地指導、その場で口頭指摘という形で対応しているものもございますけれども、法令上改善が必要なものですとか、そういった比較的重い指摘事項などがあった場合は、事業所組織としてもきちんと認識をしてもらった上で、適切かつ確実に対応していただく必要がありますことから、実地指導後に文書で改善報告を求めているところでございます。

その場合に、県からは指摘事項の根拠ですとか趣旨、そういったことについて丁寧に説明をするように努めていることから、指摘事項の数ですとか、その内容、これによりましては、県からの文書発送に時間を要するケースもございします。ただ、可能な限り、速やかに通知ができるように努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

本当ですよ、実地指導をして改善報告依頼が来るまで、例えば、三週間あったと。そしたら、その三週間の間はその事業所は法令違反であるということをして、返して見るとそういう話なんですよ。ですから、そこはしっかりとした形で実地指導をして、やはり早く対策しないと、その三週間で何かあったとき、誰

が責任を取るのかという問題もありますので、これについては、これ以上質問はしませんけれども、しっかり認識をしていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入ります。事務や手続の簡素化についてであります。

他県では、様式やマニュアルを定めている県もあると聞いております。県として、障害福祉サービス事業所の事務や手続の簡素化についてどのように取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

他県というのは、各県によって幾つかですけれども、マニュアル、自分たちでしっかりとした報告の書類をつくられているんですね。それにある程度打ち込んでいって、それを県のほうとか都府県に出せばそれで済むようになってくるんですけど、今、佐賀県の事務手続というのは国のマニュアルを使っていますので、なかなかそれに合わせてやるというのは難しい点がございます。まず、こういったところを改善してやって、事務手続を簡素化したらいかがですかという質問ですけど、よろしくお願いいたします。

○黒田障害福祉課長 障害福祉サービス事業所の事務や手続の簡素化についてお答えをいたします。

まず、私どものほうで今取り組んでいる簡素化の一つの紹介としましては、事業所を対象といたしました、先ほど答弁をさせていただきました集団指導、こちらの開催方法ですね、従来は開催日や会場を決めて、参集型で開催しておりました。これを今年度はユーチューブ配信によるオンデマンド型の講習に変更いたしました。事業所の方が都合のいいときに受講いただけるようにしたところでございます。

また、様式やマニュアルの話もございました。確かに私ども佐賀県では、国が定めているものは県のホームページに掲載して、掲載しているということも事業所の方々にメール等でお知らせをするなどの対応をしているところではございますけれども、県のホームページに今載せているものについても、データ

の検索ですとか入手自体が少し使いづらいというんでしようか、その点は事業者の視点で使い勝手を向上させていけるよう改善できるものはしていきたいと思っております。

また、事業所の方々からの御意見ですとか、先ほど委員からございました他県の事例、そういった状況なども参考にしながら、事業所の方々の事務や手続の簡素化が図れるよう対応していければと考えているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員 ありがとうございます。

それでは、今私が質問した中で、これは実際、厚労省のガイドラインなんですよね。莫大な量の中から自分たちが必要なものをピックアップしていかないといかんわけですよ。そして、令和六年からはBCPがまた始まります。どんな書類を作ることが増えてきます。でも、私たちがそれをどうやって作ればいいのかと見たら、莫大な量から自分のところを選んでいく、この作業だけでも大変でございますので、私はここでしてくれという話はしませんけれども、できれば皆さんの事業所が困っていますので、一歩でも二歩でも分かりやすい形で改善していただくことをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

業務負担軽減の支援についてであります。

障害福祉サービス事業所の現場は、体力的な負担に加え、事務作業の負担も大きい状況です。現場の職員の負担軽減に向けてどのように取り組んでいかれるのか、支援をしていかれるのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長 障害福祉サービス事業所の現場の職員の方々の業務負担軽減の支援についてお答えをいたします。

県では、障害福祉サービス事業所に対しまして、介護業務の負担軽減につながる、例えば、入浴支援機器ですとか見守り機器、こういったものの導入、そ

して、事務負担の軽減につながりますICT機器や業務効率化ソフトなどの導入に係る経費に対しまして補助を行っているところでございます。

加えまして、物価高騰が長期化をして経営が苦しい中におかれましても、賃金引上げを行う事業所を対象にいたしまして、補助率を優遇した支援を計画しており、これも今議会の二月補正予算で提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱ今、ICTの補助ということがありましたが、大体何件くらい手が挙がりそうなのか、また、どのぐらいの時間量が減ると予測されているのか教えてください。

○黒田障害福祉課長ⅡICTの補助の見込み等についてお答えをいたします。

すみません、ちよつと今、手元に見込みの件数というのを持っていないので申し訳ないんですけども、時間の縮減等につきましては、実績報告の中で、いろんな計算式の中で何%ぐらい効率の効果がはかれましたかというようなものは出していただくようになっております。これまでのところを見ますと、残念ながら、一〇%程度のところもあれば、もっと大きい数字で削減されたようなどころもあるやに記憶をしているところでございます。

いずれにしても、少しでも多くのところにそういった効果が生まれるように取り組んでいければと思っております。

それから、計画としては三十五事業所ほどに御利用いただくことを前提に算出をしているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。

では最後に、今後の取組についてでありますけれども、障害者と直接向き合っている、支えている障害福祉サービス事業所に対する支援について、今後どのよう

に取り組んでいくのかお尋ねをいたします。

○黒田障害福祉課長Ⅱ障害福祉サービス事業所に対する支援の今後の取組についてお答えをいたします。

これまで答弁をさせていただきましたとおり、障害福祉サービス事業所に対する支援につきましては、相談対応や実地指導などでの指導、助言、介護支援機器やICT機器、業務効率化ソフトの導入などソフト、ハード両面から取り組んでいく必要があるものと考えているところでございます。

また、相談支援に関しましては、県内五つの障害保健福祉圏域全てに自立支援協議会というのが設置をされております。この自立支援協議会は、地域の相談支援事業所や、まさに障害福祉サービス事業所の方々、そして、医療機関、教育関係、市町などで構成をされているところでございます。

この協議会の中には相談支援部会など専門部会も設けられているところであり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくための協議がなされているところでございますので、そうした対応の拡充もこの自立支援協議会の方々の中で働きかけていければと考えているところでございます。

さらには、業務負担の軽減とあわせまして、障害福祉の現場で働く方々を応援し、今後の人材確保にもつながるよう賃金の引上げによる処遇改善にも努めていくこととし、そのための支援事業費につきましても今議会に予算を提案させていただきます。

障害福祉サービス事業所が障害のある人に寄り添い、適切で質の高いサービスを提供いただくことは、障害のある人が地域で安心して暮らしていくためにも大変重要でありますことから、今後も障害福祉サービス事業所の支援に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。



○西久保委員Ⅱこの項目の最後ですけれども、少し部長にお尋ねいたします。

今、質問を三問四問させていただきましたけれども、私は若干違和感があるんですよね。例えば、私が言っているのは、マニュアルをちよつとつくつてくれればみんな取りに行くんですけどと言っているんですけど、いやいや、ICTの機械を買う補助金を出すから取りに来んですかと、もしくはB型作業にしてもA型作業にしても、福祉事務所も大きいところや小さいところもあります。法人化しているところから小さな社福もあります。でも、やはり地域にとつては大切なところであります。どのレベルに合わせる、合わせないは別にして、まず、相手さんに要求する前に自分たちができること、ならしてできることをやってからやるべきかなと思いますので、その辺について、今後の福祉事業所に対する県の取り組み方について、少し部長に答弁をいただきたいんですけど、よろしくお願いいたします。

○實松健康福祉部長Ⅱ今回御質問をいただきまして、私も気づきました。私たちの施策はどうしても障害者に力点が今まではあった。そういう中で、障害者の方々にサービスを提供していただいている事業者の皆さんについても、しっかり目線を同じように持つて対応していくことが大事であろうと。そのときに、先ほどお話がありましたように、ICTとか、そういうことではなくて、すぐできることがあるじゃないかと。まさしく今回、マニュアルとか様式ですね、県のホームページを見ましたところ、やっぱり分かりにくいなということを私自身も思いましたので、そういったことができること、これは予算もかけずにすぐにできることですので、まずはそういったことからしっかり取り組んでいくと。

それから、職員の意識もそういった面を変えていくということも大事であろうと思っておりますので、今回、委員からいろいろと御指摘いただきました分を踏まえまして、しっかりと今後取り組みんでいきたいと思っております。

○西久保委員Ⅱありがとうございました。

本当に職員さんも大変だと思えます。大変ですけれども、現場の方はもっと大変です。二十四時間体制でやられている方もいらっしゃいます。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、二番目の質問に入ります。県立大学に対する教育委員会としての認識についてであります。

県立大学の設置に関する先日の県議会一般質問、これは令和六年三月五日の野田議員さんの質問に対する教育長の回答でございましたけれども、「県立大学との——教育長の答弁ですよ——県立大学との人材交流や大学施設の利用など、様々な連携を行つて、子供たちが県立大学を身近なものとし、学校の様子や魅力を感じ、進路の一つとして考えられるようになればよい」と答弁されました。

その上で具体的な連携として、小中学校では子供たちが大学に向いてキャンパスの雰囲気を楽しんだり、施設を見学したりするほか、大学からも出前授業や小中学校を訪問することなどが例示されました。また、高等学校では、大学の研究活動や調査活動に高校生が参加し、これを単位認定することや、高度な資格取得に向けた講座に、生徒だけでなく教員も受講することが例として挙げられました。

佐賀県には、既に県が設置する専修学校などとして、農業大学校、医療センター、好生館看護学院、そして、職業能力開発校として多久の産業技術学院などがあります。もう一つ、国立ではありますけど、佐賀県水産学校というのも唐津のほうにございますけれども、そこではすばらしい人材を育成しております。

まず、その生徒さんたちは、産業技術学院の木工のほうは九州で一つしかないということで、他県からもちよつとたくさん来られています。その後、鹿児島に戻ったり、大川家具さん、諸富家具さんの後継者としてすごい期待を



されており、あとはほとんどが県内の子供たちがあそこへ行くんですね。子供たちであったり、年齢少し行かれた方がですね。そして、九割以上が県内で一番働く、必要とされているところの職場に今行かれているということ、すばらしい人材を育成されているという言葉に、ちよつと集約するということになります。

農林水産分野をはじめ、県内の産業界では人材が不足しており、これら専修学校などでの人材育成は期待される場所でもあります。まずは、県が設置しているこのような専修学校と小・中・高等学校との連携も充実されるべきではないかと考えております。

また、高校進学を機に県外へ行く子供もいると聞いております。佐賀の子供たちには佐賀の高校や地元の高校へ通ってほしいと思っております。県立大学と小中学校の連携も必要と思いますが、まずは高等学校、県立である高等学校とその地域にある小中学校との連携が大切であると考えております。

そこで、次のことについてお伺いいたします。  
農業大学校、産業技術学院、看護学院と小・中・高等学校との連携についてであります。

県立の農業大学校、県立の産業技術学院、県立の看護学院と小・中・高等学校は現在どのような連携を行っているのかお尋ねいたします。

○原岡学校教育課長 農業大学校、産業技術学院、看護学院との小・中・高等学校との連携についてお答えをいたします。

お尋ねの各校における、まず小学校や中学校との関わりとしましては、学園祭や活動発表会等で一般に学校が開放されている際に、地域の学校として広く親んでもらえるような企画やイベントがございますので、そういったものに小学生や中学生が参加するような形が多いように思われます。

次に、高等学校との連携ですが、これらの三校は専門性の高い知識や

技能を身につける学校、あるいは訓練校であることから、そうした高度な専門的な知見を活用するような形で連携や関わりが中心となっております。

まず、職業訓練開発校である産業技術学院との連携ですが、工業系の高校を対象に毎年開催されております「高校生ものづくりコンテスト」、これは全国大会までつながる大会ですが、このコンテストに産業技術学院の先生を招いて、例えば、旋盤であったり電気工事、あるいは自動車整備などの部門で審査、講評をさせていただいたり、あるいは県が主催しております「さがものづくり道場」という工業系高校生、あるいは高校の教員を対象にした講習会に技術指導として講師を派遣していただいたりということがございます。こうした取組によつて、工業高校の生徒たちにとっては高度な工業技術の習得、あるいは教員にとつての指導力向上といったものにつながっていると考えております。

続いて、農業大学校との関わりですが、農業系高校の生徒を対象として、佐賀県農業の現状であったり課題、あるいは農業に係る先端技術などについて、農業大学校の先生方を高校に招いての出前講座などを行っております。

また、農業系高校の生徒の研修の一環として実施されております農業大学校の施設見学であったり体験実習、こういったものは高校生にとつて専門教科の学習の深まりを目指すとともに、進路学習の一助にもなっております。

また、農業大学校の学生さんが高校に出向くというケースもございまして、農業大学校の学生が、高校の教員から、例えば、ガス溶接やアーク溶接の特別教育講習などを高校生と共に受講するなど、資格取得という共通の目標を持って交流するような機会もございます。

また、看護学院との交流になりますけれども、県立学校には看護学校がございませんので、好生館看護学院の専門性を生かした研修等の場となるような交

流は行われておりませんが、七月末から八月上旬頃に行われます助産学科、看護学科によるオープンキャンパス、これに多くの高校生が参加をすることで学院の学生や先輩方との交流といったものが行われております。例年、百名近い高校生が看護学院のほうを訪れており、生徒の進路意識を高めるよい機会となっておりますというふうに認識しております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱ分かりました。そうですね。じゃ、この点について少しお尋ねいたします。

じゃ、農業大学校、産業技術学院、好生館と、例えば、この三つを出したときに、それぞれ所管が違うんですね。例えば、農林水産部であります。産業技術学院は産業労働部です。それぞれ所管が違いますけど、そういった場合に、今どういった働きかけをして交流できるようになっているのか。そのルートのなことについて少しお尋ねします。よろしくお願いします。

○原岡学校教育課長Ⅱ交流のルートということでお尋ねでありますけれども、基本的には専門性を生かした形での学びというものをやっておりますので、学校間における先生方のつながりであるとか、あるいは随分長いこと、いろいろな形で講師をしていただいたりというふうなところがございまして、そういった学校同士のつながりの中でこういった交流が生まれてきているというふうな認識をいたしております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。ちょっと安心しました。わざわざ農林水産部に言っていて、それからまた学校に行っちゃいかんのかなというふうに思っていましたので、学校同士がそれぞれ身近にやれるというのは、これは理想ですので、ちょっと安心したところであります。

それでは次に、県立高校と小中学校との連携についてお尋ねいたします。

県が設置する高校が、小中学校に対して身近なものとなるような働きかけを行っているのか。もし行っているのであれば、どのような連携を行っているかお尋ねをいたします。

○原岡学校教育課長Ⅱ県立高校と小中学校との連携についてお答えいたします。

県立高校三十二校ございますけれども、そのうちほとんどの高校のほうで小中学校、または中学校との連携をした取組というものをやっております。

まず、県教育委員会が行っております連携事業の代表的なものとしては、ハイスクールプロモーション事業というものがございまして、五月から八月が中心になりますけれども、中学生とその保護者を対象とした高校進学説明会、あるいはオンラインによる高校説明会、ハイスクールウェビナーと呼んでおりますけれども、こういったものを実施しております。

それからまた、各高校ごとの実施になりますけれども、七月から八月にかけては中学生に高校のことを知ってもらうための体験入学を実施いたしております。県内の各高校の特色ある教育活動を紹介したり、実際の施設や授業風景を見たり、あるいは参加したりする機会を提供することで、幅広く県立高校の魅力を発信する、あるいは知ってもらうような事業ということになっております。

各高校が独自に行っている取組におきましても、小学校や中学校との交流活動は大変盛んで、例えば、小学生対象では、普通高校の生徒が小学生の夏休みの自由研究や学習を支援するような活動、工業高校生が地元の小学校に出向いて焼き物やオルゴール作成の仕方を教えたりといったことに取り組んでおります。また、農業高校では乗馬や動物触れ合い体験会、総合学科では福祉に係る体験教室などを開催しており、これまた各高校の特色を生かした交流がほとんど定期的な実施されているという状況がございまして、

中学生との交流につきましても同様に盛んでありまして、普通科ではサイエ

ンスの実験交流であったり、学習の支援など、高校生との交流の機会というものがやはり設けられております。また、商業高校では、商業科の専門分野になりますけれども、簿記や会計という、これは一般に聞いてもなかなか一体どういった学習内容かというのが分かりづらいところがありますけれども、こういった内容について中学生に分かりやすく理解してもらうための出前授業などを行っている学校もございまして、学科、コース等の特色を生かした活動を行っております。

これらの取組や連携は高校のPRにも資するものとなっておりますけれども、同時に小中学生と高校生双方にとって学習の深まりが期待でき、また地域の方々の人間関係の構築にも結びついているものというふうに考えております。教育効果は小・中・高校生、それぞれにとって大変大きなものと考えており、今後も地域の学校間での連携した取組を通して児童生徒が成長していくことを期待しているものであります。

以上でございます。

○西久保委員 II ありがとうございます。いろんなイベントのときにそれぞれがやり取りをやられているということでしたけれども、私、高校のグラウンドとか中学校のグラウンド、ちよつとある高校なんですけど、行きましたら、やはり関係者以外立入禁止となっていて、土日は入れないんですね。これは、確かに危ないからだとは思うんですけど、昔は中学校とか高校とかのグラウンドを使って野球をやったりサッカーをやったりしている子を見たんですけど、今ほとんど見なくなりました。

ちよつと私、今の答弁の中に少し期待したのは、三月五日の一般質問の中で、教育長が県立大学について少し触れられているんですね。「小中学生や高校生のふだん使いの場としてさせていただければというふうに考えております。」と、逆に言うと、今、教育委員会としては、小中学生と県立の高校ですよ、ふ

だん使いの場として使えるような形を本当は取ってくれていればいいんですけども、自分たちはふだん使いの場として使わせんばってんが、県立大学ができたらふだん使いの場として使わせるよというのは、ちよつと私の認識からすると少しクエスチョンのかなと思います。

それと、今の時期、私はすごく毎日毎日、朝見て楽しいのは、(新聞を示す)この「みんなの夢」という小学六年生の、今日たまたまうちの地元の鍋島学校の五クラスの生徒さん、全部ちよつと読みながら、ああ、なるほどなど。知っている子もたくさんいるので、見ていたんですけども、やはりこれを見てみると、プロ野球選手とかサッカー選手はちよつと別にしても、地元で働きたい、私はお父さんと一緒になってこの仕事をやるよという子が実は結構いるんですよ。これがなぜ、たった中学、高校と六年間してしまえば何となく佐賀を離れるのかなという、やはり小中学校のときからいろんな高校生と一緒にって教育をしたりやっていくべきなのかな。道徳的なこともあわせてですね。遊びの場で、イベントでつながるだけではなくて、やはりそういうところも本当は必要なのかなと思っておりますので、それについては答弁要りませんけれども、私の考えを少し述べさせていただきます。原岡さんにあまり失礼なことを言ってもいかなので、あれなんですけど、じゃ、最後に、県立大学の設置検討に係る教育委員会の関わり方についてちよつとお尋ねをいたします。

三月五日の一般質問で、るる教育委員会の考えをたくさん述べていただきました。そして、一月の第一回の県立大学庁内連携本部の会議の中で、一月九日にあっているんですけども、教育委員会の考え方として書かれています。「県立高校との連携に関すること、県内小中学校との連携に関すること」、これを「全庁的・横断的に取り組む主な事項(イメージ)」として、県教育委員会はそういうふうに書かれているんですね。専門家チームに対して、今後、教育委員会がどういう立ち位置でどのように関わっていくのかお尋ねをしたいと思いま



す。

○原岡学校教育課長Ⅱ県立大学の設置検討に係る教育委員会の関わりについて  
お答えいたします。

今、委員のほうからおっしゃっていただきましたけれども、庁内連携本部会議の資料等の中に教育委員会としての関わりであるとか、あるいは一月に示されました「県立大学基本構想」の中にも子供がふだん使っている大学等々の項目がございますので、そういったことに教育委員会は関わっていくというようなことを認識はいたしております。

ただ、そういう背景がございまして、教育委員会では現在、佐賀大学であったり西九州大学と連携の取組を行っておりますので、そういった取組を基にアイデアを広げて、様々な可能性を探っているというところが現状でございます。三月五日の野田議員の一般質問に対する教育長の答弁も、その例示として、連携のアイデア、可能性について紹介されたものというふうに考えております。

今後、県立大学の具体的な検討が進む中で、小・中・高等学校とも意見交換をしながら、どのような連携ができるのか、あるいはどのような教育的効果が見込めるのか、何を優先していくのかなど、こういった視点を持って議論を重ね、提案ができればというふうに考えております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。本当に小中学校、高校との連携をやっていたきたいと思います。

ここに、実は佐賀県の高校の位置図を、私、パネルには今回していないんですけれども、どこにどういう高校があるんですか、どういったところに専修学校があるんですかと、この一覧表があります。(資料を示す)ほとんど真ん中に集中しています。教育長にちょっと最後お尋ねをするんですけれども、これは県立大学に関して教育委員会の立ち位置というのはかなり大きなものになって

くると思います。なぜかという、全国から集めるという話ではなくて、県内の高校生を残すために県立大学をつくってほしいということになってくれば、小・中・高生との関わりが絶対必要になってきます。

今るる御説明いただきましたが、結論を言うと、高校がまずないといけないんですね、近くに。じゃ、高校が近くにあるということは、小中学校が周りにあるということなんです。こう見ると一目瞭然なんですけれども、本当に一目瞭然なんですけれども、こういったところをしっかりと教育委員会の言葉として出していくべきだと私は思いますが、一般質問で答弁されたこともしっかり頭に入れながら、連携会議の中で教育委員会としての立ち位置、そして思い、今後どうしたいのか。ちょっと地図ばかり言うんですが、位置は決めなさいとか、どの位置につくりなさいとか、そういった意味で言っているわけではないです。そういったこともしっかり考えながら、今後、連携会議の中で意見を出していくべきだと思いますが、それについて教育長のお考えをお聞かせください。

○甲斐教育長Ⅱ県教育委員会の関わり方ということで御質問いただきました。

ふだん使用のこととかいう話も出たんですけれども、もともと県立大学基本構想では小中学生や高校生がふだん使っている大学を目指すことと示されております。こうした大学との連携の強化というのは、子供たちの成長ですとか学びの過程においても、非常に様々な体験、経験が積める、教育効果のある、非常にプラスになる意義深いものだと思いますので、教育委員会としても連携に積極的に取り組む必要があると考えていまして、事務局内でこういったことを考えられるかと意見交換を始めたところです。

先日の答弁では、これまでの意見交換ですとか、そんな中でも出てきたアイデアを含めて事例として御紹介をさせていただきました。今後は小・中・高の学校現場とも意見交換をしながら、連携の在り方についてアイデア、考えとい



うのを深めたいというふうに思っております。

そうした現場の意見を伝えたりとか、教育委員会が考える連携について提案したりする場というのは、先ほどお話にあった県立大学庁内連携本部会議もありますし、そうした機会によらなくても、政策部とは日頃から意見交換できると思っておりますので、県立大学が、小・中・高校生の児童生徒たちにとって新たな学びの場、経験の幅を広げる場になるように、県教育委員会としても積極的に関与していきたいと考えております。

以上でございます。

○西久保委員 教育長ありがとうございます。特に進部長がおられるときに、県立大学の中で地域振興策はしないと。これは先ほどの木村委員さんがありました、高校ができれば、じゃ、それで経済効果はどのくらいできるのかという話はあるんですけど、地域振興策はまずしない、ふだん使いできる、県内の小・中・高校生が行くような大学というキーワードが出てくれば、ある程度一目瞭然になってくると思うんです。しっかりと今後も言い続けていただき、県内の子供さんたちが、私はまず今ある専修学校との連携をしっかり取り組んでやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いして、この質問を終わりたいと思います。

それでは最後に三番目、「SAGAブループロジェクト」の事業についてお尋ねをいたします。

令和元年度から令和八年度までの八年間の計画で予算化され、事業に取り組まれてから五年が経過しております。当初の交差点のカラー化など、インパクトのある取組や最近の人身交通事故件数、交通死亡事故の減少を見れば効果が現れているとは感じておりますが、毎年度、イベントの開催やSNS、テレビなどによる広報・啓発に多くの予算が計上されております。

改めて事業の目標をどのように設定し、各種事業の取組によって効果が現れ

ているのかなどをしっかりと検証しながら、今後の事業を展開していくことが重要であると思っております。

効果検証に当たっては、人身交通事故件数、交通事故死者数の前年比のように、単純な発生数のみを考慮するのではなく、人口の動態、自動車の保有台数の状況なども見ながら効果を検証していくことが必要であると考えております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

事業の目的及び目標についてです。

この事業に取り組む根本の目的は何か。そして、この八年間での目標をどのように設定しているのかお尋ねをいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長 「SAGAブループロジェクト」事業の目的及び目標についてお答えいたします。

事業の目的といたしましては、広報・啓発のソフト面と、交差点のカラー化などハード面とを組み合わせた相乗効果により、県民の交通安全意識を高め、交通安全に配慮した行動変容を促し、交通事故の一層の減少を図っていくことを目的としております。

事業の目標としましては、令和三年度から令和七年度までの五年間の交通安全に関する施策の大綱を定めた「第十一次佐賀県交通安全計画」において、令和七年までに交通事故死者数を二十五人以下、人身交通事故件数を二千五百件以下としており、本事業の目標も同計画と同じ目標を掲げて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○西久保委員 それでは、事業の取組状況とその効果についてであります。

八年間の計画の中で事業の予算化をされ、五年が経過しておりますが、これまでどのようなことに取り組まれたのか。そして、これまでの取組によっ

てどのような効果が現れているのかお尋ねをいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ「SAGAブループロジェクト」のこれまでの取組とこれまでの取組による効果についてお答えいたします。

広報・啓発としては、県内の交通事故の状況を踏まえた重点ターゲット、重点広報項目を選定し、県民参加型のイベントの開催やテレビ、ラジオCMやSNSなどの各種媒体を活用した情報発信、県警察や市町をはじめ、交通安全の関係機関・団体と連携した啓発を行っているところでございます。

ハード面における取組なんですけれども、交差点のカラー化については、人身交通事故の発生件数が多かった交差点を抽出し、令和三年度までに二百三十五カ所の交差点においてカラー化を実施しております。

取組の効果についてお答えいたします。

「SAGAブループロジェクト」に取り組んで以降、人身交通事故の発生件数は全国平均を上回る率で着実に減少しております。交通事故死者数においては、令和五年、昨年は十三人と、佐賀県として最少だった昭和二十五年の二十二人を七十三年ぶりに更新し、全国でも最少となったところでございます。

また、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、人身交通事故件数などの発生数のみならず、人口動態や自動車保有台数の状況を考慮した、令和元年から令和五年までの五年間の人身交通事故発生件数の推移を見てみましても、人口十万人当たりの人身交通事故の発生件数は全国平均が一八・四％の減であったところ、佐賀県は三六・〇％の減少と、全国平均を十七・六ポイント上回る減少率で推移しております。

自動車保有十万台当たりの人身交通事故の発生件数につきましても、全国平均が一八・二％の減であったところ、佐賀県は三四・一％の減と、全国平均を一五・九ポイント上回る減少率で推移しているところでございます。

いずれも全国平均を上回る減少となっており、「SAGAブループロジェクト

ト」の事業の効果は現れているのではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○西久保委員Ⅱありがとうございます。ちょっと言葉が分かりにくかったらあれなんですけど、人身交通事故の発生件数については、私、考えたんですよね。じゃ、都会で自動車十万台当たりでどのくらいあるのかと。田舎は、こちらには、佐賀はどうしても車の台数が多いので、死者だけ、事故だけの数じゃなく、十万人当たりを出してくださいよということでもらったら驚きましたけど、これは実際、発生件数も全国の倍、半分も減っているんですよ、増減率でいくと。それと、死者数も全国の減り具合が五年間で一六・一％に対して、四倍の六一・二％減っています。死者数も同じなんですよね。十万台当たりの死者数に対しても、車で見ても、ただ単に数だけ見ても、同じように全国平均の四倍の効果が出ているというのは、ちょっと私も実際びっくりしたんですけれども、このブループロジェクトは、本当に私は大成功だったのかなと思っております。

これはただ、視覚に訴えています。今度は、じゃ、令和六年度の事業内容についてお尋ねをいたしますけれども、今までの五年間はこれで十分出ているなというのは分かりますけれども、令和六年度の内容についてお尋ねをします。

広報・啓発についてであります。令和六年度の広報・啓発についてはどのように取り組むのか。また二番目、生活道路、佐賀市道とか市町村道路ですね。生活道路における速度抑制対策を行う市町への補助についてですが、補助の目的、背景についてはどのようなものかお尋ねをいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ令和六年度の「SAGAブループロジェクト」広報・啓発の内容及び生活道路における市町への補助の目的、背景についてお答えいたします。

令和六年度の広報・啓発につきましては、令和五年の県内の人身交通事故の状況である、若者と高齢者が加害者となる事故が約五〇%と半数を占めていること、交通事故死者数の約七〇%を高齢者が占めていることなどを踏まえて、事故を起こしやすい若者と高齢者、死亡事故に遭いやすい高齢者を重点ターゲットとして取り組んでいくこととしております。

具体的には、ドライバーに対しては、横断歩道での歩行者の保護、スマホ、脇見運転の禁止、歩行者に対しては、ハンドサイン横断の促進、夕暮れ、夜間時の反射材の着用などを重点的に呼びかけていくこととしております。

取組内容としては、発信力が高いプロスポーツチームと連携したイベントの開催。老人クラブなどの会合に出向き、反射材などの交通安全グッズの配布。SNS、テレビ、ラジオ、新聞など、各世代に応じた各種媒体を活用した情報発信などを行うこととしております。

次に、生活道路における市町への補助の目的、背景についてお答えいたします。生活道路は地域住民が通学や買物、散歩など、日常生活に利用する道路であり、一般的に住宅が立ち並び、道路幅も狭く、見通しも悪いという状況にあると考えております。

このような生活道路で一たび事故が発生すれば、重大事故や死亡事故につながる可能性が高いことから、生活道路の安全対策の強化を図りたいと考えたものでございます。

車と歩行者が衝突したときの車の速度を時速三十キロ以下に抑えることで、致死率が四分の一まで低減するというデータがあること。生活道路の多くが市町の管理ということを考慮し、生活道路において車の速度抑制効果があるハンブや狭窄などの物理的デバイス、物理的デバイスというのは物理的装置のことを言いますが、この整備を図る市町に対して新たな補助制度を創設する

こととしたものでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱそしたら補助の内容についてお尋ねいたします。

補助の対象や補助率など、補助の内容はどのようになっておられるのか。また、この補助がもたらす効果についてお伺いします。

この補助事業の対象となるハンブやスムーズ横断歩道などについては、振動や騒音により、設置した後に住民からの苦情により撤去した事例もあります。市町から申請が出てくるのか、平たんなどに段差ができる不便さから地域住民の反対もあるのではないかと危惧しております。この補助事業に取り組むことによる効果をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ市町に対する補助の内容及びこの補助制度がもたらす効果についてお答えいたします。

補助の対象としては、ハンブ、スムーズ横断歩道、狭窄の新設と、ハンブなどと一体的に施工する歩行空間確保のためのカラー舗装やラバーポールの設置などを対象としているところでございます。

また、補助率は二分の一とし、補助上限額を三百万円としているところでございます。

次に、補助制度がもたらす効果についてお答えいたします。

ハンブを設置したことによる速度抑制効果については、佐賀市南佐賀や鹿児島県鹿児島市で効果検証が行われており、ハンブ設置前後の通過平均速度の比較データを見ると、佐賀市は時速五・三キロの減少、鹿児島市では時速十一キロの減少と、いずれも速度抑制効果が表れているところでございます。ハンブの設置によって車のスピードを抑制できれば、歩行者の致死率の低減につながり、ひいては死亡事故の抑制につながることから、この補助制度によって、生活道路におけるハンブ等の設置が進んでほしいと考えているところでございま



す。

先ほど委員から、ハンブ等の設置には、振動や騒音により、設置した後に住民からの苦情により撤去した事例があることや、市町から申請が出てくるのか、平たんなどに段差ができる不便さから、地域住民の反対もあるのではないかと危惧しているという意見もいただいたところでございますが、ハンブについては規格の改良が進み、騒音や振動も軽減されており、昨年設置した佐賀市や江北町に確認したところ、現在のところ、苦情のような意見は聞いていないということでありました。

県としては、ハンブ等の設置は、重大な交通事故の抑止につながると考えており、市町に強制するものではなく、地域住民の方と協議の上、設置に向けて検討していただきたいと考えているところでございます。その支援のための情報提供や広報についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、令和六年度の予算額につきましては、市町を訪問して、意見交換などを行った結果、事業実施の予定がある、あるいは地区から要望が上がっているとの声があった四市町を申請の見込みがあると想定して、要求させていただいているところでございます。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱそれで分かりました。要望を聞いて、しっかりとした予算を組まれているので、よろしく願います。また、その後、ほかの市町の手が挙げられ、補正を組むような感じでも少し考えていただきたいと思えます。

それでは、今後の交通事故防止に向けた取組についてお尋ねをいたします。

この事業の取組の効果によって、県内の交通事故の減少につながっていると伺っております。引き続き広報・啓発や市町への補助についてはしっかりと効果検証を行って、ほかに優先すべき取組はないのかなども不断に検討しながら、交通事故の一層の防止にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

す。

今後の取組はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○山崎交通事故防止特別対策室長Ⅱ今後の交通事故防止に向けた取組についてお答えいたします。

今後、ソフト面、ハード面、両面の取組について、県内の交通事故の発生状況を考慮し、何が効果的かということを中心に検証を行うとともに、県警察、教育委員会、市町、関係機関・団体とも情報共有や連携を図りながら、よりよい方策を検討し、実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○西久保委員Ⅱそれでは最後に、これまでの事業の効果の受け止めと交通事故防止対策への所感についてお伺いするんですけども、やはりそれぞれの事業というのは長い期間計画を立てるもの。例えば、一年こっきりのものも当然ありますけども、やはりこの事業は八年間の計画で、今、五年。例えば、佐賀城だつたら百年計画。いろんな事業があります。その中で私は思うんですけど、やはり大学を出て、先ほどからあるような県内就職という話がありますが、大学を出て、定年までしっかりと勤めるような場所があつて、そして、そこで十分な仕事の発揮ができるというのは、これは理想だと思えます。

今回、これまでの事業の効果の受け止めと交通事故防止対策への所感について、そして、三十八年間の思いを古賀県民環境部長にお尋ねして、質問を終わりたいと思えます。よろしく願います。

○古賀県民環境部長Ⅱまず、委員のほうから、このブループロジェクト効果の受け止めと、交通安全対策の所感ということ。それと、私、ありがたいことで、三十八年間の県庁生活を振り返ってということ、一言ということの御質問とということを受け止めさせていただいて、答弁させていただきます。

まず、ブループロジェクトの事業の効果でございますけれども、委員のほう



からも、これは大変効果が上がっているんじゃないかというありがたい言葉をいただきました。私も、まさに室長も答弁しましたように、事故の件数自体も全国平均を上回る率で減少しておりますし、交通事故の死者数も確実に減っておりますし、令和五年につきましては、十三人で全国最少という、非常にいいというか、亡くなられているので、いいと言いはないんですけども、それなりに効果が上がっているんじゃないかと思っております。

ただ、そうは喜んでばかりはいられないなと思っっている点もありまして、交通事故の発生件数自体は平成二十四年から平成二十八年まで五年連続で全国ワーストワンという非常に厳しい時代がありました。それで、山口知事になりました、これは何とかせんといかぬのじゃないかということで、ワーストワンの脱却プロジェクト、それから、平成三十年からブループロジェクトに取り組んでいますけれども、それでも、令和元年から令和五年までの直近五年でも、人口十万人当たりで換算しますと、ワーストで言うと、ワースト二位、四位、三位、三位で、令和五年が四位ということで、徐々には改善してきているんですけど、全国と比較すると、佐賀県の人口規模からするとまだまだ高いというようなことで、そういう認識。だから、あまり喜んでばかりいないで、さらにはやっぱり減らさんといかぬなというものがあります。

佐賀県は何でかなというものも、いつも室長たちと議論しているんですけど、佐賀県は全国平均と比べますと追突事故が多いんですね。令和五年で約四十数%だったと思うんですけど、全国平均より一〇ポイントぐらい高いんですよ。先日というか、過去、県警本部の長村本部長さんとちよつとお話したことがあるんですけど、佐賀は何ですかねという話をしていたときに、佐賀はやっぱり車間が近いですもんねという御指摘をいただきましたので、そういうこともありまして、佐賀は数年前から「佐賀のよかるうもん運転」根絶運動ということで取り組んでいます。

「佐賀のよかるうもん運転」というのは、言いますのが、信号を守らんでよかるうもんと。私も体験しますけど、右折をしようと思っても、赤信号でばん突っ込んできて、なかなか右折ができないという状況に遭うこともございますし、あと、合図を出さんでよかるうもん。車線変更と一緒に指示器を出すとか、そういう状況にあるとか、あとは携帯のながら運転ですね、そういったものも相変わらず見られるという。それと、さつき言いましたね、車間がなかなか近くて、車間取らんでよかるうもんと。そういう佐賀の独特のというか、特徴あるというか、「佐賀のよかるうもん運転」を根絶できれば、その追突事故というのも減少できるんじゃないかなと思っております、そういう観点からも、やはり「佐賀のよかるうもん運転」根絶に向けて、また一層取り組んでいかなければいけないなと思っております。

あとはJAFさんの調査で、歩行者が信号機のない横断歩道に立っているときに、本当は止まらなといけないんですね。しかし、やはり車が通行する人が多いということで、それがJAFさんの調査だと、全国で佐賀県はワースト二位という不名誉な記録もいただいております、そういったこともやはりあるということであれば、もう少し歩行者保護の観点からも、啓発にもっと力を入れていかないとけないなというふうに思っています。

ほかにもいろいろ課題あるんですけども、引き続き課題というか、そういう課題を分析して、それに応じた対策を講じていって、さらに減らさないとけないなというふうに思っているところです。

それと、死亡事故ですね、先ほどは十三人ということで申しましたけれども、死亡事故も、だから、本当は亡くならないというのが一番なので、とにかく、自分もそうですけど、やっぱりもし仮に死亡事故を起こしたら、大変なことで済まない。被害者の方も大変ですし、加害者の立場になっても、本当に両方も不幸のどん底に落とされるといふことですね。みんなが死亡事故を起こそ

うと思つて運転している人は多分ないと思うんですけども、やっぱりちょっとした不注意、ちょっとした気の緩み、それが重大事故につながっているんじゃないかと思ひますし、そういつたこともやはりしつかり、運転手の皆さん、しつかりやりましょうねということも引き続きやっていかんと思ひます。歩行者の方も、やっぱり夜間とかは非常に明るい服をしておくとか、反射材をしておくとか、なかなか車から見にくいということもありますので、歩行者にもそういったことを広く訴えて、今後も訴えていきたいと思ひます。

いずれにしても、佐賀県は人を見つめる県であり続けたいと思つておりますし、人身交通事故の減少を図るということももちろんですけども、交通死亡者数をゼロにするという強い気持ちを持って、今後も引き続き交通事故防止対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

で、三十八年間をとということですけど、簡単でよろしいですか、皆さん何か、そこじゃべつてもよろしいですか。「どうぞ」と呼ぶ者あり) いいですか。

三十八年間ということで、私、昭和六十一年四月入庁になっています。初めての配属先が教職員課の給与係ということ。今やっていることは似ても似つかないようなところがスタートでありました。そこで二年間過ごしまして――そこはやっぱり新採の場所というのは非常に思ひ出深いところでして、私もペーパーでしたので、先輩方にはかわいがっていただきまして、今は先輩方ともまだお付き合いをさせていただいている状況でありますので、本当に新採のときの所属というのは非常に思ひ出深いものがあります。

それから、西部福祉事務所に行きまして、そこでケースワーカーとして二年間過ごさせていただきました。それで、二年間の後に企画調整課というところに入りまして、一年間の民間研修ということで、東京の某広告代理店のほうに一年間研修に行かせていただきました。そのときには、いろいろやったんですけど、ある企業の講師の方から、あなたたちは税金で食っているんですから、

もう少し勉強しなさいよという厳しい指摘を受けた場面がありました。私もそれまで結構、あんまりそういう思ひはなかつたんですが、そういう指摘を受けて、やっぱり民間の方はそういう目で公務員というか、我々を見ているんだなと思ひまして、それから、一つの転機になつたと思ひますけれども、私もいろいろ本を読みあさったりして、勉強するようになりました。そういう意味では、一年間行かせていただいてよかつたなというふうに思つています。

それから、広報広聴課のほうに帰つてまいりまして、県民だよりの編集というか、それに四年間携わらせていただきました。原稿が毎月毎月迫つてきて、もう原稿を書くのも嫌だなと思ひながらやっていたのを今も思ひ出します。しかし、その原稿を書くことで、文章を書くのも今となってはあまり苦にならないなというふうに思つていて、それはそれで非常にいいところだつたなと思ひます。

その後、世界・焔の博覧会が有田のほうでありましたので、二年間、広報宣伝担当として携わらせていただきました。それも思ひ出になつております。

その後、児童青少年課というところで三年間過ごさせていただきました。そのときに青少年健全育成条例担当ということで、有害図書審査とかもさせていただきますまして、そこも非常に特殊というか、面白いところで、私も非常に好きだつたところの所属の一つであります。

その後、環境企画課というところに行きまして、自然公園等を担当しました。そのときに、坂口委員さんの地元であります多良岳を自然環境保全地域として、檜原湿原に次いで佐賀県で二番目に指定するというところで、主担当として携わらせていただきました。そういう意味で、今でもたまに登つたりしますけれども、本当に多良岳はいいところなので、皆様もぜひお登りいただければと思つているところです。

その後——まだいいですかね。すみません。「最後まで」と西久保委員呼ぶその後、県政情報室というところに移ります。古川前知事が就任されている時期に当たるんですけど、私もその頃から何となく、何か雰囲気が変わって来たなと思ってですね。県政情報室で知事の広聴担当というのをやりまして、その後、企画調整課に移りまして、知事の広聴担当をやっておりまして。

それで、平成十六年からグループ制が敷かれまして、政策監グループというところに行きまして、三年間、事業評価もろもろの事業に携わらせていただきましたけど、ここで、今、鳥栖市にあります重粒子線がん治療施設というのを企画しまして、それをもって平成十九年四月に当時の健康福祉本部に仕事を持って移らせていただきました。その後、粒子線治療普及グループというのができまして、合計で六年間、設立から稼働まで携わらせていただきました。それは非常に、事業費約百五十億円は県も当然補助金を出したんですけども、民間からの出資金でありますとか、寄附金でありますとか、銀行からの融資とか、そういったものも含めて百五十五億円集めないといけないということで、やっぱり金を集めるというのは本当に大変なことなんだと思ってですね、そのときには身に染みて感じたところでした。

その後、終わりました、平成二十五年に当時の統括本部の政策監グループで企画担当の政策監ということで、三年間過ごさせていただきました。

以後八年間、統括本部、政策部通算八年間やりまして、ほぼオスプレイの担当ということで携わらせていただきました。そういう意味ではここが一番長かったなというところですけども、今、佐賀空港の自衛隊使用要請も今のよくな状況がありますけれども、本当に一つ一つ、漁協の皆様のご理解を得るべくやっていったなというのが思い出されるところです。

令和三年からは、県民環境部長として三年間携わらせていただきました。県民環境部は、有明海再生でありますとか、原子力発電とか、国政課題を掲げて

おりましたけれども、県民協働でありますとか、「さがすたいる」でありますとか、あるいは生涯学習、図書館、人権同和、暮らし、物価高騰対策でありますとか、先ほど言いました交通安全対策、温暖化対策ですね、それと、自然公園、廃棄物対策、非常に守備範囲が広くて、なかなか歯ごたえのある仕事をさせていただいたなと思っております。

そういうことで、こういう経歴をたどって今ここに立っているわけなんですけれども、思い出しますと、それぞれの職場で、いい先輩、いい上司、いい同僚、いい後輩に恵まれて、皆様方の、本当に組織に恵まれたなと思っております。そういったことで今ここに立っているんだなというふうに思っております。本当に私をいろいろ支えてくださった皆様には感謝を申し上げたいと思っております。

それで、最後にと申しますけれども、この後ですけど、人生百年時代と申しておりますので、私も百年生きるつもりです。そうやって残り四十年ですので、生まれたからには何らかの形で世の中のためになるようなことを、死ぬまで尽くさないといけないなと思っておりますので、まだ県庁を辞めたわけじゃないですけども、「もちろん」と西久保委員呼ぶ）辞めるまで、ゴールを切るまで、精いっぱい気を緩めず、途中こけないように、最後のゴールのテープを切るべく頑張りたいと思います。そして、テープを切った後は、また残り四十年という高い目標を掲げて、佐賀県のためはもちろんのこと、世の中のために何らかの貢献ができるように、しっかりと生きていきたいと思っております。

委員の皆様方にも、質問をはじめ、質問以外でもいろいろな叱咤激励もいただきました。励ましの言葉もいただきました。感謝をしたいと思います。今後とも、ああいうやつがいたなとたまには思い出したいだけだとありがたいなと思っております。皆様方、本当にありがとうございます。

そして、今日ここにお集まりの皆様感謝を申し上げまして、私の三十八年間振り返りの言葉とさせていただきます。本当にありがとうございます。

(拍手)

○野田副委員長 〓どうもお疲れさんでございました。

これで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後三時五十六分 休憩



午後三時五十七分 開議

○西久保委員長Ⅱそれでは、委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○西久保委員長Ⅱまず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第三号議案、甲第十三号議案、甲第十五号議案、甲第十六号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十号議案、甲第三十号議案、甲第三十二号議案、甲第三十三号議案、乙第六号議案から乙第十七号議案まで十二件、乙第二十四号議案及び乙第二十七号議案、以上二十四件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西久保委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上二十四件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第一号請願「小中高のすべてで三十五人以下学級の実現、正規・専任の教職員の増員、特別支援学級の編成基準の見直し、教育費の保護者負担軽減を求める請願」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西久保委員長Ⅱ起立者少数と認めます。よって、本請願は不採択となりました。

次に、請第二号請願「健康保険証の存続を求める請願書」を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○西久保委員長Ⅱ起立者少数と認めます。よって、本請願は不採択となりました。

た。

○継 続 審 査

○西久保委員長Ⅱ最後に、十一月定例会から引き続き審議中の

一、県民環境行政について

一、健康福祉行政について

一、男女参画・子育て行政について

一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西久保委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることといたします。

以上で、本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後四時一分 閉会

速 記 者 長 谷 川 菜 央

議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同  副 委 員 長	文 教 厚 生 常 任 委 員 長
井 原 諒 子	田 中 憲 尚	木 村 雄 一	酒 井 幸 盛	古 賀 陽 三	中 村 圭 一	野 田 勝 人	西 久 保 弘 克



令和六年三月十二日（火）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室





# 農林水産商工常任委員会

委員長

池田正恭

副委員長

古川裕紀

理事

石井秀夫

〃

江口善紀

委員

石倉秀郷

〃

原田寿雄

〃

古賀和浩

〃

田中秀和

〃

中本正一

農林水産商工常任委員会質問者順序

三月十三日 (水)	三月十二日 (火)	月 日 順序
江口 善紀 203 頁	(現 地 視 察)	1
中本 正一 214 頁		2
古賀 和浩 230 頁		3
石井 秀夫 239 頁		4

午前十時一分 開会

○池田委員長はおはようございます。ただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○池田委員長「まず、会議録署名者として石倉秀郷君、石井秀夫君、江口善紀君、中本正一君、以上の四人を指名いたします。

次に、三月七日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす十三日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。よろしく願います。

午前十時二分 散会

議事課記録担当係長 松 尾 重 治





令和六年三月十三日（水）

農林水産商工常任委員会会議録

於 第三委員会室



# 農林水産商工常任委員会

委員長

池田正恭

副委員長

古川裕紀

理事

石井秀夫

〃

江口善紀

委員

石倉秀郷

〃

原田寿雄

〃

古賀和浩

〃

田中秀和

〃

中本正一





午前十時二分 開議

○池田委員長Ⅱただいまから農林水産商工常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、請願・陳情に対する現状と対策を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い順次発言を許可します。

○江口委員Ⅱ皆様、おはようございます。県民ネットワークの江口善紀でございます。それでは、早速、質疑に入らせていただきますと思います。

一問目は、「Ｓ－１プロジェクト」について通告をさせていただいております。

ＳＡＧＡアリーナがよいよ開業いたしましたして、いろんなイベントが開かれております。プロスポーツやコンサートなど集客力の高いイベントが連日開催されており、県外からも多くの方々が来県をされる機会となっております。

知り合いの飲食店のオーナーに伺いますと、こうしたイベントが開催されることを知らずにいっしょに営業されていたところ、お客さんがいきなり当日入りがよくて対応できないようなことがあったりと、うれしい悲鳴というかもったいない、残念だったという話も伺うことができました。

今年十月には国スポ・全障スポもいよいよ開催され、全国から佐賀に多くの方々が来県されます。こうした方々のおもてなしとしまして、お土産というのは大変重要な要素であると考えます。佐賀のお土産といえは、ノリやお酒、珍味、お菓子、焼き物等々、他県に誇れるお土産がたくさんございます。

県では、今回、商工団体と連携して佐賀のお土産の認知度向上や販売促進に取り組む「Ｓ－１プロジェクト」を実施されるということで議案が提出されております。こういった機会に佐賀に訪れていただくたくさんの方、観光イベントの意味合いもありまして、土産話のみならず、佐賀県のお土産そのものを

ひたくさん買って帰っていただいて、佐賀の味のお裾分けをしていただければと思っております。

では、このお土産に着目した今回の「Ｓ－１プロジェクト」について、るる質問をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。

まず、大前提といたしまして、ＳＡＧＡアリーナ開業の影響のとらえ方についてお尋ねします。

ＳＡＧＡアリーナの開業で県内のお土産の売上げなど、どのような影響を受けていると認識されているのか、その点から御答弁をお願いいたします。

○金丸産業政策課長ⅡＳＡＧＡアリーナの開業の影響について、特にお土産のことについて御答弁申し上げます。

ＳＡＧＡアリーナの開業後、時には八千人を超える集客があるイベントが開催されて、特に佐賀駅からアリーナまでの人の流れ、これが大きく変わっておりますし、にぎわいも見せておるところでございます。

例えば、佐賀駅でお土産を販売する事業者にお話を聞きますと、週末の販売が格段に増えましたですとか、商品を補充するために売場と工場を何度も往復しましたみたいな話を聞きます。その一方でイベントに参加した方から、お土産を買おうと思ったけど、もう閉店して買えなかったみたいな話もお聞きしております。

こうしたことから県外の方が来るイベントの開催時には、確実に売上げが増加しているという影響がうかがえます。また、工夫次第でもっと売上げを伸ばすことができるのではないかとというふうに認識しております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

では、そのような状況に立ちまして、今回、「Ｓ－１プロジェクト」と銘打った今回の施策ですが、施策の目的について改めて御説明をお願いします。

○金丸産業政策課長Ⅱ施策の目的について御答弁申し上げます。

「SAGA2024」国スポ・全障スポの開催に伴いまして、本県への来訪者増加を商機と捉えまして、お見えになる方に佐賀のお土産のすばらしさを知ってもらうとともに、販売を促進することでございます。

また、販売の経験ですとか成果を生かしまして、今後もたらされるアリーナの集客効果をお土産販売の増加につなげることでございます。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

それでは、その施策の概要についてですが、この施策の概要はどのようなのか、その点についてお願いします。

○金丸産業政策課長Ⅱこのプロジェクトの概要について御説明申し上げます。

「S—1プロジェクト」におきましては、佐賀のお土産のすばらしさ知ってもらうS—1グランプリの開催と、グランプリを活用したお土産の販売に取り組みます。

まず、グランプリにつきましては、県内のお土産を幅広く募集しまして、その中から、投票や、著名人・スポーツ選手が〇〇賞というものを選定いたします。また、賞を取ったお土産は、SAGAMADOをはじめ、「saga<sup>サガ</sup>air<sup>エア</sup>」佐賀駅構内の「えきマチ一丁目」などの既存の販売所ですとか、国スポ・全障スポの会場や、参加者が集まる場所で販売をしたいと考えております。

販売の際は、S—1グランプリのポップアップコーナーの設置ですとか、消費者の心をつかむPOP、要は商品を説明するボードなど、購買意欲を高める工夫をしたいと考えております。

以上です。

○江口委員Ⅱ国スポは、県内各地で分散して開催されたり、アリーナから駅の動線以外にもいろんなところで人の出入りが県内にわたってあると思います。

そうしますと、今回の「S—1プロジェクト」施策の実施運営についてなんですけれども、具体的にどのような実施運営をしていくのか、その点についてはいかがでしょうか。

○金丸産業政策課長Ⅱ施策の実施運営についてお答え申し上げます。

この事業は、商工団体主体で行うようにしております。その理由の一つですけれども、実際に販売経験を持っているという強みを生かしていただく思っております。

もう一つは、今回の事業における経験や成果を生かして、先ほど申しましたように、アリーナにおけるイベントの集客を継続的に経済効果につなげるには、民間が自走して行うということが必要だと考えて商工団体で運営していただくようにしております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱそうすると、この施策の中には、いろいろありますけれども、さっき答弁いただいたグランプリの募集ですとか、そういったいろいろな知恵、アイデアを盛り込んでいらっしゃると思います。

国スポが今年の十月からということで、それに向けて約半年ちよつとしかないんですけれども、全体のスケジュールについて、この施策のスケジュールはどういうふうに考えていらっしゃるのか、その点についていかがでしょうか。

○金丸産業政策課長Ⅱスケジュールについて御答弁申し上げます。

まず、四月、五月でS—1グランプリにエントリーするお土産を募集いたします。また、六月、七月で賞を選定いたしまして、八月に賞を取った方たちの表彰ですとか、それに基づく広報事業を取り組みます。そして、国スポ・全障スポの本番を迎える十月にお土産を様々な場所で販売したいと考えております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。既にある佐賀のいろんなお土産を磨き上げて、また、グランプリ等で話題をつくり、そして、特設のホームページも作成されるというふうに伺っております。今、ちょっとしたきっかけでSNS等で広まって思わぬ効果が出たりということは、よくあることでございます。

こういった、今御答弁いただいたような施策を実施しまして、今後、この施策をどう次につなげていくのか、この点についてお願いいたします。

○金丸産業政策課長Ⅱこの施策を今後どのようにつなげていくかについて御答弁申し上げます。

繰り返しにはなりますが、このプロジェクトの経験が、アーリーナのイベントに來た方に今後もお土産を販売する、自走や工夫につなげたいと思っております。なので、むしろこのプロジェクトにおいてしっかりと売上げ増につなげることに、これが重要だと考えております。

また、グランプリにエントリーされたお土産、いろんなお土産、たくさんのお土産が出てくると思いますので、こうした情報を引き続き活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。特設のホームページも作られるということで、SNS対策、あと、どういうふうに検索をすれば検索結果で上がってくるかというSEO対策、短期間で勝負をかけるからには、そういったこともいろいろと工夫をして取り組んでいったほうがいいのではないかと思います。これから実施に向けて種々の施策をぜひしっかりとお願いしたいと思います。

この項の結びに産業労働部長の思いについてですが、この「S—1プロジェクト」についてどのような思いで取り組んでいられるのか、その点について最後に御答弁をよろしく願います。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは、この「S—1プロジェクト」に関する私の思

いについて答弁します。

もともとお土産で何かやりたいと思ったのは、まだ部長になる前のアーリーナのオープンがきっかけでした。昨年、新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが変わりまして、そのタイミングでアーリーナがオープンし、集客は絶好調で、大勢の人が佐賀駅との間を歩き来しているのを目の当たりにして、この集客をもっと佐賀県経済に生かせないかなという思いを持っていました。まさに二〇二四年は、国スポ・全障スポも開催されます。延べ約七十万人の参加が見込まれ、全国から大きな注目を浴びるタイミングでもあります。

こうした中で、佐賀県には素晴らしいお土産がたくさんあるのに、まだまだ知られていないという話を以前から聞いていました。そこで、まずはお土産で何かできないのかなと考えたところです。光栄にも昨年九月に産業労働部のかじ取りを任せられましたので、その思いを実現するために動くかと思いましたが、同じ思いやアイデアを持った職員がいてくれたことも大きな力になったところです。そして、商工団体の皆さんと様々な場面で意見交換をしました。基本的には同じ問題意識を持っておられて、前向きに何か取り組もうと考えられていたところです。私がしっかりと後押しするのでやりましょうという話をして、今があります。

今回の事業は、商工団体の主導で進められます。報道を見ると、商工団体の方が、事業者に近い我々が主体的にやるべきだと答えられており、非常にうれしく思います。一過性の取組にしないためにも大事なことだなと思えます。チャレンジングな部分もありますけれども、県もしっかりと後方支援してよい結果を出せるように取り組みます。

私からは以上です。

○江口委員Ⅱありがとうございます。部長さんの力強い思いを語っていただきました。伝統的なお菓子の業界でも、僕らが子供の頃は、「逸口香」とか「黒棒」

とか袋に全部入っていたのが、だんだん個包装というふうな売り方も出てきて、それでやはりまた手に取られる、売上げも全然変わってくると思いますので、各会社も、また商工団体もぜひ協力して知恵を出し合って、いつ、どんな形で、今風に言うところとバズるかわかりませんが、大いに期待しているところです。今後の取組もどうぞよろしくお願いしたいと思います。

では、二問目の環境変化に対応したノリ養殖の安定生産の取組についての質問に移らせていただきます。

有明海では、潮の流れの低下や底質の悪化、さらには、赤潮の貧酸素水塊の発生が増加するなど漁場環境が悪化しており、特に近年は地球規模の気候変動である温暖化や災害規模の大雨が頻発するなど、有明海の漁業を取り巻く環境は、一層厳しさを増しているというふうに感じております。

漁船漁業では、梅雨時期の豪雨等の影響により、主要な水産資源である二枚貝が激減するなど、依然として厳しい状況が継続しております。

基幹産業でありますノリ養殖におきましても、昨年度漁期では、養殖開始直後から赤潮の影響により色落ちが発生しました。二十年連続の日本一を達成できず、今漁期におきましても、開始直後から雨が少ない少雨などの影響により色落ちが発生するなど、二年連続で厳しい生産状況が続いております。

このように、近年のノリ養殖では、赤潮の発生時期の変化や少雨による栄養塩不足が目立つようになるなど、これまでになかった課題が新たに発生しているものと認識しております。

また、漁業者の方も、昔は問題にならなかつた種類のプランクトンが、今は赤潮発生の原因プランクトンとなっている、ちょっと変わってきているぞと。そして、海の栄養塩がなくても、赤潮がなかなか消えづらいと、そういったような養殖環境の変化を実感されており、漁業者の皆さんが安心して、また、希望を持ってノリ養殖業をこれからも営むためには、このような環境変化に対応

した取組が重要であると考えております。

このような中、県では、ノリ養殖の安定生産に向けた色落ち対策を強化するなど、必要な予算を今議会にも提案されております。このノリ養殖の安定生産に向けた対策、施策について、る質問させていただきたいと思っております。

まず一点目、色落ち対策の取組状況についてお尋ねしたいと思います。

赤潮による色落ち被害を軽減するためには、赤潮の原因プランクトンを捕食する二枚貝を増やすことが重要と言われております。まず、この点について伺います。

一点目は、サルボウ放流の取組状況についてです。

近年、激減しておりますサルボウの資源回復に向けて、昨年度から稚貝の放流を実施されていると伺っております。取組状況はどのようになっているのか、その点から御答弁をお願いいたします。

○横尾水産課長 〓サルボウ放流の取組状況についてお答えいたします。

まず、サルボウについてですが、サルボウは、かつては漁獲量が一万トンを超えるなど、資源量が多い二枚貝でありました。しかし、近年は、豪雨による海水の塩分低下やナルトビエイの食害等により、資源量が激減しております。

このため、資源の回復に向けて親となる貝を増やすことを目的に稚貝の放流を実施しており、今年度の十月には昨年度の二倍となる二百万個の稚貝を、低塩分や食害の影響を受けにくい場所を選定して放流しております。

放流後の生息調査の結果では、ほかの場所に比べて放流場所付近にサルボウが多く生息していたことなどから、一定の放流効果があったというふうにご考察しております。

以上です。

○江口委員 〓ありがとうございます。子供の頃は嫌というほど食べさせられたサルボウが、本当にアゲマキも含めて最近はお目にかかる機会がなかなかなく、



量が減っています。その二枚貝の生息環境改善の取組状況について伺います。

二枚貝の生息環境の改善対策として、今年度は大規模な海底耕うんや新たな方式である噴流式での海底耕うんの実施を行っていると同っております。

この取組状況についてどのようになっているのか、その点をお願いします。

○横尾水産課長 二枚貝の生息環境改善の取組状況についてお答えいたします。

海底耕うんとは、海底に堆積している砂や泥などを攪拌し、底質環境の改善を図るもので、これまでは金属製の海底耕うん専用の器具を船で引っ張る方法で実施しておりました。今年度は、この従来の方式による海底耕うんを昨年度の二・五倍となる千五百ヘクタール規模で取り組むとともに、新たな方式である噴流式による海底耕うんの実証にも取り組んでおります。

噴流式の海底耕うんは、船上に設置したポンプからホースを伝って海底の耕うん機に水を送り、耕うん機に備えたノズルから噴射されるジェット水流の力で耕うんするものでありまして、従来の方式に比べて、より深く耕うんされるため、より高い底質の改善効果が期待されるものでございます。

耕うん機の製作に当たっては、漁業者の皆さんとともに、より勢いのある噴射が可能なノズルの種類などを検討し、実施したところでございます。

なお、実施前後で底質環境を比較しますと、底質の汚れの指標が減少し、改善効果が見られた場所がある一方で、効果が不明瞭であった場所もあったことから、現在、その要因についての分析を進めているところでございます。

以上でございます。

○江口委員 二枚貝の海底耕うんの目的は以前から聞いています。この噴流式という新たな手法が議会でお話に出ましたので、どういうふうな形なのか、非常に期待を持っているところでした。特に耕うんは大きなかぎで、底質を耕うんしていただくだけで本当にどれだけ効果があるんだろうと個人的には長年疑問に思っ

ていましたので、この噴流式の話を知って、ぜひその効果が出ることを祈るし、その後、その取組を増やして攪拌する、淀んだ底質を改善していくような取組をぜひ進めていただきたいと思っております。特にこれからは噴流式での海底耕うんの成果について、興味、関心を持って追っていききたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それではその次に、「さがノリ漁海況予測高度化事業」について伺います。

県では、新たな色落ち対策として、今議会に「さがノリ漁海況予測高度化事業」を提案しております。お話を伺ったところ、私も大変興味を持ち、大いに期待しているところであります。そこで、この点について伺いたいと思っております。

まず、事業実施の背景と目的についてですが、事業を実施するに至った背景とその事業の目的はどのようなものか、その点の説明、答弁をお願いいたします。

○横尾水産課長 事業実施の背景と目的についてお答えいたします。

まず、赤潮による色落ち被害を軽減するためには、赤潮の発生やその後の広がりを事前に予測し、適切な対策を取ることが重要でございます。このため、これまでは蓄積してきた気象、海況や、赤潮の発生状況などの過去のデータを基に、漁業者の皆さんに赤潮が発生しやすい時期などの情報提供を行ってきまして。

しかしながら、近年、過去にあまり例のない養殖開始直後から赤潮が発生するようになり、また、毎年のように新たな種類の赤潮が確認されるなど、赤潮の発生状況が複雑化しております。このため、これまで開発してきた予測技術の精度が低下しており、適切な色落ち対策の実施が難しくなっている状況にあります。

そこで、今議会に提案させていただきます「さがノリ漁海況予測高度化

事業」では、赤潮の発生やその後の広がりなどを高精度に予測できるシステムを新たに開発し、赤潮による色落ち被害対策を強化することとしております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

では、その赤潮対策について、この事業の内容ですが、本事業では、大学等と連携して赤潮の動きなどの海況を高精度に予測できるシステムの開発等に取組むということであります。

具体的にどのような内容なのか、その点について御答弁をお願いします。

○横尾水産課長Ⅱ事業の内容についてお答えいたします。

本事業では、プランクトンや海の環境に詳しい佐賀大学や九州大学などと連携して、主に二つの取組を実施することとしております。

まず一つ目の取組は、プランクトンの活力を指標として赤潮の発生を予測するもので、これまでも活力を指標とした試みというのはあったものの、その方法は顕微鏡でプランクトンの細胞の大きさや色等を観察して推測するものであり、正確性に欠けるといった問題がありました。このため本事業では、プランクトンの活力をプランクトンの種類ごとに詳細に測定できる最新の専用機器を利用することで、赤潮の発生を正確に予測することを目指しております。

二つ目は、水温、塩分、潮の流れといった海況データを指標として、発生した赤潮のその後の移動や広がりなど予測するものでございます。これまでも過去に実施した潮流調査の結果を基に、赤潮の移動や広がりを予測する試みはあったものの、漁業者の方々の声として、近年の気候変動等の影響により潮流の流れが変わっているのではないかとといった声もあり、今年度、改めて大規模な潮流調査を実施しているところでございます。

本事業では、今年度実施した潮流調査や県全域での詳細な海況観測の結果、さらには人工衛生からのデータ、これは有明海全体における赤潮の発生状況を

把握できると期待されております。こういった新たな情報を活用することで赤潮の移動や広がりを正確に予測することを目指しております。

この二つの取組を行って、最終的には二つの取組で開発した予測システムにAI等の先端技術を導入することで、これまでの勘や経験だけでなく、データに基づくノリ養殖管理の最適化を目指すこととしております。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。海のことには漁師さんが一番詳しい、その経験、勘というのも大切であります。その経験、勘によって対処できない新たな状況が近年見られるということでもあります。こういった最新の計測機器、あるいは知見を持つ大学等とぜひ協力して、科学的にも分析をして、今までの経験と融合して、ぜひ最適な今後の養殖漁につなげていけるような成果が出ることを大変期待しております。

そういった意味をつけまして今後の取組についてですが、本事業の成果活用などで、県ではノリ養殖の安定生産に向けて今後どのように取り組んでいくのか。また、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますが、どのように取り組んでいくのか、その点について最後の問いについて答弁をお願いいたします。

○横尾水産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

ノリ養殖の安定生産のためには、赤潮が発生しにくい環境づくりが重要であり、そのためには赤潮プランクトンを捕食する二枚貝の回復が必要であります。今後、サルボウの放流、噴流式を一部導入した大規模な海底耕うん、ナルトビエイの駆除などに継続して取り組んでいきます。

また、「さがノリ漁海況予測高度化事業」で開発されたシステムを活用し、例えば色落ち被害のリスクが少ない漁場での種つけ、色落ちのおそれがある漁場からの網の避難、それから色落ちする前の摘み取りなど、漁業者の方々に対し

て適切な養殖管理の提案を行うことで色落ち被害の軽減を図りたいと考えております。

今後とも、ノリ養殖漁業者の方々、漁協、大学や国などとの連携をさらに強め、漁業者の方々が安心して漁業を営めるよう、ノリ養殖の安定生産に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

昨日、佐賀のノリの枚数と、その売上げ金額について四十六年間の資料を入力して改めて見たんですか、去年の漁期というのは、この四十六年間で枚数では一番少なかったんですね。売上げに関しては、品薄のため、単価云々のことがありますので一番少なかったというわけではありませんが、今年もかなり苦戦しておる状況ではありますが、枚数と単価、いろんな経済の感覚もありますので。

しかしながら、やはり安定してノリ漁が続けられるかというのは、東部のほうも心配ですけれども、西南部に関しては、もっと深刻な状況であると思いますので、ぜひとも生産者の支援を今後ともしっかりとよろしくお願いしたいと思います。思っております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、「さが園芸888運動」についての質問に入らせていただきたいと思っております。

さて、県では、農業の振興を図るため、収益性の高い園芸農業に力を入れることとして、令和元年度から、農家をはじめ、JAや市町などの関係者と一体となって「さが園芸888運動」に取り組まれております。

この運動は、振り返りますと、平成二十九年に六百二十九億円であった園芸産出額を令和十年までに八百八十八億円にするという極めて高い目標を掲げられております。昨年末に公表された令和四年の園芸産出額は六百六十億円と

なっており、目標達成までには、さらに取組を加速化させていく必要があると考えています。

こうした中、今二月定例議会に提案された令和六年度当初予算案を見ますと、「さが園芸888運動」関連事業として多岐にわたる取組が盛り込まれております。

また、令和六年度当初予算案に発表された知事の記者会見では、ミニトレーニングファームや中古ハウスの利活用、さらには「にじゅうまる」のブランド拡大などについて、特に力を入れていくとされておりました。

そこで改めまして、この「さが園芸888運動」の現状について幾つか伺ってまいりたいと思います。

まず一点目、ミニトレーニングファームについて伺います。

県では、平成二十九年年度からトレーニングファームの整備について力を入れておられます。そこを拠点とした新たな担い手の確保、育成に取り組みされております。私も委員会の視察で武雄市のキュウリトレーニングファームですとか、富士町でしたか、トレーニングファームを見学させていただきました。修了生が就農して間もなく、地域の平均よりも高い収量を実現されるとか、あるいは十年後、二十年後、絶対に一番の利益を出す農家になってやる、そういった修了生の力強い言葉を聞いたのを思い出します。このトレーニングファームの事業は本当にすばらしい取組だと思っております。

また、雇用の面でも武雄のキュウリのトレーニングファームはタイムカードが置いてあって地域の方々を何人も雇用されている、そういった面でも非常にありがたい取組だなというふうに感じました。そういった中で、県では、今年度から新たにミニトレーニングファームの取組も開始されております。令和六年度は新たに四カ所を整備するというふうに伺っております。

そこで、次の点について伺います。

まず、ミニトレーニングファームの特徴についてですが、これはどういうふう  
うに、どんなところに特徴があるというふうな位置づけと受け止めればよろし  
いんでしょうか。まず、この点について御説明、答弁をお願いしたいと思います  
ます。

○佐伯農業経営課長 〓ミニトレーニングファームの特徴についてお答えいたし  
ます。

ミニトレーニングファームは、生産部会から推薦された先進農家の方が栽培  
管理のトレーナーとなりまして、そのトレーナーの圃場の近くに小規模の研修  
ハウスを整備し、就農希望者の方に対し研修を行う新たな取組となっております  
です。

ミニトレーニングファームの特徴を既存のトレーニングファームとの違いで  
二点申し上げますと、まず一つ目といたしましては、既存のトレーニングファ  
ームは、拠点となる大型の施設、大体二十アールから、大きいところだと六十  
アールほどございますが、そういう施設を整備し、複数の研修生を受け入れて  
いることに対して、ミニトレーニングファームでは、大体十アール程度の  
小規模の研修用のハウスを整備し、研修生一組を受け入れているという点です。  
二つ目の違い、特徴といたしましては、既存のトレーニングファームは、専  
任の講師が指導に当たっております。一方、ミニトレーニングファームは、先  
進農家が自らの経営の傍らで研修生を指導するといった点が違いとして挙げら  
れます。

以上、お答えいたします。

○江口委員 〓何うところ、規模は小さいながらも、マンツーマンというか、非  
常に丁寧に対応されるのかなというふうに今受け止めました。

では、今後の取組です。

県では、今後、ミニトレーニングファームの施策をどのように進めていくの

か、その点についてはどうでしょうか。

○佐伯農業経営課長 〓今後、ミニトレーニングファームをどのように進めてい  
くのかについてお答えいたします。

本県農業を持続的に発展させるためには、次世代を担う新規就農者を確  
保・育成していくことが重要であります。このため、新規就農希望者の呼び込  
みから、技術や経営のノウハウを習得する研修、さらに、就農する際のハウス  
施設や園芸団地の整備までを一連で行う「さが型就農支援システム」を強力に  
推進しているところでございます。

このうち研修につきましては、今年度、新たな取組として、先ほど御説明し  
たようなミニトレーニングファームを県内四カ所に整備し、早い地区では昨年  
の十月から研修を開始されております。令和六年度につきましては、唐津市で  
キュウリと中晩柑二カ所、伊万里市ではイチゴで一カ所、太良町でイチゴで一  
カ所、合わせて四カ所で整備を計画されておりまして、着実に取組は広がって  
おります。この他の地域や品目におきましても、JAの生産部会を中心に、ミ  
ニトレーニングファームの整備を検討されております。

引き続き、県全域で就農希望者の研修受入れ体制が整備されますよう、取組  
を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○江口委員 〓ありがとうございます。人口が減少していく中、農業の分野でも  
担い手の確保というのは本当に大切だと思います。そういった中で見よう見ま  
ねで、あるいはやるだけじゃなく、丁寧な教え、そして成果を出し、モチベー  
ション高く、そして、これからの食料生産をしっかりと担って成果を出してい  
ただくためにも、人材の養成、育成というのはとても大切だと思いますので、  
そういった丁寧な取組を今後とも進めていただければというふうに期待してお  
ります。



それではその次に、中古ハウスの利活用についてということで伺います。

今、農業を取り巻く中でも、肥料、農薬や園芸用ハウスの部材など、あらゆる生産資材の価格が高止まりしている非常に悩ましい状況であります。農業生産に係るコストを抑えることは、とても重要であります。特に、新規就農者がこれから施設園芸を始めるといった場合、ハウスの取得価格というのは、高くなればなるほど、経営が確立していない初期の期間の金銭的な負担というのは大きくなります。その後の農業経営に及ぼす影響も大きくなってまいります。

そういった背景の中、県では、これから中古ハウスの利活用というものに着目し、この利活用を進め、新規就農者へ継承していくというふうに向っております。私としても、こうした取組をぜひとも進めていくべき大切な点だと思っております。この中古ハウスの利活用について伺いたいと思います。

一点目、現状、課題についてであります。

中古ハウスの現状、課題について、その背景、現状をどのように認識しているのか、その点について御答弁をお願いします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ現状と課題についてお答えいたします。

中古ハウスの現状につきましては、高齢化などにより施設園芸農家が規模縮小や離農されるケースが増えていることから、その数は増加傾向にございます。

一方、生産資材価格が高止まりしている中で、新設よりも初期投資を抑えることができるため、そのニーズは高まっているものの、遊休状態で放置されたり、鉄材としてリサイクルに出されたりするなど、新規就農者や規模拡大意向の農家に引き継がれているケースは少ない状況でございます。

課題としましては、離農と就農の時期にズレがありまして、需要と供給のタイミングが合っていないことから、出し手と受け手のマッチングが必要であることや、農家の自宅に隣接しているハウスにつきましては、別の農地への移設が必要な場合が多く、解体、運搬、再建などに係る費用の負担が大きいこ

と。また、ハウス本体や内部施設が経年劣化等により破損、故障しており、大規模な改修が必要であることなどがございます。

以上、お答えします。

○江口委員Ⅱありがとうございます。

では、その中古ハウス、いろんな、おの状況があると思うんですけども、その中古ハウスの利活用を進めるためには具体的にどのような取り組みでいくのか、その点についてお願いいたします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ利活用についてお答えします。

中古ハウスの利活用を進めていくためには、まず、出し手と受け手のマッチングが必要なことから、来年度から、産地において中古ハウスの情報を収集し、スマートフォンのアプリを使って共有するような仕組みづくり、受け手に継承するまでに要するハウスの維持・管理費用に対する支援などに取り組み、産地が主体となった中古ハウスの継承体制を構築することとしております。

また、中古ハウスの利活用には、ハウスの解体や改修などが必要な場合があることから、県単事業の「さが園芸888整備支援事業」を拡充しまして、中古ハウスの解体から移設、再建、修繕、補強、附帯設備の導入までを一連で支援する中古ハウスのリノベーション対策を補助対象メニューに追加することとしております。

今後とも、現場の声に耳を傾けながら、中古ハウスがそれぞれの産地の財産として新規就農者などの次の担い手にスムーズに継承され、産地の維持・発展が図られるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○江口委員Ⅱありがとうございます。農業の世界は、人間関係というものも、その地域で重要なファクターになってくると思います。しかし、これからしっかりと農業生産、あるいは担い手の確保を進めていくためにも、中古ハウスの利



活用が、こういった県の施策が、補助があるということでスムーズに、あるいは朽ち果てるだけのものから、まだ使えるハウスがさらに利活用されて就農者に、また、ハウスも現役に復活できれば、とてもいいことだと思いますので、そういった意味では県がそういった施策を用意してくださるといえるのは、受け手としても非常にいい選択肢になると思います。中古ハウスの活用という点で今後ぜひ頑張っていたきたいと思います。どうぞ丁寧な対策、対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、三点目の「にじゅうまる」の生産拡大について取り上げたいと思います。

「にじゅうまる」は、市場関係者や消費者から高い評価を得ているというふうに伺っております。販売価格も同時期に発売されるかんきつ類の中では高値で取引されているというふうに認識しております。本県の新たなブランド農産物として今後とも生産を拡大すべきだというふうに考えております。その期待の「にじゅうまる」について、幾つか質問、確認させていただきたいと思っております。

「にじゅうまる」の生産、販売状況についてですが、今年、あるいはこれまでの「にじゅうまる」の生産、販売状況はどのようになっているのか、この点について御答弁をお願いいたします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ「にじゅうまる」の生産、販売状況についてお答えします。

「にじゅうまる」の栽培面積は、現在、二十四ヘクタールであり、このうち約十ヘクタールで結実し、出荷されているところでございます。また、デビューした令和三年には二十一トンが販売され、年々、販売量は増加し、昨年は八十六トンとなり、販売単価につきましては、昨年は同時期に出荷されるデコポンの約二倍に当たる一キロ当たり千八十七円となるなど、販売開始以降、高値を

維持しているところでございます。

デビュー四年目となる今年は二月二十二日から販売を開始しており、販売量は百七十トンと、昨年の約二倍を見込んでいるところでございます。

以上、お答えします。

○江口委員Ⅱありがとうございます。「いちごさん」にしても、この「にじゅうまる」にしても、佐賀県の期待の園芸作物であります。

そうしましたら、この「にじゅうまる」の件につきまして、今回、議案として出ているわけですが、長期貯蔵技術について伺います。

来年度予算におきまして、「にじゅうまる」の長期貯蔵技術の開発に着手されるというふうに伺っております。その内容について伺いたいと思っております。

まず一点目、必要性についてであります。

長期貯蔵技術の必要性というのはどのようなものなのか、その点についてお願いいたします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ長期貯蔵技術の必要性についてお答えします。

「にじゅうまる」は、十二月下旬から一月上旬にかけて収穫した後、他のかんきつや果樹品目の出荷の少ない三月から四月において有利販売するため、生産者の自宅倉庫や農協の集出荷施設において貯蔵した上で出荷されております。

そのような中、出荷開始前の二月下旬頃から気温が上昇し、常温貯蔵の場合、貯蔵中の果実の品質が低下することもございます。また、現在は出荷量が少ないことから、三月中で販売は、ほぼ終了しておりますけれども、今後、面積拡大に伴い出荷量が増加することで販売期間が四月まで延びると予測しており、気温がさらに上昇する三月や四月にも果実の品質を維持できる長期貯蔵技術が必要となつていくところでございます。

以上、お答えします。

○江口委員Ⅱ販売のタイミング、市場の状況等があるので、その辺の貯蔵のことは丁寧にはないと品質に関わることだというふうに考えます。

では、その技術についてお尋ねしますが、考えていらっしゃる長期貯蔵技術というのは、どのような技術を考えていらっしゃるのでしょうか。

○犬走園芸農産課長Ⅱ長期貯蔵技術についてお答えします。

「にじゅうまる」と同じかんきつ類の温州ミカンにつきましては、既に長期貯蔵技術が開発されておりまして、それは果実の状態に合わせまして、貯蔵施設内の温度や湿度をコントロールすることにより、長期間の貯蔵でも果実の品質を維持することのできる技術でございます。

この技術を利用して、「にじゅうまる」でも来年度から果樹試験場において試験を実施することとしており、四月まで高品質なまま貯蔵できる条件などの結果が分かり次第、なるべく早く現場に普及させていくこととしております。

以上、お答えします。

○江口委員Ⅱありがとうございます。貯蔵の仕方によっては、甘味ですとか、酸味ですとか、そういった品質にかかわることというふうに向っております。ぜひとも市場の一番いいタイミングで、いい価格で売り出すためにも、そういった品質を安定させるための取組は、とても大切だと思います。

その上で、今後の取組についてありますが、「にじゅうまる」の生産拡大に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、その点についてお願いいたします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ今後の取組についてお答えいたします。

「にじゅうまる」の生産を拡大し、ブランドを確立させていくためには、栽培技術を向上させ、一層の高品質化に取り組んでいく必要があります。

このため、果樹試験場や農業振興センター、JAなどが連携して「にじゅうまる」の栽培指針を作成し、研修会等を実施することで栽培技術を統一すると

ともに、「にじゅうまる」の特性が十分に発揮できるよう、日当たりや水はけ、風当たり等の条件が整っている園地でのみ栽培を認める園地登録制度を設けるなどして、品質向上を目指すこととしております。

「にじゅうまる」につきましては、知名度が高まり、高単価を維持していることから、生産者の意欲もさらに高まっているところでございます。

今後とも、関係機関・団体が栽培技術や貯蔵技術の向上に積極的に取り組んでいくことで、デビュー十年目の令和十二年には、出荷可能な面積を三十三ヘクタール、出荷量を五百トンまで拡大したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○江口委員Ⅱありがとうございます。「さが園芸888運動」におきましても目玉の品目でありますので、ぜひとも今後の取組をお願いしたいと思います。

それでは、目標達成に向けた今後の取組についてということで、「さが園芸888運動」の目標達成に向けて、今後、どのように取り組んでいくのか、この点についていかがでしょうか。

○犬走園芸農産課長Ⅱ目標達成に向けた今後の取組についてお答えいたします。

令和十年の園芸産出額八百八十八億円という高い目標を達成するためには、稼ぐ農業の実現に向けた取組をさらに加速させていく必要があります。そのためには、ミニトレーニングファームの整備や、新規就農者等の受け皿となる園芸団地の拡大による担い手の確保・育成、飛躍的に収量を高めることが可能な環境制御技術の普及によるイチゴやキュウリなどの施設園芸の収益性向上、また、プロットコリーや焼酎用カンシヨなど新たな露地野菜の生産拡大、水田での露地ミカンの団地整備や、高品質化や省力化が図られる果樹根域制限栽培の拡大などに力を入れていくとともに、低コストのための中古ハウス利活用の仕組みづくりなど、現場のニーズを踏まえた新たな取組にも積極的にチャレンジ

していくこととしております。

これまでに杵藤地区全体でキュウリの大幅な販売額向上など、稼ぐ農業の取組が県内各地域で見られるようになり、県全体の園芸産出額も増加したところでございます。

この上向きな流れを継続させ、「磨き、稼ぎ、つながる農業」の実現に向けて、「さが園芸888運動」に全力で取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○江口委員 ありがとうございます。振り返りますと、私が子供の頃は、アスパラガスとかブロッコリーとかはあまり馴染みのなかった野菜でありました。今ではこういうふうに「いちごさん」とか「にじゅうまる」とか新しい品目が開発されたり、食卓がより豊かにバラエティーに富んできている中で、佐賀の状況に合った水産、そして農産物のさらなる伸長を期待したいと思っております。

「さが園芸888運動」というのは、非常に高い目標を掲げていらっしゃると思います。トライ・アンド・エラー、いろいろあると思いますけれども、一歩一歩、それぞれの品目で着実に取組を進めていただければと思います。

以上で私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○中本委員 皆さん、おはようございます。公明党の中本正一でございます。

今回、農林水産商工常任委員会の所管事項につきまして、大きく三つのテーマで質問させていただきます。執行部の皆様には、どうか明快で、そして前向きな答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず大きな項目の一つ目として、物流二〇二四年問題対策について質問いたします。

物流は、国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、

商品が消費者の手元に届くまでの一連の物の流れを指しており、経済の血液として重要な役割を果たしてきました。中でも、トラック輸送は国内貨物輸送の九割を超え、その市場規模は約十九兆円とも言われており、暮らしと経済のライフラインとして必要不可欠な存在となっております。

また、自然災害の際には、その機動力を発揮し、大量の緊急支援助物資を輸送するとともに、コロナ禍においてもエッセンシャルワーカーとしての役割を担っていただいたところであります。

一方で、中小企業が九九%を占めるトラック運送業界では、他の産業と比べて長時間、低賃金が常態化し、若年ドライバー不足が深刻化しています。また、近年の原油価格の高騰や円安の影響により、軽油価格が高止まりし、事業存続の危機に直面している事業者も多いと伺っております。

そうした中、トラックドライバーの働き方改革を進めるため、本年四月から自動車運転業務に時間外労働の罰則つき上限規制が適用されることとなります。

これまで日本の物流は、トラックドライバーの時間外労働に依存することによって成り立ってきたとも言えます。しかし、残業時間が短縮されることで、同じ量の荷物を運ぶためには、より多くのドライバーが必要となっており、現在でも、トラックドライバーの求人倍率は、全産業平均の約二倍と高いことから、ドライバー不足に一層の拍車がかかるということは明らかであります。

トラックドライバーの労働時間の規制強化は、物流の停滞を招き、経済や国民生活に様々な影響を及ぼす可能性があることから、物流の二〇二四年問題として、今、大きくクローズアップされており、私も昨年九月、定例会の本委員会の場で県の認識と対応について質問をさせていただいたところであります。

今回、二月補正予算の中に、この物流二〇二四年問題への対策事業費を上程

していただいておりますので、その内容について順次質問をさせていただきますと思います。

まず、確認の意味で、物流二〇二四年問題の影響についてお伺いいたします。国においては、何も対策を講じなければ、二〇一九年度との比較で二〇二四年度には一四・二％、二〇三〇年度には三四・一％、輸送能力が不足する可能性があると試算をされています。例えば、本県の主要産業である農林水産分野においては、これまでどおり、県産の質の高い農林水産物の鮮度を保ったまま、関東や関西の大市場に輸送できるのか懸念されます。

そこで、物流二〇二四年問題が、本県において地域経済や県民生活に与える影響についてどのように考えるかお伺いいたします。

○金丸産業政策課長〓物流二〇二四年問題の本県への影響について申し上げます。先ほど委員から御紹介いただきましたように、二〇一九年度比で来年度は全国ベースで一四％、影響を受けると国が試算しております。一方、それを地域別に見ますと、九州では一九％と、九州における輸送能力は不足し、恐らく佐賀でも全国ベースより厳しい影響が見込まれると思います。

また、昨年夏ですが、佐賀新聞が企業のアンケートをしておりまして、物流ですとか建設も含めて二〇二四年問題による影響がどれだけあるかということ进行调查しております。結果、六割程度が確実に影響がある、分からないというところが二〇％ということ、影響がないと考えているのが二割強というような状況でございます。県にも大きな影響が出てくるというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員〓この二〇二四年問題の本県の影響に対する認識についてお示しをいただきました。

次に、物流二〇二四年問題対策事業の検討経緯についてお伺いをいたします。

昨年の九月定例会では、金丸産業政策課長より、物流の二〇二四年問題の解決に向けて、ぜひ取り組ませていただきたいと力強く答弁いただき、その後、佐賀県トラック協会と意見交換を行われるなど、この二〇二四年問題に対する県独自の取組について、調査、検討が進められてきたようであります。

そこで、本事業の予算化に至るまでの検討の経緯についてお伺いいたします。

○金丸産業政策課長〓この事業の検討経緯について御答弁を申し上げます。先ほど御紹介いただきましたとおり、九月議会におきまして、委員とのやり取りをさせていただきました。そういうこともございましたので、いろんな関係者に意見を聞いております。

例えばトラック協会からは、市場となります東京から、より距離のある九州、先ほど九州への影響は大きいという国の試算を言いましたが、トラック協会におかれても、その問題は深刻であるというふうにおっしゃってございました。

また、物流二〇二四年問題に取り組むという以前に、今の燃料価格が高止まりしている状況で経営が非常に厳しいという話を、会長から直接産業労働部長にも話されております。

また、国の調査によりますと、コスト増に対する価格転嫁率は、トラック運送分野は全分野の半分程度というデータもありまして、この分野における価格転嫁が進んでいないという状況が分かっているところでございます。

こうした厳しい環境では、必要となる二〇二四年問題に対応するための原資が十分に確保できないと判断しまして今回支援することといたしました。

また、再配達につきましては、複数の宅配業者にお話を聞かせていただきました。再配達は、やはり年々増加しておりますので、配達のコスト増加、収益の圧迫につながっているということが分かりましたので、改めて消費者が再配達削減につながる行動を取ってもらえるような対策が必要だというふうな判断を



したところです。

こうしたことを含めまして、物流事業者、荷主、消費者がそれぞれ影響を受ける立場でもあり、また、改正を求められる立場でもあることから、一体的に施策を行うことが効果的だと考えて今回の事業を行ったところでございます。

以上でございます。

○中本委員 様々な聞き取り、そして調査活動を行った上で、今回、事業費を上程されているということでありますので、この事業の概要について伺っていただきたいと思えます。

主要事項説明書の中では、物流事業者のドライバー確保や物流の効率化を支援する事業と、宅配業者の再配達を削減するための事業、大きくこの二つの事業から成り立っているようであります。

そこで、本事業の概要について分かりやすく御説明をお願いいたします。

○金丸産業政策課長 本事業の概要について御説明申し上げます。

先ほど答弁しましたとおり、経緯を含めまして物流事業者、荷主、消費者を一体的に支援するパッケージを作成しております。

議員から御紹介いただきましたように、主に二つございまして、一つは、トラック運送、貨物運送、倉庫、荷主の各事業者に対しまして、物流の効率化や人材確保に資する取組への支援制度を創設しております。例えば、電動リフトの設置、フォークリフトや配車システムの導入、また、女性専用の更衣室やトイレの整備などの取組を幅広く支援することとしております。補助の上限額が二百万円で、補助率は三分の二としておりますけれども、賃金を三%以上引き上げる事業者には、補助率を四分の三にかさ上げをいたします。

次に、再配達を削減する取組といたしましては、宅配事業者や商工団体と連携いたしましたして、個人に応じた荷物の受け取り方をチラシで周知します。また、宅配ボックスを設置することに支援をすることといたしております。戸建て

は一万円、集合住宅は五万円を支援します。集合住宅、戸建て合わせて二千件を準備しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員 今、御説明いただきました物流事業者への補助についてですが、特にトラック運送事業者は小規模な事業者が多くて、ドライバー不足によって経営者自らトラックに乗り込んでいるケースも多々あります。申請事務が複雑な場合に、なかなか手を挙げられないといったことも懸念されます。申請事務については、できるだけ簡素化をしていただきたいというふうに思います。

また、補助金申請の窓口については、県のトラック協会が行うとも伺っていますが、事業の周知については、そうした事業者、団体等に任せるのではなく、県でもしっかりと広報に努めていただきたいと考えますけれども、どのように考えるかお伺いいたします。

○金丸産業政策課長 申請の簡素化と分かりやすい周知について御答弁を申し上げます。

県では、物流事業者への支援制度を周知するチラシを作成しようと思っております。その際は、例えば、以前の一度目の応援金には対象要件をすくくかけておりましたけれども、今回はそれがございません。そういうことを含めて、事業者及び取組が幅広く対象になるということを周知したいと思っておりますし、実際どういう取組が、誰が対象になるのかということを具体例を示して周知したいと思っております。

また、先ほどおっしゃっていただきましたように、今回、事業者は物流に係る事業者でございます。トラック協会だけにお任せするというのではなくて、商工団体とも連携して県も一緒に周知をしたいと思っております。

今日の新聞にも載っておりますけれども、昨日、国、商工団体、トラック



協会、農協、企業が参加しました「トラック輸送における取引環境・労働時間改善佐賀県地方協議会」、こちらにも参加をさせていただきまして、その際もこの支援制度について説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、宅配ボックスの設置に対する補助事業についてであります。今回、一部補助として戸建てで定額一万円、そして集合住宅で定額五万円ということで、四千四百万円が計上されております。今、件数的には二千件というふうにご説明いただきましたが、この積算根拠といったものはどのようになっているかお伺いいたします。

また、仮に二千件を超えるような申込みがあった場合に、追加補正をすることで事業を継続するというような考えがあるのか、現時点での考えをお伺いいたします。

○金丸産業政策課長Ⅱ戸建てと集合住宅の内訳、また、予算が足りないときにどういうふうを考えているのかということで御答弁申し上げます。

改めまして、二千件にした経緯を御説明したいと思います。

宅配ボックスに対するニーズがあるということは分かっておりますけれども、どれだけあるかというデータが示されたものは、実はございません。このため、市町にもお話を聞きまして、こういう事業を考えているけど、どれくらいあったらいいかということも市町にも投げかけましたけれども、結論として、投げかけた市町は、どこも何件ですというふうなはっきりした答えは出せませんと言っております。

また、先ほど申し上げましたとおり、配達事業者等にヒアリングをいたしました。実は、宅配ボックスというのも選択の一つなんですけれども、大ききで荷物が入らないときがあったりとか、一度使うと鍵が締まって、ほかの、二度目の配達で来たときには、もう使えないみたいなケースもあるそうで、できれ

ば携帯電話で登録してもらって、再配達の希望日時を確実に指定してもらおうということが一番してもらいたいことだというふうにお聞きしました。

こうしたこともございまして、再配達を削減する手段の一つとしてスポット的に二千件ということを実施して、こういうやり方もあります、選択できますよということも、周知を兼ねて支援するという考えで二千件ということにしております。内訳につきましては、戸建てが千九百件で、集合住宅が百件となっております。

また、勉強会でも御説明いたしましたけれども、この事業は国の重点支援地方交付金というものを財源にしております。一定の財政的な制約がございます。財政課に確認をいたしましたところ、現状では手元に残額が残っていないということもありまして、容易には増額はできないということでお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこの宅配ボックスについて、市町のほうでも、どのくらい上がってくるか分からないということでありました。ただ、周知にはしっかり取り組んでいただきますとともに、メールとか使った、いわゆる受け取りについての通知といいますか、こういったアプリも今出ているようであります。そういったものの活用を含めて、今、再配達率が一二%前後というふうに言われておりますので、その削減に向けてしっかり結果が出るような取組をお願いしたいと思います。

次に、価格転嫁の円滑化に関する連携協定についてお伺いをいたします。

今回の物流の二〇二四年問題対策では、物流事業者だけではなく、荷主や消費者も対象とし、県独自の物流二〇二四年問題支援パッケージとして提案されているということでありました。この支援パッケージでは、特に荷主側に対して賃上げや軽油高騰などに関する価格転嫁への理解と協力をお願いする価格転

嫁円滑化連携協定の締結についても進めていくとされています。

そこで、連携協定の中身は具体的にどのようなものになっていくのかお伺いいたします。

○金丸産業政策課長⇨連携協定の中身について御答弁を申し上げます。

こちらの連携協定ですが、県をはじめ、国、経済団体、労働団体、トラック協会や工業連合会など十三機関が連携いたしましたして、適正な価格転嫁を実現することで賃上げや投資につなげる県内の好循環を目指したいということで、連携や協定を結びたいと思っております。

連携して行う具体的な取組を三つ御紹介いたしますと、一つは、価格転嫁の状況に関する情報収集と結果の共有と発信でございます。二つ目は、価格転嫁の円滑化に関する支援情報の周知でございます。三つ目は、パートナーシップ構築宣言の周知ですとか、宣言企業に対する支援策の検討、こういうものを考えております。

以上でございます。

○中本委員⇨トラック事業者の価格転嫁がなかなか進まないといった現状につきましては、今朝の佐賀新聞にも記事が掲載されております。先ほど課長から御紹介いただきました。この中では、昨年四月から六月の調査結果ということでありますが、国が定める標準的な運賃での取引がわずか四・一％に対し、標準的な運賃の七割に満たない、こうした取引が五五・八％と。実情は、交渉のテーブルに着けない事業者も多く、もっと厳しいという声も紹介されておりました。

また、価格転嫁の連携協定も他県で結構先行しておりますけれども、その例を見ましても、価格転嫁に関わる連携協定を締結したものの、なかなか実効性が伴わないというケースも多いと伺っております。

そこで、県では、今回、そうしたことを踏まえて価格転嫁円滑化連携協定を

締結するわけでありますので、その実効性を高めるための仕掛けというか、工夫といったものはされているのかお伺いをいたします。

○金丸産業政策課長⇨連携協定の実効性を高めるために、どういう取組をしているのかということについて御答弁を申し上げます。

先ほど、御紹介にもありましたが、価格転嫁につきましては、民間同士で決めることになっておりますので、行政が直接関与するものではないと。こういうことなので連携協定のように機運醸成の役割を担っているのが一般的な役割でございます。

ただ、それが他県の先進事例でも、連携協定を結んだことだけでは価格転嫁を推し進めるエンジンのような役割は、必ずしも果たされていないというのが議員の御指摘だったと思います。

私も、そういう状況は把握しておりましたので、今回、県として賃金アップ支援補助金について対象を中小企業へ拡大させていただきましたし、物流二〇二四年問題に対する支援策も創設しまして、先ほどパッケージでというお話も御紹介いただきました。こういう生産性向上とか収益力向上につながる網羅的な支援を県は行うこととしました。

こういうことをやりますということと同じタイミングで連携協定を締結することで、県もしっかり支援をしておるわけですから、民間企業においても価格転嫁に協力してもらいたい、こういうことが単独で連携協定を結ぶよりも、より強く説得力のあるメッセージが伝えられるのではないかと考えております。

今回の連携協定でも協力してそういうものを発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員⇨物価高騰に非常に苦戦するといいますが、苦労されております県

内の小中、そして中小事業者の皆様が、いわゆる賃上げや今回のコスト上昇分を適正に価格転嫁ができ、経済の好循環につながるような、そういう関係機関との連携協定の締結につきましては、昨年の六月定例会の一般質問におきましても提案した経緯もあります。

今回、価格転嫁が一番遅れていると言われるトラック運送をはじめとする物流事業者に向けた支援策とセットで、まさに効果的なタイミングで連携協定が締結されるということでありますので、その点については感謝申し上げますとともに、なお一層の御努力を求めています。

それでは、この質問の最後に井手産業労働部長にお伺いをいたします。

国では、昨年六月に物流革新に向けた政策パッケージといったものを策定されています。これは荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力し合い、物流を支えるための環境整備に向けた抜本的、総合的な対策となっており、商習慣の見直し、物流の効率化、荷主、消費者の行動変容という三つのキーワードが示されているところであります。

そして、本年二月には、荷待ち・荷役時間の削減や宅配の再配達率を六％に半減させるなど、中長期計画をまとめるとともに、物流関連二法の改正案を国会に提出をされています。今回、国の政策パッケージや中長期計画と歩調を合わせ、県独自の物流二〇二四年問題対策事業に取り組みられることは、大変評価するところであります。

しかしながら、多重下請構造など、長年にわたる独特な商習慣があり、これも今回の対策で全てが一気に解決に向かうというわけではないと思います。今後とも、現場に寄り添い、そして関係機関としっかり連携を図りながら、息の長い継続的な支援、取組といったものが必要となつてまいります。

そこで、物流の二〇二四年問題に対する井手産業労働部長の思いといったものをお聞かせいただき、最後の質問といたします。

○井手産業労働部長 Ⅱ私からは、物流二〇二四年問題対策に関する私の思いについて答弁いたします。

委員もおっしゃれましたが、やっぱり直面する物流二〇二四年問題に対しては、物流事業者、荷主、消費者の当事者のみんなが影響を受けます。ですので、今回、県で準備した取組の大きなポイントは、当事者みんなに網羅的に施策を実施していくことです。物流プロセスへの効率化への支援はもちろんのこと、県も危機感を持って、そうした支援にしっかり取り組みますので、価格転嫁を実現してほしいという思いで関係団体とも連携協定を締結します。さらに、消費者には再配達を減らすための多様な受け取り方を実践していただけるよう周知します。

一点、議員御指摘のとおり、農産物の輸送について御心配の声をお伺いすることがあります。例えば、荷主であるJAにおいて、輸送の効率化につながる統一的なパレットなんかを購入する場合など、今回の補助事業は対象になりますので御活用いただければと思います。

なお、今回の対策は、例えば価格転嫁の連携協定は十三機関で締結します。そして、そのほかの取組についてもトラック協会や中小企業団体中央会に関わっていただきますし、再配達を減らす周知については、県がしっかりやるのはもちろんのこと、経済団体やヤマト運輸などが一緒にやってくれるようになっていきます。この問題に関係する官民で連携して物流の二〇二四年問題の影響をできるだけ小さくできるよう県として取り組みます。

私からは以上です。

○中本委員 Ⅱ力強い言葉をいただきました。荷主企業、物流事業者、そして消費者の行動変容につながるような力強い取組をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、大きな項目の二つ目、SAGAキャッシュレスチャレンジ事

業について質問をいたします。

キャッシュレスの推進は、消費者に利便性をもたらし、事業者の生産の向上につながることから、今、国を挙げて取り組まれており、二〇一九年六月に閣議決定された成長戦略フォロアアップにおいて、二〇二五年六月までにキャッシュレス決済比率を倍増し、四割程度とすることが示されています。

日本は、これまで諸外国と比べてキャッシュレス決済比率が低いと言われてきましたが、二〇一九年十月のキャッシュレスポイント還元事業により、利用者や加盟店が大きく増加し、社会全体においてキャッシュレスに対する認識が広がりました。また、コロナ禍を経てオンライン決済を含めた非接触によるキャッシュレス決済への関心もますます高まっています。

こうした背景により、二〇二二年にはキャッシュレス決済額は前年より約十六兆円増の約百一十兆円と初めて百兆円を突破し、キャッシュレス決済比率も三六%と過去最高を記録し、暮らしに欠かせないものとなってきています。

キャッシュレスの決済手段には、大きくクレジットカード、デビットカード、電子マネー、コード決済に分類されていますが、ここ数年、大きく伸ばしてきているのがコード決済の一つであるQRコードによる決済とされています。

多くのキャッシュレス決済サービスで決済ごとにポイントが付加されるサービスがありますが、そのポイントを上手に活用することで物価上昇の影響を少しでも緩和することができ、特にQRコード決済はポイント還元キャンペーンを頻繁に行っていることが利用率の増加につながっているとの指摘もあります。

県では、二〇一七年度より四年間、キャッシュレス決済の普及事業に取り組まれてきました。そして、今回、新たに産業政策課を所管とするSAGAキャッシュレスチャレンジ事業が二〇二四年度当初予算に上程されているところであり、フィナンテックと呼ばれるファイナンス——金融とテクノロジー——技術の

最新のトレンドを踏まえながら、戦略的に取り組んでいただくよう、期待をするところであります。

そこで、以下、順番に質問させていただきます。

まず初めに、本県でキャッシュレス決済が進まない要因について伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、本県では二〇一七年から二〇二〇年までの四年間、団体や市町を通し、店舗や飲食店へのキャッシュレス決済端末の導入や普及啓発活動などを支援してきたところであります。

そうしたキャッシュレス決済の普及事業に取り組まれながら、知事が演告で述べられていますように、県内のキャッシュレス決済率は一六・三%と全国で四十五位と伸び悩んでいる状況となっています。

そこで、本県においてキャッシュレス決済の普及が進まない要因、課題について、どのように整理をされているか伺いいたします。

○金丸産業政策課長 Ⅱキャッシュレス決済が進まない要因について御答弁を申し上げます。

その要因につきましては、主に端末導入でコストが発生することですとか、入金までに期間を要して手元の資金がなくなることで経営に不安を感じられると、そういうことだと認識をしております。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱそうした本県のキャッシュレス決済が進まない要因を踏まえて、今回、チャレンジ事業がまとめられているところでありますので、その事業の概要について伺いたいと思います。

主要事項説明書には、本事業について、「新たに各種キャッシュレス決済に対応できる端末を導入する事業者に対し、県内金融機関を通じて、導入費用を補助」するとして実施主体を県内金融機関とし、一店舗当たりの補助額として五



万円が示されています。

例えば、実施主体は県内金融機関となっておりますが、コラボする金融機関というのは、県内全ての金融機関ということではないのか。また、今回補助対象となる事業者は、飲食店や物販の店舗等に限定がされるのか。キャッシュレス決済端末についても、今、クレジットカードやコード決済に対応できるマルチな端末が出ていると聞いておりますが、マルチ対応の機種に統一するのか、それとも事業者が選択できるようにするのか。また、補助金の事務の流れはどうかなど、不明な点も多々あります。

そこで、具体的な事業の概要、スキームはどのようになっているのかお伺いいたします。

○金丸産業政策課長Ⅱ事業の概要について御答弁を申し上げます。改めてですが、全体的に御説明をさせていただきます。

まず、御紹介があったように、新たに各種キャッシュレス決済に対応できる端末を導入される事業者に、こちら、業種を問わず五万円を支援しようと思っております。

支援の方法ですが、例えば、端末が十万円だといたしますと、事業者は五万円だけ金融機関に支払います。その実績をもって県から金融機関に差額の五万円を助成するというものでございまして、今回、事業者からの申請を不要としているところでございます。

また、金融機関につきましては、県内に本店を有している金融機関と今連携を図ろうとしております。これによりまして、これまでできなかったことが二つ実現できることとなります。一つは、事業者に入金までの期間の短縮を選択できることとなります。ただし、これは指定された端末のみになります。例えばクレジットカード、電子マネー、QRコード、これをどういうふうに組み合わせるかは事業者が選択できることとなっておりますが、端末は同じものとい

うこととなります。

また、金融機関が、端末の営業、普及活動をするということが今までやってきた事業と違うところがございます。これによりまして、例えば融資などを通じて事業者の経営内容を把握している金融機関さんがコンサルティング機能を発揮して、例えばキャッシュレス決済の導入は、お店にとってどのように業務効率につながるのかというアドバイス、提案が可能となるということで、先ほど申し上げた進まない要因というものが一定程度進むのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ事業の概要についてお伺いいたしました。いわゆる導入する事業者の審査が不要だということで非常に画期的な取組だと思えますし、これは恐らく実施主体を金融機関とされているからだと思えます。ということは、県の窓口としては、各金融機関が窓口になって、そこにお金を支払う形になるのか、それとも金融機関で事務局をつくって、そこで一括して、その窓口が全体をコントロールというか、把握してやるようになるのか、その点、確認をさせていただきます。

○金丸産業政策課長Ⅱ補助金の流れについて改めて御答弁を申し上げます。

今、金融機関とお話し合いをさせていただいております。一つは、ある銀行が核になって、そこが中心に端末を導入すると。それをほかの金融機関が営業して紹介をするというような形で事業者からの購入の情報を取ろうというふうにしております。

今、その具体的なやり方を検討しております。お金の流れのところにつきましては、まだこういうふうにするというふうな決定には至っていないところでございます。

以上でございます。



○中本委員 今、大変詳しく事業の概要についてもお示しをいただき、おおむね理解をさせていただいたところであります。

一点だけ確認をさせていただきます。今定例会には、二月補正予算案として先ほど御紹介いただきました佐賀型賃金UP支援事業、同応援事業といったものが上程されておりまして、最低賃金の三%以上の引上げを行う中小企業であったり、また、売上げや利益が一定以上減少している従業員のいない事業者が実施する生産性向上の取組について、これを支援するという形になっています。

そこで、この事業とのすみ分けなのですが、キャッシュレス決済端末補助金、そして佐賀型賃金UP補助金、これ両方、支援を受けることも可能かどうかということでしょうか。

○金丸産業政策課長 賃金アップ支援補助金と今回のキャッシュレスの事業を両方活用できるかということで御答弁申し上げます。

実は、今回のキャッシュレス事業を導入するに当たりまして、賃金アップ補助金で行うということも検討しております。賃金アップ補助金は、様々な事業者がいろんな取組をしますので、そこと競合をいたします。そうすると必ず採択されるという保証はございませんので、今回、別に制度を設けたということになっております。

また、佐賀型のキャッシュレスチャレンジ事業は、できるだけ普及を拡大するために、今、原則で一店舗一台ということで考えております。

一方、賃金アップ支援補助金の補助の下限というのは、一番低くて十五万円ということになりますので、例えば端末が十万円だと下限で引かかかって賃金アップ支援補助金の対象にはなりません。ただし、複数台導入しますとか、せっかくなので端末に合わせてPOSレジも導入して経営努力を何とか効率化させたいというようなお話がございましたら、そういうものは佐賀型賃金アップ支援補助金で対象とできるというふうにしております。一店舗一台はキャッシュ

レスで、複数以上ですとか組み合わせということであれば賃金アップ支援補助金も可能という整理をしております。

以上でございます。

○中本委員 ありがとうございます。

それでは次に、事業のスケジュールについてお伺いいたします。

本事業では、一千件を目標に、補助金の総額としては五千万円が予算化されています。しかし、二〇一七年から取り組まれたキャッシュレス決済普及事業では、四年間で一千四百十店舗にとどまっています。単年度で一千件を目指すというのは、大変高い目標にもなるのかなというふうに考えます。

また、本年十月には国スポや全障スポが開催され、期間中延べ約七十万人ものお客様を全国からお迎えするなど、その経済波及効果も大きいことから、多様な催しも開催される予定となっており、インバウンド需要への対応も合わせ、十月の国スポ・全障スポに間に合うよう、可能な限り前倒しでの取組も必要ではないかというふうに考えます。

そこで、本事業の具体的なスケジュールはどのようになってくるのかお伺いいたします。

○金丸産業政策課長 この事業の具体的なスケジュールについて答弁申し上げます。

実は、入金期間を短縮するためには、金融機関において新たにシステムを導入することが必要となっております。実際に、今、システムを導入して入金期間の短縮ができるのは、現時点で十月からというふうに話を聞いております。私としても、委員と同じで、できるだけ早くしてほしいという話をしております。そこは金融機関に、できるところは前倒しをしてほしいということで努力を促しているところでございます。また、十月までの期間も、ただほんやりしているわけにはいきませんので、しっかりと金融機関に営業活動、普及活動

をしてもらうようにしております。

以上でございます。

○中本委員 十月以降ということですが、とにかく十月に一齐にスタートできるような体制をしっかりと整えていただきたいと思っています。

このテーマの最後の質問といたしまして、これも井手産業労働部長にお伺いしたいと思っています。

経済産業省が出している資料を見ますと、電子決済など、いわゆる現金決済に要する業務人件費やATMの設置・維持費など、これまでの現金決済のインフラを支えるための社会的コストといったものは、年間約二・八兆円にも及ぶといったことが示されています。また、少子・高齢化が進み、人手不足が深刻化する中で、現金決済には人手が必要でありますので、人手不足が解消しないばかりか、新たなイノベーションが誕生しづらいなど、キャッシュレス化が進まないことによるデメリットも示されています。

世界の潮流は、キャッシュレス決済による利便性向上はもとより、収集される決済情報、いわゆるビッグデータを効果的にマーケティングに活用されています。日本では、少額決済の店舗等での導入が進んでおらず、五千円以下の少額決済が日本全体で百兆円規模と言われていますが、その九割が現金決済となっており、それをキャッシュレス化することで、これまで捉えられなかった消費行動を分析し、新たなビジネスへの展開も可能となってまいります。

国においては、大阪・関西万博が開催される二〇二五年には、目標とするキャッシュレス決済比率四割程度を達成する見通しとなっており、将来的には世界最高水準である八〇%を目標としています。本県においても、そうした大きな視点を持ってぜひ戦略的に取り組んでいただくよう、期待をするところがあります。

また、本事業につきましては、新聞報道によりますと、井手部長のたつての

希望で実現した金融機関との意見交換の場で、金融機関側からこの事業を提案されたというふうであり、産業労働部としてテーマに掲げた課題解決型コラボの象徴的な事業と確信し、ぎりぎりまで協議を重ね、予算化にこぎ着けた、このように紹介をされました。そうした意味におきましては、本事業は井手部長の肝煎りの事業というふうにも考えます。

そこで、キャッシュレス決済事業に取り組むに当たつての井手産業労働部長の思いについてお伺いし、このテーマの質問を終わらせていただきます。

○井手産業労働部長 Ⅱ私からは、SAGAキャッシュレスチャレンジ事業に関し、私の思いについて答弁します。

佐賀県は、特に広報とかで企業との優れたコラボ事業をこれまでも数多く実施してきております。相手のよさはそのままに、両者が輝く取組になっているというのがポイントだと思います。

私は、部長になる前から、この手法を積極的に課題解決に使いたいと考えておりました。それがまさに課題解決型コラボという、取材のときの私の発言につながったんですけど、異なる強みを持つ者が協力して、より強力なチームで課題に立ち向かうという、そんなイメージです。このために私は多くの人と会って意見交換をしたと思いますし、現場に出たいと思います。もちろん、職員ともよく話ができる環境にしたいと思います。組織内外で人とのコミュニケーションを通じて、新たなアイデアや視点を得たいと考えております。

委員御指摘のとおり、キャッシュレス化につきましては、世界の潮流があり、国内にも動きがあります。佐賀県にも課題がある中で、今回の事業は金融機関の方々との意見交換から生まれました。まさに自分の思いを体現した実感があります。当然、組織風土もルールも違いますので、事業化に向けてはかなり調整も重ねました。職員も頑張ってくれましたし、金融機関の方々も前向きに対応してくれております。

予算の議決が得られれば、この事業はスタートラインに立ちます。これもいろいろチャレンジングな部分がありますので、いろいろ乗り越えていくべきこととは出てくるかと思いますが、金融機関の方々とも連携して県内のキャッシュレス化を進めていきたいと思っています。

一点、このスキームをぜひ成功させて、ほかの課題解決にも応用できないかと考えております。金融機関の皆さんには、終わりではなく始まりにしようというふうに伝えておりますし、ぜひそうしたいと思っています。

私からは以上です。

○中本委員 井手部長、期待しておりますので、ぜひ頑張っていたきたいと思っています。

次に大きな項目の三つ目、県産農産物等の輸出促進について質問をいたします。

二〇一三年に和食、日本人の伝統的な食文化がユネスコ無形文化遺産に登録され、その後の世界的な日本食ブームにより、海外の日本食レストランは、二〇一三年の約五万五千店から二〇二三年には約十八万七千店と十年間で三・四倍に増加しています。特に、アジア地域は約十二万二千店と全体と三分の二を占めており、その伸び率も大変大きくなっています。

政府は、農林水産業の成長産業化を目指し、二〇一三年度に農林水産物・食品の輸出戦略を策定し、輸出額一兆円を目標に取り組んだ結果、二〇二一年に初めて一兆円を超え、さらに二〇二五年に二兆円、二〇三〇年には五兆円に拡大する目標を定め、その達成に向けて輸出促進に対する施策を強化されています。

本県には、「佐賀牛®」やイチゴ、ミカンといった農産物等をはじめ、それらを使った日本酒や加工食品など、世界に誇れる高品質な県産品が数多くあります。

こうした県産品を国内のみならず、広く世界に目を向けて海外市場に販路を拡大していくことは、大変重要な取組だと考えます。

県では、農林水産物等の輸出を促進するため、二〇〇七年にJ Aや関係市と、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会を設立し、また、二〇二〇年には酒造組合や商工団体等と佐賀県酒類輸出促進協議会を設立するなど、官民一体となった体制も整えられてきたところであります。

人口減少と少子・高齢化が加速度的に進行しており、国内市場における食料需要が縮小し、産地間競争がこれまで以上に激化する中、本県の農林水産業や加工業を将来にわたって維持・発展をさせていくためには、成長するアジア地域をはじめ、広く世界に向け、より有利な販路拡大に取り組んでいくことが重要であり、県産農産物や加工食品のさらなる輸出促進が期待されるところであります。

そうした観点から、以下順番に質問をさせていただきます。

まず、県産農産物等の輸出の取組状況について伺いをいたします。

県産農産物等の輸出促進に当たっては、「さが県産品流通デザイン公社」が重要な役割を担っており、二〇一七年の発足時、十七人の体制でスタートされ、現在は佐賀オフィスに二十四人、東京オフィスに五人と拡充されていると伺っています。

「佐賀県総合計画二〇一九」では、この「さが県産品流通デザイン公社」やジェトロ等の関係団体と連携しながら、県産品の海外におけるブランドの維持・向上を図るとともに、国内の生産者や事業者の輸出への関心を高めつつ、現地ニーズに合った商品開発など、輸出に向けた事業者等の取組を支援するとしています。

この間、二〇二〇年から約四年間、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大で渡航もできなくなり、また、海外における日本食レストランの多くが休業を

余儀なくされるなど、大きな影響を受けたところでありますが、これまで本県では、県産農産物等の輸出促進に向けどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

○小野流通・貿易課長 県産農産物等の輸出の取組についてお答えをいたします。

農産物等の輸出に関しては、県の流通・貿易課と、「さが県産品流通デザイン公社」とともに取り組んでおります。この中で、県は、国や他県との調整や施策に沿った企画・立案を担いまして、デザイン公社は、県内事業者情報の収集、取りまとめや現地ネットワークの構築、販売促進事業の実施という役割を持って、事業者の伴走支援をしつかりするということに取り組んでおります。

その中で、事業は主に御紹介のありました県や関係機関で構成する佐賀県農林水産物等輸出促進協議会、佐賀県酒類輸出促進協議会において、アジアを中心に取り組んでおりまして、主な活動としましては、市場調査や取引先訪問による意見交換、情報収集、海外の食品見本市への出展による県産品PR、小売店等における試験販売、海外バイヤー等の産地招聘などに取り組んでいるところでございます。

おっしゃるとおり、コロナ禍におきましては、なかなか渡航もできなかったところがありますが、その前の取組で培ってきたネットワーク等を利用しまして、現地には行かずとも、業者さんとながっている現地の卸とウェブでやり取りをしまして、地道にですけれども、商談会を続けさせていただいて、少し減少した部分もありますが、維持させていただいているところでございます。

これらの取組を通じまして、県産品に対する海外バイヤーの理解促進や新規取引の開拓、既存取引の拡大を目指すほか、職員に蓄積された知識やネットワークを活用しまして、県内事業者への細やかなアドバイスをを行うことで輸出促進に鋭意取り組んでおります。

以上でございます。

○中本委員 県と、そして流通デザイン公社の役割と、その取組についてお示しをいただきましたので、これまでの成果についてお伺いをいたします。

「佐賀県総合計画二〇一九」では、成果指標として輸出に取り組む事業者の数や牛肉など、主要品目別の輸出量の拡大が示されています。

そこで、その成果はどのようになっていくかお伺いいたします。

○小野流通・貿易課長 これまでの取組の成果についてお答えをいたします。

「総合計画二〇一九」の令和四年度における成果目標達成状況につきましてお答えします。

牛肉の輸出量は、目標七十七トンに對しまして実績六十八トンです。こちら、輸出量の出荷頭数が限られている中、輸出部位を増やすため、食べ方を工夫するなどの取組を行って提案してまいりましたが、コロナ禍の売上げ減などもありまして思うように増やせてはおりません。今後、大きく伸ばすためにも、「KAKEHASHI」からの輸出開始を期待したいところでございます。

そして、青果物の輸出量は、目標四十七トンに對しまして実績五十トンで、こちらは現地プロモーション等の効果もありまして達成率は一〇六・四％となっております。

清酒・焼酎の輸出量は、協議会の効果もありまして、蔵元の意識も高まっていることから、目標百九十二キロリットルに對しまして実績は三百八キロリットルで、達成率は一六〇・四％となっております。

以上でございます。

○中本委員 成果指標の中には輸出に取り組む事業者数も入っていたと思うんですけども、その答弁は御答弁いただきましたか。

○小野流通・貿易課長 事業者数の令和四年度の実績につきましては、台湾につきまして一社、フランスに対して一社、マレーシアに対して二社、タイにつ



きまして一社の実績を今持つております。(227頁で訂正)

目標について、申し訳ございません、今、こちらに持つておりません。

○中本委員Ⅱありがとうございます。

それでは、この輸出促進に向けた課題と、その対応についてお伺いをいたします。

輸出促進に向けては、品目ごとや相手国、対象国ごとに様々な課題があると考えます。例えば、輸出先での価格設定や輸出時の鮮度保持の問題、ロットの確保、相手国によって変わる残留農薬や検疫状況など多岐にわたります。

そこで、県の主要な輸出品目である「佐賀牛<sup>®</sup>」やイチゴ、お茶、日本酒について、生産面や販売面における輸出に当たつての課題やその対応について伺つてまいります。

まず、県が誇るブランド牛であります「佐賀牛<sup>®</sup>」について、生産面ではどのような課題があり、どのように対応していくのか、畜産課長にお伺いいたします。

○森畜産課長Ⅱ私からは、「佐賀牛<sup>®</sup>」の輸出に当たつての生産面での課題と、その対応についてお答えいたします。

まず、生産面での課題といたしましては、輸出先の国や地域ごとのルールに従つた「佐賀牛<sup>®</sup>」の生産が求められることとございます。

具体的には、例えば、EUへの輸出に関して三つ申し上げますと、一つは、日本で肺炎等の治療に用います動物用医薬品につきまして、今後、EUへ輸出する場合には使用することができなくなること。二つ目に、生産農場においては、動物用医薬品などの全ての投薬履歴を記録する必要があること。三つ目といたしまして、出荷農家が牛をKAKEHASHIへ搬入する際、通常、牛に鼻輪——鼻環と申しますけれども——それがついておりますけれども、搬入する際にはそれを用いずに、頭絡、いわゆる牛の頭部に装着する牽引用の手綱、

ロープのようなものを装着して牽引する必要があることとございます。

次に、こうした課題への対応についてでございますが、県といたしましては、輸出先の国や地域ごとのルールが守られるよう、各国のルールを生産者や生産者団体等に対し、適宜、周知を図りますとともに、関係機関や関係団体と情報交換を密に行うなどして輸出に取り組みやすい環境づくりに努めていくことといたしております。

また、食肉処理過程では、「KAKEHASHI」が輸出対応型の施設となりまして、屠畜方法を寝かせ方式から懸垂方式に変更したことに伴いまして、牛枝肉の価格低下の原因となりますスポット——赤身の中に血液が混じる状態でございますが——その発生が増えている状況でございます。

このため県では、スポットの発生を少しでも減らせるよう、県の畜産公社の従業員の食肉処理技術の向上に対しまして支援をいたしますとともに、「KAKEHASHI」への出荷頭数を確保するための出荷農家の所得への影響を緩和する対策なども講じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○中本委員Ⅱそれでは次に、農産物等についてお伺いいたします。

イチゴやお茶、佐賀酒の原料となる酒米について、生産面ではどのような課題があり、どのように対応していく考えか、園芸農産課長にお伺いいたします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ農産物等の生産面での課題と、その対応についてお答えいたします。

まず、課題の一つとしまして、農産物を生産する際に使用される農薬の残留基準や植物検疫の条件が輸出先の国、地域ごとに異なることが挙げられます。

例えば、イチゴでは、日本国内で通常使用されるダニ防除剤は、香港ではあまり問題になりませんが、台湾では日本よりも厳しい基準値が設定されているため、国内市場から香港経由で台湾に持ち込まれたイチゴが、台湾の検



疫で輸出できなかった事案などが発生したことがございます。

茶では、農薬の残留基準の違いがあることから、製茶加工において、輸出や国内向けを切り換えるごとに生産ラインの機械洗浄が必要になるなど、作業量が大幅に増加することもございます。

また、輸出は、国内より輸送に要する時間とコストがかかることから、輸送に耐えられる品質と、生産を含めた全体のコストを抑えることが同時に求められる点も課題として挙げられます。

なお、佐賀酒の原料となる酒米では、輸出を行う蔵元が求める醸造に適した、ばらつきのない品質の確保が不可欠でありますけれども、主力品種である山田錦は、草丈が高いため台風などで倒伏しやすく、収量、品質が不安定なことが課題となっております。

こうした課題に対応するため、県では、試験研究機関や地域農業振興センターがJAなどの関係機関と連携して、輸出を希望する農業者や団体からの相談に對しまして、輸出先の国や地域ごとに、残留農薬基準に対応するために使用可能な代替農薬による防除体系の提案や、害虫の天敵を活用するなど、農薬に頼らない防除体系の構築でしたり、輸出先の検疫条件に応じた生産園地や選果施設等の登録の支援などの対応をしているところでございます。

また、品目の対応につきましては、イチゴでは、輸送時に振動の影響を受けやすいことから、品質を保持するための技術実証、茶では、製茶工場の集約化により空いた工場を、輸出茶専用工場として活用することの検討、佐賀酒では、酒米の収量、品質の向上や、乾燥調製の工程における割れ米の発生割合の低減に向けた技術支援などに取り組んでいるところでございます。

以上、お答えします。

○中本委員Ⅱ生産面の課題についてお聞きしました。本当に多くの課題がまだあるんだなということを改めて認識をさせていただいたところです。

それでは、販売面での課題と、その対応についてであります。

県の主要輸出品目である「佐賀牛<sup>®</sup>」やイチゴ、お茶、日本酒を輸出するに当たって、販売面ではどのような課題があり、どのように対応していく考えかお伺いいたします。

○小野流通・貿易課長Ⅱその前に、先ほど総合計画の指標のところでも訂正をさせていただきます。

輸出に取り組む事業者数に関しましては、一八年に七十六社というのがありますが、その後のほう、数字を決めておりませんで、増加するというふうな目標にしております。それで令和四年度の成果のところ、先ほど、タイ一社といたしましたけれども、ベトナムのかんきつの初輸出が成功しまして一社となっておりますので、訂正いたします。失礼しました。

そこで、販売面の課題と対応につきまして回答いたします。

まず、農産物等の輸出に関する販売面での課題は、全ての品目におきまして、国ごとの輸入規制と輸出先国での外国産を含む産地間競争というのがございます。

品目ごとにお答えしますと、まず、「佐賀牛<sup>®</sup>」においても、食肉処理施設で輸出先ごとの認定取得が必要でありまして、現在は県外の食肉処理施設の屠畜枠の頭数を限度に輸出先のニーズに合わせて輸出している状況でございます。

そしてまた、海外ではステーキ需要のほうが強く、いわゆる高級部位、ロースやヒレといった部分ですが、それ以外の部位の需要が、特に西洋に関しては余り多くない。そこで、アジアを中心に焼き肉や鍋など、肩ロースやモモなどの部位の提案など、限られた頭数でも輸出量を増やす取組を行ってきております。

また、産地間競争に関しましては、これまで培った現地卸業者との関係を強めまして、細かいケアをすることで現地のニーズにしっかり応え、「佐賀牛<sup>®</sup>」

として売りやすい環境をつくることで対応し、消費者向けにも高級レストランでのメニュー掲載やイベント露出などを通じて、「佐賀牛<sup>®</sup>」のブランドの定着に取り組んでおります。

次に、イチゴについての課題ですが、生産面での課題でもありましたように、相手国の残留農薬基準によりまして、中国本土やEUなど規制が厳しい国などにはほとんど輸出することが困難でございます。一方、規制が少なく輸出しやすい香港、シンガポールなどでは、日本各地からのイチゴが、高級店を中心に並べられておりまして、また、近年、味もよくなってきました韓国産などとの競争も激しくなっております。

そこで、国の政策提案におきまして、相手国における残留農薬基準の緩和に向けた働きかけを継続することにあわせて、これまで商社とのマッチングを通してスーパーなどの小売店を主にターゲットにしておりますが、近年は、それ以外にも人気のスイーツ店でのコラボメニューや、インフルエンサーとコラボした情報発信を行い、差別化にも力を入れております。

また、お茶の課題に関しましても、同様に残留農薬基準が厳しく、日本からの輸出自体を認めていない国もあります。輸出を広げるために事業者への負担も大きくなっております。さらに、中華圏を中心に大きく流通しています中国茶との競争は、価格面なども含めて厳しいような状況でございます。

これに対しまして、事業者の目指す量や質といったところに合わせたマッチングの機会をつくることや、先日、アメリカで行いました佐賀酒と合わせたイベントでノンアルコールのペアリングなど、他の生産品とあわせたPRの方法も工夫して取り組んでいるところでございます。

最後に、佐賀酒に関してですが、各国、規制はあるものの、日本酒への人気は高く、多くの国に輸出されてきております。一方、日本各地から輸出されていることもありまして、銘柄間の競争がとて激しくなっております。また、

かなり増えている日本料理店ですが、それ以外の活用がまだまだ限定的ということ、現地での理解を深めるような工夫を行い、これから伸ばしていきたいところでございます。

こちらの差別化に関しましては、取引先を佐賀へ招聘し、各蔵のストーリーやこだわりも含めて理解していただき、そして現地の販売に力を入れてもらう取組、そしてブランド力に直結する著名なコンテストでの入賞を目指すよう、それに関するセミナーやエントリーへのサポートを実施しております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれぞれ生産面、販売面にわたりまして、課題と、その対応について御答弁をいただき、ありがとうございます。特に、「佐賀牛<sup>®</sup>」についてはですけども、昨日の現地視察で、肥育素牛の自給率を高め、安定生産を図るための「佐賀牛いろはファーム」に伺い、生産拠点として順調に稼働している様子も確認をさせていただきました。

また、昨年六月には、待望の佐賀県高性能食肉センター「KAKEHASHI I」が本格稼働しており、十二月にはアメリカ向けの屠畜場及び食肉処理施設として厚労省からも認定を受け、今後、「佐賀牛<sup>®</sup>」の輸出拡大が大変期待されるところであります。

また、今後、先ほど答弁にありました欧州であったり、アジア各国への輸出に向けた認定手続も進められることと思っておりますので、さらなる御努力といったものを求めていると思っております。

最後に、今後の目標と取組についてお伺いをいたします。

昨年十二月に改定された国の「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、二〇二五年に二兆円、そして二〇三〇年に五兆円の目標を達成するためには、海外市場で求められる量、価格、品質、規格など、スペックに応じた産品を専門的・継続的に生産・販売するといった、いわゆるマーケティングインの体制

整備が不可欠として、基本的な考え方とともに、具体的施策として輸出重点品目二十七品目と、輸出目標の設定、重点品目に関わるターゲット国・地域、輸出品目、手段の明確化、品目団体の組織化と、海外における国の支援体制整備等が示されています。そして、輸出重点品目二十七品目には、牛肉、イチゴ、ミカンなどの青果物、日本酒のほか、本県の特産品の一つである煎茶、抹茶も含まれています。

そこで、今後の輸出目標についてどのように考えるかお伺いいたします。また、国の輸出戦略を踏まえ、輸出促進にどのように取り組んでいくかお伺いをいたします。

○小野流通・貿易課長 Ⅱ 今後の目標と取組についてお答えをいたします。

国の輸出戦略に貢献するためにも、佐賀県の中にある県産品の中で単価が高く、しっかりと海外で売れるもの、ロット数に関しまして大量につくっている地域や国にはなかなかかないところがありますが、そういった意味でも、量を促す努力もいたしておりますが、ブランド化、差別化というところにつきかり高単価で買っていただきたいという取組をしていきたいと思っております。

そして、目標に関しましては、令和五年八月に策定しました「佐賀県施策方針二〇二三」に沿った成果目標では、例えば、牛肉の輸出量につきましては、二〇二二年が六十八トンのところ、目標年度の二〇二七年には七十六トンとしております。

「KAKEHASHI」からの「佐賀牛®」の対米輸出を実現した後、他の輸出品目・地域についても順次認定を取得していくこととなりますので、成果目標を超えて達成を目指したいと思っております。

その他、各国への取組ですが、米国は購買力の高い世界最大の市場と考えております。まだまだ日本からの輸出品目や数量の伸びる可能性も高いと。そこで、「佐賀牛®」をはじめとする県産品の販路拡大やブランド化を行いつつ、

実績を積みむことで、世界中への情報発信につなげることができると考えております。

また、輸出規制などが少なく県産品の輸出品目も多い香港、シンガポールにおきましては、先ほども話しましたが、これまで築いてきたブランドやネットワークを維持しながら、また新たな品目や県内事業者のチャレンジを細かくサポートしていきたいと思っております。

そして、新たな輸出先ターゲットとしているEU、こちらはブランド化をするには格好の地域かと思っております。今後、「佐賀牛®」が輸出開始となることをきっかけに、これまでも少しずつ輸出されておりましたが、酒や加工品、伝統工芸品を含めまして、歴史やストーリーを絡めて総合的な佐賀県や県産品を売り込むことが可能となるため、これまで以上にデザイン公社や関係機関・団体と連携しまして積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱ 輸出促進に向けましては、今、コロナ禍も収束しました。そして、「佐賀牛®」をはじめ、佐賀県には大変追い風も吹いてきているのではないかと。いうふうにも考えます。ブランド化への取組とともに、一層の販路拡大に向けた取組をお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○池田委員長 Ⅱ 暫時休憩します。十三時をめぐりに委員会を再開します。

午後零時二分 休憩

午後一時一分 開議

○池田委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○古賀和浩委員Ⅱ委員長の許可をいただきましたので、皆さん、午後からもよろしく願います。自由民主党の古賀和浩でございます。

今回、質問は二問行います。執行部の皆様におかれましては、分かりやすく納得感のある答弁を何とぞよろしくお願い致します。

では、問いの一、地域計画についてでございます。

この常任委員会では、私は、毎回のように農業政策の中の農地や農家の維持について質問しておりますが、今回も同じ思いで質問をしたいと思えます。

今回は、令和五年四月に改正された農業経営基盤強化促進法で、その策定を現在進められている地域計画策定について、農地や農家を守るために進められているかどうかを確認したいと思い、質問をいたします。

私は、佐賀県議会から、現在、一般社団法人佐賀県農業会議の常設審議委員を仰せつかっております。佐賀県農業会議は、各市町に設置されています農業委員会の連絡調整や農業委員等に対する研修のほか、農地に関する情報の収集、農業の担い手支援や就農支援など様々な業務に取り組んでいただいている組織でございます。

この農業会議には各市町の農業委員会が構成委員となっておりますが、この農業会議の常設審議委員会の中で毎回進捗管理をされているのが、先ほど言いました地区計画の策定状況でございます。

国においては、地域の農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望を示した計画として、これまで「人・農地プラン」が各市町で作成、実行されてきて、佐賀県でも策定を進められていましたが、まず、地域計画策定の目的についてお伺いいたします。

今回、農業経営基盤強化促進法の法改正に伴い、地域計画を策定することを法律に定めていますが、その目的はどういったものでしょうか、お伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画の策定目的についてお答えいたします。

地域計画は、令和五年に改正されました農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が策定するように求められております。(233頁で訂正) この計画の策定目的については、人口減少や高齢化に伴う農地の荒廃を食い止め、農地を効率的に利用し、地域農業を維持・発展させていくこととなっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ私の住む基山町では、ごく当たり前に自分の農地を受け手の農家をお願いしていることも多々ございます。実際、私の父方の農家もそのような形で農地を受け手の農家をお願いしております。そのことで問題が発生していることも聞いておりません。

このように、市町の農業委員会など農家に身近な方々が「人・農地プラン」などで進められてうまくいきつつありました中で地域計画に移行されました。そこで、「人・農地プラン」との変更点はどのようなものかお伺いいたします。地域計画は、これまで各市町で策定されてきた人・農地プランと具体的にどのような点が変更されているのでしょうかお伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ「人・農地プラン」との変更点についてお答えいたします。

現在、全ての市町で策定されております「人・農地プラン」の御説明を簡単にいたしますと、「人・農地プラン」は、今後の地域農業を担う中心経営体を定め、誰に農地を集積していくかなど、地域農業の将来の在り方を明確にした内容となっております。

これに対し、現在策定を進めております地域計画についてですが、先ほどの



「人・農地プラン」の内容に、地域の話し合いによりまして、十年後に、誰が、どの農地を耕作するのか、一筆ごとに地図に書き込んだ目標地図というものが加わっており、その点が大きな変更点の一つとなっております。

また、「人・農地プラン」では、認定農業者など中心的な経営体だけを担い手として位置づけられておりますが、地域計画では、これらの担い手に加えて小規模農家や兼業農家といった多様な経営体も農業を担うものとして位置づけられておりまして、この点も異なっております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱやはり変わったことによって多様な農業をされる方に、いろいろな、多様に計画をしていくということで理解をいたしました。ただ、地域計画に変更して策定していくためには、そのような多様な農家にいかに納得してもらおうかということが一番の問題であって、その体制づくりが重要であると思っております。押しつけだけでは農家には協力してもらえません。

そこで、計画策定に向けた推進体制について伺いいたします。

地域計画を策定する市町に対して、県を含め、どういった体制で進めているのでしょうか、お伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ計画策定に向けた推進体制についてお答えいたします。

県段階では、県、佐賀県農業会議、佐賀県農業公社及びJAでチームを組みまして、定期的に計画策定の進捗や課題の共有、市町などへの推進方法の協議を行っております。

また、地域段階では、地域によって体制は異なりますが、計画主体である市町が中心になりまして、農業委員会、JA、土地改良区及び地域農業振興センターなどで役割分担し、連携しながら計画策定を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ多様な団体で役割分担しながら進めていただいているということですが、先ほど説明をいたしましたのが、私の所属する常設審議委員会は、佐賀県内の農業委員会の会長さんたちで構成をされていて、地域計画策定に当たって推進機関として重要な役割を担っていただいていると、そのように思っております。

そこで、推進機関としての農業委員会の役割について伺いいたします。

市町に設置されている農業委員会は、計画策定にどのように関わっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ農業委員会の役割についてお答えいたします。

農業委員会は、地域計画の肝となります目標地図の素案作成という重要な役割を担っていただいております。この役割を担えるのは、ふだんから農地の状況や後継者の有無など、地域の情報に詳しい農業委員さんまたは農地利用最適化推進委員さんが属する農業委員会であると思っております。

これまでも、地域の農地の調整役として活動していただいているところでありますが、今後、目標地図の素案作成が本格化していく中で、その役割の重要度はさらに増していくものと考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ農業委員会の皆さんは、月に一回、常設審議委員会、私も出席させていただいているんですが、本当に真剣に、この計画をどうやって進めたいのかと考えていただいております。皆さん、けんけんがくがく、いろいろなことを議論して進めていただいている農業委員会に対して、県のほうもしっかり支援をしていただきたいと思っております。

それでは、進捗管理をされている地域計画は、十年後の農地活用や活用される農地の担い手について、集落等で話し合っただけで定めるもので、農地経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和七年三月末までに策定されることになっていま

す。策定期限まで残りちょうど一年余り、現在、各市町では地元農業者への説明やアンケート調査などをはじめ、計画策定に向けた取組を進められていると聞いております。

そこで、地域計画の進捗状況についてお伺いいたします。

地域計画の進捗状況は、市町によってまちまちと思われれますが、全体的に地域計画の進捗はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ地域計画の策定の進捗状況についてお答えいたします。

県内全二十市町において四百五十七地域で計画策定が予定されております。

地域計画の策定手順は大きく四つの段階に区分できまして、四百五十七地域の令和六年二月末現在における計画策定の進捗状況を申し上げますと、まず第一段階といたしまして、農業者へのアンケート等によりまして農地利用の意向を把握している地域が二百六十七地域、全体の五八%となっております。

次に、一段階進んだ第二段階として、先ほど申し上げたアンケート結果などに基づきまして目標地図の素案の作成、ここまで至っている地域が百二十一地域、全体の二六%となっております。

さらに取り組めました第三段階、目標地図の素案を基に農業者などで地域で話し合いを始めた地域が九十四地域、全体の二一%となっております。

そして、第四段階、最終になりますけれども、地域計画案の作成まで至っている地域が五地域ということで、こちらはまだ全体の一%、そういった状況になっております。

全ての市町が計画策定に向けて何らかの着手をされているところではございますが、一部の地域では進捗が遅れているところも見受けられます。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ第四段階まで進捗している地域が五地域で一%、あと一年というところで、あと一年といっても、もうすぐでございます。できるだけたく

さんの方を巻き込んでいろいろな御意見をいただいて地域全体のことを考えていただくというような形で話し合いを進めてもらわないと、やはりこのような問題というのは、なかなか難しいかと思っております。

また、先日、私がいろいろな方に地域計画策定についてお伺いしたところ、私の地元の基山町の農業委員会の事務局と話をして少しだけ聞き取りをしたんですけど、やっぱり地域の農家に寄り添いながら話し合いをすることが、言われましたように重要だと言っておりました。また、基山町の地域計画策定の取組について、他の市町の農業委員会の事務局と研修会を行っているということも言っていました。その研修会のことを少し聞いたんですけど、やはり同じ状況のようなところは一つもなくて、やはり地域ごとの課題があるということも言っていました。

そこで、策定に向けた課題についてお伺いいたします。

残り一年余りで地域計画を策定することとなっておりますが、現在の進捗状況を踏まえ、市町の課題をどのように認識しているのでしょうか、お伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ策定に向けた課題についてお答えいたします。

地域計画の策定には、何よりも農業者などによる地域での話し合いが大変重要だというふうに認識しております。策定の進捗状況を見ますと、今後、八割の地域がこれから話し合いを本格化させていくこととなります。その中で市町や農業委員会からは、例えば、地域計画に対する農業者の関心がまだまだ低い、そういうところもあるであつたりとか、新型コロナウイルスをきっかけに、そもそも地域で集まる機会が非常に減っていると、話し合いの場をなかなか提案しづらいと、そういった御意見。また、話し合いを引っ張るリーダーがいらないということ。さらに、中山間地域では、そもそも農地を引き受ける担い手がいらないなどといった、話し合いを今後進めていく上での課題というのが挙げられておりま

す。

また、推進役となる市町の担当者の方からは、これまで集落に入って話し合いを進めた経験がないとか、話し合いの進め方、ノウハウがないといった職員の方も、大分今、若返られているというのもあると思いますが、そういった悩みの声も寄せられております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員 Ⅱ若手に代わられてその話し合いをすることがなかなか難しいというところもあるみたいですね。そこは先ほど言いましたように、市町が集まっている研修会をされていますので、そこで市町の中での縦の話し合いだけじゃなくて、横に広げてアドバイスをいただいたり、間に県が入ってアドバイスをしていただいたりして、それぞれ一つ一つの農業委員会に寄り添って対応していただきたい、そのように思います。

そのように地域ごとに様々な課題がありながらも、令和七年三月までに策定し、その後も計画を着実に進めてもらいたいと思いますが、進めることにおいて、その目的である農地、農家を将来に残す、そういうことを忘れないでいただきたいと思います。また、地域計画を進める上で、県だけでは解決が難しい問題においては、国に対し、早めに強力に要望していくことが大切であると思っております。

そこで、今後の取組についてお伺いいたします。

農業の担い手が減少していく中、地域の農地を効率的に活用していくことを規定する地域計画は非常に重要だと思われれます。市町の課題を踏まえ、今後、県では策定に向け、また、策定後どのように取り組んでいくのでしょうか、お伺いいたします。

○佐伯農業経営課長 Ⅱ今後の取組の答弁の前に、一番最初に目的の中で、「地域計画は令和五年に改正された農業経営基盤強化法」と申し上げましたが、「令和

五年に施行された」の誤りでした。訂正いたします。

それでは、御質問の今後の取組についてお答えいたします。

まず、策定に向けた取組についてお答えいたしますが、現在、県内では先行して計画の策定に取り組む地区をモデル地区といたしまして取組を進めております。そこでは地域ごとの課題を解決しながら、また、市町の担当者は経験値を高めながら計画策定を進めております。

今後は、このモデル地区での課題解決策や県外の取組事例を紹介しながら、各地域での計画策定に向けた話し合いを後押ししていきたいというふうに考えております。

また、市町などの職員のノウハウがないといったような不安を解消するために、これまでも、委員からも御紹介いただきましたように、ブロックごとに市町の担当者同士が課題やその解決方法を意見交換する会議の開催、また、話し合いを進めるにはコーディネート力が求められます。そのスキルアップのための研修会の開催などに取り組んでまいりました。

引き続き、こうした支援を行い、全ての地域において令和六年度中に、令和七年三月までに地域計画が策定されるよう、関係機関一体となりまして取組を進めていきたいと考えております。

計画策定後の取組についても御質問いただきました。地域計画の策定はゴールではなく、地域農業の未来を考え、それを実現していくためのスタートというふうに認識しております。計画策定後も地域での話し合いを継続し、状況に応じまして適切に計画を見直していくことが重要と考えています。

私どもが推進する際も、行政からの押しつけではなく、未来に向けた地域の話し合いを尊重していく必要があると考えております。その中で、例えば農業所得を増やしたいとか、担い手がない、そういった要望や意見がございましたら、園芸作物の導入やトレーニングファームの修了生の紹介、企業による参

入など、地域によりそった対応を提案していきたいと考えております。

また、地域計画の実現を着実なものとするために、国に対しまして必要な事業の継続なり予算の確保といったものについても働きかけをしていきたいと考えております。

地域計画の策定をきっかけに、地域での将来の農業に関する議論が深まることで、担い手への農地の集積が進み、農地を着実に次の世代につないでいけるよう、関係機関と連携しながらしっかりと取組を進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○古賀和浩委員Ⅱ答弁いただきましたありがとうございます。言われましたように、やはり目的ありきではなくて、策定とか法律上の計画を遂行することによって余りとられ過ぎると、本来、農地、農家を残していくという目的を失いがちになりますので、その目的を忘れずに農家に寄り添いながら、その地域ごと、その地域ごとに、その地域に合うように地域計画を着実に進めていってもらおうようにお願いして、次の質問に移ります。

それでは問いの二、中核人財となる大卒人財の確保について質問をいたします。

一般質問やいろいろなところで重ね重ね、この人財ということが言われておりますが、現在、あらゆる業種で人財不足が喫緊の課題となっております。現代社会ではAIなどに代表されるDXが人の仕事を奪うと言われてますが、だからこそ、DXを活用すべき人の大切さ、人の能力の大切さが重要だと思っておりますので、今回の質問のタイトルを、あえて財産の「財」を使っております。これは書き間違いじゃありません。あえて「たから」としてあります。人の役割が大きい時代だからこそ、企業の中核を担う大卒人財の確保が重要だと考えております。

そのような中、佐賀県でも規模の大小を問わず、マネジメント力のある中核人財が不足しているとお聞きしております。ロボットの活用、DXやIT化などで何とか補っていける作業はあるものの、県内企業の方からは、中核人財となる大卒者が欲しいけれども、なかなか来てくれなくて採用が難しいという声が私の耳に聞こえております。

先日、県内の機械金属メーカーの社長さんとちよつとお話をさせてもらったんですけど、十年くらい前は、自分が卒業した県外の大学のほうに頼んで、そこから人が来てくれてたんですけど、今は全く大学の卒業生が来なくて、もう諦めているというふうに悩んでいました。県立大学が設置されたとしても、実際に学生が就職するまでにはまだまだ年月があるものの、このような話を聞くたびに、中核人財の採用のためにも県立大学設置は、県内企業の維持・発展のための一つの取組であると、私はそう思っております。

そこで、中核人財となる大卒人財の確保について伺います。  
今回の答弁は、具体的な数字を出していただき、実際にどのくらい佐賀県内で大卒人財を確保すべきかお聞きしたいと思っております。

最初に、県内大学生の県内就職について伺います。  
県内には、佐賀大学と西九州大学の四年制の大学が二校あります。それぞれの状況について伺います。

まずは、県内大学生の県内就職状況についてです。  
卒業予定者数、うち就職希望者数、そのうち県内就職内定者数及び県内就職内定率はどうのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

○藤崎産業人材課長Ⅱ県内大学生の県内就職状況についてお答えいたします。  
いずれも令和六年三月卒業予定の学生について、二月一日時点として県が聞き取った数値によりますと、医学部を除く佐賀大学については、卒業予定者千六百八十八名うち就職希望者は七百六十五名、そのうち県内就職が内定した者は



百五十八名、県内就職内定率は二一・九％。前年同時期と比較しまして、卒業予定者数及び就職希望者は二十六名の増、県内就職内定者は十九名の増、県内就職内定率は〇・一ポイントの増となっております。

次に、西九州大学については、卒業予定者四百七十二名うち就職希望者は四百四十七名、そのうち県内就職が内定した者は百二十五名、県内就職内定率は三五・九％。前年同時期と比較しまして卒業予定者及び就職希望者は三十一名の増、県内就職内定者は二十名の増、県内就職内定率は二・七ポイントの増と、両大学ともに県内就職内定率は増加している状況でございます。

なお、ここ数年の傾向を見ますと、二月一日時点の数値から確定値、これは五月一日時点となりますが、それまでに両大学とも県内就職内定率は伸びており、今後、もう少し上昇すると思われれます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ先ほど、大卒者採用を半ば諦めている企業もあると紹介しましたが、次に、県内企業が二つの大学にどのくらい求人を出しているかをお伺いいたします。

県内企業の求人はどのような状況でしょうか、お伺いいたします。

○藤崎産業人材課長Ⅱ県内企業の求人状況についてお答えいたします。

こちらも先ほど答弁いたしました県が聞き取りした数値を基に、過去五年間の県内求人件数の推移を見ますと、まず、佐賀大学では、令和二年三月の卒業生については、就職希望者八百四名に對しまして一・九七倍の千五百八十六件、令和三年三月の卒業生につきましては、就職希望者九百八十一名に對しまして一・七二倍の千六百八十九件。令和四年三月の卒業生については、就職希望者七百六十四名に對しまして二・三四倍の千七百八十五件。令和五年三月の卒業生については、就職希望者七百三十九名に對し三・三一倍の二千四百四十六件。令和六年三月の卒業生については、就職希望者七百六十五名に對し

三・六八倍の二千八百十二件と、年々上昇しております。今年度の県内求人件数を見ますと、対前年比で三百六十六件の増と大幅に増加している状況でございます。

なお、佐賀大学の求人件数は、一職種一件とカウントされており、これは例えばある企業が生産管理で一人、技術開発で二人と、二職種で計三人の求人を出した場合、職種が二個なので二件とカウントされておりますので、実際の募集人数は、これよりさらに多いものと考えられます。

次に、西九州大学の県内求人件数ですが、令和二年三月の卒業生については、就職希望者三百九十六名に對しまして一・六三倍の六百四十四件、令和三年三月の卒業生については、就職希望者三百九十五名に對し一・六八倍の六百六十五件。令和四年三月の卒業生については、就職希望者四百八十四名に對し一・五倍の七百二十六件。令和五年三月の卒業生については、就職希望者四百六十六名に對し一・六二倍の六百七十五件。令和六年三月の卒業生については、就職希望者四百四十七名に對しまして一・八三倍の八百七十七件となっております。

両大学ともに卒業予定者を超える多くの県内求人が提出され、その件数は毎年伸びていることから、県内企業の大卒採用意欲は高まっていることがうかがえます。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ二つの大学とも、卒業予定者数よりもはるかに多い求人数です。二つの大学の卒業生をはるかに超えております。企業側が大卒生をいかに必要としているかが分かります。しかし、県内就職内定者数や県内就職内定率を見ると、県内大学卒業生が県内企業就職につながっていないことが問題ではないかと思っております。

よって次に、県内大学生を県内就職につなげるための取組についてお伺いたします。

県内大学生を県内就職につなげるためどのような取組をしているのでしょうか、お伺いします。

○藤崎産業人材課長 県内大学生を県内就職につなげるための取組についてお答えいたします。

学生が様々な県内企業のことを知り、つながり、さらにそのつながりを継続していけるよう、例えば、学生と県内企業との交流会「サガシル」では、従来型の企業説明会とは一線を画し、学生がその若い発想力を生かして企業とともに課題解決に取り組んだり、交流会の運営に携わったりすることで、ちなみに今年度は五十七名の学生と企業十七社が十三チームに分かれて活動していただきましたが、こうした活動によりまして、県内企業との早期の接点や交流の機会を提供したり、インターシップ構築支援事業では、参加学生に県内企業や仕事の内容だけでなく、会社の雰囲気に触れてもらいながら社員と密な交流をしていただいたり、大学の講義時間を活用し、仕事のやりがいや佐賀の暮らしのすばらしさなどを伝える県内企業社員によるトークセッションを開催するなどの取組を行っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員 十一月議会でいろいろ大変な議論になっていきます。私は、今議会でも議論になっております佐賀県立大学のこと、地元の人と話をすることが結構多々ございます。最初に言われることは、佐賀県内には働くところがないと結構言われるんですよ。そういうことをおっしゃっていますが、現実には卒業生を大きく上回る求人数が大学に来ており、働く場所はたくさんあるということが分かりました。そのことを広く学生や県民に知ってもらわねばならないと思っておりますし、学生と企業をつなげるより効果的な取組を今まで以上に実施し、県内就職を増やし、企業の大卒人材確保に役立ててほしいと思っております。

そこで、より県内就職を向上させるための効果的な取組についてお伺いいたします。

より県内就職を向上させるためには、何が効果的と考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○藤崎産業人材課長 県内就職を向上させるための効果的な取組についてお答えいたします。

これまでの取組の中で、大学の講義で県内企業の話聞いて興味を持ちインターシップに参加したり、企業と交流を続け関係性を深めたことで、その企業の採用選考に応募されるといった事例も出てきております。

このように県内就職を向上させるためには、学生に県内企業のことを幅広く知ってもらい、県内企業と早期に接点を持ち交流することが欠かせません。加えて、学生が県内企業とともに課題解決に取り組むなど、交流を一過性のものにせず、関係を深める仕掛けや、現場で働く人や働く環境を知り、自身が佐賀で働くイメージを具体的に描けるようにする工夫も必要と考えております。

以上でございます。

○古賀和浩委員 より効果的な取組をぜひともよろしく願います。県内の企業には、県内大学生が就職してもらうことが一番理想的だと私は思っております。佐賀県の県内就職を向上させるために効果的な取組を続けてもらいたいと思っております。

次に、県内大学生の県内就職についてお伺いいたします。

毎年、約二千九百名もの若者が県外に進学しているとお聞きしております。県外に進学した若者の卒業後の進路についてこれから聞いていきたいと思っております。

県内の企業は、大卒人材を求めるために県外へ進学した若者をUターンさせたいと頑張っていると思いますが、一旦県外に出て行った大学生を県内へU

ターン就職させることは、かなり大変なことだと思っております。Uターン就職は、昔からの県でも力を入れ続けております。どの県でも大卒人財不足で悩んでおります。また、他県の企業も大卒人財を欲しております。佐賀県が大卒人財確保を考えているように、他の県の企業でも大卒人財を手放したくありません。これは競争なんです。

そこで、県外大学生のUターン就職状況について伺います。

どれくらいの方が佐賀県に帰ってきているのか把握しているのでしょうか、過去三年間の推移をお伺いいたします。

○藤崎産業人材課長 県外大学生のUターン就職状況についてお答えいたします。

特に佐賀県出身者が多く在籍している大学等とは、学生や保護者に対する県内企業等の情報提供など就職について連携を図っております。令和六年三月一日現在、全国に百四十三校の就職支援連携校がございます。そのうち大学、短大の約百二十校で就職状況調査を毎年実施しております。

回答のあった連携校のみの数値で、いずれも回答率は七割前後でございますが、令和三年三月の卒業生については、佐賀県出身者千七百九十八名、うち県内就職者が三百七十三名、Uターン率は二〇・七%、令和四年三月の卒業生については、佐賀県出身者が二千九名、うち県内就職者が四百三十三名、Uターン率は二一・六%。令和五年三月の卒業生については、佐賀県出身者が千九百十七名、うち県内就職者は四百三十五名、Uターン率は二二・七%となっております。

県外に進学した学生の県内就職者は、令和三年三月の卒業生から六十二名の増、Uターン就職率は二・〇ポイント増と、ここ三年間の推移を見ても上昇している状況でございます。

以上でございます。

○古賀和浩委員 少しずつでも上昇しているということですね。実は、私の長男は長崎県立大学を卒業しているんですけど、長崎県立大学さんには、ほとんど長崎県の会社しか求人が来てなくて、長男は何とか地元に戻ってきてくれましたけど、長男と同じ高校を卒業して長崎県立大学に入ったたたくさんの友人は長崎県に就職したと言っています。これは佐賀県の企業情報が大学生に届きにくいという状況の上に、他県に行かれていますので、大学生一人一人に対応しなければならぬのではないかと難しい問題もあるので、このようなことが起こってくるのだと思っております。

また、佐賀県の隣には九州最大の経済圏を持つ福岡県があります。どうしても福岡県に高校生、大学生、さらに就職と流れていく傾向があります。しかし、その福岡県でさえ、人財確保のために施策を打っている地区もあります。福岡県の大手企業においても、人財が足りない、人財を首都圏の企業に取られて、九州域内で対応ができず、広島などのほかのエリアまで広げて人財確保に取り組んでいると、先日、私の友人から聞いております。

私は、佐賀県としては、県外大卒者の県内就職は佐賀県内の企業に任せるだけでなく、佐賀県全体で取り組まねばならないと思っております。そこで、県外大学生を県内就職につなげていくための取組についてお伺いします。

県外へ進学した大学生を、県内就職につなげていくためにどのような取組をしているのでしょうか、お伺いします。

○藤崎産業人材課長 県外大学生を県内就職につなげていくための取組についてお答えいたします。

県外にいる学生は、県内企業情報等を知ることが少ないことから、InstagramなどSNSを活用した広報や県の就職情報サイト、「さがジョブナビ」を活用した採用及び就職イベント情報等の発信ですとか、ジョブカフェSAGA

のキャリアカウンセラーによるオンラインでの就職相談や面接指導など、ウェブを活用した情報発信や就職支援に取り組んでいるところがございます。

また、県外の学生は、県内企業と出会う機会も限られることから、東京では、「オープンカンパニー」と称し、県内企業や仕事のことを知り、交流を含める「1 Day インターンシップ」ですとか、大阪では、県内食材を味わいながら県内企業との交流を深める「サガシル in Osaka」など、県外においても県内企業とつながることのできる交流イベントを今年度初めて開催したところがございます。

さらに、県内企業への会社訪問やインターンシップなど、佐賀県での就職活動時に必要となる交通費の補助を行うなど、県内就職を促進する支援も行ってまいります。

なお、委員からも話のありました福岡県についてですが、進学者の約半数が福岡県に流出しております。福岡県への人財流出は、県としても喫緊の課題と考えております。

そのため、今年度は初めてワークショップなど県内企業との交流を深めながら県内企業のことを知ってもらう福岡版「サガシル」ですとか、福岡大学の講義時間を活用しまして、半導体人財育成のための県内企業等による講演を実施したところがございます。

また、特に佐賀県出身者の多い大学では、例えば、福岡大学では毎月第三木曜日、久留米大学では毎月第四水曜日など、定期的な個別就職相談会を開催しております。

加えて、今年度からは、進学者の多い普通科高校においても、県内企業経営者等による講演を通して、佐賀で働き・暮らすすばらしさを伝える取組も始めておりまして、講演を聞いた生徒からは、県内に世界で活躍している会社があることを知り、佐賀県民として誇らしく思ったですとか、大学進学で佐賀を離

れたとしても、また佐賀県に戻って活躍したいといった先につながる声が聞かれたところがございます。

このように、様々な手法を用いまして県内企業のすばらしさと暮らしの豊かさを両輪で発信し、学生が佐賀で働き・暮らすイメージをより具体的に描けるよう取り組んでおります。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ いろいろな取組、ありがとうございます。

Uターン就職が難しい中でも様々な取組が行われていますが、課題もあるのだらうと思います。よって、取組の課題と今後の対策についてお伺いいたします。

取組の課題をどのように考え、どのような対策を講じているのでしょうか。また、今後、どのようにしていくのでしょうか、お伺いいたします。

○藤崎産業人材課長Ⅱ 取組の課題と今後の対策についてお答えいたします。

ウェブを通じた発信が増え情報過多の中で、県外大学生へ情報を届け、それが認識されることの難しさを実感しております。そのため、ターゲットとなる大学生の目に留まるような広報手段の使い分けや、付加価値のある情報が届けられるよう、コンテンツの充実が必要だと考えております。

また、学生から選ばれる企業になるため、賃金の引き上げや福利厚生の実施など、働く環境の整備も必要でございます。そのため、生産性や付加価値を高める取組として各種補助制度を創設、働き方改革のコンサルタントによる伴走支援、佐賀型賃金UP支援チームによる経営課題解決など、企業の個別事情に応じた支援にも取り組んでいるところでございます。

さらに、イベントが一過性で終わってしまい、学生と県内企業との交流が生まれにくいケースもあるため、例えば、交流会からインターンシップの参加へつなげるような仕掛けづくりも必要だと感じております。



加えて、これまで福岡県から県内へ就職活動に來られる際の交通費については支援の対象外としておりましたが、来年度からは支援の対象とすることも検討しております。今後、福岡県からのUターン就職にも、より一層力を入れて取り組む所存でございます。

引き続き、教育委員会事務局や総務部とも連携するとともに、首都圏事務所や関西・中京事務所など県外の現地機関の職員とも連携を深め、県外進学者のUターン就職を促進してまいります。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ様々な取組、本当にありがとうございます。県内と県外の大卒人財を確保するための取組について伺いましたが、やはり県外の大卒人財を連れ戻すのは非常に大変なことだということが分かりました。

私、サラリーマン時代に人を雇うということも実は経験しております。サラリーマン時代ですから、新規の学生さんですが、中途の方もずっと探しておりました。その時に一人一人に対応せねばならなくて、すごく時間がかかって、それでまた条件が一人一人違いますし、環境も違います。また、人間関係なども複雑に絡んでいて、外からお連れするというのはすごく難しいということは私自身も実感したところですけれども、引き続き県外大卒人財の確保の取組は頑張ってもらいたいと思います。やはり県内にいる大卒人財に対しては、今以上に力を入れていくことがすごく大切だと思っております。

いずれにしても、大卒を含め、産業人財確保は佐賀県の喫緊の課題だと思います。よって、最後に産業労働部長にお伺いします。産業人財の確保についてです。

中核人財となる大卒人財を含め、佐賀県産業の「財(たから)」となる産業人財の確保について部長の決意をお伺いいたします。

○井手産業労働部長Ⅱ私からは産業人財の確保について答弁します。

急速に変化する時代において、企業が持続的な成長を実現するためには、その成長と変革をリードする中核人財の確保が重要だと思います。

例えば、経営者が事業拡大を目指して、どんなに素晴らしい事業計画を策定しても、経営者の意を酌んでマネジメントしたり、課題解決したりする人財がいなければ、なかなかうまくいかないのではと思います。今、あらゆる分野で人財が不足しております。まさに中核人財を含め、産業人財の確保が最重要課題となっております。

佐賀県は、高校生の県内就職やUJイターン人財の確保はもちろんのこと、県内外の大学生の県内就職についても様々な取組を実施しております。古賀委員は、人材の「材」に「財(たから)」という字を使われました。私もそう思いますし、企業の成長のためには欠かせない存在だと思います。

今後、さらに産業界と連携して佐賀県の今と未来のために人財確保に取り組みます。

私からは以上です。

○古賀和浩委員Ⅱありがとうございます。産業人財の確保の取組は、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

大卒人財については、様々な取組を行わなければなりません。大卒者への県内企業の採用意欲も高いため、県内の大卒人財の確保に力を入れることが県内就職に結びつきやすいと思います。よって、県内企業のためにも県立大学設置に向けての議論をしていかねばならないと私は思っております。

これからは佐賀県の中核人財となる大卒人財確保に向け努力していただくことをお願いして、質問を終わりたいと思っております。

○石井委員Ⅱ自由民主党の石井です。よろしくお願いをいたします。

まず最初に、中小企業庁が公表しました資料によりますと、県内の中小・小規模事業者は、企業数では二万二千三百八十三社と県全体の九九・九%、従業

者数では十八万二千八百九十一名と県全体の八八・九%を占めております。まさに、県内の経済や雇用を担う重要な存在と言っても過言ではないと思います。

一方、県内の中小・小規模事業者におきましては、経営者の高齢化や後継者不足に直面しているところがあると思っております。このまま後継者が見つからない場合、たとえ収益が黒字であっても廃業するしかないと考えていらっしゃる経営者もたくさんいらっしゃると思います。

私は、地元などでもそうですが、個人商店が閉店したという話を最近よく聞くようになりました。とてももったいないというか、何か寂しい感じが実はいたしております。例えば、街の和菓子屋さんや廃業されると、そのお店の経営資源が失われるとともに、その地域の住民が慣れ親しんだ味も途絶えてしまうからです。

人口が減少する中、中小・小規模事業者の廃業は、町の衰退につながります。中小・小規模事業者が所有する技術やノウハウ等の貴重な経営資源を守り、地域産業を維持していくためには円滑な事業承継が必要だと思っております。

そこで、お聞きをしてみたいと思います。

最初に、事業承継の現状についてですが、県内の中小・小規模事業者の事業承継の現状について、どのような認識をお持ちなのか、産業政策課長にお伺いします。

○金丸産業政策課長 事業承継の現状についてお答えを申し上げます。

民間の調査によりますと、本県の経営者の平均年齢は、令和四年度で六十・五歳と全国平均を若干上回っております。また、経営者の高齢化が年々進んでいる状況です。また、県内の事業者一万社に行いました事業承継の診断の結果、後継者が決定しているのは、わずか三分の一程度となっております。県内には、事業承継を検討することが必要な事業者が多数おりまして、これからも事業承継に取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

○石井委員 やはり高齢化しているのは、もう間違いないと思います。数字にも出ていていると思います。

次に、事業承継に向けたこれまでの取組ですが、県は、中小・小規模事業者の事業承継という課題に対してどのような取組をされてまいりましたか。

○金丸産業政策課長 中小企業ですとか小規模事業者の事業承継にどのような取組ができたかについて御答弁を申し上げます。

事業承継が成立するためには、譲り渡す者と譲り受ける者の双方が抱える課題を解決していくこととなりますので、様々な支援機関と連携して、それぞれの課題ですとか、事業承継の進捗度に応じた支援が必要となります。

これまで県におきましては、マッチングに至るまでの間で、主に譲り渡しに取り組む事業者を中心に支援をしてみました。

具体的に申しますと、例えば商工団体に事業承継支援員を七名配置しております。設置した平成三十年からの三年間は、譲り渡し側の約一万社を診断いたしました。令和三年度からは、その一万社の中から経営者の高齢化が進んでいるところですか、技術など何か優れたものを有するところですか、以前県が実施いたしました後世に残したい店に選ばれるなど、こうした優先度の高い事業者の個別支援に注力をしてまいりました。

また、譲り渡しを考えている事業者が持っております例えば技術ですとか、人材、顧客などの経営資源の見える化では四十五社を、さらに、譲り渡しを考えていらっしゃる事業者の設備投資ですとか商品開発などで百五十三社を支援しております。マッチングが進むための取組を行ってまいりました。

さらに、こうした取組に加えまして、今年度からは第三者による承継をより推進するために、第三者承継が成立した場合に、譲り渡し、譲り受けの双方に對しまして五十万円を交付する制度を創設しております。今年度の実績としま

しては、七十四社で三千七百万円となっております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ県の取組については、よく分かりました。

マッチングは皆さんが思っただけよりいい成果を上げているんですか。

○金丸産業政策課長Ⅱマッチングの成果でございます。

国において事業承継・引継ぎ支援センターというところがございまして、マッチングの数までは把握しておりませんが、実際に成立した件数でいきますと、実は、年々増えてきておりまして、最初の年は、本当に一桁というような数字だったんですけれども、最近は四十件を超えるような件数になってきているところでございます。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ分かりました。四十件を超えているということですから、これ、今からもっと増える可能性がありますので、ひとつ力を入れていただきたいなと思います。

県による取組は分かりましたが、肝腎要の国による取組はどうなんですか。

○金丸産業政策課長Ⅱ国による取組について御答弁申し上げます。

事業者がマッチングを希望したとしても、直ちに事業承継まで至るというわけではございません。このため、国におきましては、中小企業の事業承継に関する公的相談窓口、先ほど御紹介しました事業承継・引継ぎ支援センターというものを全都道府県に設置しております。ここでは第三者承継のマッチング支援をはじめ、承継までの様々な課題を解決するために、事業者の相談を受けたり、場合によっては専門家を派遣したりしております。

センターにおきますこうした相談件数ですが、設立した平成二十七年度は五

十件でございました。こちらが毎年度増加しております、令和六年二月末は二百九十七件に増えております。また、これまでの相談件数は千四百六十四件となっております。

また、先ほどもちょっと御紹介いたしましたが、この相談件数に連動するように、事業承継の成立も毎年度増加しております。設立してから三年間は一桁でございましたけれども、令和六年二月末は四十七件、トータルで二百二十六件成立しております。

こうした実績に加えまして、事業承継支援員ですとか商工団体からの紹介が多いこと、また、関係機関の協力・連携体制が構築されていることを受けまして、中小企業基盤整備機構が事業承継のセンターを評価しております、五年連続で最上位の評価を受けております。ちなみに、五年連続というのは全国で本県を含めた三県のみとなっております、国による取組は一定の成果を出していると考えております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ国の取組が成果を上げているということですから、これは気を緩めないで今後もやっていただきたいなと、そういうふうに思っています。次に、困っている個人事業主の相談先についてであります、後継者がいらっしやらない個人事業主の中には、事業を引き継ぐことをどこに相談すればいいのか分からない、譲り受け希望者とうマッチングをしたらいいのか分からないという事業者の方も多分いらっしやると思っています。

こうした後継者がいない個人事業主は、どこに相談をすればいいのか、お問い合わせいたします。

○金丸産業政策課長Ⅱお困りの個人事業主の相談先について御答弁申し上げます。

先ほど御紹介しましたとおり、事業承継・引継ぎ支援センター、こちらは事



業承継の実際の成立に向けて、専門的な様々な支援を行っております。

今、委員から御紹介のありました例えば事業を引き継ぐことをどこに相談したらいいのかといった、センターが対応する段階にない事業者につきましても、事業者の身近な存在であります例えば商工団体ですとか、取引のある金融機関、佐賀市の鍋島にございます産業イノベーションセンター内にある「よろず支援拠点」、こういうところで御相談を受けております。ぜひ御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱこれ、県民の皆さんというか、こういう対象の方たちが情報を提供するというのは非常に大事になってくると思えますから、その辺にも力を入れていただきたいなど、そういうふうに思います。

次に、個人事業主の第三者承継についてであります。個人事業主の方は、親族による承継ができなければ第三者に承継の活路を見出すしかないと思えます。一方、第三者承継のイメージは、比較的規模の大きい中小企業が多いという印象を持たれているのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、個人事業主の第三者承継の実績をお願いいたします。

○金丸産業政策課長Ⅱ個人事業主の第三者承継の実績などについて御答弁申し上げます。

委員が御紹介いただいたとおり、第三者承継ですが、よく企業買収というものが大きく報じられますし、また、実際に事業を承継する場合は譲り渡し側と譲り受け側が、売却価格ですとか雇用など様々な条件が折り合わないといけないということがありますので、どうしても比較的規模の大きい企業が行うという印象を持たれているのかもしれませんが、本県におきましては、個人事業主にも第三者承継というものが拡大しております。

先ほどのセンターによりますと、令和五年度における第三者承継の成立件数

は、先月末で三十九件となっておりますけれども、このうち個人事業主は約六割に当たる二十三件となっております。割合、件数ともに三年連続で増加しているところでございます。こうした個人事業主の第三者承継の事例についても積極的に紹介していきたいと思っております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱ三年連続で増加しているということでありました。これ、もつといろいろ聞きたいんですけども、最後に部長に、私もいろいろ調べたりした中から抜粋しながら申し上げたいと思います。

まず、中小・小規模事業者、個人商店も含めて事業を営む方の高齢化が進み、中小・小規模事業者、個人商店が、先ほども話しましたけれども、培った技術とか技能とか、そういうノウハウを引き継いでいただく人が本場に出てくるのかどうかということがあります。それから、多様な課題があると思えます。その解決策もいろいろあるだろうと思えます。

ですから、その当事者の方たちは大変戸惑いながら、本当に相談をしてくれるのかどうかということもあるだろうと思えます。そこはそういう関係機関が丁寧に、分かりやすく説明をする、そして助けるという表現がいいのかどうか分かりませんが、助言するとか、そういうことが大事になってくるというふうな思ったりもいたします。

それから、先ほど話が出ましたマッチングですとか、そして、県の取組と同時に国の取組、国も一生懸命やっておりますけど、市町との連携というのも非常に大事になってくるんじゃないかなと、そういうふうな思います。

そういうものを駆使しながら、例えば個人の商店であっても、先ほど和菓子屋さんの話を例にしましたけれども、そういう商店が元気なときは人も集まっていますよね。それはいい意味の文化だと思えますよ。そういうのが承継されないと廃れてしまう、なくなってしまう可能性があるわけですから、そう



ということも含めて、地域の活性化にもつながっていきますから、ぜひそういう視点でも一生懸命頑張って取り組んでいただきたいなと思っていきますので、部長、どうぞ。

○井手産業労働部長⇨私からは、中小・小規模事業者の事業承継支援に対して私の思いについて答弁します。

県内企業のひとつは、中小企業・小規模事業者の皆様です。県内経済を支えていただいていますし、重要な存在です。委員御指摘のとおり、文化、あとはまちづくりなんかで地域の発展を担う大切な存在だと思います。

こうした皆様が、例えば廃業され、建物を解体され、その場所が駐車場になってしまうと、これまで築き上げられてきた経営資産、培ってきた技術・技能、そして、地域の活気が失われて、それを取り戻すことは容易ではないと思います。

こうした状況を回避するためには、やはりまず経営者の方に後継者問題を自分のこととして認識してもらって、できるだけ早い時期から後継者を見つけることを意識してもらおうということがまず大事なかなと思います。

そして、経営者本人が諦めていたケースでも、興味を持った方が、ぜひ譲り受けたいと経営者を説得して成立するケースもございましたので、そういう意味でも、そこは経営者と後継者をマッチングできる環境に導くことが重要です。その役割を担う佐賀県の事業承継・引継ぎセンターに丁寧な、積極的に結びつけていきたいと思えます。

今後も、センターをはじめ、土業の方々、商工団体、金融機関、市町と委員おっしゃられました、連携しながら事業承継の支援や情報発信に取り組みます。

私からは以上です。

○石井委員⇨ぜひよろしくお願いします。

それでは、次の項目に移ります。農地中間管理事業についてお伺いをいたしたいと思えます。

本県農業の担い手となります基幹的農業従事者の数は、高齢化や人口減少などにより大幅に減少しています。農林漁業センサスによりますと、基幹的農業従事者の数は、平成二十二年に約二万七千六百六十人でありましたものが、五年後の平成二十七年には約二万四千三百六十人の減になりますかね、令和二年には約一万九千人となっております。十年で約三割が減少しております。このように農業従事者が減少していく中、農業の基盤となります農地を維持していくためには、当然ながら、一経営体当たりの経営面積を拡大していくことが非常に重要になってくると思えます。

こうしたことから担い手への農地の集積を効率的に進めるため、平成二十六年年度から農地の貸し借りの新たな仕組みとして農地中間管理事業、いわゆる農地バンクの取組が始まりました。

農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が実施することとなっております。本県では公益財団法人佐賀県農業公社が県の指定を受け、事業を実施しております。この事業開始から十年が経過したところですが、農業従事者が減少する中、農地の集積や集約を進める農地中間管理事業は、ますます重要になるものと考えております。

この農地中間管理事業の仕組みはどのようになっていますか。

○佐伯農業経営課長⇨農地中間管理事業の仕組みについてお答えいたします。農地中間管理事業は、地域農業の担い手に農地を集積・集約するための制度となっております。

その仕組みについては、農地中間管理機構、委員からも御発言がありましたように、佐賀県では農業公社が指定を受けております。その農業公社が、農業をリタイアする方や規模を縮小する出し手農家の方から農地を一旦受け取

ります。その借り受けた農地を、規模拡大を図りたい担い手農家の方へ貸し付けるといった仕組みとなっております。貸付期間は三年以上という決まりになっておりまして、また、受け手からの賃借料の徴収及び出し手への支払い、こういった事務的なものは佐賀県農業公社が行っております。

高齢農家などの農地の出し手にとっては、農地を貸し付ける相手、契約先が県の指定を受けた農業公社であること、また、賃料は決まった日に農業公社から振り込まれるといった安心感がございます。また、担い手農家、受け手にとりましては、農地の出し手が複数いらっしゃっても、契約や支払いは農業公社とのやり取りのみで済む、そういったメリットがございます。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱ分かりました。

次に、農地中間管理事業の活用面積についてですが、直近の事業実績についてお伺いいたします。

○佐伯農業経営課長Ⅱ実績についてお答えいたします。

まず、事業による現在の活用面積からお答えいたしますと、令和四年度末時点での事業を活用した担い手への貸付面積は、約五千五百ヘクタールとなっております。この面積が、本県の耕地面積五万二千ヘクタールでございますが、それに占める割合を申し上げますと、約一割となっております。また、直近の一年間に限って契約状況等を申し上げますと、令和四年度に事業を活用して貸し付けられた面積は五百七十三ヘクタールとなっております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱこれは順調にいらっていると見ていいんでしょうかね、どうなんでしょうか。その辺どうですか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ十年が経過しておりますが、当初からすると少しずつ制度も広がっております、少しずつですが、面積は増加してきております。た

だ、担い手に面的に集めるという部分では、今後、さらにまた進めていく必要があるかと思っております。

○石井委員Ⅱ徐々にはあるけれども、実績は上がっているというふうに理解していいわけですね。

次に、農地中間管理事業の活用事例の中で、県内で特筆できるような事例があれば教えていただけますか。

○佐伯農業経営課長Ⅱ活用事例についてお答えいたします。

特徴的な活用事例を二つお答えしたいと思います。

まず一つ目ですが、県では、トレーニングファームの修了生などが速やかに就農できるように園芸団地の整備を進めております。その中で武雄市、嬉野市、白石町、大町町の園芸団地の整備では、農地中間管理事業を活用しまして、農業公社が地権者から事前に農地を借り受け、中間保有を行いまして、草刈りや田を耕すなどの管理を行っております。その後、研修生の就農のタイミングで貸付けを行う、そういった事例がございます。こうした園芸団地の整備は、これまで六カ所、合計十一ヘクタールで実施されております。

また、二つ目の事例を申し上げますと、鹿島市では、農地中間管理事業を活用しまして、ミカン園の担い手農家への集約と基盤整備を一体的に取り組んでいる事例もございます。この取組では、大区画化による効率的な営農、ミカンの高品質化を図る根域制限栽培の導入等によりまして、稼げる果樹経営の実現が期待されております。

以上、お答えいたします。

○石井委員Ⅱありがとうございました。今、トレーニングファームの話、それから、鹿島を中心としたミカン園の話が出ましたけど、こういう実績を積み重ねていくというのが若い後継者の皆さんが、よし、農業をやってみようという、そういう気持ちになるかもしれませんし、そういうことに県としてしっかり取

り組んでいただくことが非常に重要なことじゃないかなと、そういうふう  
思っております。いろんな賛成の事例や成功の事例もあると思えますけど、反  
省すべき点もあるのかもしれない。

今後の取組ですが、先ほど十年が経過したという話をしましたが、農地の集  
積、集約は非常に難しい面もあると思いますが、どう進めようかとされてますか。

○佐伯農業経営課長 今後の取組についてお答えいたします。

本県は、もともと担い手への農地の貸付割合を示す集積率というのがござい  
ますが、それは全国でトップレベルとなっております。ただし、担い手の方が  
耕作する農地が点在している場合も非常に多く、農地の効率的な利用を進める  
ためには、担い手の方が借りている農地を面的に団地化する、集約というふう  
に申し上げますが、この集約を進めることが必要となっております。

農地中間管理事業が創設された当初は、この事業を活用して、この集約が進  
むことを期待していたところですが、実際のところを申し上げますと、農家の方  
がリタイアされるタイミングがまちまちであったりとか、その農地も点在して  
いるということもございまして、農地を実際の面にまとめるというのはなかなか  
難しいということがございます。また、所有者、耕作者の方とも、やはり農  
地への思い入れが非常に強く、農地の交換というのには進んでいないとい  
うということもございました。こういった理由から、当初、事業の創設のとき  
のイメージどおりには事業を活用した集約は進んでいないという状況がござい  
ます。

こうした中、先ほど地域計画の答弁をさせていただきましたが、現在、県内  
の全市町において、農地の集約など効率的な利用方針を盛り込んだ地域計画の  
策定が進められております。今後は、農地中間管理事業を活用して地域計画に基  
づき農地の集約を進めていきたいと考えております。

また、より効率的な農業経営を実現するためには、取組をさらに一歩進めま

して、担い手などへ大規模に農地を集約していくといったことも必要かと考え  
ております。このことは園芸団地の整備や担い手がいない地域へ企業や法人の  
参入を進める上でも不可欠です。このため、一定規模以上の農地を地域でま  
めて農業公社に貸し付ける場合、地域に対して協力を交付する事業を県独自  
に講じております。大規模な農地の集約を強力に進めていきたいと考えており  
ます。

今後、農業従事者が減少していくことが現実となっている中、農地中間管理  
事業を活用した担い手への農地の集積・集約の重要性はますます高まってい  
ます。引き続き、農業公社はもとより、市町、農業委員会、農業会議、JA、  
土地改良区など、関係機関・団体と連携しながら、しっかりと取組を進めてま  
いります。

以上、お答えいたします。

○石井委員 ありがとうございます。大規模集約・集積という目標に向かっ  
て、いろんな関係機関・団体が一緒になって取組をお願いしたいと思いま

す。この制度は、冒頭申し上げましたが、二〇一四年、今から十年前に大規模化  
を進める切り札として新設された制度でありますから、もう十年たちましたし、  
これからある意味の勝負かもしれない。

一方では課題もあると思えます。集積の利点というのは、今、課長さんから  
答弁をずっといただきました。いろいろ、どうしたらいいのかということも実  
はあるわけですね。貸手不足は大丈夫かなということがあります。それから、  
借りたい農地の持ち主が見つからないこともあるのではないかなということ。  
そして、農地を相続しながら企業で働く、いわゆる土地持ちの非農家の方の協  
力が得られるかなとかあると思うんですね。それから、死亡者の名義のまま放  
置されている農地もあるのではないかと、相続後も死亡者名義のまま放置される  
ケース、そういうものも全国的にはあるということも聞いておりますから、な



かなか難しい面もあるかと思えます。しかし、これはもう避けて通れない。

たまたま昨日、地元の方がほかの用件で来られていろんな話を聞かせていただきましたので、ちょっと御紹介をしますと、この中間管理事業における手数料の徴収の方針とか、あるいはまず手数料ありきの話じゃないかなとか、そういう心配もされています。それから、地域計画を今後推進していく中で、計画推進にブレーキをかけるようになるんじゃないか等、心配をされている面もあります。

そういうことを、ぜひ関係機関と連携を取っていただいて、現場の意見とか現場の人たちの気持ちとか、将来に向かった議論をしていただきたいと思えます。ですから、現場は現場でいろんな心配をしながら、協力も含めてやると言ってますけど、丁寧な説明と同時に、そういう気持ちで取り組んでいただければ、うまく回っていくところも出てくるんじゃないだろうかという気がいたします。ですので、ぜひ現場の声を吸い上げていただきたいと思えます。

それから、部長、国にも現場の状況、そういうものをしっかり伝えていただきたいと思えます。我々是我々でやりますので、その辺は連携しながらということになると思えますけど、ぜひお願いをしたいと思えます。

次に、お茶の話になります。

お茶を取り巻く状況というのは、これも本当にさっきの商工関係、農業の方向も一緒ですけど、担い手の減少とか、あるいは時代が変わりましてリーフ茶の需要減、荒茶価格の低迷、燃料価格が高騰している、生産農家の収益が低下する、大変厳しい状況になっていると思えます。

こうしたことから、私の地元の話になりますが、お茶の生産面積が年々減少するとともに、荒廃園も増加しております。このままでは県内のお茶産業は維持できないのではないかとというぐらいの心配を、お茶の関係者ばかりじゃなく、嬉野市民、全部の人が今、そういう気持ちでいらっしやるんじゃないか

なというふうに思います。

若い生産者が経営規模の拡大とか新たな商品づくりなどにチャレンジしてくれております。この辺は大変頼もしく思っています。本当に地域の宝でありますから、ぜひみんなで応援をしたいと、そういうふうに思っています。

これまで、県では、「さが園芸888運動」の中で、茶の生産対策として乗用摘採機などの省力化機械の導入、生葉の流動化による茶工場の乾燥コストの低減、高騰している肥料や燃料価格の支援などに取り組まれてきております。ただし、この機械等が高くてですね、本当に買っても、借りても、返すのが大変なんです。そういう中で頑張ってくれています。

本県のお茶は、高品質な荒茶の生産加工によって、昨年のお茶の品評会において、「蒸し製玉緑茶の部」と「釜入り茶の部」の二部門で、それぞれ最高賞である農林水産大臣賞と産地賞を受賞して、十一年ぶりですけれども、日本一で四冠を達成しました。このことを御存じない方、手を挙げてくれますか。——知っている方ばかりですか。

これ、杵藤農林事務所が「普及だより ふじつ」に載せてくれています。(資料を示す)十二月に祝賀会をやって山田部長からも祝辞をいただきました。後でこれ、ずっと触れていきますが、こういうふうにして大変頑張ってくれているんですよ。

こういう状況の中、お茶の産地が持続的に発展していくためには、生産者もとより、行政とか、農業団体とか、茶商さん、流通関係者の関係者が連携を一層強化するというのが必要じゃないかなと思えます。今までもやってもらいました。しかし、今からもっとこれ大事だし、必要じゃないかなと、そういうふうに思っているんですよ。ですから、今回、これをあえて取り上げました。

本当にそれぞれが一生懸命頑張っていたのは分かります。分かれますけど、せっかくこういう日本一とか、産地賞とか、それから青年の団体で



優勝するとか、こういうのもっと何か生かしていただけないかなと思いがらの質問になりますけども、本県におけるお茶の生産状況の推移について、県産茶の栽培面積、それから生産量についてどのように推移をしているのか、まずお伺いをいたします。

○犬走園芸農産課長 県産茶の栽培面積や生産量の推移についてお答えします。

本県の茶の栽培面積につきましては、国の統計で見ますと、平成十一年の千七十八ヘクタールをピークに減少し、直近の令和二年は七百五ヘクタールと、ピーク時の約七割になっております。荒茶の生産量につきましては、平成十六年の二千七百七トンをピークに減少し、直近の令和二年は千四百四十トンと、ピーク時の約五割になっております。

以上、お答えします。

○石井委員 数字で見たら猛烈な減り方ですね。この辺も非常に危機感を感じております。

次に、お茶の販売額の推移ですが、販売額の推移はどのようになってますか。

○犬走園芸農産課長 お茶の販売額の推移についてお答えします。

茶の販売額につきましては、西九州茶連の販売実績で見ますと、平成十一年の約三十億円をピークに減少し、直近の令和四年は約十億円と、ピーク時の三分の一になっております。

以上、お答えします。

○石井委員 販売額は、ピーク時が三十億円だったのが今は十億円ということでありますから三分の一です。これは大変な数字だと思います。だから本当に心配をもう通り越しているんじゃないかなと実は僕は思っております。今回、これも取り上げたわけです。本当に苦戦をされてます。それは世の中がそういうふうになったからしょうがないというんじゃないかと、確かにペットボトルの

世界になったから、しょうがないだろうじゃなくて、真剣にもう一回考え直さないといかぬなということで取り上げました。

生産者の中に、茶業青年会は、皆さん御存じのように三十数名の若い後継者がいます。彼らは本当に一生懸命やってくれています。嬉野でいえば、かつてお茶が随分盛んな地区もありましたけど、今、盛んな地区というのは、僕なりに言いますと、東彼杵町の境である大野原演習場がある大野原というところ、ずっと下ってきて岩屋川内ダム、そして轟小学校、この一帯を岩屋川内筋というんですけど、ここは本当に若手後継者が育って、自分が受け継いだ以上に、一番多いので多分十五ヘクタールぐらいつくっている生産者もいるぐらいですから、そういうところがもう少し広がってほしいなと、そういう思いを込めて質問をいたしております。

この県産茶の生産量の販売額が低下してきた、三十億円が今十億円に減っているという話がありましたが、その原因をどのように捉えられておりますか。

○犬走園芸農産課長 茶の生産量や販売額の低下の原因についてお答えいたします。

茶の生産量が減少している原因につきましては、担い手の高齢化や減少による栽培面積の減少でありましたり、茶園の老齢化が進み、生産性が低下していることや、近年は乾燥用の燃料などの生産資材価格の高騰により収益が上がらず、二番茶や三番茶を収穫しない園地が増えていることなどが挙げられます。

また、販売額が減少している原因につきましては、先ほどの生産量の減少につきまして、生活様式の変化などにより、簡便なペットボトル緑茶などの需要増加などに伴い、茶葉から入れたリーフ茶の需要が減少していることや、県産茶のおいしさや県産茶を扱う販売店や飲食店といった購買につながるような情報が消費者に十分届いていないことなどから、消費量が減少し、荒茶価格が低迷しているためと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱありがとうございます。そういうことが原因だろうというふうには私も思っています。

そうしますと、今後の対応ですが、県産茶を再興する活路を見出すということに関して、生産対策はもちろんですが、お茶の販売促進とか販路の拡大、これ以外にないのかなという感じがしなくてもありません。この販売促進とか販路の拡大について、今後、どのような取組をしていただけるのかお伺いいたします。

○犬走園芸農産課長Ⅱ茶の販売促進や販路拡大についてお答えします。

県では、今年度から、J A、嬉野市などに加えまして茶の販売などを行う茶商組合も一緒になり、販売促進や販路拡大による持続的な需要拡大と販売単価の向上を目指す「うれしの茶F A N拡大プロジェクト」をスタートさせたところでございます。

このプロジェクトでは、まず販売促進対策として消費者のタイプ別に取り組むことも行っており、例えば主に県産茶以外のリーフ茶を飲んでいる消費者に對しましては、「うれしの茶」を積極的にP Rしてもらおう販売店や旅館などを「うれしの茶サポーターの店」として登録し、テレビや広報誌、インスタグラムなどのSNS、ホームページなどを通じた情報の発信を行ったり、この「うれしの茶サポーター」の店につきましては、現在、六十店舗を登録しておりますけれども、今後、県内外で増やしていきたいと考えております。

また、県産茶のよさを深く知ってもらうためのセミナーや、飲み比べができる試飲会等の開催などを行うこととしております。

また、主にペットボトル緑茶を飲んでいる消費者に對しましては、若い世代が集まるスポーツイベント等での冷茶用パックなど、簡易に飲める県産リーフ茶の試飲やサンプルの配布、また、紙コップ等を利用したテイクアウト商品の

開発やP Rなどを行うこととしております。

次に、販路拡大対策につきましては、生産者などが取り組む県産茶を使用したスイーツなどの新商品開発や、販路を増やすための商談会等への参加に対する支援、焼酎製造会社とのコラボによる焼酎のお茶割りなどの飲食店や家庭での新たな飲み方の提案などに取り組んでいくこととしております。

さらには、県産茶の需要を促すために、女性や若い世代、生産者側や販売側の視点なども取り入れて生産者の購買心を刺激するような商品やイベントなどを創出するワークショップの開催も行うこととしております。

今後とも、J Aや市町、西九州茶連、茶商組合などと一体となって、県産茶の積極的な販売促進や販路拡大の展開により、需要の拡大、単価の向上を図りながら、茶生産農家の所得向上、県内茶産地の維持・拡大にしっかりと取り組んでまいります。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱありがとうございます。いろんな新しい取組も含めて一生懸命やるということでありました。本当にこれ、死活問題だと思えます。気を取り直していろんなところでまた今までやってきたこと以上の議論をしていただいで、そして何とか反転攻勢に打って出れるような、お茶の生産、販売につながるようにお力添えをお願いしたい、そういうふうに思います。

そういうことで国内のお茶が頭打ち、伸び悩んでいる、今ずっと議論してきた状態だということの中で、じゃ、どこにある意味活路を見出すかということになると、輸出になるのかなというのがあるわけですね。輸出も、先ほど話がありましたように、残留農薬の問題とか、その国のいろんな制約があって、なかなか大変だという話も聞いています。そうは言いながらも、日本茶の輸出が、まあまあ伸びているということもありますので、何とかその辺で、流通・貿易課で頑張っていたらいい、こっちはもう販路を広げるような、そういうこと

ができないのかなということも思ったりしています。その辺、いかがでしょうか。

○小野流通・貿易課長Ⅱお茶の輸出の取組についてお答えをいたします。

委員御指摘のとおり、国内市場の縮小が見込まれる中、海外に販路を拡大していく輸出の取組は非常に重要だと思っております。お茶に関しては、これまでに「佐賀牛<sup>®</sup>」や青果物、ノリ、酒と並び、佐賀を代表する大切な品目として輸出の取組を行ってまいりました。

先ほども答弁しましたように、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会や「さが県産品流通デザイン公社」などと一緒に茶の輸出に取り組む事業者に対しまして、それぞれ事業を行ってきたところです。

しかし、一方、茶の輸出の規制としましては、先ほど話されましたように残留農薬基準がありまして、規制の少ない香港やシンガポール以外への輸出は厳しく、日本からの輸出自体を認めてない国もあるなど、消費を広げるためには事業者への負担が大きく、厳しい状況でございます。

このように輸出のための条件や対応について難しい面も多い中で、規制の対応や積極的に海外の商談会に出展される事業者の方も出てきております。産地でも最近では、茶葉を濃縮加工して、規制に対応して輸出可能にした茶を試験的に販売するなどの動きも見られております。

私も以前、茶商組合の若手事業者の方たちと香港の市場調査に同行することがありまして、現地で中華系の問屋で市況を聞いたり、流通事情を学ぶ機会がありました。そこでは、皆様、今後の伸び代として輸出に対しても期待が高く、熱心に話を聞く姿を見ることができ、意見交換をすることができました。

このような中でございますが、出せる国と出せない国とあるのですが、その中で意欲ある事業者としっかり話し合いをしながら取り組んでいきたいと思っております。

また、規制に対しては、引き続き政策提案などは継続して行いながらでございます。

いますが、現地に対しては、ブランド化もしくはニーズに対応して様々な工夫をしていきたいと考えております。

そして、それぞれの事業者の目指すところに合うブランディングや、佐賀のほかの産品とあわせたPRの方法も工夫して、以前、輸出を一生懸命やられた方も、コロナで少し取引先がなくなったお話もお聞きしたりしております。いま一度、そういった方たちとも一緒に動き出していきたいと考えております。

そのような意欲的な、特に若手の事業者を後押しすることで成功事例をつくって、地域への波及効果が期待できるような取組をやりたいと思っております。

以上でございます。

○石井委員Ⅱありがとうございます。今、成功事例の話をしていただきました。ぜひお願いしたいと思えます。

かつて、もう十年、二十年前になりますかね、ジェトロの佐賀事務所がオープンしました。その当時のジェトロの佐賀事務所の所長さんは日本茶に対する思い入れが非常に強くて、結構ヨーロッパあたりでも宣伝していただいて、一部うまくいったところもあったと思います。でも、今、そういうことをほとんど聞かなくなりましたよね。ですから、そういうものをもう一回掘り起こしてやるというのの一つの方法かもしれません。制約があっても非常に難しいんですけど、それはそれとして、「うれしの茶」は質が非常に高く飲んでおいしい、自信を持って推奨できると思いますので、外国の方が飲めば分かると思いますので、アメリカとかイギリス、最近ではフランスのパリでも売ったりしていますけど、そういうところに何とかうまく入り込んでいければ、また違う展開も出てくるかもしれませんので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、輸出促進協議会というのがあります。今もありませんか。あれは定期的に会合をやられているんですかね。すみません、これ通告してなかつ



たんですけど、ありますか。(一年に二回の総会が……)と呼ぶ者あり。)年に二回やられているわけですね。取り上げていただいて、議論をしていただければと思います。すぐ話して、すぐ成果が出るというものじゃないかもしれませんが、ぜひ地道な活動が重要だと思いますので、よろしく願います。

それでは次に、大豆の収量向上対策についてお聞きをしていきます。

本県の水田農業は、整備された水田をフル活用して、米や麦、大豆、タマネギなどを組み合わせて生産性の高い土地利用型農業が展開されております。特に、麦と大豆につきましては、作付面積が二条大麦で日本一、小麦で全国二位、大豆で全国五位となっております。そういう意味では全国に誇れる産地だということですね。

私の地元、特に塩田地区になりますが、「フクユタカ」という大豆が栽培されておりまして、観光協会や宿泊施設、飲食店などが連携して地元産の大豆を利用した、皆さんも御承知だと思いますけど、「嬉野温泉湯どうふ」として県内外の多くの消費者に提供されて非常に人気が高く、御歳暮のシーズンになると、豆腐屋さんには注文を受けきれません。それぐらい多いです。それぐらい、おいしいという評価をいただいております。

しかし、最近では、大雨による冠水とか台風の被害によって大豆の収量が低下しているということを、生産者サイドからいろんな話を私も聞かせていただいております。「フクユタカ」より収量の多い品種はないかという話をよく聞いております。これは専門的になりますから我々は分かりませんが、そういう話をよく聞きます。

かつて佐賀県では、麦、大豆の収量が伸び悩んでいた平成二十八年から「佐賀段階 麦・大豆一トンどりプロジェクト」に取り組みされました。麦では、ここ数年豊作が続いておりますので、プロジェクトの成果が出ていると思えますが、大豆のほうは、いまだに収量の低迷が続いているという現状だと思えます。

こうした中、大豆生産者の切実な声に応え、大豆の収量を向上させるためには、新しい品種、新しい技術の導入を、関係者が一体となって取り組む必要があるというふうに思っておりますが、大豆の栽培面積とか単収の推移についての説明をしてください。

○犬走園芸農産課長 大豆の栽培面積や単収の推移についてお答えします。

本県の大豆につきましては、昭和四十年代後半から米の生産調整が始まったことに伴い、転作の中心的な作物として栽培面積が増加し、平成二十年にはピークとなる九千ヘクタールとなり、その後、飼料用米など他の転作作物が増加したことで八千ヘクタール前後で推移し、令和四年は七千六百三十八ヘクタールとなっております。

また、十アール当たりの単収は、平成に入り二百キロ前後で推移し、天候に恵まれた平成二十年から二十三年は、四年連続で単収が全国一位になったところでございます。しかしながら、平成二十六年以降は二百キロを下回るようになりまして、令和三年は九十六キロ、令和四年は百七十七キロとなりまして、十年前の半分程度になっております。

以上、お答えします。

○石井委員 十年前の半分程度ということで、ちょっと落ち込みがひどいんですが、この大豆の単収低下の原因をどのように分析されてますか。

○犬走園芸農産課長 大豆の単収低下の原因についてお答えします。

大豆の単収低下の主な原因としては、単収が二百キロを下回った平成二十六年ぐらいから、播種の適期である七月上旬に一度に降る雨量がかなり多くなり、播種が遅れることで、その後の生育量が十分に確保できていないこと。また、大豆が開花する八月下旬以降の降雨量が少なくなっていることで生育が抑制されるようになったこと。さらには、近年、八月から九月の集中豪雨や台風の影響が増えて、圃場の冠水による湿害や強風による倒伏などで生育が阻害



されることが続いたことなどが考えられます。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱそれと、これまでの取組ですが、大豆の収量向上のため、「佐賀段階 麦・大豆一トンどりプロジェクト」に取り組んでこられました。その成果はどのようになっておりますか。

○犬走園芸農産課長Ⅱこれまでの取組についてお答えします。

大豆の単収が低下していたことから、県とJAが連携しまして、平成二十八年年度から令和四年度まで、「佐賀段階 麦・大豆一トンどりプロジェクト」に取り組んできたところでございます。

その中で大豆の適期播種への対応のため、水田の畦畔の内側に排水を促すための溝を掘る、いわゆる額縁明渠の整備、雨が降った後の圃場水分が高い状態において播種作業と排水性向上の両方が可能となる耕うん同時畝立て播種技術の導入などの排水対策に取り組んだところでございます。

また、八月下旬以降の降雨量の減少に対応するため、播種適期の排水性を向上させる技術と、その後の乾燥時にも土壤水分を確保できる技術を併せ持った部分浅耕播種技術の導入・普及にも取り組んできたところでございます。

しかしながら、最近は度重なる気象災害による影響も増え、大豆の単収がなかなか向上しないことから、今後は気象災害に、より強い栽培技術や多収性品種の導入に取り組む必要があると考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱそして、今日の質問の趣旨ですが、新品種の導入の検討状況、その辺のことはどうなっておりますか。

○犬走園芸農産課長Ⅱ大豆の新品種導入の検討についてお答えします。

大豆につきましては、現在、県内のほとんどにおいて、昭和五十五年に導入されました「フクユタカ」が栽培されております。

そうした中、最近、国の研究機関において、「フクユタカ」に比べて気象災害に強く、三割から四割ほど多収の新品種や有望な系統が開発されたところでございます。

このため、今年度から、それらの品種や系統を用いて、本県の気象や土壌といった環境への適応性や栽培のしやすさなどを調べるための現地栽培試験を始めており、今後、豆腐などの加工適正評価も行うことで、早期に「フクユタカ」より多収の新品種を選定し、現場に普及させたいと考えております。

以上、お答えします。

○石井委員Ⅱこれ、いつ頃発表できるか、めどは立ってますか。難しいですか。

○犬走園芸農産課長Ⅱこの品種は、国が開発した品種、あるいはまだ品種になる前の系統という段階でして、これを今年、来年と栽培をする予定ですけれども、災害に強いということになれば、災害に遭わないと、その効果がどのくらい発揮できるかというのが分かりませんので、そういったものを見ながら、分り次第、早急に導入したいというふうに思います。

○石井委員Ⅱありがとうございます。

最後に山田部長に、お茶から中間管理バンクから何かから質問させていただきます。特に、お茶は部長に会うたびに僕も言ってきたわけですが、今年度の新茶シーズンに山田部長が自らお茶工場回りをしてくださいました。生産者の、特に若手あたりは非常に、部長には直接言いませんけど、非常に喜んで、非常に力になったというか、激励をしていただいたものですから、力強く思っているという話が私には伝わってきておりました。私が県会に送っていただいているから歴代の部長で山田部長が二人目だったですね、新茶シーズンに実際に工場、現地を回っていただいたというのは。それだけでも随分違うということ、大変ありがたかったと思っております。

今、そういうことで何項目かについて質問をいたしましたけど、全てが生産

者の側に立ったような質問だったかと思いますが、今もその気持ちは変わらない気持ちでやってますけども、やっぱりお茶を取り巻く状況というのは、数字にも現れているように本当に厳しい。だから、我々、微力ですけど、手伝いのできればなど常日頃思っているわけです。お茶については、販路の拡大、販売の拡大、こういうものについてぜひもう一回見つめ直していただいて頑張っていたければなど、そういうふうに思います。

そういうことを含めて最後に部長の気持ちをお願いします。

○山田農林水産部長 Ⅱ 私には、お茶を中心に販売促進を含めてもう一度みんなで、産地、それからJ A、県、もちろん市町も含めて一緒になって仕切り直して、仕切り直しというか、もう一回再構築をといて御質問だったかと思えます。

お茶は、本当に中山間地域の重要な振興作物でございます。お茶の生産農家の所得が向上しなければなかなか盛り上がっていかないと、所得をいかに確保していくかということが大事だと思っております。石井委員からも御紹介いただきましたように、私も何とか産地が前を向いて頑張っていたきたいという思いから、昨年は主要な茶工場を回らせていただきました。

農家の方々は、本当に丁寧な栽培をいただいております。御紹介いただいたように、全国茶品評会で今年は四冠を達成いたしました。これもP Rの材料として県もすっかり取り組んでいきたいと思っております。

販売に関しては、今、課長が申し上げたとおり、「うれしの茶F A N拡大プロジェクト」に取り組んでおります。実は、先行して「唐津ん魚F A N拡大事業」に取り組ませていただきました。これは唐津の魚が県内になかなか浸透してないと、流通してないということで、やはり地元魚を県内にということで立ち上げさせていただいて、今回も「うれしの茶」は、例えば県の東部なんかは八女茶のシェアが高い等いろいろございます。できるだけ県内満遍なく「うれしの茶」の拡大を図っていききたいということでこの事業を立ち上げました。

来年度は国スポ・全障スポもございます。全国の担い手サミットもございます。大きな大会が県内で開催されます。これも絶好のP R機会と捉えまして、しっかりとP Rをやっていききたいと思えますし、先ほど石井委員からお話がありましたとおり、生産者、茶商さん、J A、販売店、県、市町が一体となって前向きにチャレンジできるように、議論を深めていきたいと思っております。佐賀県のブランドである「うれしの茶」がしっかりと将来にわたって発展していくよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○石井委員 Ⅱ 山田部長、ありがとうございました。

委員長、ちよつと時間をいただけますか。

○池田委員長 Ⅱ はい。

○石井委員 Ⅱ 私の質問はこれで終わりですけれども、このシーズンになりますと、小学校、中学校、高校を含めて卒業式、入学式、あるいは民間の企業だと異動とかありますけど、この三月をもって退職される部長、副部長がいらっしゃいます。山田農林水産部長と池田農林水産副部長さんのお二人が、今回、めでたく退職をされるという話をお伺いいたしました。ちよつとした経歴をいただいているんですが、私が言うより御本人さんたちにしゃべっていたほうがよからうと思えますので、(笑声)山田農林水産部長からこの三十六年間を振り返って、ぜひ一言いただければと思います。

○山田農林水産部長 Ⅱ 最後の農林水産商工常任委員会で思いを述べさせていただく機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、昭和六十三年に入庁で、振り出しは畜産課でございました。三十六年間、勤務をいたしまして、現地機関にも三度、三方所出させていただいて、六年間、現地機関で勤務がございました。それぞれの業務にいろいろ思いはございますが、幾つか私の思いを御紹介、述べさせていただきますと思います。

まず、農業について三点申し上げたいと思います。

一つは、農産物の流通対策、ブランド化の業務に従事したことでございます。

本会議で八谷議員からも大阪に行っていたという話ございましたが、私は三十歳の時に大阪の阪急百貨店に一年間、研修というか、ほとんど阪急の社員でございました。産地から物を出して、市場、荷受け、仲卸、バイヤー、店舗、それからプロモーション、いろんな流通の流れ、それぞれの留意点について勉強させていただきました。そのとき私が一番思ったのが、今まで、今までというか、そのときは行政用語で「一般消費者」という言葉をよく使っていました。そのときに本当に「お客様」という言葉、意味を強く意識をさせられました。それがその後の仕事のベースになっているところがございます。

十数年前、博多阪急がオープンいたしました。そのときの食品の責任者が、当時、私が大阪にいたときに一緒に仕事をしていた方で、博多阪急のオープンのときもいろいろ佐賀県のプロモーションをさせていただいたところがございます。

また、五十歳のときに香港事務所にて約二年行かせていただきました。流通・貿易課の小野課長ともそこで一緒に仕事をしました。その当時は、農家の方とかメーカーの人は、例えば香港では店頭でイチゴが一パック二千円とかで売られているので出せばもうかるだろうというイメージがありました。でも、私、そうじゃないですよというのを常々言っていました。輸出しても、そんなに大きくもうけるものじゃありませんよと、十円でもいい、二十円でもいい、高く出していくと、流通・販売ルートの一つと考えると販路拡大していきましよう。それがひいては国内で供給がオーバーしたときに海外が助けしてくれるということをお願いしておりました。販路拡大の向こうの営業もですが、こっちの産地にいろいろ働きかけをしてきたところでございます。いかに信頼関係を構築していくかということが大事かということをこの流通関係で勉強させてい

ただいたところでございます。

あと、担い手の育成に関して、これは古い話ですが、平成十二年に全国農業青年交換大会が佐賀でありました。これは今の天皇陛下が皇太子殿下のときに御来県をされて御臨席をいただいた大会ですが、その事務局を私はして御りました。

その大会というのは、県がどんどん前に進める大会ではなくて、農業青年が前面に出ると。その大会を通して県内の農業青年をいかに育成していくか、レベルアップさせていくかというのが私たちのミッションでございました。本当に喧々諤々やりながら、大会をやっていたんですけども、その当時の農業青年たちが、今ではもう佐賀県の農業の中心にいらっしやいます。例えば、燃油高騰、資材高騰、いろいろ施策を考えるわけですが、そのメンバーに私もよく電話をして、こういうことはどうだろうかとか相談できる仲間になったところで。また、台風とか来たたら県内各地にいるそのときの仲間に電話すれば、梨が落ちるとか、塩害が出てるとか、そういう情報もすぐ伝わってくるような中で仕事をさせていただきました。

本当に人との出会いがいかに大切かと、私もそれを大事にしながら業務を進めてきたところでございます。

担い手の育成に関しては、888運動の中でトレーニングファームとか、そういう立ち上げに携われたということは、私の非常に大きな財産でございます。三点目は、危機管理の対応でございます。鳥インフル、豚熱が佐賀県で五回、今まで発生しましたが、実は、私が畜産課長のときに一回、部長になってから三回、五分の四で私は携わったというか、対応いたしました。本当にいつ発生するか分からないという状況の中で、防疫措置については、建設業協会の皆さん、それからJAの皆さんの御尽力はもとより、本当に県職員に頑張っていたいただきました。殺処分は非常に困難な作業で頑張っていたいただき、本当に感謝をし



ております。

佐賀県の防疫対応については、全庁対応でやっております。本当に県土整備部の道路課は消毒ポイントとか、全庁体制の中でそれぞれが主体的に、自発的に動いていただきました。本当に感謝をしております。そこでは、危機管理については、やっぱり最悪のことを考えて、空振りでもいいから行動するということが大事だということを学ばせていただきました。

あと、林業については、ウッドショックからだんだん目のを見て、日が当たってきたところであります。五十六年かけた「サガンスギ」のデビューも立ち会うことができてよかったと思いますし、これから「さが林業アカデミー」の卒業生が佐賀の林業を守ってくれると信じております。

水産についても、昨年、一昨年と、私も種つけのときに船で現場に出ましたけれども、海況がなかなか戻らず非常に苦戦をしておりますけれども、何としても有明海の再生、玄海の資源回復、これを新たな発想でチャレンジしていく必要があると思っております。今シーズン、漁業者の方はまだ頑張っておられます。来年はぜひ豊作を私も願っているところでございます。

農林水産部の最大のミッションは、稼ぐ農林水産業者を育てることです。まだまだそれぞれの分野で課題は多く残されております。残された職員がしっかりと頑張ってくれると思っております。

県議会の皆様には、今後とも応援団として佐賀の農林水産業を後押ししていただき、御指導をいただきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます、最後の私の思いとさせていただきます。

本当にありがとうございます。(拍手)

○池田農林水産部副部長 最後の農林水産商工常任委員会で発言の機会をいただきます、ありがとうございます。

私は、昭和六十二年に事務職員として採用されまして、三十七年間の県職員

生活のうち、三分の二以上の二十六年を総務系の部門で過ごしております。特に、情報システム、ICTに直接関係する業務に十七年間携わりました。その次に年数が長いのが、この農林水産部でございまして、通算して八年間、在籍させていただきます。

この農林水産部での八年間を振り返らせていただきますと、まず、新規採用の昭和六十二年から二年間、唐津農林事務所土地改良事業の施工や換地処分などの土地改良法に係る法手続の業務に主に従事いたしました。農林事務所って何をやるんだろうと思いつながら赴任したのを今でも覚えております。次に、平成十三年四月から三年間、農協などの検査、指導業務に従事し、次に平成十六年四月から二年間、農林水産商工本部の予算業務を担当いたしました。この五年間が人間関係など今の農林水産部での仕事につながったというふうに思っております。そして、県職員として最後の一年を農林水産部で過ごさせていただきました。

県庁生活の初め、中、終わりを農林水産行政に携わることができました。今年度は災害や豚熱、鳥インフルエンザの発生等、平穏というわけではなく、また、ふだんの業務でも農林水産業に携わる県民の皆様と直接接する機会はありませんでしたが、本県の基幹産業であります農林水産業の振興に関係することができた大変意味のある一年だったというふうに思っております。

先ほど申しましたとおり、県庁生活のほとんどが内部事務に従事しております、その中でも情報部門においては、県の大規模システムの導入、再構築に何度も携わり、システムの安定稼働や事務の効率化、職員の利便性向上に寄与してきたという自負はございますが、全体の奉仕者たる公務員としてどうだったかというふうには振り返ると、何となく物足りないといいますか、そういったものを感じておりましたので、最後の一年間を農林水産部で少しでも県民生活に触れることができ、公務員生活を締めくくることができました。四月からは、



一県民として佐賀県勢の発展を見守っていききたいというふうを考えております。

最後になりましたが、農林水産商工常任委員会の委員の皆様には、これまで御支援、御指導いただき、大変感謝しております。ありがとうございます。

(拍手)

○池田委員長〓お二人とも長い間の思い出を語ってもらってありがとうございます。本当にお疲れさまでございました。

暫時休憩します。

午後三時十二分 休憩

午後三時十三分 開議

○池田委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○採 決

○池田委員長Ⅱまず、甲第一号議案中本委員会関係分、甲第四号議案、甲第五号議案、甲第九号議案から甲第十一号議案まで三件、甲第十七号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第二十一号議案、甲第二十二号議案、甲第二十六号議案から甲第二十八号議案まで三件、甲第三十四号議案、乙第十八号議案から乙第二十号議案まで三件、乙第二十九号議案、乙第三十二号議案、以上十九件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○池田委員長Ⅱ全員起立と認めます。よって、以上十九件の議案は原案のとおり可決されました。

○継 続 審 査

○池田委員長Ⅱ最後に、十一月定例議会から引き続き審議中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、以上二件についての継続審査を議長に申し出ることとします。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っておきます。

これもちまして、農林水産商工常任委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後三時十六分 閉会

速 記 者 石 川 裕 子

議事課委員会担当主事	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同  副 委 員 長	農 林 水 産 商 工 常 任 委 員 長
井 口 瑤 子	田 中 憲 尚	中 本 正 一	江 口 善 紀	石 井 秀 夫	石 倉 秀 郷	古 川 裕 紀	池 田 正 恭





令和六年三月十二日（火）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室



# 地域交流・県土整備常任委員会

委員長 富田幸樹

副委員長 弘川貴紀

理事 藤木卓一郎

〃 下田寛

委員 留守茂幸

〃 八谷克幸

〃 土井敏行

〃 岡口重文

〃 武藤明美

地域交流・県土整備常任委員会質問者順序

三月十三日 (水)	三月十二日 (火)	月 日 順序
武藤 明美 269 頁	(現  地  視  察)	1
八谷 克幸 286 頁		2
下田 寛 298 頁		3
弘川 貴紀 317 頁		4



午前十時二分 開会

○富田委員長はおはようございます。ただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

○ 会議録署名者指名

○富田委員長「まず、会議録署名者として藤木卓一郎委員、留守茂幸委員、下田寛委員、武藤明美委員、以上の四名を指名いたします。

次に、三月七日の本会議におきまして、本委員会に付託されました全議案及び継続審査中の事件を一括して議題といたします。

本日は、ただいまからお手元に配付しております日程表により視察を行います。

なお、あす十三日は午前十時に委員会を再開し、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。それでは直ちに玄関前にお集まりください。

午前十時四分 散会

速記者 木村 佐知子



令和六年三月十三日（水）

地域交流・県土整備常任委員会会議録

於 第一委員会室





# 地域交流・県土整備常任委員会

委員長 富田幸樹

副委員長 弘川貴紀

理事 藤木卓一郎

〃 下田寛

委員 留守茂幸

〃 八谷克幸

〃 土井敏行

〃 岡口重文

〃 武藤明美



午前十時二分 開議

○富田委員長Ⅱただいまから地域交流・県土整備常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と、請願及び陳情に対する現状と対策をお配りしております。

それでは、これより質疑に入ります。

○武藤委員Ⅱおはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は今日、四問質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。今年度の締めくくりの二月議会ということですので、どうかよろしくお願いたします。

まず初めに、建設工事従事者の安全と健康を守るためにという質問です。

十一月議会でのこの委員会で、私は県内の公共事業の在り方について質問をいたしました。そのときに、働く人たちの安全や衛生面、健康面を含めて考えていただきたいというお願いをしておりました。工事現場においても、災害に遭ったり、大きな死亡事故に至るといったこともあるわけです。こういった問題については、県はどう取り組んでいくのか質問をしました。そのときに横尾部長から、しっかり取り組んでいくという答弁をいただきました。三Kから新三Kプラスという言葉も使われました。ですので、そのための取組について具体化もされるだろうというふうに思っているわけです。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

一つは、県内建設業の労働環境の現状についてですが、どのようになっているのでしょうか。

○野口建設・技術課長Ⅱ県内の労働環境の現状についてお答えいたします。

県内建設業の就業者につきましては、平成七年の約五万人をピークに、令和

二年には約三万人と、ピーク時の六割まで減少するとともに、若者の入職が減少し、就業者の高齢化が進行している現状にあります。

また、労働者一人当たりの年間総労働時間は、近年は減少傾向にあるものの、他の産業に比べますと約一・二倍と長くなっております。

こうした状況の中、労働災害の発生状況につきましては、労働者の快適な職場環境をつくるための労働安全衛生法が制定されました昭和四十七年以降、長期的に減少傾向にあるものの、ここ十年ほどの死傷者数は増減を繰り返して推移してございまして、令和四年は百八十四人となっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱなかなかすぐにはよくはならないというような御答弁だと認識いたしました。

では、その現状を踏まえて、建設工事従事者の安全と健康の確保について、県はどのように認識しておられるのでしょうか。

○野口建設・技術課長Ⅱ県の認識についてお答えいたします。

県内建設業の労働環境につきましては、これまで各種安全衛生基準が充実、拡充されたこと、また、建設業者によります労働災害防止活動や安全衛生教育が実施されたことによりまして、法が制定された昭和四十七年以降、長期的に改善傾向にあります。しかし、ここ十年ほどは、就業者数が減少している中、労働災害はあまり減少が見られない現状となっております。

このため、今後より一層、建設工事従事者の安全と健康の確保に取り組む必要があると認識しております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ取組の必要性を今述べていただきました。

佐賀県は、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定を進めておられるようですが、この目的は何なのでしょうか。

○野口建設・技術課長 佐賀県計画の策定の目的についてお答えいたします。

佐賀県計画につきましては、いわゆる建設職人基本法に基づきまして、全ての建設工事におきます従事者の安全と健康の確保に関する施策を推進し、建設業の健全な発展に資することを目的としております。

具体的には三つの柱で施策を推進することとしておりまして、一つには、安全と健康の確保に必要な環境整備、二つには、安全と健康を最優先に考える意識の向上、三つには、処遇の改善や地位の向上による担い手の確保により取り組むこととしております。

以上です。

○武藤委員 今、三つの柱を据えるということでお答えいただきました。その取組について、一つずつお聞きしたいと思います。

必要な環境整備についてですが、どのように取り組まれていくんでしょうか。

○野口建設・技術課長 環境整備の取組についてお答えいたします。

建設工事従事者の安全と健康を確保するには、建設工事の適正な施工を確保するための環境を整備することが必要と考えております。

そのための主な取組といたしまして、一つには、最新の積算基準や労務単価、資材単価を反映した建設工事の予定価格を設定すること、二つには、社会保険の加入に必要な法定福利費などを含んだ適切な積算を行うこと、三つには、週休二日の確保や工事の準備期間となります余裕工期の活用による適正な工期を設定することなど、環境整備に取り組んでまいります。

以上です。

○武藤委員 二つ目の柱として、安全と健康を最優先に考えていく、その意識の向上ですね。これについてはどうでしょうか。

○野口建設・技術課長 意識の向上の取組についてお答えいたします。

建設工事従事者の労働災害を防止するには、安全衛生教育が継続的に実施さ

れることが効果的であることから、安全と健康を最優先に考える意識の向上を図ることが必要と考えております。

そのための主な取組といたしまして、一つには、建設業の就労環境の改善に向けました経営者の意識を高めるセミナーを開催すること、二つには、労働災害防止や従事者の健康づくりに積極的に取り組む建設業者を入札参加資格審査で評価すること、三つには、関係機関や団体と連携いたしまして、労働災害防止を呼びかけますポスターの作成や配布を行うことなど、意識の向上に取り組んでまいります。

以上です。

○武藤委員 いろんな取組をされておられますけど、三つ目の処遇の改善や地位の向上による担い手の確保、これについては一番難しいと思うんですけど、どうでしょうか。

○野口建設・技術課長 担い手の確保の取組についてお答えいたします。

建設工事の就業者が減少し、高齢化が進行しています中、多様な人材への対応や建設DXの促進によりまして、処遇の改善や地位の向上を図りながら、担い手の確保を進めていくことが必要と考えております。

そのための主な取組といたしまして、一つには、週休二日工事やICT施工の推進によります生産性向上やイメージアップを図ること、二つには、女性が働きやすい環境となるよう、女性の活躍を推進するセミナーを開催すること、三つには、関係機関や団体と連携いたしまして、小・中・高校生を対象とした建設業の魅力を伝えるイベントを実施することなど、担い手の確保に取り組んでまいります。

以上です。

○武藤委員 今述べていただいたようなこの取組を推進して実施していくためには、きちんとした構えが必要だと思うんですね。

どういう体制で進めようとお考えなのか、それをお示しいただきたいと思  
います。

○野口建設・技術課長Ⅱ計画の推進体制についてお答えいたします。

県では、国、県、建設業団体で構成いたします推進会議を設置して、これま  
で計画策定を進めてまいりました。

推進会議につきましては、労働者の保護や監督を行う国の機関、労働災害の  
防止活動を行う団体、下請や労働者の団体などを含めまして、幅広い関係者の  
協力を得て体制を整備したところです。

計画策定後も引き続き、この推進会議におきまして、関係機関や団体と連携  
しながら、施策の進捗管理とフォローアップを行い、佐賀県計画を推進してま  
いります。

以上です。

○武藤委員Ⅱ毎年のように、実際には建設現場で墜落事故だとか、それから機  
械に挟み込まれるなど、本当に現場での災害、これは多くの方たちの命が失わ  
れているわけです。そのこともやはり重く受け止めていただいて、実効性のあ  
る取組を進めていただきたいということを改めてお願いしておきます。

それから、建設工事は重層の下請制度の下で行われております。建設会社  
に所属している労働者もおりますけれども、会社に所属していない、いわゆる一  
人親方、そういった方たちについても特段の対応が必要だというふうに思っ  
ております。

県は一人親方への対応について、必要性をどのようにお考えでしょうか。

○野口建設・技術課長Ⅱ一人親方への対応の必要性についてお答えいたします。

先ほど委員より御紹介ありましたように、建設業は、元請、一次下請、二次  
下請、そして自分自身や家族だけで事業を行う、いわゆる一人親方などで成り  
立っております。

一人親方は、会社に所属している労働者と同様に、工事現場で作業に従事し  
ている建設工事の担い手となっております。このため、一人親方につきましても、  
会社に所属している労働者と同様に、安全と健康の確保が必要と考えまして、  
その対応について佐賀県計画に盛り込んだものでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ県の計画に盛り込んだというふうにおっしゃいましたけれど、で  
は、一人親方の安全と健康確保の問題について、どのように取り組んでいかれ  
るのでしょうか。

○野口建設・技術課長Ⅱ一人親方に対する取組についてお答えいたします。

佐賀県計画に盛り込みました一人親方に対する主な取組といたしましては、  
一つには、一人親方を含む下請業者の安全と健康に関する経費が確保されるよ  
う元請業者への確認や周知を行うこと、二つには、通常の労災保険に加入でき  
ない一人親方が加入できる労災保険の特別な加入制度を周知すること、三つに  
は、関係機関や団体と連携いたしまして、研修会を通じた安全衛生教育や技術  
指導のほか、建設現場の安全パトロールなどを実施することなど取り組んでい  
くこととしております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ安全面でもいろんな注意が必要だということをおっしゃっていた  
いただきました、安全訓練もぜひ必要だと思っておりますので、そのこともしっかり  
位置づけていただきたいというふうに思います。

安全、健康の確保に向けてしっかりと取り組んでいただきたいのですけれども、  
今後どのように取り組んでいくのか、計画作成のスケジュール等について、ど  
う考えているのかもお示しいただきたいと思っております。

○野口建設・技術課長Ⅱスケジュールを含めます今後の取組についてお答えい  
たします。



佐賀県計画につきましては、現在、パブリックコメントを実施しております、その意見を反映し、今年度内に策定、公表する予定としております。

今後は、この佐賀県計画を広く周知いたしまして、施策の普及推進を図ることと、建設工事従事者一人一人の安全や健康を大切にする意識が高まり、それが県内建設業全体に広がるよう、機運醸成を図っていきたいと考えております。今後とも、建設業の健全な発展のため、誰もが魅力的な職場環境の下で働きやすさを実感できるよう、県内建設工事従事者の安全と健康の確保にしっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○武藤委員Ⅱしっかりと取り組んでいくというふうにおっしゃいましたけど、もう一つ大事なこともあるんですね。

不安定雇用だとか、ピンはねだとか、下請単価たたきなど生じているということをよく聞きます。これらについての対応も必要だというふうに思うんですけども、どう対応されるでしょうか、どう考えられますか。

○野口建設・技術課長Ⅱ下請業者に対するピンはね、また、下請の雇用がしっかりと確保されることへの取組についてお尋ねをいただきました。

そうしたことがしっかりと確保されるためには、まず、元請との請負契約が適正な形でしっかりと確保されること、これによって、下請労働者を含めた方々まできちんとした経費が行き渡り、雇用の促進にもつながっていると考えております。

県といたしましては、冒頭に御答弁させていただきました適正な価格で工事が契約できるための最新の積算基準や最新の単価を反映した予定価格の設定や、必要な安全衛生経費が確保できるための積算を行うことなど、そういったことについてもしっかりと取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○武藤委員Ⅱ御答弁いただきましたありがとうございます。部長がこの前言った新3Kプラスは、まだまだちょっと遠いようだと思うんですね。やっぱり少しでもここに近づいていけるように、丁寧な取組をお願いしたいと思います。次に進みます。

道路公社の経営状況等についてです。

昭和四十九年に設立された佐賀県道路公社は、本県の幹線道路の整備促進の一翼を担ってきました。五十年になるところです。公共事業での道路設備に代わって県内社会資本の整備を短期間で行うことにより、県民の利便性の向上や産業経済の発展に寄与してきたものというふうに思います。

現在の道路公社の収支実績について、単年度では収入が支出を上回り、剰余金が一定程度見込めてはおりますが、厳木多久道路においては交通量の実績が計画と乖離していて、道路公社の経営に影響もあるとのこととです。

私は、これまで県議会で、厳木多久道路の無料化を願う県民の声を受けて、無料開放してほしいという質問をしてまいりました。無料開放については、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、次の点をお聞きします。

一つは、佐賀県道路公社ができた昭和四十九年から、どういう役割を担い、どんな事業に取り組んでこられたのでしょうか。

○伊賀屋道路課長Ⅱ佐賀県道路公社のこれまでの取組についてお答え申し上げます。

有料道路事業は、建設資金を借入金などでまとめて調達することにより、公共事業に比べ、短期間で整備を終えることができ、効果発現を早めることができます。

佐賀県道路公社は、こうした期待に応えるため、昭和四十九年に設立され、有料道路の新設、改築、維持修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行って

おります。

道路公社は、これまで六路線の有料道路事業を行ってきており、このうち鳥栖筑紫野道路、国見道路、二丈浜玉道路はこれまでに無料開放されており、現在は厳木多久道路、三瀬トンネル、東脊振トンネルの三路線の事業を行っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ 無料開放されている鳥栖筑紫野道路、国見道路及び二丈浜玉道路、それぞれの事業費や料金、徴収期間はどのようになっていましたか。

○伊賀屋道路課長Ⅱ 無料開放された道路の運営状況についてお答えします。

まず、鳥栖筑紫野道路につきましては、第一期工事から第三期工事まで実施しており、第一期は暫定二車線の工事、第二期は四車線への拡幅工事、第三期工事は国道三号とのアクセス道路の工事であり、事業費の合計は五十五億二千万円でした。

第一期工事につきましては、県事業として昭和四十四年度から昭和四十七年度まで実施をしており、料金徴収期間は昭和四十七年五月から平成八年四月までの二十四年間でした。

第一期工事の完了後、昭和五十五年度に道路公社に移管され、道路公社におきまして、第二期工事、第三期工事が行われました。第二期工事の事業計画におきまして、料金徴収期間が平成十九年五月までの三十五年間に延長をされました。

次に、二丈浜玉道路につきましては、道路公社で事業を行い、事業費は三十億円であり、料金徴収期間は昭和五十八年四月から平成二十五年三月までの三十年間でした。

次に、国見道路につきましては、県事業として実施し、昭和五十五年度に県から道路公社へ移管されました。国見道路の事業費は十九億九千八百万円であ

り、料金徴収期間は昭和五十二年十一月から平成十九年十一月までの三十年間でした。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ 今のように、結構利用も多くて、そして、事業的にうまくいくという状況があったわけですけど、では、現在管理している厳木多久道路、三瀬トンネル、東脊振トンネル、それぞれの料金徴収期間、計画交通量と実績、その差はどのようになっていきますか。

○伊賀屋道路課長Ⅱ 現在管理している道路の運営状況についてお答えします。

まず、厳木多久道路につきましては、料金徴収期間が平成八年七月から令和八年七月までの三十年間であり、令和四年度の年間の交通量は、計画の五百十六万一千台に對しまして、実績では百四十五万台と、利用実績が計画の約三割程度となっております。

三瀬トンネルにつきましては、トンネル区間の第一期工事とループ橋区間の第二期工事が行われております。

第一期工事の料金徴収期間は昭和六十一年七月から平成二十八年七月までの三十年間の計画でしたが、第二期工事の事業計画におきまして、料金徴収期間が令和十二年二月までの四十四年間に延長となっております。

令和四年度の年間の交通量は、計画の二百六十九万八千台に對しまして、実績では二百十八万八千台と、利用実績が計画の約八割となっております。

次に、東脊振トンネルにつきましては、料金徴収期間が平成十八年三月から令和十八年三月までの三十年間であり、令和四年度の年間の交通量は、計画の百二十八万五千台に對し、実績では百二万八千台と、利用実績が計画の約八割となっております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ 今述べていただいたんですけども、厳木多久道路は計画交通量

と実績に大きな差があると思うんですね。やはり無料開放は必要だということに思います。令和八年という予定のところをそのままずっと予定上やっつけていくということだとは思いますが、早めにこれはしないと、計画交通量と実績の差がどんどん大きくなっていくのではないかと。結局、料金を取られるからあまり利用しないでおこうというふうなこともつながっているんだと思うんですけれども、せっかく造った道路です。利用してもらおうための道路です。県は、この道路の無料開放について、どのようにお考えなんでしょうか。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 厳木多久道路の無料開放についてお答えします。  
厳木多久道路の料金徴収期間は令和八年七月二十九日までとなっております、残り二年五カ月となっております。料金徴収期間満了後の七月三十日から無料となる計画となっております。

厳木多久道路は、無料化後は国の道路となりますので、今後、移管に向けた国との協議や道路の補修工事などを進めていくこととしております。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ じゃ、令和八年七月末までそのまま、有料のまましていくという固い決意なんですかね。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 料金徴収期間についての御質問だと思います。

この料金徴収期間というのは、有料道路を始める際に料金徴収期間や料金などの計画を立てますけれども、その計画におきまして、料金徴収期間が令和八年七月二十九日までとなっております。法令上、料金徴収期間の満了後の翌日に無料化というふうな計画となっております。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ やはり固い決意というふうにお見受けいたしました。

しかし、県民は、あそこは便利だから通りたいなと思っただけでも、たったこれくらいでお金を取るけんねと言いながら、下の道を走ったほうがましだとい

うふうな思いで、だから、実績と計画が乖離しているんだと思うんですよ。やっぱり皆さん方は県民の気持ちをしつかり察していただきたいというふうに思います。ちょっと今の御答弁で残念だという思いでいっぱいでございます。

次に、道路公社の経営状況について、現在の状況はどのようになっているのかお聞かせください。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 道路公社の現在の経営状況についてお答えします。

佐賀県道路公社では、現在、厳木多久道路、三瀬トンネル、東脊振トンネルの三路線につきまして、管理運営を一体として行い、効率的な経営に努めております。

この三路線の令和四年度の収入の合計が十一億九千七百万円、支出の合計が九億百万円であり、単年度の収支は二億九千六百万円の黒字となっております。

その結果、道路公社の令和四年度末の剰余金は累計で九億四千万円となっております。

以上でございます。

○武藤委員 Ⅱ 今お聞きしたところ、約三億円ぐらいの単年度の剰余金があり、令和四年度末で剰余金が九億円あるということですので、厳木多久道路を無料にしてもうまくやっついていくんではないかというふうに思うんですね。

皆さん方は、一つ一つの経営安定ということではなくて、全体からの経営状況を見ても、これは無料開放を一刻も早くしていただく条件はあると思うので、そういうふうにしていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 厳木多久道路の無料開放の早期化という御質問だと思います。

厳木多久道路のような有料道路事業につきましては、国や民間金融機関からの借入れと、県などからの出資金により建設資金を調達して整備を行っております。こうした借入金の償還のほか、道路の維持管理、料金徴収業務に要する

費用につきましては、供用後の料金徴収期間の通行料金の収入により賄うこととされており。仮に料金徴収期間を短縮して有料道路の無料化を前倒した場合には、本来得られるはずの収益が得られなくなり、その分、有料道路を清算する際の県の負担が増えることとなります。

また、先ほど御答弁しましたように、本路線は無料化後は国の管理の道路となりますから、移管に関する国との協議や移管に向けた補修工事などにおおむね二年程度は要するものと考えております。

これらのことを考慮しますと、無料化を前倒しすることは難しいというふうな考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱでは、道路公社の経営状況で先ほど述べていただきましたけど、今後の見通し及びそれに対する県の考え方を示していただきたいと思っております。

○伊賀屋道路課長Ⅱ道路公社の今後の経営の見通しについてお答えします。

道路公社の事業計画に基づく試算では、令和五年度から令和八年度までの収入の合計が約四十六億円、支出の合計が約四十三億円であり、令和八年度末の剰余金の累計は約十二億円と見込まれております。

道路公社は、収入の確保や経費の節減に取り組んでおり、県としましても経営状況に引き続き注視し、必要な助言を与えていきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ皆さん方は経営状況のことを気にして、県民の願いがちよっと後回しにされてしまっていて、とても残念です。ここを早く無料化してほしいという県民の声がまだまだたくさんあるということを御認識いただきたいというふうに思っています。

次に進みます。問三は、空港の担い手確保事業についてです。

コロナ禍を抜けて、佐賀空港もようやく飛行機や利用客が戻ってきています。

まだ国際線はコロナ前のようにはなっていませんけれども、空港内を見ると、少しずつ利用が増えていて、台北便や上海便、ソウル便が運航を再開し、明るい兆しも見えて、よかったなというふうに思っています。

コロナ禍の頃は、保安業務に携わる検査員さんたちの仕事や暮らしはどうなっているんだろうかというふうに心配をしておりました。離職も耳にいたしましたし、待遇面や変則的な職場環境により、人手不足であるというふうにも言われております。保安検査業務に携わる人たちの安定した就業が望まれます。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

佐賀空港においては、カウンター業務のANAなど航空会社の運営以外に、どんな事業者が航空機の運航に携わっておられるのかお示しいただきたいと思っております。

○田中空港課長Ⅱ航空会社以外の事業者についてお答えいたします。

九州佐賀国際空港の航空会社以外の事業者につきましては、旅客の搭乗手続や案内、航空機の誘導など、航空機運航に係る地上支援業務を行うグランドハンドリング事業者、また、ハイジャック等を防止するための検査や受託手荷物検査を実施する保安検査事業者、また、航空機への給油を行う事業者や航空機内の清掃を行う事業者などが航空機の運航に携わっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱグランドハンドリングスタッフや保安検査員については、コロナ前とコロナ後の佐賀空港に勤務するスタッフの人数、どのような変化がありますか。

○田中空港課長Ⅱグランドハンドリングスタッフ及び保安検査員の人数についてお答えいたします。

佐賀空港で業務を行うグランドハンドリング事業者二社の合計となるスタッ



フの人数につきましては、コロナ前となる平成三十一年四月時点では九十五名、コロナ禍である令和五年四月時点では九十名、コロナ後となる令和六年三月時点では九十七名となっております。

また、保安検査員の人数につきましては、コロナ前となる平成三十一年四月時点では三十名、コロナ禍の令和五年四月時点では二十三名、コロナ後となる令和六年三月時点では三十四名となっております。

しかし、この三十四名のうち七名はパート勤務者や他業務からの応援職員ということでございまして、フルタイム勤務者という観点でございまして、コロナ前の人員体制には戻っていないという状況だと考えております。

以上です。

○武藤委員 〓 コロナ前の状態にはなかなか戻っていないと、パートさんなどに応援を頼んでいるということなんですけど、委託業務となっている保安検査員の人たちやグランドハンドリングスタッフの人たちの働き方として、休憩所などきちんと確保されているんだろうかというふうに心配なんですけど、いかがでしょうか。

○田中空港課長 〓 グランドハンドリングスタッフ及び保安検査員の休憩室についてお答えいたします。

佐賀空港にはグランドハンドリング事業者として二社、また、保安検査事業者として一社が業務を行っていただいております。これらの事業者がそれぞれ休憩室を確保していると伺っております。

以上でございます。

○武藤委員 〓 以前にお話を伺ったときには、なかなかちゃんとした休憩所がないので、待合室を使って休憩を取るといふようなことも一部あったというふうな話も聞いています。

こういう方たちの待遇、処遇ですね。金銭面に限らず、そういった休養面で

の、休憩を取るといふ面でも大事にしていきたいなというふうに思っているんです。それは改めて目配りをしていただきたいというふうに思います。

コロナ禍のときにグランドハンドリングスタッフや保安検査員が減っているわけですけれども、飛行機の便数も減ってはいると思います。

航空機全体の運行にどんなふうな影響があったのか、それをお聞きしたいと思えます。

○田中空港課長 〓 グランドハンドリングスタッフや保安検査員の人数の減少による影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が長期化したことにより、運航便数や利用者数が激減したことから、日本全体においてグランドハンドリングスタッフや保安検査員の離職が生じております。

昨年五月、新型コロナウイルス感染症が五類に移行し、海外からのインバウンドをはじめとして航空需要が急激に回復したものの、離職者は既に他業種に転職していたことから、航空業界に戻らない方も多く、全国的にどの空港でも人手不足の状態となりました。このことは先ほどの人員の推移からも分かるように、佐賀空港においても同じ状況となっております。

その結果、海外の航空会社から運航再開の打診があっても、空港側の受入れ体制が整わず、航空会社が希望したタイミングで運航が再開できないケースが発生したということでございます。

以上です。

○武藤委員 〓 当初の予算案では、空港の担い手確保支援として補助等が提案されています。三つの事業になっていますが、それぞれの業務委託や補助など、どんな内容になりますか。

○田中空港課長 〓 空港の担い手確保支援の委託関係の事業についてお答えいたします。



空港の担い手確保支援事業につきましては、保安検査等に係る優秀な人材を確保することにより、空港の受入れ体制を整え、定期便運航の安全性をより向上させることを目的としております。

佐賀空港受入体制確保、国内線保安警備補助、国際線SRA——SRAとは制限区域の英語の略でございますが、SRAの検査委託、この三つの事業の実施に必要な予算を今回お願いしているところでございます。

それで具体的な内容ですけれども、一つ目の佐賀空港受入体制確保につきましては、令和六年度からの新規事業として、円滑に増便や新規路線就航が受け入れられるよう、県が人材を確保するグランドハンドリング及び保安検査事業者の補助に取り組むものでございます。

また、二つ目の国内線保安警備費の補助につきましては、平成十三年度から実施している事業でございます。

旅客の保安検査の実施主体は航空会社でございますが、そこを保安検査事業者へ業務委託しているところでございます。県がその航空会社の補助に取り組むものでございます。

なお、国管理空港では国が同様に補助を実施しているところでございます。

三つ目の国際線SRA検査委託につきましては、平成二十八年度から実施している事業でございます。県が空港管理者に義務づけられている国際線SRA（制限区域）立入検査業務の保安検査事業者への委託に取り組むものでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ新規事業としての佐賀空港受入体制確保というのを御説明いただきましたけれども、この事業目的そのものをお示しいただきたいと思っております。

○田中空港課長Ⅱ新規事業の佐賀空港受入体制確保の目的についてお答えいたします。

定期便の増便や新規路線の就航におきましては、航空会社が希望する時期に合わせて、空港側の受入体制を整えることが重要となっております。

そのためには、空港の関係事業者が、あらかじめ先を見通して人材を確保し、育成に取り組むことが必要でございますが、増便や新規就航が実現するまでには、航空会社からの収入はなく、事業者の経営に大きな負担となっております。

また、全国的に人員不足が課題となっている中で、限られた時間で採用を行うこと、さらにはその採用者を研修し、体制を整えることは容易ではございません。

そこで、県がグランドハンドリングや保安検査事業者への補助に取り組む、事業者の負担を軽減することで、関係事業者が計画的に採用を行い、研修を行っていくことができるように実施するものでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ分かりました。これまでのベテランがコロナ禍でも働けないとか暮らしていけないといったことで嘆いて仕事を辞めておられるということをお聞きもしているわけですが、経験の浅い職員も増えているというふうに思われます。

国際線も国内線も検査員としての研修、これは本来に必要なと考えます。空港の担い手を確保していくため、県はどのように考えておられるのでしょうか、お示しいただきたいと思っております。

○田中空港課長Ⅱ今後の空港の担い手確保についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の長期化により、航空機の運航に不可欠なグランドハンドリングや保安検査といった空港業務に従事する人材不足が顕在化いたしました。

そこで、昨年六月、国は、地方自治体が空港業務支援に取り組むよう促した「空港業務の持続的発展に向けたビジョン」の中間取りまとめを発表しており

ます。

このほか、同年六月には、保安検査の厳格性と旅客利便性を確保するため、保安検査の実施主体を航空会社から空港管理者へ移行する方針も発表しております。

県としてはこのような国の方針を待つことなく、これまでに経験年数の浅い職員への研修支援だけでなく採用支援を行ってきたところでございます。

また、先月改定した「佐賀空港がめざす将来像二〇二四」にも掲げておりますとおり、今後も、CIQ―出入国管理官ですとか税関、そういったところやグラントハンドリング、保安検査、給油事業者等の関係機関との連携を強化し、人材不足や業務効率化といった課題の共有を図りながら、その解決を図っていくこととしております。

具体的には、ティーウェイ航空による佐賀女子短期大学生のインターン受入れなど、佐賀空港で活躍する人材の確保に向けた県内の教育機関や地元企業等の連携、また、ANAと協力し、新しい技術を活用した働き方改革を推進するイノベーションモデル空港としての取組をさらに進めるなど、空港業務の自動化、効率化、省力化に向けたDX化などにも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱいずれにしても、佐賀空港は海外に向けてもしっかりと開かれた空港となっていくために発展をしていただきたいと思っておりますので、そういった取組、それから、働く人たちの立場や処遇環境などもしっかりと配慮もしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

次に、四問目に入りますが、佐賀空港に関する諸問題についてです。

まず初めに、この質問の前に私が言いたいの、十一月末に起きた屋久島沖でのオスプレイの墜落事故で八人もの貴重な命が失われました。

ところが、はっきり原因究明という形もなく、米軍は飛行再開するということを発表しているんですけども、これについてこの委員会での質問ではありませんが、私はこのことについて、本当に防衛省もアメリカの言うとおりに従っていくんだらうなというふうなことを思ったり、それから、オスプレイは製造中止になったりというふうな中で、引き続きこういったことをまたしていくのかということについては強く抗議したいというふうに思っております。

そこで、質問に入りますが、現在、佐賀空港は地権者や漁業者、県民が納得していないのに、自衛隊駐屯地の工事が進められています。それについていろいろ言いたいことはありますけれども、この委員会には政策部は出席していない、地域交流部の空港課への質疑しかできません。なので、空港課が答弁できる範囲で質問をしていきたいというふうに思います。

まず、米軍機の低空飛行問題についてです。

先月二月二十八日、十二時十分頃、米軍ヘリが佐賀空港の滑走路上を低空飛行するとうとうとんでもないことが起きました。佐賀空港の敷地内に進入し、滑走路の十メートルから二十メートルの高さを、時間にして二、三分だったと思いますが、飛行したということです。これについて、空港管理者に事前の連絡はありましたか。

○田中空港課長Ⅱ米軍ヘリが飛行したことの事前連絡についてのお尋ねでした。

事前連絡については、あつてございませんでした。

以上です。

○武藤委員Ⅱ空港管理者には事前連絡もあつていなかった、ゆゆしき問題です。では、管制運航情報官もそれについては知らなかったのでしょうか、どうでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ事前連絡を管制運航情報官が知っていたかどうかですけれど

も、管制運航情報官も覚知していなかったというふうに聞いています。以上です。

○武藤委員 事前連絡もなくこういうことが起きた、管制運航情報官も知らなかったというふうなことなんですけれども、本当に佐賀県を甘く見ていたということを感じています。駐屯地の整備状況でも下見しておくような感覚があったのではないかと、こういふふうに県民からの怒りの声も聞こえております。

県はこれについて、一般質問でも質問があつておりましたけれども、答弁後、どういった対応をされたんでしょうか。

○田中空港課長 一般質問後にどのように対応したかというところでございました。

まず、空港の安全管理というのは何よりも大事というふうに考えております。今回、米軍ヘリが事前に何の連絡もなしに佐賀空港の滑走路を低空飛行したことは問題というところで考えております。

このため県からは、直ちに防衛省に対し、佐賀空港の空港管理者として問題があると認識していること、また、アメリカ当局に対して事実関係の確認とともに、再発防止を求めること、また、防衛省は今回の件について佐賀県に説明することを申し入れたところでございます。

翌日、防衛省から県に対し、現時点で防衛省が把握している事実関係として、当該機は米海兵隊所属のCH53ヘリで、日米共同訓練アイアン・フィストに参加しており、相浦駐屯地から高遊原分屯地に向け飛行する途中であったということ、また、機体に不具合があつたものではないということと併せて、佐賀駐屯地（仮称）には米軍の常駐計画はないとの説明がございました。

なぜこのようなことが起こったのか、事実関係が何より大事だと考えております。そのため県としては、引き続き防衛省を通じて米軍に事実関係の確認を行うとともに、こういふことが起こらないよう再発防止を求めているところで

ございます。以上です。

○武藤委員 航空法の九十六条の二、これから見て、今回のことはどうなんでしょうか。違反しているとはっきり言えるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○田中空港課長 航空法についての御質問でございました。

航空法に抵触しているどうかについては、今航空局を通じて事実関係を確認中でございます。

以上でございます。

○武藤委員 事実関係を確認中とは言われますけれども、九十六条の二の趣旨は、航空機は、航空交通情報圏または民間訓練試験空域において航行を行う場合は、当該空域における情報を入手するため、国交省令で定めるところにより国土交通大臣に連絡した上、航行を行わなければならないというふうになっているんですね。これは違反していますか、違反していませんか。どういう認識でしょうか。

○田中空港課長 航空法九十六条の二について、その事実があつたかどうか、その事実関係を確認中でございます。

以上です。

○武藤委員 確認はどこにされているんですか。そして、いつ頃返事をもらうように言っているんですか。

○田中空港課長 航空法の確認をどこに行っているかという御質問でござい

ます。航空法の確認につきましては、国土交通省の航空局に対して確認を行っているところでございまして、現在事実関係の確認中というところでございます。以上です。

○武藤委員 Ⅱその確認中の期間が何日もたっていますよね。それについて、どうなっていますかというふうにはお聞きになっていませんか。

○田中空港課長 Ⅱ航空法の実事確認の期間についてのお尋ねでございました。

県からは、事実関係の確認にどうしてこんなに時間がかかっているかと問い合わせたところでございますが、事実関係の確認に時間を要しているためというふうな回答がございました。

以上です。

○武藤委員 Ⅱ県は確認を再度したということなんですけれども、このことがなぜそんなに時間がかかるのか、本当に不思議でなりません。本当にどうなっているのか、そこを別の分野からも問い合わせたいというふうにも思いますけれども、ひどい話だと思っんですね。

この航空法九十六条の二という点から見て、日米地位協定においては適用除外条項に当たるとはいえないんですけれども、どうでしょうか。

○田中空港課長 Ⅱ航空法九十六条二と日米地位協定についてのお尋ねでございました。

この件につきましても、現在航空局に対して、その事実関係について確認を行っているところでございます。

以上です。

○武藤委員 Ⅱ前に私が聞いたときと今の条項と同じ時期に聞かれたわけですね。それとも確認を別々に聞かれたわけですか。確認中と言われたけど、さっきの違反しているかどうかということ、日米地位協定の問題と別々の日に問合せをされたんですか、それとも一緒ですかということ聞いています。

○田中空港課長 Ⅱ航空法九十六条の二の確認と日米地位協定の話が同時に確認したかどうかでございますが、その点については、そこも含めて確認を取っているところでございます。

以上です。

○武藤委員 Ⅱそれは何月何日のいつ頃確認をされたんでしょうか。

○田中空港課長 Ⅱ何月何日に確認したかというところでございます。

県としては、今回、二月二十八日にこの案件が発生いたしましたので、すぐさま航空局に対してどういう状況なのかというところの確認を行い、その後、随時、我々が確認したいことについて問合せをしているところでございます。

以上です。

○武藤委員 Ⅱじゃ、まずは二月二十八日直後に確認をしたということでしょうか。

○田中空港課長 Ⅱまず案件を受けた当日について、この案件について、どういった状況なのかというところを含めて、我々で確認をしております。

以上です。

○武藤委員 Ⅱその間、その後も確認をどうなっているかというふうにされていると認識しましたが、日米地位協定において、これが該当しないということになれば、まさしく違法行為なんです。なので、県はこれに対して、米軍の低空飛行については訴えるべき問題だというふうに思っています。

知事は、私が再三質問したときも、米軍との関係で日米地位協定との関係では厳しく対応していくというふうにずっと言ってこられました。なので、はっきりこの問題が確認が取ればですが、取れなくてもすべきなんじゃないかというふうに考えますけれども、それは確認が取れてということで、そのほうが正しいと思いますが、厳しい対応をしていくということで訴えるべきというふうに考えますけれども、それについての認識はどうでしょうか。

○田中空港課長 Ⅱ今回の米軍ヘリのことについて、厳しく対応すべきではないかという御質問かと思えます。

今回、何でこのようなことが起こったのか、事実関係の確認が何より大事な



と考えております。そのため県といたしましては、引き続き防衛省を通じて米軍に事実関係を行っておりますし、こうしたことが起こらないように再発防止を求めているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ本当に適正に、厳格にこの問題を捉えて行動していくべきだと思いますね。そして、佐賀県が防衛省も含めて米軍からもなめられているんじゃないかという県民の不信の声もありますので、そういったことのないような対応をしていくべきだと思います。

次に、防衛省による雨水貯留池の工事についてお尋ねします。

佐賀空港北側に面した場所では、昨年六月から駐屯地工事が行われています。

そこは地権者から購入したということになっている土地なんです。

防衛局は、もう一つの国造堀、佐賀空港の南側、西端の方向で雨水貯留池を造っています。これがその図面です。(パネルを示す)ここが滑走路です。そして、今埋立てを行っている駐屯地の予定地です。今、三十四・二ヘクタールになっているということなんですけれども、その南の西側の端っこに雨水一時貯留池というのを七ヘクタール造っているわけです。

この工事現場は県有地と、滑走路の下のほうの部分は県有地ということになっていて、空港事務所が管理していたところです。ここに雨水貯留池を造っているわけですね。

この赤い線は何かというと、ここから掘削した土を赤い線のルートで駐屯地の埋立工事に運んでいるというルートなので、赤い線を引いています。そういう状況にあるわけですけども、この雨水貯留池工事について、県は防衛省からの申請を受けたのはいつでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ一時貯留池工事について、防衛省からの申請についてのお尋ねがございました。

防衛省からは、令和五年十二月五日に一時貯留池の工事について、工作物設置許可申請書と併せて土地使用料減免申請書が佐賀空港事務所へ提出されているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱこれは初めから買うというのではなく、貸してほしいということだったんですか。

○田中空港課長Ⅱこの土地を購入、もしくは借地というところについては、ちょっとそここのところについて我々が直接話していないので、どういう協議が始まったかというのは承知しておりません。

以上です。

○武藤委員Ⅱ工作物の設置、つまり、雨水貯留池の設置を許可した日はいつですか。申請は十二月五日ですが、許可した日はいつですか。

○田中空港課長Ⅱ許可日についてのお尋ねでございました。

佐賀空港事務所からは令和五年十二月八日に工作物設置許可書と使用料減免承認書をもって、防衛省へ回答しているところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱたった三日間で申請から許可まで、すごいスピードでされたんだというふうに思います。

土地使用料が免除されることに決まったのも、やはり十二月八日という認識でいいんですか。

○田中空港課長Ⅱ土地の使用料減免承認書も十二月八日ということになっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ幾ら免除されたんですか。その計算根拠はどうなっていますか。

○田中空港課長Ⅱ土地使用料を免除した金額というお尋ねでございました。



土地使用料の免除した金額につきましては、令和五年十二月十一日から令和七年五月三十日までの約十八カ月間の使用料につきまして、四千三百九十三万五千七百円と算定しており、その全額を免除したところでございます。

算定方式につきまして、具体的には空港用地の固定資産税評価額である平米当たり六千二百円に対して、佐賀税務署基準である固定資産税評価額に乗ずる倍率という一・一倍を掛けまして土地の時価を出しまして、土地の時価として平米当たり六千六百二十二円というのを算出しております。

その土地の時価六千六百二十二円に対しまして、空港条例で定めました一千分の三を乗じて、一平米当たりの月額を十九・八六六円と算出いたしました。

これに対しまして、許可使用面積十二万二千八百六十五平米に、一平米当たりの月額十九・八六六円と使用許可数十八カ月を乗じて算定したものでございます。

以上です。

○武藤委員 十八カ月というのは、つまり、令和七年五月までということですか。

○田中空港課長 十八カ月間の終期につきましては、令和七年五月三十日までとなっております。

以上です。

○武藤委員 それはいつまで貸すのかというのは、つまり、令和七年五月末まで貸すということですよ。これはただでずつと貸すということなんですかね。これはあんまりじゃないかと思うんですよ。県有地というのは県民の財産なんですよ。この四千三百九十三万五千七百円というのは、県民の財産なんですよ。

土地使用料を免除した理由は何ですか。

○田中空港課長 土地使用料を免除した理由についてお答えいたします。

今回の一時貯留池につきましては、地元漁協からの要望を受け、本来の防衛施設整備とは別事業といたしまして、空港や周辺地域全体の排水対策等に寄与することを目的に整備されておりまして、公益性が高い施設というところでございます。

こうしたことを踏まえて、条例等に基づき使用料の全額を減免したところでございます。

以上です。

○武藤委員 先ほどお聞きしたとき、令和七年五月三十日まで貸すということなんですけど、この駐屯地工事が終わったら返してもらえるんですか。それとも、土をちゃんと埋め戻して返してもらえるんですか。どうなんですか。

○田中空港課長 この期間が終了後どうなるかというお尋ねでございました。

今回、工作物設置許可の条件といたしましては、期間満了の際には原状回復を行うことが原則としておりまして、このことは許可書の中にも明記しているところでございます。

以上です。

○武藤委員 貸す期間が十八カ月で、その後返してもらおうという明確な保証があるんですか。そして、それはちゃんと埋め戻して返してもらえるという保証があるんですか。

○田中空港課長 すみません、私のほうで今回の令和七年五月三十日以降の分について、補足して併せて御説明をさせていただきます。

今回、令和七年五月三十日までとなっておりますのは、この一時貯留池の工事期間の申請期間ということになっております。この施設が完成いたしましたら、引き続き工作物設置許可が防衛省から申請されるものと思っておりますので、その後はその申請に基づいて、許可、減免を判断していくということになるかと思っております。

以上です。

○武藤委員Ⅱこれは本当に不思議なんですけれども、平成二十八年二月に県と防衛省のやり取りの中で、施設建設に伴う排水対策については、周辺環境に影響を及ぼさない措置をして、必要に応じて造っていくんだというふうなことも述べてあって、建設工事中的ことが書かれています。

そしてもう一つ、施設設置後についても調整池を設置するなどして駐屯地からの大量の雨水が海に流入しないよう適切な措置を講じると書いてあるんです。つまり、工事中に使う雨水貯留池ができた後に、またそれをイコール調整池という形でそのまま存続させるという方向がここには出されているんだろうと思うんですけど、そういう認識でいいんでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ駐屯地の雨水の排水についての雨水貯留池と、今回の一時貯留池についてのお尋ねかと思えます。

まず、防衛省の駐屯地の中につきましては、防衛省の駐屯地の中できちんと雨水貯留池を造って、溜めて排水するというのを聞いております。

また、今回の一時貯留池につきましては、先ほど申し上げました、今回の地元漁協からの要望を受けて、本来の防衛施設整備とは別事業として、空港や周辺地域全体の排水対策に寄与すると、我々のそういったところにも寄与するという目的で整備されたものとなっておりますので、公益性が高い施設として今回整備が進んでいると認識しております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ今おっしゃったのは、施設の中にも造るということ、これは工事中のものだという認識なんですよね。

○田中空港課長Ⅱ失礼しました。工事中の貯留池の分の質問だったというところで今認識いたしました。

すみません、その部分につきましては、工事中の一時貯留池と今回の一時

貯留池の関係という御質問ではなくて、駐屯地整備に係る貯留池と今回の一時貯留池の関係ということでしょうか。それについては別事業ということになっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱその別事業である七ヘクタールの、この計画、申請が出されたのは令和五年十二月五日だったかもしれないけれども、この話が持ち上がってきた、ここを使うという話を聞いておられたのはいつ頃から聞いておられましたか。申請が出たのは十二月五日でしょうか。

○田中空港課長Ⅱいつからこの話があったかということにつきましては、ちょっと正確な日付は私も覚えておりませんが、九月の下旬に漁協に対して説明されるというところがございます、そこから具体的な計画というのを我々としても知り得て、その話を覚知したということになっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱそれで、とにかく先ほどから聞いていたのは、令和七年五月末まで、工事完了までこの七ヘクタールの一時雨水貯留池を造って、その後は調整池という形でずっと存続すると。つまり、これはそのままずっと使い続けるという位置づけになるのではないかとということ聞いたんですけど、それはどうでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ完成した一時貯留池は今後どうなるかというお尋ねでございました。

この一時貯留池施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地元漁協からの要望を受けて造っていく施設になっております。

そのため、どのくらい長くかかるかは見通せないところはございますけれども、空港管理者といたしましては、仮に将来の状況変化があったときでも適切な管理運営ができるようにしていかないといけないというふうに考えております。

す。

以上です。

○武藤委員Ⅱこれは空港課に聞くことではないんですけれども、こちらの七ヘクタールは漁業者からの要望があつてという言葉を再三使われました。漁業者の人たちはこういう調整池を造つてくれとかいうのではなく、海に適切に塩分とか、はつきり調整した水が流されればいいわけで、塩分濃度を確認できるようなきちんとしたもので流してもらえばいいということを言っていたので、調整池をぜひとも造つてくれと言つたことではないんですよね。

これはまた防衛省とか政策部とかに聞かなきやいけない問題なんですけれども、皆さん方も、ここにおられる方たちもそれはちょっと認識しておいていただきたいというふうに思います。

駐屯地の計画では、盛土全体で八十万立米必要だというふうに以前から聞いておりました。このために、四カ所の土採り場から一立米当たり二千三百円の土砂代ということで払つているというふうなことを聞いていたんですけれども、県土整備部もこの委員会におられますのでお聞きしたいと思います。

九州防衛局の工事では、この一時貯留池を造るために掘削をしているんですね。この掘削で発生した掘削土、発生土というんでしょうか、さつきも言ったように、駐屯地の工事にこれを選んでいくということで、大体三十万立米になるだろうというふうに言われています。ここで掘つて、そして、それをそのままこのようにして、この道を通つて運んでいるという状況があるわけです。

建設・技術課の方にお聞きしますが、一般的に言つて、工事現場で発生する掘削土はどのような対処をしているんでしょうか。

○野口建設・技術課長Ⅱ県発注工事における掘削土の処理についてお答えいたします。

資源有効利用促進法など関係法令におきましては、近年、副産物が大量に発

生し、多くが利用されずに廃棄されている現状を踏まえまして、建設工事の発注者は、副産物の発生の抑制と再生資源の利用促進に努めなければならぬとされております。

これを受けまして、佐賀県建設副産物処理方針におきまして、県発注工事で発生した掘削土、いわゆる建設発生土の処理につきましては、まず、切土や盛土のバランスを取るなどして現場内での利用を進め、できる限り発生を抑制すること。次に、場外搬出を行う場合は、盛土など他工事への流用を可能な限り促進し、再利用をすること。最後に、再利用ができずにやむを得ない場合は、処分地へ搬出し、適正に処分することを定めております。

再利用や処分に要する運搬費等の費用につきましては、基本的に建設発生土が発生した工事側で負担することとしております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ再利用と、それから処分というふうな、大まかに言つて二つの処理の仕方があるというふうに思うんですけれども、運ぶ運搬料などは発生土を生み出した業者が払うというふうなことになっていますね。

ところが、これは同じジョイントベンチャーがやっているわけですね、同じ建設会社か。その場合はどういう払い方になるんですかね、ということが考えられますか。

○野口建設・技術課長Ⅱ運搬費等の経費の支払いについてお答えいたします。一般的に県発注工事におきましては、発注者からの支払いにつきましては、建設発生土が発生した工事側の受注者に対して支払うという流れになっております。

以上です。

○武藤委員Ⅱ先ほどちょっと言いましたけれど、八十万立米が駐屯地に必要な土です。そして、この雨水一時貯留池からは三十万立米を駐屯地に回すとい

うことに今なっているわけですけども、その量で見ると、一立米当たり二千三百円なので、三十万立米で八億四千五百九十四万円分がこの発生土から利用するという形になっていくわけです。

私が特にまた皆さん、建設関係、土木関係のところにお聞きしたいのは、掘削土が水分が多くて軟弱な場合、一般的にいうとどうしますか、再利用の場合。

○野口建設・技術課長 軟弱な掘削土についてお答えいたします。

軟弱な掘削土につきましては、天日にさらして乾燥させたり、石灰などを混合して改良を行って現場内利用や搬出を行っております。

以上です。

○武藤委員 掘削土などをしばらく現場で寝かせるといふふうに言われましたけど、大体どれぐらいの期間そうするんでしょうか。

○野口建設・技術課長 現場での対応状況についてお答えいたします。

現場の土質の条件等によって異なっておりますので、一概に答えることは難しいと考えております。

○武藤委員 建設関係の方にお聞きしたら、一年近くは寝かせんといかぬよといふような話もありました。発生してすぐに石灰などを混ぜて、そんなに土の質が変わるようなものでしょうか。それとも、石灰などを混ぜてしばらくまた置くということも必要なんじゃないですか。

○野口建設・技術課長 改良を行う場合の対応についてお答えいたします。

今、委員お尋ねの件につきましては、土の状況、施工の条件によって異なっておりますので、一概に答えることは難しいと考えております。

○武藤委員 具体的にいえば、畑などに使用されていた農地ですので、泥の質が水分が多く含まれて、そして、どろどろしているという、いわゆる濁土みたいな感じにもなっていくわけですね、深く掘れば掘るほど。それをその現場で石灰などと混ぜてすぐにトラックに入れてここに運んでいるんです。これで果

たしてこの駐屯地の質がどうなっていくんだろうか、こういうやり方で建設の在り方としてどうなんだろうかという疑問を持つんですけれども、その土の質はどろどろしているんですよ。それはどんなふうにかええますか。

○野口建設・技術課長 現場での防衛省の対応についての私どもの考え方についてお答えいたします。

搬出が可能かどうかにつきましては、施工者である防衛省が判断して行っておられるものと考えております。

以上でございます。

○武藤委員 防衛省に付度したような答弁しないでくださいよ。本当にそれで大丈夫なんだろうかという思いを誰もが抱くわけですよ。皆さんたちは専門家ですよ。だから、もう少し寝かせんといかぬとか、強力な石灰などを使わんといかぬとか、そういう立場で全体の県内の公共事業などの指導もしなきゃいけない立場ですよ。それを防衛省が判断するという付度したような言い方はやめてください。

○高塚県土整備部副部長 粘土製地盤の公共事業での一般的な在り方についてお答えします。

防衛省に限らず、そういった有明海沿岸の軟弱な地盤の粘土層につきましては、国工事におきましても、直轄河川堤防を造成する際に、こういった軟弱地盤がどうしてもあります。そういった場合に、別に防衛省には限らず一般的な工事として、強制的に周辺のヤードが確保できない場合は、それは当然コスト的には天日干しが一番いいんですけども、時間の問題、ヤードの問題がありますので、石灰等を添加することによって搬出可能な状態にするというのは一般的なものであって、特段の問題があるというふうには考えていないところでございます。

以上でございます。



○武藤委員Ⅱ石灰などを混ぜれば搬出可能なこともあるという認識なんですけど、石灰を混ぜてもすぐに再利用できるかどうかというのは果たして疑問です。この委員会で聞ける範囲というのはこれぐらいしか聞けないんですけれども、実態としてはこういった問題点が幾つもあるわけです。

防衛省は駐屯地用地を造成するのに八十万立米の土砂が必要だというふうに言いつつ、貯留池の掘削によって、さっき私は三十万立米と言ったけど、正確には三十六万七千八百立米ですかね、それが発生するというようになって、盛土全体の四六%をこの掘削土から使うということになっていくんですね。普通なら四地点から土砂を運んでくることになっていますが、この掘削土を利用することによって、県民の大事な財産ともいえる土砂を再利用という形で駐屯地の盛土に使い、借りた土地はそのまま工事が終わってもずっと使い続けるというところで居座るわけだと思っただけですけども、駐屯地の盛土がそういった土質のものが使われていくと。県民には何の説明もないわけですよ。そういったいろんな問題があるわけです。幾つ問題点があるわけですけども、この委員会ではそういったことがたまたまできなくて残念です。

最後に、既に明らかになっていることではありませんけれども、確認のためにお聞きします。空港課への質問です。

かつて第四駐車場を造るとき、必要とすべき用地代はどういう形で支払ったのか、個人個人に振り込まれたとのことですが、どうでしょうか。

○田中空港課長Ⅱ空港の第四駐車場の用地買収についてお答えいたします。

第四駐車場の用地買収につきましては、登記名義人である有明海漁業協同組合と契約をいたしました。その支払い方法につきましては、県は有明海漁業協同組合と協議の上、個人が指定した口座に持分面積に応じた金額を振り込んだところでございます。

以上です。

○武藤委員Ⅱ佐賀県が空港を造るときに、漁業権の代わりに漁業者の方たちに与えた大事な国造掘の用地、これは漁協そのものが農業用地を持つことはできないはずですが、漁協だから。漁業者というのは一人一人個人だから農業用地を得ることは可能なんですけれども、そういうことで皆さん方も認識していただきたいというふうに思います。こういった問題点も発生しております。県民の不信はさらに大きくなっているということも指摘して、私の質問、今回はこれで終わります。

○八谷委員Ⅱ早速質問に入ります。通告を三問いたしました。

まず一つ目の問題は、所有者不明土地対策についてであります。

農地は特に不明土地がたくさんありますけれども、ここについては県土整備関係についてのお尋ねをいたします。

この土地所有者不明の土地につきましては、私は議員になってすぐ相談を受けました。いわゆる歩道の用地買収を進めているけれども、不明者が出て、分からないということでもございました。それはずっと追跡調査しながら調査をずっとされておりましたけれども、なかなか行き届かないで、その間に予算が消えたということになっておりまして、歩道の整備ができないという状況がございました。

また、その後も公共事業を進めるたびにこういう用地の問題が出てまいりますが、特に墓の移転の場合には相続の問題もございまして、非常に長い時間がかかったことを覚えております。

今、人口減少等により、土地所有者の所在が不明となる土地、いわゆる所有者不明土地が全国的に増加をしております。令和四年度、国交省の調査によりますと、不動産登記簿上で所有者が確認できない土地は全国の土地の約二四%に上り、その面積は九州の面積に匹敵するとされております。そして、その原因は、相続登記ができていないのが六三%、住所変更の未登記が三三%と報



告をされております。

この問題は、公共事業や、特に災害復旧事業におきまして事業が遅延するなどの問題のほか、民間取引の支障、管理不備による土砂流出、地域の環境、治安の悪化などの様々な分野で影響が出てくる可能性があります。この問題はさらに増加するということが報告をされております。

このような所有者不明土地問題に対応するため、令和三年四月に「民法等の一部を改正する法律」や「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が公布されるなど、所有者不明土地に関する様々な制度の拡充が図られておりまして、今後、県はこのような制度を活用することで公共事業の推進につなげていくものと考えております。

また、令和六年、まさに今年の四月一日から施行されます相続登記の申請の義務化と、昨年四月二十七日から施行されている相続土地国庫帰属制度等と併せて、所有者不明土地の解消に役立つ制度は、広く県民へ周知をすることが必要だと考えております。

そこでまず、制度改正の概要についてお尋ねをいたします。

所有者不明土地問題を解決するため、この所有者不明土地に関する制度が拡充をされておりますけれども、その制度改正の概要はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱ制度改正の概要について御答弁申し上げます。

委員御指摘のとおり、令和三年四月二十八日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が公布されております。所有者不明土地問題への対策として、所有者不明土地の発生予防と既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化という両面から見直しがなされております。

まず、発生予防策といたしまして、令和五年四月二十七日に相続土地国庫帰

属制度が施行されております。これは相続等によって土地を取得した者が法務局に申請を行い、法務局による要件審査、承認を経て、土地を国庫に帰属させる制度が創設されております。

また、「民法等の一部を改正する法律」におきまして不動産登記法が改正となり、令和六年四月一日、来月四月一日からは、これまで任意でありました相続登記の申請が義務化され、不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から三年以内に相続登記の申請をすることが義務づけられております。

一方、利用の円滑化につきましては、民法の改正により所有者不明土地管理制度等が創設され、これまで所有者が不明で管理、処分が困難であった土地につきまして、裁判所へ財産管理人の選任を申し立てることにより、土地の売買が可能となるなど、利用の円滑化を図ることができるようになったところです。以上です。

○八谷委員Ⅱそれでは、相続措置国庫帰属制度についてお尋ねをいたします。

今お話しのように、発生予防、あるいは利用の面から改正がなされているということをございまして、相続土地国庫帰属制度について、その制度の概要についてお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱ制度の概要について御説明します。

この制度は、所有者不明土地の発生を予防するため、相続などによって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした上で土地を手放し、国庫に帰属させることを可能とする制度でございます。

一定の要件とは、対象となる土地につきまして、管理面で多大な費用とか労務が必要とならない場合であり、例えば、建物ですとか工作物が存在しないことですとか、崖地、土壌汚染などに該当しない場合でございます。

また、土地の所有者が法務局に申請する際には、審査手数料を納付し、審査を受ける必要があります。その後、法務局が承認し、国庫へ帰属する際には、

土地所有者が十年分の土地管理費相当額として負担金を納付していただくこととなります。

この負担金につきましては、令和四年九月二十九日に政令が公布されておりますが、原則二十万円とされており、都市計画法の市街化区域ですとか用途地域が指定されている地域などにつきましては、面積に応じた算定となっております。

以上です。

○八谷委員Ⅱいろいろな条件はありますが、国庫に帰属されるという制度ができたわけですが、この帰属制度の施行に当たりまして、県との関わりはどういうふうになっているのかお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱ相続土地国庫帰属制度の県との関わりでございますが、まず、法務局は申請を受付した後に、県に承認申請があった旨を通知いたします。申請土地に関する土砂災害の危険性ですとか土壤汚染等の有無について情報提供を依頼することとなります。同時に、県に対して申請土地の引取り希望についても照会を行います。

県におきましては、法務局からの照会について、庁内関係所属に対し、申請土地に関する情報及び土地の引取り希望について照会を行っております。それらを取りまとめて、法務局に回答を行っているところでございます。

以上お答えします。

○八谷委員Ⅱ帰属制度の県の関わりについてお聞きをいたしました。

次に、相続登記の申請の義務化、これは先ほど申し上げましたが、今年四月からまさに義務化が始まるということでテレビ放映でもあっております。相続登記の申請はどうしてもやらなければならない、その義務化についての概要についてお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱ制度の概要についてお答えします。

ただいま御指摘いただいたとおり、相続登記の申請の義務化が令和六年四月一日から施行されることになっております。

これまでは、不動産に係る相続登記の申請は任意とされておりました。相続登記がされていない土地の増加が所有者不明土地の発生につながっていただいております。

相続登記の申請の義務化によりまして、相続によって不動産を取得した相続人は、その相続開始を知った日から三年以内に相続登記をすることが義務づけられています。また、四月一日以前に相続が発生した不動産につきましても、三年間の猶予期間を経まして相続登記の申請が義務化されております。

なお、相続人の間で協議をされますが、その協議等で早期に遺産分割をすることが困難な場合というものが当然出てきますけど、そういう場合においても、措置としまして相続人申告登記というものがございます。これは簡便な手続を法務局にすることで、その申請義務を果たすということが可能となっております。これは相続人が、法務局へ登記簿上の所有者につきまして相続が開始したということ、また、自らがその相続人であることを申し出ること、登記簿に相続人の住所や氏名が登記される制度でございます。

以上お答えします。

○八谷委員Ⅱこれまでの任意が義務化されたということで相続登記がなされると、やっぱり所有者不明土地というのは少なくなるというふうに思いますけれども、この義務化と県の関わりについてお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱ相続登記の申請の義務化と県の関わりということでございますが、この相続登記申請の義務化については、手続的な面では直接県の業務に関わりがあるというものではございません。

ただ、公共事業で私ども用地買収等々で地権者様のところにお伺いしております。そういう際に、地権者様に相続が発生していれば、その相続人に相続登

記の申請の義務化の説明を行うことで早期の遺産分割登記を促しまして、契約相手方を特定して、用地買収の促進につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○八谷委員Ⅱまさに所有者不明土地が少なくなるということになると、公共事業の進め方、県にとっても非常にいいことになるんじゃないかと思えます。

次に、所有者不明土地の管理制度についてお尋ねをいたします。

この管理制度の概要はどうなっているのか。それと、従来からある財産管理制度との違いについてお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱこの所有者不明土地管理制度と現在の制度との違いということで御答弁差し上げます。

公共事業におきまして、用地買収予定地に所有者不明土地がある場合、現在は、状況に応じて不在者財産管理人制度などを活用して対応しております。具体的には、公共事業の実施者である県などが利害関係人として裁判所に申立てを行いまして、裁判所が財産管理人を選任し、その財産管理人が不在者の財産の管理や売却を行うというものです。

従来の制度では、財産管理人は不明者が持つ全財産を調査する必要があるとしまして、用地買収に係る土地以外の財産についても管理する必要があるといったことがありましたので、管理が長期間に及ぶということもあります。かなり負担が大きかったということです。

また、場合によっては所有権の保存登記がされていないといったケースがあります。登記簿には名前しか記載がないなど、所有者が全く特定できない土地につきましては、従来の財産管理制度では対応が困難であったということです。

今般、令和五年四月一日に施行されました所有者不明土地管理制度では、特定の土地のみに特化して管理を行うことができるようになったため、不明者の

全財産を調査、管理することが不要となっております。このため負担が軽減され、また、所有者が全く特定できない土地についても活用が可能となっております。

以上です。

○八谷委員Ⅱ全体的な今の制度がありました。そういう中で、県の公共事業における制度の活用について、どのような取組をするのかお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長Ⅱ県の公共事業におきます制度の活用についてお答えします。

用地買収におきましては、例えば、買収予定地で土地の登記名義人が死亡されてお相継が発生しているが、相続人全員が相続放棄をしているケースですとか、土地の共有者が多数存在する土地で、共有者の一部が所在不明となっているケースがあります。用地買収でこれらの土地が存在した場合、契約の相手方が存在しないということですか、他の共有者との協議に多大な時間を要してしまいます。こういうことから用地の買収が困難であったと。これは議員も御指摘いただいたとおりです。

今回の改正におきまして、所有者不明土地管理制度が制定されたことによりまして、先ほど御説明した相続人全員が相続放棄しているケースですか、共有者の一部が所在不明となっているケースにおきましても、買収対象地のみに特化して財産管理人を申し立てることが可能となり、効率的に事業を進めることができるようになったと考えております。

今後は、このような新たな制度をうまく活用し、用地買収の進捗を図ることと公共事業の推進につなげていきたいと考えております。

以上お答えします。

○八谷委員Ⅱ先ほど申しましたように、こういう所有者不明土地はますます増えるばかりですので、今お話しのような制度を活用しての公共事業の進捗にぞ



ひ取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、一つ、相隣関係についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、隣の家から越境した竹や木の枝の切取りは非常にトラブルがずつとどこでもあったと思ひますけれども、これについては自由に切り取ることができるようになったんですが、相隣関係についてちよつとお尋ねします。

○古賀土地利用課長 相隣関係の中の越境した枝の処理についてのお尋ねがありました。

確かに議員御指摘のとおり、これまではその越境した木の枝を切除するためには、勝手にほでせずに、枝が越境する都度、裁判所に訴えを起こして切除を命ずる判決を取つてするという手続が必要でした。

今回の民法改正によりまして、その越境した枝の取扱いについて、隣地の土地所有者に枝を切除させる必要があるという制度の原則は維持しつつも、土地所有者に対して枝を切除するよう催告をしたが、相当の期間内に切除しないと、または所在不明等で所有者を知ることができない場合などにつきましては、自ら枝を切除することが可能とされております。

以上です。

○八谷委員 関係の整理でトラブルがないようにしていただきたいと思ひます。

この問題の最後でございます。

所有者不明土地問題につきましては、東日本大震災の被災地で高台への移転が計画された際、土地の所有者を調べるのに膨大な時間が費やされたために、事業が大幅に遅れたとの事例がございます。

この問題は、民法等の一部を改正する法律に基づく制度改正でありますので、法務省、いわゆる国の所管事項に係るものと思ひますけれども、公共事業等、県が進める事業に関わることが非常に多く、制度改正について、県もその広報

に努める必要があると思ひますが、最後にお尋ねをいたします。

○古賀土地利用課長 広報と申しますか、県民の皆様への周知ということでお尋ねがありました。

県民の皆様への周知につきましては、議員御指摘のとおり、相続登記の申請の義務化等、制度改正内容が周知されまして、適正に相続登記が行われるようになれば、所有者不明土地の解消につながるかと考えております。

これまでも相続登記の申請の義務化ですとか、その前にありました相続土地国庫帰属制度につきまして、佐賀地方法務局と県と協力しまして、ポスターですとかリーフレットの展示、それから、県庁ホームページへの掲載、また、先週の三月四日から八日までの一週間ですけど、県庁の県民ホールにおきまして所有者不明土地関連制度のパネル展というものを行つております。こういった試みを実施して、県民の皆様へ制度の周知を図ってきたところでございます。

今後とも、市町など関係機関等と協力しながら、所有者不明土地解消に向けて、県民の皆様への周知にしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上お答えします。

○八谷委員 冒頭に申し上げましたように、やはり公共事業を進める上で非常に私自身として困ったことがあります。それが義務化されて進めば、事業も進めると思ひますので、しっかり法務局との連携を取りながら広報に努めていただきたいと思ひます。

続いて、吉野ヶ里歴史公園の新たな取組についてお尋ねをいたします。

吉野ヶ里歴史公園は平成十三年四月に開園、約二十三年が経過をいたしております。国の特別史跡である国営区域と県営区域が一体となった、本当に特色のある公園でございます。開園に至るまでには、国営と県営が一体となったことで入園料をどうするのか、入場料の徴収方法問題などで苦労されたことを当

時の関係者から聞いたことがございます。

その国営エリアでは、歴史ファンが謎のエリアとして待ちに待っていた日吉神社跡地において、一昨年五月から十年ぶりに発掘調査が開催されまして、邪馬台国時代の石棺墓等の発見により、全国的な注目を浴び、全国から多くの歴史ファンが訪れています。

また、県営区域におきましては、広大な芝生広場で家族連れや友人たちとバーベキューを楽しんだり、ファミリー層を中心に県内外から多くの利用があつております。

このような中、県では官民連携による新たな取組として、歴史を知るから歴史を体験する公園として再整備を計画されました。利用促進を図る予定であると聞いております。

そこで、以下の点でお尋ねをいたしますが、まずは入園者数の推移についてお尋ねいたします。

コロナ禍前の平成三十年度は過去最高の七十七万人の入園者があつたと聞いております。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、入園者が減少したと聞いておりますけれども、コロナ禍前後の入園者数の推移はどのようになっていられるのかお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長 入園者数の推移についてお答えいたします。

委員のお話にありましたとおり、吉野ヶ里歴史公園は平成十三年度の四月に開園をいたしております。

公園の入園者数は、平成十三年度の開園以降、コロナ禍前の平成三十年年度の約七十七万人が最高となっております。その後、令和二年度は新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言を受けた臨時閉園などがございまして、過去二番目に低い約四十三万人となりました。その後、令和三年度は開園二十周年を契機としまして、アウトドア企画を充実させて「OPEN-AIR佐賀」の

魅力を発信したことにより徐々に回復をしまして、令和四年度は約六十九万人となり、先ほど申し上げた過去最高の入園者数の約九割まで回復したところでございます。

今年度は二月末の時点で前年度の同時期を約五万人上回る約六十三万人の入園者数となっております。以上です。

以上です。

○八谷委員 平成元年の大ファイバーを思い出します。やはり全国に佐賀の名前を知らせてくれた吉野ヶ里遺跡です。それを冠にした公園ですから、しっかりとPRをして、どんどん全国に向けて発信をしていただきたいと思えます。

こういうところに新たな官民連携による取組がなされるということですが、どのような背景で、何を目的に行うのかお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長 官民連携の取組の背景、目的についてお答えいたします。

令和三年度に吉野ヶ里歴史公園は開園二十周年を迎えました。これを契機としまして、これまでの課題の整理や今後求められている機能や施設を把握するためのニーズ調査を行いました。

現状分析によって、課題としまして以下のような点が挙がってまいりました。

一つ目が、北口エリアではほかのエリアに比べて利用者が少ないということ、二番目が、夏場と冬場が季節の影響を受けまして閑散期となってしまうこと、三番目、日帰りの利用が主となっておりましてエリアの滞在時間が短く、経済波及効果の点では周辺地域への寄与が十分でないことなどが問題として挙がってきました。

一方、ニーズ調査では、カフェやレストラン等の飲食機能、キャンプやグラウンピング等の滞在型のアウトドア、レンタサイクルなどの回遊性の充実に係るニーズが高いということが分かっています。



これら当公園の課題や多様なニーズに対応していくために、官民連携により民間の資金やノウハウを活用して、施設の整備及び管理を行うこととしたところであります。これによりまして、アウトドアや憩いの機能の充実を図ることで「OPEN-AIR佐賀」の魅力をさらに高め、より多くの方に当公園のすばらしさを知ってもらうことを目的としております。

以上でございます。

○八谷委員 本当に多くの人に利用してもらいたいと思います。

今の事業は、これまではどのように進めてきたのかお尋ねいたします。

○天本まちづくり課長 これまでの取組についてお答えいたします。

官民が連携した新たな取組を行うに当たりまして、専門家の知見をはじめ、幅広い意見を取り入れるために、有識者や地域の代表などで構成される吉野ヶ里歴史公園官民連携検討会を令和三年十二月に設置いたしました。その検討会において、吉野ヶ里歴史公園に求められる施設の整備及び管理の在り方を検討し、利用者ニーズ調査や民間事業者へのサウンディング調査結果などを踏まえて、令和四年六月に官民連携による整備管理方針を取りまとめました。

その整備管理方針を基に公募指針を策定して、令和四年十一月から事業者の公募を開始、事業者選定委員会の審査を経て、令和五年三月に事業者の選定を行ったところであります。その後、事業者の提案内容について、国営公園事務所などの関係機関との調整を行いつつ、令和五年十一月に計画の認定及び事業者との協定を締結いたしました。

現在、事業者と県において、国営公園事務所など関係機関との協議を行いながら、それぞれ各施設の基本設計を進めているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員 入札の契約方式と、それから、公募時の公募の手續、仕様書を出すと思うんですけども、その仕様書はどのように決定したのかお尋ねいたし

ます。

○天本まちづくり課長 入札方式について仕様書の決定の仕方について御質問がございました。

入札契約方式につきましては、入札といいますが、今回の官民連携による新たな取組におきましては、民間事業者のノウハウやアイデアを活用するために、先ほどお答えいたしました整備管理方針に基づいた施設整備・運営を行う事業者を都市公園法に基づく公募設置管理制度——Park-PFIと呼んでおりますけれども、その制度を活用して募集を行ったところであります。

具体的な手續としましては、先ほど委員もお話のありました仕様書を作成して事業者を公募し、応募事業者によるプレゼンテーション、事業者選定委員会の審査により、その事業者の選定を行ったところでございます。

まず、仕様書の説明をさせていただきますけれども、今回のPark-PFIの手續においては、公募設置等指針というふうなその仕様書のことを呼んでおります。これにつきましては、事業の目的、事業展開のイメージです、事業の範囲や期間、具体的に県側が提案を求めたい施設の条件等を記載しております。施設の条件につきましては、例えば、設置提案が可能な箇所、面積の上限、景観やバリアフリーへの配慮等について記載しております。そのほか、県産品の使用や県のPRにつながる物販に努めることと、整備に当たっては地場産業の積極的な活用を図ることなどを記載していただくところです。

この仕様書を作成するに当たりましては、令和四年八月に仕様書の策定及び事業者の選定を目的としまして、有識者や地域の代表、税理士などで構成する県立吉野ヶ里歴史公園官民連携による設置等予定者選定委員会というものを設置しまして、各施設に求める内容ですとか管理の手法などを検討する委員会を二回開催いたしました。国営事務所や有識者との協議を経て作成をしたところでございます。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ吉野ヶ里歴史公園は開園以来、地元にとっては、滞在時間が短いということは非常に問題になっておりました。

今後、官民連携の整備は具体的にどのようなようにするのかお尋ねいたします。

○天本まちづくり課長Ⅱ今回の官民連携による取組をどうやって進めていくかという御質問でございました。

今回の官民連携によって取り組む内容といたしましては、北口エリアのほうでは、古代の森の中で暮らすような個性ある宿泊施設、キャンプフィールドの整備ですとか。西口エリアでは、遊びの原北側に東口、西口、北口エリアをつなぐ施設として、カフェやレストラン、物販等が入る交流拠点施設を整備するとともに、弥生の風景を望み、ここでしか体験できない滞在空間を創出する宿泊施設及びキャンプフィールドの整備を予定しております。

これらの整備によりまして、ニーズの高い飲食機能やアウトドア機能の拡充を行いまして、公園の課題解決を図るとともに、さらに魅力的な公園にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ最後の質問になりますけれども、地元の話で、この新たな取組については地元も非常に期待を寄せています。たくさんの方が復活をして、今後ますます増加が見込まれます。地域活性化につなげる契機と捉え、単に公園で遊び、楽しんで帰るだけでなく、周辺の神埼・吉野ヶ里エリアの特産物のPRなど、地域と連携した取組を実施することにより、地域経済に寄与する必要があると考えております。

これまでも、地元のそうめん組合がそうめん流しとか、いろんなイベントをされました。このイベントをしたことが入場者の増加をこれまでも促したと思いますし、新たな取組において、地域との連携をどのように取り組んでいくの

かお尋ねをいたします。

○天本まちづくり課長Ⅱ新たな取組の地域との連携についてお答えいたします。

吉野ヶ里歴史公園は、国営区域と県立区域がそれぞれ区域特性に応じた役割を担っており、県立区域では、特にレクリエーション環境の整備や地域振興面で、公園の魅力向上に取り組んでいるところでございます。

このため、今回の新たな取組につきましても、事業者を公募する際の仕様書の事業の目的に「周辺エリアと連携した活用により、東部地域の活性化の拠点となる公園を目指す」ということを明記しております、事業者によるその目的を達成するための提案を求めていたところです。

事業者からは、レストランや物販棟が入った交流拠点施設の提案がありまして、その具体的な運営内容につきましては、今後、事業者により検討されることとなっております。事業者からは、佐賀県地産品の利用による地域産業への還元を行うという提案があつているところでございます。神崎市や吉野ヶ里町の農産物や特産品の採用などについても、今後、事業者と調整していきたいというふうに考えております。

今回の取組におきましては、さらに増加が見込まれます入園者が当公園のみで完結するのではなく、委員もおっしゃられるように、いかに周辺エリアを周遊してもらい、地域経済へ波及効果を高めていくのかということが重要となっております。

令和七年度に予定しておりますリニューアルプランに向けて、神崎市及び吉野ヶ里町、地域の方々との連携の具体的な内容について検討してまいります。

以上でございます。

○八谷委員Ⅱ先ほど申し上げましたように、地元は非常に期待を持っております。

す。そういう中で、地元あつての施設だというふうに思いますので、しっかりと地元と協議をしながら、お迎えする体制を整えていただきたいと思えます。

○富田委員長 〓 暫時休憩いたします。十三時十分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後零時七分 休憩

午後一時九分 開議

○富田委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○八谷委員Ⅱそれでは、三項目の県東部地域の道路整備についてお尋ねをいたします。

県東部地域は、高速道路、鉄道の結節点として、陸上交通の要衝であることから、特に鳥栖地区は大きく物流拠点として発展をしております。ところが、県東部地域は大型事業が最近ちょっと少ないような気がしておりますけれども、県東部地域の道路網についてお尋ねをいたします。

主な東西軸としては、国道三十四号をはじめ、南部の国道二百六十四号、北部の県道佐賀川久保線、加えて県道神埼北茂安線などがございますけれども、各路線とも非常に交通量が多くて、主要な交差点においては特に交通渋滞が発生しており、中でも神埼・吉野ヶ里地区については交通事故の発生が県下トップということになっておりまして、交通事故の発生地域となっております。

また、県道の各路線におきましても、生徒や児童の通学路として使用されておりますが、歩道が狭く、小中学生が通行しにくい区間もございます。沿線住民からは児童の安全を危惧する声が上がっております。

そこで、国道及び県道の状況についてお尋ねをいたします。

まず、国道二六四号下西工区についてお尋ねをいたします。

昨年十月、神崎市千代田町の国道二六四号と接続する市道との交差点で、千代田西部小学校の児童が通学中に交通事故に遭いました。この事故を受けて、先日神崎市をはじめ、地元区長や千代田西部小学校関係者から通学路となっている下西工区について要望が出されました。

この写真をちょっと、(資料を示す)これは見にくいですが、非常に狭い状況にありますけど、こうやって校長先生をはじめ、地元の区長さん、市から整

備の要望が出ておまして、ただ、この箇所は私が議員になってから要望が出されておりましたが、非常に用地の問題で、先ほどの所有者不明土地じゃないですけど、用地の問題で非常に難色を示しておりましたが、事故が起こったのを契機として、しっかりと改めて地元からこういうふうな要望が出てまいりました。地域の将来を担う子供たちを交通事故から守り、地域住民が安全に歩行できる対策が肝要であり、現在の下西工区を早急に進めてほしいと願っております。地元の住民の方々からも、連携して全面的に協力すると要望書の中には記入をしておりますので、この機を逃さず何とか交渉を進めていただきたいと思います。

まず、現在工事中の一部、佐賀市寄りのほうでは工事中のところもありますけれども、国道二六四号下西工区の現在の進捗状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○伊賀屋道路課長Ⅱ国道二百六十四号下西工区の現在の進捗状況についてお答えします。

国道二百六十四号は、佐賀市から神崎市、みやき町を経由して久留米市に至る総延長約二十四キロの路線でございます。この国道二百六十四号下西工区は、佐賀市巨勢町から神崎市千代田町の千代田西部小学校付近までの九百五十メートルの区間について、通学路の交通安全対策として、平成二十五年から歩道整備を進めております。

これまでに、事業区間の中ほどに位置します仲田町交差点を含む百九十メートル区間の整備が完了しております。

巨勢町から仲田町交差点までの三百九十メートルの区間につきましては、国道を横断する水路に迂回路を設置して、ボックスカルバートの工事に着手したところでございます。

また、仲田町交差点から千代田西部小学校付近までの三百七十メートルの区



間につきましては、これまで用地交渉を重ねておりますが、まだ一部の地権者の理解を得られていない状況でございます。

このため、この区間の歩道整備を完了するまでには一定の時間を要することから、学校関係者、警察、県の三者で通学路の安全性向上のための暫定的な対策を協議いたしまして、千代田西部小学校付近の道路の南側の歩道がない区間に路側帯のカラー化を行いました。

また、委員御指摘の昨年十月の通学中の児童の交通事故でございますが、この歩道整備が完了していない区間にある市道との交差点で発生をしております。このため、応急的な交通安全対策といたしまして、歩行者通行部分のカラー化や車線分離標の設置、また、神崎市道におきます停止線の引き直しなどを実施したところでございます。

以上でございます。

○八谷委員 千代田西部小学校を挟んで全体的な工事は大分していただきまして。

それから、舗装のカラー化、ここも実際に私も見せていただいて、塗ったばかりだから非常に鮮やかな形でされておりましたが、この事業の実施に当たりまして、先ほども申し上げましたが、関係する地元住民と連携し全面的に協力すると言われておりますけれども、今後ここをどのように取り組んでいくのか、改めて伺います。

○伊賀屋道路課長 下西工区の今後の取組についてお答えします。

下西工区内の歩道の未整備区間で交通事故が発生したことは重く受け止めております。歩行者が安全に通行できる環境を整えることの重要性を改めて認識するとともに、早期整備に対する思いを強くしたところでございます。

今後につきましては、巨勢町から仲田町交差点の区間につきましては、現在進めているボックスカルバートの工事を早期に完成させ、できるだけ早くこの

区間の整備を完了させたいと考えております。

また、仲田町交差点から千代田西部小学校付近までの区間につきましては、用地難航箇所の地権者の理解を得られるよう、神崎市や地元の方々の御協力をいただきながら、さらに用地交渉を進め、早期完了に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○八谷委員 国道にそういうのがあるかどうか分かりませんが、例えば、県道佐賀川久保鳥栖線の飯田町交差点辺りではガードパイプをされておりますので、そういったガードパイプがもしあれば、ちょっとは事故が、そういうのが防げるかなという気もしますが、国道の部分だからどういふふうになるか分かりませんが、そういった整備も検討をさせていただきたいと思えます。

次に、県道神埼北茂安線についてお尋ねをいたします。

これは神崎市、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町の一市三町を通る道でございます。唐津市から小城市、神崎市、みやき町を経て、そして久留米市を結ぶと、横軸の大きな道路となります。交流連携や産業振興を担う重要な道路であると考えております。一刻も早い整備が望まれているところでございます。

上峰町の加茂交差点からみやき町に至ります区間は、平成三十年度までに完成し、国道三百八十五号から久留米市までが一直線につながったため、東部地区の基幹道路として利便性が非常に向上いたしております。まさに、道路が変われば地域が変わるといふことを地で行っているような地域でございます。非常に久留米に近い近い距離になっております。

一方で、利便性の向上に伴い交通量が増加したために、幅員が狭小で歩道もない区間においては、自転車、歩行者が危険な状況になっております。

また、沿線の吉野ヶ里町では県営の産業団地の事業も進められており、SU MCOが進出すれば、今後さらなる交通量の増加も予想されます。

つきましては、まず、吉野ヶ里工区についてお尋ねをいたします。

吉野ヶ里町工場団地の整備が進み、地区の交通事情が大きく変わると思いま  
すけれども、吉野ヶ里工区の現在の進捗状況はどうなっているのかお尋ねをい  
たします。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 県道神埼北茂安線の吉野ヶ里工区の現在の進捗状況につ  
いてお答えします。

県道神埼北茂安線は、委員からお話もありましたように、神埼町から吉野ヶ  
里町、上峰町を経由して、みやき町の県道江口東尾線に至る延長約八キロの路  
線でございます。

これまで、上峰町の加茂交差点から終点のみやき町の県道江口東尾線までの  
三キロメートルの区間につきましては整備が完了しております。残りの五キロ  
メートルの区間のうち、神崎市から吉野ヶ里町までの三キロの区間につきまし  
ては、平成二十九年度から関係する地区でルートに関する説明会を実施し、測  
量や道路設計を進めてきたところでございます。

このうち、国道三百八十五号から上峰町と吉野ヶ里町との境までの約一・七  
キロメートルの区間につきましては、吉野ヶ里工区として令和四年度に新規事  
業化しております。

これまでに地形測量や地質調査が完了し、今年度は道路の詳細設計や井柳川  
に架かる橋梁の設計などを進めてきており、道路計画がまとまりました今年二  
月の下旬から今月の上旬にかけて、吉野ヶ里町の曾根地区、衣村地区、下  
豆田地区、下中杖地区の四地区で説明会を開催したところでございます。

以上でございます。

○八谷委員 Ⅱ それでは、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 今後の取組についてお答えいたします。

吉野ヶ里工区につきましては、四地区の説明会におきまして、道路計画に対

する地元の皆様の理解が得られましたことから、引き続き、現地におきまして  
土地の境界の確認や用地幅ぐいの設置などの用地測量に着手していくこととし  
ております。

以上でございます。

○八谷委員 Ⅱ 続いて、同じ路線の本堀工区についてお尋ねをいたします。

この問題は、私もこれもまた議員になってからですけど、議員になってから  
地元要望が出されておりました。神埼警察署から東への本堀工区の部分です  
ね。

地元要望が出ておるときには、予算がない、事業化ができていない。事業化  
が取れましたというときには地元が反対になったり、タイムラグがあつて、な  
かなか進んでいないような状況が進んでおります。今後、その地区のほうから  
も整備をぜひ進めていただきたいと思えます。

特にこの本堀工区につきましては、地元の協力体制がしっかり今整っており  
ますので、予算の分担というか、吉野ヶ里工区と本堀工区と二つになりますけ  
れども、本堀工区もぜひ進めてもらいたいと思っておりますので、現在の進捗  
状況についてお尋ねをいたします。

○伊賀屋道路課長 Ⅱ 県道神埼北茂安線の本堀工区の現在の進捗状況についてお  
答えいたします。

この本堀工区は、神崎市本堀地区の三本松川をまたぐ東西約二百五十メー  
トルの区間につきまして、令和四年度に新規事業化をしております。これまでに  
地形測量や道路の予備設計が完了しております。三本松川の西側の百八十メー  
トルの区間につきましては、過去に都市計画決定がされた経緯がありまして、  
道路の用地が既に確保されております。このため、三本松川から東側の約七十  
メートル区間の地権者の方々に対しまして、令和五年五月におおむねの道路の  
計画や今後の予定などを説明し、理解を得られております。

現在は、道路の詳細設計や三本松川に架かる橋梁の設計などを進めているところでございます。

以上でございます。

○八谷委員 先ほど申し上げましたように、非常に地元の協力体制を取っておる中で、ぜひとも進めてもらいたいというのを思っておられます。

今後の取組についてお尋ねをして、私の質問を終わります。

○伊賀屋道路課長 本堀工区の今後の取組についてお答えいたします。

本堀工区につきましては、令和五年度の国の補正予算が確保できましたことから、三本松川から東の約七十メートル区間の家屋調査を進めていきたいと考えております。

また、道路や橋梁の計画がまとまった後に、地元の皆様に対して説明会を行う予定でありまして、計画に対する地元の方々の理解を得て、速やかに用地買収を進めていきたいと考えております。

県道神埼北茂安線の吉野ヶ里工区と本堀工区につきましては、共にこれから用地買収や工事を進めていくこととなります。道路事業を円滑に進めていくためには、道路の必要性などにつきまして地元の方々の理解をいただくことが最も重要なことだと考えております。

今後、関係市町と連携しまして、地元の方々に対して丁寧な説明を行いながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○八谷委員 ちよつと見せるのを忘れました。(資料を示す) 一市三町から要望書がここにも出ておりますので、さっきの千代田西部小学校前と同じように、これも一市三町からの道路の要望が出ておりますので、よろしく願ひして、質問を終わります。

○下田委員 県民ネットワークの下田寛でございます。本日は二問質問をさせ

ていただきたいと思ひます。

あと、今議会から本会議場へのタブレットの持込みと委員会質疑において電子モニターの使用が可能となりました。委員長と理事の皆さんの許可をいただいて、早速ですけれども、ちよつと使わせていただくかなと思つてスライドを作つてまいりました。今後の議論のたたき台にさせていただければというふうにも思つておりますので、よろしく願ひいたします。

それではまず、多文化共生についてお尋ねをいたします。

佐賀県の多文化共生事業は従来から積極的に展開をされております。私も以前、決算特別委員会等で多文化共生について質問をさせていただきました。また、そういった中でも、全国的に見ても先進的な取組が行われているというふうに私は認識をしております。

一方で、全国的に人口減少による労働力不足を背景として、様々な分野で外国人材が増加しております。本県においても外国人材が産業を支えているという実態があつて、この状況は今後も続いくことが十分見込まれます。現在政府で議論されている技能実習制度の見直し等によつて、県内でも今後ますます外国人住民の増加が見込まれております。

こうした中で、佐賀県が外国人から選ばれて、定住、定着してもらへる地域になつていくためには、多文化共生、これはさらに推進をしていかなければならない政策であつて、その取組の一層の展開が必要であるというふうにも思つております。

そこで、次の点についてお伺ひをしたいと思いますと思つております。

まず、外国人住民の人数等についてですが、まず、外国人の現在の国の動向、外国人労働者数の推移なんですけれども、現在このような表のとおり、順調に例年増加をしている傾向です。(モニターを示す)

また、平成二十年のときに四十八万六千三百九十人ほどいらつしたのが、

令和四年には百八十二万二千七百二十五人と、約四倍に増加をしているような状況です。

また、国の制度等も様々変わっていて、この赤い四角のところですねけれども、大きな改定が行われていて、そういった中で外国人材に国内で働いていただける環境をどんどん整えていくというような手法が取られております。

まずはここまででお伺いをいたしますが、まず、外国人住民の人数について、現在の全国の状況をお伝えしましたが、コロナ禍を経て、佐賀で暮らす外国人住民が大きく増加していると聞きますが、どのように変化しているのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長 佐賀における外国人住民の人数についてお伺いいただきました。

コロナ禍におきましては、水際対策によって新規入国者が制限されて、また、在住者が帰国ですとか、国内の他地域へ移動したことで、ピーク時の令和二年一月一日の七千二百四人から、令和四年一月一日現在で六千三百九十四人まで減少いたしました。

令和四年三月の水際対策の緩和を受けまして、同年四月以降は増加に転じまして、令和六年一月一日現在で九千六百三人と、過去最多を更新している状況でございます。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。

ちなみに、その増加率、全国の比率等があれば教えてください。

○内田国際課長 増加率について御質問いただきました。

県における在住外国人の増加率ですけれども、令和四年末から令和五年六月末までで一一％となっております。

以上です。

○下田委員 全国の順位とかは分かりますか。

○内田国際課長 増加率でいいますと、今申し上げました令和四年末から令和五年六月末の一一％という数字は、全国では一位となっております。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。一一％の増加で、全国一位の伸び率だということ、佐賀県に住まう、住んでいただく外国人が全国で一番増えている状況であるという答弁をいただきました。

次に、外国人住民の属性についてお伺いしたいと思います。

ちなみに、これは全国の状況なんですけれども、(モニターを示す)中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルという形で、全国的には国籍がこのような順位になっているということでした。

また、在留資格別等では、永住者や技能実習生、技術・人文知識・国際業務、留学、特別永住者等の流れになっているということですが、佐賀県において外国人住民の属性ですが、どのような国籍、在留資格の外国人住民が増えているのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長 外国人住民の属性についてお伺いいただきました。

県内には、八十五の国・地域からの外国人住民が暮らしております。令和六年一月一日現在で、多い順に、ベトナム二千六百六十七人、インドネシア千四百二人、ネパール千二百六十一人となっております。

在留資格別では、技能実習が三千百九十一人と最も多く、全体の約三三％を占めております。次いで特定技能千四百七人、留学千二百十六人となっております。また、多くの外国人住民が就労や就学のために県内で暮らしているという状況となっております。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。多くの方々が就職や留学等で佐賀県で生



活をしているということ、また、ベトナム、インドネシア、ネパールというように順番だということでお答えをいただきました。

それでは、次なんですけれども、外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業についてというところですが、これは「佐賀県施策方針二〇二三」の中でも明記をされております。

この中で、「地域日本語教室等の場を活用した自発的な多文化共生の地域づくり」、「企業等における多文化共生のマインド醸成と働きやすい環境づくり」、こういったものが掲げられていて、今回も予算の上程をされております。令和六年度は三千二百六十八千円の予算であります。昨年度、令和五年度では二千九百四十五万二千円で、今年は二百七十一万六千円の増ということで予算も計上してあります。

そういった中で、令和六年度の当初予算のこの事業について、どのような取組を行うのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長 外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業についてお尋ねいただきました。

令和六年度における外国人と共に暮らす佐賀県づくり事業では、市町や県国際交流協会などと連携の上、主に三つの視点で取組を進めてまいります。その中でも、主な取組を御紹介いたします。

一つ目は、外国人住民に対する生活支援に関する取組として、例えば、日本の防災について理解を深めるための外国人向け体験型防災セミナーを実施いたします。これまでも実施しております。参加者からは、母国では地震の経験がないので、自分で自ら災害対策をしていくことの必要性を感じたですとか、安全のためのヒントを学ぶことができた、自分を守ることが友人も守ることにつながると思ったなどの声がありまして、外国人住民の方々の災害時の自助力を高める機会となっております。

二つ目としましては、多文化共生の推進に向けたマインドの醸成に関する取組としまして、一つ、地域で活躍する外国人を講師やパネリストとして、佐賀の多文化共生の在り方について地域住民と意見交換をするといったセミナーを開催いたします。これまでの参加者からは、自分が今まで思っていた以上に多くの地域住民の方が、相互理解のために真剣に考えていることが分かったといった声がありまして、多文化共生の地域づくりについて、国籍の垣根を越えて、一緒に考える機運の醸成につながっていると認識しております。

三つ目は、地域における日本語教育の推進に関する取組としまして、生活や仕事の場面で必要な言葉を取り入れた「やさしい日本語」の教材を新たに作成することとしております。外国人住民が日本語に抵抗を感じることなく、地域住民と一緒に楽しみながら言葉を学べるツールとして、日本語教室などの場での活用を図っていきたくと考えております。

これらの事業、本事業を通して、県内に暮らす外国人住民が地域と融合して、日本人とともに地域で活躍できるための地域づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。いや、これは本当、重要な事業なんです。ね。今、御答弁では、生活支援、マインドの醸成、あとは日本語教育という三本の柱をお答えいただきました。

私は鳥栖市に住んでいるんですけども、同じエリアで生活をしていると、やっぱりいろいろあるわけです。先日もちよつといろいろあったりして、そのときに、言葉が通じない、交流の仕方が分からない、あとは物事の訴え方も違ったりして、これをどう解決したらいいのかという問題に直面したことがつい最近ありました。

こういったところをどういうふうにして乗り越えていくのかというのは、まさに今進めていただいている、この多文化共生のマインドをお互いどのように

持っていかなければならないのか。郷に入ったら郷に従えという言葉もありま  
すけれども、異国の地に来て、いきなり日本の環境を分かってくれよというこ  
ともどうしても難しい。お互いが歩み寄りながら解決をしていかないといけな  
い。ここにもう一步乗り越えていく精神をどう醸成していくのかというのは、  
先ほど外国人住民の伸び率が全国一位という話もありました。恐らく急速に進  
んでいくものだと思います。ぜひとも大切に育んでいかなければならない事業  
の一つだというふうに思っております。

続いて、多文化共生の取組についてお尋ねをいたします。

今、事業の具体的なメニューで挙げられたとおり、多文化共生の取組とい  
うのは多岐にわたるものだと思います。これですね、「さが多文化共生推進アク  
ション」が令和五年三月、つい一年前に策定をされて、これに基づいてやって  
いると思いますが、(モニターを示す)これも踏まえた上で、佐賀県ではどのよ  
うな指針の下で多文化共生の取組を進めているのか、取り組んでいるのかをお  
尋ねいたします。

○内田国際課長 多文化共生の取組の指針についてお尋ねいただきました。

今御紹介いただいたように、佐賀県における多文化共生の推進に係る施策の  
方向性を示すために、令和五年三月に「さが多文化共生推進アクション」を策  
定、公表いたしました。

こちらのアクションでは、外国人と日本人が尊重し合い、共に活躍できる地  
域づくりを推進していくための基本指針として、一つ、多文化共生マインドの  
醸成、二つ、安心して生活できる環境の整備、三つ、誰もが活躍できる環境の  
整備、こちらの三つを示して取組を進めているところでございます。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。ちょっと小さ過ぎて見えないですけど、  
この中にも今御答弁いただいたものを書いていきますよね。(モニターを示す)

多文化共生マインドの醸成と、誰もが活躍できる環境の整備、安心して生活で  
きる環境づくり、この指針の下で取り組んでいるということでした。

それでは、具体的な取組についてお尋ねをしたいと思います。

多文化共生を進めるための指針の下で、それぞれ具体的にどのような取組を  
行っているのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長 指針の下での具体的な取組についてお伺いいただきました。

御紹介しました三つの基本指針ごとに取組の方向性を定めまして、個別の取  
組を行っております。

例えば、一つ目の指針、多文化共生マインドの醸成の関係では、多文化共生  
の理念の浸透や、相互理解のための交流の創出という方向性の下、市町  
と連携して行う多文化共生のタウンミーティングなどの開催に取り組んでおり  
ます。

二つ目の指針、安心して生活できる環境の整備につきましては、外国人目線  
に立った生活支援の充実化という方向性の下、例えば、生活ルールですとか交  
通ルールのオリエンテーションなどの開催に取り組んでおります。

三つ目の指針、誰もが活躍できる環境の整備の関係では、外国人住民が働き  
やすい環境の整備や受け入れる側の企業の理解の促進といった方向性の下、外  
国人材を受け入れようと考えている企業のためのセミナーを開催したり、そ  
ういった取組を実施しております。

以上です。

○下田委員 ありがとうございます。今回は概論といいますが、大まかな指針  
のところをお伺いしております。

重ねて申し上げますけれども、この外国人材が増えていくという流れは恐ら  
くこれからも続くでしょう。そうなったときに、この多文化共生の取組とい  
うのは非常に大切なことになっていきますし、次の「SAGA2024」にもか

かってくることではあるんですけども、外国の方々が安心して暮らせる世の中というのは、誰もが住みやすい、過ごしやすい世の中にも当然つながっていく政策であって、非常にこれから――まず、言葉が通じませんからね。そういったところをどう乗り越えていくのかというところでも、非常に大切な制度だと思っておりますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

続いて、技能実習制度の見直しに伴う今後の多文化共生の取組についてお尋ねをいたします。

これも大幅に、ちょっと字が見にくいと思いますが、これから外国人材の登用に関しての技能実習制度等が大きく変わってきます。(モニターを示す)要するに、特定技能という形で制度が変わってきます。これに伴って、今お答えをいただいたような多文化共生の様々な取組についても一歩進めていかなければならぬ、そういった現状になってまいります。

それではまず、制度の見直しの概要についてということで、技能実習制度や特定技能制度の見直し、これはどのような内容なのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長Ⅱ制度の見直しについてお伺いいただきました。

技能実習制度につきましては、現行制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材確保、人材育成を目的とする育成就労制度というものが創設されるものと承知しております。本制度は、人手不足分野における特定技能への円滑な移行に向けた人材育成を目指すものであると承知しております。

次に、特定技能制度につきましては、特定技能一号の十二の特定産業分野のうち、介護分野以外の全ての特定産業分野において、特定技能二号の受入れが可能となること、令和五年六月に閣議決定されたものと承知しております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。制度の概要としてはそうなんですけど、ここが非常に分かりづらいんですね。なので、今まで技能実習制度だったも

のが、人材の育成確保だったものが特定技能ということで、介護はちょっと別扱いで、ここに書いてあるんですけどね、ビルクリーニングとか、建設だとか、自動車整備、宿泊とか、個々、十一あるんですけど、これらの制度に関して、より拡大して、より人材が就労しやすい環境づくりを行うというような制度になっております。(モニターを示す)

では、その制度の見直しに伴う課題について、この制度が変わったことで様々な変化がこれからどんどん佐賀県内でも起こってまいります。どのよう課題があると認識しているのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長Ⅱ制度の見直しに伴う課題についてお伺いいただきました。

特定技能二号の分野拡大及び新たな育成就労制度から特定技能への円滑な移行によりまして、まず、中長期的な滞在が可能となること、また、特定技能二号は家族帯同が可能であることから、今後さらなる外国人材の受入れが進むことが見込まれます。

県内企業からも、外国人材の受入れに当たり、言語、文化、慣習などなどの違いから外国人従業員と日本人従業員がうまくコミュニケーションが取れないといった声がありまして、受入れ企業や外国人材双方にとって働きやすい環境の整備がまず求められているものと認識しております。

また、家族を呼べるとやはり安心して働けるんですけども、一緒に住む家族は日本語ができないことが多い、そういった声も聞いておりまして、地域住民との顔の見える関係づくりや地域との交流機会の創出などもこれまで以上に求められるものと認識しております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。この制度の概要以外で、現場でどのようなことが起こるのかというところにもスポットを当てて、今取組を、課題として認識をいただいていると思えました。

また、二号に関しては御家族の長期滞在も可能になるということで、佐賀県の多文化共生の方針の一つとしても、長期滞在、定住してほしいというのがあると思います。そうなってくると、今はまだ少ないですけども、外国人の方々が日本で介護を受けるといような現状も当然生まれてくると思います。そういったときに、やっぱり介護の人材として、外国人の方に、今入っていたいしておりますが、そういったところでの、それこそ文化の違いとか、言語の違いとか、微妙なニュアンスの違いとか、そういったところも日本人もお互い理解しながらやっていかなければならないということで、これはまだまだ長い目線ではありますけれども、今後の一つの課題になってくるというふうにも思います。

今、様々な課題を挙げていただきましたが、この課題への対応について、課題を解決するために、今後どのような取組を実施していこうと考えているのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長Ⅱ 課題への対応についてお伺いいただきました。

まず、働きやすい環境の整備につきましては、事業者が外国人材の受入れ前受入れ後に際し、必要な知識ですとか心得を学ぶための研修や、外国人材の入国直後の技能実習生が佐賀での生活に必要な地域の情報やルールを学ぶオリエンテーションを実施しております。

このほか、令和五年度は、外国人材が既に活躍している企業の実践事例を学ぶセミナーを通じて、新規受入れに悩む事業者を後押ししております。参加者からは、実際に外国人材を採用している企業から直接話が聞けて、自社との比較をしながら考えることができ非常に参考になったなどの声をいただいているところでございます。

また、帯同家族を含む外国人材が生活者として、地域で顔の見える関係を構築して、日常的に、また継続的に交流を通じて、佐賀での暮らしやすさを感じ

ていただけるよう、地域日本語教室の推進をはじめとする日本語の学習機会の充実にも努めているところでございます。

これらの取組の中で、外国人住民の方からは、例えば、職場以外の日本人と話す機会が持ててうれいすとか、道端で会うとお互いに挨拶をするようになったなどの声もいただいております。地域住民との顔の見える関係づくりにつながっているものと認識しております。

以上です。

○下田委員Ⅱ ありがとうございます。また引き続きここは対応をお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問で、市町との連携についてというのをお尋ねいたします。

過去の私の質問でも、市町でこういった活動をしているんですかとか、私の地元でも、鳥栖市が地域の住民の皆さんと様々な活動をしている現場を多く見させていただいております。やはり一番の現場になってくるのが市町の対応だと思えますが、多文化共生を推進していくために市町との連携というのが不可欠なことは言うまでもありませんが、この点についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○内田国際課長Ⅱ 市町との連携についてお伺いいただきました。

御指摘のとおり、市町との連携は非常に重要なものでございます。佐賀県では、県全体として多文化共生の取組を推進していくために、市町や県の国際交流協会と連携の上、取組を行っております。

例えば、多文化共生に係る課題の共有とか意見交換の場としての連絡協議会や合同研修、また、市町と協働でのタウンミーティングや地域の交流会、また、地域おこし協力隊も活用しました地域でのイベントなども実施して、ふだんから市町との関係性の構築や強化に努めているところでございます。



その連携の成果として、例えば、御紹介した連絡協議会において、外国人住民の転入手続に関する課題がある市町から挙げられた際、そのとき鳥栖市が転入時に必要な手続や提供すべき情報を一括にまとめた「ウェルカムパッケージ」というような取組事例を鳥栖市のほうから共有いただいたことで、ほかの自治体、佐賀市さんとか小城市さんとか、そういった他の自治体への取組に波及したというような事例もございます。

以上です。

○下田委員 Ⅱ ありがとうございます。ここも引き続きお願いしたいんですが、今一つ事例として連絡協議会で鳥栖市さんの事例を挙げていただきました。模索しながらやっているわけですから、やっぱりお互い、いかに知恵を出し合いながらよりよいものをつくっていくのかということが、この多文化共生でも非常に大切な視点になると思っておりますので、こちらも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、地域交流部長に、佐賀の多文化共生のこれからについてお尋ねをしたいと思います。

在留外国人が増加していくことを先ほども御答弁いただきました。そういうった中で、多文化共生の取組というのは非常に大事な取組であると考えております。国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合って対等な関係を築こうとしながら、同じエリアで、地域の中で生活をして生きていく、このような多文化共生の佐賀県づくりに向けて、地域交流部長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○山下地域交流部長 Ⅱ これからの多文化共生についての考えということでお答えをいたします。

人口減少が進展する中、これからは産業はもとより、あらゆる分野で外国人の活躍に期待する、そういうったところが大きくなっていくものと思っています。

それは佐賀県に限らず、この国がということですが。そうした中で、佐賀県が外国人の皆さんから選ばれる地域となるためには、多文化共生の地域づくりを推進していく、これは非常に不可欠なことだというふうに認識しています。

外国人と日本人が地域で共に安心して暮らしていくためには、人と人のつながりをつくっていくこと、そして、顔の見える関係を構築していくことが重要だろうと思っています。そのためには、県内に多文化共生のマインドを持つ人を増やすとともに、各人の日々の行動につなげていくことが重要になってまいります。

職場や地域におけるマインド醸成の取組や、地域での交流機会の創出など、こうした取組を地道に進めていくことが多文化共生の土台を強固なものにしていくと思っております。こうした取組を粘り強く続けてまいります。

また、多文化共生は、一つの分野に限らず、生活、医療、福祉、教育、防災、雇用など、様々な分野にまたがるものでございます。このため、庁内の関係部局はもとより、市町、学校、企業、CSOなどと連携や協働を重ねていきたいと思っております。

今、およそ一万人の外国人が佐賀で暮らしています。それは技能実習であったり、留学であったり、来日の目的はそれぞれでしょうけれども、せっかく縁あって佐賀に来られたわけですから、できれば佐賀を好きになってもらいたいと思いますし、佐賀に来てよかったと思ってもらいたいと思っています。そして、本国に帰られてからでも、佐賀はいいところだったよと言ってもらいたいと思っております。

そうしたことというのは、平たく言うと、佐賀での一つの関わりであったり、地域での触れ合いであったり、そうしたものに大きく左右されるだろうと思っています。優しくされればうれししいし、楽しければ気分も上がります。幸せな気分になる。そして、佐賀で過ごした日々が満足いくものであったならば佐賀

のことを好きになってくれるだろうし、仮に留学生であれば、引き続き佐賀で就職したいと思う。そして、帰国される場合であっても、帰ってからでも佐賀のことを思ってくれる、佐賀の応援団になってくれる、そうしたことが結果として佐賀県のプレゼンスを高めることになるだろうと思っています。

我々は外国人の皆さんに選ばれる佐賀県でありたいと思っています。そのようなよう、企業や地域、関係部局・団体とも連携し、多文化共生の地域づくり、これをしつかりと進めてまいります。

私からは以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。これから多文化共生はとても大切になってまいります。それと同時に、佐賀県の土台をどうつくっていくのかというのも非常に大切になってまいります。愛のある答弁をありがとうございます。

それでは、次の質問に行きたいと思っています。

次に、心に残る国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会についてお尋ねをしていきたいと思っています。

今日で国スポまで二百六日、全障スポまで二百二十七日ということで、県庁の入り口のところに毎日わくわくしながら、今日は何日かなと、気づいたら目に入るところに置いてあって、いよいよ着々と迫ってきているなというような感触を私自身も思っております。(モニターを示す)

開催年を迎えまして、県内を見渡しても、「SAGA2024」国スポ・全障スポののぼり旗や横断幕、もうこれはどこでも見かけるようになりましたね、どこでも見かけます。また、イメージソング「B a t o n s ～キミの夢が叶う時～」、すてきな歌ですよ。これも結構、ふとした瞬間にスーパードで流れたりとか、いろんなところがかかっているなというような印象を持っておりま

す。こういった中で、いよいよ大会が近づいてきているんだなというのを実感

している人がかなり多くいらつしゃると思います。私も四十八年ぶりに開催をされる国民スポーツ大会、楽しみにしております。県を挙げて新しい大会の開催に向けて様々なことにチャレンジをしていることは、知事の提案説明、また、代表質問などの理念を聞いてもよく分かっているというふうに思っております。

いよいよ国スポ総合開会式まで残りが二百六日、二百二十七日というふうになってきている中で、具体的に新しい大会のチャレンジについて、どのように進められているのかについてお尋ねをしていきたいと思っております。

また、知事が提案説明の中で全障スポのところに關して、「心に残る大会となるよう準備を進めてまいります。」という一言がありました。私はこの心に残るとい言葉が非常に強く残っていて、ここにいろいろな思いが込められているのだなということ、ここをひもといて少し深掘りさせていただきたいなと思っております。

また、「SAGA2024」、一くくりにされますが、どうしても国スポのほうのイメージが先行する人は結構多いと思うんですね。一方で、障害者スポーツ大会というのは連続と続いていて、名称は変わっていないわけなんですよ。それを「SAGA2024」というくくりの中でやっているというふうなものもあって、じゃ、全障スポのほうはどう新しくなるのということもぜひ伺いたいところです。

先日も盛り上がりましたね、盛り上がっていたようですね。(モニターを示す) 見ました。大団結集会。こっちはちよつとピラで持ってきたんですけど。(実物を示す) 昨日もニュースでやっていましたね。瀬戸チームリーダーが熱くコメントしていたところを、私も昼食を食べながら見させてもらいました。ああ、いよいよ盛り上がってきているんだなと、機運がかなり高まってきているというふうな実感を持っている人、どんどん増えてきているというふうにも

思っています。

全国障害者スポーツ大会のほうにちょっと目を向けると、この目的ですね、開催基準要綱では、「障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会——全国障害者スポーツ大会——に参加し、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。」とされており。

本県においてもこれだけ大規模なパラスポーツの大会が開催されるということとは、県民にとっても、障害の理解、パラスポーツへの理解を深める、そういった点でも、またとない機会でもあるというふうにも思っております。

心に残る大会というのがありました。逆に言うと、お迎えをする側がどれだけ心を寄せられるのかというところに私は尽きるところで、この大会を通じて、実はこの「SAGA2024」国民スポーツ大会が全国でまず第一発目になるわけじゃないですか。ここから新しいものが始まっていくはず、私の願っても込めてそうなってほしい。

じゃ、全国障害者スポーツ大会はどうか。これもやっぱり様々な取組が、今年、今回からスタンダードで何かが始まるんだよという歴史のページに、新しい時代を起こしていくページにしていたきたい。そういうふうに思っていて、こういった取組をされるのかというのをお尋ねしていきたいと思っております。

障害者スポーツ大会の目的について、とても共感をしているんですけど、私ごとなんですけど、親族が全障オープン競技のブライントニス大会の運営でポールボーイをすると。僕のおいっこが出るんですけどね。それが決まったというのがまだ一カ月たっていないぐらいなんですけれど、まあ親戚、じいちゃん、ばあちゃん含めて大騒ぎしていたんですよ。ポールボーイで出るげな、いや、おまえ、ポールボーイやるもんみたいだな、ちょっと思いつつ、

やっぱりそれだけこの「SAGA2024」に出れるということが、親戚挙げで、すごいなおまえとなるわけなんですよね。きっとそういった御家庭が佐賀県内にたくさんあるんだと思います。もうそれだけでわくわくしますし、一つの感動や夢や希望というものを、中心になって皆さんにつくっていただいているというふうにも思っております。とてもこの大会、参加する方にとっても貴重な機会になるだろうというふうにも思っています。

そのようなことから、県民にもっと全障スポを知ってもらいたいですし、よく言われている、「する」、「観る」、「支える」、いろんな形で参加をしてほしいとも思っております。

そこで、次の点についてお尋ねをしたいと思います。

まず、「SAGA2024」の新たなチャレンジの取組状況についてです。今回の議案でも出ておりますね。

様々なことにチャレンジされるということで、競技会におけるチャレンジ、これは議案の中身、勉強会の資料の中身なんですけれども、(モニターを示す)新しい大会の実現に向けた市町の取組への補助ということで、ナイトゲーム、個人表彰制度の創設、あとは共通デザインによる会場装飾物の制作、あとはリハーサル大会の経費や、一番下の段ですけれども、デモンストレーションスポーツの開催に係る経費、あと、おもてなしの実施に係る経費、炬火・配火イベント実施に係る経費、様々なものが上程をされています。

そして、競技会を楽しむ環境づくり事業ということで、ここも新しい取組ばかりで、動画配信サポート事業、ICT技術を活用した動画配信事業、あとは実況・解説実施事業、活躍した選手を「称える・伝える」表彰等を行うということが今回の議案でも明記をされております。

このようなことも含めて、新たなチャレンジとはどのようなことに取り組んでいくのかをまずお尋ねいたします。

○川原SAGA2024競技運営チームリーダーⅡ「SAGA2024」の新たなチャレンジの取組状況についてお答えいたします。

今、委員のほうから幾つか挙げていただきましたけれども、競技会における新しいチャレンジの大きいものといまして、夜間を含めた幅広い時間帯での競技会の開催、これがいわゆるナイトゲームと呼んでいるものでございます。そのほか、競技会の動画配信、選手の活躍にスポットを当てた表彰の大きく三つに取り組んでいるところでです。

まず、ナイトゲームにつきましては、より多くの方に競技会場に応援に来てもらうため、仕事や学校帰りに観戦できる夜の時間帯に試合を実施することとしております。これまでに、唐津市で開催されるバスケットボール(成年男子)、及び佐賀市で開催されるバレーボール(成年女子)でナイトゲームの実施が決定しております。これらのほか、複数の競技でナイトゲームの実施に向けて会場地市町及び競技団体と調整を行っているところとです。

二つ目に、競技会の動画配信は、多くの人が競技会を観戦し、応援できる環境をつくるため、国スポ・全障スポの正式競技で動画配信を行います。これまでの国体では、二〇一九年の茨城国体以降、正式競技の決勝戦を中心に動画配信が行われてきました。

「SAGA2024」では、配信の範囲を準々決勝以上にまで拡大し、さらに、初めて全障スポの競技会での配信も行います。

また、都道府県名や得点の表示、一部の試合では実況・解説を入れるなど、見ている方々にとって競技の状況を分かりやすくし、競技を楽しむことができるといったような配信を行いたいというふうに考えております。

三つ目に、選手の活躍にスポットを当てた表彰は、競技ごとに、例えば、新記録の樹立ですとか、最多得点、MVPなど競技特性に応じた表彰基準を設定し、選手の活躍をたたえるものです。

表彰された選手につきましては、「SAGA2024」ホームページの専用ページに名前などを掲載いたしました。その活躍を発信することとしております。あわせて、会場地の特産品などを副賞として贈呈いたしました。会場の魅力も伝えることとしていきたいと考えております。

これらの新しいチャレンジを通じまして、競技会を盛り上げ、多くの方にスポーツの感動やすばらしさを味わっていただけるよう、引き続き会場地市町や競技団体と連携し準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。私はとても前向きに捉えておりますし、やっぱりそういった仕掛けがたくさんあると、やっている選手はともうれしいと思うんですね。また、動画を撮られるということなので、記録としていつでも振り返ってみたりとか、思い出にも残るものでもあるでしょうし、見る側に対しても非常に配慮のある取組だとも思っております。ぜひとも進めていただきたいと思っております。

では次に、全国障害者スポーツ大会への県民の参加についてお尋ねします。これに関して、ちょっとまた改めてなんですけれども、基準要綱があります。(モニターを示す) 目的を見てみると、先ほども申し上げましたが、やはりこの福祉的な要素、当然障害者スポーツなので、強いと思います。

ただ、今、全国的にも流れが変わってきていて、果たして障害者スポーツは福祉の延長であるのかどうかということを考えて、やっぱりスポーツとして見込めのあるものとして、最近だと、例えば、障害者バスケットボールなんかは有料で観戦するというようなこともあったりしていて、一部ではそういった取組も始まってきております。

じゃ、県としてどういったスタンスで臨んでいるのかというのを、ちょっとこれは事前にデータを頂いたんですけれども、左側が全国の都道府県、これは



四十七件中二十四件が、障害者福祉部局じゃなくてスポーツ部局がこの大会を担当しているという一覧です。(モニターを示す)右側が政令市、二十の全国政令市の中で七政令市が障害者スポーツをスポーツ部局で取り組んでいるというようない覧です。

ですので、佐賀県においては、この障害者スポーツを福祉の視点じゃなくてスポーツの視点で取り組んでいるということで、全国でも約半数の都道府県が障害者スポーツそのものがスポーツ部局で取り組んでいるということです。福祉の延長という要素はあるでしょうけれど、そこを超えて、スポーツだということ捉えての大会運営がなされていくものだというふうにも思っています。

いろんなデータを見てみると、例えば、これは東京オリンピック・パラリンピックの夏季大会のデータだったんですけど、直接観戦を希望した人というのが、オリンピックが三二・九%に対して、パラリンピックは一七・六%だったそうです。(モニターを示す)間接観戦希望率というのが、要はテレビとか、何かそういうビデオとかで見たいという方々が、オリンピックで六五・六%だったのが、パラリンピックが五七・一%だったということでした。間接観戦希望率に対してはそこまでの差はないと思うんですが、直接観戦希望率に関しては、オリンピックとパラリンピックで大きな差がある。やっぱりこれは、パラスポーツ、障害者スポーツというものがどういふふうな社会で認知されているのかというところにおいて、先ほど言った福祉の延長というふうな要素からまだ抜け切れていないところというのが正直あるのかなというふうな、ちょっと語弊を恐れずに申し上げます。

なので、障害者スポーツを見てもらうことで——国際パラリンピック委員会の中の「パラリンピックの価値」というのがあって、これが「勇氣」、「強い意志」、「インスピレーション」、「公平」というのが定義だそうなんです。これは

普通の僕らがやっているスポーツと何も変わらないんですよ。そういう目線で障害者スポーツも取り組んでいるわけで、やっぱり見応えがあるところはしっかりと見応えもあるし、そういったところがなかなかまだ認知されていないんだろうなというところと、ちょっと一回見てみてよと思うんですけど、やっぱり障害者のバスケットボールなんかめちゃくちゃ激しいですもんね。ああいうのを見てもらうと、どれだけ真剣にその勝負に向き合っているのかというのは一目瞭然で分かってもらえると思います。

そういった視点でも、まず、スポーツに取り組んでいる人たちがどういった思いでやっているのかということとか、あと、こういったデータもありました。教育経験とパラリンピックの価値の伝播ということで、中村真博先生の研究結果だったんですけど、(モニターを示す)いろんな経験を知っていたら、パラリンピックのデータではあるんですけど、前向きに期待するという、例えば、手話を経験している人は六一%とか、盲導犬を日頃から知っている方というのは五〇%とか、パラリンピックに期待する、期待しないという値があるんですけど、突出して障害者スポーツとかの講演会に参加したことがありますよというところが八五・二%だったんですけど。

ですので、まず、障害者スポーツが何たるかというものをちゃんと知ってもらうということが、障害者スポーツの認知も広がるし、観戦したいなと思わせる動機にもつながっていくというふうなデータが出ておりました。なので、見るための仕掛けづくりはとても大事だなと思っております。

そしてもう一個、これは先日の木村雄一議員の一般質問、木村議員からも許可いただいたんですけど、非常に大切な言葉だなと思えました。認定NPOパラキャンの中山事務局長の言葉です。日本でパラスポーツを当たり前にするという活動理念の下に活動されていますが、障害者ができないことを、周囲が、社会が補って一緒に暮らせる社会をつくっていききたい。こうした社会

は妊婦や高齢者にとっても暮らしやすい社会になる。佐賀県がパラスポーツ選手にとって、憧れの地となるよう頑張っていたきたいというような言葉が木村雄一議員より御紹介をされていらっしやいました。

つまり、佐賀県がパラスポーツ選手にとって憧れの地となるというのは、冒頭も申し上げた、「する」こと、「観る」こと、そしてやっぱり「支える」こと、環境をつくること、こういったことに一層取り組んでいただいて、佐賀県が障害者スポーツの新たな一ページを刻んでいく、そういった大会にぜひともなっていたきたいというふうな思いを込めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、「する」取組についてなんですが、国スポ同様、全障スポにおいても、開催県になると出場選手数が増えることになりませんが、選手育成においてどのようなことに取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

○森岡スポーツ課長 全障スポにおける「する」取組についてお答えいたします。「SAGA2024」では、開催県枠として、個人競技で百四十名、また、団体競技では予選会免除で全十二種目に出場することができ、多くの選手が大会に出場することとなります。

出場の機会が広がるこの大会におきまして、一人でも多くの方に全国大会という貴重な経験を積んでいただけるよう、県はこれまで選手の発掘や育成に力を入れてまいりました。

具体的には、初めての方でもパラスポーツにチャレンジできる体験教室を開催することで選手の発掘を行い、また、日々の練習活動で必要となります競技用具の購入費用であるとか、練習会場の施設使用料などの経費に対する補助を行うなど、また、県主催の強化練習会を開催するなどして選手の育成を図ってまいりました。

さらに、障害のある方がスポーツに取り組むためには、その活動をサポートする方の存在が不可欠となりますことから、障害に対する理解や関わり方を学ぶためのサポーター研修や、パラスポーツ指導員養成講座の受講料補助を行い、スポーツ活動が継続できる環境を整えてきたところでございます。

こうした取組の結果、個人競技では育成指定選手が取組当初は二十三名でございましたけれども、現在は百六十五名に増えてきて、また、団体競技は当初は二種目だけしかチームがありませんでしたけれども、現在は十二種目全てでチームを結成することができております。

昨年開催されました全障スポかごしま大会におきましては、個人競技で四十名が出場、また、団体競技では九州ブロック予選会を制覇した二競技が本大会に出場しまして、陸上競技と水泳では大会新記録を出し、また、団体競技のソフトボールチームは初出場ながら準優勝という快挙を達成することができたところでございます。

大会に参加された選手たちからは、全障スポという大きな舞台に立つことができて夢のようだったであるとか、もっと頑張ろう、次は絶対優勝するぞという思いが強くなったなどの感想が聞かれ、全国大会出場による選手への影響の大きさを実感しているところでございます。

先ほど委員からお話がありましたけれども、全国障害者スポーツ大会は、スポーツを通じて障害のある方の社会参加を促すことを目的に開催されており、全国大会に出場するという経験は、障害のある方たちにとっても、その後の人生において大きな自信になるとともに、社会参加の一步につながっていると感じているところでございます。

今後も、引き続き選手に寄り添いながら、大会本番で十分に力が発揮できるように全力でサポートしてまいります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。本当御尽力いただいて着々と——着々といか、すばらしく進めていただいているというような実感を持たせていただいております。本番に向けて、その歩みをまたさらに進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続いて、「観る」取組についてですけども、観戦する、応援するに当たって、パラスリートのひたむきさなどに触れることで、国スポとは違った感動を味わうことができるというふうにも思っております。

特に私がこだわりたいのは、子供たち、未来に向けて子供たちが、あのかの全障スポを見に行ったけどすこかったもんねというような思いを一人でも多く持ってくれば、世の中がまた変わっていくんじゃないかと、私は確信めいた期待や思い、願ひ、確信を持っているんですけども、このような子供たちに対する観戦機会の確保としては、どのようなことに取り組まれているのかをお尋ねいたします。

○川原SAGA2024競技運営チームリーダーⅡ子供たちの観戦機会に関する取組についてお答えいたします。

全障スポの競技会では、子供たちに観戦機会を提供する取組といたしまして、学校単位やクラス単位で競技会を応援する学校観戦を実施することとしております。県内全ての小中学校、義務教育学校及び特別支援学校を対象として希望調査を行っております、希望する学校にはバスによる送迎も行うこととしております。

昨年八月に第一回目の観戦希望調査を行っており、その際は二十九校から観戦希望がありまして、競技会三日間で約四千人の子供たちが観戦する見込みとなっております。この後、三月下旬に二回目の観戦希望調査を行う予定としております。

今後は、学校と輸送計画などについて調整を進めるとともに、子供たちが楽

しみながら観戦してもらえような応援グッズなどの準備も行いたいというふうに考えております。応援により選手を盛り上げてもらうことはもちろん、子供たちにとっても、選手がひたむきに自分のベストに挑む姿を間近で見ることができ大変貴重な機会であるというふうに考えております。子供たちの将来にわたって心に残る機会となるよう、準備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。学校観戦で当初二十九校で、また改めて調査をされるということで、約四千人ほどが今のところ観戦希望ということで、どんどん増えてほしいですね。現場は大変でしょうけど、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

続いて、「支える」取組についてお尋ねをしたいと思います。

全障スポは特性上、情報保障サポーターといった専門的な技能を有するボランティアが必要だというふうにも伺っておりますが、その確保や養成に当たっては、どのようなことに取り組まれているのかをお尋ねいたします。

○川原SAGA2024競技運営チームリーダーⅡ情報保障サポーターの確保、養成に関する取組についてお答えいたします。

情報保障サポーターは、聴覚障害者に対して手話通訳や要約筆記によりコミュニケーションの支援を行うボランティアのことです。各競技会場での聴覚障害者への支援をはじめ、佐賀駅などに設置いたします「SAGA2024」案内所や開閉会式会場においても活動に従事していただく予定にしております。

情報保障サポーターは、専門的な技能や知識を必要とすることから、平成三十年度から養成事業を実施してまいりました。まずは、情報保障サポーターの核となる指導者やリーダーの養成講座を実施し、さらに令和二年度からは、要



約筆記のボランティアを確保するため、要約筆記の初心者に対する入門講座も開始いたしております。

情報保障サポーターの募集にしましては、サガンティアの募集に先駆けて、令和四年七月から開始をいたしました。養成事業による研修受講者に加えまして、県内の手話サークルや市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者に対しても、情報保障サポーターへの登録の呼びかけを行っております。こうした取組によりまして、情報保障サポーター六百人の目標に対し約六百五十人の方に御登録をいただき、現在、必要数の確保はできている状況でございます。

令和五年度からは、養成事業により養成した指導者やリーダーから、一般の情報保障サポーターに対して、競技で使用する言葉ですとか競技会場での質問を想定した対応など、実践的な研修を現在実施しているところであります。

情報保障サポーターの活動により、選手の皆さんが快適に過ごし、ベストパフォーマンスを発揮していただけるとともに、情報保障サポーター自身も大会をつくり上げる立場として心に残る機会となるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○下田委員Ⅱありがとうございます。六百人の目標に対して六百五十人ということ、大変だと思えますけど、順調に今進めていただいているものだと思います。「SAGA2024」がまず大きな目標ではありますけれども、またぜひその先も見据えた活動をしていただきたいと思っております。

次に、「さがすたいる」を取り入れた受入れ体制の準備についてであります。全障スポの開催に当たっては、特に「さがすたいる」、これは佐賀版のバリアフリーと訳して問題ないでしょうか。このような視点が非常に重要であるというふうにご考えておりますが、受入れ体制の準備については、施設とサポートの両面からどのように取り組んでいるのかについてお尋ねをしたいと思います。

これは非常に難しく、障害の種別によって配慮が変わってくるわけですね。こういったところをどのように組み合わせて、その人に最適化した配慮をしていくのかという視点で、恐らく新しい取組ではないかなというふうにも思っております。

まずは施設面の取組についてです。開閉会式会場や競技会場、宿泊施設などの施設面で、どのように取り組んでいるのかをまずはお尋ねいたします。

○遠藤SAGA2024施設調整チームリーダーⅡ「さがすたいる」を取り入れた受入れ体制の準備状況につきまして、施設面での取組をお答えいたします。全国障害者スポーツ大会には、様々な障害を持つ方が全国から多数来県されますことから、佐賀らしい優しさの形である「さがすたいる」の視点というのは非常に重要だと我々も考えております。

そうした中で、施設面における「さがすたいる」の取組といたしましては、例えば、市町の競技施設の整備に係る補助制度を県のほうでつくっておりますけれども、これまでの開催県ではあまり事例のなかった施設のユニバーサルデザイン化ということについても補助対象としておりまして、これまでに国スポーツ施設を含めまして十一市町十八施設において、バリアフリートイレですとかスロープの改修等が行われてきているところでございます。

また、全障スポの競技会場の仮設整備に当たりましては、パラスポーツ協会ですとか、身体、視覚、聴覚、精神など障害者団体の方々ですとか、選手の方と一緒に現地確認しながら御意見を伺って、そういった御意見を仮設物の設計に反映させながら進めているというところでございます。

また、整備以外の取組としましては、これまでの開催県では式典会場であります陸上競技場内に持込みが禁止されましたベビーカーですけれども、それについてもベビーカー同伴での観覧席というのを設けることによって、持込



みを可能とされているところでございます。

次に宿泊施設ですけれども、選手団等の宿泊施設の選定に当たりましては、佐賀嬉野バリアフリーツアースター、こちらのほうは障害者ですとか高齢者、ベビーカーユーザーなど、全ての方に安心して旅行していただけるようサポートする団体でございますけれども、そういった佐賀嬉野バリアフリーツアースターですとか、あと、車椅子や視覚障害のあるアスリート、全障スポの参加経験者も含めて、そういった方々にも御協力いただきまして、実際に宿泊施設の現場において調査、確認をしながら進めているところでございます。

また、こうした現地調査にバリアフリーツアースターですとか視覚障害のあるアスリートの方に御同行いただいて御協力いただくという取組というのは、これまでの開催県にはない取組ということで、人に優しい「さがすたいる」ならではの取組だと我々としては受け止めております。

現地確認では、例えば、動線上に仮設のスロープが必要ですとか、客室番号、客室のドアのところに、数字しかないので分からないため、そこに客室番号を示した識別のための点字シールがあると分かりやすいとか、あと、客室に入っですぐいろんなものが置いてあると、視覚障害の方にとっては通行に支障となってしまうといった御意見をいただきましたので、そういった御意見に対応しながら、しっかり受入れ環境を整えてまいります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。一個面白いなと思ったのが、ベビーカーが入場できる、今までできなかったんですね。そういった視点というのはすごいなと思いました。

次に、サポート面の取組についてですが、選手が日頃の練習の成果を發揮して、佐賀で快適に滞在するために、サポート面ではどのようなことに取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

○木塚 S A G A 2 0 2 4 総務連携チームリーダーⅡ「さがすたいる」を取り入れた受入れ体制の準備のうち、サポート面の取組についてお答えいたします。全国障害者スポーツ大会を含め、「S A G A 2 0 2 4」の開催期間中には、障害のある方を含め多くの方が来県されるため、県民の皆様で歓迎し、心のこもったおもてなしをしたいと考えております。

このため、「S A G A 2 0 2 4」をつくり上げる仲間でありますボランティア、サガンティアの皆様には、佐賀らしい優しさの形である「さがすたいる」や、障害者支援の基本について学んでいただく研修会に参加していただきまして、障害のある方を含め、全ての方が快適に大会に参加できるよう、サポートやおもてなしをお願いしたいと考えております。

特に、四十七都道府県、二十政令指定都市から全国障害者スポーツ大会の正式競技に参加される合計五百を超える選手団の一つ一つに、大会期間を通じまして選手をサポートしていただくサガンティア―選手団に配置するサガンティアを選手団サポーターと呼んでおりますが、この選手団サポーターを複数名配置しまして、式典会場や競技会場内での選手の移動や練習の補助、競技の応援などを通じまして選手のサポートをすることとしております。

このほか、全障スポ選手団の宿泊施設を対象としました接遇研修会の開催や、啓発チラシなどにより障害のある方への支援や配慮につきまして広く県民の皆様にも周知するなど、県民の皆様で「S A G A 2 0 2 4」に参加する皆様をお迎える準備を整えていくこととしております。

全障スポをはじめとしまして「S A G A 2 0 2 4」に参加される障害のある方を、佐賀らしい優しさ、「さがすたいる」でお迎えいたしまして、オール佐賀でサポートできるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。この「さがすたいる」の取組というのは、

佐賀県独自の取組であるとも思っています。こういったものが今後の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会にレガシーとして残っていくような大会にぜひなってほしいなというふうにも思いました。この佐賀県の大会から、このような「さがすたいる」のような取組が当たり前になっていくことをぜひ目指していただきたいなというふうにも思いました。

次に、全障スポ開催に向けた機運の醸成についてお尋ねをします。

この全障スポについて、県民の皆さんの心に残るものとするためには、より大会のことを知っていただいて、多くの方々が様々な形で大会に関われること、これが何よりも重要であると思っております。また、先ほども言いましたような、迎える側としていかに心を寄せていくのかというのも大事な視点だと思っております。

それで、この大会に向けた機運の醸成において、どのようなことに取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

〇瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダー〓全障スポ開催に向けた機運醸成についてお答えいたします。

「SAGA2024」国スポ・全障スポにおける新しいチャレンジの一つであります。これまでの先催県との違いを端的に表す象徴的なこととしまして、愛称と呼んでいます「SAGA2024」という大会名称そのものがまずございます。といいますのも、実はこれまでの先催県では、国体、全障スポそれぞれ異なる愛称がつけられているのが通例でございます。例えば、過去の鹿児島県の場合だと、国体は「燃ゆる感動かごしま国体」で、全障スポは「燃ゆる感動かごしま大会」、二つに分けてそれぞれ周知がなされていると、こういう状況でございます。

これに対しまして、佐賀県におきましては、両大会を区別するというこ

はなくて、一体不可分という考え方に立ちまして、国スポ・全障スポ双方を表す共通の愛称を「SAGA2024」とまず呼んで、ポスター、広報物、ムーブメント広報、いろんなところで両方をしっかり出していくことをまずやっております。

その前提に立った上で、なおかつ全障スポに向けた機運醸成、これにはしっかりと意識的に取り組んでいるという状況でございます。具体的に申し上げますと、例えば、県と市町、パラスポーツ協会などが連携して、県内一円の学校に直接我々が出向きまして、「SAGA2024」の講話に加えて、実際にパラスポーツ体験を行うと。出前授業の「学校訪問2024」と呼んでいます。こういう講話の冒頭の挨拶ではきちんと手話を入れて、手話でちゃんと挨拶をしたりということが始まりますが、この出前授業はこれまで延べ三百四十一校、これは県内ほぼ全ての学校を網羅しているという状況でございます。

実際パラスポーツ体験に参加した児童生徒たちは、体育館でわっと歓声を上げながら、真剣に競技に向き合って一生懸命頑張っているんですけども、体験後には、例えば、ボッチャという競技を初めてやったとか、車椅子を操ってゴールを決める車椅子バスケット、これは本当に難しい、パラスリートはすごいなと、こういうことを言ったり、子供たちは実に率直に感じたことを述べながら、いい経験の場と、こういうふうになっております。

体験のスポーツ、もちろんパラスポーツ以外の競技もあるんですが、どちらかというと、むしろパラスポーツのほうが人気で、こういう競技体験をしたいというリクエストの数はパラスポーツのほうが多いと、こういう状況でございます。

また、ミニ番組ですが、「スポ×イズム」というテレビ番組をやっておりますが、多くのパラアスリートにも御出演いただいております。本人のみならず、保護者の方からも、こんなに注目してもらえるのはうれしいという言葉が出た

り、そして、出演したアスリート自身が通う学校では、その番組を録画してみんなで鑑賞して、わっとやるという状況も生まれております。

この番組では、競技名はそうなのですが、アスリートの人となりといえますか、趣味とか日常の様子、これにも触れて、アナザーストーリーと呼んでいますが、これも大変好評でございます。例えば、サウンドテーブルテニスといいますが、視覚障害を持つ方が目が見えない状態で音を頼りにする卓球競技があるんですが、このサウンドテーブルテニスの牧野愛菜さんという若い女性のアスリートですが、彼女の回では、彼女が料理とか音楽、こういうことをやっているという姿が放映されるんですが、ほほ笑ましい中でも心を打つ、そういうシーンもありました。

ほかに、県内外で活躍する実在のアスリートをモデルにしたピクトグラムというのをたくさん作っておりますが、全障スポの全ての競技、これも網羅的に作成してありますが、例えば、県庁の地下に「S A G A T R A C K」というスポーツのコーナーがありますが、そこにピクトグラムの缶バッジのガチャガチャですね、カプセルに入って出てくる、これもまたパラスポーツも人気で、それを求めて何回もしに来るとか、そういう方もいらっしゃると思います。

このように、多くの方に大会を知ってもらおう取組を進めておりますが、引き続き、全障スポ、パラスポーツに関する広報、ムーブメント活動をはじめ、先ほど各チームからリーダーが答弁したようないろんな取組、これをばらばらじゃなくて、一致団結で一体的に熱意を持って大会に向けた機運醸成を、心を寄せて図っていききたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。様々な取組、機運醸成について御答弁をいただいて、ありがとうございます。

大会に向けて一体感をどうつくっていくのかというところに関しては、とても心を込めて、みんなで一丸となってやってくださっているものだと思います。も今改めて確認をさせていただいた、感じさせていたところでもあるんですが、一つ、これは次の質問なんですけど、イメージソングについてあえて取り上げたいなと思っただけです。

イメージソング「B a t o n s」キミの夢が叶う時〜、いい歌で、いろんなところで流れていますよね。これを何で取り上げたかというのが、僕は鳥栖市内で、県民体育大会の歌というのが過去にあって、(モニターを示す)この曲を聴くと、当時の躍動を物すごい思い出すんだよ。数年前、ちよつと相談させてもらったこともあるんですけど、この曲を国スポで、「S A G A 2 0 2 4」で使ってくれと言われる八十歳ぐらいのおいしいちゃんがいるんですけども、その方からそのときどうだったんですかというのを聞くと、この曲を聴くと、当時の躍動とか、一生懸命頑張った姿、家族、友達、競技大会とか、開会式、閉会式の様子なんかをすごい思い出すと、本当に楽しかったんだということ、やっぱり歌というところにはとてもそのときの思いや、哲学と言っているのか、そういう情熱がこもっているものでもあって、このイメージソング「B a t o n s」もきつとそういう歌になっていくんだろうなというふうにも思います。

これは歌詞を見ても、本当にすてきじゃないですか。メロディーもすてきですけれどね。インターネットを見たら、こんないろんなバージョンで作っちゃったんですね。これもまた面白いなと思っただけですけど、この歌詞を見てもみると、「S A G A 2 0 2 4」の理念とかというのをしっかり理解していただいた上で、一言一言を紡ぎ出しているなということをとんでもないました。恐らくこの歌というのは普遍的なものであって、将来も語り継がれると思うか、心の中に刻まれていく音楽になるんだろうなというふうにも思います。なので、そういう音楽だからこそ、この機運醸成の中でもっと広げられな

いかなというふうな思いが一つあって、例えば、会社とか学校の中で毎日必ず一回流すとか、学校だったら給食を食べているときに必ず流れるとか、今スマホがありますので、LINEミュージックでも聴けるのであれば、再生回数コンテストをやっちゃうとか、カラオケとかだと結構皆さんも歌われる方がいらっしゃると思うんですけども、この歌が広まっていくことで、何かこの歌聴いたことあるなというのが「SAGA2024」に一気につながって行って、終わった後も、あのとき面白かったよねという、それこそレガシーとして佐賀県民の心に留まっていく。これを聴けば聴くほど、今後の国民スポーツ大会のテーマソングにしてもいいんじゃないかなぐらい私は思っているんですけど、きっとそういった思いで作っていただいたとも思っております。

なので、このイメージソングは僕はとても大事だと思ってるんですが、大会が終わった後も多くの人に愛されて親しまれてほしいなというふうにも思っておりますが、このイメージソングに込めた思いについてお伺いをしたいと思います。

○瀬戸SAGA2024企画広報チームリーダーIIイメージソング「Batons」スキミの夢が叶う時」に込めた思いについてお答えいたします。

このイメージソングのタイトルには二つの思いが制作時にございます。一つ目ですが、スポーツは「する」、「観る」、「支える」、いろんな方が携わって、みんながいろんなバトンをお互いに渡し合いながら、「する」、「観る」、「支える」と言いましたが、必ず固定されたものじゃなくて、「する」人は「観る」、あるときには「観る」人も「する」、いろんなことがありますので、お互い相互にバトンを渡し合う、そして、バトンを回していくと、そういう思いが一つございます。

二つ目は、鹿児島で最後の国体が終わり、我々が新しいスポーツ大会を始めると、そういうバトンを受け取って、これを未来につないでいくと、このよう

な二つの思いでこの歌を作成しております。

このイメージソング「Batons」、昨年一月十六日に完成して発表いたしました。それ以降、県内の幼稚園、保育園、小・中・高校、特別支援学校、専修学校のほか、例えば、佐賀空港ですとか、県内JRの複数の駅、佐賀市営バスの中、市町の庁舎もそうですが、いろんな公共機関、あるいは地域の商店街や大型店舗、地元企業、広報などで、それこそ幅広く、中にはダンスとして使いたいとかおっしゃってくれる方も増えてきて、非常に盛り上がっている状況でございます。

加えて、プロモーションビデオも作成しております。また、ラジオとかテレビ番組、いろんなところでも取り上げられて活用されております。先ほどおっしゃったカラオケも、もちろん我々も率先して歌ったり、こんな動きもどんどん広がっております。このように、いろんなプロモーションを展開しているところでございます。

そして今、委員御紹介いただきましたように、ピアノ、オルゴール、ジャズ、トランペット、かなりこだわりを持って作成して、いろんなバージョン、これは歌ありもちろんすばらしいんですけども、スポーツのシーンですとか、あるいはスポーツではなくても、例えば、入学式とか卒業式、いろんな式典のシーンでも場面を使い分けながら、音に合わせてありますので、こういうサウンドデザインということも展開しております。

このような取組の結果、例えば、「学校訪問2024」と申しましたが、そういう学校においては、おっしゃるように、昼休みのお弁当の時間とか掃除の時間、こういうときに「Batons」が流れていたり、あるいは保育所とかの発表会、これで歌をバックに出し物をしたり、学校の運動会で活用されたり、子供たちはじめ、県民にも広く浸透して、親しまれる歌になってきているんじゃないかと実感しております。



おっしゃったように、歌には記憶とか思いがすぐ宿ってきます。歌詞もそうなんです、引き続きこういうものを広げるためにも、本番に向けた盛り上げはもちろんですが、大会後におきましても、例えば、アスリートがこの歌を日々聴きながら練習するとかランニングするとか、あるいは子供たちが思わず自然と口ずさむとか、あるいは親子で歌うとか、いろんな形に発展していけるように、そのように広く愛されて歌い継がれるように、まさにバトンを未来に向かつて渡すと、こういうことを体現するような歌になるよう、日々いろんなことを工夫しながら積極的に広めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。これはプロモーションビデオもいいですよ。きつとこの曲を聴きながら練習している方々は多くいると思います。そういった人たちの思いを乗せて、機運の醸成も含めて、まずは目標点の「SAGA2024」に向けて進んでいただきたいと思います。思っております。

それでは最後に、「SAGA2024」国スポ・全障スポ開催にかける思いについて局長にお尋ねをしたいと思います。

「SAGA2024」国スポ・全障スポの両大会をSSP構想の大きな通過点、飛躍点と位置づけていることなどを踏まえ、両大会が県民の心にとけ残りとして残って、これからの佐賀のスポーツの発展へとつながるよう、また、今回の「SAGA2024」をきっかけにして、レガシーとして残っていく、そういったまずスタートとなる大会となるようにどのように取り組んでいくのか、SAGA2024・SSP推進局長にお尋ねをしたいと思います。

○宮原SAGA2024・SSP推進局長Ⅱ「SAGA2024」国スポ・全障スポ開催にかける思いについてお答えいたします。

「SAGA2024」国スポは、体育からスポーツへ変わる初めての大会です。こちらに関しましては、新しいスポーツ文化の始まりを実感できる全く新

しい大会づくりを、職員一同、懸命に進めております。ただ、やはり長い歴史がありますので、新しいことへのチャレンジは思ったよりいろんな困難があります。

全障スポにつきましても、委員から御紹介ありました、名前は変わりませんが、SSP構想を推進する佐賀県ならではの、ここから歴史が変わったと思えるような大会にしていきたいと思っております。

動画配信、これは全障スポでは初めての試みになりますし、メダルに関しましても、伴走者、それからボッチャのランプオペレーター、これもこれまでの大会では授与されておりませんでしたけれども、佐賀大会を機に、これからの後の大会も開催できるようにということで、私たちがそういう努力をしております。

特に、委員からも思いの強かった全障スポ、パラスポーツにつきましても、以前は私自身もあまり触れることがありませんでした。二〇一九年にスポーツ総括監を拝命いたしましたからこれまで、大会や練習、いろんな舞台で障害者の方や関係者の方と触れ合う機会も多くありました。そのことを通じて、パラスポーツへの思いも私も大きくなってまいりました。

鳥栖市で開かれます知的のバレーボールの選手とも、キャプテンとも仲よくなつたんですけれども、彼も全障スポがなければ、こうやってチームをつくることもなかったし、今まで人とあまりうまく付き合うことができなかつたけれども、この練習を通じて積極的に人との付き合い方ができるようになって、職場でも元気になったというような声もいただいております。パラスポーツが選手の手皆さんにとって、家族や職場、学校とは違う大事な居場所になっていると、そういうことを実感した次第でございます。

そして、国スポ・全障スポともに、これは全障スポだけじゃなくて、どちらもやはり心に残る大会を目指したいと思っております。そのためには、委員か

からも御紹介ありましたけれども、やはり見ることに、参加すること、これが大変重要だと思っております。「SAGA2024」にそれぞれの形で参加していただくことが、県民お一人お一人のその後の人生にとってかけがえのない思い出になるようにしたいと思っております。

私の母も前回の大会のとき、小学校の教員をしているんですけども、生徒に踊りを教えたり、そういう思い出を今も、私がこの仕事をやるに当たって、私のおときはこうだったよというのを昨日のこのように言ってくれます。そのときの参加賞も大事に取っていて、あなたもこういうことをするのねということとで懐かしく思い出してもらっております。

そんな、五十年後も皆さんの記憶に残る大会にしたいと思っておりますし、そのために、やはりこれまでのボランティアではなく、サガンティアという名前にして、参加する皆様は主役の一人ですということを念頭に置いて、いろいろな事業を進めております。

やはり実際に会場に足を運んでいただき、選手を見ていただき、応援していただくことで、いろんな勇気をもたらったり感動をもたらすことも多々ございます。ですので、先ほど課長、リーダーたちが答弁しましたように、情報発信を今からしっかり行って、ぜひ会場に足を運んでいただいて、県民の皆さんでこの五十年に一度の大会を楽しんでいきたいというふうに思っております。

「SAGA2024」国スポ・全障スポは、SSP構想の推進における大きな通過点、飛躍点でございます。残された期間ではございますけれども、しっかりと準備を進めてまいります。そして、この「SAGA2024」で生まれた新たなスポーツシーンや文化などをその先の未来へ、SSP構想のさらなる推進につなげてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○弘川委員 自由民主党の弘川です。

二問質問させていただきます。

江藤新平復権事業から入っていきます。

一八七四年、明治七年四月十三日から百五十年という節目を迎えます。その節目において、近代司司法制度の父、人権の父と呼ばれた江藤新平と、北海道開拓の父と呼ばれた島義勇の功績を県内外に広く再認識、再評価してもらうための取組が展開されます。

特に、江藤については、二年前に日記や書簡や手紙などの基礎資料を翻刻し、資料集として、この「江藤新平関係書翰」が出版されました。(実物を示す)編集後記には、幕末・明治期の政治家で、数百点以上の資料群がまとまった形で現存している事例は極めてまれである。それと同時に、その背景には、江藤家の苦心と名誉回復への悲願、そして、二〇〇一年から始まった江藤新平関係文書研究会による成果を抜きに語ることはできないと記してあります。

いよいよあさって、三月十五日から「没後百五十年特別展 江藤新平―日本の礎を築いた若き稀才の真に迫る―」が開催されます。途方もない百五十年という時間軸の中で、残されたものに研究考察のバトンをつないでこられた方々、そして、復権事業に携わってこられた方々に心から敬意を表したいと思っております。明治国家の屋台骨をゼロからつくった佐賀の偉人の人となりや功績について、順を追って質問したいと思います。

最初は、この「江藤新平関係書翰」について、今回の特別展を企画するに当たって、この「佐賀城本丸クラシックス2」がどのように関わりがあったのかをまずお尋ねいたします。

○南雲文化課長 〓まず、「江藤新平関係書翰」がどのように今回の特別展に貢献したかという質問がございました。それにお答えいたします。

まず、佐賀城本丸クラシックスについては、幕末・維新时期に活躍した佐賀の偉人に関する日記や書簡などの文献資料を活字化して出版しているものでござ

います。多くの研究者や歴史愛好家に知ってもらい、活用していただくためには、活字化が必要であることから、幕末・維新期の人物に関する顕彰の進展を目的として、佐賀城本丸歴史館において取り組んでいる事業でございます。

現在、クラシックスシリーズの出版状況は、計三巻となっております。その二巻目として、(実物を示す)この「江藤新平関係書翰」を令和四年三月に出版したところでございます。

「江藤新平関係書翰」には、江藤新平の書簡(手紙)約千三百件を活字化して収録しておりますが、この編さんに当たっては、まさに先ほど委員のほうから御紹介ありましたが、平成十二年度に早稲田大学の鳥教授が立ち上げられました江藤新平関係文書研究会の研究者らによる長年の地道な活字化の作業に負うところが大変大きく、二十年をかけたようやく出版することができたものでございます。まさに様々な思いが詰まった本であります。

そして、この「江藤新平関係書翰」は特別展の内容を構成する重要な基礎資料の一つとなっております。

このクラシックス「江藤新平関係書翰」の成果により、今回初めて特別展に展示する資料がございます。中身はなかなか見られていない方が多いと思うんですが、簡単にかみ砕いてお知らせすると、例えば、明治三年、岩倉具視から江藤新平に対して出されているお手紙があります。ここには、江藤に対して、明治政府の新たな国家機構を抜本的に考えて制度設計をしてくれと依頼している文章があります。まさに岩倉は当時、政府のナンバーワンでありましたので、その岩倉からほかでもなく江藤に依頼しているということは、この仕事が江藤にしかなし得ないことであつたということかをわけるものであると感じています。

また、別の書簡なんですが、これは今度は江藤から三条実美やほかの大臣や参議に宛てた書簡なんですが、江藤は佐賀戦争の後に自己弁護をするために、

東京で正式な裁判を開いてほしいというふうに三条や大久保利通に要請をした文章がございます。これは、最後に江藤は高知県の甲浦で捕縛されるんですが、そこまでの江藤の行動を解き明かすことができる貴重な書簡であると感じており、これも展示することになっております。

このように、書簡が示す情報によって、江藤の人物像や功績などをありありと伝えることができると考えており、今回の特別展にも展示等を行っております。

以上です。

○弘川委員Ⅱ丁寧にご回答ありがとうございます。大いに参考になったと思われま。

この書翰の中には、江藤宛ての手紙が千二十九通、江藤が差し出した分が二百四十五通など、千二百九十八通が収められており、さらに、一覧化した「収録書翰リスト」もあり、このことから、紛争していた様子や人脈、人となりが見え上がってきたのではないかと私は思っております。

続いて、「没後百五十年特別展 江藤新平」についてであります。

司馬遼太郎の「歳月」は、二十八歳のとき、脱藩から物語は始まりますが、この特別展では、これまで知られていなかった幼少期から光を当てて、彼の真の姿や人となりを知ることができるものだと感じていますが、今回の特別展の見どころを教えてください。

○南雲文化課長Ⅱ今回の特別展の見どころについて御質問がございました。

今回の特別展の見どころは、今に続く江藤の偉業が様々ありますが、その数々そのものや、その志や思いにも切り込んでいまして、これまであまり知られていなかった江藤の真の姿を知ってもらうことにあります。そのため、今回の特別展では、専門家による解説映像、グラフィックによる説明、貴重な実物資料の三点に力を入れて展示をしております。

まず、一つ目の解説映像ですが、これは四人の専門家によるものでございます。江藤の人物像や功績などをまさに幼少期から分かりやすく解き明かして、エンディングでは、日本の礎を築いた江藤新平像を来館者に深く印象づけるように構成しております。

二つ目のグラフィックについては、江藤新平の人生を丁寧に追いかけてながら、ストーリーで見えて巡れるように工夫して配置してございます。さらに、江藤新平の人物像、江藤新平が残した功績、江藤新平を取り巻く人間模様、江藤新平を巻き込んだ佐賀戦争、その四つの視点に沿って丁寧に紹介しております。

三つ目は実物資料の展示でございます。江藤が旧士族から襲撃された際に刀傷が残った羽織ですとか、江藤が司法卿を辞めることを覚悟して提出した長文の意見書のほか、高知で護送される際に江藤が残した最後の書など、佐賀県初となる貴重な展示品を間近で見ることが出来ます。

県としましては、江藤を主に取り上げた特別展としましては最初の開催でございますので、まずは江藤の現在にもつながる偉業や思いを知っていただくことが復権に向けての大きな一歩になると考えております。

まさに御紹介がありましたように、いよいよあさって三月十五日からスタートです。多くの方にお越しいただけるよう、引き続き広報などをしていきたいと思っております。

以上です。

○弘川委員Ⅱわくわくしてきます。

やっぱり幼少期、不遇だったところもかなり分かってきました。弘道館に入ったのが、通常は七歳、八歳で入るところを、家庭の事情で十六歳と遅れました。

その当時の幕末の佐賀藩の状況を少しお知らせしますと、当時の藩の状況は、平和を保つのが難しい中であって、藩内闘争がほとんどなかったことが、人材

が育ち、歴史に学びながら、調和を大切に作る社会が構築されていたことこそ、江藤がまっしぐらに突き進む原動力であったと思います。

続いて、会期については、年度をまたぐしつらえになっていきますけれども、その意図をお尋ねいたします。

○南雲文化課長Ⅱ会期が年度をまたぐ形で設定していることのお尋ねがございました。

これにつきましては、まず、江藤新平の没後百五十年を契機にした特別展でございますので、命日である四月十三日を会期に含むことが望ましいだろうということ、年度をまたぐ形で開催しております。それが一点目です。

さらに、本当に県内外の多くの方々に来ていただきたいので、春休みとゴールデンウィークというのは非常に人が動きやすい絶好の機会となりますので、その機会に歴史ファンのみならず、若年層やファミリー層の方々の来館を見込んで、広報しながら多くの方々にご覧いただくことができると考えて設定いたしました。

以上です。

○弘川委員Ⅱよく分かりました。四月十三日が命日ということで、それを会期に含めたかった。それと春休み、さらにゴールデンウィーク明けの五月十二日まででしたね。より多くの来場者があることを期待しております。

一つ、私も江藤の人となりを知るがために、幼少期の母親はどういう母親で、どういう教育を受けたのか。そして、二十四歳になって連れ合いをもらって、その連れ合いがどういう人であったか。江藤新平という人となりをもとに当たって、女性の存在はかなり貴重な部分だと思っております。名前は浅子さん。人格形成において、真っ先に母親の存在があると思いますが、幼少期の母との関わりはどのようなものであったのかをお尋ねいたします。

○南雲文化課長Ⅱ江藤の幼少期における母親との関わりについて御質問がござ



いました。

江藤新平は十六歳で弘道館の内生寮に入校しております。佐賀藩士の子弟は六歳から七歳で弘道館に入校するのが一般的なのですが、少し遅く入校します。これは江藤が貧しくて藩校に通うことができなかったことが理由であるということなのですが、幼少期の江藤は、まさに母、浅子さんから——浅子さんは寺子屋を開くほど教育熱心で、四書五経などは浅子さんから教わっていて、江藤の人格形成には教養のあった母の影響が大きいと推察されています。ただ、どこまで影響があったのかというのは、今後、研究に委ねるところがあると思います。

さらに、江藤新平については明治政府での功績に目が向きがちですが、特別展では、母の影響についても若干ではあるが紹介しておりますので、そこも御覧になっていただければと思います。

以上です。

○弘川委員 偉人を取り巻く母親、連れ合い、そこら辺にしっかりと光を当てていただきたいと思えます。やはり昔も今も、女性の支えがあつてやっていっているところがあります。

今、貧しかったという話がありました。佐賀市八戸で生まれていますけれども、十二歳から二、三年は小城市の晴気で過ごしていたそうです。これはお母さんの親戚の下で小城市の晴気で過ごしていて、十四歳のとき、貧しい暮らしであつても猛勉強し、自分の手で必ず家名挽回を成し遂げると決意の漢詩をしたためて、お母さんである浅子さんを喜ばせたと、そういう記録もあるようございます。

連れ合いは千代子さんという方なんですけれども、この千代子さんに關してはなかなか記録が少ないんですけれども、何かありますでしょうか。

○南雲文化課長 千代子さんについての御質問がありましたけれども、あまり

なくて、特別展の中でもそこについては触れている部分がほぼないので、今後、文献等で調査できればと思えます。

以上です。

○弘川委員 これが私もほぼ、いろんな文書、歴史書、江藤家文書を調べましたけど、分かったのは一行だけです。一つ年上で、いとこ同士、いわゆる押しかけ女房と記されておりました。押しかけて、しっかりと良妻賢母ぶりを発揮して、亡くなるまでしっかりと支えたという記録しか残っておりません。

いつの時代も、こうして母親や連れ合いの献身的な支えでもって勉学に励み、才能を開花していったと理解できます。漢学に国学、洋学をそしゃくした中で、藩への御恩、天下のことをグランドデザインしていき、その中心には正義を貫く揺るぎない信念もかいま見えてきます。

次の質問は、今日にまでつながる日本の礎を築いた功績について、具体的にどのようなことをしたのかお伺いいたします。

○南雲文化課長 江藤の功績についてお尋ねがございました。

江藤は明治元年、三十五歳で政府に登用されてから、四十一歳という若さでこの世を去ったわけですが、その明治期の僅か七年の間に数々の功績を残しております。

例えば、大木喬任とともに東京奠都を建白し、明治政府では岩倉具視に頼まれて明治国家の枠組み、三権分立などをつくり上げました。そして、憲法の検討や民法の制定に尽力しています。

さらに、初代司法卿に就任し、国民の権利を守ることを第一に考えた近代的裁判制度を整備するなど、明治政府で今に続く日本のルールをつくった人物と言えます。

これらの功績はいずれも、二百六十年間続いた江戸時代の感覚や慣習からすると、考えられない大きな転換、大きな改革であり、中央集権の国家体制の下

で、人民のためになる国家づくりを行った大きな功績であったと言えると思います。

以上です。

○弘川委員Ⅱ言葉では足りないぐらい、短期間の間に数々のことを成し遂げたというところもあります。

幕府が倒れて、今からどうしようかといったときに、ゼロから屋台骨をつくらないといけないというところであって、日本のいろんなところの人が、なかなか、どうすればこの国を立て直すことができるのか、柱を立てて屋台骨をつくっていくのかというのが分からない中で、それを江藤ら佐賀県出身者がある程度屋台骨をつくっていったということは非常に値すると思います。

このように、短い生涯の中で数多くの功績を残しているが、当時の政府に東京奠都の建白が影響を与えたのはなぜかというお尋ねがございました。

○南雲文化課長Ⅱ当時の政府に東京奠都の建白が影響を与えたのはなぜかというお尋ねがございましたが、江藤は大木喬任と連名で、東京奠都の儀を建白しました。これは大木案を基に、江藤が関東偵察などを踏まえて修正を加えたもので、江戸を東京に改め、東の拠点、首都として京都—東京間に鉄路を開くことや、失職者の救済についてが盛り込まれていたのでございました。

もう少し掘り下げますと、長らく日本の都であった京都からその地位を奪うようなことをするとすれば、公家衆などの反発を招くことは必至であったということであるので、江戸を東の都、東京として、新たに都として設ける奠都とし、西と東の都を鉄路で結び、天皇に東西を行き来してもらうという現実的な提案であったことが、当時の政府に影響を与えた理由だと考えております。

以上です。

○弘川委員Ⅱ次は、人民のためにといい信念を貫いて日本の新たな国づくりに

尽力したとありますが、どういう施策をお尋ねいたします。

○南雲文化課長Ⅱ人民のためによく言われていますが、どういう施策であったかと、具体的なことについてお尋ねがございました。

明治政府では、民法の編さん、国民皆教育など、人々の暮らしに係ることを江藤は推し進めていきました。

また、司法卿時代には司法省誓約を制定し、官のための司直——裁判官や検察官のことですね。——ではなく、民の司直として働くことや、法を遵守し人民の権利を保護することが最大の責務であることなどを司法省職員に求めたほか、司法職務定制を施行し、裁判所の設置や判事、検事、現在の弁護士に相当する代言人の職務などを規定しました。

少しかみ砕いていくと、例えば、国民皆教育は、身分や性別にかかわらず教育を受けることができる大改革であったわけですが、そのことは人民の生活を豊かにする制度でございました。

さらに別の例では、裁判所の設置や代言人の制度の導入では、人民が泣き寝入りしないで済むように訴訟ができる仕組みであったり、迅速な民事裁判ができたこと、冤罪を出さない刑事裁判が行われるための仕組みでもありました。

これらの功績は、いずれも江藤が貫いた人民のためという信念があったからこそ実現した功績であると考えております。

以上です。

○弘川委員Ⅱ本当に具体的に分かりやすく御答弁ありがとうございます。

民の司直であったり、法令違反事件を追求していったあたりも、本当に数年、六、七年の間によくぞここまで国民の屋台骨をつくっていったんだなというところがかいま見れます。

続いては、やっぱり佐賀戦争ですね。佐賀の士族と明治政府の致命的なすれ違いが佐賀戦争となったわけですが、この佐賀戦争を捉え直すというところが

大きな見どころ、復権につながると私は考えます。

江藤の立場であったり、佐賀の視点からであったり、反旗を翻すつもりではなかったというあたり、このマイナスイメージを異なる視点で再評価するとはどういふことかお尋ねいたします。

○南雲文化課長Ⅱ佐賀戦争についてのお尋ねがございました。

そもそもいろんな観点があるので、ここでは全てを網羅することは難しいんですが、一つ、教科書などで一般的に使われている言葉として佐賀の乱という言葉がございます。今回、この特別展では、佐賀の乱という言葉ではなく、より中立的な呼称である佐賀戦争という言葉を使って展示などをしております。これは佐賀側の視点を意識したもので、乱自体は、乱という言葉は政府側の視点の言葉であるので、より中立的な視点で表現していると我々は考えております。

そういったこと自体が恐らくこれまでなかったことでございますので、そういう点一つ取っても、この特別展は今回の江藤を復権させるという一つの大きな転換点であると考えており、それに取り組んでいるところでございます。

以上です。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。このような数々の功績はリセットされずに正当に評価されるものばかりです。

この特別展では、数々の仕掛けがあり、学ぶべき幾つかのイベントがあると聞いています。ギャラリートークや歴史セミナー、シンポジウムについて教えていただけますでしょうか。

○南雲文化課長Ⅱ特別展の中で、通常の展示部分だけではなくて、いろんな工夫をしている取組についてお尋ねがございました。

特別展の展示自体は幅広い方々に対してPRするものなのですが、さらにかゆいところに手が届くというか、いろんな方々に対していろいろなコンテンツ

を提供しております。

例えば、特別展の解説映像に出てくる専門家の方々をお呼びして記念シンポジウムを行うことも予定しておりますし、あと、謎解きイベントというのも予定しております。これは小学校の高学年から中学生をターゲットにして、特別展の全てを小学生が理解するというのはなかなか難しいと思うんですが、その中でもこれだけは押さえてほしいということを楽しみながら、謎解きイベントをしながら江藤について知っていただく機会を提供する、これも本丸歴史館の中で同時開催いたします。

あと、中学生とか高校生をターゲットにした投稿キャンペーン、特別展を見たいだいでどういふことが印象に残ったかというのを書いてみんなにアピールしていただくような投稿キャンペーンなども予定しております、幅広い年代、幅広い方々が江藤のことを知っていただく機会をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○弘川委員Ⅱ御紹介ありがとうございます。

三月三十日に「江藤新平 日本の礎を築く」という学芸員の方の説明会もありますよね。やっぱり専門家のこういう学芸員の方、三月三十日、土曜日の午後の一時半から三時までということですので、こういうところで学芸員の方から生の情報を聞かれることも本当に期待したいと思えます。

それでは、令和六年度に江藤新平の映像を制作するようですが、どのような内容で、どのように活用していこうと考えているのかをお尋ねいたします。

○南雲文化課長Ⅱ来年度に制作する江藤新平の映像についてお尋ねがございました。

これまで話してきましたが、特別展は佐賀城本丸歴史館で開催するのですが、御説明してきたとおり、幅広い層に対して分かりやすい展示内容として

おるんですが、専門家の方々の御協力をいただきながら江藤の人物像や功績等から構成しております、非常に骨太な内容になっています。

この特別展を皮切りに復権運動を盛り上げていくためには、さらにあらゆる機会を活用して運動を盛り上げていく必要があると考えております。そのためには、県内外の多くの方が集まるイベントなどの機会を活用しまして、幅広い世代に、地域を超えて、江藤の情報発信をしていきたいと考えています。

一方、様々な機会を活用していく場合には、江藤新平に必ずしも興味、関心がある方ばかりではないと考えておりますので、そのような方々にも短時間で好奇心を刺激するような内容のPRをする必要があると我々は考えました。

そのため、来年度予定している第二弾の動画制作については、短時間でインパクトがある映像を制作して、見ていただいた方に強い印象を残し、復権運動の流れの一つにしたいと考えております。

映像なので、会場での放映のみならず、SNSで発信などしていくなど、あらゆる機会を活用して効果的に県内外に広めていくことを狙っていききたいと考えています。

以上です。

○弘川委員Ⅱまだ知らない人も知っていたために映像制作ということですので、ぜひこれも小・中・高校生あたりに、特別展に参加できない方はぜひ見たいと思います。

最後、資料の活用についてであります。

県議会でも数多くの江藤新平の質疑をかいま見ることができました。二〇一六年八月に県民意識調査がござりまして、佐賀県の偉人アンケートの結果が答弁でありました。それは、江藤新平は約四割が知らないと答えられたそうです。ちなみに、島義勇は七割の方が知らないというアンケート結果が二〇一六年八月です。

この特別展や映像によって、知らない方々に知ってもらい、より深く理解されることを大いに期待しています。

冒頭紹介いたしましたこの書翰集ですけれども、最後は提案になるんですけれども、江藤新平に関する資料は調査が進んでいないものを含めて多数あります。日記や草案、意見具申、覚書などの書類です。

今回、特別展が第一弾で、映像制作が第二弾という、水面上は第一弾、第二弾とあるとは思いますが、私自身の私見でいうと、水面上ではこの書翰が第一弾で、第二弾は、先ほど申しました日記や草案、意見具申、覚書、政策立案のノートなどなど、こういうところをぜひ一つにまとめる必要があると思います。そして、この二つの資料が出そうすることで全貌が分かり、研究の土台ができると考えます。

江藤新平の顕彰はこれから新たに始まっていく側面もあります。本当の意味での復権だと思いますが、このことについてどのように受け止めていらっしゃるのかをお尋ねします。

○南雲文化課長Ⅱ江藤の資料の活用についてお尋ねがございました。

おっしゃるように、資料が多方面に活用されるためには、資料の解説を行っていく必要があると我々も考えております。その前提となるのが、誰でも資料へのアクセスを容易とするデータベース化であると考えます。

江藤新平に関する資料については、主に佐賀県立図書館と佐賀城本丸歴史館が所蔵しております。特に、佐賀県立図書館は江藤家資料などの画像がデータベース化されており、ホームページ上で閲覧できるなど活用が進められています。

一方、佐賀城本丸歴史館では、「江藤新平関係書翰」、先ほどのクラシックスですね、それを刊行し、歴史研究家の方などから評価を得ているところでございます。



委員御紹介いただいたとおり、資料によってはその文書の由来や記した経緯などをまだまだ調査した上で判断しなければなりません。政策に関するものなど、まだ公表できていないものも一部ございます。

今後については、資料を活用していく上でその調査に取り組むとともに、まだ公開されていない資料については、容易にアクセスできる環境の整備を進めていきたいと考えております。

さらに、今回の特別展を契機に、県としましては江藤の調査研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ ぜひ調査研究を進めてください。やはり解説を行う必要があつて、これは本当に大変な作業が続きます。ぜひという資料もまとめてお願ひしたいと思います。

悪貨は良貨を駆逐するということがあります。悪い貨幣は良貨を追い払うみたいな言葉になりますけれども、江藤新平はまさしく良貨であつたにもかかわらず、悪貨から駆逐されました。良貨が光輝く良貨であつたと誰もが思うことが、私は復権の到達点だと思ひます。

直木賞作家で佐賀之書店オーナーの今村翔吾さんの講演会がありました。これは佐賀県の文化課が主催の講演会で、私行きたかつたんですけれども、行けなかつたんですが、その後、地元紙に取り上げられて、佐賀への恩返しを続けたいとされ、夢として、一番書きたい佐賀の人物は初代司法卿を務めた江藤新平と言われたそうです。

そういう作家さんの、基礎資料となる幼少期のこと、江藤のこういう文書を渡したというその息遣いが分かればストーリー性はもちろん分かってきますし、ダイナミックな江藤新平が、近い将来そういうところがあると思ひますので、ぜひこれに期待して、次に行かせていただきたいと思ひます。

○富田委員長Ⅱ 暫時休憩いたします。

十五時四十五分をめぐりに委員会を再開いたします。

午後三時二十七分 休憩

午後三時四十五分 開議

○富田委員長Ⅱ委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

○弘川委員Ⅱ大きな問いの二つ目の除草の地元委託についてに入ります。

さきの十二月、この委員会で、ダウンサイズしていく縮小社会にあつて、みんなで新しい社会インフラをいかにリデザインしていくためには、関わりしるを広く深くしていくことが肝要だと申しました。

本県では、さが創生推進課の自発の地域づくりにおいて、県内各所に新しい地域づくりが点火、着火され、人々の気持ちの変革が生まれています。点火、着火するだけではなくて、うちわであおぐ堀岡課長を筆頭に週末何度も遭遇し、頭が下がる思いです。

今回は、さが創生推進課ではなくて、除草の地元委託において、行政と地域住民とのパートナーシップの再構築により新しい地域づくりができないかの問いを立て、現状、課題を通して、守りつつ攻めたほうがいいという提案までこぎ着けたいと考えます。道路、河川の順に行ったり来たりいたしますが、よろしく願ひいたします。

まず、県管理道路の除草の現状については、県内の国道、県道の延長と県管理の割合をお尋ねいたします。

○伊賀屋道路課長Ⅱ県管理道路の管理の延長についてお答えします。

佐賀県内の国道の延長は、合計で約千八百八十六キロメートルありまして、このうち県が管理する道路延長は約千六百五十五キロメートルであります。国道延長の約八八％となっております。

県が管理する道路の内訳としましては、国道が約三百八十四キロ、県道が約千二百七十一キロとなっております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ八八％ですね。

続いて、道路除草の目的とその頻度、回数をお尋ねいたします。

○伊賀屋道路課長Ⅱ道路除草の目的と頻度についてお答えします。

道路の除草につきましては、道路の利用者の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るため、路肩やのり面に茂った雑草について除草を行っております。委託の方法としましては、業者と契約する業者委託と地区などと契約する地元委託があります。

除草の頻度につきましては、利用状況や重要度などを踏まえまして、年に一回から二回を基本としております。なお、この定期的な除草以外にも、道路巡視などで雑草の繁茂により交通安全上支障を来すおそれがあるという箇所を確認した場合には、適宜除草を行っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ安全と保全、やっぱりボランティア団体の活動の場とか、美しい道路環境、道路への愛着心、そういうったこともあると思います。

道路除草は業界へ発注するものと地元委託というのは認識していますけれども、地元委託の目的、意義をお伺ひいたします。

○伊賀屋道路課長Ⅱ道路除草の地元委託の目的や意義についてお答えします。

道路の除草という道路の管理の一部を担っていただくことで、地元の方々に道路への愛着心を深めていただくとともに、道路利用者としてのマナーの向上にもつながると考えております。

また、地域の実情をよく知る地元の方に委託することで、雑草の繁茂状況や地元のイベントや農作業など、現地の状況に応じた適切な時期に除草していただくことが可能となります。

さらに多くの方々が除草作業に参加していただくことで、道路の異常や危険性の早期発見にもつながると考えております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ それでは、現在、契約を交わしている団体数の状況と過去との推移を教えてください。

○伊賀屋道路課長Ⅱ 道路除草の地元委託の団体数の状況と推移についてお答えします。

道路除草の地元委託の団体数につきましては、令和元年度と令和五年度についてお答えしますが、両年度ともに七十六団体となっております。

なお、団体数は同数でありますけれども、令和元年度から令和五年度までに八団体が新規に参入される一方、八団体が辞退される結果となっております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ 増減は変わらないけれども、八団体がなくなって、新たに八団体が、恐らく現在の担い手の中心が団塊の世代、七十五歳と高齢の中で、恐らくもうできないという団体もあられるのではないかと推察いたしました。七十六件と件数は変わらないということは意外でした。

今度は河川について、四つの同様の質問をいたします。

県内の一級河川、二級河川の延長と県管理の割合を示していただけますでしょうか。

○永松県土整備部理事Ⅱ 県管理河川の管理延長についてお答えいたします。

佐賀県内の河川の延長につきましては、全体で約千五百九十キロでございます。このうち県が管理する河川延長は、約千三百六十九キロでございます。全体の約八六％を占めております。

県が管理する河川千三百六十九キロの内訳としまして、一級河川が約八百六十キロ、二級河川が約五百九十九キロとなっております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ 道路の場合は八八％が県管理、河川の場合は八六％というデータ

を示していただきました。

ちなみに日本の河川全体をちょっと調べてみますと、大体十二万四千キロありまして、国管理河川がそのうちの一万六千キロメートルで九％ということ、やはり残りの九割以上が都道府県管理というデータがありますので、国のデータと県管理のデータがある程度似通った形となっております。

それでは、河川除草の目的と頻度、回数を同様にお願いたします。

○永松県土整備部理事Ⅱ 河川の除草の目的と頻度についてお答えいたします。

河川の除草につきましては、河川巡視や堤防点検など、河川施設の状況を把握すること、それから、降雨や流水による浸食、それから、のり面の崩れ等の発生を防ぐ目的で堤防除草を行っております。

河川の除草を行う委託の方法としましては、道路と同様に業者と契約する業者委託と、それから、地区などと契約する地元委託の方法がございます。

除草の頻度につきましては、水上上の重要区間、それから、人家が連檐している地域及び営農上に支障がある区域などを対象に年一回を基本に実施をしております。

また、特に重要な被害が想定されるような、特に重要な区間につきましては、出水期前と台風期前などの年二回の除草を行っております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ 地元委託の目的、意義を道路と同様にお伺いいたします。

○永松県土整備部理事Ⅱ 河川の除草の地元委託の目的と意義についてお答えいたします。

地域住民の方に河川の管理の一翼を担っていただき、除草を通じて日常的に河川に関わりを持っていただくことで、河川が地域共有の財産であること意識が醸成されまして、河川への愛着が広がっていくと考えております。また、愛着が広がることで、河川へのごみの不法投棄の抑制ですとか、河川環境の保

全につながると期待をしております。

また、河川の除草の一部を地域の方々が担っていただくことで、堤防などの施設の異常の早期発見にもつながると考えております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱこれは道路と同じような感じでございました。

それでは、河川の地元地域委託において交わしている団体数の状況と過去の推移はどうなっているのでしょうか。

○永松県土整備部理事Ⅱ河川の地元委託の現状と推移についてお答えいたします。

河川における地元委託の団体数につきましては、令和元年度が二百団体でございました。令和五年度につきましては百九十九団体となっております。

除草の地元委託の団体数に大きな変化はございませんけれども、令和元年度から令和五年度までに十二団体が新たに参加をされております。また、六団体も再開をいただいた一方で、十九団体が辞退をされております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱやはり道路と一緒に、新しく十二団体が新たに参加したということとは、やはり地元で新しくそうというのが参加して、新しい地域づくりが形成されたということだと思います。

それでは、道路、河川それぞれの現状認識を踏まえて、どのような意見と課題があるのかに移りたいと思います。

道路の地元委託に参加している団体からはどのような声があつて、その課題についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○伊賀屋道路課長Ⅱ道路の地元委託をさせていただいている団体からの意見と地元委託の課題についてお答えします。

まず、団体からの意見につきましては、自分たちが使う道がきれいになり気

持ちがよい、地区内の世代間の交流が深まったというような声が聞かれる一方で、参加者が高齢化して作業の負担が大きく感じられるようになったとか、将来的には参加人数が減少し、地元委託での除草が困難になるという声も聞かれます。

次に、地元委託の課題につきましては、道路の除草作業は一般交通がある道路沿いで行うものでありますので、作業される方の安全確保はもとより、通行者の妨げとならないよう注意を払いながらの作業となります。このため、作業をされる方にはけがや事故がないように安全に配慮していただくこと、飛び石等の被害を防止するため、通行中の車両に注意していただくこと、事前に道路使用許可の手続を行っていただくことなど、作業を行うに当たっての注意点をお伝えするとともに、必ず傷害保険に加入してもらうこととしております。

このように、道路では作業環境の安全確保が課題の一つです。

また、参加者の高齢化により、このままでは委託先が減少していくことも考えられることから、いかにして地元委託を継続していけるかが課題と考えております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ大体予想したとおりだと思います。やはり安全には最大限注意しないといけないということと、高齢化が進展する中で、いかに次の担い手を育成するのか、また、新しい地域づくりをどうするのかということだと思います。

河川についてはいかがでしょうか。

○永松県土整備部理事Ⅱ河川の地元委託を契約した団体の意見と課題についてお答えいたします。

河川でも道路と同様に、地域内の交流が生まれて地域の活動がしやすくなったというような御意見がある一方で、やはり人口減少が進んで作業員の確保が



大変であるとか、それから、高齢の参加者だけでは作業がきつくなってきたというような声がございます。

また、地元委託の課題としまして、河川の除草作業、河川の中ですとか、それから、急な勾配の護岸の上のり面など危険を伴う箇所もございまして、無理なく安全に作業ができる範囲を委託する必要があります。

また、集落の過疎化、高齢化による地区の担い手不足によりまして作業員の確保が困難となり、地元委託をやめられた地区もありますので、いかに継続的に取組を続けていただくかというのが課題というふうに考えております。また、新規に参加いただく団体を増やすことも課題というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱここまで矢継ぎ早に議論させていただきました。道路においては七十六団体、河川は百九十九団体、合わせて二百七十五団体の方がそれぞれ高齢化の中で、いっぱいいっぱい守ろうとされています。

この守りを、例えば、ホームページで五圏域別で紹介するとか、恐らくそうすることによって、予算はそうはかからないと思います。そうすることで可視化することが評価につながり、そういう団体が知れ渡ることによって触発を促し、我々も思い立つチームが増えていくことこそが、コロナ禍を経て、新しい地域づくりではないかと思えます。地元委託、地域委託を広げるような取組を積極的に進めるべきと思いますが、道路ではどのような施策に打って出るのかをお尋ねいたします。

○伊賀屋道路課長Ⅱ道路の地元委託における今後の取組についてお答えします。

道路除草の地元委託を通じまして、地元の道路は地元で守るといいたいを育んでいただくことが大切だと考えております。県民協働の一環としまして、地

元委託を積極的に広げていきたいと考えております。

このため、まずは地元委託につきまして、広く知っていただくよう市町や地元へ直接働きかけるなど、情報発信に取り組んでいきたいと考えております。また、地元委託を新たに始めたり、継続したりしやすいように、作業時の安全対策に用いる注意喚起の看板やカラーコーンなど必要な道具の貸出しについても参加者の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱありがとうございます。まずは広く知ってもらうことですね。あと、市町へ働きかけたいということで、かなり積極的な取組の御答弁をいただきました。

続いて、河川はいかがでしょうか。

○永松県土整備部理事Ⅱ河川の地元委託における今後の取組についてお答えいたします。

除草の地元委託を通じまして、やはり地域の河川への愛着が広がるとともに、身近な河川環境の保全につながっていきますので、県民協働の取組の一環として、やはり地元委託を広げていきたいというふうに考えてございます。そのため、除草の地元委託について、より多くの方に知っていただくことが大切だと考えております。

例えば、市町をはじめとする関係機関と連携して市町の情報誌への掲載ですとか、あと区長会でのチラシの配布など様々な機会を通して、この制度について積極的に情報発信を行って、新規に参加いただける団体を増やしていきたいというふうに考えております。

また、現在取り組んでいただいている団体が継続的に取り組んでいただけるよう、おのおのの作業状況の実情ですとか意見といったものも把握しまして、可能な範囲で意見の反映を検討するなど、今後も継続し、無理のない範囲で委

託を続けていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○弘川委員Ⅱ道路、河川ともに積極的に働きかけたいというところで御答弁をいただきました。

こちら辺がコロナで地域が若干分散して、コロナが明けて、ここからというところが私は地域づくり、新しい地域づくりの過渡期だと思えます。そして、道路とか河川は地元の人で守るべきとも思っております。どうしても我々議員の下には道路の伐採とか河川の伐採、よく要望がありますけれども、やはり年に一回だけでは、そのときはきれいになるんですけど、またすぐ生えてきます。そういうこともあって、私も長靴を履いてくるけん、ちょっと四、五人集めてやろうやみたいな感じですとやってきました。それで伊万里市で道路で一件、それで伊万里川ですね、伊万里で一番人が行き来するような伊万里川の兩岸、限られたスペースなんですけれども、北側はトントンの若衆を呼びかけて、南側は商店街の経営者たちに呼びかけて、一緒にやりませんか。一年やって、ボランティアでやって、こういう制度がありますからいかがでしょうかと勧めたら、その二団体ともにできるようになりました。そういう情報とか働きかけを我々議員が調整役になって広く広報したり、そうすることも大切だということを感じさせていただきました。

今の御答弁では、市町との連携で情報誌などへの掲載というのが一番効果的だと思えます。やはりそういうところを御存じない方々に対して思い立っていただく、知ってもらって思い立って、我々がやってみようかというその思い立つ力こそが新しい地域づくりの原点ではないかと思えます。

除草の地元委託という、県と地域住民の協働、パートナーシップが何十年にわたって進められてきました。守りつつ、攻めたほうがいいと冒頭で申し上げ

ました。こういうパートナーシップ制度を御存じない方がたくさんおられます。あえて地域に役割や出番をつくる場づくりを周知広報してほしいと思えます。

現在、地元委託に参画している方々の継続に加え新たに、例えばPTAや消防団、NPO、会社など地域の若い世代に向け情報発信し、広く呼びかけることで、新しい属性の人たちが思い立ってくれる新たなシステムづくりが肝要と考えますが、最後に横尾県土整備部長の受け止めをお聞きして、質問を終わりたいと思えます。

○横尾県土整備部長Ⅱ私には、伐採等々に関して、こういった高齢化の中で、地元で持続的に取り組むことに対する私の所見ということでした。

先ほどから質問のやり取りの中では、道路、河川、維持管理の分で除草をはじめとして道路の清掃ですとか、河川の施設等の維持管理など、地元の協力をいただきながら、いろんな管理をやっているということでございますし、また、ボランティア的にも公役という形で伐採作業をやっていたということ、本当に感謝するところでございます。

公共施設の管理におきまして、地域と協働で進めることで地域のつながりが生まれる、そういったことにつながりますし、地域共有の財産である道路、河川、そういった公共施設を地域の住民自らが守っていく、こういった意識が醸成されることは本当に重要なことだというふうに思っております。

こういった住民の取組の一つとしては、中山間地域などでは農林水産省所管で多面的機能支払交付金事業、こういったことで農地の維持とか地域内の集落道の補修、水路の泥揚げとか、地域の方々が主体となって様々な取組がされているということもございます。こういった地域の方々に道路、河川の部分の事業制度を紹介するとか、そういったことでも協働の取組が広がるのではないかなというふうなことも思っているところでございます。

地域づくりの取組の事例という形でちょっと御紹介させていただきますと、唐津の七山のほうでは、地元と意見交換の中で伐採についてのことで言及があったということで、改めて唐津土木のほうから足を運んで、七山のむらづくり協議会、そういったところと意見交換した際には、協議会のメンバー、七山地区は広くから集まっているので、現在伐採しているところ以外もやれるよというようなお話があったということで、令和三年から四年にかけてはまた範囲を広げてやる、そして、令和五年度はまた回数を増やしてやるというような取組が広がっております、そういったことも本当にいい事例じゃないかなというふうに思っています。

改めて、地元委託に対する制度の御紹介、そして、他地区での取組、こういったものをチラシですとかホームページとか、また、地区の区長会とか、いろんな場を通じて制度を紹介して広げていくということも取組の一つのやり方じゃないかなというふうにも本当に受け止めております。

今後とも、道路、河川、こういった公共施設の管理の一部を担っていただくことを通して、地域の持つすばらしさ、そういったことに気づき、そして、自らの地域で知恵を出しながら地域づくりに取り組む、こういった自発の地域づくりの後押しになるような協働の取組を市町、関係機関と連携しながら、積極的に進めてまいりたいと思います。

私からは以上です。

○富田委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後四時十分 休憩

午後四時十七分 開議

○富田委員長 Ⅱ 委員会を再開いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○富田委員長 Ⅱ まず、甲第一号議案「令和六年度一般会計予算」中本委員会関係分と、乙第三十号議案「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構事業に対する市町の負担について」、以上二件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長 Ⅱ 起立多数と認めます。よって、以上二件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第八号議案中本委員会関係分、甲第十四号議案、甲第十八号議案中本委員会関係分、甲第三十一号議案、乙第二十一号議案から乙第二十三号議案まで三件、及び乙第二十六号議案、以上八件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富田委員長 Ⅱ 全員起立と認めます。よって、以上八件の議案は原案どおり可決されました。

○ 継 続 審 査

○富田委員長 Ⅱ 最後に、十一月議会から引き続き審議中の

- 一、地域交流行政について
- 一、文化・スポーツ交流行政について
- 一、県土整備行政について
- 一、災害対策について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○富田委員長 Ⅱ 御異議なしと認めます。よって、以上四件についての継続審査を議長に申し出ることにいたします。

以上で本委員会に付託された議案の全部を終了いたしました。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御了承をお願いしておきます。

これもちまして、地域交流・県土整備常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後四時二十一分 閉会

速 記 者 竹 澤 理 恵



議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	地 域 交 流 ・ 県 土 整 備 常 任 委 員 長
松 本 昂 志	田 中 憲 尚	武 藤 明 美	下 田 寛	留 守 茂 幸	藤 木 卓 一 郎	弘 川 貴 紀	富 田 幸 樹

令和六年三月十八日（月）

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室



# 佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会

委員長	副委員長	理事	委員	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
石倉秀郷	青木一功	留守茂幸	江口善紀	池田正恭	弘川貴紀	富田幸樹	古川裕紀	古賀陽三	野田勝人	武藤明美									





午前十時 開会

○石倉委員長「おはようございます。ただいまから佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を開催いたします。

○議席指定

○石倉委員長「まず、本日の議席を指定いたします。

議席はただいま御着席の議席を指定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長「御異議なしと認めます。よって、そのように指定いたします。

○会議録署名者指名

○石倉委員長「会議録署名者として弘川貴紀君、池田正恭君、野田勝人君、武藤明美さん、以上の四人を指名いたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日はお手元に配付しております日程表により午前中に現地視察を行い、午後参考人招致を行います。

○参考人の出席について

○石倉委員長「最初に、参考人の出席についてお諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件について、本日、九州防衛局長江原康雄氏、九州防衛局遠藤敦志氏、同高橋哲也氏、同北昌彦氏、及び同小川清美氏、以上五名の方々を参考人として、お手元に配付しています日程表に記載されている十名の方々を補助者として本委員会に出席を求め、日程表に記載の事項について意見を聞きたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長「御異議なしと認めます。よって、そのように決定し、その旨、議長に申し出ることといたします。

## 佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会 日程表

令和6年3月18日(月)

第4委員会室

### ◎現地視察

予定時間	10:00～12:00
視察内容	「駐屯地整備に係る工事の現況等」について
視察箇所	九州佐賀国際空港 展望デッキ(10:30頃) 国造搦樋門 付近(11:00頃)

### ◎参考人招致

予定時間	13:00～(60分程度を目途)
参考人	九州防衛局 九州防衛局長 江原 康雄 氏 企画部長 遠藤 敦志 氏 調達部長 高橋 哲也 氏 管理部長 北 昌彦 氏 企画部次長 小川 清美 氏
補助者	九州防衛局 企画部地方調整課基地対策室室長補佐 谷口 優紀子 氏 企画部地方調整課基地対策室係長 日高 翔磨 氏 企画部地方調整課基地対策室係員 西田 宗一郎 氏 調達部調達計画課課長補佐 中村 竜弘 氏 調達部土木課課長補佐 井上 俊之 氏 調達部建築課係長 久保 秀一 氏 調達部調達計画課係員 永田 史弥 氏 管理部業務課長 中村 勝明 氏 管理部施設取得課長 中野 直樹 氏 管理部施設取得課課長補佐 深堀 健太郎 氏
意見を求める事項	駐屯地整備に係る工事の現況等について

※質疑については、フリー形式

○石倉委員長Ⅱそれではただいまからお手元の日程表により視察を行います。直ちに玄関前にお集まりください。

議事課記録担当係長 松 尾 重 治

(午前十時二分から午後一時まで現地視察)

○石倉委員長Ⅱそれでは、委員会を再開します。

ただいまからお手元の日程に従いまして、参考人から意見を聞くことといたします。

それでは、本日の意見をお聞きする参考人の皆様方を御紹介申し上げます。

九州防衛局長、江原康雄氏です。

○江原参考人Ⅱよろしくお願いたします。

○石倉委員長Ⅱ九州防衛局企画部長、遠藤敦志氏です。

○遠藤参考人Ⅱよろしくお願いたします。

○石倉委員長Ⅱ同、調達部長、高橋哲也氏です。

○高橋参考人Ⅱよろしくお願いたします。

○石倉委員長Ⅱ同、管理部長、北昌彦氏です。

○北参考人Ⅱよろしくお願いたします。

○石倉委員長Ⅱ同、企画部次長、小川清美氏です。

○小川参考人Ⅱよろしくお願いたします。

○石倉委員長Ⅱほか、補助者の方々であります。

江原様をはじめとする参考人、補助者の皆様方に一言御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。

参考人からの説明を求める前に、米軍ヘリが佐賀空港の滑走路付近を低空飛

行した事案に対して、委員会を代表し、私のほうから一言申し上げます。

今回の事案は空港管理上問題があり、県民の信頼を揺るがすこととなり、誠に遺憾なことであります。防衛省におかれましては、米軍に対して事実関係の確認や原因究明及び再発防止を求め、その内容については、県議会に対し、きちんと説明を行うよう強く申入れをいたします。

それでは、これより参考人の方々今回の米軍ヘリの事案とオスプレイの安全性等について説明をお願いし、その後、委員からの質疑にお答えしていただくようお願い申し上げます。

なお、参考人は意見陳述の際は御着席のまま意見を述べられて結構であります。

それでは、よろしくお願いたします。

○江原参考人Ⅱまず、説明の前に御挨拶をさせていただきます。

改めまして、九州防衛局の江原でございます。

県議会の皆様におかれましては、平素より防衛行政に格別の御理解を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日は御多忙のところ、午前中の現地視察を含め、お時間をいただきありがとうございます。

これより、米軍ヘリが佐賀空港へローパスした事案については北管理部長から、オスプレイの安全性については遠藤企画部長から説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願申し上げます。

○北参考人Ⅱ改めまして、九州防衛局管理部長の北と申します。

ローパス事案の關係につきまして御説明させていただきます。では、座って説明させていただきます。

今般の佐賀空港滑走路付近のローパス事案につきまして、地域の皆様に御不安と御心配をおかけし、誠に申し訳なく、おわび申し上げます。

まず、今回のローパス事案につきまして、改めて御説明させていただきます。



今、お手元の資料、あるいは表示されている画面のほうにパワーポイントでつくられた紙がございますけれども、それを見ていただきたいと思えます。

〔資料を360頁に掲載〕

○北参考人Ⅱまず、事案自体は発生した日、これが先月二月二十八日、お昼十二時十分頃、米海兵隊第一海兵航空団所属のCH53というヘリでございます。これが一機、佐賀空港の滑走路付近を低高度で通過——いわゆるローパスというところがございますが——したものと承知しているところでございます。

このヘリにつきましては、日米共同訓練、これはアイアン・フィスト24というところで行っていた訓練ですけれども、それに参加しておりました機体でございます。米側からは、長崎県にございます相浦駐屯地、そこから熊本県にありますが高遊原分屯地に向けて飛行している途中であったということでございます。今回のローパスに関係しまして、機体の不具合のためではないということの説明を受けております。

この事案の発生を受け、防衛省としましては、米側に対し、事実関係の確認に加え、遺憾の意を伝えるとともに、再発防止の徹底について申し入れたところでございます。この申入れは、九州防衛局だけではございません。防衛本省や沖縄防衛局のほうからも併せて申入れを行っております。

航空機の運用に際しては、安全確保が大前提であるということは言うまでもありません。引き続き米側に対しては、安全面に最大限配慮するとともに、地域に与える影響を最小限とするよう求めてまいります。

今回の事案につきまして、この発生した原因ということでございますが、これにつきましては、搭乗員は所要の手続を取ることにに対する認識が不足したまま接近を続けてしまったとのことでございます。今回のこの事案は、日本で運用している米軍搭乗員の間で通常行わない行動であるということを確認しているところでございます。なお、日米共同訓練において計画されていたもので

はなく、事実の発生後、防衛省より米側に対し、強く申入れを行っております。

再発防止策についてでございますが、まず、米軍は今回の本件事案を踏まえ、搭乗員に対し、日本の民間空港を使用する場合の手続等の教育を改めて実施したとの説明がありました。また、防衛省より米側に対し、陸自オスプレイの受入れに当たって防衛省と佐賀県との間で確認している内容について、改めて説明を行うとともに、再発防止を求めています。

事案の説明については以上でございます。

○遠藤参考人Ⅱ改めました御挨拶申し上げます。九州防衛局企画部長の遠藤でございます。今日はよろしくお願いたします。

では、続きまして、オスプレイの運用再開に向けた確認作業と運用停止措置の解除という資料等を用いまして、オスプレイの安全性等に関する御説明をさせていただきます。

〔資料を361頁から368頁に掲載〕

○遠藤参考人Ⅱこの先は座って説明させていただきます。

では、改めまして、石倉委員長はじめ、佐賀県議会佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の皆様におかれましては、佐賀空港における陸上自衛隊V22オスプレイの配備につきまして、長年にわたり御理解と御協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。おかげさまをもちまして午前中に佐賀空港屋上デッキ、それから、国造掘樋門付近の堤防で御視察いただいたとおり、佐賀駐屯地（仮称）に関する関連工事につきましては順調に進捗している状況でございます。

一方で、オスプレイの安全性につきましては、広く県民、また、国民の皆様への御関心事項であるというふうな承知をしているところでございます。さらには、飛行の安全確保というものは、防衛省・自衛隊、そして、日米両政府の最優先事項であるというところでございます。

本日は、先ほど申し上げましたとおり、お手元の資料、それから、日本国内のオスプレイの段階的な運用再開についてという縦紙の資料、この二つの資料に沿いまして、昨年十一月に生起いたしました米空軍C V 22墜落事故とその後運用停止、また、その後、再開に至る経緯と併せまして御説明をさせていただきたいと思っております。

ではまず、お手元のオスプレイの運用再開に向けたという資料の一ページ目、また、画面のほうを御覧いただいても結構でございます、資料に沿いまして事故の概要について御説明をいたします。

昨年十一月二十九日、鹿児島県屋久島東側の沖合にて米空軍横田基地所属のC V 22オスプレイ一機が墜落する事故が生起いたしました。まずは事故の発生について広く県民、国民の皆様へ大変な御不安、御心配をおかけしたことについて改めて防衛省として深くおわびを申し上げます。

事故発生の直後から防衛省は、米軍並びに海上保安庁、警察等の関係機関と協力をいたしまして、いわゆる捜索、回収活動に当たったところでございます。我が国及び地域の平和と安全を維持するために、日夜任務に献身していた米空軍の兵士の八名、結果として死亡認定されるということに相なりました。このことに関しましては改めて心から追悼の意を表するところでございます。

同時に、こうした事故の発生を受けまして、私ども日本政府といたしまして、防衛大臣、また、外務大臣からの要請を含め、米側に対しては、国内に配備されたオスプレイについて飛行に係る安全性が確認されてから飛行を行うこと、また、事故の状況や今後の安全対策についての情報を提供するよう、明確に要請をしてきたところでございます。

実はこの資料の七ページ目にございますけれども、米側においても速やかに米空軍による事故調査が開始されたところであります。そして、いわゆる初期的な調査としてオスプレイの部品に不具合があるということが示唆されたとい

うことを受けまして、十二月六日には、同様に全てのオスプレイの運用が停止されたところでございます。また、陸上自衛隊のオスプレイにつきましても、事故の状況が明らかになるまで飛行を見合わせることにしたというところでございます。

これが一ページの上段、事故の概要でございます。下段に移りまして、その後の日米間でのいわゆる確認作業というものについて御説明いたします。

飛行の安全確保は最優先事項であると先ほど御説明申し上げましたが、防衛省・自衛隊としても、既に陸上自衛隊がV 22オスプレイを保有、運用している状況でございます。また、このオスプレイにつきまして、その機体構造やエンジンや飛行システムの基礎といった基本性能、これらは米海兵隊のM V 22、米海軍のC M V 22、そして、米空軍のC V 22と同一のものでございます。そういった意味合いにおきましても、一般の事故の原因を究明し、飛行の安全を確保した上で運用を再開することが、防衛省・自衛隊として必要不可欠であるというふうに考えてきているところでございます。

このため、例えば、お手元の資料にございますように、日米間の専門部局で毎週のようにV T C、いわゆるビデオ会議を開催したり、陸上自衛隊のオスプレイを運用する部隊の隊長、パイロット、整備員といった現場の自衛隊員や防衛装備庁に勤務する航空機に関する技術者などが、米側のカウンターパートと直接意見交換を行ったりするなど、防衛省・自衛隊として主体的に自らの問題として米側とは極めて緊密に技術情報に関するやり取りを積み重ねてまいりました。

この中で日本側として納得がいくまで議論、やり取りを行いつつ、今回の事故に関する米側の原因分析や安全対策について防衛省・自衛隊の専門的な見知、また、運用者の立場からも合理的であると評価するに至ったところでござ

います。

続いて、二ページ目を御覧ください。

このような中で、米軍からオスプレイの運用停止措置の解除について、日本時間の去る三月八日に公表がなされました。その主要な部分の日本語訳が最終ページにも添付してございますけれども、ポイントだけ申し上げますと、まず一つ目として、お手元の資料にございますように、細心の注意を払ったデータに基づくアプローチに従い、オスプレイの運用停止措置を解除したというものでございます。

具体的にどういう意味かと申し上げますと、今回の事故の後に、屋久島の御地元の皆様の御協力を得ながら、日米が連携して対応した捜索・回収活動において、例えば、ボイスレコーダー、フライトデータレコーダーといったものを含みます極めて重要な機器や機体の大部分を回収することができております。これらの分析材料やこれまでオスプレイに関して蓄積されてきたデータを踏まえまして、米軍の専門部局が徹底的なレビュー、そして、今後の飛行に向けたリスク軽減措置の策定を行ったといった意味であるというふうに承知をしております。

続きまして二行目、墜落事故を引き起こした部品の不具合に対処するため、整備と手順の変更が実施されるとございます。

この内容は、これから三ページ目、それから、四ページ目で御説明申し上げますが、日米間の確認作業の中で、墜落事故を引き起こした部品の不具合であるという事故の原因は特定されているということでございます。

そしてまた、五ページ目、六ページ目で御説明申し上げますが、安全対策としての整備と手順の変更が実施されれば、オスプレイの安全な運用再開が可能であるという意味合い。これが上段の二行目、墜落事故を引き起こした部品の不具合に対処するため、整備と手順の変更が実施されるということの意味、内

容でございます。

一方、資料における記載が飛んでしましまして大変恐縮でございますが、一度四ページ目をおめくりください。

四ページ目の二つ目の丸、真ん中辺にございます。

今般、運用停止措置の解除と運用再開が行われた時点におきまして、つまり、現時点におきまして、米空軍の事故調査委員会における調査は継続している状況でございます。先ほど米空軍は事故が起きてすぐに調査を開始したと御説明しましたが、その調査は現在も進んでいる状況でございます。したがって、調査報告書はまだ公表されておられません。

そして、この調査には、例えば、訴訟ですとか懲戒処分といったものに関する内容も含まれておりますことから、最終的な公表がなされるまでは米国内法上の制限により、事故原因の詳細について対外的に明らかにすることはできないということが定められているというふうに承知をしております。

そういった意味におきまして、これから御報告をします原因、そして、対策というところが若干抽象的な要素がございますけれども、今回の事故に関する報告書の公表時期については現時点で予断を持ってお答えをすることはできませんが、また、公表までの期間についても網羅的に把握しているわけではないにせよ、資料にございますように、過去には様々な事例がございますが、今般、日米間で事故原因が特定され、各種の安全対策の措置を講じることができるところとなったため、運用停止措置を解除することとなったものでございます。

では、恐縮ですが、改めて一度二ページ目にお戻りください。

下段の部分でございます。今般の解除措置というものを受けまして、防衛省と在日米軍は三月八日同日に共同のプレスリリースも発出をいたしました。

その内容は、まず運用停止措置が解除されたこと。そして、実際の運用再開に当たっては、それぞれの軍種ごとに行われるが、全ての整備、安全及び手順



の変更が実施された後にのみ運用されるということを明確に述べております。

そして、その上で在日米軍と陸上自衛隊のオスプレイの運用再開については、日米間で引き続き緊密に調整を行うということ。この内容を三月八日のプレスリリースにおいて発表しているところでございます。

では、その後の状況について、もう一つの資料、飛んで恐縮でございますが、縦紙の令和六年三月十三日付の日米国内のオスプレイの段階的な運用再開についての資料に沿って御報告をいたします。

その後、防衛省から発表いたしましたお手元の三月十三日付のお知らせ、この一パラグラフ目でございますが、今御説明した運用再開までの進め方は部隊により異なるが、日米間で緊密な調整をしてきたということを述べているものでございます。

そして二パラグラフ目から三パラグラフ目にかけて陸上自衛隊と在日米軍のオスプレイは、まず今後の事故の再発防止のための安全対策として示された整備、教育を行います。そして、これらの整備等を終えた機体から順次、基本的な飛行を行って、技術の練度を回復していきますということが述べられております。三カ月近くにわたりました飛行をしていないということから、飛ぶとなっても、いきなりフルフルで飛べるわけではないということでございます。

そして、この基本的な飛行につきましては、三月十四日以降、必要な安全対策を講じ、準備が整ったものから順次開始をし、そして実際に同日以降、在日米海兵隊のMV22については飛行を再開している状況でございます。

そして、先ほど申し上げましたとおり、基本的な技能の練度の回復には一定の期間がかかるものでございます。実際の飛行の対応は日米の個別の部隊により異なりますが、四パラグラフ目でございますように、例えば、陸上自衛隊のオスプレイについては、初飛行後、当面の間は飛行場周辺空域での飛行を行います。必要な練度を回復した上で次の段階の訓練に進む計画でございます。

また、このプロセスは一度に全てのオスプレイが飛行開始していくということではなく、繰り返しですが、整備等の準備を終えた機体から段階的に順次行われていく計画であるということも今回のお知らせにおいて記載しているところでございます。

では、恐れ入りますが、元の資料の三ページ目にお戻りいただきまして、ここから先は事故の原因の特定について御説明申し上げます。

今般の運用停止措置の解除に当たりましては、繰り返しとなりますが、オスプレイは防衛省・自衛隊が運用する機体でもあり、日米間でしっかりと確認作業を行い、日本側としても納得する形で事故原因が特定されております。

また、この原因に対する各種の安全対策を講じることによって、オスプレイの運用を安全に再開できるとも考えております。その結果、ポイントとしては二点、赤字で記載されている、まず一点目、オスプレイの設計と構造に問題はなということ、そして二点目として、航空機の機能を發揮させるために必要な構成品の中において、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であるということでございます。言い換えれば、特定の部品の不具合が他の部位に波及して事故にまで至ってしまったということでありまして、パイロットやクルーといった人的要因ではないということでございます。

防衛省・自衛隊といたしましては、原因に関するこれ以上の詳細な分析内容についても、米側から明確に説明を受けておりますが、先ほど申し上げた理由により、これ以上の詳細について防衛省から現時点で対外的に明らかにすることはできません。いずれ最終報告書によってしっかりと公表、御説明できるとはいえ、現時点において心苦しいところでございますが、ぜひとも御理解いただければと思っております。

ここで、設計と構造に問題はないとはどういう意味かと申しますと、今回特定した原因に対する安全対策を取れば、設計変更する必要がないという意味で



ございます。

また、今回の事故と同様の特定の部品の不具合によって事故が発生したこと、これはないということ、そしてまた、今回ハード・クラッチ・エンゲージメントは発生していないということも確認しているところでございます。

では、続いて四ページ目をおめくりください。

繰り返しとなりますが、このように事故原因が特定されておりますので、各種の安全対策の措置を講ずることで、特定の部品の不具合による事故を予防、対処することができると考えているものでございます。

下段の二つ目の丸は、先ほど御説明申し上げた現時点で詳細を御説明できない理由でございます。

では続いて、具体的な安全対策について、五ページ目以降で御説明いたします。

五ページをおめくりください。五ページ、六ページには具体的な安全対策として大きな柱、四つ記載されておりますので、順に御説明いたします。なお、この安全対策は日米共通のものでございます。

まず一つ目は、異常探知システムによる予防的点検と維持整備の頻度の増加というものでございます。

まず、異常探知システムとはでございますが、一般の構成品の動作環境が理想的な状況とは異なる状況となってしまうような場合に、それを感知し、不具合に至る予兆、前兆をいち早く探知するための各種のセンサーシステムでございます。

以前から御説明申し上げているところでございますが、オスプレイには感度の高いセンサーが内部に張りめぐらされているところでございます。

そして、この異常探知システムによる予防的点検、つまりチェックをする頻度を増やすということで、今回事故の原因となりました特定の部品の不具合の

予兆を早期に発見し、速やかに対応することが可能となります。そして、事故を予防することにつながってまいります。

また、維持整備の頻度を増やすことも、この特定の部品の不具合の予兆を早期に把握し、同時に予防にもつながってまいります。

二つ目の柱は、航空機の整備記録の確認でございます。

航空機の整備記録を整理し確認することは当然のことでございますが、今回の事故原因を踏まえまして、特定の部品に関連する整備記録をより詳細に確認してまいります。

繰り返しになりますが、一つ目の柱で御説明した不具合の予兆を早期に探知することが重要であります。その上で必要があれば部品の交換を行います。

ただ、全機一斉の部品交換を行うということの必要まではございません。

続いて、六ページ目を御覧ください。

安全対策の三つ目、通常時・緊急時の搭乗員の手順の更新でございます。

安全な飛行のため、予防的措置や緊急時の対応要領を定めたマニュアルがございますが、一般の特定の部品の不具合による事故は、これまでのマニュアルでは予想していなかったため、これを防ぐための手順を整理し、これらをマニュアルに追加いたします。

最後に、安全対策の四つ目といたしまして、運用計画の更新でございます。

これは日々の飛行の際に事前に作成する運用計画でございますが、この計画においても、特定の部品の不具合による事故を防ぐための手順を整理し、反映させるものでございます。

安全対策のまとめとなりますが、まず異常探知システムによる予防的点検と維持整備の頻度の増加によって、不具合の予兆を早期に探知することができま。その上で、必要があれば部品の交換を行います。これに加えて、整備記録の確認、マニュアルの更新、運用計画の更新といった各種の措置を講じること

でオスプレイを安全に運用できると判断しております。そして、この判断は防衛省・自衛隊の専門的見地、そしてオスプレイの運用者の立場からも合理的なものであると主体的に評価したものでございます。

以上が私からの御説明でございますが、最後に、防衛省といたしましては、今回の事故は地域の方々に大きな不安を与えるものであったことを重く受け止めております。事故の状況や原因につきましては、事故報告書が公表された際に、その内容について改めて丁寧な御説明したいと考えておりますが、地元の皆様の御不安や御懸念の払拭のために、引き続き丁寧な御説明や情報提供を行うなど、真摯に対応してまいりたいと思っております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○石倉委員長Ⅱありがとうございました。

以上で参考人からの意見陳述は終わりました。

それでは、フリー形式の質疑を行いたいと思います。

質問のある委員の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された委員は自席から質問をしていただきたいと思っております。

また、参考人におかれましては、発言の際は挙手にて委員長長の許可を得て、起立の上、発言をお願いいたします。

なお、参考人は委員に対し質疑をすることができないこととなっております。さらには、補助者は参考人から意見を求められた場合、参考人に対し助言を行います、委員に対し発言はできませんので、御了承いただきたいと思っております。

それから、質問時間はおおむね十四時をめぐりしておりますので、多くの方が質疑していただけるよう、簡単明瞭にお願いいたします。

それでは、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○青木委員Ⅱ自由民主党の青木一功です。

本日は参考人招致を受けていただきましてありがとうございます。

私から端的に、簡潔に二点伺いますが、この米軍ヘリの飛行などには徹底した再発防止を訴えていただきながらも、このオスプレイが段階的な運用を再開されるということ、練度を低下させないような取組をしっかりと防衛省としても取り組んでいただきたいと思います。

午前中、駐屯地のほうの整備の状況を見させていただきました。着々と進められているという印象の中で、しっかりと粛々と進めていただきながらも、安全には徹底した管理を行っていただきたいと思います。

そこで、一点目ですが、県民の中には全体的なスケジュール感として、令和七年の七月に全ての駐屯地の整備が終わると思っております。着々と進められています。ですので、そうではないということも含めまして、この全体的な整備状況、そして今後のスケジュール、詳しく伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。お答えをいたします。

現地の現在行われている工事の全体のスケジュールでございますが、令和七年六月までに整備するものにつきましては、あくまでも駐屯地の開設に必要な施設のみとしております。ですので、令和七年七月以降、見ていただいた配置図には、例えば、体育館であるとか、倉庫であるとか、そういった施設については令和七年七月以降に整備をしていくということになります。よって、令和七年六月末で全ての工事が終わるということではなくて、令和七年七月以降も引き続き必要な整備は行っていくというところでございます。

工事の流れでございますが、三月末というか、いよいよもってノリ漁期が終わってまいりますので、現場のほうはいよいよコンクリートの打設が可能になりますので、今後、そういった工事を行っていくところでございます。

以上です。

○青木委員Ⅱそれぞれありがとうございます。

それでは次に、ここまで様々な注目をされているオスプレイなんですが、ここで改めて私のほうから、このオスプレイが国防に果たす役割、やはりこのオスプレイが必要だということは私も重々理解しております。改めて国防に対する役割を最後に伺います。

○遠藤参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。御質問は非常に大きな話であろうかと思いますが、端的に申し上げます。

非常に厳しい安全保障環境にある中において、私も防衛省・自衛隊は、防衛力の抜本的な強化に取り組んでいるところでございますが、かねてより南西地域の、いわゆる防衛体制が空白であるというところもございまして、また島嶼を防衛する、島々を防衛する能力がないということもありまして、いわゆる南西地域の防衛力強化、そしてまた、仮に島が何者かに奪われてしまった場合にそれを奪い返すための島嶼奪還能力というものについて強化を進めてきたところでございます。

その一環として、相浦にございます水陸機動団という部隊を新編したところでございますが、その水陸機動団が具体的な運用をするに当たりまして、飛行経路、そしてスピード、この能力の高いオスプレイというものが必要不可欠である。そして、その相浦に拠点のある水陸機動団と一体として運用するという意味においても、この佐賀の地においてオスプレイを配備、運用させていただきたいということで、ここまで進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○富田委員Ⅱどうも午前中の視察、お疲れさまでした。私のほうからちょっと懸念といいますか、まず一点目に、ローパスの事件、事故ですね。この件、事案についてですけれども、防衛省のほうから米軍に対しての申入れは分かるんですけども、今回、佐賀空港の運航にも影響があったと私は思っているんですよ。そういった中で、国交省と連名での申入れとか、日本政府としての申入

れが必要なんじゃないかと思っておりますけれども、その辺の考え方についてどうなんでしょうか。

○北参考人Ⅱ申入れの件につきまして、先ほど御説明しましたけれども、防衛本省で、あるいは九州防衛局、あるいは沖縄防衛局から申入れを行っております。

今の点、国交省も一緒にということでもございましたけれども、まずは今回こういった事案が起きたということで、米軍の関係ということでもございまして、我々のほうからすぐに対応しなければいけないということで、まずすぐに申し入れるということでもやっているところでもございまして、防衛省だけでやっているのが実態でございます。すみません。

○富田委員Ⅱ私はやはり佐賀空港、国交省の管轄でもございますし、運航については国交省の管轄でもあるかと思っておりますので、そこはしっかり政府としてなのか、防衛省と国交省と両方一緒にこの問題はやっぱり要求していくべきだと思っておりますので、今後、そういったことを頭に置いていただきたいと思っております。

搭乗隊員の認識がなかったと。認識がなかったはちょっと甘え過ぎるなと思うんですけど、これはアメリカの答弁ですから、これをいろいろ言っても防衛省さんから何も出てこないと思いますので、その辺もしっかりお伝えいただきたいと思っております。

先ほど今後の日程について青木委員のほうからありましたけれども、私としては、今後、来年の六月に開港ということでも予定されていますので、令和七年の六月ですね。ですから、やはり以前、泥の搬入のときにもいただきましたけれども、やはり工程表をいただきたいと思っております。今後、開港までにどういった仕事をどこまでやっていくのかということが、我々も見えて、そしてまた県民の皆様にごこういった工事が始まるよとか、どれくらいで進んでいくのか、こう

いったことを聞かれたときに答えなければなりませんので、そこは工程的なところをもう一度出していただけだと思っております。その点についてお答えをお願いします。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。工程についてのお問合せがありましたので、それについてお答えしたいと思います。

今回の駐屯地工事につきましての全体工程というのは、私どものホームページ、一番最初にお出ししている工程表になりますけど、私どもの局のホームページでも公表しております。あと、それに加えて、月ごとのスケジュールというのはホームページのほうでお示しをしているところでございます。その辺で御理解をいただければと思います。

○富田委員Ⅱホームページで公表していますので、それを見てくださいということでございますので、確認したいと思っています。

今回、現地を見させていただいて、これまでもいろんな説明があったのかと思っておりますけど、ちょっと私が聞き漏らした分もあると思いますので、三ポイントほど聞きたいんですけども、雨水の集水池の管理は誰がされていくのかなど。それとまた、海水と混ぜるポンプとか、そういったものの管理運転はどこが責任を持っていくのかなど。それからもう一つ、その集水池のり面をコンクリートで覆うのか、ちょっと現地を今日見まして、のり面があの状況じゃ崩れていくよなとちょっと心配になったものですから、今後のそういった工法的な部分を三点よろしくお願いいたします。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

まず、一時貯留池の管理をどこがするのかといったところでございますとか、海水ポンプの運転管理、どこが行うのかという御質問だったかと思えます。それにつきましては、今回、一時貯留池、海水から取水するポンプともに防衛省のほうで工事しております。その関係上、施設としては防衛省が維持してい

くことになるのかなと思っております。ただ、具体的な維持管理を、じゃ、どうするかという話は、今後、佐賀県さんとも調整を踏まえながら決定していくことになるかというふうに思います。

それとあと、一時貯留池のり面でございますが、すみません、私の堤防の上でマイク等もなかったもので、聞こえなかったのかなと思えますけど、あそここのり面についてはブロックを貼ることでしております。

以上でございます。

○武藤委員Ⅱ日本共産党の武藤明美でございます。幾つか予定しておりますけれども、時間の関係ではしよることもなろうかと思えます。

午前中、雨水の一時貯留池を見せていただき、駐屯地の工事現場も屋上からではありましたが、見ました。ここにパネルを持ってきておりますが、これが駐屯地です。(パネルを示す)三十四・二ヘクタールということに今なっているようです。滑走路を挟んだ西、南のほうに雨水の一時貯留池約七ヘクタールということで、この赤い道路の線を通ってダンパーが行き来しております。これについてちょっとお聞きをしていきたいと思っております。

この貯留池はいつの段階で必要だと認識をされたのかということです。それは、漁業者の人たちは大体二〇二一年頃に支所で説明会を受けて、バリカン症状になるとかいろいろ言っておられましたけれども、そういった声からして必要だというふうに思われていたのかどうかということが一つ。

もう一つは、防衛省は二〇一六年、平成二十八年の二月十六日、県の質問に答える形で排水対策についてこう述べています。

四点ほどありまして、建設工事中は佐賀県が空港建設に沿った措置を踏まえるといことですね。それからもう一つが、施設設置後についても調整池を設置するだとして、貯留池からの大量の雨水が海に流入しないよう適切な措置を講じるということ。それからあとは、運用時の油脂の問題とか生活排水の問題



があるわけなんですけれども、今建設中においてそういう大きな七ヘクタールもの貯留池が必要になったというふうなことをおっしゃっていますけれども、これはいつの時点でそういうふうな認識されたのかどうなのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

まず、一時貯留池の整備がいつ必要になったのかという御質問だったかと思えます。

一時貯留池というか、まず今回、公害防止協定を見直すに当たりまして、漁協さんのお約束の中で適切な比重にして排水をします。その排水につきましては、佐賀駐屯地の排水のみならず、佐賀空港及びその周辺地域の水全てを含めて適切な比重で排水をすることとなっております。

そのことが決定後、どのような方法で行えば適切な比重で出せるのかというところの詳細な設計を始めまして、最終的には昨年の九月のオスプレイ検討委員会において、七ヘクタールの一時貯留池を整備してこのような方式で排水をすれば適切な比重として出せるということを御説明して御理解をいただいております。

○武藤委員Ⅱ九月の段階でそういう認識に至ったということなんですけれども、県の県有地を借りるというのが十二月五日で、そして、その許可が出たのが十二月八日というふうになっていきますけれども、その間事前に相談とかもされたんでしょうか。

それともう一つ、私は昨年七月に国会議員団とともに防衛局からヒアリングを行いました。そのときに、今、土を取っている、A、B、C、Dの四地点、真砂土を皆さんたちが購入している購入土、その土砂で賄えるのかということとを聞いたら、八十万立米の土砂でちゃんと賄えるんだというふうに御答弁いただきました。A、B、C、Dそれぞれの約束をしている土の量、それぞれど

れぐらい購入するということになっているんでしょうか、そして、それは特記仕様書にも書いてあるんでしょうか、そのことをお聞きしたいと思います。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

先ほどの私の回答の中で若干、すみません、私の説明が足りなくて御理解いただけなかったかなと思いますので、ちよつともう一度御説明をさせていただきます。

九月のオスプレイ検討委員会において最終的に今の形が決定をしたというふうに説明をさせていただきました。なので、九月に決まった、九月にそういうのが必要になったというわけではない。当然その前からいろいろな詳細、検討して、県、漁協のほうにも御説明をしながら最終的に今の形に決まったのが九月であるということでございます。

それと、県のほうに、じゃ、事前にいろいろと相談したのかということでございますけど、当然、七ヘクタールのあの土地を使って一時貯留池を造るということが最善の方法だという方向で設計を進めていく過程の中で、佐賀県さんともいろいろと協議を重ねさせていただいております。

あと、四山でそれぞれの山がどれくらいの量というのは、そういう契約はしておりません。全体ボリュームとして幾らの土が必要かということを仕様書のほうには書いているだけで、当然、山のいろいろな事情もございまして、個別に何立米ずつとかという契約は一切していないし、現段階でも決定しているものではないです。

○武藤委員Ⅱ大体八十万立米と、住民説明会や私どもの聞き取りのときにおっしゃっておられました。

今日も見ましたけれども、今、雨水の貯留池を造るために掘削中ですよね。そこで発生する掘削土を駐屯地造成に再利用をされています。二十四時間の稼働をしながらやっているということなんですけど、その再利用の量はどれぐら

いが発生して再利用するのか。また、ダンプカーは二十四時間ということなので、一日大体何台動いているのかということと、一日何立米、駐屯地の造成のほうに運ぶのかということをお聞きしたいと思います。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

まず最初に、掘削土を一時貯留池のほうから幾ら運ぶのかという御質問だったかと思えます。

現在の計画では約三十万立米運搬する予定となっております。

あと、現在ダンプの台数についてでございますが、一時貯留池のほうから駐屯地のほうに運んでいるダンプ、おおむね約二十台で運行しております。

○武藤委員Ⅱ一日何立米運ぶのかということもお聞きしておりますが、それについても後で答弁のときに言ってもらってもいいんですけど、私は八十万立米必要だと言っていた購入土、それがこういう形で約三十万立米持つてくるということになるわけですけども、それはまた特記仕様書にも書いているのかということも聞きましたし、そして、それは業者の人たちに全体のスケジュール、工事の状況としても八十万立米買うということを言っていたはずなんでしょう、こういう再生土を使用するというようになって状況が変わってきているんではないかなということも心配するわけですけど、それについてはどうですか。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

先ほどの一日に何立米かという御質問でございますが、日によって数量は異なるものですから一概には言えませんけど、おおむね日当たりすると千立米とか千五百立米ぐらい運搬をしていることになろうかと思えます。あと八十万立米を四山から予定していたのに、掘削土を再利用することに変更になって大丈夫なのかと、問題ないのかという御質問だったかと思えますけど、先ほども申しましたように、必要な数量としての見込数量としては八十万立米であると。ただ、当初の形から、別に各山に何万立米絶対買うよとか、そういう

た契約等は行っておりませんので、契約上、特に問題が発生するとは承知しておりません。

○武藤委員Ⅱこれは、駐屯地の造成現場の入り口に皆さん方が工事の状況などを書いて貼つてある、それと同じものなんですけど、(資料を示す)再生資源利用計画書というものがありまして、ここに土砂の場合がどうなるかということ、九十一万立米を超過ということになっているんですね。調整池からの掘削土三十六万七千八百立米あるわけですけど、先ほど約三十万立米前後というふうにおっしゃったんですけど、そういうことからいえば、こういうふうに書いてあるんです。

再利用の計画で内訳を見ると、ほかに五十四万三千七百立米、これは佐賀市と唐津市から運ぶということになっているものです。この合計だけで九十一万立米を超過し、ほかに六千五百四十立米とか、数千立米ずつが何カ所からあるわけで、それらは筑後川下流土地改良の農地防災事業の掘削土で、徳永線だったり、兵庫西線だったりということで使われるということなんですけど、八十万立米必要なのに再生土九十二万超える立米で、駐屯地埋立てに使っているということ、この量が八十万立米必要と言っていたのに九十万立米を超える。しかも、この九十万立米というのは全て再生土なんですよね、これで見ると。真砂土を購入するのかもしれない、そうじゃなくて、九十万立米そこから再利用の土ということになるんですけれども、皆さんたちの最初の段階での説明と大きく食い違っているのではないかと思うんですが、いかがですか。

○石倉委員長Ⅱ参考人、暫時休憩するから調整したら。よろしいですか、暫時休憩して調整。(それはそれでも構いませんけれども)と武藤委員呼ぶ)意見調整をさせていただいて。(さっき言ったけど答えてもおられないし、特記仕様書に載せているんですかということも答えてください。はい、暫時休憩いいですよ)と武藤委員呼ぶ)

三月十八日 佐賀空港・有明海問題対策

それでは、暫時休憩します。

午後一時五十三分 休憩

午後二時一分 開議

○石倉委員長Ⅱ委員会を再開します。

○高橋参考人Ⅱすみません、お時間を頂戴して大変申し訳ありませんでした。

先ほど先生の言われた上の五十四万何がしというものは、駐屯地の工事で四山から運んでいる分の数量が計上されておりあります。先ほどの席上で、なぜ再生資材という欄に入っているのかというところは、すみません、今、確たることがちよつと申し上げられなくて申し訳ありませんが、ちよつとその辺は確認をしたいと思いますが、あくまでも一時貯留池等の掘削土の数字は、その下の段の三十何万立米という数字が正しいというところでございます。

○武藤委員Ⅱ今の答弁、納得いきませんよ。掘削土そのものはおっしゃった認識でいいんですけども、私たち県民は真砂土として購入するのが八十万立米とは思っていなかったわけです。ところが、そうじゃない。事実としては五十四万三千七百立米が四つの山から運んでくるものであって、あとはほとんど再利用の掘削土を、調整池からの掘削土であれ、ほかの事業をしているところからの掘削土であれ、持ってくる。それが九十二万五千立米になっているというところは、明らかに八十万立米要りますと国会議員にも説明して、県民にも説明しているのに全然違うじゃないですか、どうするんですか。

○高橋参考人Ⅱお答えします。

その数字が、すみません、今この場で私がちよつと、なかなか明確なお答えができないということで大変申し訳ないんですが、駐屯地の造成工事として約八十万立米が必要というところは現状変わってはおりませんが、今回工事をしている中で、一時貯留池のほうから土が発生する、もしくは例えば、国交省の工事であるとか、近隣の自治体さんのほうから工事で発生した残土を受け取ってもらえないかとか、そういった調整があったことから、私どもとしては受け入れてもいいですよというところで受け入れているというところでございます。

ます。

○武藤委員Ⅱこの現場掲示してある再生資源利用計画書、これは間違いだということなんですか。間違いを示しているということなんですか。

○高橋参考人Ⅱお答えします。

今この場で、その利用計画書が間違っているかどうかということについては、申し訳ありませんが、お答えすることは困難な状況でございます。掲示しているものでございますから、間違いがあつては多分いけないことですので、早急に確認をしたいと思っております。

○武藤委員Ⅱこの計画書で見ると、九十二万五千立米が全部再生土で駐屯地を造成するというふうな表示になっている、県民はそういうふうにししか受け止めませんよ、そういう表示になっているんですから。これはやっぱり間違いなから間違いだとちゃんと県民に説明し、おわびもしていただきたい。

しかも、加えて一時貯留池から運んでいるトラック、その他のトラック、ダンプトラックですけど、何も佐賀駐屯地用の工事ということを示すものはありません。先ほどお見せした赤い道路ですね、(パネルを示す)運んでいる運搬の通路、ここはやはり県道も走っているわけですから、空港を利用する人たちや、すぐ近くの集落の人たちが日常的に使う、そういう道路でもありますし、ぜひ説明してほしいというふうに思っています。そして、巨勢とか、ほかのところから運んでくる再利用土も、何の表示もないダンプカーで持ってきてこれです。町の中を走るんですよ。これもやはりちゃんと何らかの表示もせんといかぬし、市民の皆さんたちに明らかに説明もせんといかぬのじゃないかというふうに思うんですけれども、今からでもこれは説明会をきちんと開くべきじゃないですか、どうですか。(傍聴席より拍手する者あり)

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。お答えをさせていただきます。

土砂の運搬につきましては、あくまでも発生元の各事業者が責任を持って行



うものであるというふうに承知をしております。ですので、私どものほうから国交省さんであるとか、近隣の自治体さんのほうにその辺の表示をするとか、そういったことは全く考えておりません。

また、説明会につきましては、現状、確かに委員のおっしゃるとおり、県道を走行はしますけれども、近隣に住宅もなく、区間も短いということから、影響については非常に少ないものと承知をしております。現時点において説明会を実施する考えはございません。

○石倉委員長 〓 傍聴者の方に申し上げますけれども、声を荒げたり、拍手等については控えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。御静粛にお願いいたします。

○武藤委員 〓 少なくとも雨水の一時貯留池は、防衛局が発注して行っている事業なんです。皆さんたちは一連性はないとおっしゃるけれども、一連性はないと思う人も、あるよと思う人もいるかもしれません。しかし、その工事をやっている防衛局が、防衛局がやっている駐屯地の埋立てに使っているということであれば、自らちゃんと明らかにします、説明もしますということを言うべきなんじゃないでしょうか。

私、先ほど自分ばかり時間を使って、ほかの方に申し訳ないと思って遠慮していたんですけれども、最初の米軍機の低空飛行についても、なぜ低空飛行したのかということは書いてないですよ。当該機は、機体の不具合のために佐賀空港滑走路に接近したのではない。機体の不具合じゃなかったら、何で低高度で滑走路付近に来たのか。そこところは何も触れられていないんです、皆さんの説明で。そういう言い方で米軍に対してもっと強く言えないのか。航空法の六十九条の二に抵触しているんじゃないかと思えますけど、それについて皆さんたちはどう思っているんですか。

それともう一つ、事故機のことですね、十一月末の事故についてですけど

も、運用を再開するという中で、結局、事故報告書もまだ出されていない、結局何なのかがはつきりしていない。つまり、人的なミスでもない、ハード・クラッチ・エンゲージメントでもない、新たな問題が発生しているわけです。それについて、再開を認めるということは絶対に許せないと思うんです。それと、ちなみに目達原に一機オスプレイがありますけれども、あれはいつ木更津に返すんですか。私はこの事故報告書がはつきりするまでは到底返してはならない、飛ばしてはならないというふうにも思うんですけど、そこはどうですか。

○江原参考人 〓 御質問ありがとうございます。

すみません、先ほど来より土の、委員の御指摘と我々の説明とで、今明確にそういう説明ができてなくておわびを申し上げます。これについて、改めて整理をさせていただきます。

二つ目でございます。

今、先生よりローパスについての御質問をいただきました。こちらについての原因は何かというお問合せでしたが、先ほど来搭乗員は所要の手続を取ることに対する認識を不足したままこの空港への接近を続けてしまったというように我々は説明を受けております。今回の事案は、日本で運用している米軍搭乗員の通常行わない行動だと確認をしているということでございます。この今回の事案は日米共同訓練において計画されていたものではなく、事案の発生後、防衛省で米側に強く申入れを行ったというものでございます。あと、三点目でございます。

今、先生が目達原はどうなるのかということ御質問をいただきました。

現在、陸上自衛隊のオスプレイの飛行については、またこの飛行の用途、見込みとか立った段階で、また改めて必要な関係部署等に説明をしたいと考えているところでございます。

○武藤委員 〓 私は、今行っている工事ものはつきりさせるまでは中断せんといか

ぬのじゃないかと思うんですよ。だって、これで見たら、購入土の真砂土ではなくて、もう四〇％以上が残土というか、再利用の土ですよ。しかも、貯留池の土というのは御存じのとおり、水分が多くて大変質が悪いというふうに思うんですけども、真砂土を搬入する部分とこの再利用の土と、明らかに土の質が変わるんです。石灰で幾ら混ぜて改良していると言いつつも、明らかに変わってくるんですよ。そういった問題を何ら明らかにせずこの工事をそのまま続けていいのかということをお私は大変疑問に思っています。

オスプレイの再飛行ももちろん抗議し、中止すべきだと思いますし、それから、今行われている工事、少なくとも、県民に事を明らかにしない限りは、今中止すべきなんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○江原参考人Ⅱ改めてすみません。先ほどの土の性質についてでございますが、土についての数字、ちよつと異なって申し訳ございませんでした。これについては、きちんと整理をさせていただきたいと考えております。

現在、当然あの工事につきましては、安全に配慮しながら各自の工事を進めているとの我々の立場でございます。こういった事故等のないように、また何か問題がないような形で進めていくというのが我々の考えでございます。

○武藤委員Ⅱ今の答弁は納得がいきません。とにかくオスプレイを飛ばすことについては反対です。佐賀空港への配備も反対を申し上げて、皆さん方の対応に抗議をして質問を終わります。

○石倉委員長Ⅱ江口委員、時間も来ておりますので、簡潔にお願いいたします。○江口委員Ⅱ県民ネットワークの江口善紀です、よろしくお願いいたします。

五点質問を用意しておりますので、簡潔に質問させていただきたいと思えます。

まず一点目、先ほどの海兵隊機ローパス事案の説明についてですが、遠藤部長がこれを説明してくださいました。(発言する者あり) あ、違いましたっけ。

それで、今質疑があったように、最終的にこの理由、所要の手続を取ることを認識が不足していたとか、再発防止策、民間の手順の教育をし直すとか、口頭でおっしゃいましたけれども、私は以前も遠藤さんに何度も申し上げたように、ちゃんと資料として提出をしていただきたいと。答弁をされたので、公文書として県議会の議事録に残ります。隠し立てをする必要は全くございません。恐らくこれには二ページ目があつてしかるべきだと思います。作成の上、改めて県議会に提出をしていただきたいと要望いたしますが、その点について御対応をいかが考えられておりますでしょうか。

○遠藤参考人Ⅱ私が代表して御答弁させていただきます。

この特別委員会で御答弁させていただくのも何回目かになりまして、そのたびごとに江口委員には資料が不足しているというお叱りを頂戴しているところでございます。

今回のローパスの件、事案が発生してすぐに私どもも佐賀県、佐賀県議会、そして、佐賀市、佐賀市議会、差し当たりのおわびの御説明に上がるとともに、米側に対しては抗議をし、また、事実関係の確認等をしてまいったところでございます。今日、委員会に臨むに当たりまして、それ以外の趣旨の案件についてはしっかりと資料の準備をしてということで努めてまいったところでございますし、このローパスの件についても、事務的な作業が整うところまでについては、しっかりとほかの資料を準備してきたところでございますけれども、この直前になって、米側との関係で、また省内における検討の進捗の中でお答えできるものができたということで、押っ取り刀、今日、口頭で北のほうから説明させていただいたということでございます。隠すという趣旨ではなかったということ御理解いただければと思います。

その上で、この資料の二枚目を作ってお渡しできるかどうかというところは、持ち帰って検討させていただきたいと思えますが、御指摘の趣旨については、



は空港への送り迎えの利用者の方もいらっしやれば、これから、あそこは桜ロードといまして大変桜の名所でございます、地元の方も来られる、秋にはあそこはコスモス園にもなります、そういった方々から驚かれる声も実際に聞いたことがあるんですけども、堤防のほうからダンプが入ってくるということについてはやはり驚きの声もあつたわけですが、そういったことと全体的な工程も含めて、やはり地元の方では今でも説明会の開催等を求める声はありますが、改めて地元へのそういった説明会、要望の声に対しての対応をもう一度お尋ねしたいと思います。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。お答えをしたいと思います。

先ほどお話ししたとおり、現時点においては説明会をするということは考えておりませんが、今いろいろとお話もありましたので、今後検討はしていきたいと考えております。

○江口委員Ⅱ平成二十六年七月から始まって、参考人招致の際には防衛省の方からは何度も丁寧な対応を心がけていくというふうな答弁をいただいておりますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

ちなみにダンプのほうなんです、基本的に駐屯地のほうへ土砂を搬入するダンプには全てゼッケンが、土砂を積み込むところからのA、B、C、D、四カ所からのゼッケンが基本的に全部ついているという認識でよろしいでしょうか。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

現状、四山から運んでいる全てのダンプについては黄色の幕をつけて運搬しております。

一時貯留池のほうから運んでいるダンプにつきましては別事業という位置づけをしておりますので、幕のほうはつけておりません。

○江口委員Ⅱそれでは、一時貯留池からのほうの運搬のダンプにはゼッケンは

ついていない、幕はついていないというふうな御答弁でしたが、それ以外から搬入される土砂運搬のダンプというのは存在しないのでしょうか。確認のためお願いします。

○石倉委員長Ⅱ江口委員、そろそろ二時半ですから、よろしく質問のほうはお願いしたいと思います。

○高橋参考人Ⅱ先ほど若干話題にはなつたんですけど、私も、一時貯留池から運んでいるダンプ以外にも、国土交通省さんの工事で発生する発生土、それと、農政局さんの工事現場で発生している発生土、あとは近隣自治体さんのほうの工事で発生した残土、量的にはさほど多くはありませんが、運搬はしております。

○江口委員Ⅱそういったダンプの存在がやはり地元の方にとってはまた不安の種類になってしまうというふうな声があるんですけども、ゼッケンがあるのは駐屯地の工事のためのダンプということで、そこその重さを運んでいるというのは認識がありますが、それ以外にもゼッケンのないダンプが結構いるぞと、あれは何なんだろうという地元の声がありますが、それに対して何か説明の御答弁ありますでしょうか。

○高橋参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。お答えしたいと思います。

土砂の運搬につきましては、各事業者が責任を持って行うものというふうになっております。私どもとしては、求めがあつたことから受入れをしているといったところでございますけど、本日、このような声があつたということにつきましては、土砂を搬出している事業者側にはお伝えしたいというふうな考えでございます。

○江口委員Ⅱこの駐屯地の工事が始まるに当たって、二十四時間、ダンプ百台以上というふうな工事の見通しが提示され、地元としても大変驚きを持って受け止めた、そういった経緯がある。また、その搬入のコースについても非常に



いろんな苦情があったり、それに対してコースを変更したりということがありましたが、一日当たり何時から何時まで、百台、百六十台、いろいろ積み上げの数字があったと思います。しかし、今おっしゃった国交省や農政局や近隣自治体からの要請を受けたダンプというのは一体何台ぐらいなのか。我々は、地元としては、やっぱり一日百台、いや、百六十台云々ということで認識しておりましたが、実際もっと多いんじゃないかと、それが国交省や農政局だ、近隣自治体からと言われても、結局は地元からすれば、空港の駐屯地の工事のためのダンプの数じゃないか。防衛省が説明しているのと実際に走っているダンプの数は違うんじゃないかという声がありますが、それに対して何か御答弁ありますでしょうか。

○江原参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

今、先生の御質問は、地元から御不安の声が上がっていると、説明とは違うのではないかと、本当に大丈夫かというお声かと思えます。

今いただいた点、直ちに、先ほど高橋のほうで答弁申し上げたように、ほかの事業所から来るものについてゼッケン等のついていないところがございすが、何か特に安全性の確保ですとか、先日からの要請ですとか、その辺の手段を考えて地元の皆様の御不安とか御心配いただかない形の工夫を考えたいと思えます。

○江口委員Ⅱ九州防衛局からいただいたダンプ運行計画ということで大体時間帯と一日何台ぐらいというのをいただきました、私たちも説明いただきました、それに伴っての振動、騒音、あるいは渋滞の発生等の詳細な資料をいただきました、地元の肌感覚と総合的に何とか受忍せざるを得ない状況なのかと思っていましたが、どうも最近違うぞと。しかし、それは防衛省からは、聞かなければ、こういった答弁は聞かれなかったわけですから、そういう姿勢がこの八年間ずっと積み重なっているわけですよ、江原局長さんはまだそんなに長くな

いですが、その点について答弁をお願いします。

○江原参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

今、先生からいただいた御主張を踏まえて、一つ一つ対応していきたいと思っております。私どものほうで対応が至ってなければ申し訳ございませんでした。

○石倉委員長Ⅱ江口委員、そろそろよろしいですか。

○江口委員Ⅱもう一つだけ、質問を用意してあるのでお願いします。

報道によりますと、昨年七月、東京湾周辺で陸自オスプレイ、ナットなど落下というふうな報道がございました。陸上自衛隊のV22オスプレイからナットなど落下したということが十四日、陸自への取材で分かったということでございます。左エンジンの留め具とナット配線の一部がなくなっていることが分かったと。この件について、簡潔に事実関係を御説明いただけますでしょうか。

○遠藤参考人Ⅱお答えいたします。

今のオスプレイからの部品の落下についてということでございます。

防衛省が情報公開した文書によると、令和五年七月十一日に陸上自衛隊のV22オスプレイの部品が落下したということで、それについての事実関係の問合せだと思っております。確かに令和五年七月十一日に機種転換教育のために飛行した陸上自衛隊V22の部品の一部の脱落を確認いたしました、人員の負傷等がなく、また、当該部品を紛失したこと以外、機体の異常がないということ、また、部外への影響についても確認をされなかったという状況でございます。

いずれにいたしましても、航空機の運航に際しましては整備に万全を期して、部品脱落の未然防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員Ⅱ影響がないというのは、誰が何に対して影響がないかという捉え方なんですけれども、報道によると、陸自は航空機からの部品落下で外部に及

ぶ影響が大きい場合に公表するとしている。今回は洋上で落下した可能性があるため、影響は少ないと判断とありますが、御承知のとおり、佐賀空港の前には広大な有明海、今日御覧いただいたように、まだノリの支柱がずっと何キロ口にもわたってあって、海の上で何百人という方がお仕事をされていらつしゃるので、木更津とは状況がかなり違うと思うんですけれども、この影響が大きい小さいというのは誰が判断することだろうか、防衛省が判断することだろうか。それもあるかもしれませんが、やはり県民、国民、市民のほうの判断も大きいんじゃないかと思えます。

先ほど七月十一日、情報公開云々によりますとと遠藤参考人の御答弁がありました。情報公開によるとというよりも、これは防衛省御自身のことですから——御自身のことですから、御自身のこととして語っていただきたいんですけれども、これは海で洋上に落下した可能性が高ければ影響は少ないという判断、これは佐賀駐屯地にも当てはまる状況なのか。木更津と有明海に面した佐賀駐屯地、これは同じような取扱いをされるのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○遠藤参考人Ⅱ先ほど私の御答弁の中で情報公開によるとというふうに申し上げたのは、報道によるとといいますよりも、すなわち公文書であるということをつまみ、そのソースを明確にするという趣旨でありましたので、誤解を与えたのであれば申し訳ございません。私どもの問題として御答弁をさせていただいております。

その上で、端的に私の理解を申し上げますと、部外への影響というものについてどういう考え方なのかということだと思っております。生起する事案の種類も様々でございますので、なかなか一概にお答えすることは困難でございますけれども、一般的に申し上げますと、例えば、誰もいないような海で非常に軽量の部品が落ちたという場合には、これは部外への安全上の影響がないとして逐

一公表しないということは値するところでございます。

一方で、その場所その場所、地域の状況ということを踏まえた、とりわけ地域の皆様のお受け止めというところを踏まえた判断があつてしかるべきじゃないかというところについても、そこは御指摘のとおりでございますので、現時点において、いかなる基準でどういうふうにより部外への影響の判断をしていくか、仮にこの佐賀駐屯地の運用が始まった場合にどうしていくかということについては現時点でお答えすることはできませんが、まさしく今御指摘いただいたように、有明海の洋上においてノリ養殖は非常に盛んであり、また、漁業者の皆さんがいらつしゃるといふ状況を踏まえて判断していくことになるというふうにはお答え申し上げたいと思えます。

以上でございます。

○石倉委員長Ⅱ江口委員、質問の内容が広がつてしまつておりますから、当初の約束の質問の中でやつてください。

○江口委員Ⅱそれでは最後に、先ほどの——分かりました。影響かどうかについては、本当に防衛省の判断もあるかもしれませんが、受け止める、特にこれから駐屯地ができる、オスプレイが佐賀に来るといふ不安を抱えている佐賀県民にとつては非常にナーバスな問題でございますので、ぜひその辺の受け止め、認識については細心の注意をお願いしたいと思います。

それと、先ほどのダンプの国交省、農政局、近隣自治体からのダンプ搬入の件ですが、それも併せて資料としてどのような現状であるか、その点をお願いしたいと思いますので、御検討をお願いします。

それと最後に、実は本日の参考人招致に当たりましては、一時から再開をして、防衛省から説明を受け、フリーの質疑ということで、お尻を十四時めどというところでございますが、理事会の中では、ぜひ十五時ぐらいまでは、二時間ぐらいは時間を取つた上で、質問が途切れればそれで早く終わつてもいいん

じゃないかというふうな意見もございましたが、理事会の協議の結果、十四時のお尻になったものの、本日も米軍のローパスのこととか、オスプレイの運用再開に向けた措置などいろいろ説明も二十分ぐらいございましたし、我々もやはり参考人招致で直接聞きたいこともいろいろありますので、かつ、防衛省の方々も常々丁寧に対応されたいとおっしゃっておいりましたので、次回から参考人招致としてお受けいただくときは一時間じゃなくて二時間ぐらいはぜひ時間をお願いしたいと思っておりますが、その辺の佐賀県議会の特別委員会に対する今後の対応について、局長、何か今日の質疑も含めて所感をお願いします。

○江原参考人Ⅱ御質問ありがとうございます。

今いただいた趣旨を踏まえて、今後も引き続き対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○石倉委員長Ⅱこれで質疑を終了いたします。

委員会の中で、武藤委員が質問されましたし、その中で、搬入土と利用土、このこと当初の計画外の利用土がもしあるならば、その数字等を確認していただいて、ぜひ我々委員会に説明をしていただくことをまずもってお願いいたします。内容等については、詳細にわたって協議を理事会も含めた中でさせていただきたいというふうに思っておりますので、その旨、御承知のほどお願いいたします。

以上で参考人に対する質疑を終了いたします。

参考人の方々には、御多忙中、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして、誠にありがとうございます。

参考人及び補助者は御退席されて結構でございます。ありがとうございます。

〔参考人退場〕

○石倉委員長Ⅱ以上をもちまして、本日予定していました参考人からの意見聴

取を終了いたしました。

本日の委員会において、参考人から述べられました意見につきましては、今後の委員会審議に十分反映させたいと存じます。

○ 継 続 審 査

○石倉委員長Ⅱお諮りいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されており、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石倉委員長Ⅱ異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の委員会で質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

午後二時四十二分 閉会

速 記 者 田 邊 ゆ き の

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長

石倉秀郷

同 副委員長

青木一功

会議録署名者

弘川貴紀

同

池田正恭

同

野田勝人

同

武藤明美

議会議務局長

田中憲尚

議事課委員会担当主査

松本昂志



令和6年3月18日  
九州防衛局

## 米海兵隊CH-53による佐賀空港滑走路付近でのローパス事案について

### 【概要】

- ◆ 発生日時：令和6年2月28日（水）12時10分頃
- ◆ 発生場所：佐賀空港滑走路付近
- ◆ 該当部隊等：米海兵隊第1海兵航空団所属 CH-53ヘリ × 1機
- ◆ 事案概要：米海兵隊CH-53ヘリ1機が佐賀空港の滑走路付近を低高度で通過



### 【CH-53Eヘリの動向】

- ◆ 当該機は、日米共同訓練（アイアン・フイスト24）に参加していた機体であり、相浦駐屯地（長崎県）を11時50分頃離陸し、高遊原分屯地（熊本県）に向け飛行する途中であったもの。
- ◆ 当該機は、機体の不具合のために佐賀空港滑走路付近に接近したのではなく、低高度で滑走路付近を通過し、12時32分頃高遊原分屯地（熊本県）に着陸したものの。

### 【当省の対応状況】

- ◆ 2月28日、防衛省としては、米側に対し、事実関係の確認に加え、遺憾の意を伝えるとともに、再発防止の徹底について申し入れを実施
  - ・ 「防衛省地方協力局」から「在日米軍司令部」へ
  - ・ 「九州防衛局」及び「沖縄防衛局」から「在沖縄米海兵隊基地」へ、
- ◆ 2月29日、九州防衛局長から佐賀県及び佐賀県議会議長等、佐賀市及び佐賀市議会議長等へ事案説明
- ◆ 航空機の運用に際しては、安全確保が大前提であることは言うまでもありません。引き続き、米側に対しては、安全面に最大限配慮するとともに、地域に与える影響を最小限とするよう求めて参ります

## オスプレイの運用再開に向けた確認作業と運用停止措置の解除

令和6年3月  
防衛省

### 事故の概要

- 令和5年11月29日、鹿児島県屋久島東側の沖合にて、訓練中の米空軍横田基地所属のCV-22オスプレイ1機が墜落。
- 12月6日、米軍は乗員8名全員について死亡を認定。
- 12月7日、米軍は、リスクを軽減するため、オスプレイを保有する全ての軍種において、オスプレイの運用を停止する旨を発表。
- 陸上自衛隊も、当面の間、オスプレイの飛行を見合わせ



(出典：米国防総省HPP)

### 日米間での安全対策等の確認作業

同種の機体を運用する防衛省・自衛隊としても、飛行の安全を確保した上で運用を再開すること  
が不可欠との観点から、

- 事故以降、装備部門や陸上自衛隊を含む防衛省内の各部署が部局横断的に連携し、米軍のオスプレイの設計や技術に係る安全性について責任を有する専門部局と毎週VTCを実施。
- 今回の運用停止措置の解除にあたっては、陸自オスプレイを運用する部隊の隊長・パイロット・整備員、防衛装備庁の航空機の技術者が、当該米軍専門部局と直接意見交換を実施。
- このような確認作業の過程で、米側からは、事故の状況や原因、安全対策について、極めて詳細な情報提供を受けており、防衛省としては、前例のないレベルで技術情報に関するやりとり  
がなされてきたと認識。

1

## 米側の運用停止措置解除に係る公表と日米共同プレスリリース

- 日本時間3月8日、米軍はオスプレイの運用停止措置の解除について公表

- ・ 細心の注意を払った、データに基づくアプローチに従い、オスプレイの運用停止措置を解除した
- ・ 墜落事故を引き起こした部品の不具合に対処するため、整備と手順の変更が実施される

- 同日、日米の共同プレスリリースを公表

- ・ 米海軍航空システム・コマンドは、2024年3月8日をもって、オスプレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除した。
- ・ オスプレイの飛行許可が発出された後の運用再開のタイムラインは、それぞれの軍種及び任務の性質に固有の運用上の要請に基づく。
- ・ オスプレイは、全ての整備、安全及び手順の変更が実施された後にのみ運用される。
- ・ 在日米軍及び陸上自衛隊が運用するオスプレイの運用再開のタイムラインについては、日米間で引き続き緊密に調整を行っていく。

## 事故の原因の特定

- オスプレイは、自衛隊が運用する機体でもあり、防衛省・自衛隊としても、飛行の安全を確保した上で運用を再開することが不可欠です。
- 今般の事故について、日米間の確認作業の結果、事故原因は特定されています。
- 特定された原因に対する各種の安全対策を講じることによって、オスプレイの運用を安全に再開することができます。

- 今回の事故を受けた日米間の確認作業の中では、前例のないレベルで技術情報に関するやりとりがなされており、
  - ✓ オスプレイの設計と構造に問題はない
  - ✓ 今般の部品の不具合について、機体自体の設計を変更するなどの必要性はなく、機体自体の安全性にも問題はなく、また、飛行の安全にかかわる構造上の欠陥がないことを確認しています。

- その上で、この日米間の確認作業の中で、
  - ✓ 航空機の機能を発揮させるために必要な構成部品において、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因である
  - ✓ また、今回の事故と同様の「特定の部品の不具合」により事故が発生したことはない
  - ✓ 今回の事故において、HCE（ハード・クラッチ・エンゲージメント）（※プロペラとそのエンジンをつなぐクラッチが離れ、再結合する際に衝撃が発生する現象）は発生していないとの認識を確認しています。





- このように、事故原因が特定されているために、各種の安全対策の措置を講じることで、「特定の部品の不具合」による事故を予防・対処することができると考えています。

今般の事故原因となった特定の部品は、全てのオスプレイに共通して使われているものですが、次頁以降でお示しする各種の安全対策措置を講じること、安全に運用を再開できることを日米間で確認しています。

- その上で、事故調査委員会における調査には、訴訟や懲戒処分などに関わることも含まれており、報告書が公表されるまで(※1)は、米国内法上の制限(※2)により、事故原因の詳細について、対外的に明らかにすることはできないとの説明も受けていますが、事故原因は特定されており、各種の安全対策の措置を講じることができるため、オスプレイの運用を安全に再開することができます。

※1 過去のオスプレイの事故における、事故発生から報告書の公表までの期間の例

- ・ 2016年12月沖縄県名護市の東海岸沖合で発生した、米海兵隊MV-22オスプレイの不時着水にかかる事故調査報告書については、2017年9月に米側から提供
- ・ 2022年3月にノルウェーで発生した、米海兵隊MV-22オスプレイの墜落事故にかかる事故調査報告書については2022年8月に公表
- ・ 2022年6月に米国カリフォルニア州で発生した、米海兵隊MV-22オスプレイの墜落事故にかかる事故調査報告書については、昨年7月に公表

※2 米側からは、航空機事故を受けて行われる調査について、公表される情報が制限されるとの説明を受けています。米国において、その法的根拠はいくつかありますが、判例法、軍の内規、合衆国法典が含まれるとの説明を受けています。

- 日米間の確認作業の中で、航空機の機能を発揮させるために必要な構成品において、特定の部品の不具合が発生したことが事故の原因であると特定しています。
- 事故原因が特定されているために、以下の安全対策の措置を講じることで、「特定の部品の不具合」による事故を予防・対処することができると考えています。

◆ 異常探知システムによる予防的点検と維持整備の頻度の増加

異常探知システムによる予防的点検や維持整備の頻度を増やすことで、「特定の部品の不具合」の予兆を早期に把握し、速やかに対応することが可能となり、事故を予防することにつながります。

- ・ 事故の原因となった特定の部品が入った航空機の機能を発揮させるために必要な構成品には、当該構成品の動作環境が理想的な状態とは異なる状況となった場合に、それを感知する各種のセンサー（異常探知システム）が備えられています。
- ・ 今回、事故の原因は、特定の部品の不具合であることが特定されており、この異常探知システムにより、不具合に至る予兆を感知できます。

◆ 航空機の整備記録の確認

今回の事故の原因である不具合を起こした「特定の部品」に関する整備記録をより詳細に確認します。

- ・ 今回安全対策の措置として講じる異常探知システムによる予防的点検と維持整備の頻度の増加により、不具合の予兆を早期に探知することが重要です。その上で、必要があれば、部品の交換を行うことはあり得ますが、全機一斉の部品交換を行う必要はありません。



◆ **通常時・緊急時の搭乗員の手順の更新**

安全な飛行のため、予防的措置や緊急時の対応要領を定めたマニュアルがありますが、「特定の部品の不具合」による事故を防ぐための手順を整理し、これらをマニュアルに追加します。

◆ **運用計画の更新**

日々の飛行の際に事前に作成する運用計画についても、「特定の部品の不具合」による事故を防ぐための手順を整理し、この計画に反映させます。



安全対策措置の様子（イメージ）

- 今回の事故に関する米軍の原因分析や安全対策は、陸自オスプレイを運用する部隊の隊長、パイロット、整備員や、防衛装備庁の航空機の技術者が、当該米軍専門部局と直接意見交換を行うなど、米側から、極めて詳細な情報提供を受けています。
- これら米側との確認作業を踏まえ、防衛省・自衛隊の専門的な見地や、運用者の立場からも、今般の原因分析や安全対策は合理的であると主体的に評価しており、上記の安全対策の措置を講じることで、オスプレイの運用を安全に再開できると考えています。

【参考】

## 米海軍航空システム・コラント・プレスリリース（仮訳）

- 米海軍航空システム・コラントは、2024年3月8日をもってオスグレイの飛行許可を発出し、これをもって運用停止を解除する。本決定は、乗員の安全を優先し、細心の注意を払った、データに基づくアプローチによるものである。
- 2023年11月29日に日本の屋久島沖で発生した航空事故により、8名の乗員が死亡したことを受け、米空軍による調査が開始された。オスグレイの部品に不具合があることを示唆する事前調査を受け、2023年12月6日、オスグレイが運用停止となった。この運用停止の間、事故の徹底的なレビューと、オスグレイの安全な運用再開に寄与するリスク軽減措置の策定を行った。
- 現在進行中の調査に合わせて、米海軍航空システム・コラントは、事故を引き起こした部品の不具合を特定するための米空軍主導の調査に真摯に協力した。包括的なレビューと運用再開計画を策定するにあたり、米海軍、米海兵隊及び米空軍の主要幹部間の緊密な連携が最も重要であり、この連携は今後も継続する。
- 部品の不具合に対処し、安全な運用再開を可能にするため、整備及び手順の変更が実施された。米海軍、米海兵隊及び米空軍は、部隊の具体的なガイドラインに従って、それぞれ運用再開計画を実施する。
- 米海軍航空システム・コラントは全てのオスグレイの運用に関する透明性及び安全性にコミットし続ける。オスグレイは、米国の防衛を支える上で不可欠な役割を果たしており、これらの重要なアセットを運用再開することは、米国の国益を支える上で極めて重要である。米海軍航空システム・コラントは、すべての航空機プラットフォームのデータや動向を継続的にモニターし、軍人に対して可能な限り安全かつ信頼性の高い航空機を提供する。パイロット、乗員及び周辺コミュニティの安全が、引き続き最も重要である。



(お知らせ)

令和6年3月13日  
防衛省

### 日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について

・3月8日のオスプレイの運用停止措置の解除を受け、米軍の各軍は、それぞれの指針に従い、適時に運用再開を実行していくこととなりますが、日本国内においては、日米間において、運用再開のタイムラインについて緊密に調整を行ってきました。運用再開までの今後の進め方は、各部隊の任務、運用上の所要、各種安全対策の実施状況により、部隊によりそれぞれ異なってまいりますが、こうした差異を踏まえつつ、日米間で今後の進め方について調整を行ってまいりました。

・今後、陸上自衛隊のオスプレイ及び日本国内の米軍のオスプレイは、段階を経て、任務に対応する能力を回復していく計画です。具体的には、まず、今般の事故の再発防止のための安全対策として示された整備や教育を行います。

・これらの整備等を終えた機体から、順次、基本的な飛行を行い、技能の練度を回復していきます。この基本的な飛行は、必要な安全対策を講じ準備が整った上で、各部隊の指揮官の判断で行われますが、陸上自衛隊及び日本国内の米軍のオスプレイは、3月14日以降、準備が整ったものから順次飛行を開始することを確認しました。

・基本的な技能の練度の回復期間は部隊ごとに差異があり、一定期間にわたるプロセスとなります。陸上自衛隊のオスプレイについては、初飛行後、当面の間、飛行場周辺空域での飛行を行い、必要な練度を回復した上で、次の段階の訓練に進む計画です。米側においても、段階を踏んで慎重に運用再開のプロセスを進めていくことを確認しています。加えて、このプロセスは、一度に全てのオスプレイが飛行を開始していくということではなく、整備等の準備を終えた機体から、段階的に行われる計画です。

・このような慎重なプロセスを経て、基本的な技能の練度を回復した部隊から、順次、基本的な任務やより高度な訓練を経て、求められる任務に対応する能力を回復していきます。

・防衛省と在日米軍司令部は、オスプレイの運用再開に当たっては、飛行の安全確保が最優先であることを再確認し、これらのプロセスを安全確保に万全を尽くしながら、慎重に進めていくとともに、南西地域を始めとする我が国の防衛のため、必要な措置を講じた上で段階的に任務に復帰していくことを確認しております。

令和六年三月二十一日（木）

新幹線問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室



# 新幹線問題対策等特別委員会

委員長

石井秀夫

副委員長

中村圭一

理事

木原奉文

〃

藤崎輝樹

委員

猪村利恵子

〃

西久保弘克

〃

指山清範

〃

宮原真一

〃

桃崎祐介

〃

石丸太郎

〃

徳光清孝

〃

中本正一



新幹線問題対策等特別委員会質問者順序

月日	順序
三月二十一日(木) 徳光 清孝 373 頁	1
桃崎 祐介 387 頁	2
中本 正一 401 頁	3

午前十時 開会

○石井委員長「おはようございます。ただいまから新幹線問題対策等特別委員会を開催いたします。

○議席変更

○石井委員長「まず、議席変更の件を議題といたします。

猪村利恵子委員の会派所属変更に伴い、議席はお手元に配付いたしております。議席表のとおり変更いたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○石井委員長「御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○会議録署名者指名

○石井委員長「次に、会議録署名者として、石丸太郎君、猪村利恵子君、藤崎輝樹君、中本正一君、以上の四人を指名いたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○徳光委員「皆さんおはようございます。県民ネットワークの徳光清孝でございます。

久しぶりに執行部の皆さんに新幹線問題を質問するような気がします。

御承知のとおり、一昨年九月二十三日、西九州ルート長崎―武雄温泉間が開業いたしました。その後、「幅広い協議」によって武雄温泉―新鳥栖間をどうするのかという議論が今なお続いているところであります。県の立場としては、やっぱり建設費の佐賀県負担が膨大になる、あるいは並行在来線の利便性がどうなるのかというのが大きな課題であると認識されているというふうに思っています。FGTの導入が断念されてから、かなりその辺が議論になってきたと

いうふうに思っています。高塚副部長が当時、新幹線担当の副課長だった頃、相当やり合った記憶がありますけれども、今日は県土整備のほうなので、残念ながら質問を振ることはできませんが、(笑声)よろしくお願いをしたいと思います。

やっぱり今のスキームだとかなり厳しいかなと私も思っています。最近はルートの問題で南回りルートだとか、いろんなことが議論されていますが、改めてどんな課題があるのかということを現時点でもう一度確認していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願います。

それじゃ、最初ですが、武雄温泉―長崎間の整備について、おさらいの意味でちょっと質問をいたします。

佐賀県区間の整備費なんですが、これは総額で幾らになる見込みでしょうか。○黒木交通政策課長「佐賀県区間の建設費についてお答え申し上げます。

武雄温泉―長崎間、これは平成十九年度から整備が進められており、一昨年に開業しております。現在も環境対策などの残工事が進められており、令和七年度に完了すると見ております。最終的に区間全体の総事業費は約六千二百億円、御質問のありましたそのうち佐賀県区間の事業費については約千五百億円となる見込みでございます。

以上でございます。

○徳光委員「それじゃ、佐賀県区間の建設費に充当されます、いわゆる貸付料ですね、これが幾らになる見込みなのか、あるいは貸付料の割合といますか、それは何%になるのか、それについてお尋ねいたします。

○黒木交通政策課長「佐賀県区間の建設費に充当されます貸付料についてお答え申し上げます。

貸付料ですけれども、武雄温泉―長崎間のうち佐賀県区間に充てられた貸付料というのは、令和五年度までで合計約三百九十九億円となっております。令

和六年度と七年度の貸付料の充当額というのは示されておりませんので、不明でございますけれども、佐賀県区間の総充当額というのは約四百億円になると見込んでおります。この場合、充当率といえますのは、佐賀県区間の建設費に對して約二七％になると見込んでおります。

以上でございます。

○徳光委員 後でまた質問しますが、国交省が示した六千二百億円のうち貸付料八十六億円掛け三十年、これを充当するとすると、六千二百億円のうち占める割合が四一％ぐらいになるんですね。だから、かなり高い数値かなというふうに思っています。

ちなみになんですが、佐賀県区間は鹿児島ルートもでございます。鹿児島ルートの場合、佐賀県区間の事業費及び充当された貸付料、また、その割合はどれぐらいだったのかお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 鹿児島ルートにおける事業費と貸付料などについてお答え申し上げます。

鹿児島ルートの佐賀県区間の事業費につきましては、全体で約八百十四億円、これに對して充当された貸付料というのは約三・五億円、充当率にしますと約〇・四％程度となっております。

以上でございます。

○徳光委員 かなり極端に低いなというのを改めて感じたんですね。貸付料は本場にどれぐらい充当するのか、直前にしか分からないということも聞いていますので、鹿児島ルート佐賀県区間、県内の区間の場合はほとんど充当されていなかったというふうに見えるのかなと思っています。

そこで、佐賀県の負担額なんですが、その総額、あるいは歳出予算ベース及び交付税措置後の実質的な負担額がどれぐらいになるのかお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 佐賀県負担額の総額などについてお答え申し上げます。整備新幹線の財政スキームでは、事業費から貸付料を除いた三分の二を国が負担し、残る三分の一を地方で負担することとなっております。武雄温泉―長崎区間の佐賀県区間の事業費、先ほど総額約千五百億円であるということでございますので、そこから貸付料と国負担金を除きまして算出いたしますと、歳出予算ベースでの佐賀県負担の総額は約三百六十億円になると見込んでおります。

また、建設費に係る各年度の地方負担のうち、九〇％については地方債を発行可能でございますので、各年度の元利償還金について地方交付税で措置される、こういった仕組みがございます。

そういった交付税措置を勘案いたしまして、歳出予算ベースの佐賀県負担金の約三百六十億円から交付税措置を除いた佐賀県の実質負担額というのは約二百億円になると見込んでおります。

以上でございます。

○徳光委員 分かりました。令和七年度には完全に完成するということなので、大体そういった事業費等々になっているということです。

次に、新鳥栖―武雄温泉間の整備についてお尋ねをいたします。

国交省は、いずれにしてもフル規格にするならば佐賀駅を通るアクセスルートしかない――しかないというか、それが一番いいんだというふうに主張されているというのは御承知のとおりだというふうに思います。

そこで、佐賀駅を通るアクセスルートということで少し県の負担額とか、そういったものについて確認をしていきたいなというふうに思います。

佐賀駅を通るルートでフル規格を整備した場合、建設費は幾らになると現時点で想定されているのかお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 新鳥栖―武雄温泉間を仮に佐賀駅を通るルートのフル規

格で整備した場合の建設費についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、平成三十一年四月に鉄道局から示された説明資料がございまして、そこには約六千二百億円とされておりまして。こちらは鉄道局が試算されました建設費六千二百億円ですけれども、現地調査は何もなされていない机上の数字ということでございます。整備新幹線の建設費というのは、試算時から必ず上振れしておりますので、我々としては、建設費は一兆円以上になると考えております。

以上でございます。

○徳光委員 六千二百億円ということになって、偶然にも長崎―武雄温泉間の総事業費と一緒になっているんですが、国が佐賀駅を通るルートでフル規格を整備した場合、佐賀県の負担額を試算をしていると思うんですが、それはどのような形になっていますか、改めてお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 佐賀駅を通るルートでフル規格を整備した場合の国の試算の佐賀県負担についてお答え申し上げます。

先ほど申し上げました平成三十一年四月の鉄道局の試算におきましては、JRの収支改善効果が年間約八十六億円とされておりまして、その金額を貸付料として試算されております。

この貸付料の八十六億円というのはなかなか現実味のないものではないかと考えておりますけれども、この八十六億円を三十年間支払うのであれば、単純に八十六億円掛ける三十年で貸付料二千五百八十億円とされておりまして。こちらは整備新幹線の財政スキームに当てはめますと、建設費の六千二百億円から貸付料二千五百八十億円の額を引いた残りの三分の一に当たる千二百十億円が佐賀県の歳出予算ベースの負担額となります。これに交付税措置を考慮すると、実質負担額は六百六十億円とされているところがございます。

ただ、建設費が一兆円を超えらるれば、佐賀県の実質負担額というのは千

四百億円以上になるかなと思っております。

以上でございます。

○徳光委員 国が示した試算ということで貸付料八十六億円もどくなのかというような答弁がありましたけれども、改めてその試算方法についてはどのような問題があると捉えているのかお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 鉄道局試算の貸付料についての問題点についてお答え申し上げます。

国の試算では年間八十六億円の収支改善効果があり、それを貸付料として算定されております。

まず一つ目といたしまして、この貸付料というのは収支改善効果の範囲内でJRと協議しながら決まっていくものと認識しておりますが、JRは関与していないものであるということでございます。

もう一つ、貸付料の金額が建設費に充てられるということでもあります。これは現行ルールにはないようなものになっております。

それともう一つ、貸付料八十六億円というのを全て西九州ルートのみに充当している、これも現行ルールにはないものだとこのところが問題かと思っております。

このように年間八十六億円の貸付料といえますのは、現行ルールにはない、多くの仮定に基づいて算出されたものでございまして、なかなか現実味のない数字であると考えておりまして、これまでも議会において申し上げてきているところだと思っております。

以上でございます。

○徳光委員 貸付料の問題は結構大きいと思うんですが、どうしてもそれが幾らになるかで地方の負担というのが決まってくるというふうに思っています。貸付料というふうに言うんですが、そもそもこの貸付料というのはどうい



のなのか、改めてお尋ねします。

○黒木交通政策課長Ⅱ 貸付料とはそもそもどのようなものかということについてお答え申し上げます。

整備新幹線の整備方式につきましては、鉄道・運輸機構が新幹線施設を建設して保有する、そして、営業主体でございますJRに対して施設を貸し付ける、いわゆる上下分離方式により運営されております。

貸付料とは、JR各社が鉄道・運輸機構に対して支払う線路使用料のことでございます。その鉄道・運輸機構に支払われる貸付料というのはJR各社分を一旦プールし、建設中の各線区の工事の進捗などを考慮しながら、各線区に建設財源として配分されることになっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ それじゃ、その貸付料はどこが算出をして、あるいはその算出された貸付料についてはJRと事前に協議されて合意というところですが、されているものなのかどうか、その辺もお願いします。

○黒木交通政策課長Ⅱ 貸付料はどこが算出するのかというのと、JR側との協議についてお答え申し上げます。

貸付料の算出につきましては、こちらは鉄道・運輸機構法、正式名称でいくと、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法というものの施行令に基づき算出されることになっております。

算出に当たっては、新幹線を整備する場合と新幹線を開業しない場合の収益の差を基準として鉄道・運輸機構が算出し、鉄道・運輸機構法に基づき、国土交通大臣の認可を受けて決定されるものでございます。

そして、JR側との協議についてでございます。

貸付料は基本的には収支改善効果の範囲内で開業直前に経済情勢や需要動向などを踏まえて算出されますけれども、それに当たってはJRとの協議を経て、

先ほど申し上げた国土交通大臣の認可を受けて決定されるものと承知しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ ちなみに長崎―武雄温泉間の収支改善効果というのは年間どれくらいなんでしょうか。

○黒木交通政策課長Ⅱ 長崎―武雄温泉間のJRの貸付料ということについてお答え申し上げます。

一昨年九月に開業しましたこの区間につきましては、年間五・一億円となっております。これをJR九州が鉄道・運輸機構に対して三十年間支払う、そういったふうになっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ 長崎―武雄温泉間は五・一億円ということですね。それなのに、今回国が試算しているのは新鳥栖から長崎までで年間八十六億円、かなり差があるなというふうに思うんですね。この八十六億円というのはJR側とこれは協議されているんですかね。

○黒木交通政策課長Ⅱ 年間八十六億円についてJRの関与についてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、八十六億円というのは鉄道局からの説明によりまして、鉄道局が独自に試算された数字と聞いております。このため、JRは関与していないものと承知しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ 県の負担が幾らになるかということでも国がいろんな試算でもって八十六億円としただけで、JRとの協議は一切なしということですね。だから、五億円と八十六億円、どうしてそんなに大きくなるのかなという疑問はあります。

それから、じゃ、博多―鹿児島中央駅間も開業して、これは物すごい効果を上げていると思うんですね。観光客も多くなっているし、時間短縮効果も物すごかったと思うんですが、ここの貸付料というのは幾らだったかというのは分かりませんか。

○黒木交通政策課長Ⅱ鹿児島ルートの貸付料についてお答え申し上げます。

鹿児島ルート、博多から鹿児島中央駅の全体でいきますと、貸付料は年間百二億円となっております。内訳がございまして、さきに開業いたしました新八代―鹿児島中央駅間の貸付料というのは年間二十・四億円、その後開業しました博多―新八代間の貸付料というものは年間八十一・六億円となっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ長崎―武雄温泉間が五・一億円ですか、で、国交省が試算している長崎―新鳥栖間が八十六億円、博多―鹿児島中央間は百億円をちょっと超えたぐらいということなので、ちょっとやっぱり印象として新鳥栖―長崎間の貸付料というのは多過ぎるような気がします。ただ、今後どうなっていくのかということにもなると思うんですが、先ほどの貸付料とは何かということでお尋ねしたところ、収支改善効果の範囲内で貸付料として払うということだったんですが、その範囲内とかいろいろあるんですが、収支改善効果で算出された額は、全てそのまま貸付料として建設費に充当されるんでしょうか。

○黒木交通政策課長Ⅱ収支改善効果、貸付料、それが建設費に全て充てられるのかといった御質問だったかと思えます。

鉄道局の試算におきましては、収支改善効果を全額貸付料に充てて建設財源とされておりまして、これは現行ルールではそうはなっておりません。貸付料といえますのは、鉄道・運輸機構の収入のうち、新幹線建設に充てる額というのを算出されますけれども、こちらにつきましては、全国新幹線鉄道整備法施行令で規定されておりまして、鉄道・運輸機構が収入し得る貸付料などから租

税とか管理費、あと債務の償還ですとか利払いに要する額を差し引いた額となります。その差し引いた額というのを貸付料といたしまして――改めて言いますと、貸付料というのはJR各社から鉄道・運輸機構に支払われる貸付料を一旦プールいたしまして、各線区の工事進捗などに考慮した上で各線区へ配分されるものでございます。

まとめますと、JRが鉄道・運輸機構に支払った貸付料というのは、まず、全額建設費に充てられるわけでもなく、当該線区にそのまま充当されるわけでもない、そういったルールとなっております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱだからこそ、長崎―武雄温泉間は二七・何%ぐらい貸付料が入っている。ところが、鹿児島ルートでいう佐賀県工事区間内は、わずか〇・五%ぐらいしか入っていない。だから、まさに全国でプールをして、その時々で、じゃ、西九州ルートに幾ら充てようとかいうことなので、やっぱり国交省が示した八十六億円掛け三十年というのは、ちょっと現実味がないのかなという気がします。ただ、これは国交省が示したあくまでも試算なので、それによるということになると思うんですね。だから、貸付料が幾らになるというのがまだ正式には決まっていない、新鳥栖―長崎間はですね。

収支改善効果はどれぐらいになるのか、まだ決まっていない中で、なかなか負担がどうなるのかということも、試算による試算、お互いにそういう試算でなかなか議論しにくいので、あまり議論しなかったんですが、ただ、改めて貸付料とは何なのか、あるいは他のところと比べてどうなのかということ議論しながら、やっぱりちょっと厳しい数字ではないかなというふうに印象を改めて持ったところであります。

じゃ、県試算の佐賀県負担額は、先ほどの答弁でも事業費が一兆円ぐらいになって、実質負担額は二千五百八十億円の貸付料を全額投入されても、佐賀

県の実質負担額は一千四百億円になりますよということ、先ほども答弁がありました。これまでも一般質問の中で、以前は一千億円ぐらいというふうに言っていたんですが、昨年の九月ぐらいからですか、一千四百億円以上になるんだという、かなり具体的に出てきましたので、どのような試算によるものであるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 佐賀県の実質負担額千四百億円の算出についてお答えいたします。

平成三十一年四月に鉄道局が示されました建設費六千二百億円、先ほど申し上げましたけれども、こちらは現地調査も何もなされていない机上の数字でございます。建設費というのは必ず上振れするというのも申し上げました。

具体例を言いますと、西九州新幹線の建設費、こちらは平成十一年の試算では四千億円でございます。これが平成三十一年の認可時では六千二百億円となり、約一・五倍となっております。また、先週三月十六日に開業しました北陸新幹線の金沢―敦賀間、こちらにつきましても平成十一年の試算から一・七倍、北海道新幹線新函館北斗―札幌間については約二・一倍となっております。

また、その増嵩率でいいますと、真ん中に当たります北陸新幹線、金沢―敦賀間の一・七倍を鉄道局が算出されました六千二百億円に掛けますと、新鳥栖―武雄温泉間の建設費が一兆五百四十億円と、一兆円を超えることとなります。

佐賀県の実質負担でございますけれども、この一兆円を超える建設費について、年間八十六億円の貸付料、ちょっと腑に落ちない点はございますけれども、それが八十六億円だとして、整備新幹線の建設スキームにおいて改めて県負担額を単純に計算しますと、佐賀県の負担額、算出予算ベースで約二千六百五十億円、交付税措置後の実質負担額で約一千四百六十億円と、一千四百億円以上となります。

加えて言いますと、建設費の六千二百億円という鉄道局の試算でございますけれども、こちらは約六年前の平成三十年四月の価格を基に算出されたものでございます。近年の資材費や労務費などの高騰を踏まえるならば、この試算額自体、既に相当上振れしているものではないかと考えております。

以上でございます。

○徳光委員 一千四百億円以上の実質負担ということなんですが、仮にそうなった場合、県の財政に与える影響というのはどのように捉えていますか。

○黒木交通政策課長 一千四百億円以上というものは県の県財政への影響についてお答え申し上げます。

そちらにつきましても、これまでも一般質問などにおきまして、財政運営上、到底考えられない大きさだとか、桁外れの数字だと、そういったことを知事や総務部長などからも答弁申し上げてきております。

具体的なイメージとして申し上げますと、佐賀県が平成十七年度から平成二十二年まで行った行財政改革緊急プログラムでは、政策推進費、歳出予算の全体から人件費や公債費などの義務的経費や投資的経費などを除いたものになります。この政策推進費を毎年度一五％カットしたことによって、六年間で百十億円の捻出、総人件費の抑制のため五百名の職員を削減して、約六十六億円の捻出などをされており、一千四百億円となれば、これらを大幅に上回る負担が長期にわたって強いられることになるということです。

また、一千四百億円の建設費負担金を、例えば三十年償還の県債で賄う形であったとしても、単純に平均しますと、毎年少なくとも四十七億円もの一般財源を三十年間もの間、捻出する必要があります。そうなりますと、先ほど申し上げました政策推進費というのは毎年度百八十億円程度でございますので、これを約二五％カットする必要というのが出てくるかというふうなことで申し上げます。



そうなりますと、これまで充実させてきました私立学校への支援ですとか、様々な子育て支援策、佐賀県の未来のための様々な事業がおおよそ継続できなくなる、そういったことを申し上げてきております。

以上でございます。

○徳光委員 県財政に与える影響というのは大変大きいと思っています。今の県が示した試算によると、予算計上する事業費というのは大体二千四百幾らなので、二千五百億円ぐらいになると思うんですね。建設期間は十二年から十四年ぐらい、主な建設期間はそれぐらいと聞いていますので、十四年で割っても、平均すると年に百八十億円の事業費、当然これは交付税措置が入った額ですが、この事業費を計上することになります。当然、毎年この百八十億円ではありませんので、着工してから八年目、九年目、十年目とかいうのがかなり膨れ上がりますので、多分そのときは三百億円超ぐらいになると思うんですね。

この前、一般質問で、私が県の今後の財政運営についてお尋ねをしたら、取りあえず今から四年間は投資的経費が毎年八百五十億円ぐらいで考えていますということだったんですね。今後、八百五十億円を維持するのかわりかとは別として、最低でも六百億円ぐらい、以前聞いたときは大体六百億円ぐらいという数字もありましたので、仮に六百億円の投資的経費とすると、それに三百億円上乗せすることができるのかとか、あるいは上乗せじゃなくて、六百億円のうち新幹線に三百億円といたら、他の投資的経費が回せないということにもなりかねないなというふうに思っています。

それから、借金返済の公債費についても、さきの十一月県議会で石倉議員の質問でも、かなり重たい公債費の負担になるというふうに質問されました。現在公の債費が年間六百五十億円ぐらいですよ。サンライズパークの分が今後少し増えるので、七百億円までいなくても、それを切るぐらいになるんですが、それにこの分がすると八百億円とかに公債費がなってしまうということ

も考えられますので、現状で考えると、やっぱり県財政に与える影響というのは大変大きいのかなというふうに思っています。

そこで、財政負担が大きいから、その軽減をしようという議論とか動きがあったというふうに承知をしています。令和三年六月に開催されました与党検討委員会では、西九州ルートへの課題に対応する対応方針が決定をされました、佐賀県の財政負担を軽減する旨が記載をされております。

一方で、鉄道局は法律の制約から建設費は属地負担としており、現時点で法律の見直しは考えていないというふうになっています。これは今年になって原口一博衆議院議員が質問主意書を送って、その答弁書の中にもこの法律は現時点で変えるつもりはないというふうに書いています。全国新幹線鉄道整備法の第十三条第一項に、国及び存する都道府県が負担をするというふうに書いていますので、この法律は変わらないということになっています。

そうすると、この佐賀県の財政負担を軽減するという検討委員会での文言とどうか、これに対する受け止めについてお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 与党検討委員会の佐賀県の財政負担を軽減するということの受け止めについてお答え申し上げます。

まず、ちよつと申し上げておきたいのが、フル規格の議論はセットで議論する必要がありますということでございます。これまでフル規格を議論するのであれば、単に人を運ぶですとか、時間短縮がどれぐらいか、そういったことではなくて、例えば、九州佐賀国際空港の活用ですとか、有明海沿岸道路などの連携も含めて、佐賀や九州全体の将来展望を描けるのか、大きな視点による全く新たな発想での議論が必要と申し上げてきております。そして、この場合であっても、ルート、在来線、そしてその財政負担、地域振興などの問題をセットで議論する必要がありますと申し上げてきております。

その上で、財政負担に関して受け止めに申し上げますと、これまでも鉄道局

との「幅広い協議」におきましては、このフル規格については莫大な建設費負担があるなど、様々な懸念があると伝えてきております。

また、昨年末の南里副知事と鉄道局長との協議におきましても、南里副知事のほうから、まず現在の状況を招いたのはフリーゲージトレインを断念した国の責任であると申し上げました上で、建設費は増嵩して一兆円以上、そして佐賀県の実質負担というのは千四百億円を超える。これはそういった負担は到底考えられないこと。そして、受益と負担の在り方に関しては、西九州ルート全体に対する佐賀県の負担は最大でも長崎県の二分の一以内というのが一般的な感覚だということ。そして、議論に当たっては、フリーゲージトレイン断念の特殊事情を考慮する必要があること。こういったことを申し上げてきております。

そうしたことを鉄道局には申し上げてきておりますけれども、これまでは鉄道局から、その建設費負担のスキームについては、委員からお話がありましたように、全国新幹線鉄道整備法に決められているものとしたしまして、現在のスキームを変更するとか、または変更に向けた検討をする、そういった具体的な話はあっておりません。

また、そのほか、佐賀県の財政負担の軽減策についても具体的な提案もなく、具体的な検討をされているといった話もあっていない状況でございます。

佐賀県の財政負担の軽減策、これにつきましては佐賀県が打開する立場ではございませんので、国においてどう考えられるのかだと思っております。

以上でございます。

○徳光委員 II 先ほど言いました令和三年六月に開催されました与党検討委員会、佐賀県の財政負担の軽減を図るために、唯一、具体的にちよっと記述があるのが、JR九州が支払う貸付料の支払期間三十年を延長することなどについて検討を進めることとされているというふうにかかれていまして、唯一、

ちよっと具体的に、この三十年を延長したらどうかということをおわせているんです。よく出てきているのが、貸付料を五十年にするということがよく出てきています。

それについて、私がちよっと単純に計算してみました。委員長の許可を得て、委員の皆さんにはA4を配っています。執行部の皆さんにはありませんので、見えにくいかもしれませんが、これで説明します。(パネルを示す)

事業費一兆円、ここだけちよっと執行部に聞きました。上振れはどれぐらい考えているんですか。ここだけちよっと聞いたなら、先ほどありましたとおり、一・五倍、一・七倍、二・一倍というのがありましたので、中間点の一・七倍を取ると一兆五百億円ぐらいになるんですね。だから、事業費一兆円としました。仮に一・五倍を取っても、六千二百億円の一・五倍ですから九千三百億円ぐらいになるので、あまり変わらないぐらい、一兆円。だから、上振れするのは間違いないと思いますし、多分もしここ二、三年で仮に佐賀県が佐賀駅ルートをフル規格オーケーですと言っても、それから何年かは環境アセスをやったりとかいうことになるので、多分着工するのは十年以上かかるといふふうに思っていますね。そうすると、やっぱりここ二、三年の上振れが物すごいですから、一・五倍、一・七倍というのは妥当な数字かなというふうに思っています。

そこで、一兆円になります。貸付料五十年ですから八十六億円掛け五十年で四千三百億円。これを一兆円から差し引きますと五千七百億円ということになります。これの三分の二を国、三分の一が佐賀県ということですので、国が三千八百億円、県が千九百億円ということになります。これは交付税措置があり、起債の充当率が九〇%ですから、残りの一〇%は一般財源を充てないといけませんので、千九百億円掛け〇・一、それに千九百億円掛け九〇%が起債できますから〇・九。しかも、その半分は交付税措置なので、掛け〇・五ということ、それを足しますと千四十五億円ということになります。仮に八十六



億円が五十年間貸付料として充当されて、丸々充当されたにしても、佐賀県の実質負担はやっぱり一千億円を超えるということになるといふふうに私は計算をしてみました。

この計算式は委員の方も御存じだといふふうに思います。貸付料を除いて、残りを国が三分の二、県が三分の一ということは十分御承知なので、この式自体は間違っていないといふのは納得いただけるといふふうに思うんですね。

この計算、私が計算した結果なんですが、これについて何か受け止めがあればお願いをいたします。

○黒木交通政策課長 委員が試算されました実質負担額などについての受け止めについて申し上げます。

委員の試算によりまして、建設費一兆円として、年間八十六億円の貸付料、これが五十年間とされた場合に、単純計算して、佐賀県の実質負担額が一千億円以上ということだったかと思えます。

仮に貸付料の支払いが五十年に延長されたとしても、佐賀県の実質負担額というのは一千億円でございますので、こちらも財政運営上、なかなか考えられるものではないのかなといふふうに受け止めております。

以上でございます。

○徳光委員 ちなみに、国なんかは、聞いたところによると、もう一つ軽減策というか、国も制度的にあるのが、地方交付税の措置を五〇%じゃなくて七〇%に引き上げることがあると思いますが、これはどういった制度なのか、説明をお願いします。

○黒木交通政策課長 交付税措置率の七〇%に関する制度について御説明申し上げます。

整備新幹線の整備に係る地方負担につきましては、冒頭申し上げましたけれども、地方債の充当率、県のほうが九〇%といたしまして、その後、標準財政規

模に依じてその元利償還金の五〇%から七〇%を交付税措置するという地方財政措置が講じられております。その交付税措置でございますけれども、元利償還金の標準財政規模に占める割合、こちらが一%以下の場合には交付税措置率を五〇%、同様に、一%から四・五%の場合は交付税措置を五〇%から七〇%の間、そして、四・五%以上になりますと、交付税の算入率を七〇%としてその元利償還金の標準財政規模に占める割合に応じて措置率が決められるという制度になっております。

以上でございます。

○徳光委員 今の説明によりまして、イメージ的に七〇%になるのは、私は全償還期間というか、全部七〇%といふふうにちょっとイメージもあつたんですが、そうではなくて、標準財政規模、これは言うまでもなく、一般的な標準的な税収入ですよ。標準税収入プラス普通交付税プラス地方譲与税ということ、いろんな指数の分母になるやつですけども、その一%を超えると四・五%までの間、五〇%から七〇%まで段階的に引き上げるといふだけで、全部を七〇%で措置しますよということではないということですね。

○黒木交通政策課長 交付税措置率七〇%が全期間にわたって適用されるのかということに申し上げます。

先ほど申し上げたように、段階的に交付税措置の算入率というのが五〇%から七〇%といふふうになります。また、元利償還金の交付税措置率というのは、そもそも毎年度決定されているものですので、全期間を通してというものではないでございます。毎年度決定された折、その年度だけが対象になるものでございます。

先ほど申し上げました元利償還金の標準財政規模に占める割合、こちらに応じてその措置率がなされるということでございます。交付税措置率が七〇%になるのは、先ほども申し上げましたけど、元利償還金の標準財政規模に占める

割合というのが四・五%以上になるときのみでございます。なかなか全ての償還期間にわたって一律七〇%になるというのは現実的には考えにくいのかなと思っております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱそこで、すみません、もう一度。先ほどの紙を見ていただきたいんですが、(パネルを示す)二番が交付税措置を七〇%とした場合ということですが、すみません、私この計算、もう全期間七〇%にした場合でちょっと計算をしてみましたんですが、事業料一兆円ということで書いています。佐賀県負担が二千四百七十億円で、これの〇・一が一般財源の二百四十七億円、それから残り〇・九かけて、その七〇%が仮に全期間七〇%となった場合、実質負担が〇・三ですから、それを掛けると六百六十六・九億円ということ、①と②を足せば九百十三・九億円ということ、実際はあり得ないんですが、仮に全期間、交付税措置を七〇%にしても一千億円ぐらいにやっぱり実質負担がなるということなので、相当財政負担は重たいなというふうに思うんですが、仮に今の計算についてはどのように受け止められますか。

○黒木交通政策課長Ⅱ交付税措置を仮に七〇%を全期間適用した場合の考えといますか、受け止め方についてお答えを申し上げます。

委員のほうから最終的には交付税措置率を一律七〇%にした場合に計算すると、九百十四億円ぐらいたったかと思えます。

交付税措置率が先ほど申し上げましたとおり、一律七〇%というのが全期間にわたってなるということにはなかなか考えにくいものがございますので、現在のスキームにおいては、佐賀県の負担額一千億円を下回るといえることはないんじゃないかと思っております。これも財政運営上は到底考えられないような大きさだと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱ今まで財政負担についてちょっといろいろお尋ねをしました。数字ばかりだったので、申し訳なかったですが、いずれにしても、どこの計算も、もう仮にという条件の下で試算なんですよ。国交省が示した試算も貸付料八十六億円掛け三十年という、これはちょっとあり得ない数字だということに思っています。佐賀県が今、一兆円というふうに事業費なるんじゃないかという試算は、どこまで膨れるかは別にして、六千二百億円が膨れるのはかなり間違いない。そうすると、国交省が示した六百六十億円というのはちょっとやっぱりあり得ない数字になるのかなと。

それから、軽減策でいろいろ五十年にするとか、七〇%にするということを計算しても、やっぱり県の実質負担というのは相当重たいということで、私も仮の話ですが、計算式自体は五十年、あるいは七〇%にするという計算式は間違っていないというふうに思うんですね。だから、そうすると、やっぱりどんな試算をもっても佐賀県の財政負担は、私は相当厳しいものになるなというふうに思うんですね。

これまで国は、具体的に佐賀県の財政負担の軽減をする必要があるというふうに、国なのか、与党PTなのかは別にして、そういった議論が文言でも出ているんですが、今なお具体的にそれが出ていない。やっぱり軽減を考えてくれるなら分かりました、合意しましょうとはなかなかやっぱりならないと思うんですね。まず、その法律自体を変える意思がないならば、変わらないと思うんですね。佐賀県だけ負担軽減して、北陸や北海道はしませんとはならないと思っております。だから、極論すると、国が今進めている西九州と北陸と北海道は、分かりましたと、もう国が全額負担しますと言えば、財政負担の問題はちょっとなくなるかなと私は思うんですね。だから、ここはやっぱり本当にフル規格を進めたいというならば、国がやっぱり思い切った財政の軽減策を出さないと、五十年にするのとか七〇%もあるよとかいうことでは、到底乗れる話ではない

というのをちょっと私自身改めて感じたところでありました。

財政負担だけじゃなくて、当然、並行在来線の利便性の問題がありますので、だからといってすぐには合意できないかもしれませんが、大きくその協議自体は前進するのは間違いないとは思っていますね。だから、国が具体的に示さない中で、佐賀県としてもどうかつに合意しますとはやっぱりならないというのが現状だろうというふうに思っています。

そこで、次の質問に進みます。

新大阪までの乗り入れなんですけど、山陽新幹線は現在でもダイヤが過密だということふうに言われています。一部の声として、今の状況では西九州新幹線がそのまま山陽新幹線に乗り入れて新大阪まで行くというのは厳しいんじゃないかという声も聞いています。

新大阪駅には東海道新幹線や山陽新幹線、九州新幹線がそれぞれ乗り入れをされておりまして、現時点で過密状態のため、乗り入れはやっぱり難しいんじゃないかという声も聞いております。仮に西九州新幹線が全線フル規格化されたとしても、現状のままでは新大阪駅のホームの乗り入れは困難だと感じているんですが、その点は何か受け止めがございしますか。

○黒木交通政策課長 新大阪駅までの乗り入れにつきましてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、平成三十年三月になりますけれども、鉄道局が作成された説明資料によりますと、新大阪駅というものは、先ほど委員からも御紹介がありましたように、東海道新幹線、山陽新幹線、そして、九州新幹線が乗り入れており、駅の容量が既に逼迫していて、新大阪駅発着の列車を設定するにはかなり制約があるというふうになっております。そういうふうには認識しております。

以上でございます。

○徳光委員 いろいろのことがあって、例えば、山陽新幹線とか鹿児島ルートと連結したらどうかとかいう話もあるというのは聞きます。ただ、連結した場合、どれぐらいの車両にするのかということ、ホームの大きさとか、いろんな課題も出てくるのかなとは思っています。

そこで、在来線への影響、これが大きな二つ目の課題だということふうに認識しておりますが、佐賀駅を通るルートのフル規格で整備する場合には、並行在来線を経営分離するのか、あるいは経営分離しないのかということとは別にしましても、在来線の利便性の低下というのが懸念されると思うんですが、具体的にはどのような影響があるかと考えられているのかお尋ねをいたします。

○黒木交通政策課長 フル規格で整備した場合の在来線の利便性低下についてお答え申し上げます。

少し長くなりますけれども、まず特急がなくなる、そして、料金上昇というのがございます。整備新幹線の開業に伴いまして、在来線では経営分離をしないにかかわらず、特急が新幹線に振り替わるため、特急がなくなり、新幹線料金になることで料金も上がります。現に鹿児島本線では、九州新幹線の全線開業に伴いまして在来線の特急がなくなり、新幹線利用になることで料金が上がっております。例えば、新大牟田と博多間の新幹線料金、割引料金でも全線開業前の特急利用と比較して約一・七倍に上昇し、現在では約二倍というふうになっております。

また、新たな乗換え負担の発生がございします。特急から新幹線に振り替わることで新たな負担乗換えが発生します。例えば、有田駅、現在、特急停車駅でございしますけれども、新幹線が整備されるということになれば、新幹線は停車しないこととなります。このため、有田駅から博多方面に向かう場合は武雄温泉駅まで行って新幹線に乗り換えることとなります。同様に江北駅の利用者は佐賀駅まで行って新幹線に乗り換えるのか、そういったことになるかと思つて



おります。

そして、これらの乗換えにおきましては、階段やエレベーターなどを使って在来線ホームと新幹線ホームを、改札を通過して移動しなければならぬというふうを考えております。特に鹿島、太良などの長崎本線沿線地域の利用者におきましては、西九州新幹線の開業に伴って上下分離となりましたけれども、特急が激減している上に、佐賀駅まで行って新幹線に乗り換えなければならぬので、さらに不便になる形になるのかなと思っております。

それと、大きく並行在来線の経営分離についてでございます。仮にフル規格により整備された場合、どの区間が並行在来線となり、経営分離されるのかは、営業主体となるJRの判断によりますので、正直分らないところではございます。

しかし、並行在来線が経営分離となりましたら、地方自治体などが第三セクターを設立して鉄道施設の維持と列車の運行を担うこととなります。そうなりますと、長く大きな負担というものが沿線自治体にのしかかることとなります。そして、その経営分離では、収益性の低い区間が経営分離されるといったものでございますので、地元が引き継ぐ並行在来線というのは厳しい経営になるというのが容易に想像できるのかなと思っております。

このように、佐賀駅を通るルートでのフル規格を整備した場合、特急列車がなくなったり、新幹線による料金アップ、そして新たな乗換え負担、また経営分離による財政負担など、こうした影響があるものと考えております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱこれまでの経験上、佐賀県内も長崎本線、これは経営分離ではなくて上下分離ということになりましたが、かなり利便性が低下をしているというところも聞いています。

それから、経営分離されて、第三セクターで自治体が運営するにしても大き

な財政負担、上下分離だって佐賀県に対しては財政負担が生じているので、そもそもフル規格建設の財政負担が解決されても、じゃ、在来線はどうするのという利便性の問題が出てくると思います。これは国よりもJRとの十分な協議にはなってくると思うんですが、一つ、以前のJRの社長が会見か何かで、もしもフル規格整備されれば佐世保行きの特急は、せっかく今、武雄温泉駅で対面乗りかえのホームがあるんだから、そこで新幹線と対面乗りかえして佐世保に行ったらどうかみたいなきことをほろっと言ったことがありまして、それは後で否定をされましたが、佐世保までの特急というのはどんなふうになると受け止めていますか。

○黒木交通政策課長Ⅱ佐世保までの特急列車についてお答え申し上げます。

現時点におきましては、JR九州から示されたものがございますので、正直どのようなのかは分かりません。ただ、JR九州から直接話を聞いたわけではございませんけれども、これまでJR九州は佐世保までの特急に関しまして、新幹線が開業した場合に在来線の特急を利用されている利用者の多くは新幹線に転移するものと想定している。そして、仮に西九州ルートが全線フル規格で開業した際に特急列車を残すかどうか、並行在来線の協議や議論は何もできていない。ただ、一般的には利用者の需要動向に応じて列車の設定はなされるものといった発言がなされているものと承知しております。

以上でございます。

○徳光委員Ⅱいずれにしても、在来線の問題、地域住民にとっては大変大きな課題でありますので、今後の「幅広い協議」等々、いろんな議論になってくると思います。

そこで、「幅広い協議」なんですけど、令和二年六月からこれまで七回と記憶をしていますが、国土交通省の鉄道局と佐賀県とで「幅広い協議」が行われてきていますが、現状としてどのように受け止めているのかお尋ねをいたします。



○山下地域交流部長⇨鉄道局との「幅広い協議」の受け止めということでございます。

「幅広い協議」、これは令和二年六月から七回やってきました。七回のうち、私自身も四回やりました。率直なところで申し上げますと、協議の進展というのはなかなか難しいかなというのが今の受け止めでございます。

御承知のとおり、西九州ルートは、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を活用するということを前提に関係者で合意を重ねながら進めてきました。本来、一昨年九月にフリーゲージトレインにより在来線を活用して、佐賀駅を通る形で開業するはずでした。それが、国がフリーゲージトレインを断念したことで今の状況でございます。佐賀県から打開しなければならないものではないということも申し上げてきました。現状を招いた責任は国のほうにございます。

そういうことで、この「幅広い協議」というのは令和二年当時、赤羽国土交通大臣から、国土交通省として佐賀県の意向を踏まえながら幅広く協議を行うので応じてほしいという求めがあつて、冒頭、フル規格を実現するための協議ではないことを確認した上で始めたものでございます。

「幅広い協議」におきましては、鉄道局は佐賀駅を通るフル規格が一番いいということを主張されましたけども、これについては佐賀県から、在来線の利便性低下や莫大な建設費負担などあまりにもデメリットが大きいということを申し上げました。自ら多額の建設費を負担して、圧倒的多数の日常的な在来線利用者を不便にする、それはおよそ考えられないということも申し上げました。

また、佐賀県からは、南回りルートを含む三つのルートの提案や対面乗りかえ解消のための中低速でのフリーゲージトレインの検討なども提案しました。そして、フル規格については、議論するのであれば、国土交通省が従来から言われているような一般的な新幹線効果ということではなくて、様々なインフラとの関係の中で、佐賀県が、九州がどう発展していくのか、大きな視点で、そ

して、長期的な視点で議論をしましょうということも申し上げてきました。

佐賀県は鉄道局の求めに応じて真摯に対応してきましたし、様々な課題も申し上げてきました。また、本来、佐賀県から打開する立場のものではないということも言いましたけども、事態が動けばということで提案もしてきました。議論を深めるために必要なものだというところで、数字や条件を出してくださいということも言ってきました。フル規格を議論するのであれば、新たな発想、大きな視点でやらないといけないですよと、そんなことも申しました。

そして、「幅広い協議」とは別に、知事や副知事も鉄道局の幹部と話をされています。知事は、九州佐賀国際空港や有明海沿岸道路などの連携を深め、佐賀県や九州全体の将来展望が描けるのであれば、財政負担や在来線の課題などもあつて簡単な話ではないけども、議論する価値はあるということも言っております。

しかし、鉄道局からは新たな提案などありません。あくまで現行スキームでの佐賀駅を通るルートでのフル規格ということで、ここからぴくりとも動こうとされないという状況です。

これでは事態の進展はなかなか難しいなというのが率直な今の受け止めでございます。

私からは以上です。

○徳光委員⇨現状はそういうことだということなんですが、今後、「幅広い協議」についてはどのように進めていこうとしているのかお尋ねをいたします。

○山下地域交流部長⇨今後の「幅広い協議」についてです。

先ほど答弁しましたとおり、「幅広い協議」、これは国の求めに応じて行つてきております。鉄道局から求めがあれば、これまで同様、真摯に対応していきたいと思っております。

しかし、現状、鉄道局が現行スキームを変えるつもりはない、そうした中で

佐賀駅を通るルートでのフル規格ということで、そこに固執されていると、それであれば、やっても意味のあるものにはなかなかならないんじゃないかなというふうに思っております。申し上げているとおり、過去の延長線上の議論ではなく、大きな視点での議論、新たな発想での議論が必要だと申し上げております。現行スキームでの課題も様々申し上げます。

そうしたことを踏まえて、「幅広い協議」の場で何をどうしていこうとされるのか、そこは鉄道局さんのほうで考えられるところだと思います。求めがあれば、それは真摯に対応していきます。

私からは以上です。

○徳光委員 Ⅱこれは質問ではなくて私の感じたことなんです、一週間前の新聞を見ていたら、新幹線フル規格へ決起大会ということで、来月の二十七日に佐賀駅をルートを通るフル規格を推進するシンポジウムが開かれるということ、新聞記事で知りました。

その内容を読んでいますと、国交省鉄道局の幹線鉄道課長が基調講演するというふうになっていました。あくまでも今「幅広い協議」はフル規格を前提としないということで佐賀県と協議をしている中で、鉄道局の課長が挨拶とかなら分かるんですが、基調講演するというところで違和感を感じたところなんです。どんな講演をするのかなということ、後の報道を待ちたいと思うんですが、そんなことを感じましたので、一言申し添えました。

では、最後の質問です。地元三者の意見交換についてですが、知事は今議会的一般質問において、現行のスキームの中で国と合意するのは至難の業、原点に立ち返り、長崎県とJR九州との地元の三者で議論して新たな合意形成を探るのも選択肢の一つと、できるだけ早く意見交換をしたいという答弁をされています。

また、報道によりますと、長崎県の大石知事が十五日に行った定例の記者会

見で、この地元三者による意見交換に応じる意向を示して、現在日程調整を進めているということ、明らかにしています。

今後、この長崎県とJR九州との意見交換はどのような位置づけで、また、どのようなスケジュール感で進めていこうとしているのかお尋ねをいたします。

○山下地域交流部長 Ⅱ佐賀県、長崎県、JR九州の三者の意見交換についてお答えをいたします。

先ほど答弁しましたとおり、「幅広い協議」もそうですけれども、知事や副知事も様々なチャンネルで話をできております。そうした中で、佐賀駅を通るルートでのフル規格については課題も申し上げてきましたし、議論をするのであれば、ルートを含めゼロベースで議論が必要だと、そして、新たな発想、大きな視点でということも申し上げてきました。

しかし、現状は鉄道局から新たな提案はなく、あくまで現行スキームでの佐賀駅を通るルートのフル規格というところでぴくりともしないという状況でございます。

昨年末、南里副知事が鉄道局次長と面談された際に、地元での合意形成の話がされました。これは佐賀県が動いて合意形成を図っていくということではありませんけれども、そういうことも必要ではないかということ、話をされたものでございます。そういうことを踏まえての知事の答弁でございました。

考えてみますに、今、佐賀県と鉄道局が協議をしておりますけれども、そもそも整備新幹線というのは地元がやりたいと手を挙げて整備を求め進められるものでございます。西九州ルートはこれまでそうでした。いろんな課題がありながらも、地元で協議を重ね、合意を図って、国に整備を求めてきました。そういうものだと思います。しかし、今地元において合意があるかというところ、ありません。新鳥栖―武雄温泉間は在来線利用ということしかございません。

そうした中で、フル規格に手を挙げていない佐賀県と鉄道局が話をしているというのはやはりおかしいんじゃないかということで、南里副知事は鉄道局の次長にそういう話をされたわけでございます。地元で合意形成が図れるかどうか、それは分かりませんが、現状を打開するというものでは地元での合意形成というのの一つではないかということで話をしたものでございます。

三者の意見交換ですけども、いきなり合意形成に向けてということにはならないと思いますし、佐賀県はフル規格を求めているわけでもございませぬので、佐賀県が合意形成を図っていくということでもないと考えています。

そうした中で、まずはきつかけとして佐賀県から声をかけますけども、三者の話、まずは西九州ルートに絞るということではなくて、今ICカードのエリア拡大なんかも一緒にやっておりますので、そうしたことも含めて、まずは率直にフルに意見交換を行うものになると思っています。

西九州ルートについては、佐賀県からは現状について説明しますし、長崎県は長崎県の思うところ、JR九州はJR九州の思うところを話されるのだと思います。

今三者の面談について話合いの日程を調整しております。それぞれ三者のトップということで、この年度末、年度始めというのはなかなか調整が難しいところがございます。今は五月のどこかで三者が集まれる機会ができないかということ調整をしているところでございます。

私からは以上です。

○徳光委員Ⅱありがとうございます。いずれにしても、JR九州さんとは、あるいは長崎県さんとは、西九州ルートに限らず、いろんなことでの意見交換をして調整しないといけない部分も出てくるというふうに思いますので、そういったチャンネルでもしっかり議論をしていただきたいということを申し添えます。私の質問を終わります。

○桃崎委員Ⅱ皆さん、改めましておはようございます。自由民主党の桃崎祐介でございます。本日二人目の質問者となりますが、分かりやすい質問を心がけてまいりますので、執行部の誠意ある答弁をお願いいたします。

先日、大阪に住んでおります大おじが、法事のために新幹線で実家に帰ってまいりました。二月の連休中ということもありまして、大おじも普通車が満席だったから、グリーン車で帰ってきたわと申しておったところでございます。三年ぶりの帰郷ということもありまして、佐賀県や大阪のこと、島耕作や大阪万博についても久しぶりに楽しく会話をいたしましたところであります。

その際、大おじも私も愛煙家でありますので、近年の健康志向の高まりからしよがないとは思いますが、ここ最近の喫煙者の肩身の狭さを嘆いております。大おじも、俺らは税金を余計払つとるのになど不満を口にしておったところでもあります。

その中で、新幹線の喫煙ルームの件につきましても話が出てまいりました。先週の土曜日、三月十六日から東海道、山陽、九州新幹線の喫煙ルームが廃止され、これにより全ての新幹線車内での喫煙ができなくなったわけでありまして、皆さん御存じのとおり、旧国鉄の債務のうち、約二十五兆円は国に継承されました。この返済に充てるために、平成十年、たばこ特別税が創設され、現在

でもたばこ一本当たり一円程度の税金が旧国鉄の債務返済に使われておりまして、令和三年度末でいまだ約十六兆円の債務が残っているところであります。

このことにつきまして、大おじも、大体やなど、国鉄の借金は俺らのたばこの税金で払うとんのやと憤慨しておりました。これは八十一歳になります旧国鉄職員の大おじとの話でございました。本日の特別委員会は、きつとJRの方も聞いておられると思いますので、以上、一言申し上げて質問に入らせていただきます。(笑)

先週三月十六日と申しますと、ちょうど北陸新幹線の金沢―敦賀間が延伸開



業いたしました。一九七三年の整備計画決定から五十一年という長い年月を経ての新幹線の整備は、地元沿線の人々からも、観光の振興や経済の発展、地域振興など大きな期待を持って迎えられたところであります。終着駅となった敦賀駅はもちろんであります。途中の停車駅である小松駅や加賀温泉駅などでのぎわいぶりは、新聞やテレビなどで報道されておりますとおり、大変大きなものとなっております。

一方、九州新幹線西九州ルートにおきましても、国によるフリーゲージトレインの断念という極めて残念な一面もありましたが、一昨年、二〇二二年九月に、武雄温泉―長崎間が整備計画決定から約五十年の年月を経て開業いたしました。その開業によりまして、長崎はもちろんのこと、佐賀県にとりましても、武雄温泉駅や嬉野温泉駅と駅周辺の再開発も進み、観光や経済の発展に大きなプラスの効果があつたものと思われまます。

しかしながら、鹿島・太良方面など長崎本線沿線におきましては、並行在来線の問題から上下分離方式への移行となりまして、特急列車の大幅減便や乗換えの問題など、利便性や観光面で大きなマイナス面が生じたことも事実であります。

これらに対し、上下分離区間となった江北―諫早間につきましては、線路の延長が短いにもかかわらず、長崎県が鉄道施設の維持管理を佐賀県の二倍と、より多くの費用を負担しております。県といたしましても、今後とも、この長崎本線沿線の佐賀の魅力を発信していくとともに、鉄道環境悪化に伴う交通便利性の低下を補うためにも、有明海沿岸道路や国道四百九十八号の早期整備に引き続き取り組むべきであると考えているところでございます。

このような様々な結果を生み出した九州新幹線西九州ルートであります。先日の代表質問に対しまして、山口知事は、フリーゲージトレインは国が開発を断念したが、武雄温泉から長崎までの新線は合意のとおり完成し、時間短縮

効果や新駅の設置、周辺のまちづくりなどの期待されていた効果はほぼ得ているとの答弁をなされました。

この新幹線整備によって得られた効果とは、具体的にどのようなものであったのかをお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 期待された効果についてお答え申し上げます。

委員からお話がありましたけれども、本来、この西九州ルートといいますが、フリーゲージトレインにより在来線を活用して佐賀駅を通る形で、乗換えなしでの開業となるはずでございました。それが、国がフリーゲージトレインの開発を断念したことで、リレー方式での開業となっております。

そもそものはフリーゲージトレインの開発の遅れから導入までの間ということ、国からリレー方式での開業の申入れがあり、これに対して佐賀県は、フリーゲージトレインの開発を待つと申し上げておりますけれども、長崎県とJR九州はリレー方式での早期開業を望まれていたため、県としてはそういう思いにも配慮して提案を受け入れたものでございます。

その上で申し上げますけれども、このリレー方式での開業となりましたが、例えば、長崎から博多までの時間短縮、こちらはフリーゲージトレインで予定されていましたが三十分、これを実現できております。また、武雄温泉から長崎までの新線は合意のとおり完成いたしました。嬉野には約九十年ぶりに新駅が誕生、そして、新駅が整備された長崎市や諫早市、大村市などでも駅周辺のまちづくりが進められているところでございます。そして、武雄温泉駅、こちらについては全ての新幹線と特急列車が停車することとなり、大幅な停車本数の増となっております。

完成しなかったのはフリーゲージトレインだけでございまして、リレー方式での運行となりましたけれども、期待されていた効果というのはほぼ得られているものと認識しております。



一方で、委員からありましたけれども、佐賀県にとつては、上下分離区間となった鹿島・太良方面では、非常に利便性が低下しております。こういった大きなマイナスがあったことも、我々としても忘れてはいけないと思っております。

以上でございます。

○**桃崎委員**Ⅱありがとうございます。確かに武雄温泉―長崎間の開業によりまして、一定の効果が得られたものと承知をいたしました。特に嬉野温泉や武雄温泉におきまして、この佐賀県内で開業前の県民の期待以上のプラスの効果があつたものと私も認識をいたしております。また、九州経済調査協会も、昨年九月に開業一年目を迎えた西九州新幹線につきまして、佐賀県、長崎県への設備投資などの経済波及効果が千七百三十六億円に達したとの調査結果を発表いたしております。

しかしながら、武雄温泉駅のリレー方式という関西直通ができていない現状では、利用者の目線からいえば、期待されていた全ての効果は得られていないのではないかと考えますが、執行部の考えをお聞かせください。

○**黒木交通政策課長**Ⅱ利用者から見た場合の期待された効果について御質問がございました。

改めまして申し上げますけれども、西九州ルート、こちらは平成四年に地元で合意し、スーパー特急でスタートいたしました。その後、国からフリーゲージトレイン導入の提案があり、そこで関西直通という効果が加えられたことになったものでございます。

関西直通というのは、あくまでフリーゲージトレインの導入に伴う効果でございました。そして、これまでの合意、いずれの場合でも新鳥栖―武雄温泉間では在来線利用が大前提となっております。西九州ルートの整備は関西直通が前提であつたものではない、そう考えております。

以上でございます。

○**桃崎委員**Ⅱそれでは次に、他線区での開業効果について質問をいたします。

鉄道局が、北陸新幹線や九州新幹線の開業効果として、富山県などの定住人口の増加や鹿児島中央駅、長崎駅などの駅周辺の開発事例を挙げており、その効果は非常に大きなものであります。交流人口の増加という観点からも、九州新幹線の整備によりまして、山陽や関西方面との地域間流動量が急激に拡大しており、また、熊本市における企業立地件数や鹿児島市におけるコンベンション開催件数なども、全線開業を機に大幅に増加しているところであります。

このような新幹線の開業効果につきまして、県はどのように受け止めておられるのか伺いをいたします。

○**黒木交通政策課長**Ⅱ他線区での開業効果の受け止めについてお答え申し上げます。

委員からは、鹿児島ルートですとか、そのほかの面での開業効果といたしまして、移住人口ですとか、まちづくりのようなお話がございました。そういった新幹線の一般的な効果を我々として否定しているわけではございません。

ただ、この新鳥栖―武雄温泉間に佐賀駅を通るフル規格というのを当てはめると、やはり在来線の利便性低下、莫大な財政負担などの課題があり、それがあまりにも失うものが大きいということを申し上げてきているところでございます。

以上でございます。

○**桃崎委員**Ⅱありがとうございます。県としても、新幹線整備による開業効果につきましては、一般的に理解をされているということを認識いたしました。

フル規格での全線開通がもたらす効果というものが、広く山陽や関西方面までの交流人口を増加させ、観光面や地域の経済に及ぼす影響が極めて大きいことは周知の事実であります。このことは、佐賀県民の鉄道利便性のみにとらわ

れておりますと、近視眼的な考えの下に新幹線の問題と向き合うこととなり、関西や中国地方からの利用者の目線も考慮していかなければ、佐賀県及び西九州全体に及ぼす大きな意味での開業の効果を見落とす結果となるものであります。

また、鹿児島や熊本、長崎でも見られるように、新幹線駅が新たに設置されることになりますと、駅周辺の整備も含め、宿泊施設や商業施設をはじめ、大規模な再開発が可能となるわけであります。このような観点から、新鳥栖―武雄温泉間はやはりフル規格での整備が望ましく、また、ルートに関しましても、国の推奨しております佐賀駅を通るアセスルートでの整備が県都である佐賀市の発展のためにも最も適したものであると考えております。

現在、佐賀県は佐賀駅ルートをかたく拒んでおられますが、佐賀駅以外の新たな新幹線の整備は今後の人口減少、少子・高齢化、既存の町や商店街との連携、また、コンパクトなまちづくりという観点から好ましくないと考えられます。

さらに申しますと、佐賀駅以外を通るルートであれば、人口減少を迎える中、様々な都市機能が分散されることにつながりまして、佐賀駅周辺でも飲食店や宿泊施設、商業の持続可能性は一層厳しさが増すこととなります。このことは佐賀市中心の衰退を招き、居住地としての魅力も低下することや、マンションなどの住宅地の価格が下落するなど、佐賀県周辺のこれまでのまちづくりや既存の中心市街地との連携、県民の財産価値の毀損など失うものが大き過ぎると思われますが、まちづくりの観点から県の考えをお伺いいたします。

○天本まちづくり課長 佐賀市のまちづくりへの影響について御質問がございました。

佐賀市を含みます新鳥栖―武雄温泉間は、ルートをはじめ、決まっていることは何もないため、現時点でまちづくりへの影響をお答えできる状況にはない

と考えております。

以上でございます。

○桃崎委員 仮定の話には答えられないという答弁でございました。

しかし、やはりまちづくりということを考えていくのであれば、三十年後、五十年後、この佐賀県の将来を見据えたまちづくりを行っていかねばなりません。県民や市民のため、また、佐賀県の発展のためにも、新幹線はもちろん、公共交通機関、道路などの交通網、各種まちづくりの観点から、人口減少社会の新たな拠点整備の在り方につきましても、様々な要因や可能性を考慮した上で今後のまちづくりにぜひ取り組んでいただきたいと強くお願い申し上げます、次の質問に移ります。

次に、県民アンケートの結果についてお伺いをいたします。

昨年十月から十一月にかけて佐賀新聞が、また、十二月にはサガテレビが、九州新幹線西九州ルートの整備につきまして県民世論調査を行っております。

まず、佐賀新聞のアンケート調査ですが、この佐賀新聞の調査は若干問題がありまして、作成された方の知識不足が原因かどうか分かりませんが、設問の選択肢がミッシーナ状態になっておりません。このミッシーとは、漏れなく、重なりのないという意味でありまして、市場分析や売上げ拡大、業務の効率化などのビジネスシーンで活用される思考方法ですが、アンケートなどで選択肢をつくる際には最も気をつけなければなりません。逆にこの選択肢がミッシーでなければ、アンケートの調査結果は全く使えないものになってしまいます。

ともあれ、結果を申し上げますと、在来線を活用すべきと回答された方、これはフル規格で整備された場合であっても在来線は活用されるものでありますが、これが四二・二％、フル規格で整備すべきと答えた方が二七・九％でございました。

一方、サガテレビの電話アンケートにつきましては、これは設問を作成された方、しっかりとスキルがあられたと推測されます。全線フル規格での整備に賛成か反対かという、いわゆるミッシーナ、漏れなく、重なりのない選択肢となっております。アンケート調査の結果は、全線フル規格での整備に賛成の方が四九・五％、反対の方は二六・五％でありました。つまり、佐賀県民の約半数が全線フル規格での整備について賛成という意見であります。

また、これらの調査結果によりまして、フル規格化した場合のルートとしては、佐賀駅経由が佐賀新聞四九・三％、サガテレビ四七・一％ということで、フル規格に賛成している県民の約半数が佐賀駅を通るルートが最も望ましいと回答されております。

この県民世論調査の結果につきまして、県はどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱアンケート調査についての受け止めについて御質問がございました。

アンケート結果の受け止めでございますけれども、委員からもアンケートの仕方についての問題点など、あるいはミッシーナというんでしょうか、そういったお話がございましたけれども、いろんなアンケートというのは、いろんな捉え方によって変わってくるものかなと思っております。そういった意味でいいますと、まず、フル規格で整備する場合、基本的には多額の財政負担や在来線の利便性低下というものがございます。こういったものを示さずに、ストレートに、素直に、単純にフル規格でつないだほうがよいかと聞かれれば、それはフル規格でつないだほうがよいとおっしゃられる方が多いのではないかと考えております。

単純にどのルートがよいのかと聞かれた場合につきましては、在来線やバスセンターがある佐賀駅ルートになるのではないのかなと思っております。委員

からもありましたように、アンケートというのは、ミッシーナというんですか、それとか聞き方、尋ね方というのも重要かと思えます。詳細は分析できておりませんが、捉え方は人それぞれあるのかなと思っております。

そして、佐賀駅を通るルートのフル規格は、やはり莫大な建設費負担、在来線の利便性低下などの問題がございまして、なかなか考えられるものではないのかなと思っております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

やはり県として、様々なリサーチをする際、また、アンケート調査等の情報を入れる際には、しっかりとその調査内容が真実を表しているか、また、県民の意見が反映されているかということも考えた上で、これらの情報を入れていただきたいと思えます。

また、新幹線のルートや、その整備に対しまして、在来線問題や負担金の問題など多くの課題が存在することは私も強く認識しているところでございます。しかしながら、世論調査で見られる県民の声にしっかりと耳を傾けていた大きながら、また、先ほどおっしゃられたように、県民に新幹線問題に対する正しい理解をしていただくためにも、様々な課題を含め、フラットで正しい情報をもって議論をぜひ進めていただきますことをお願いいたします。

次に、南回りルートについて質問いたします。

初めに、九州新幹線西九州ルート新鳥栖―武雄温泉間につきまして、国土交通省は佐賀駅を通るアクセスルートでの建設費は総事業費が六千二百億円であり、そのうち佐賀県の実質負担は六百六十億円になると示しております。将来の建設費の高騰リスクが想定される中におきまして、佐賀県の負担は六百六十億円であるという国の発言や、また、佐賀県の財政負担を軽減すると覚悟を持って示された国の発言は非常に重いものと考えております。



先ほどの徳光委員さんの計算をされました計算式に当てはめてみますと、もしJRの貸付料を五十年とし、かつ交付税措置を七〇%とした場合、この場合は佐賀県の負担額は約七百三億円という計算になりました。もちろん全期間で七〇%の交付税措置はあり得ないと思いますし、この貸付料についてもこの金額というものは本当にこうなるのかというのはまだ確約できたわけではございません。国はしっかりと六百六十億円ということを県に対しても発言をしておられます。

しかしながら、これに対しまして県独自の試算によりますと、建設費が高騰し、佐賀駅を通るアセスルートでは佐賀県負担額が六百六十億円から千四百億円にまで上昇すると言われております。

そこで、改めて県の試算方法で南回りルートに当てはめますと、佐賀県と福岡県の実質負担はそれぞれの程度になるのかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長⇨南回りルートの場合の実質負担額についてお答え申し上げます。

委員からありました南回りルート、こちらは令和三年十一月に鉄道局が一つ示したものがございます。これにつきましては現在の九州佐賀国際空港に直結するルートでございますけれども、筑後川と早津江川を横断する橋梁やトンネルなどは建設困難と鉄道局自らが建設できないとの説明があったものでございます。県が議論する価値があると言ってきたものとは全く異なるものだと思います。ことをまず申し上げておきたいと思えます。

その上で御質問のありました鉄道局が示された空港直結の南回りルートについて、先ほど徳光委員にも答弁申し上げました算出方法にて機械的に佐賀県及び福岡県の実質負担を算出いたしますと、佐賀県が二千二百五十億円、福岡県が千五十億円となります。

また、委員から六百六十億円という話をされていますけど、なかなかそういっ

たことは現実味はないのかなという話を重ねて申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○桃崎委員⇨ありがとうございます。つまり、県独自の試算によりますと、佐賀駅のルートを、国が示したルートであります。南回りルートとすることで佐賀県負担の真水分は千四百億円から二千二百五十億円に増大しまして、結果として佐賀県の負担額は、長崎県の負担額約六百億円に対し、二・五倍から四倍にはね上がるということでもあります。つまり、南回りルートの場合、さらに膨大な財政負担が佐賀県にのしかかってくるものと受けとめますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○黒木交通政策課長⇨南回りルートだと、佐賀県の負担が増大することに対する受け止めだったかと思っております。

もともと佐賀駅を通るルートというのは失うものがあまりにも大きいということを含め、これをこれまでも申し上げておりました。そういった中で、鉄道局からフル規格に限定せずに協議をされたいということでも今までお聞きしてきたところがございます。佐賀県の考えといたしましては、まず、大きな視点、長期的な視点、こういった議論が必要だということで申し上げてきております。単に建設費負担が幾らかということだけでなく、そういった、例えば、空港ですとか有明海沿岸道路などと連携することによっていろんな可能性が議論できるんじゃないか、そういったことがあって、それで仮に佐賀県や九州全体の発展につながるような議論ができないかということをお聞きしてきてございます。

そういった中でも財政負担ですとか、ルート、在来線の問題、地域振興の問題をセットで議論する必要があると申し上げてまいりました。この財政負担だけを見て捉えるというよりも、全体を見る、あるいは佐賀や九州にとっての発展にどうつながるのか、そういった議論が必要だと思っております。



以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。県が算出されました南回りルートでは佐賀県の負担が二千二百五十億円、また、福岡県の負担が千五十億円と、多くの佐賀県民や福岡県民が知る得ることができたということ、また、何より佐賀駅ルート以上に南回りルートのほうが莫大な財政負担が発生するということ、この二点が確認できましたことは大変意義深いものと受け止めまして、次の質問に移ります。

これまで県は、九州新幹線西九州ルートに関しまして、ルートも含めてゼロベースとの姿勢でありましたが、昨年九月の定例県議会や記者団からの問いかけに対しまして山口知事は、佐賀空港と連携する南回りルートについて議論の余地がある、交渉する価値はある、一考に値する、意義深いなどの肯定的な発言を繰り返されておりますが、一方で、国土交通省やJR九州が主張する佐賀駅ルートに対しましては否定的な考えを示し続けておられます。

県はどのような理由から、南回りルートは交渉する価値があると考えておられるのか。また、どのような理由で佐賀駅ルートをかたく拒まれているのか、その理由をお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ佐賀駅を通るルート、そして、南回りルートについての御質問がございました。

佐賀駅を通るルートのフル規格、これまで申し上げておりますとおり、佐賀駅を通るルートのフル規格につきましては、多数の日常的な在来線利用者、これが不便になります。県民の日常生活や地域経済にも大きく影響するものでございます。佐賀県にとっては失うもののほうがはるかに大きい、そう申し上げます。佐賀県にとっては失うものの方がはるかに大きい、そう申し上げます。

そして、それはもともとフリーゲージトレインということでもございました。国から提案があったものでございました。そのフリーゲージトレインを断念し

た責任、それを財政負担ですとか在来線の利便性低下、そういったものを県民のほうに回すもの、要するに断念した責任というものを県民に回しているようなものでございます。そういった意味でも、なかなかそれを莫大な財政負担、在来線の利便性低下、受け入れてもらいたいと言われても、それはなかなかはいと言えぬわけではございません。

一方で、南回りルートでございます。先ほど申し上げましたけれども、大きな視点、長期的な視点、全く新たな発想での議論は必要だということでも申し上げてきました。そういった意味で、空港ですとか道路など社会インフラとの連携なども含めまして、佐賀県や九州全体の将来展望が描けるのであればということでも、もちろん財政負担、在来線などの課題はある、これも併せて必ず申し上げてきておりました。そういった意味で価値はあるという考えでお答えしてきただけでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱそうですね。佐賀駅ルート、在来線の問題、また、負担額の問題等いろいろあるということですが、もちろん空港を通らなくても、南回りルートにしても、これによると、恐らく並行在来線という形になってくると思います。必ずしも南回りルートならば在来線の問題は起こらないということにはならないと私は考えております。

また、昨年十月に山口知事は、南回りルートについて協議する価値は十分にあり、我々は既に舞台に立つて協議する準備を整えているとの発言をされておりますが、そのルートの意義や県として国との協議に対しどのような準備をされているのか、その内容をお聞かせください。

○黒木交通政策課長Ⅱ知事の答弁にありました協議をする準備を整えているといったことについてお答え申し上げます。

こちらにつきましては、南回りルートへの認識についての質問に対してお答

え申し上げたものでございました。九州佐賀国際空港の活用ですとか、有明海沿岸道路などとの連携を含めて、佐賀県や九州全体の将来展望が描けるのであれば、先ほど申し上げましたけれども、財政負担や在来線の問題はあるものの、議論する価値はあると考えていて、議論しましょうという趣旨で申し上げたものとして知事から答弁しております。

以上でございます。

○桃崎委員 今議会の藤木議員の一般質問におきましても、南回りルートのような課題についての質問に際し、山口知事は、「新たな発想での議論というところで、様々な我々の考え方を開示しながら、鉄道局とも議論しようと思った」との答弁をされました。この鉄道局との議論の場で今後開示されようと言われた南回りルートに対する県の考え方はどのようなものかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長 今議会での知事の南回りルートに関しての答弁の中で新たな発想での議論ということで、様々な我々の考え方を開示しながら、こういったものについての御質問をいただきました。

先ほどの話とちよつとかぶるところはありますが、もともとフル規格を議論するのであれば、大きな視点による全く新たな発想での議論が必要と。そして、例えば、空港や道路などのインフラ等も絡めて佐賀県や九州全体の将来展望が描けるのであれば、財政負担などの課題はあるものの議論する価値はあると申し上げてきております。

そういった中で、佐賀県、打開する立場ではない中でも、知事自ら、森山委員長や国土交通省の幹部とも意見交換をしておりますし、南里副知事も昨年末に鉄道局長との協議を行い、そうした考えをお伝えしてきているものがございます。様々なチャンネルで幾度となく建設的な議論ができないのかということを探索してきております。

そうした新たな考え方ですとか新たなスキームの議論ということで、鉄道局の考えを聞いたたりですとか、県としての意見を述べたり、行ったり来たりしながら、そして、交渉もしながら議論していけるのではないかと考えて知事は答弁されているものでございます。

以上でございます。

○桃崎委員 ありがとうございます。この同じ質問に対しまして、山下部長は南回りルートについても個別の課題について検討や議論を深めていくというようなどころにないとの答弁でありました。つまり、県としては、南回りルートについて具体的な意義や将来展望などを持ち合わせているわけではなく、アセスメントのフル規格に固執し、議論の余地がない、国との協議に對しまして事態が動き出せばという思いから三つのルートの提案をされただけのことであるという認識でよろしいでしょうか。

○山下地域交流部長 私が三つのルートを提案しています、その趣旨ですけれども、あのとき議会でも、佐賀駅を通るルートだけじゃなくて、南回りルート、あるいは北を回るルート、そんな御意見もございました。

佐賀駅を通るルートについては、もうその前のときから、鉄道局さんはそこが一番いいとおっしゃるけれども、いや、そうじゃないんだと、建設費負担とか、在来線が非常に不便になるということで、利用者ということでは在来線利用者が圧倒的に多いわけで、そこが不便になるといのはやっぱり問題だという話をしてきました。佐賀駅を通るルートというのはおおよそ考えられないと。ただ、県議会の中でもいろんな意見がある、県民の中でもいろんな意見がある、北という意見もあるし南という意見もある。三つ並べて、メリット、デメリット議論しましょうと、そういうことで提案させていただいたものでございました。

以上です。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

次に、整備新幹線スキームと地元合意について質問をいたします。

今議会、新鳥栖―武雄温泉間のフル規格の議論につきまして、今のスキームでの合意は困難、原点到立ち返って新たな合意形成を探るというのも選択肢の一つであるという趣旨の答弁を何度もされております。そもそも今の整備新幹線のスキームでは改めてどのような理由で合意が困難であると言われておられるのかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ整備新幹線の今のスキームでは合意が難しいと言っているのかといった御質問でした。

今の整備新幹線のスキームでございますけれども、全幹法で定められております属地負担の今のルールで言いますと、佐賀県は莫大な財政負担を伴います。鉄道局は変えられないということをおっしゃっています。変えられないというか、法律で決まっている、そういったことを申し上げてきております。

西九州新幹線、開業いたしました武雄温泉―長崎間、こちらに対する地元負担は実質負担額ベースでいきますと、長崎三に対して佐賀県が二でございます。佐賀県の負担は長崎県の三分の一でございます。それが新鳥栖―武雄温泉間をフル規格でつなぐことによりまして西九州ルート全体に対する佐賀県の負担額は、何度も申し上げておりますとおり、一千四百億円が乗ってきますので、それで長崎県の二・五倍以上に逆転する形になります。効果で言いますと、長崎県はさらなる時間短縮効果が図られる、しかし、負担はゼロ。佐賀県は莫大な財政負担が生じる上に、在来線の利便性が低下する。これはあり得ないと思っております。今のスキームでは受益と負担、その関係というのは明らかにおかしいのではないかと、こういうスキームで合意をつくっていくのは極めて困難だということふうに考えております。そういった意味で答弁しております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

その財政負担についてであります。南里副知事が鉄道局との協議の中で、フル規格で整備する場合の佐賀県の負担額は最大でも長崎県の二分の一以内というのが一般的な感覚であるという意見を述べられております。このことは昨年十一月の鉄道局次長との面会の際にも同様の発言をされておりますが、この副知事の発言は、建設費負担について、県から国に条件を示されたものであるとの認識でよろしいでしょうか。

○黒木交通政策課長Ⅱ南里副理事発言の佐賀県の負担は二分の一以下だということでは条件を示したかという話だったかと思えます。

先ほども答弁しましたとおり、今の整備新幹線の財源スキームといえます。受益と負担の関係がおかしいのではないかと話をしたわけでございます。条件といえますか、今の制度自体に問題があるのではないかとということで提起したということでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱそれでは次に、原点到立ち返つてと言われる地元合意、その原点とは何を指しておられるのかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ原点とは何を指しているのかということでございます。

もともとこの西九州ルートでございますけれども、昭和六十年に当時の日本国有鉄道、国鉄が博多から長崎間のルートを発表しました。これは今のルートではなく、武雄を通った後、早岐まで行って、南に下って、長崎に向かうルートでございます。しかし、その後、昭和六十二年に発足いたしましたJR九州がこの計画では収支改善効果が現れないとしてこのルートは立ち消えになっております。しかし、その後、長崎を中心に地元で議論が進められまして、平成四年に福岡市から武雄市までは在来線を利用し、武雄市から長崎市まで新線

を整備してスーパー特急を走らせる、これを合意したわけでございます。

このように、ルートが立ち消え、白紙となったところから地元関係者で一から議論して合意したのが西九州ルートのスタートであり原点でございます。こちらが原点ということで申し上げておきます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

それでは、その原点に立ち返った上でなされる新たな地元合意とはどのようなことを言っておられるのか伺いをいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ新たな地元合意についてお答え申し上げます。

西九州ルートは、これまで様々な合意を重ねながら進められてきたものでございます。それが、国がフリーゲージトレインを断念したということで地元の合意が瓦解して、今は合意もない状態でございます。そして、この区間について、これまで鉄道局と協議を行ってきておりますが、新たな提案などはないということでございます。

改めて申し上げますけど、整備新幹線は法律で地元負担を義務づけしており、地元が多額の財政負担ですとか在来線の利便性低下など様々なデメリットを受け入れてでも、それを上回るようなメリットがあるからつくってほしいということが進められるのだと思っております。しかし、今、そういう状況にはなっていない、今回受益が受けるのは主に長崎県、建設費を負担し、不利益を受けるのは佐賀県という構図になっております。

この区間をどうするか、これまで合意を重ねながら進められてきたという経緯を踏まえて打開する立場にはないですけれども、もう一度地元で議論してもよいのではないかとということで考えております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱそれでは、JR九州、長崎県との意見交換、これについて質問を

いたします。

整備ルートにつきまして、JR九州は当初から佐賀駅を通るアセスルートしかあり得ないとの主張であり、また、長崎県知事も、利便性や持続可能性は重要、与党検討委員会やJR九州が佐賀駅を通るアセスルートを最適としていることは尊重すべきであると発言しております。今議会、山口知事は、三者での地元合意に關しまして、JR九州や長崎県とできるだけ早く意見交換をしてみたいと述べておられます。

そこで、佐賀県はどのような考えを持って意見交換に臨まれるのか、また、意見交換には誰が出席して、どういう形で行われることを想定しておられるのか伺いをいたします。

○黒木交通政策課長ⅡJR九州、長崎県との意見交換について申し上げます。

まず、出席者についてでございますけれども、先ほど部長答弁でもありましたけれども、両県の知事、山口知事と大石知事、そして、JR九州から古宮社長ということで考えております。どういった形というのは、ちょっとイメージが分からないところはあるんですけども、意見交換ということでございますので、西九州ルートの問題も含めてやると。

先ほどありましたけれども、ちょうど佐賀駅から佐世保駅、ハウステンボスに向かってICカードの導入や拡大も一緒にやっておりますので、そういったことも含めて、フリーな形で意見交換をするという形になると思っております。佐賀県の状況を説明したりとか、先ほど委員からございました長崎県やJR九州の意見をお伺いしたりと、そういったことを率直に意見交換する形かなと思っております。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱ分かりました。

先日的一般質問で、中村議員の質問に対しまして山口知事は、三者での意見



交換に関しては自由に話をさせていただきたいと答弁をされました。長崎県とJR九州は佐賀駅を通るルートが望ましいと言っている中、自由な意見交換をされるのであれば、佐賀県としても何らかの提案を示す必要があると考えられます。

また、先日、佐賀新聞の記者席というコラムで「テーブルに着くか」との記事がございました。三者でのテーブルを用意されるのであれば、コラムに記載されたとおり、まさに「みんなでトラブルをしているのに佐賀県だけカードを切らない」ということはあってはならないことであります。佐賀県が進めたいと言われる意見交換であれば、ルート案なども含め、県としての明確な考えを示されるものと考えますが、このように理解してよろしいでしょうか。

○黒木交通政策課長Ⅱ三者意見交換での佐賀県からの提案のようなお話もございました。

もともとなかなか、地元合意と言っておりますけど、今回、意見交換という形で進めております。皆さん御承知のとおり、この問題は非常に様々な問題が横たわっておりますし、非常に関係者も多うございます。財政負担一つ取っても、先ほどずっと、佐賀県は到底考えられないといった中で議論するという形になります。そして、ルートについても県議会の皆さんからもいろんなルートがあつて、ルート一つ取っても様々な御意見があるといったところです。関係者も、今回は長崎、JR、鉄道局となっておりますけど、ほかにもいろいろあるのかなと思っております。

そうした中で、国がフリーゲージトレインを断念したということ、今この問題が議論になっているわけでございますけれども、あくまで施設は合意のとおり完成したけれども、できなかったのはフリーゲージトレイン、その責任というのは国にあるかなと思っております。

それでも、我々としては新たな考えと、知事も含めて新たなスキームで議論

しようという試みをしてきたわけがございます。なかなかいきなり成案をつくる、対応案とか、打開するような話ができるということではないかと思っております。その難しさというのは、これまでも県議会でいろいろ議論がなされておりますので、御理解いただけるのかなと思っております。だから、意見交換ですので、率直にフリーにやるものと捉えていただければと思っております。以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。

この三者の意見交換について、あと一つだけ。長崎県の大石知事は、山口知事による三者での意見交換の呼びかけに對しまして、意見交換であれば話を聞くのは重要なことと前向きな発言をされているものの、一方で、整備の在り方の検討や協議は国を交えるのがベースであるとして、一から合意形成を図る意見交換とは認識していないとの発言もありましたが、このことにつきまして、県はどのような受け止めをされているのかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ長崎県知事の発言のうち、意見交換だとか、協議とか、その件についてお答え申し上げます。

正直、長崎県、大石知事のほうが見え交換と協議をどのように使い分けられているのかなというのが分かりません。今回の分は意見交換ということで、地元の合意形成をいきなりするというわけではございませんので、まずは集まっていたいただいて、フリーに意見交換するものということでございます。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。いずれにしましても、この意見交換が意義のある結果となることを期待するところであります。

最後に、国との協議につきまして質問をいたします。

大分県は、基本計画路線である東九州新幹線の実現に向けて県民への理解と機運醸成を図るため、大分県内六カ所で説明会を実施するほか、九州知事会に

おきまして、豊予海峡ルートへの推進の調査費などを国に求める提案を行い、その決議がなされております。また、宮崎県におきましては、宮崎市から新八代駅をつなぐ新八代ルートを含む三ルートの需要予測などの調査費三千四百万円を二〇二四年度予算に盛り込むなど、身近な九州の各地におきまして、整備計画路線への格上げを求めるなど新幹線整備に向けた地元の動きが活発化いたしております。

このような地元での活発な動きもあり、昨年十二月に森山与党検討委員長は、西九州ルートの整備をめぐる状況を踏まえた上で、四国や東九州において新幹線整備の議論が盛り上がっていることに触れ、西九州ルートをどうするのか、いつまでも時間をかけていい話ではない。日本の新幹線に大きな影響を与えてしまうのではないかと危惧していると、新鳥栖―武雄温泉間の議論が停滞していることを問題視され、できないのだったら整備新幹線の計画路線から外さなきゃいけないだろうとまで言及しておられます。

この西九州ルートの整備計画路線の変更に関する森山委員長の発言に対し、県はどのように受け止めておられるのかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長 森山委員長の整備新幹線に関する発言、この西九州ルートに関する発言についてお答え申し上げます。

西九州ルート、こちらは新鳥栖―武雄温泉間は在来線をそのまま使い、フリーゲージトレインをつなぐという計画でした。しかし、国がフリーゲージトレインを断念したことでこの区間の在り方は議論となっております。打開する立場ではございませんけれども、国からの求めに応じ、真摯に対応して向き合ってきております。

ただ、その結果、西九州ルートの在り方につきまして今何も合意されたものはありません。そういう状況でございますので、特に申し上げるものはないと思っております。

以上でございます。

○桃崎委員 また、佐賀新聞の新春知事インタビューにおきまして山口知事は、先ほどの森山委員長の発言を受けた質疑で、「それはわれわれが合意したものではありませんので特にコメントできない。北海道や北陸は（賛成、同意の）手を挙げているがわれわれは違う。フリーゲージでは手を挙げていたがその条件が崩れ、手が下がっている。途中で下げたのは私や佐賀県ではなく国。与党TPは手を挙げているところを調整するはずだ。」と述べられております。

これは佐賀県は合意したものがなかったのでコメントできないが、新鳥栖―武雄温泉間の新幹線整備に手を挙げていないので、整備計画の変更がなされても何とも言えないということだと理解しております。

仮に森山委員長などの与党の判断で国家プロジェクトである整備新幹線の整備計画から外される方向性が示されたとしても、佐賀県としてはやむを得ないとの認識であるのかお伺いをいたします。

○黒木交通政策課長 御質問いただきました。

先ほど申し上げましたとおり、この西九州ルートの今後の在り方について何も合意されたものはありません。特に申し上げるものはありません。

以上でございます。

○桃崎委員 繰り返しとなりますが、整備新幹線は国家プロジェクトであります。知事や県の判断のみでいたずらに引き延ばしたり、中止したりできる問題ではございません。しかしながら、県はこれまで新鳥栖―武雄温泉間は未合意区間であり、新幹線を求めているとの発言を繰り返され、国との議論は停滞している状況であります。与党の判断で仮に整備計画から外されたとしても、県は新幹線を求めているのでやむを得ないとの考えであるのか、明確な答弁をお願いいたします。

○山下地域交流部長 整備計画から外さないの話ですね。そういう話であ

るから、分かりました、佐賀県は新幹線をやりますということにはならないと思います。

以上でございます。

○桃崎委員Ⅱ ありがとうございます。県としても国家プロジェクトとしての重要性を認識しておられるのであれば、国ともしっかりと向き合って前向きな議論を進めていただくことを期待いたします。(「外されてもいいという答弁やつた」と呼ぶ者あり) どっちだったですか。(「部長、外されても仕方ないという答弁やろう」と呼ぶ者あり) 外されてもいいという答弁だったんでしょか。

○山下地域交流部長Ⅱ じゃ、外す外さないという話になったときに、であれば、佐賀県は分かりましたということになるかという、そうじゃないということでございます。あくまでも佐賀県にとってどうなのかということでは、我々は議論をしていきます。

以上です。

○桃崎委員Ⅱ どちらとも何か取り得るような。もし外されてもいいというような発言であったとすれば、これは整備計画路線の確実な整備を最優先の課題とされました国土交通大臣の発言に相対する重大な発言であります。しっかりと国家プロジェクトとしての重要性を認識していただきまして今後の議論を進めていただきますようお願いいたします。(「委員長もう一回、なんか足らんやっみたい」と呼ぶ者あり)

○山下地域交流部長Ⅱ 「幅広い協議」ということでやってきました。現在の状況を招いたのは、国が責任を持って開発をするとしたフリーゲージトレインを断念したことによります。責任は国によります。佐賀県から打開するものではないという話をしてきました。そうした中でも国のほうから「幅広い協議」をやりたいということによってしてきました。五つの整備方式について議論をしてきました。フル規格についても議論をしました。鉄道局は佐賀駅を通るルート

のフル規格と、これが一番いいんだという話をされました。ただ、それに対しては様々な問題があるという話をしております。現在のスキームにも問題があると。南里副知事のほうも、建設費負担、このこと一つ取ってみても莫大な建設費負担、利益を受けるのは圧倒的に長崎県だけでも、費用負担を見ると、佐賀県のほうが二倍以上負担する、二・五倍負担する、そういう話もされてきた。現行スキームに問題があるという話もしている。では、どうかと。現行スキームを変えるつもりはない。あくまでも佐賀駅を通るルートだというお話をされる。それで、これをのめと言われるのであれば、それはのめませぬという話。問題があることを指摘しております。問題をどうしていくのかと、それを考えられた上で議論できるテーブルに着かれるのであれば、議論は進んでいくでしょうけども、今のままでは議論が進むということにはならないということも申し上げているところでございます。

以上です。

○桃崎委員Ⅱ 先ほど「幅広い協議」の内容も出ました。

最後の質問であります、この点につきましては徳光委員のほうからも質問がありました。「幅広い協議」、これまで計七回行われておりまして、昨年二月以来、開催をされておりません。

そこで、同じ質問であったので、簡単に今後の鉄道局との協議につきましてもどのように対応していけるのかお伺いをいたします。

○山下地域交流部長Ⅱ 先ほど既に答弁をいたしましたところはございます。

我々としては、鉄道局がやりたいということとそれに応じてきました。これからも求めがあれば真摯に対応していきたいと思っております。これまでの協議でも単に話を聞くということじゃなくて、様々それぞれに課題があることも申し上げてきました。そして、事態が動けばということと三つのルートの提案もしました。新幹線が人を運ぶとか時間短縮効果ということだけでは、長崎県を上回

るような、長崎県より多くの負担をするだけのメリットというのがなかなか見いだせない。ただ、ルートを変えてみたときに、新幹線の人を運ぶとか時間短縮効果以外のところでいろんなインフラと関係する中で、新幹線があることで佐賀県が発展する、そういう将来展望というの描けるものがあるのかどうか。そんなところがあるのであれば、鉄道局としての考えを出してくださいみたいな話もしてきました。ただ、それに対して具体的なものが出てきたかというところが出てきておりません。新幹線の新鳥栖―武雄温泉間の議論をするに当たっては、大きな視点で新たな発想で議論をしないと、なかなか難しいということも申し上げてきました。ただ、今現在どうかというところ、新たな提案はない。あくまでも現行のスキーム、そして、佐賀駅を通るルートということで固執されておりますので、そういう中で今後、じゃ、近々、「幅広い協議」を開くことになるかというところ、なかなかそういう予定は立たないということでございます。

私からは以上です。

○桃崎委員Ⅱありがとうございます。やはりこの件に関しましては国のほうからの新たな提案というの必要ではないかと私も考えるところでございますが、県としてもしっかりと国と正面から対していただいて、いろんな議論を交わし、そして、今後の協議の結果が佐賀県民のためになる、そのようなものとなりますよう期待をいたしまして、私の質問を終わります。

○石井委員長Ⅱ暫時休憩します。十三時十分をめぐりに委員会を再開します。

午後零時九分 休憩



午後一時十分 開議

○中村副委員長Ⅱ委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○中本委員Ⅱ皆さんこんにちは。本日三人目の登壇となります、公明党の中本正一でございます。

今回は、大きく三つのテーマで質問させていただきます。執行部の皆様にはどうか明快な答弁をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

先週土曜日、三月十六日に北陸新幹線の金沢―敦賀間が開業いたしました。昭和四十八年、一九七三年の整備計画の決定から五十一年、新幹線ネットワークが福井県に広がり、首都圏とのアクセスがさらに向上いたします。北陸新幹線の延伸開業が、観光をはじめ、能登半島地震の復興の後押しとなりますようお願い、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、在来線の利用促進、利便性向上について質問いたします。在来線は通勤通学をはじめ、日々の暮らしに欠かすことができない移動手段であり、県民の暮らしを支える大切なインフラの一つとして大変重要な役割を果たしています。しかしながら、人口減少や少子・高齢化の進行、マイカー利用を前提とする生活習慣の定着、さらにはコロナ禍の長期化により利用者の減少に拍車がかかるなど、鉄道を巻き取る環境は厳しさを増してきています。

特に地方の鉄道事業者の経営は深刻であり、新型コロナの感染拡大以前から、その八割以上は赤字経営だと伺っています。こうした現状に経営の合理化が進められており、県内でも列車の運行本数の削減や駅体制の見直しによる無人化が進み、社会問題ともなってきたところがあります。

このため県では、人気ゲームソフトとコラボした列車の運行や観光列車の誘致等に取り組まれており、また、西九州新幹線開業後は、その開業効果が県内全域に広がるよう、在来線も含めた様々な取組も行われてきたところでありま

す。

そこで、在来線の利用促進に向けたこれまでの県の取組についてお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ在来線の利用促進についてお答え申し上げます。

委員からも御紹介がございましたように、在来線、特に通勤通学など多くの県民の利用者がございます。あわせて、インバウンドをはじめといたしまして、観光など、そうした地域振興等の礎でございます。非常に大切なものだと認識しております。

委員からも御指摘がございましたように、人口減少、マイカーへの転移などによつて、一部の線区では利用者数というのが減っているというのは認識しております。このため県では、様々な利用促進に取り組んできております。

例えば、御紹介がありましたけれども、ロマ佐賀列車、こちらは県内でも利用者数の減少が著しい筑肥線、それと唐津線においてやっております。令和四年度からやっておりますけれども、これも西九州新幹線の開業の時期前後からやっております。新幹線の開業の盛り上げにもつなげたところでございます。

そのほか、西九州新幹線の開業に伴いまして上下分離方式へと移行しました長崎本線の江北―諫早間、こちらにおきましては沿線自治体による、例えば、特急「かささぎ」の利用促進キャンペーン、あるいは地元によります観光列車のおもてなしなどを県から支援することで利用促進などにつなげているところでございます。

そのほか、来年度におきましては、佐賀から有田までICカードの利用エリアが拡大することになっております。こういった利便性向上の取組によつても利用促進を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員 沿線市町と連携をした形での様々な取組を行ってきたということであります。

それでは次に、長崎本線上下分離区間の利便性向上について伺いをいたします。

二〇二二年九月に開業した西九州新幹線の一年間の利用者数は約二百四十二万人に上り、沿線の宿泊施設の稼働指数が高い水準で推移するなど誘客も好調で、コロナの収束も相まって、着実に開業効果が現れてきているようであります。

一方で、新幹線開業に伴い上下分離方式に移行した長崎本線江北―諫早間は、肥前鹿島駅に停車する特急列車が大幅に減少し、また、長崎方面に向かう特急列車がなくなるなど、利便性が大きく低下をいたしています。

上下分離区間から佐賀方面に向かう直通列車が少ないことや、江北駅で跨線橋を渡つての乗換えが大変であるとか、ホームの案内がよく分からない、肥前鹿島駅から長崎方面に向かう場合、乗換えが多く不便であるといった声がこれまでも挙げられてきました。また、博多駅から肥前鹿島駅に向かう特急列車の最終便は十九時台で、ビジネスでの利用が難しいなど、ダイヤの改善を求める声も多く伺ってきたところであります。

そこで、長崎本線上下分離区間の利便性向上に向けた取組はどのようになっているのか伺います。

○黒木交通政策課長 長崎本線上下分離区間の利便性向上についてお答え申し上げます。

御存じのように、一昨年九月、この上下分離方式へと移行した長崎本線江北―諫早間は特急列車も大幅に減りました。御紹介があったように、江北駅での跨線橋を渡って乗り換え、さらには肥前浜駅より南のほうが非電化になったということがありまして、新たな乗換え負担の発生などがあります。非常に利便

性が大きく低下しております。

こういったことから、県では二〇二二年、そして、二〇二三年と、沿線の首长らと一緒にJR九州への要望活動を実施し、ダイヤ改正などによる利便性の確保に努めてきております。さらに一昨年、令和四年十二月には県と沿線市町が一緒になりました。利便性向上への対応策を検討するための組織体といたしまして、「チームD」というものを立ち上げております。こちらは沿線市町と、県のほうから私が出まして、課長級以下でいろいろ議論しているものでございます。

この「チームD」でございますけれども、乗降調査ですとか沿線高校へのヒアリング、そして、利用者へのアンケートなどを行いまして課題を把握し、JR九州に対して具体的な対応策を提案しながら改善を求めています。そして、今年度も、十月には乗換え負担の軽減ですとか、利用条件に応じたダイヤ設定などにつきまして提案を行ったところでございます。

こうした取組の結果、先週三月十六日にダイヤ改正がなされましたけれども、江北駅での跨線橋を渡つての乗換え、この割合が以前は約八割程度ございましたけれども、三割程度まで大幅に減少したほか、今年に入ってから肥前鹿島駅と江北駅につきましては、いわゆる指定席券売機が導入されるなど、利便性の向上が図られているところでございます。

あと、「チームD」では、単にJR九州に改善を求める以外にも、自分たちでできることはしっかりとやろうということを取り組んでおります。例えば、乗換えが一目で分かるような独自の時刻表を沿線市町のほうで作成して、住民に配布して利用促進を図っているものもございます。

そのほか、上下分離方式へと移行しましたことから、県が鉄道施設の管理者となったこともありまして、今現在、多良駅のほうでは西側からのアプローチ改良ですとか、これまで駅トイレの改修、WiFiの整備などにも取り組んで

きたところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ県と、そして、沿線市町がしっかり連携を図りながら、JR九州への要望活動を通して、徐々に改善が進んできているということだったと思います。

この上下分離区間の利便性向上については、これまで多くの議員が取り上げ、また、今議会の一般質問でもICカードの導入に関する質問が上がっております。バス事業者や松浦鉄道においても、既にこのICカードは導入されており、交通機関の相互利用を促す観点からも大きく利便性向上につながるものではないかと考えます。

そこで、ICカードの導入の早期実現に向けて、JR九州との協議をぜひ強く進めていただいたと考えますけれども、改めて答弁をお願いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ上下分離区間におけますICカードの導入についてお答え申し上げます。

言うまでもなく、鉄道でのICカードは地域住民にとりましても、インバウンドを含めました県内外からの来訪者にとりましても、スムーズな移動につながるもので、利用エリアの拡大が必要と考えております。とりわけ、この上下分離区間、西九州新幹線の開業に伴いまして利便性が大きく低下している、そういういったことを踏まえますと、この区間でのエリア拡大というのは本当に重要なことだと思っております。

また、この上下分離区間は、特に地域での取組が活発でございます。我々も鉄道管理者として、肥前鹿島駅の駅舎や駅前広場を含めた駅エリアの全体の整備を鹿島市と一緒にやったりとか、先ほども言いましたけれども、多良駅西側からのアクセス向上のためのアプローチ改良、ほかにも沿線市町ですとか地元団体におきまして、駅を活用した様々な取組というのが行われてきております

し、今も検討されております。こうした地元でのまちづくりや地域づくりをしつつかり後押ししていくためにもICカード導入は必要だと思っております。

ただ、課題がありますけれども、利用エリアの拡大に当たってはJR九州との合意が必要です。合意に向けては、多額のインシヤルコスト、そして、ランニングコストの課題がありますけれども、そういった課題につきましては、沿線市町と国庫の活用ですとか費用負担の在り方、こういったものを検討いたしました。JR九州と協議をして、何とか実現したいと思っております。

今年度から交通政策課長になっておりますけど、この区間の課長さんたちですとか地元の方たちともよく話している中で、やはりこのICカードについては導入に強い思いがあるということを感じております。私自身もそういった強い思いを持って、実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ上下分離区間におけます沿線の皆さんにとりましては、目に見える形でのこういうICカードの導入というのが一番励みになるかと思っております。ぜひ推進のほうをよろしくお願いいたします。

それでは次に、筑肥線及び唐津線の利用状況等についてお伺いをいたします。JR九州では、二〇一九年度から路線一キロメートル当たりの一日平均の利用户数を表す輸送密度が二千人未満の線区別収支を公表しており、二〇二二年度では全二十一路線五十九区間の中で十四路線二十区間が赤字となっていると伺っております。県内では、筑肥線と唐津線の二つの路線の一部区間が公表されておりますが、利用状況や収支はどのようになっているのかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ筑肥線と唐津線の利用状況と収支の状況についてお答え申し上げます。

委員から紹介がありましたように、輸送密度二千人未満の線区を対象に二〇一九年度分から公表されております。

輸送密度でございますけれども、筑肥線、これは伊万里から唐津間になりま  
すけれども、二〇一九年度が二百十四人、二〇二〇年度が百八十人、二〇二一  
年度が百八十四人、二〇二二年度が百九十六人となっております。唐津線、久  
保田―西唐津間でございますけれども、二〇一九年度が二千五十七人、二〇二  
〇年度が千六百五十五人、二〇二一年度が千七百十九人、二〇二二年度が千七  
百六十四人となっております。いずれもコロナ禍でありました二〇二〇年度、  
令和二年度でございますけど、こちらは一旦減少したものの、その後は回復傾  
向というふうになっているところでございます。

また、収支につきましては、筑肥線、伊万里―唐津間でございますけれども、  
二〇一九年度から二〇二二年度の四年間で毎年度の営業損益がマイナス一・四  
億円から二・四億円程度となっております。そして、唐津線、久保田―西唐津  
間でございますけど、二〇二〇年度から二〇二二年度の三年間で毎年度の営業  
損益がマイナス四・六億円から六億円程度となっております、いずれも営業損益の  
赤字が続いているという状況でございます。

以上でございます。

○中本委員 特にこの筑肥線、伊万里―唐津間は輸送密度が二百人を切るとい  
うことで、JR九州管内でも少ない区間となっているようであります。筑肥線  
の唐津―伊万里間については、JR九州の呼びかけで、二〇一九年に沿線自治  
体となる唐津市や伊万里市と筑肥線活用検討会が開催され、活用について検討  
が行われてきたと伺っております。

県も参加されてきたようでありますが、検討会ではどのような検討が行われ、  
現状はどのようなようになっていくかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 筑肥線の活用に関する検討会についてお答えいたしま  
す。

こちらはJR九州から沿線の伊万里市と唐津市、それから、県に対しても線

区の活用を検討したいと呼びかけがございまして、二〇一九年、令和元年十二  
月から開催しております。これまでに計十四回開催しているところでございま  
す。

検討会では、JR九州からは駅別乗車人員ですとか収支状況などの最新の  
データが提供されるとともに、沿線市や県による利用促進策の共有ですとか、  
それに対する意見交換等を行ってきているところでございます。

今年度の主な取組といたしましては、伊万里市では遠足などの行事で鉄道を  
利用する保育所等の支援ですとか筑肥線絵画コンクールなど、唐津市では沿線  
区長会でのチラシ配布によります筑肥線利用の推奨、県ではロマ佐賀コンテン  
ツを活用した駅ラッピングですとか、駅名標の設置、お得な周遊きっぷの発売  
などの利用促進キャンペーンなどを実施してまいりました。JR九州にはそれ  
ぞれの取組に対して御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○中本委員 沿線市町として、県がそれぞれの役割に応じた形での取組をされ  
ているということでありました。

それでは、利用促進に向けまして、今後、活用検討委員会ではどういう取組  
を考えておられるのかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 筑肥線の活用検討会の今後の取組ということでお答え申  
し上げます。

筑肥線活用検討会、JR九州からの呼びかけによって設置しましたけど、そ  
れが令和元年十二月というふうになっております。ですが、その後、令和二年  
度以降というのは新型コロナウイルスの影響があったということで、十分な取組がで  
きたのかという振り返りがございます。コロナ禍を抜けて、昨今、人の流れが活  
発になってきております。地域での日常遣いをいかに増やすか、交流人口をど  
のように増やしていくのか、そういったことを地元であります伊万里市、唐津



市、そして、地元関係者と一緒を考えながら取り組んでいく必要があると思っております。引き続きJR九州の協力もいただきながら、沿線市と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ それでは次に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正、いわゆる改正地域交通法についてお伺いをしてまいります。

地域交通法は二〇〇七年に制定され、地域の主体的な取組等によって地域公共交通の活性化や再生を推進するため、地域公共交通計画の作成や計画に基づく事業等が定められており、本県においても、この法律に基づき佐賀県地域公共交通計画が策定をされています。

国では、この地域交通法を昨年改正し、利用状況が危機的な路線を対象に、鉄道を残して収支改善を目指すのか、それとも廃止してバス転換するのかなどを決める再構築協議会制度を創設し、自治体と事業者の議論がまとまらない場合には、申出を受けた国が仲介に乗り出す姿勢を打ち出しています。議論を加速させることが狙いのように感じます。

そこで、この法改正の概要はどのようになっているかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ この改正地域交通法についてお答え申し上げます。

昨年十月に施行されました子の改正地域交通法、これは委員からありましたように、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設が柱となっております。その背景には、人口減少等により利用者の落ち込み、そして、一部のローカル鉄道では大量輸送機関としての特性、これが十分に発揮できていない状況がある、こうしたことを背景にして改正がなされております。

ローカル鉄道の再構築の仕組みでございますけれども、国土交通大臣が自治体、または鉄道利用者から、要請に基づきまして、関係自治体の意見を聞き、この再構築協議会というのを設置するというものでございまして、この再構築

協議会では地域公共交通の利便性、持続可能性、生産性の向上を図るため、鉄道に関しまして、不要設備の撤去ですとかコスト削減、あるいは自動運転の導入などによる鉄道輸送の維持・高度化、また御紹介ありましたように、廃線してバス等への転換を行うのかといった議論、いわゆる鉄道の存廃、在り方を協議することになっております。

この再構築協議会、国が設置するものでございますけれども、基本的にはその対象となる線区というのは、二つ以上の都道府県の区域にわたる路線、かつ輸送密度が千人未満の区間とされております。

一方、県内の完結路線につきましては、地方公共団体が主体的に協議の場を設けることが期待されているものでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ この再構築協議会の対象となる路線は都道府県をまたぐということ、県内では対象とならないという、こういう認識だったというふうに思います。

全国的にもこの申請というのは低調のようでありまして、岡山、広島両県を結ぶJR芸備線を対象にした協議会が今第一号ということで、今月二十六日に初会合を開くということで今注目がされているようです。

一方、JR九州管内では本年一月に鹿児島県内の指宿枕崎線において、沿線のまちづくりや鉄道の将来像について自治体との意見交換が始まったというふうに伺っています。

JR九州の古宮社長がマスコミの取材に対して、再構築協議会を含め、どれをつくっていくのが最適か、その議論から始めようという提案していると、また、対象路線は社内で協議中で順次地元自治体などにお伝えすることになると述べられており、今後、筑肥線、または唐津線についても、将来、在り方協議の対象となってくる可能性があります。

そこで、県はローカル鉄道の在り方協議についてどのように考えるのかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 〓ローカル鉄道の在り方協議についてお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、在来線、通勤・通学など、多くの県民の日常生活を支えている足でもございます。もちろん筑肥線や唐津線、県内在来線の中でも利用者が少ないことは承知しております。

今年度、特に筑肥線なんですけれども、やっぱり利用状況を把握する必要があるということで、我々も県職員と伊万里市、そして、唐津市の職員で一日かけて全ての列車に乗り込んでの乗降調査をさせていただいております。

そういったことなどで感じたことといたしましては、やはり筑肥線の伊万里―唐津間におきましても、唐津線はちょっと調査はできていないんですけど、利用状況を見てみると、いずれも六割以上が定期券利用者、要は通勤・通学に多く使われるというふうに思っております。

再構築協議とか在り方協議という話がありますけれども、まずは、伊万里市、唐津市にしっかりと利用促進に取り組んでいただいて、県も一緒になって取り組むとともに、しっかりと市町を後押しして地域のみんなでアイデアを出し合いながら一緒に利用促進に盛り上げていくのが大事かなと思っております。

以上でございます。

○中本委員 〓まず、利活用促進だということで、安易な在来線を残すか残さないかとか、そういうような議論にはのらないと、そういう考え方でよろしいですね。

それでは次に、鉄道事業再構築実施計画の認定についてお伺いをいたします。改正地域交通法では、地域交通の再構築を進めるため、(副委員長、委員長と交代)上下分離方式による鉄道網を維持する取組についても交付金の対象とし

ており、今回、長崎本線、上下分離区間にあります江北―諫早間が鉄道事業再構築実施計画の認定を受けたと伺っています。

そこで、認定に至る経緯とその概要についてお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 〓鉄道事業再構築実施計画の認定、上下分離区間についての認定についてお答え申し上げます。

改正地域交通法では、新たに鉄道事業の再構築実施計画について国交大臣の認定を受けた場合には、当該実施計画に基づきます鉄道施設の整備等に社会資本整備総合交付金を活用することが可能となっております。

長崎本線の江北―諫早間につきましては、西九州新幹線の開業に伴いまして、JR九州に代わりまして、佐賀と長崎の両県が鉄道施設の維持管理を行うという鉄道事業の再構築を行っております。こうしたことで、鉄道を維持し、利便性の維持向上に取り組んでいることから、今年一月に鉄道事業再構築実施計画の認定申請を行いました。二月に計画認定を受けたところでございます。

今回の計画認定によりまして、佐賀、長崎両県が行います鉄道施設の設備投資などはもちろん、沿線市町によります利便性向上などの取組についても社会資本整備総合交付金の活用が可能となります。

今後は、社会資本整備総合交付金も活用しながら、長崎県や沿線市町、そして、JR九州と連携して、この上下分離区間のさらなる利便性向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○中本委員 〓この交付金は八年間交付されるということでありませうけれども、大体どのくらい交付されるかということと、今、利便性向上に向けた取組についても対象になるということでありました。これはハード事業だけじゃなくてソフト事業についてもこの交付金が活用できるということでしょうか。

○黒木交通政策課長Ⅱ長崎本線での再構築事業での予算規模ですとかソフト事業の利用についてお答え申し上げます。

委員が御承知のように今回の計画というのは八年間ということで認定を受けております。

その実施計画に位置づけました国の交付金の基幹事業になります鉄道施設の線路設備などにつきましては、約八年間の事業費の、概算ですけれども、二十三億円程度を見込んでおります。この二十三億円に対してここは約十二億円程度充てられるものかなと思っております。

あと、これにつきましては、もう一つ、ソフト事業関係もございまして、そちらにつきましては、全体事業費の二割程度について活用が可能というふうに聞いております。

今後、そういったソフト事業につきましても、こういったものが可能かということを確認しながら、長崎県、そして沿線市町と一緒に考えて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ八年間で十二億円交付されるということでありまして、利便性向上につながるような、そういう取組をぜひお願いしていきたいというふうに思います。

それでは、このテーマ最後の質問であります。

地域交通法の改正に際して、全国知事会ではローカル鉄道を単に路線を廃止して縮小均衡させるのではなく、全国的な鉄道ネットワークの在り方そのものについて、国の責任で議論し、方向性を示すことや鉄道事業者の一方的事情により安易に存廃や再構築の議論を行わないよう鉄道事業者に厳格な指導を求め特別要望書を出されています。

私も、このローカル鉄道の在り方協議に際しては、国土強靱化や地方創生、

国土の均衡ある発展など、採算性以外のそうした要素も幅広く議論することが必要ではないかと考えます。

今回、在来線鉄道の利用促進、利便性向上について伺ってまいりましたが、在来線鉄道の利用促進、利便性向上に向けた県の今後の取組について伺いたいします。

○黒木交通政策課長Ⅱ在来線の利便性向上とか利用促進についての今後の取組についてお答え申し上げます。

改めて申し上げますけど、やはり在来線は、県民の足として、そして、県内外からの方をお迎えに当たっての大事な足でございます。もちろんその利用者というのは一部のローカルのところでは減っているという認識はあります。それは鉄道に限らず、バスやタクシーなども一緒でございます。

こうした中で佐賀県では、マイカーから公共交通機関への転換を進めていくということの中で歩くライフスタイルの取組を進めているところでございます。

利用促進では、日常的なふだん使いをいかに増やしていくのかというのが重要と考えております。そのためには、まずは公共交通、手持ちの鉄道をはじめとした公共交通をみんなで乗って支える意識というのを醸成していくこと。そして、みんなが場面に応じてこの鉄道とバスやタクシーなどの地域公共交通、そして、徒歩、自転車も組み合わせながら、佐賀の移動をもっと楽しくいたしますか、もっと自由に、そういった移動ができる仕組みをつくっていくということが重要と考えております。

このため、キャッシュレス決済、あるいはMaasの推進、使いやすいダイヤの設定などを利用者目線で利便性を感じていただく取組を推進していきたいと思っております。

今後、JR九州や沿線自治体、そして、地元とも一緒になりましたアイデアを出し合いながら、乗って支えるための様々な取組を進めていきたいと思っ



ております。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱ それでは次に、大きな項目の二つ目としまして、全国の新幹線鉄道網の現状についてお伺いをいたします。

全国新幹線鉄道整備法に基づき、整備計画に定められた建設中の路線のうち、二〇二二年九月に九州新幹線西九州ルート武雄温泉―長崎間、そして、本年三月十六日に北陸新幹線金沢―敦賀間が開業となり、残る建設中の整備新幹線は北海道新幹線新函館北斗―札幌間のみとなりました。そして、未着工区間となるのが北陸新幹線敦賀―新大阪間と九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間となりますが、県はこの新鳥栖―武雄温泉間は未着工区間ではなく未合意区間としており、鉄道局との間で整備方式に関わる「幅広い協議」が行われてきたところがあります。

そこでまず、建設中の区間である北海道新幹線新函館北斗―札幌間についてお伺いいたします。

二〇一九年一月の政府・与党申合せにより、五年前倒しして二〇三〇年度末の完成を目指すと言われていますが、事業の進捗はどのような形になっているのかお伺いいたします。また、開業の見通しについても併せてお示しく下さい。

○黒木交通政策課長 Ⅱ 北海道新幹線の進捗状況と開業の見通しについてお答え申し上げます。

北海道新幹線は、もともと函館市から小樽市付近を経由して札幌市に至る路線でございます。現在、新函館北斗―札幌間の整備が行われているところでございます。路線延長は二百二十キロで平成二十四年六月に工事実施計画の認可を受けて工事に着手されております。

現在の工事の進捗状況でございますけど、鉄道・運輸機構の公表資料によりますと、用地取得率九四％で、土木工事の着手率も九九％となっております。

また、工事延長の約八割がトンネル区間でございまして、そのトンネルの掘削率は七二％となっております。

新函館北斗―札幌間の完成見込みは、委員からありましたように、政府・与党申合せにおいて二〇三〇年度末の完成を目指すと言われております。しかし、トンネル工事の遅れから、完成時期の遅れも懸念されている状況にあると認識しております。

以上でございます。

○中本委員 Ⅱ この区間について当初は札幌での冬季オリンピック、これを目標にということと二〇三〇年度ということが大きな要請だったわけでありまして、この招致時期が二〇三四年以降になったということ、札幌延伸を急ぐ必要がなくなったとも言われており、現在、国土交通省、鉄道・運輸機構、JR北海道では調整が続いているということですので、なかなか予断を許さない状況なのかなというふうに考えるとあります。

それでは次に、未着工区間となる北陸新幹線敦賀―新大阪間についてお伺いいたします。

敦賀―新大阪間については、金沢―敦賀間の開業から間を置くことなく着工することができるよう、二〇一九年度に環境影響評価に着手されているところではありますが、なかなか今難航しているとも伺っております。

そこで、敦賀―新大阪間の環境影響評価の手続は現在どのような状況になっているかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 Ⅱ 北陸新幹線敦賀―新大阪間の環境影響評価の状況ということでお答え申し上げます。

委員からありましたように、現在、環境影響評価の手続が行われております。その進捗状況でございますけど、現在は現地調査は終了して、その結果に基づいて環境変化の予測などを行っている状況と聞いております。



以上でございます。

○中本委員Ⅱこの環境影響評価につきましても、地元といいますが、例えば、水の問題であったり、また、自然破壊に対する懸念等があつて、なかなか順調に進んでいないということと言われており、想定よりやっぱり二十カ月近くも遅れているというような話も伺っており、この二〇二四年度についてもこの認可というのは難しいんじゃないかと、こういう話も出ています。

そういう現状がある中で事業費の上振れについてお伺いをしたいと思います。

公共工事における事業費の上振れは決して珍しいことではなく、特に事業期間が十年を超えるような大工事では予期せぬことが起きたり、また、資材価格の高騰が生じることは避けられませんので、当初の試算より実際の事業費が高くなること自体は、ある意味、想定内の話とも言えるかと思えます。

しかし、新幹線整備に要する事業費は桁外れに大きく、上振れした場合、予算の手当てが容易ではないため、地元自治体にとってもこれは大変深刻な問題となっております。

そこで、直近に開業した金沢―敦賀間、武雄温泉―長崎間、そして、現在建設中の新函館北斗―札幌間において、着工認可時の試算額と比較した上振れ額はそれぞれどの程度になっているかお伺いたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ各線区の事業費の上振れについてお答え申し上げます。

まず、先週開業いたしました北陸新幹線金沢―敦賀間でございます。総事業費でございますけれども、試算時から申し上げますと、平成十一年の試算では一兆百億円で、平成二十四年六月の着工認可時は一兆千六百億円、その後、資材高騰や開業延期などで平成三十一年、そして、令和三年の二度の増額などの変更認可を経て、総事業費は最終的に一兆千七百八十億円まで増嵩しております。試算時から一・七倍。御質問のありました着工認可からは一・五倍に増

嵩しております。

そして、西九州ルート武雄温泉―長崎間でございます。総事業費は平成十一年の試算では四千百億円、平成二十四年六月のフリーゲージトレイン着工認可時は五千億円、その後、物価高騰などで平成三十一年度増額の変更認可を経て、総事業費は最終的に六千二百億円まで増嵩しております。試算から一・五倍、着工認可からは一・二倍となっております。

最後に、北海道新幹線新函館北斗―札幌間でございます。総事業費は、平成十一年の試算では一兆一千二百億円、平成二十四年六月の着工認可時は一兆六千七百億円、その後、六千四百五十億円程度の増額をするという試算を鉄道局が公表いたしました。令和五年三月の変更認可で総事業費は二兆三千百五十九億円となっております。試算時から約二倍、着工認可からは約一・四倍に増嵩しているところでございます。

以上でございます。

○中本委員Ⅱただいまお示しをいただきました金沢―敦賀間で着工認可時から約五千八百億円、一・五倍に、そして、武雄温泉―長崎間が一千二百億円で一・二倍と。さらには新函館北斗―札幌間、これはまだ途中でありますね、それでも約六千億円、一・四倍という御答弁でございました。

こうした多額な事業費の上振れについて、その財源の手当てというのはどのようになされているのかお伺いたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ各線区の事業費の上振れについての財源の手当てについて申し上げます。

少し線区がまとめてなされている分もありますので、併せて御答弁させていただきますかと思っております。

まず、北陸新幹線の金沢―敦賀間の一回目と西九州ルートの武雄温泉―長崎間でございます。こちらにつきましては、JRから将来支払われる貸付料を前

倒して財源として充てられているのが主な財源の手当てとなっております。ほか、国及び地方負担の増というのも含まれております。

そして、北陸新幹線金沢―敦賀間の二回目の上振れ分の財源でございますけれども、貸付料金の前倒し分に加えまして、北陸新幹線の高崎―長野間の三十一年度以降の貸付料収入の一部が財源として充てられております。そのほか、こちらも国、地方負担の増もございます。

そして、北海道新幹線新函館北斗―札幌間の上振れの財源でございますけれども、どの線区かというのはちょっとよく分からないんですけれども、三十一年度以降の貸付料が財源として充てられているというふうに聞いております。

以上でございます。

○中本委員 上振れ分についての財源の手当てについては、いわゆる貸付料の前倒しであったり、また、本来三十年のところをさらに延長して貸付料を取るということで、これはJR各社にとっては大変な負担にもなってくることであります。そのほか、当然国、そして、地方の負担も発生するということでございます。

こうした事業費の上振れについて、県はどのように認識をされているかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 事業費の上振れについての認識についてお答え申し上げます。

整備新幹線は、建設費が上振れすることが常態化しているというのは、ちょっとリスクがあるのかなと思っております。こうしたことから、新幹線の整備、新鳥栖―武雄温泉間の在り方について議論する際におきましては、建設費の上振れが必ず起こる、そういったリスクがあるということも含めて、様々な観点から検討、議論していく必要があると思っております。

以上でございます。

○中本委員 それでは、この項目、最後の質問となります。

整備新幹線の財源スキームについては、御案内のように国と地方の負担に加え、JR各社が支払う貸付料で充てられるということになっております。この中で、この貸付料については、JR各社が開業から三十年にわたり、建設主体であり、所有者でもある鉄道・運輸機構に支払うこととなります。そして、この貸付料が、既に開業し、貸付料の支払いが発生している路線に加え、整備中の路線が開業後に支払われる予定となっている二〇六〇年度までの分を前借りするような、言わば先食いし、当時建設中であった金沢―敦賀間、武雄温泉―長崎間、そして、現在建設中の新函館北斗―札幌間の三路線の整備費に充てられてきています。無論、環境影響評価を終えていない敦賀―新大阪間や、仮に新鳥栖―武雄温泉間をフル規格で整備する場合の財源については、今、議論さえ行われていないという状況であります。

また、全国新幹線鉄道整備法に基づき基本計画が定められ、整備計画の決定を待っている路線が、新鳥栖を分岐する久大本線ルートで話題になった東九州新幹線をはじめ、全国に十一あり、これらを新幹線ネットワークにつないでいくとなると、さらに膨大な整備費が必要となってまいります。このため鉄道局では、JR各社や地方の負担増について検討されているとも伺っています。

そこで、整備新幹線に係る財源確保について、県では今どのような認識をされているのか、地域交流部長にお伺いいたします。

○山下地域交流部長 整備新幹線に係る財源確保について、その認識のお尋ねでございました。

整備新幹線の全体事業費を見ますと、ここ五年ほどでございますけれども、令和三年度が最も多くて四千八百六十億円、そして、令和四年度、令和五年度、ここは二千億円前後で推移しております。そして、その財源構成は大きく三つ、JRからの貸付料、国庫支出金、そして、地方負担ということになっておりま

す。

国庫支出金については、これもここ五年ほどを見ますと、全体八百億円で推移をしております。地方負担につきましては、平成九年の全国新幹線鉄道整備法改正によりまして、建設費から貸付料を除いた額、これを除いた額のところを国が三分の二、地方が三分の一負担するということが法律上規定され、現在の財源スキームになっております。全体事業費に占める割合ということでは、貸付料がかなり大きな割合を占めております。

そして、JRから三十年間にわたって支払われる貸付料につきまして、平成二十七年一月の政府・与党申合せにより、北海道新幹線、北陸新幹線の開業時期の前倒しを図るため、西九州ルートへの貸付料も含め、これらの区間の将来の貸付料収入を前倒しして活用されております。

近年の貸付料の財源議論におきましては、令和三年の北陸新幹線金沢―敦賀間の開業延期による事業費増加、そして、令和五年の北海道新幹線新函館北斗―札幌間の事業費増加について、北陸新幹線の高崎―長野間など既設新幹線の三十一年目以降の貸付料を財源に財源調整が行われたというふうにも聞いております。

新幹線整備費に貸付料が十分に充てられなければ、これは当然ですけれども、地方の負担はその分大きくなるということになります。貸付料は既に将来分も前倒しで活用されております。貸付料の見直しなどがなければ、新規着工路線の財源議論、財源確保というのは難しいというのが現状ではないかというふうな思っております。

私からは以上です。

○中本委員 午前中の議論でもありました。この整備新幹線の事業費については、最近の資材価格の高止まりであったり、また、これから労働単価もますます上がっていくことと思えます。また、金利も今回また上がるということであ

りますので、そうしたリスクといったものを感じたり見極めながらも、より慎重な今後の試算が求められるものというふうに感じるところであります。

それでは、大きな項目の三つめ、九州新幹線西九州ルートについて質問をいたします。

この質問は、午前中のお二人の質問と重なる部分が多く、特に(一)の整備新幹線の財政負担につきましては、徳光委員より詳細な質問があり、西九州ルート及び鹿児島ルートの事業費や貸付料、県負担額、また、県債の償還など、数字を含め既に答弁が出尽くされていますので、今回この(一)の「幅広い協議」の財政負担の部分につきましては割愛をさせていただきます、(二)の「幅広い協議」から質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

その前に、午前中の質疑の中で桃崎委員より、この西九州ルート検討委員会の森山委員長の発言が紹介をされまして、整備計画から外すとか外さないといったような議論もされていたところではありますが、少し熱くなり過ぎたのかなというふうに思います。

私も記事のほうを確認させていただきました。これは与党検討委員会の中の話ではなく、終わった後のぶら下りの記者との話の中でこういう話が出てきたということでありまして、そして、他の新聞社の記事を見ましても、あまり出てこなくて、これは読売新聞ですけれども、同様のぶら下りの中で、いつまでも時間をかけていい話ではない。国土交通省には丁寧にはと協議し、一致点を生み出す努力をしていただきたいとお願いしたと、こういう記事も出ていますのでありますので、この議論についてはぜひ冷静な議論を私の方から求めておきたいというふうに思います。

新鳥栖―武雄温泉間の整備方式に関わる国との協議については、二〇二二年六月以降、七回行われており、県はこれまで整備方式について幅広く議論する



という姿勢で臨まれてきたところがあります。現在、鉄道局との議論では、フル規格の場合の課題やルートなどが議論されていますが、五つの整備方式に対する県の認識に変化はないのか、確認をさせていただきます。

○黒木交通政策課長 五つの整備方式に対する県の認識についてお答え申し上げます。

この「幅広い協議」におきましては、佐賀県はフル規格に手を挙げていないが、将来の西九州ルートの在り方について様々な可能性は議論している。そして、これまで合意しているスーパー特急、フリーゲージトレイン、リレー方式についての異論はない。そして、フル規格を議論するのであれば、ゼロベースからしっかりと議論という考えで臨んできております。

このフル規格につきましては、議論するのであれば、午前中も申し上げましたけれども、大きな視点ですとか、長期的な視点で議論が必要だと。そして、様々なインフラとの関係の中でも、佐賀県、そして九州がどう発展していくのか、そういった議論が必要だということでも申し上げてまいりました。この場合でも在来線や財政負担の問題はセットで議論でございます。

そして、この五つの整備方式を議論するに当たって基本的な姿勢、今申し上げたような考え方というのは今も変わりはないと思っております。

以上でございます。

○中本委員 〓私、この五つの整備方式に対する県の認識ということでお伺いしたんですけれども、この五つの整備方式の中でこれまで合意してきたフリーゲージトレイン、またスーパー特急、対面乗りかえの方式であれば、いつでも受け入れるものの、フルやミニは受け入れられないといったスタンスから、特に昨年九月議会以降、九州佐賀国際空港や有明海沿岸道路との連携が考えられる南回りルートであれば、議論する価値はあると述べられたり、また、最大でも長崎県の二分の一以内と、許容できる財政負担の目安を示す発言など、フル規格

に対する向き合い方といったものが少し変化しているように感じるところであります。

そこで、改めてこの五つの整備方式の一つであるフル規格に対する県の向き合い方に変化はないのかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長 〓このフル規格に対する向き合い方ということで申し上げます。

まず、佐賀駅を通るいわゆるアセスルートでのフル規格、こちらは財政負担をして在来線の利便性が低下するというところで、ここはなかなか受け入れられないという話は以前からさせていただいたと思っております。

そういった中で、様々な可能性を議論しているということで、午前中もありましたけれども、単に新幹線の人を運ぶとか時間短縮効果を幾らかと、そういったものではなくて、佐賀県、そして、九州全体のインフラを見たときに、何かそういったものがその地域に新幹線が通るということで新たな発展とかというものが描けるんじゃないか、そういったことで議論しているのではないかと、いうことでやっております。

そういった意味では、少し議論する価値があるということを知事もおっしゃっていますけれども、議員の皆様からも南回りルートの様々な御提案ですとか御意見ございましたので、議論する価値はある、意義深いものだと思う、そういうことをしております。

そういう中でも、佐賀県は打開する立場でないと言いつつも、いろんな議論をしていいじゃないかということでも申し上げてきたものでございますので、認識が変わったというか、立場が変わったと言っているのか分らないですけれども、議論はしていきますよと言っておりますので、その姿勢自体は変わっていないのかなと思っております。

以上です。



○中本委員Ⅱよく分からんような答弁でありましたけど、向き合い方としては変わったということだというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

鉄道局との「幅広い協議」は昨年のもので以降行われていない状況であります。

一方で、昨年十二月に鉄道局次長と南里副知事との間で協議が行われていますが、今回も実際協議そのものはあまりかみ合っていないようにも思います。

県は、地元合意が必要として、今後、長崎県やＪＲ九州と意見交換を行うとしていますが、私は、国土交通省、鉄道局との協議の場というのはしっかり持つて、県は、県の主張を行いながらも、互いの方向性を見いだすような議論について今後ともしっかりと進めていくべきではないかというふうに考えております。

ですので、今後の「幅広い協議」についてどのように考えるかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ今後の「幅広い協議」につきまして御答弁申し上げます。

午前中もいろいろありましたので、大分省略させていただきましたけれども、議論するのであれば、大きな視点ですとか長期的な視点、特に鉄道というのは一度敷かれますと、二十年、三十年、そして百年敷かれていきますので、そういった長期的な視点というのが必要だろうと思っております。

ただ、なかなか鉄道局のほうが佐賀駅を通るアセスルートの議論から一步も動かないという状況もあります。ですが、佐賀県といたしましては、議論はいつでもいいとお伝えしておりますので、求めがあれば、引き続きしっかりと議論をし、佐賀県の主張というのでも伝えた上で議論をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ鉄道局からの申入れがあれば、受けて立つということであります

が、今後、次の質問にも入りますけども、この地元合意、これを今後この展開の中で国土交通省との協議の場というのが必要な段階が来ると思いますので、そういった面ではこの「幅広い協議」を継続した形での取組をしっかりと求めておきたいと思えます。

次に、この地元合意について伺ってまいります。

まず、地元合意はこれまでどのような形で行われてきたのかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱこれまでの地元合意についてお答え申し上げます。

これまでの地元合意ということで西九州ルートの経緯というのを少し長くまいりますけれども、改めて説明させていただければと思います。

西九州ルートの整備、国鉄時代に早岐回りのいわゆるアセスルート案によるフル規格の建設が計画されました。この時代は地元負担というものはございません。そして、その後、まず、平成四年の地元合意というのがなされます。その経緯でございますけれども、国鉄分割民営化後の昭和六十二年、ＪＲ九州になりました、先ほどの早岐回りのいわゆるアセスルートの計画によった場合については収支改善効果が現れないとして、このルートは立ち消えになっております。

その後、長崎県を中心に地元で議論が進められました。そして、平成四年一月に福岡、長崎、ＪＲ九州などとの六者で福岡市から武雄市までは在来線を活用して、武雄市から長崎まで新線を建設してスーパー特急を走行させる、こうした合意がなされたこととなります。これが西九州ルートの原点でございます。

当時から並行在来線の取扱いですとか、建設費負担などが大きな課題でございましたけれども、平成十九年十二月に経営分離ではなく、上下分離方式によりＪＲ九州が運行することなどを佐賀県、長崎県、ＪＲ九州の三者で基本合意

を結ぶこととなります。これを受け、平成二十年三月に武雄温泉―諫早間の着工認可につながっております。その際、フリーゲージトレインが開発途上でございましたので、認可はスーパー特急方式となっております。その後の平成二十四年六月にフリーゲージトレインの開発にめどが立ったということで、武雄温泉―長崎間の着工認可に至りました。

フリーゲージトレインは、国が西九州ルートへの導入を提案され、責任を持つて開発すると約束されたもの、そして、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を利用しつつ、大阪へも直通できるという提案でございました。そういったことでしたので、佐賀県はぎりぎりの判断でこの提案を受け入れたものでございます。

そして、その後、いわゆる六者合意になります。フリーゲージトレインの開発の遅れから、令和四年度に武雄温泉駅でのリレー方式での開業をしたいというところで国土交通省から提案がございました。長崎県もJR九州も早期の開業を望まれていたため、厳しい判断でございましたけれども、この提案を受け入れ、六者合意を行ってきております。このように地元が中心となり、様々な合意を積み重ねながら進められてきたものと考えております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱ大きくは、平成四年のルートと整備方式の決定、そして、平成十九年の三者基本合意、そして、平成二十八年の六者合意ということで、大きな岐路の中で長崎県、そしてJR九州、佐賀県、それぞれ利害も違う中で、佐賀県が積極的というよりも、苦渋の中での判断であったというふうに感じるところであります。

それでは次に、地元合意の前提となります関係者との意見交換についてお伺いをいたします。

フル規格での議論を行う場合、新鳥栖―武雄温泉間のルートの問題や新幹線の駅の在り方は、地元自治体となる佐賀市にとりましても、佐賀駅周辺の整備

や、新たに物流拠点構想といったものが出てくるようでありますけれども、まさにまちづくりの根幹に関わる大きな問題となっております。

そこで、新たな地元合意を探るに当たって、佐賀市との意見交換についてどのように考えるかお伺いいたします。

○黒木交通政策課長Ⅱ佐賀市との意見交換についてお答え申し上げます。

新鳥栖―武雄温泉間も、改めて申し上げますけれども、在来線を利用すること以外に合意されたものは何もございません。当然ルートはもとより、フル規格で整備するというのも決まったものはありません。このような状況を踏まえて、佐賀市におきましては、どのような整備方式やルートになったとしても、市民の利便性や佐賀市の発展につながるものが何よりも重要だという立場、そして、佐賀県と鉄道局との議論を注視している、そういった立場だと聞いております。

こうした中で、佐賀市とはふだんからこの問題について担当者同士で情報共有をしたりとか、佐賀市の担当者のほうから議会の内容ですとか、何か動きがあった際に確認の電話などがあっております。そして、私も担当課長のほうと年に何回か顔を合わせながら、佐賀県の考えは今こうなっておりますとか、佐賀市議会でこういった議論があつていますとか、そういったことを確認したりする情報共有というのをやってきております。

これまでの鉄道局との協議では、整備方式やルートの議論というところまで至っておりますので、佐賀市と具体的に議論できるようなものはないかもしれませんが、引き続き佐賀市とは情報を共有しながらと思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱまずは情報共有からということでありますが、県が長崎、そして、JR九州といろんな調整を図る中で何らかの形になっていく、その時点で佐賀市と協議するということでは遅いと思うんですね。そういった面では、日頃

からの情報共有だけではなく、しっかりとしたそうした意思の疎通を図るための協議ということについては、ぜひこれから検討いただきたいというふうに思っています。

佐賀市議会にも、実はこの新幹線に関する特別委員会といったものが設置され、今月末には地域交流部へのヒアリングにも見られるというふうに伺っております。こうした議会関係との意見交換といいますが、こうしたものについて、前向きにぜひ取り組んでいただきますよう求めておきたいというふうに思っています。

それでは次に、長崎県やJR九州との意見交換についてお伺いいたします。長崎県やJR九州は、国がフリーゲージトレインを断念したことによりフル規格での整備を強く求められております。長崎にとっては、新幹線の開業効果を最大限に発揮できるのはフル規格での整備しかありません。また、JR九州にとって最大の経営課題は、フル規格での整備による収支改善効果を発揮することです。したがって、長崎県やJR九州にとって佐賀県と意見交換を行う目的は、どうすればフル規格を受け入れてもらえるかということになってくるのではないかとこのようにも考えます。

そこで、ICカードの導入などフリーな議論をというふうにおっしゃっていますが、本県が長崎県やJR九州と意見交換を行う目的について、改めてお伺いいたします。

また、意見交換を行うに当たってどのようなスケジュール感を持っているのか、併せてお示しをいただきたいと思っております。

○黒木交通政策課長Ⅱ長崎県やJR九州との意見交換の目的ですとか、スケジュールといった御質問をいただきました。

目的というところ、かつちりこれを目指すということよりも、佐賀県の実況を伝えたりですとか、佐賀、長崎の意見を聞く、そういった意味でフリーでの意見

交換ということで考えておりますので、そういった感じになるかなと思っております。

スケジュール感ということでもございますけれども、午前中に五月あたりをめぐりに調整中ということでもしております。それが決まってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○中本委員Ⅱこの質問は午前中も出ておりましたけれども、この協議は基本的にはそれぞれのトップが行うということでもよろしいでしょうか。

○黒木交通政策課長Ⅱ佐賀県知事と長崎県知事、そして、JR九州の社長とで行われることとなります。

以上でございます。

○中本委員Ⅱそれでは、最後の質問です。今後の姿勢についてお伺いをいたします。

今、新たな合意形成を探る、また、合意形成を図る必要があるということ、長崎県やJR九州との意見交換に向けた調整が始まるなど、新たな動きが始まったと感じているところでもあります。西九州ルートの問題は佐賀県から打開しなければならぬものではないというスタンスから一歩前に踏み出し、新たな合意形成を探るといふ県の取組を注視していきたいというふうに思っています。

そこで、西九州ルートの問題に対して今後どのような姿勢で向き合っていく考えか、地域交流部長にその思いを聞かせていただき、最後の質問とさせていただきます。

○山下地域交流部長Ⅱ今後のこの問題への向き合いについてお答えいたします。

今、佐賀県と鉄道局で協議をしておりますけれども、考えてみますと、整備新幹線というのは、地元がやりたいと手を挙げて整備が進められるものです。

西九州ルートもこれまでそうでした。いろんな課題がありました。課題はありましたが、地元で協議を重ねて合意を図って、国に整備を求めてきました。整備新幹線というのはそういうものだと思います。

今、フル規格に手を挙げていない佐賀県と鉄道局が話をしているというのは、やはりちよつとおかしいんじゃないかということもあって、南里副知事が鉄道局長と会った際にそういう話をされております。地元で合意形成が図られるどうか、それは分かりませんが、現状を打開するというのではそれぞれ一つではないかというふうに思っています。

佐賀、長崎の両県知事、それとJR九州の社長、この三者で話をしています。すけれども、西九州ルートに絞ったということではなくて、幅広く様々な課題や連携した取組など、ICカードもあつたりしますので、いろんなことについて率直に見見交換をしようということで、今、五月のどこかでということでは日程調整をしているところでございます。

今後について見通せるものは今何もありませんが、話合いの中で何か糸口みたいなものが見いだせたならば進展というものもあるでしょうし、そういうものがなければ今のままとということになるかもしれません。

今日、何度か答弁しましたけれども、現行スキームでの合意というのは極めて至難の業だと思っております。西九州ルートは、新鳥栖―武雄温泉間は在来線を活用すること、そこがぎりぎりの合意だったわけです。

今日、課長が答弁しましたけれども、国がフリーゲージトレインを断念はしましたが、期待されていた効果というのはほぼ得られています。佐賀県の鉄道環境というのは決して悪くない、むしろいいと思っています。フル規格化は在来線の利便性を低下させます。圧倒的多数の県民の日常生活を不便にすると、それを佐賀県が自ら莫大なお金を払ってと、そういう状況をつくり出すということでもあります。期待された効果をほぼ手にしてなお、長崎県の二・五倍以上、

上、一千四百億円を超えるだろうと思われる多額の建設費負担を負って、そして、在来線の利便性低下ということで県民生活への影響、そうしたものを受け入れてでもやるものって何だろうというふうに思ったりもするわけです。

整備新幹線は、多額の建設費負担や在来線の利便性低下などの不利益を受け入れてでも、それをはるかに上回る大きなメリットがあるからこそ、地元は手を挙げて整備を求めるものです。従来から言われている新幹線効果では、長崎県との関係で佐賀県が大きな負担を負うところの説明は、今のスキームの中ではなかなか難しいなと思っています。ですから、フル規格を議論するのであれば、過去の延長線上の議論ではなくて、佐賀県や九州全体の将来展望にどうつながっていくのか、大きな視点で、新たな発想で議論が必要だということとを申し上げてきました。現在の状況に至ったのは、これは国の責任です。佐賀県が打開しなければならぬものではありませんけれども、引き続き様々な可能性について議論をしてみたいと思います。

私からは以上です。

○石井委員長 これで質疑を終了いたします。

○ 継 続 審 査

○石井委員長 お諮りいたします。

九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もなお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

なお、本日の委員会での質疑応答において、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜委員長の手元で精査の上、訂正など



を行うことに御承認を願っております。

これをもちまして、新幹線問題対策等特別委員会を閉会いたします。

午後二時二十四分 閉会

速記者 長谷川 菜 央

議事課委員会担当主査	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同 副 委 員 長	新 幹 線 問 題 対 策 等 特 別 委 員 長
井 原 諒 子	田 中 憲 尚	中 本 正 一	藤 崎 輝 樹	猪 村 利 恵 子	石 丸 太 郎	中 村 圭 一	石 井 秀 夫

令和六年三月十九日（火）

高等教育機関問題対策等特別委員会会議録

於 第四委員会室





# 高等教育機関問題対策等特別委員会

委員長

土井敏行

副委員長

古賀和浩

理事

藤木卓一郎

〃

下田寛

委員

八谷克幸

〃

岡口重文

〃

原田寿雄

〃

定松一生

〃

田中秀和

〃

一ノ瀬裕子

〃

酒井幸盛

〃

木村雄一



午前十時 開会

○土井委員長「ただいまから高等教育機関問題対策等特別委員会を開催いたします。

○議席指定

○土井委員長「まず、午前中の議席につきましては、会議規則の規定を準用し、ただいま御着席の議席を指定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○土井委員長「御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○会議録署名者指名

○土井委員長「会議録署名者として、一ノ瀬裕子委員、定松一生委員、酒井幸盛委員、木村雄一委員、以上の四人を指名いたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件を議題といたします。

本日の委員会は、お手元に配付いたしております日程表のとおり、午前中に参考人招致を、午後に執行部質疑を行います。

○参考人の出席について

○土井委員長「参考人の出席についてお諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件について、本日、県立大学検討に係る専門家チームリーダー、立教大学経営学部長、山口和範氏を参考人として本委員会に出席を求め、お手元に配付いたしております日程表に記載の事項について御意見を聞きたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○土井委員長「御異議ないものと認めます。よって、そのように決定し、その旨、議長に申し出ることにいたします。

暫時休憩します。準備が整い次第、委員会を再開しますので、このままお待ちください。

午前十時二分 休憩

## 高等教育機関問題対策等特別委員会 日程表

令和6年3月19日(火)

第4委員会室

### ◎参考人招致

予 定 時 間	10:00 ~ 12:00
参 考 人	県立大学検討に係る専門家チームリーダー 立教大学経営学部長  山口 和範 氏
意見を求める事項	県立大学構想について
質 疑	フリー形式

### ◎県執行部への質疑

予 定 時 間	13:00 ~ (60分程度を目途)
質 疑	フリー形式 (参考人招致の内容を踏まえた事項について)



午前十時三分 開議

○土井委員長 Ⅱ委員会を再開します。

ただいまからお手元の日程に従いまして、参考人から御意見を聞くことにいたします。

それでは、本日御意見をお聞きする参考人を御紹介申し上げます。

県立大学検討に係る専門家チームリーダー、立教大学経営学部長 山口和範氏であります。

山口参考人に一言御挨拶申し上げます。

本日は御多忙中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、誠にありがとうございます。

これより、山口参考人には県立大学構想について御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

なお、参考人は着席のまま意見を述べられて結構でございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○山口参考人 Ⅱ皆さんおはようございます。立教大学経営学部の山口です。本日、こういう機会をいただきまして、誠にありがとうございます。参考人ということで、私の考え、今、大学が抱える諸問題についてお答えできればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、配付してもらっているかと思いますが、資料に従った形で、スクリーンにも映っています。これに沿って、最初、私のほうから、二十分程度というふうにお聞きしていますので、そのぐらいの時間でお話をさせていただきます。

〔資料を461頁から463頁に掲載〕

○山口参考人 Ⅱまず、今回、専門家チームのリーダーをということとスタートしているんですけども、簡単に自己紹介をさせていただきます。

現在は立教大学の経営学部のほうで仕事をしていますが、佐賀で生まれ、佐賀で育った人間です。今は佐賀市になっていますけれども、当時、佐賀郡の富士町で、北山ダムが富士町にあります。嘉瀬川ダムのもう一個上のほうですけれども、父がそこで、いわゆる管理事務所勤務していましたので、その関係で小学校から中学校までずっと富士町のほう、富士町の中でも小学校は北山東部小学校なので、すごく小さな小学校で教育を受けて、その後、高校は佐賀西のほうで勉強させていただきました。

実は高校時代は富士町のほうから通うということは、富士町の一部の地域は通えるんですけども、北山ダムの近くから佐賀市のほうに通学というのはできなかったもので、実は城内の鯉の門、今、建物はなくなっていますけれども、あの近くに下宿をして高校のほうに通っていました。

自分にとっては、この佐賀市が一番最初の都会で、いわゆる山の中から出てきて、実は最初、水も飲めなくて、水道の水が飲めないということの経験もして、田舎から町に出てきて、いわゆるマイノリティーと言うとちよつと言い過ぎなんですけれども、そういう経験を重ねながら成長していったというのが佐賀の思い出です。

今、本籍は小城の芦刈で、もともとの家自体は芦刈のほうにあったんですけど、そちらのほうは生まれたときぐらいしか住んだことがないんですが、佐賀には本当にきちつと育ててもらって、特に小中、山間部のほうで育った経験が今でもすごく生きています。いろんな意味でしっかり自分で考えて行動するということには、その当時の、小さい頃の教育というか、いわゆる町というか、山の中ですけれども、そこで育てられたということがすごく影響しているように思っています。そういう意味で、そういうよさを今回構想されている県立大学のほうでも埋め込めたらなというふうには強く思っています。

その後、大学のほう、これは研究教育の専門のところにつながる話なんです

けれども、理学部の数学科を出て、大学院のほうは当時理学と工学を融合するということが、その必要性がすごく言われていました。今は文理融合という話をすると思うんですけども、当時は理と工も大きな垣根があって、そこを融合するということが大学院ができて、そこで統計学と情報、今でいうデータサイエンスに関わるような研究を進めていて、学位論文そのものは計算機と数理統計の融合みたいな形で論文を書いて学位を取っています。

その後ですが、就職先が、大学院を出てすぐなんですけれども、実は社会学部です。ここの社会学部のところでは、社会学、いわゆる実証研究のところというところ、すごくデータを活用して、社会学は要するに人と人の関わりに関しての研究を行うところで、私自身は大学院まで社会学という存在すら知らないくらい全く場違いなところに一番最初行ったなと思うんですけども、ここでも逆に言うと、立教大学の社会学部に行っているんな経験、学生と関わるといふことをやったところで、すごく文理融合というか、違う分野の人たちと話をします。

多様性ということとはすごく重要なことだと思うんですけど、そこについてのところを意識するというか、自然と意識しないといけないんですけど、小さい頃、山で育って、佐賀市に出てきてといったときのマイノリティーというか、そういう感覚というのを、ここでも実際には理学部出身の社会学部の教員というのとは私だけでしたし、もともと専門であるとか価値観が違うところかどうかというふうな話をしながら、みんなが納得感を持って進めていくかというところがすごく勉強になったところです。

すみません、資料のほうは二〇〇六年、社会学部教授となっていますけど、これは経営学部を二〇〇六年につくっていますので、そこから二〇〇六年、経営学部の教授になっています。申し訳ありません。

今回の県立大学のところと重なる経験としては、実は二〇〇六年に立教大学

に新しい学部をつくるということを経営学部をつくることになり、そこに参画をして、今、経営学部長として仕事をしています。新しい学部をつくるというところで、どういう意味でこの学部が必要なのか、そのときは立教大学に経営学部は本当に必要なのかということから議論をし、今、一定程度の評価を経営学部——立教大学の経営学部は立教大学の中でもトップというか、そこを支えるというふうに言われているんですけども、他の経営学部のほうと比べても日本の中ではかなり突出した評価を受けているのではないかと思います。そういうものをどうやってつくり上げてきたかというところの経験などは、今回の県立大学に生かせるんじゃないかというふうに思っています。

あと、大学ではいろんな部長を、教員の場合は何とか部長をやるということが、目指しているわけではなくて、どっちかという立教大学に世話になったので、やらざるを得ないかという形で取り組んだのは事実なんですけれども、教務だったり、いろんな学部長だったり、あと実は副総長として下から二番目のところに国際化推進担当の副総長をしていたんですけども、このときに海外大学と連携を組むためということで、すごくいろんな大学を授業見学も含めて見ることができました、大学の施設も含めてです。

世界中それぞれ特徴があって、日本の大学はどちらかというとドイツの大学制度に基づいて構築されているんですけど、立教大学がイギリスの正教会、キリストの関係でいうと、そちらのほうの宗派なので、オックスフォードやケンブリッジと宗教的にいうとつながりがあって、そういう大学ともいろんな教育のやり方みたいなことを勉強する機会があって、それも今回、世界の大学でそれぞれ国ごとにいろんな課題があるんですけど、その課題をどうやって克服しようとしているかということの見聞きもしましたので、そういう点も役立てることができるんじゃないかというふうに考えています。

それで、ここからが専門家チームリーダーとしてということで、実は県立大

学の構想があるということ自体は、私自身は前回の知事選についてのところで何があったかということについては全く存じ上げていないんですけども、その後、県庁のほうで幾つか仕事をさせていただいているときに、県立大学構想があるんですけど、どう思いますかという話を最初聞かれたことがあって、そのときに初めて県立大学構想ということを知りました。一年ちょっと前だったと思います。そのときはこの専門家チームリーダーになるとかということは全く思ってもいませんでしたので。ただ、そういうものがあるんだったら、何か役に立てるんだったら、関わればいいなということは正直まず思いました。

あと一方で、この十八歳人口が減る中で大学をつくるということ、自分が経営学部をいろいろと支えていく中で、実は学生定員を減らそうというようなことも学部については考えていたりします。一方で、大学院については定員を増やしていくということ。そこで経営のバランスということを考えないといけないということの議論は随時行っています。

そういうこともあって、新しい大学をということについて、一瞬、一番最初聞いたときは本当に大丈夫かなという思いをしました。

ただ一方で、よくよく調べていくというか、よくよく情報をいただいて話を聞いていくと、佐賀に大学が実は二つしかない。実は自分は正直、そのことを全く知らなかったというよりは気にしたことがなくて、大体各県にかなりの数の大学があって、実は大学は十八歳の若い人たちを育てるということも一番大きな役割ではあるんですけど、県内のいろんな企業だったり、自治体だったりと連携をして、その一種シンクタンクの役割を果たして、それがいわゆるそれぞれの地方の大学のいわゆる教員の研究にもつながっていて、そういう役割を果たしているものだというふうにずっと思っていて、ただ、それが二つしかないということ聞いたときに、それは絶対にもう少し、もっと言うと、県立大だけじゃなく、もっとほかにもいろんな大学が本当はないといけないんで

はないかというふうには思いました。

ただ、人口が八十数万人の県ですので、いわゆる十八歳人口自体で考えたときのキャパシティというのは大規模な大学をつくるということはなかなか当然難しいと思いますけども、そういうこと自体を多分機能として県が持たないと、県の中にそういう機能を持つもの、それは別に公立であるかと、私学だろうと、そこは何でもいいとは思いますが、必要なだろうということはずごく思いました。

それで、もう一つ、ずっと大学で働いてきている中で、いわゆる高等教育機関は様々な課題を抱えていると思っています。ですから、新しくつくるということで、そのいわゆる課題解決の一つの模範となれるようなものというのもつくれるんじゃないかということ。

あとは、今チャットGPTを含め、生成AIのことは活用しないといけないんだけど、教育の現場ではこれをどう活用していいかということについてはすごく悩んでいるということ。また、人材育成ということを考えるときに、いわゆる何が求められるのか、何が人として身につけるべき能力なのかということについて、すごく議論があり、そういうことをこれまで考えてきたことということはこの県立大の構想の中で生かしていければ、いわゆるこれまでの大学と違った大学ということを佐賀県から発信していけるんじゃないかと。

それが佐賀の未来につながり、一種、世界を、日本を牽引する佐賀を、佐賀がというよりは、佐賀が引っ張るといふようなこととすることは絶対にあつたほうがいいと思いますし、明治のときに佐賀で何が起こったかということ、明治になる前を含めてですね、多分我々が学んだこととということ、ちょうどそれがいわゆる維新の前の今がそこに当たるんじゃないかというふうなことも思っています。

この辺は個人的な思いであって、今年六十二歳になるんですけども、そのく

らい生きてきたから、もうすぐ終わりだからという感じで思っているということもなくはないんですけども、何かきちっと佐賀のために役に立てればなということを強く思っています。

これが最後のスライドになるかと思いますが、県立大学についての思い、これは専門家チームとしてまとめたものではまだなくて、私の思いと。やっぱりゼロからというところはすごく貴重な機会だと思っています。これまでのしがらみにとらわれることなく、立教大学で経営学部をつくってもやっぱり立教大学の枠組みの中でつくらないといけないと、もっとこうできるんではないかということ議論してもなかなかうまくいかなかった。それをゼロからつくれるということというのはすごく貴重だし、この機会にいわゆる日本全体、場合によっては世界も踏まえて範となるようなものがつくれるんではないか。

今回、県立大学について、一番最初にお話を聞いたときに、県全体を学びの場にしたいな、我々、実は二〇二〇年からのコロナが発生した後、いわゆるキャンパスを閉鎖したという経験を持っています。半年間はキャンパスを完全に閉鎖してリモートでやっていました。そのときにキャンパスの役割は何なのかということ。また、大学自体が、教育の場というのは同じ場所に同じ時間に複数が集まって何か学ぶということが大原則になっていたんですけど、必ずしもそうでなくても学べるんではないか。そうすると、県全体で若い人たちが散らばって、県のいろんな人たちと一緒に学ぶということ、それができると、新しい大学像というのをつくれるんではないか。

ですから、現場ということをすごく大切にしながら、今回経営情報ですので、ビジネスというか、マネジメントといったときに、現場を知るということはすごく大切だと思いますので、多分キャンパスをどこにするかということはずっと皆さん関心があり、重要な課題だと思っんですけど、それ以上に県全体を学びの場にして、そこに県内の人もそうなんですけど、多分なんですけど、県外

からも来てくれるはずで、そのときに県外の人たちが佐賀のいろんなところを訪れて、いろんな形で対話が起こり、そこで何か新しいものが生まれるというような仕組みづくりというのが、この県立大でできるんではないかというふうに思っています。

もう一つは、外から来る人は佐賀を好きになってももらいたいと思いますけど、佐賀で育った人たちというのは、一定程度の期間は外に出てほしいと思っています。それがいわゆる佐賀を知るというためにすごく必要なことで、佐賀にずっと続けるということもいいことだと思いますけど、外から見るとということ。今日の若者がどうしても内向き志向みたいなことをよく言われるんですけど、多分外に出ることの意味というのは、内を知る、自分を知ることのところでもすごく重要だと思いますので、そういうことも含めたいと思いますし、あとは受け身ではなくて、学生と教員、職員一緒になって学び、成長の環境をつくっていくというような大学にしたい。

ですから、いろんな場面に学生が参画をして、いろんな形での大学の新しい在り方についても、学生が企画をしていけるようなものということ、これをすごく養い、それがチャレンジ精神だったり、起業家、アントレプレナーにつながっていくんではないかというふうに思っています。

あと、今ある佐賀大学、西九州大学、ここときちっと連携をした形で、これ自体は教育の提供ということを考えたときに、県立大学はそんな大きな大学にはならないと思いますので、教員のいわゆる教育の提供の仕方などは、今あるこの二つの大学と連携をしないと、質のいい多様な学びの場というのは提供できないんじゃないかというふうに思っていますので、きちっとした連携を組んで、また、この県立大学が今ある二つの大学にいい影響を与えられるような相互補完的な機能というのも大切かと思っています。

あとは、十八歳人口は明らかに減ります。その中でいったときに、大学は



学び直し、今、リスキリングも含めて、いろんなことが言われていますけど、いわゆる世の中の変化が激しい中でいうと、学び直しということはすごく大切で、産業界、社会人の方々にとって意味のある大学にしないといけないというふうに思っていますし、冒頭にも言いましたけれども、地域のシンクタンクの機能というのは大学が持つべきだと思いますので、こういう点を県立大学の構想の中に埋め込めたらなというのが私としての思いになります。

一旦、私からの説明というか、冒頭のところは以上にさせていただきます。

○土井委員長 山口参考人、どうもありがとうございます。

以上で山口参考人からの意見陳述は終わりました。

次に、ただいまの陳述に対し、質疑を行います。

本日の質疑は、理事会での申合せにより、フリー形式にて行います。質問のある方の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された方は自席から質問をしてください。また、参考人におかれましては、発言の際は挙手にて、委員長の許可を得て発言をお願いいたします。

なお、参考人は委員に対し質疑をすることができないことになっております。それから、質疑の時間はおおむね十二時までを予定しております。多くの方が質問していただけるよう、質問される方は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

○古賀和浩委員 山口先生、お忙しい中、本当にありがとうございます。県立大学についての思いということで、佐賀県の子供たちが未来につながるようなすばらしい大学をつくりたいという先生の思いというのが本当にひしひしと分かってきました。

私は、まずは少し現実的な話で、企業からの求人者が今、中核的人材として大卒の人材を非常に求められているというところの現状がありまして、先日、常任委員会での件を質問して、佐賀大学と西九州大学の現状の求人数、就職希

望者数とかをお聞きして答弁いただきましたので、そこについてちょっとお話をさせていただいて、それについてどのような形で県内就職に結びつけるのかというところをお聞きしたいと思っております。

佐賀大学については、令和四年度で就職希望者が七百三十九人、それに対して県内の求人数ですね、これは職種数になるんですけど、求人数が二千四百四十六件、それで、結果、県内に就職した方が百三十九名、県内就職内定率は二一・八％。令和五年度では卒業生が千百人ぐらいいらっしゃるんですけど、就職希望者が七百六十五名、職種数が――職種というのは、一つの企業が二つの職種があつて、五人欲しいといつても二職種という形で、五人という数字が取れなかったみたいで、職種数なんですけど、求人職種数は二千八百七十二、七百六十五に対して二千八百十二、県内就職内定者数が百五十八、よつて、前年比で十九人県内就職は増えています。県内就職内定率は二一・九％、前年比で〇・一％上がったと。

もう一つの大学、西九州大学については、令和四年度に就職希望者が四百十六名、それに対して求人職種数が六百七十五、うち県内就職をされた人が百五名、県内就職内定率が三三・二％。令和五年では、就職希望者が四百四十七名、求人職種数が八百十七、県内就職内定者数が百二十五、前年比で二十人県内就職は増えていると。県内就職率が三五・九％、前年比が二・七％ということになっております。

このように、就職希望者数に対して求人数がとてつもなく多いと、三倍とか四倍とかになっている。それで、そういうところと実際は県内の就職については、佐賀大学で二一・九％、西九州大学で三五・九％しか就職されていないと。

このように、大学を卒業されたときにこの県内就職にどのようにつながっていくかということをまずお聞きしたいと思っております。

○山口参考人 御質問ありがとうございます。実は県立大学の構想の中で、も

とも求められているというのは高度人材の佐賀への定着だと、それが大きな一つの目的ではないかと思えます。この県立大学の構想を進めている側としては、人材育成については自信を持っていいか、きちっとした形での人材育成をするということについてのプログラムをつくるということをきちんとやりまします。一方で、実は優れた人材を育成すればするほど、ちょっと現状でという話をしたときに、県内に残ってくれる可能性は今のままだとそう高くないではないか。これは正直に申し上げます。給与の面も含めて。

実は県立大学の構想の中で、今ちょっとスライドが残ったままになっていまして、けれども、この県全体をキャンパスにするとか、現場を知るところで、県立大学の学生になった人たちに考えてもらいたいプロジェクトが実はあって、それはまず、どうすれば佐賀県に自分たちが残るのか。何がそこで必要なのか。もっと言うと、ほかの県の人たちが佐賀で働きたい、佐賀に住みたいと思うためには何が必要なのかということ、これは県のもともとの構想の中に「佐賀学」が含まれていたと思えます。

その「佐賀学」の中の、「佐賀学」って一つの学問というよりは僕はカリキュラムだと思っていて、そこを我々のような世代が考えるんじゃないかと、若い人たちが自分がここに残る、ここで働くというときに、何があればそこに残るのか。今、多分これだけ求人があるって、でも、残っていない実情があるわけですよ。そこを誰がそこについての施策を考えていくかといったときに、もちろん先生方、議会も考えていただきたいんですけども、もっとやっぱり自分事として考えている若い人たちに、そこを具体的なプロジェクトとしてやってほしいなど。一種、県立大学でないとできないプロジェクトなんではないかというふうに思っています。

ほかの大学とか、当然、佐賀大学、西九州大学のほうも可能かと思うんですけども、県立大学だからこぞできるテーマではないかと思っていて、何とい

うんですかね、人材を育てるだけで済む問題ではなくて、佐賀で住んで働いていうところを、何があればそれができるのか、それを考えてもらうプロジェクトをやる。そこが県立大学の教育の一種のアントレプレナー、いわゆる新しい企業を自分たちで起こすみたいなことも含めて、一番キーになる研究になるんじゃないかというふうに思っていて、いわゆる県を好きになってもらうということと、こういうものがあれば、現実的に自分もそこで住んで働いて、場合によっては住む、働く場所というのがこれから先は分離する可能性もあって、リモートで仕事もできたりするので、その両方があるので、県内企業ということに対しての働き方といったときに、そこで働くのではなくて、住むだけになるかもしれないんですけど、その多様なこと、いわゆる人権ということを考えて、職業選択の自由と移動の自由というのは大学としてはすごく尊重しないといけないので、県に閉じ込めるといいうことは絶対やってはいけないことだと思っています。

ただ、県がすごく魅力的になり、自分たちがここで住んで働くということに誇りを持てるような、そのために必要なものは何かということをぜひ県立大学の中の学生が自ら考えて、自らがそこにその後、実践していただくような感じでプログラムをつくっていくと、今おっしゃっていただいたような課題に対しての一つの解決策になるんじゃないかということ。これを県立大学の構想の中に組み込んでいきたいなというふうに、私としては今思っています。

専門家チームのほうで意見交換した中でも、そこについてはかなり前向きに、それをやっぱり組み込まないといけないよねという話にはなっています。

私からは以上です。

○古賀和浩委員Ⅱありがとうございます。山口先生みたいに外に一回出られても、佐賀のために働きたいと、そのような子供たちをつくっていただけるような大学の構想をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○下田委員 Ⅱ県民ネットワークの下田寛と申します。山口先生、本日はありがとうございます。いろいろお伺いしたいことはあるんですけども、教育的、社会的な価値についてというのをお伺いしたいんですが、今、先生からお話を多く伺って、これから今までの価値をさらに推進していくというようなイメージを持っているんですが、まず大学生に求められているものとか、大学とキャリアの考え方、あと先生の御専門である統計を学ぶことの意義などについて、関東圏ではなくて、あえて佐賀県で学ぶことが、これからどういう意義があるのかということだと、あとはこれは私の持論でもあるんですが、どうしてもやっぱり既存の学校というのは、何でしょうかね、記憶力とかテクニクで高得点を出せる子が評価が高くなる、まだそういったところを抜け切れていないと思うんですが、ペーパーテストだけでは評価できない学びの必要性をどう捉えていらっしゃるのか。

あと、委員会の質疑の中で、佐賀県内の小・中・高と連携した体系化している学びを行っていききたいということですが、既存の教育的な価値をさらに深化させるといふイメージをどう捉えていらっしゃるのか。

あと、先ほど校舎のお話ございましたが、この校舎の在り方ですね。近年、当たり前となってきているようなITの活用とアナログの関係についてどのようにお考えでいらっしゃるのか。

以上をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○山口参考人 Ⅱちょっと難しい質問でもあるので、どこまでお答えできるかは自信がないんですけど、幾つか順番をちょっと入れ替えながら質問にお答えできればと思います。

それで、いわゆる今の入試であるとか学力ということで、記憶力であるとか、いわゆるペーパーテストのときに、今、大学の共通テストを含め、何というん

ですかね、思考力をきちつとはかるといふことを大切にしないといけないということは言われ続けていると思います。特に記憶力についてのところというのは、いわゆるAIなどがあつたときに、検索すればすぐ分かることを何で覚えておく必要があるのか。それより、背景であるとか、そういうことをきちつと理解してというほうが本当は重要なことというのは教育界の中ではすごく認識されていて、ただ、なかなか大学の入試の制度というのが変わり切れていなくて、今回で言うところ、県立大学についてのところはペーパーテストを全くやらないわけではないと思うんですけど、いわゆる構想力であるとか、課題、どちらかという解決もそうなんですけれども、発見力、あとはコミュニケーションの力だったり、リーダーシップということをきちつと発揮できるような、そういう人材であるかどうかということ重視しながら、ちょっとこれは多分議事録にも残るので、あれかと思うんですけど、入試で選抜をするというよりは、いわゆる県立大学の学生として採用したい人物を、小・中・高連携しながら育てていく、そういうイメージで県立大学に来てくれる学生を、何というんですかね、採用していけるような、そういうイメージを持てるというかなというふうには思っています。

それで、大学が持つべき教育的価値や社会的価値というのは、本質的には、それこそヨーロッパで中世期に大学ができたときから変わらず、これは県立大なので、ちょっとどういう形で最後運営すればいいのかというのはなかなか難しいんですけど、私は実は国立大を出て、私立の大学にいます。特に私立大学は建学の精神というのをすごく大切にしている、そこでの教育理念というのを確固たるものとして持っている、その上でその大学の特有の形でのいわゆる教育というのをやっている。大学も当然、世の中にある大学それぞれが多様性を持つていないといけない、いわゆるみんなが同じ方向を向くということはやっぱ危険なことなので、その多様性ということを大切にしないといけな

くて、今、例えば、県にある佐賀大学、西九州大学と連携はするんですけど、やっぱり県立大学としての建学の精神というのを大切に、そこをちゃんと生かすような形で教育で、社会的価値というのを持続していくということが多分必要なんだと思っています。

ですから、この構想の中で言うと、なぜ県立大学が今県に必要なのかということの、いわゆるこの設立の意義ということについて、すごく大切に、そのでの、いわゆるミッションであるとか、ビジョンである、その確立というのがすごく大切なんだと。そこについては、本当に県全体で納得してもらおうようなものでないといけないというふうに思っています。

あと統計であるとか、ITとアナログということでお答えすると、私、専門として統計学であるとか、データサイエンスという言い方をよくするんですけど、実は統計学、データサイエンスは道具です。実際に今、例えば、データサイエンス教育は重要ですよというふうなことで、県立大学の中にも当然データサイエンスの分野は入るんですけど、私は理学部の出身で、学位も理学博士なので、サイエンスの専門です。サイエンスは道具をつくるという意味でいうとすごく大切なんですけど、人が意思決定をする、決断をするといったときには、サイエンスではなくてアーツなんですよね。そこはやっぱりアナログだと思っています。

ですから、データサイエンスというよりアーツ・オブ・データというふうな言い方はできないの、ということをよく言ったりするんですけど、データを活用しながら、最後そこで議論をして、人としての意思決定をするというのは、サイエンスの領域というよりはアーツの領域で、文理融合というところが大切なのは多分そこにあると思います、いわゆる人がどういう役割をAI時代に果たさないといけないのかと。

今のAIでできること、当然AI自体も進化しますので、例えば、五年後の

AIと今のAIは絶対違うので、その時々に応じて人が果たすべき役割というのは変わっていくはずで、そのときにデジタルとアナログということについてのアナログ的な部分、ここは人だと思っていて、そこで人がいろんな意味で身につけるべき能力であるとか、スキルであるというところは毎年変わっていくと思いますので——毎年というか、年々変わっていくと思いますので、その部分のところをしっかりと認識し、常に変わり続けられる県立大学じゃないといけないと思いますし、今回の県立大学のほうの経営情報学部の中では、そのマネジメント部分のところ、人として意思決定をしていくというところで何をきちんと身につけておかないといけないのかと。

当然コミュニケーションスキルも、個人で動くということよりチームとして動くはずなので、そのところでのリーダーシップの発揮であるとか、そういう部分がアナログ的というところ、とすごく大切で、いわゆるITとアナログを両方うまく行き来しながら意思決定ができる人を育てるというのがこれからの大学、高等教育機関に求められるものなんだというふうに思っています。一応ちょっと回答したつもりなんですけど、もし不足があれば御指摘いただければと思います。

以上です。

○木村委員 公明党の木村と申します。本日はありがとうございます。

私は三点、お伺いしたいと思っています。

設置場所についてなんですけれども、県全体を学びのフィールドということでお話をいただいたばかりで大変恐縮なんです、この県立大学構想については、山口知事のほうからは地域振興策ではありませんという発言があつております。その一方で、多くの県内自治体から熱い誘致の声が上がっております。率直にこの自治体の熱い誘致の状況をどのように受け止めていらっしゃるか、まず一点、お伺いしたいと思います。



○山口参考人Ⅱ設置場所については、専門家チームのほうで決めるものではなく、多分県で最終的には決められるものだと思います。

専門家チームとしては、いわゆる県全体で学びの場にしたいということとあわせて、誘致に対して熱い思いを各市町でお持ちになっているということは聞いていますので、例えば、当然メインのキャンパスはどこかに置かないといけないと思うんですけど、そういう自治体、地域の方々と連携をするような形で教育プログラムはぜひ組ませていただきたい。いわゆる現場、いろんな現場に学生が全員行くわけではなくて、それぞれ分かれながら行くということ自体が学生にとってもすごく学びの場になると思いますし、それぞれの地域にとっても有効なことになるのではないかと。

ハード的なメインキャンパスみたいなものは、どうしてもどこかに置かれるんだと思うんですけど、そこだけに人が集まっているというよりは、いろんなところに散らばってほしいなと。今、リモートも含めた形で授業を受けたりということも自由にできるようになっていますので、あまり一カ所、場所はここという感じで旧来の大学のような感じでなくてもいいのではないかと、いうふうな思っています。

ただ、ちよつと場所についていうと、私自身は学生が県立大学に誇りを持つてほしい、自分がここに通っているということを一種の自信にしてほしいというのがあるって、どこかで、多分サガテレビかなんかの番組で観光地化みたいなことをちらつと言ったんですけど、キャンパスそのものに学生以外の人たちも行きたいと思われるようなメインキャンパスはあってほしいなと思ってるんですよ。それがもしかすると複数かもしれないし、いわゆる憧れの地みたいな感じに、それは県民だけじゃなくて、ほかのところからも、そういうふうなものがあるところで自分たちが勉強しているよということ、県立大学の学生にとつての自信、誇りにつながると思うので、メインキャンパスはそういうもの

のが一つあるといいなとは思っていますけど、場所については、これは専門家チームのほうで決定するものではないと思っていますので、そこは県のほうに、逆に言うところからこういう条件でみたいなことは言うのかもしれないけど、決定についてはそちらにお願いすることになると思います。

○木村委員Ⅱありがとうございます。

では、二点目の質問になりますが、県民の理解の促進についてということになりますけれども、御案内のとおり、県立大学構想に関する議論につきまして、各種世論調査、また、議会の中でも賛成、反対、分からない、議論が百出をしている状況です。先生は大変激務を抱えておられますので、大変恐縮なんですけれども、今後、県主催のイベントですとか、産業界との意見交換、また、ネット環境も含めまして、そういったところに理解促進のために御自身として、また、専門家チームとして取り組まれることに対してどのような御意見をお持ちか伺いたいと思います。

○山口参考人Ⅱ実はちよつとすみません、今、肩書が経営学部長になっているんですけども、これは三月末、あと一週間ぐらいで終わりになります。立教大学の教授としての職は残りますけど、学部長としての職は終わり、かなり自由と言う言い過ぎですけど、佐賀に来る機会というのはこれまで以上に増やせると思っておりますし、ほかのメンバーも含め、できるだけ県民の皆さん、また、特に若い人たちと対話をする機会というのは増やしたいと思っていて、県のほうにもそういう機会――我々専門家チームとしていろんな方々からの意見であるとか、今、どういうふうにかえられているかということについて聞く機会というのはぜひ持ちたいというふうに思っていますし、できれば対面でお一人お一人とお会いしながら話をしたいと思えますし、場合によってはリモートという手段もなくはないと思います。その両方を駆使して、私自身も、去年も多分二十回以上は県のほうに来ていると思いますし、県の高校でも、この仕事

とは別の形で来年度も何校かは回ることになっていと思いますので、そういう機会はぜひ、専門家チームとしてもすごくありがたい機会だと思っています。たくさんやっていければというふうに思っています。

○木村委員Ⅱありがとうございます。

私から最後の質問になりますけれども、教授陣の確保ということでお尋ねしたいと思います。

素人感覚なんですけれども、医療系、医学部だったりとか、いわゆるいい先生というか、あの先生がいらっしやるから自分も教壇に立とうとか、そういった流れが、人脈というんですかね、あるかと思っています。先生の側として、どこに行つて教える側に立つかということを判断されるときに、医大とか理系の大学のような多額の資機材を要するような学部というのは、経営情報学部ではそんなに必要ないのかなというふうに個人的には思っています。ただ、ハード、ソフトの両面において、研究環境のいいところというのがやっぱり必要な要素ではあるのかなと。

そういったことを考えるとき、先般の専門家チームの議論の中におきまして、UR Aというあまり聞き慣れない職種だったんですけども、ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター、何か研究活動のマネジメントを行う人材の必要性というのが発言として出たというふうに聞いております。こういったことも教授陣の獲得につながる、どれぐらいの要素なのかとか、そういった人材というのは今全国的にどれぐらいいらっしやるかとか、獲得状況、そういったことについて、また、ほかに県立大学の教授陣の確保において必要だと思っていられることが伺えればと思っております。

○山口参考人Ⅱ教授陣の確保自体については、そう簡単ではないということは思っています。

一つは、やはりどうしても、例えば、関東圏のほうに人は集まりがちで、こ

れは実は研究環境を考えたときに、東京のほうの研究環境が、いわゆる物理的な移動等を考えたときに、そこに多くの人が集まっているのでということ、よいと考える教員が多いのは事実だと思います。

一方で、それぞれ経営学でデータサイエンスの分野等のところで、地域を大切にする、もう一つは、佐賀県への理解のある教授陣を集めないといけないということは強く思っていて、単純に教授の職が得られるから県立大学でいいやみたいな感じで来てくれると、それはすごく困ると思っていて、研究環境についてのところは一定程度のものをきちっと準備してくださいということは最初に県に申しました。その条件がないと、教員を集めることはなかなか厳しいので。ただ、ほかの大学に比べて、とんでもない優遇をしてということは、予算面のところもありますので、そこはかなり難しく。

いわゆるリサーチに関してのアドミニストレーターを置きたいということについては、実は今、教員の研究のときのお金というのは、基本的には外部資金がほとんどですね。自分も含めて外部からお金をもらっています。そのときにその割当てであるとか、逆に言うと、一緒に研究をすることで地域に對してもすごく貢献できる、そこをつないでもらえるような人がどうしても必要で、我々教員の場合、研究をやる前に、例えば、科学研究費の書類作成とか、実は研究以上にそのペーパーワークにすごく時間を取られて、それを一定程度科学研究費みたいなものは多分教員が書くんだと思うんですけど、こういう専門でこういう地域に貢献できるというようなことについてのところで、いろんな企業とネゴシエーションしてもらおうようなところを教員がやり出すと、教育、研究に関わる時間がすごく取られてしまうので、その部分についてはそういう職種の人を置いて、センターをつくって、結びつけをやる。これは多分大学にいる教員にとってもメリットがあることなんですけど、多分地域の産業界、地域のいろんな組織体にもメリットがあるとこのころなので、これはぜひ組み

込まないといけないねという話を専門家チームでしたというところです。

それで、今後、教員を、もちろん文科省に申請する前のところで、教員リストの作成、実際に来てもらう人たちのリクルートであるとか面談である、実際に、正直に申し上げると、教育を中心としてくれる人たちを集めたいと思っています。研究、教育、どちらに重きがあるか。それは両方ないといけないのは事実なんですけど、やはりここは教育に重きを置いた大学になると思っておりますので、そこに対しての理解のある教員を集めることになります。そこについては専門家チームのメンバーが一人一人とお会いしてお考えを聞いて、来ていただける人を探してリストアップしていくことになると思います。

いわゆる教育の中身の構想、カリキュラムをつくる以上にすごく時間をかけながらやっていかないといけない仕事だと思っておりますので、この教授陣の確保ということはすごく重い課題だと思っております、そこも実際に動き出してはいて、どういう人たちを集めるのか。経営学方面のほうはまだ実は人としてはかなり、もともと経営学分野のところの人の育成というのはかなり進んでいますので、一方で、結構大変なのが実はデータサイエンス関係です。こちらはもともと日本に統計学であるとかデータサイエンスの専門学部がなくて、七、八年前に滋賀大学がデータサイエンス学部をつくったのが最初で、人材育成のところかというと、まだかなり不足をしているところがありますので、そこについてはどういう形での教育プログラムを組むかみたいなところでは、クロスアポイントであるとか、そういうことを利用しながら多分やっていくことになると思います。

なので、ここは大学を構成する意味でいうと、すごくキーになるポイントなので、早めに着手しながら、具体的な人のリストというのはなかなか確定するまで出せないと思うんですけど、どういう人たちが確保できそうかということについてはなるべく御報告をしながら、県民の、また、議会のほうの御理解も

得られるようにしていければなというふうには思っております。

○土井委員長Ⅱほかに。

○一ノ瀬委員Ⅱ山口先生、今日は本当にありがとうございます。卒業式等々で非常にお忙しい中にも、議会への説明も大事だからと積極的に出席を決めてくださったと聞いておりまして、本当にありがとうございます。

いろんな委嘱状の交付のニュースですとか、いろんな山口先生のニュースを見ておきますと、佐賀への恩返しのお持ちだということですか、また、佐賀が、大学が抱える課題というのが現状にあって、それを解決して、次の世紀につながる大学にしたいというような御発言もありまして、今の大学というものに課題というものが見えていらっしやるんだらうなというふうに思っています。

その課題が何であるかということと、次の世紀につながるような大学ということですが、大学の本質的な機能というものをどのように捉えていらっしやるかというところ、先ほどのお話にもありましたが、まずお聞かせいただきたいと思っております。

全部で三点お聞かせいただければと思っております、まず一点目は、大学というものの課題ですとか本質的な機能はどのように捉えていらっしやるかという、大学観みたいなところをお聞かせいただければというふうに思っております。

○山口参考人Ⅱ日本の大学は明治以降に出てきて、一種のエリートを育てるという形でスタートしていると思っております。

実は大学が人を育てる機能として本当に機能しているのかということ振り返ったときに、いろんな教育者の方々と話をする中で、選抜と育成は違うということをお聞きされます。

実は大学進学率がすごく低い頃というのは、人を選抜して優秀な人たちだけ

集めて、ほつたらかしておけば、その人たちは育つと。本当に大学が大学として存在していたからその人たちが成長したのかということについては、ほつたらかしてよかった時代が昭和から、平成ぐらいまではちょっと微妙ですけど、少なくとも昭和までは多分ほつたらかしてよかった時代なのではないかと思えます。

今、人口減少の中で、いろんな人たちを高度人材として引き上げていくということが求められていて、教育というのは基本的には引き上げることだということを考えてときに、そこは少なくとも私が大学にいた頃の大学教育のやり方では学生任せになっていた。正直に言うと、授業にそんな出ていたわけじゃなく、自分で基本的には勉強するだけだったので、それがいわゆるカリキュラムとしてとか、教育プログラムとして機能を果たさないといけないんだということは、今すぐく大学の中でも議論になっていて、今でもまだ大学入試があるんですけど、本当言うと、ヨーロッパなんかだと希望者は全員入れる、その代わり卒業はというところで、日本の大学は特にそこが逆になっていて、いわゆる選抜しただけで、あとはそこまで引き上げていないんじゃないかと。

とにかくこれから大学進学率はもつと上がっていく、上がっていくかないといけないというふうには思っていて、それは必ずしも十八歳で入る必要はないかもしれないと、社会人になってから、しばらくしてから大学へ行って学び直しということはあってもいいと思うんですけど、本当に人の成長を施せるような教育プログラムになっているかということが一番の課題だと思っています。ですから、選抜ではなくて、育成というところにきちっとその役割を果たすような大学づくりをしないといけない。

今回、県立大学は、少なくともスタート時点ということで考えたときに、いわゆる世の中の的にいう偏差値がそんな高い大学には多分、まず一回目はならないと思っています。既存の偏差値のところでは多分、多分、佐賀大学よ

り上ということは、まずは普通に考えないと考えられないので、ただ、そこは努力でもっと競争力のある大学にしないといけないと思うんですけど、ただ、それより重視すべきは、入ってきたい、ここで学びたいと思った人たちがきちっと成長できる、そういう大学というのがもともと本質的で、いわゆる教育という面では多分そうだと思います。

あと、研究面という、佐賀のことをフィールドとした形で研究をやつてくださる教員が集まり、佐賀に対してよい影響を与えられるような研究成果を出せるというのがこの県立大学には求められ、もともと大学というのは、ちょっとここから先は、自分は国立大学で勤めていないので、なかなか言いづらいことではあるんですけど、これは県立大学と県の関係にもなるのかもしれないんですけど、両方がいい意味で引つ張り合う関係じゃないと駄目で、国がこうしたいと言ったから——もともとの明治にできたときの国立大は、いわゆる富国強兵ということの意味で国立大、かなりのものができてきていると思うんですけど、本来の大学機能というのは、国をリードしたり、県を、こういう方向がいんじゃないかということや方向性を議論できるものではないといけない、そういう機能を本来は大学は持つていないといけないというふうには思っています。

そういう意味で、県立大学のほうに来ていただく教員には、県のことについてしっかりと学び、しっかりと研究をして、県のほうとも議会の方々とも対話をしながら、お互いに緊張感を持ちながら、いい方向に進めるような、そういう機能を多分持たないといけないんじゃないかというふうには思っていて、本来の大学の姿に戻ると言う大変なんですけど、そういうことを県立大学でやらないといけないんじゃないかというふうには思っています。

○一ノ瀬委員 教育面と研究面の二つからお話しいただいて、しっかりとというか、お考えが分かりました。

私、佐賀には、佐賀の未来を考えたときに、現状では佐賀をもっとよくした



いとか、もつと変えたいと思った若者がいたとして、その子たちの行き場がないとか、場所が、そういう素地というものが薄いとか、まだ若者を巻き込んだ佐賀の活性化のエンジンとなるようなものがないというふうに思っていて、県立大学がそういう存在、佐賀の活性化のエンジンというふうなものになればというふうにごく期待をしているところなんです。県立大学に入学する子供たちというのは、佐賀の未来を自分がつくるというような意欲、情熱、そういう熱意を持った子たちが入ってきてくれたら、入り口の時点でそういう子たちが入ってきてくれたら、出口としても関係人口なり、その場に定着してくれるなりで、佐賀の未来というものもつと活性化していくのかなというふうに思っております。

今、佐賀には、高校には探究学習という授業の時間もありますし、あるいは県の事業なんです。企画甲子園といって、佐賀の活性化を高校生たちがプレゼンするような、そういう事業もあります。そういった高校生たちが熱意をかけて時間をかけて取り組んだ上に、こういう入試があればというふうに願っているんです。それは佐賀での働き手を求めるという経済界のニーズともまたマッチするところではないかなというふうに思っているんですが、入試については佐賀への熱意、情熱みたいなところもお考えいただきたいというふうに思っておりますが、その辺り、先生はどのようにお考えでしょうか。

○山口参考人Ⅱ今おっしゃっていただいた点は、すごく県立大学のほうの学生を確保するという意味では重視したいと思っていて、ちょっと県立大からずれて、今の立教大学の経営学部についてお話しをすると、実は一般入試での人を採るという割合をかなり減らしていて、立教大学の経営学部で学びたいと思っている学生がなるべく入りやすいようなもので採っています。

実は、これは追跡調査もずっとしていて、いわゆる推薦入試であるとかAOでやると、学力が低いというのがかなりマスコミなどでは言われているんです。

けど、内実お話ししますと、実は一般入試の学生の成績のほうが振るわないですよ。それはやっぱり大学に入ったときのモチベーションであるとか、ここに入って学ぶことについての自信であったりとか、あと、一番大きいのは誇りを持っているかどうかかなと思っております。

ですから、県立大学がスタートしていったときに、そこに集う学生たちが、ここにいることについての誇りを持てるような、そこはやっぱり最初から佐賀で何かやりたいとか、佐賀を変えたいと思うような情熱を持っていたら、多分そこで学ぶことということについては自信もあるし、誇りを持てると思うんですよ。

ですから、今おっしゃっていただいたような、いわゆるこれを入試なのか、企業が採用するときは多分そういう形で採用すると思うんです。ですから、入試はどうしても公平性ということを問われて、公平性のときに一番説明がしやすいのが一般入試なので、ペーパーテストで点数で取れば公平だからという、そこに逃げないようにしたいなと思っていて、きちっと説明しながら、どうしてもやっぱり県立大学でその人たちが学んで、もう一つは、学ぶだけじゃなくて、県立大学をつくる一員なんだということを学生にも自覚してもらいたい。

そういう意味で、県立大学をつくる一員としてふさわしい若い人たちに来てほしいと思いますので、そのふさわしさをどうやって評価するかのときに、公平性との観点で、受験生を持つ親御さんからはいろいろと言われる可能性はあると思うんですけど、今おっしゃっていただいたようなことをすごく大切に、学生の確保のところでは何かうまいことやっていければな、それが県立大学の成功というか、県立大学が県に対していい影響を与えられるようなことに多分つながると思いますし、そこがすごく大切だというふうには思っています。

○一ノ瀬委員Ⅱ最後に三点目です。

大学、国立も私立も公立もあるわけですが、公立の大学の持つ意味というか、佐賀県に佐賀県立大学ができる意味というのは、県との施策の融合というか、同じ方向を向いているところだと思っただけですね。

ただ、いろんなところに視察に行っただけですが、やはり大学としては何とか就職率を上げたいというような思いで、県内就職よりもとにかく就職率を上げるといこうに走るですとか、いろいろ公立の大学であっても設置の自治体と違う方向を向いているようなところも散見されるなと思いつつ帰ってきたところなんです。ですので、つくるときは県との施策の融合というのをすごく念頭に入れてというか、そういう意味で先ほどもお互いに引き上げるというふうにおっしゃったので、そういうところは十分にお考えいただけるのかなというふうに思っているんですが、いま一度、その辺りのお考えというのをお聞かせいただければと思います。

○山口参考人Ⅱ 県立大学、建学の精神のときに、多分その部分のところでは県の方針。ただ、県の方針といったときにそれが何かというのが、私は何回か言っていると思うんですけど、多分山口知事の方針ではなくて、誰と方針を合わせるかといったときに、多分そこは県民の方々だと思うんですよ。

ですから、ちょっと申し上げにくいところではあるんですけど、多分知事だったり議会だったりということではなく、ただ、県立大学をいろんな形で運営していく意味でいうと、議会の予算等の承認であったりとか、いろんなものを変えようとしたときに多分承認は必要だし、今後、県立大学のトップは形式的に当然知事になると思いますので、そこについての説明責任などをきちっと持たないといけない。

ただ、緊張感を持った形で対話をし続ける。何というんですかね、例えば、そのときの知事がこういうふうにしると言われて、そういうふう簡単に向いてしまうような県立大ではいけないんだということも一方で思っていて、ガバ

ナンスの在り方、つくり方というところはすごく考えないといけない。

ちょっとそこについては、自分自体は私立大学のほうで、私立大学のほうのガバナンスはそれぞれの大学によってすごく違うんですよ。よりよいガバナンスの在り方ということについては、県立大学の構想の中でも割と早期に確認をして、県であるとか県議会とどういうふうな形で対話をしながら、それぞれの決定というのを進めていくのかということについては確認をしていきたいというふうに思います。

ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、知事の言うとおりにやるというのが県立大学じゃないというのは、大学人としてはすごく思っていて、これは山口知事も聞くんですよ、きつと。そのときにどう言われるか分からないんですけど、ただ、そこについては大学人としての誇りとして、県立大学として言いたいことは言わせてもらいたい、そこに対してきちっと議論をして、もちろん対立ということではなくて、いい意味での議論をして、よい方向に進めていくという形で運営を多分していくんだと思います。

なので、ちょっとここについては、知事、議会、大学がそれぞれ、三者が緊張感を持ってきちっと議論をして、最終的には県民の皆さんが納得してもらえるような方向で常に進んでいって、全く反対意見が出ない議論というのはすごく危険だと思っただけです。常にいろんな角度から県立大学に対しての意見をもらいながら、最終的な決定という方向につなげていければというふうに思っています。

○一ノ瀬委員Ⅱ ありがとうございます。

ゴースサインは誰が出すのかと、それは県民だというふうに記事で読んだんですけど、その意味も納得というか、よく分かりました。今後とも、議会ともまた対話をしていただければというふうに思っております。ありがとうございます。

○土井委員長Ⅱほかに。

○八谷委員Ⅱ八谷と申します。今日はどうもありがとうございます。

三点についてお尋ねをいたしますが、项目的には前の方とダブリます。まずは出口、就職の件の問題でございますが、先ほど先生からお話がございました。アントレプレナーシップ、いわゆる起業家精神についてどういうふうにお考えなのかをひとつお聞きしたいということが一点です。

それから二点目は、教授陣の話が先ほどもございましたけれども、私も若い人と話をしておって、県の資料なんかで説明すると、これは学生を集めるため、こういう学生を集めているという資料じゃないかと。学生が来たんだと、おのずから来たいという意味では、私の考えは全く出ませんけれども、そこで言われたことは、例えば、「江頭2：50」を教授に呼んではどうかと。

彼の東日本大震災での活動力とか、それから、いろんな卒業式なんかでしゃべったことが非常に子供たちの、子供も含めて父兄の方も非常に感銘を受けられたスピーチが大分あるようでございまして、そういった先生がいれば行くんだけどなどということと言ったのがちよつとありましたので、そういうことの教授陣の集めと。

それから、場所については、先ほどのオープンキャンパスの話の中で、全部の中で場所を特定のところはということでございますが、ただ、メインキャンパスはやはり特定の場所にならざるを得ない。その場合に、どうしても福岡の近くから呼んでくるということになると、交通事情がある程度整備されたところではないかということ提言されるかどうかをお尋ねいたします。

○山口参考人Ⅱ三点について、順番にお答えしたいと思います。

まず、就職で、これ自体は大学だけで何かできるということではなく、県のほうでの施策にもよると思いますし、プログラムの中で、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる若い人たちが自分たちで何か考えると。あと起業家精

神というのは、今の若い人たちはすごく今に満足しているんですよ、少なくとも東京の子たちは。それが危険だよということはずごく言い続けていて、あなたたち、若い人たちが満足した瞬間にこの世の中の進歩は終わる。だから、満足しちゃいけない。もつと何か変えないといけないという努力を常にしてほしいということは言い続けています。

ですから、日本がずっと高度成長期でバブルがあつて、そこからというところは自分自身、すごく教育機関についての反省は、やっぱり若い人たちが満足してしまつて、逆に言うと、若い人たちは今何を考えているかというところ、今の企業にどう就職するかみたいなことをすごく意識して、今に合わせようとするんですよ。

これはすごく若い人たちというか、日本の将来に対して危機感を持っていて、どうしてもアントレプレナー、起業家精神というのを持っている学生というのは一定程度いて、うちの大学、うちの学部でもすごく起業してくれるように変わってきているので、今に満足しないというその意識で、自分は満足していても、もつと何か変えないといけないんじゃないかということを常に意識できるような、だから、単純に就職をするためということで大学四年間を終わるのでなく、たとえ就職したとしても、その企業の何かを変えらるんであるとか、だから、今に合わせるというような、今に対応できるように人を育てていくということとはしたくないな。逆に言うと、自分たちが将来の担い手なんだという意識をきちつと持たせるということが、これは県立大学だけじゃなくても、教育プログラムとしてはすごく大切なのではないかというふうに思っています。

二点目で、教授陣のところ、今、具体的に名前を挙げていただいたようなというか、立教大学の経営学部で中田英寿、実は客員教授でした。一緒に授業もやっていました。あと、その前には、自分がサッカーが好きだからというの



もあるんですけど、今、愛媛のほうでFC今治ですかね、やられている岡田さんも、実は日本代表の監督、二回目を終わられた後に三年間ですかね、客員教授として呼びびして、リーダーシップ教育。実は中田英寿さんはサッカーの話とかスポーツの話じゃなくて、彼に授業を持ってもらったのは伝統産業とマーケティングという話で、実は立教大学の経営学部で中田さんが授業を持ってもらっているときに——ここは会社名とか挙げて大丈夫なんですか。大丈夫ですか。すみません、嬉野のほうの副島園の方をゲストスピーカーと呼んでもらうてとか、佐賀の紹介もいっぱいして、僕が佐賀だということじゃなく、彼はあるんな地域の伝統産業で、そのときには日本酒とお茶と、もう一つ、お米でしたかね、何かそれをマーケティングするということで授業を持ってもらったり、そういうところかというと、すごく学生が関心を持ってくれる。

いわゆる一般的な大学は研究者が集まるというふうに関心を持ちませんが、いろいろな意味での実務家教員というのは、今、実は設置基準上も必ず入れないといけない要素になっていますので、いろいろな意味での実務家。そのときに、実務家教員の場合は、例えば、博士の学位を持っているかどうかということかというと、かなり厳しいところもありますし、それこそ岡田元監督は早稲田大学を出ているんですけど、中田英寿さんは高校までしか出ていないので、でも、そういう場合のところ、客員ではあったんですけども、呼んだりするときにはそこは全く問題ないので、いろいろな意味で専門家として、実務家教員として、どういうポジションで呼ぶかということはそれぞれ考えないといけないと思いますけど、いわゆる若い人たちにとってすごく魅力のある、なおかつそれが県のためにも、また、学生が成長する意味で重要であれば、ぜひ呼びびしたいというか、メンバーとして加わってほしいなというふうには強く思っています。

ですから、いろいろな意味で若い人たちと対話をする中で、どういう人たちが

魅力的なのかということや、ぜひ聞いていきたいと思えますし、ちょうど我々世代だと、なかなかそこら辺、民間に慣れないところもありますので、そこは若い人たちと話をしながらというふうに関心を持っています。

三番目のキャンパスなんですけれども、専門家チームのほうから言うこととしては、こういう教育プログラムが実現できることということで多分言うと思います。

実は通学の時間はすごく気になるところです。ただこれは、都内のほうがもっと通学時間というひとくくって、ひどいという二時間ぐらいかけている学生もいるんですよ。もちろん関東圏だと、二時間といっても電車の本数が多いので、実質的には電車に乗っている時間が一時間半ぐらいなだけで、待っている時間はそんなに長くないんですけど、多分県内だと一本電車を逃すとすごく時間が空きますよね。ですから、多分同じ二時間——二時間かけてくるというのはいかにもいけない、一時間といながら、実質は二時間ぐらい待たないといけないことがあったりすると思いますので、交通の便自体はかなり重視すると思いますけど、そこ自体はやっぱり県のほうでいろいろと考えてもらう。

ただ、一日二十四時間で睡眠時間等を考えて学習時間の確保みたいなことを考えたときに、やはりあまりに通学時間が長いと、生活時間としての部分が、すごくロスだと思えますので、その辺は、例えば、自分も高校から大学も下宿だったのであれですけど、住む場所が確保できたりとか、なるべく学習やその他の活動時間を長く持てて、今の通学というところの時間はなるべく短くなるようにということ、そこについての要望は出す可能性がありますが、そこが交通が便利なのかということとはまた違う可能性もちょっとあって、例えば、物すごく交通の便がないところになったけど、全寮制で何かやりますみたいなことというのもなくはないと思うんですけど、ちょっと全寮制自体が今の構想の中に入っていないのであれですが、どこになるかによって寮の規模を少



し大きくするとか、何かそんなことにもなるのかもと思っています。

場所についてのところは本当はすごく大切なところなんですけど、あまり専門家チームとして、ここでお願いしますみたいなことというのは言わないことになると思っています。そこは県が決めていただくことだと思っていますので。

○藤木委員Ⅱ改めまして、佐賀県議会の藤木といいます。今日はお越しいただいて、貴重な意見を聞かせていただきありがとうございます。感謝しています。

幾つか伺いさせていただきますが、大学をつくる目的、これが何か明らかになっていない。なぜ今大学をつくるのかということが、骨太のしつかりとした思想上の基礎が固まっていないとか、いろいろ言われるんですよね。いろいろ言われるけれども、明確に反駁されて、はぐらかされたような回答になっていて、そんなことよりも具体的な話をしましょうよと、もうちょっと先に進んだ具体的な議論さえすれば、おのずと分かってくるよとねというような話で、具体化プログラムで先生の登場ということになっています。

先生は、この大学の設置目的、なぜ佐賀県で今このタイミングで——このタイミングというのは、先生も御承知のとおりだとは思いますが、改めてこのタイミングというタイミングのリスクについては後で私も説明しますが、このタイミングで血税をもって一般財源オンリーで設置するのか、その設置の目的は何だと聞かされているかということをまず伺いたいんですね。

あわせて、せっかく大学をつくるとして、つくった場合、建学の理念やつくる目的、そんなものは超えて、やっぱりつくってよかったねとか、つくって本当によかったよねと思えるような、大学をつくった場合の一般県民に還元されるというか、全体を俯瞰して最大のメリットは何かと。

逆に言うと、我々佐賀県民が取る最大のリスクとは何か。国立でほんんと大

学をつくってくれるんだってとか、私学が何かここに大学をつくるなんていう話があるらしいよではなく、私たちのお金で意思を持って大学をつくるということになっているので、県民の世論は半ば地域社会でも沸騰しています。なので、そのところはやっぱりしつかりと答える必要性があるので、先生はどのように感じられるのか。責任を持った答えでなくても結構です。ざっくりとした感じで答えていただいても結構ですので、お聞かせください。

○山口参考人Ⅱ県立大学を今つくるといふことの目的自体は、知事が構想の中でおっしゃっていることだと思えます。一方で、我々専門家チームはそこについて具体化というところを担っていますので、山口知事が構想のところでおっしゃったことからはそんなにずれてはいないと思うんですけど、今とかくこの時期にといふところも含めて答えると、若い人たちの人口が減る中で、一種学び直しも含めた、ここの部分はどちらかというところ、もともとの知事の構想の中にはそうきちつとした形が入っていない可能性もありますけど、私が専門家チームのほうのリーダーを引き受けるということを決断したところは、今、佐賀県において大学が二つしかなく、この後の県の将来を考えたときに、この二つで十分かと言われたときに、そこに対しては十分とは言えないということを強く感じたためにお引受けをしたというのが私の考えです。

それが知事が構想されていた時点での県立大学の目的と合致していたかというところについては、必ずしも私としては評価ができてはおりませんが、少なくとも十八歳人口が減る中で若い人たちだけを目的とした大学では当然駄目で、地域社会に貢献できる大学、そこは学び直しも含め、一回大学に入った人も、当時入れなかった人も、世の中がいろいろ大きく変化していく中で大学の機能というのは当然変わってきていますので、そこをきちつと果たせる。今回は経営情報ということ、特にマネジメントがきちつとできる、新しいものをつくり上げることが出来る人たちを育てる。それは学び直しとし

て一回社会人になった人たちが入ってきてても、そういうことができるようなものにはしないといけないというふうに思っています。

それで、つくってよかったなと思ってもらわないといけないんですけど、そこを感じていただくのは、県立大学自体を県の誇りとしてもらえるかどうか、ここにかかっていると思います。ですから、学ぶ人たちもそうなんですけど、佐賀県にこれがあつてよかった、この大学、ちょっと遊びにということでもいいと思うんですけども、そのキャンパスに行きたいなと思ってもらえるようなもの、それはハード的なものですけど、ソフト的なものも含めて、例えば、月に一回、こういう勉強ができる場ができたとか、場合によっては小学生、中学生と一緒に、お孫さんと一緒に来て何か活動してもらえるような場。実は大学は交流の場でもあるんですよ。ですから、そういう誇りに思えるようなものであれば、多分県民の人にとってよかったと思ってもらえるんじゃないか。

リスクは、正直に言うとお金の問題だと思います。税金を使ってやりますので、そこで効果が出なかったら、もつとほかのお金として使っておけばよかったです。たまたまになると思いますので、リスクは当然そこだと思いますけど、一番は、大学自体が年代を超えた形での交流ができる場で本当はあるべきなので、みんなが集える、さつきもちよつと申し上げましたけど、観光地と言ってしまうと驚かれた方もいらっしゃると思うんですけど、いわゆる観光地という意味は、皆さんがそこに集って、何か感じて、できれば学んでほしい、そういう場にこの大学ができれば。そこが、一つはメインキャンパスかもしれない。ただ、県全体をキャンパスにと言っているところかというと、県立大学の学生、学んでいる人と県民の人たちが交流することで、すごくよかったという経験を持つてほしい。そこが一番、今回つくってよかったねと思われるところにつながるんじゃないかというふうに私としては思っています。

以上です。

○藤木委員Ⅱあと一つですけど、学生活動を支えるためには、ハードの話なんですけれども、一般教養と専門課程と分かれるはずですから、一般教養の世界もあれば、それとは別に学生生活動というのがあるはずで、部活動とかです。映画研究会とか、何でもいいですけどね。野球場とか、サッカー場、総合グラウンド、テニスコート、武道場、体育館、学生会館、そういったハード整備も、早稲田だったら大隈講堂という講堂がありますけれども、もちろん学ぶところ、学び舎とはまた別にそういったものも当然必要になってくるんだろうというふうに思うんですが、そうしたものと理解してよろしいでしょうか。

○山口参考人Ⅱ学生の活動は単純に授業を聞いてそれで終わりではないので、教室だけあればいいというものではないというのは十分に理解しています。今私が働いている立教大学も、スポーツ面、例えば、野球場、プールも五十メートルプールが二つのキャンパスに両方あったりとか、学生の活動をいろんな意味で支える施設というのは用意しています。

ただ、今回、県立大学はそう大きい大学ではありません。なので、全部を用意する、例えば、武道場があつて、野球場があつて、サッカー場があつてみたいなことというのは全然現実的じゃないと思っています。ですから、そのときに学生生活動として必要なもの、場合によっては教室自体が、あるときは少し違う形の活動ができるような、固定機とかじゃなくて、いろんな形での工夫をすることで、予算的にもスペース的にも節約をしながら学生生活動のハード面というのを整えないといけないのではないかと思います。

今、幸いに佐賀県は、自分が感じたところかというと、スポーツ面のところかというと、いろんな地域にいろんな施設がありますので、そういうものもぜひ活用させていただきたいなというふうなことは強く思っていて、来年度、昔でいうと国体だった名前が国スポでいいですかね——が開催され、そういうところ

のその後の施設利用みたくいところで、場合によっては合宿も含めた形で使わせていただきながらみたいなきことはやっていきたいと思ひますし、自分自身は北京オリンピックのときに北京大学に行つていて、あのとき北京大学の体育館が、実は卓球の会場だったんですね。あと、その前にある清華大学は水球の会場なんかをプールでやつていて、大学の施設でそのまま残つていたりもしてしたので、いろんな意味で、県立大学がその施設を持つというよりは、県にあるものも利用させてもらいながら学生の活動を支えていきたいと思ひつてい

ます。ですから、全部を県立大学が持つということは予算的に絶対無理だと思ひつていますので、ただ、学生は学ぶことも含めていろんな活動自身が成長の原動力になると思ひますので、そういう面は支えていきたいというふうに思ひつています。

○藤木委員 〓あと、将来見通しなんですけどね。先生も御承知だと思ひうんだけれども、御承知ですが、今現況において、全国の私立大学の定員割れが五三・三%だという話をお伺ひいたしております。いろいろ議論もしていて、その質疑の過程で分かつたことなんですけど、佐賀県は今八百七十二人の十八歳の子供たちがいるんですが、たつた十五年後には六千百十四人と、二千人減る計算になつていゝるんですね。これは四十人のクラスでいゝたら五十クラス分です。五クラスで一校舎と考えれば、十校分が廃校せんばいかぬというふうな、たつた十五年先の未来に想定されていゝる事実なんです。

このことを踏まえて、西九州大学と国立佐賀大学があつて、武雄にも大学を改めて私学で新設しようというふうな状況があつて、大学の振興を支えるのが我々県の役割なんですね。そういう状況の中で、官業の民業圧迫というわけにはいゝかないんですよ。官は民を支えるために存在してゐるわけですから、官が民を圧迫して、民の廃業に追ひ込むといゝことはできない。

そういう状況の中で、佐賀県出身者の受入れといゝことについて県としては、入学金とか授業料の減免とか無償化とか、そもそもとして地域にできてよかつたこと、コストがかからなくてよかつたといゝんだけれども、無償化とか授業料の減免とか、さらにお餅に砂糖をかけてといゝふうなことになる、あんこにですな——といゝようなことも言つてゐるんですよ。それは県外に進学すること、県内の別の大学に進学する、そういゝつた子供たちの税の公平性とか公正性、その他考へて、なかなかそうはいゝかない。そういうことは簡単に認めてはいゝけないし、我々は武雄を支え、国立大学を支え、西九州大学を支える側に立つてゐるわけですから。

そういう状況の中で、昨今の状況でこれを建てたとして、先の見通しとして、一般財源の持ち出しをこれ以上増やすことはできない条件の中でどうなんですかねといゝのが県民の心配です。そこら辺の心配に対してどう考へるかといゝことをお伺ひしたい。

○山口参考人 〓私も今、私学のほうで働いてゐますので、国立大学のいろんな施策に対しては、えつと思ふことはいゝぱいあります。そのことは十分に意識しながら、武雄の新しい大学構想も含めて県立大学としてといゝときに、一つは県の中に、武雄ができた場合に県立大も含めると四つの大学になるのが可能性としてあると思ひつていて、その中で、いゝわゆるお互ひに支え合ふといゝこと、そこも含めて県立大学構想の中ではしつかりと話をしゝていきたいというふうには思ひつてゐます。

あと、例えば、十八歳人口が六千人近くまで減るといゝる中で、一方で、これまで働手といゝるか、いゝわゆる今後の将来を担う人材育成といゝったときに、一定程度の割合でその数をキープしてゐた数、その数のキープは今後必要だと思ひつてゐます。そうすると、何が必要かといゝると、高度人材となるべく教育を受ける割合を増やさないといゝけないことになりま



だから、これまで例えば、県の場合は多分四千人ぐらいまでは大学進学者数はいいない可能性もあると、半分はいいないと思うので、それと同じぐらいの数はやっぱり必要なんだと思います、六千人になったとしても。そうすると、その六千人の人たちのうち四千人が学べるようなところは当然必要で、そのぐらいないと県の将来を支えるということに対しての人材輩出ということろにつながっていかないんじゃないかと。

ですから、そのために人口が減ったとしても必要だと思えますし、もう一つ、今後の大学の役割として大きいのは、必ずしも教育を受ける側は十八歳、高校を卒業した人とは限らない。ここが実は大学の必要性としてすごく大きいと思っていて、佐賀県の場合、今二つで、この後二つできたとしても四つしかない。それぞれ専門分野が分かれていて、それぞれの大学で社会人になった人たちの学び直しの機会というのを設ける。そこでいうと、場合によっては専門性からいったときにこの四つでは足りないの、大学を増やすということではなく、例えば、県立大学は、佐賀県の場合はここが必要なので、ほかの大学三つができないんだったら県としてはここをやるよというような感じで拡大していくということは、もしかすると県としてやるのがほかの大学との連携を進める上で重要なのではないかと思います。

ですから、今後なんですけど、ほぼ間違いなく県の大学の中でコンソーシアムが構成され、お互いに学生がほかの大学でも学べるような機会、それが学びを広げるといふ意味ではすごく大切なので、県として民業圧迫というよりは、連携することでそこを支え、お互いの足りない部分のところを協力し合って支え合うという形で、僕自身は、例えば、人口が七十万人台になったとしても県として四つというのは、そんな多い大学の数ではないんじゃないかというふうに思っています。

○藤木委員Ⅱこれで終わります。

これはちょっと意見というか、感想なんですけれども、さつき一ノ瀬委員の質疑において、県知事、県議会、県民と話をされました。両方とも広聴と広報の機能を持っていますので、県庁さんは県庁組織そのものだし、市町もあるか。市町は各集落に区長さんとか協議人さんとかがいて、縦のヒエラルキーなので、情報の上下があるんですね、広報も広聴も。我々県議会というのは、そういう機能、組織は持っていません、ピン芸人ですから。ですから、どうして広聴と広報を兼ねているかという、まさしく県民の代表そのものです。各議員さんの後ろには、お祭りの直会のお酒を酌み交わしたり、各種団体の皆さんたちとの意見交換、懇談会、そういうのをずっと朝から晩までやっている人たちなので、何というのかな、横水平の県民のまさしく代表です。ですから、県知事は県庁の代表です。しかし、我々は県民の代表です、横水平的にですね。ですから、県議会と県民は分断しているわけではないので、しっかりと県民の皆様、マスコミを通じてそうかもしれないけれども、そうではなく、県民とは県議会だと思つて、しっかりと県議会に向き合ってお付き合いをしてくださいと心から思います。よろしくお願いします。

以上です。

○山口参考人Ⅱ年末からの、いわゆる県議会、ずっとユーチューブで佐賀県議会は全て配信されていますので、そこでの議論もすごく勉強させてもらっていて、今日こういう形で皆様とお話しする機会ができたことは、専門家チームを運営していくという意味でもすごくありがたい機会だと思つていますし、今後ともいろんな形、こういう形式ばらなくてもいいようなところでも、これはちょっと失言かもしれませんが、いろんなお話を聞かせていただき、意見交換をさせていただくというのは、我々にとってすごく大切なことだと思つています。

特に三人とも、今いる専門家チームは一旦佐賀を離れた人間なので、佐賀に



は結構な頻度で三人とも来てはいるんですけど、生活しているわけではない。ただ、親戚とかがいるというレベルのところなので、佐賀についてはもともと現状についてきちっと知りながら、専門家チームとしても活動していきたいと思いますので、これで終わりじゃなく、これからいろんな形でお話を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○土井委員長Ⅱほかに。

○原田委員Ⅱ山口先生、今日はありがとうございます。

先ほどの件と少しダブる部分もあるかと思いますが、五ページのところに書いてある佐賀大学、西九州大学と連携した教育環境ということで、よい影響を二つの大学に与えることが大事だというふうにおっしゃいましたけれども、まさに私もそう思うんですね。

ただ、今、大学が少ないといいながらも県外に行くということで、バランスは取れているわけですね。大学が新たにできることによってその構図が崩れるというのは確かなので、そこで二つの大学とも、特に私学の場合は定員割れになると文科省からの補助金ということもあるし、一方、国立大学においても競争率が下がってくると定員を削減というようなことも起こるといふことで、そこも危機感というのは当然持っておられる。

今までなかなかコンサルも使わないような形で、県庁内の一部のチームで構想を練ってきたということもあって、なかなか正確な情報交換が行われていなかったというのがあるんですけども、具体的には十一月十日に初めて知事から呼びかけがあって、大学の学長であったり理事長であったりとかいうような意見交換があったと。それから少しずつ認知が始まっていったのかなというふうには思っているんですけども、そこは県立大学ができることによって、相乗効果とまでいうようなものを生み出していないと、ほかの二つの学校がそれぞれに努力は必要ですけども、ウイン・ウインの関係をつくっていく状況

もつくっていかなくちゃいけないと思っています。

鳥取県のほうに鳥取環境大学、ここも公設民営だったんですけども、公立大学になって随分状況も変わってきて、そこも国立大学と一緒に随分生徒の勧誘をやったりとかいうことをやっているというのを聞いております。

この間、県が催したのかな、佐賀大学の学長が、佐賀大学ではこんな研究をやっているんだ、すごい研究もやって成果も上がっているんだということを高校生に向けて情報発信したということもありました。そういう形で、県から外に出る人たちも一定当然あるべきだと思います。ただ、そこを幾らかでも、県内の大学に行こうという生徒たちを増やしていく。県外からまた行きたいという、佐賀県内で学びたいという子を増やしていくのはとても大事なことであります。

そこは県立大学がよければいいのではなくて、三校、新しくできるところも含めて四校、例えば、県内外で四校で合同の説明会を生徒向けにやったり、就職に関しても同じようなことをやるとか、そういう具体的な四つの大学が並び合っていくことというのは非常に大事だと思うんですけども、それに対してはどうお考えかと思えます。

○山口参考人Ⅱありがとうございます。今御指摘いただいた点はすごく重要で、特に私、何度か言っていますけれども、佐賀に大学が少ないということで、四つでもという話をしました。その中で、逆に県立大ができることで、ほかの大学が圧迫を受けて経営がうまくいなくなるみたいなことというのはあってはならないことだと思っていますので、三つ、もしくは四つの大学が、きちっと県に対していい影響を与えられるような、既に佐賀大学、西九州大学の学長の方々とは何回かお会いをしていて、今後の協力で、こっちのほうの具体化プログラムが進む中で、いろんな形で連携の仕組みづくりを協議していくことになると思いますし、先方のほうからは、ぜひ一緒にというふうなことも承って

いますので、今御指摘いただいた点を十分に踏まえて、その入る前、出るころも含めて、一緒にいろんな形で組んでやっていければというふうに考えています。

○原田委員Ⅱ西九州大学がということではないんですけども、ある新聞に書いてあったのは、私学の団体からは経営が結構厳しいというような状況の中で、公立大学は非常に交付税措置とかで守られているし、税金でいろんなものが成り立っていつているのでというような、手厚くやり過ぎだという不満の声があるというようなことも書いてありました。実際にそこは私学が公立大学に転換していつていると、厳しいのがあるということなんですけれども、そこはしっかりと並び立つことをぜひとも、一義的には言いませんけれども、考えていつただければと思います。よろしくお願いします。

○土井委員長Ⅱそろそろ終了時間が近づいてまいりましたので、質問者はあとお一人でよろしくございますか。

○定松委員Ⅱ山口先生、どうもありがとうございます。

私、佐賀県民の皆さんというのは、住んでみれば居心地がいい、そして、住みたい県のランキングなんかはずっと下位になっているんですね。だけれども、住み心地のランキングというのは、二〇二三年には二十三位になっている。実際住んでみればいいんだというふうな、情報発信が不足しているんだろいうなというふうに思うんですが、そこら辺の佐賀の磨き上げについて、大学としてどのように貢献されようとしているのかというのが一つ。

それとあと、「佐賀学」という言葉も出ましたけれども、実際、佐賀にこだわってしまっただけで日本では活躍できない、世界で活躍できないというふうに思います。現在、日本の学生たちに不足している人材、どういったものが本質的に必要なんだという、ただの学生じゃなくて、やっぱりいろんな熱意を持てる、そして、それが社会の中で貢献していく熱意につながるというふうな教育姿勢というの

は、どういうふうに考えておられるのか、その二点をお願いします。

○山口参考人Ⅱ佐賀の魅力についてというのは、私も今いる立教大学の学生を毎年のように連れてきて、佐賀のおいしいもの、温泉につかったりというのをやらせると、すごくいいところだというふうに評価してくれて、その後、卒業後も自分で佐賀に来たりということをやっています。ですから、いわゆる体験をしていないので佐賀の魅力が分かっていないということが多分一つあるんだと思います。

県立大学の中では、じゃ、それを具体的にどういうふうにして広めていけばいいのかとか、もう少し佐賀の魅力のところでもっともって来てもらうためには何があればいいのかみたいなことというのは、これまでの話の中でも言いましたとおり、県立大学の中のプログラムで、「佐賀学」のいわゆるキャブス トーンみたいな感じで多分入れていくんじゃないかというふうに思っています。なので、そこはぜひ期待していただければと思います。

あと、今の若い人たちは、これはちょっと若い人たちがと言うと、年を取ったという証拠なのかもしれないんですけど、どうしても周りに合わせる、人と違うということについて嫌う学生が結構多くて、今の社会になじめるようにという方向で行動しがちで、学びもそうなんですよね。

ただ、型を破るということに関してのところを積極的にやりたいと思ってる、情熱を持っている若い人たちもいて、そこで、なぜそこに差が生じているかということについてのところをしっかりと分析、考えながら、県立大学のほうでは一種情熱を持って、佐賀を変えるぞとか日本を変えるぞと思ってくれるような若い人たちを育てていきたい。

ですから、どうしても今の若い人たちは、日本が成長しているという感覚を持ったことがない世代で、我々は、やっぱりあしたのほうが今日より絶対よくなると思っただけで過ごしてきていますので、あした、一年後というのはもっ

とよくなるんだということを実感できるような、そういう体験をさせながら、自分たちがそこに関わるんだということを意識として持てるような、そういうことをやっていくということが多分大切なんじゃないかと思えます。

これは多分、佐賀にかかわらず、日本の若い人たち、日本の若い人たちを、例えば、途上国のほうに送ると、やっぱり熱意が違うということを感じてくるんですね。うちも結構海外には送っていて、特にASEAN諸国なんかを送ったときの、若い人たちのこれから先、国を変えていくぞというような思いというのをすごく感じる。帰ってくると、やっぱり自分たちも今のままでは駄目なんだということを感じてくれたりするので、そこについて、そういう情熱を持って行動できるような若い人たちを県立大学としては育てていければというふうに思っています。

○土井委員長Ⅱ以上で山口参考人に対する質疑を終了いたします。

山口参考人には、御多忙中、長時間にわたり貴重な御意見を述べていただきまして、誠にありがとうございました。

参考人は御退席されて結構でございます。

〔参考人退場〕

○土井委員長Ⅱ以上をもちまして、本日予定した参考人からの意見聴取を終了しました。

本日の委員会において、参考人から述べられました意見につきましては、今後の委員会審議に十分反映させたいと存じます。

暫時休憩します。十三時十分をめぐりに委員会を再開します。

午後零時一分 休憩

午後一時十分 開議

○土井委員長Ⅱ委員会を再開します。

これより県執行部に対する質疑に入ります。

本日の質疑は理事会での申合せにより、午前中の参考人招致の内容を踏まえた事項についてのみフリー形式で質疑を行います。

質問のある方の挙手をお願いし、こちらから指名の後、指名された方は自席から質問をしてください。

なお、質疑の時間はおおむね六十分を予定しております。多くの方が質問していただけるよう、質問される方は簡潔、明瞭をお願いいたします。

それでは、質問のある委員は挙手をお願いします。

○一ノ瀬委員Ⅱそれでは、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私から三点質問をさせていただきますと思っております。

まず一点目ですが、午前中の山口先生の参考人招致では自らお話をいただきましたいろいろな部分が明確になってきたと思っております。そしてまた、具体的な検討というものが、この後もスピーディーに進んでいくんだろうということも感じたところです。そして、山口先生自身、今後、各方面で対話を大切にしていきたいというようなこともおっしゃっていました。

そこで、思ったことなんです、こうした専門家チームの検討状況というのは折々に議会へ報告していただきたいと改めて思いました。

そこで、検討状況の報告についてお尋ねをしたいと思っております。

何かが決まった後ではなくて、今何について検討をしているのか、検討状況について議会へ情報の提供、あるいは進捗状況の共有を図っていただきたいというふうに思っております。これを仕組み化していただければ、いろんなあれきもなく進むのかなというふうにも思っております、この議会への報告と

いうものはどのようにお考えなのか、まずはお聞かせいただきたいと思っております。

○中島政策企画監Ⅱ議会への情報提供についてのお尋ねでございます。

午前中、先生からもございましたけれども、現在、専門家チームと私たち政策部とで随時議論を行っております。ブレインストーミングですとか意見交換を行っております。一般質問でも御答弁しました教育方針ですとか、あるいはカリキュラム編成などの具体案というのを今後つくっていくという作業をしようと思っております。

その検討状況ですとか活動状況につきましての情報提供につきましては、おっしゃるように、何か全てが固まってしまってからお示しするのではなくて、例えば、月末にその月の状況を情報提供するなど月例報告化したいというふうに考えているところでございます。その月例報告にかかわらず、例えば、教育方針の基本的な考え方がこんな感じでできましたということであれば、その月例報告とは別に中間報告的に節目節目でまたまとまったものをお示しするということを考えているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ月例的な報告と中間まとめというような形で御報告いただけるということ、ありがたく思っております。よろしく願いいたします。

そして二点目なんです、午前中も場所についてのお尋ねというのは出ておりました。先生からは、県全体がキャンパスであるけれども、メインキャンパスのようなものはやっぱり必要なのかなというようなお話もありました。

この開学の時期、令和十年の四月以降ということですが、一番早い令和十年四月の開学と考えますと、場所の決定というのは遠い話ではないというふうに私は思っております。

一般質問の中でも、そしてまた今日の山口先生のお話の中でも、ソフト面の



機能を固めた上で場所の決定についてはというようなお話をされてきました。それは県のほうが決めるんだらうというようなことをおっしゃっておいまして、このスケジュール感はどのようなようになっていのかお尋ねをしたいと思えます。

○中島政策企画監Ⅱ場所につきましてのスケジュール感のお尋ねでございます。

場所につきましては、総務常任委員会でもございました。大学にとって最も大事な教育というのをまず固めたいと思っております。教育というソフトの機能を固めた後に、それにふさわしい場所を、それは県のほうで決めたいというふうに思っております。そこは変わっていないんですけども、スケジュール感になりますと、現時点でいつまでに決めなければというところがあるわけではございません。

ただ、場所がどこであれ、県全体がキャンパスであり、そのメインとなるキャンパスは必要で、校舎も必要となつてまいりますので、今我々としては、最近の大学の建物はどうなっているか、空間がどうなっているか、立地条件がどうなっているかというのにつきまして情報収集を行っているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱソフト面が固まった後ではなくて、同時並行のような感じで、今既に情報収集は始まっているというようなことだと思えます。

この情報収集、あるいは今後の検討なんです、この体制について最後に伺わせていただきたいと思えます。

これまでいろんな検討というものも職員さんだけでなさってきたというところがあって、今後というか、今は専門家の方に入っていたいて検討が進んでいます、ソフト面はそういう形で進んでいます、ハード面、建物などの検

討ですね、これも職員さんだけでなさるのでしょいか。どのような体制で進めたいか、今後の見通しをお話しただけだと思えます。

○中島政策企画監Ⅱ建物関係の今後の検討の進め方についてのお尋ねでございます。

おっしゃるとおり、あるいは申し上げたとおり、教育について教育方針の基本的な考え方を考えてまいりますけども、その検討を進めるにあわせて、大学の施設機能、あるいは空間、どういったものかというものについても併せて議論を重ねていく必要があるというふうに考えております。

教育というソフト機能、あるいは建物の施設の機能、空間の在り方というハード機能というのもしっかり結びつけて、リンクさせて検討させなくちゃいけないというふうに思っております、これも物すごく大事なポイントだと思っております。

検討の際にはそういったことを意識しながらということになるかと思えますけども、おっしゃるとおり、ソフト面につきましては、教育の専門家で専門家チームをつくっております、大学の先生の御意見なども踏まえてということになります。ハード面につきましても、そういった先生方の御意見を踏まえた上ではございますけども、御指摘のとおり、我々だけで知見を全て持っているわけではございませんので、そういう知見のある事業者に意見を聞いたり、あるいは調査を依頼するということを進めていかなくちゃいけないというふうな思っているところでございます。

以上でございます。

○一ノ瀬委員Ⅱ今日の山口先生、観光地という一言も出てきたように、みんなが訪れやすく、県民みんなが行きたくなるような大学というようなことも言われましたので、空間のイメージというか、デザインはすごく大事なんだというふうに思いましたので、その辺りも進めていただければというふうな思っ

おります。

以上で私の質問を終わります。

○下田委員Ⅱありがとうございます。県民ネットワークの下田でございます。

数点お尋ねしたいと思います。

まず一点目は、山口先生にお伺いするべきだったと思うんですけど、中の人たちは県外に出てもらって、外の人たちは県内をもっと知ってもらおうというようなお話がありました。立教大学はスーパーグローバル大学のタイプBというところで、国内のグローバル化を牽引する大学というところに指定されていて、山口先生はその責任者として御活躍されているわけです。

その内容としては、海外体験を必須として副専攻分野を導入していて、TOEICで七百五十点の英語力を持ちましょうというような方針でされているということで、多くの分野をバランスよく学ぶことがこれからは大事だということとで立教大学はされていらっしゃいます。

そのことなのかなというような、そういったことも踏まえてこの県立大学の中でも外に出て学びを深めてもらうというようなお話があったのかなというふうに思っておりますが、この点についての県の受け止め、考え方、また、県外の大学との連携も当然そうなんでしょうけれど、国外の学校ともそういった連携を深めていくという意向があるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱお答え申し上げます。

今、下田委員からは立教大学の御紹介ありました。立教大学という伝統のある大学と同じぐらいハイパーなものかというのはさておき、山口先生とも意見交換、議論する中で、やっぱり問題意識として共通なところは、やっぱりいろんな視野の広い人材を育てたいということであります。その手法として、例えば、県内出身の方が県立大学に入学されて、県立大学だけで全てが完結してしまうと、今度は例えば、他県において佐賀を外で見るという視点が培われなく

なる、養われなくなるというデメリットがあります。

こういったことをやっぱりカバーするときにどうかということ考えたときに、今、四年制の大学ですけども、例えば、これは一つのまさに例えばだということふうに思っていただけだと思いますけれども、二年生のときの下半期ぐらいで三カ月間とか、半年間とか、国内外の大学と県立大学が提携して留学するような形、こういう仕組みは取れないだろうか。そうすると、その三カ月間とか半年間というのは、ほかの大学で学び、ほかの大学から見た、あるいは別の土地から見た佐賀というのを感じることができると。別にこれは佐賀を感じるとか、佐賀の見方に対する認識をよりたくましくすることだけじゃなくて、いろんな経験を通じて世の中の多様性であるとか、いろんな価値観の違う人たちがやっぱり当然いるわけであって、そうすると、そういう人たちとコミュニケーションを図るためには一体何が必要なんだろうか。ちゃんと論理立って話す力も必要だろうし、人に自分の意見を共感してもらうためには、きちんとしたコミュニケーション能力が必要になる。そういったいろんな人間のベースとなるような力がより磨きがかかるんじゃないか。そして、よりその重要性を子供たちが知るいいきっかけになるんじゃないかということを考えているところでございます。

そうした意味で、まさに県内にいらっしゃる方には、例えば、国内外の短期間の留学というものをきちんと大学のプログラムの中に位置づけることによって、佐賀県立大学に入学しながらも、一定期間、別の大学で学ぶことによつて多様な考え方だとか経験を持ってほしいし、また県外から進学された方には、県立大学の中で予定されたプログラム、佐賀の企業だけではなくて、地域の現場、まさに佐賀の農業とか、佐賀の漁業とか、いろんな佐賀にある本物の現場を利用した、そこを活用した教育というものをやっていきたいというふうに思っていますので、そういった意味で県外から進学された方にもより佐賀を

知ってもらおうというか、そういった経験なり教育ができればなというふうになんか思っているところがございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱありがとうございます。あと、他大学との連携というお話もありました。少し気になっているところとして、県内、専門学校もあるじゃないですか。佐賀県だと、例えば、龍谷短大が募集停止するというようなこともあったんですけども、これからの佐賀県の課題の一つとして、保育士をどうするか、介護士をどうするか、そういったところも佐賀県として、全国的にもそうですけれども、非常に喫緊の課題の中で、大学との連携は大事なんですけれども、そういった各種専門学校との連携というの、県立大学構想の中で検討に入っていくのかどうかというのをお尋ねします。

○日野政策総括監Ⅱ専門学校との連携でございますけど、これは私もがまとめた基本構想の段階でも、そういった学校の関係者との意見交換というのはさせていただきました。専門学校との連携というの也非常に意味のあることだろうと思えますし、取り組んでまいりたいというふうに思っています。

例えば、情報系を主に教えていらっしゃる学校も当然あるわけでございます。そうしたところとは、例えば、大学生と、もちろん専門学校生、いろんな学生がいますので、同じようなベースが、ある程度年代も近くて、プログラム体系は違いますが、射程が非常に似通ったものを学ぶ同士、いろんな交流もできるんじゃないか。これは学生同士の交流もそうですし、そこで教えていらっしゃる方の交流もあるんだろうと思います。

やっぱり大学での教え方と専門学校の教え方というのは、少し分野の濃淡があるのかもしれませんが。ただ、そういったものを、学生もそうですし、先生方も学び合うことで、全体、佐賀県トータルとして高等教育機関、大学もそうですし、専門学校もそうですけれども、そういったところの質が上がっていくん

ではないか。そういったことを我々は考えていかなきゃいけないだろうというふうな思っております。

以上でございます。

○下田委員Ⅱぜひお願いしたいと思います。

あと、教育のところ、山口先生から今の大学がどうであって、果たして本来の大学の姿であるのか、非常に大きな問題提起をいただいたと思っています。また、小・中・高が連動していくような流れの話もあった中で、大学だけでは当然駄目で、今、庁内でもいろいろなお話が始まっているということでもありますが、例えば、高校とかだと、子供たちにどうしたいか、生徒たちにどうしたいかといったら、喫緊のこの子がこの大学に行きたいから、そのための受験対策なんかをやったり取っていくわけで、これはちょっとお伺いしたいところでもあるんですけども、それも一つの入試という手段、目的ではありますけれども、先ほど山口先生が言われていた、本来の大学の姿に戻って佐賀県立大学で新しい学びをつくっていく、学びの場をつくっていくというお話がありました。そこを受けて、やはり佐賀県としても小・中・高・大の流れの一貫性といいますか、新しい形というのをつくっていく必要があるというふうに思いましたが、この点についてどのように思われたのか、感じられたのかをお尋ねしたいと思います。

○日野政策総括監Ⅱ小・中・高との連携も含めての話でございますけれども、私も先ほど山口先生のお話を聞きしておりました。日頃からいろいろと山口先生と意見交換しているからあれなんですけれども、私も印象に残ったのは、日本の大学は入試のときに選抜をするんだということ、ところが、そこが本来によかったんだらうかという問題意識だったと思います。いわゆる選抜して、さあ大学に入学した。あとはその子たちがどう育つかというところは、これは先生の言葉じゃないので、私の解釈になるんですけども、そこでのフォ

ローというのが少し弱くてというような印象を、多分山口先生は今の大学の少し課題として持たれていたんだろうなど。

そうではなくて、学生もそうですけど、教員もそうですけど、常に学び合っ  
て高め合っっていく、そういうような関係でなければいけないだろうし、大学と  
いうのはそういう場でなければいけないと。まさに人を育てる場であって、人  
が成長していく場なんだと。ややもすると、これは多分、私なんかは第二次ベ  
ビーブームの世代ですから、まさに受験戦争で、大学に入試したらそこで終わ  
りと言ったら変な言い方なんですけれども、そこが一つの子供のときの到達点  
みたいな印象がやっぱりあるわけですよ。そうじゃないんだらうと。大  
学そのものが人の成長を押し進める場ではいけない。そういったこと  
に、大学というものが、きちんと明確に自分たちはそういう大学なんだとい  
形で、多分県立大学は制度設計しなきゃいけないんだらうなというふうに思っ  
ています。

そういった意味で、例えば、山口先生のほうからは、教員の採用に関して研  
究と教育という、言わば大学の教員に求められる二つの分野があったときに、  
やっぱり教育にも非常に力を入れる先生方に来てほしいということをおつ  
しゃつたのもそういうことなんだらうと思います。何か研究オンリーで教育は  
二の次ですとかということでは、それはやっぱり困るんだらうなというふう  
に思います。

我々の県立大学というのはそういうものを目指しているんだということ  
我々のほうが立ち位置を明確にすることによって、県内の高校だとか中学校に、  
ほかの大学と違って我々こういう大学なんだということを訴えかける、御理解  
いただくようなことをすることが、また高校だとか中学の行動変容といいま  
しょうか、だったらこういうことだよなということにつながっていくんだらう  
なというふうに思っております。

もちろん県内の高校、中学校だけではなくて、近隣の高校、中学もそう  
なのかもしれませんけれども、そういった取組が必要だろうと思いますし、県の  
教育委員会とは庁内の連携本部をつくっておりますので、問題意識というか、  
そういう情報を共有しながら、県の教育委員会ともいろんな面でそういった議  
論とか意見交換というのは進めていきたいというふうに思っているところ  
でございます。

以上でございます。

○下田委員Ⅱこの点について、教育長からも御感想等いただければと思うん  
ですが。

○甲斐教育長Ⅱただいま御質問がございました。下田委員のほうからは、高  
校は生徒たちが希望する受験対策というところに応じていくことを言われ  
ますし、また前回も既存の教育というふうなお言葉で質問があったというふう  
に記憶しておりますけれども、私どもも学ぶ力というのは、何も知識だけで  
なくて、それをどう使っていくか、思考力とか、判断力とか、そして地域をよ  
くしていく、今日の山口先生の話からも、佐賀をよくしたいというエネルギー  
を持った子供たちを育てていきたい、そして一緒に大学をつくっていく子供た  
ちに入試してほしいというふうな話がございました。

各大学、いろいろ今、一般の学力選抜による入試をやっているところ  
ろ、また、並行して総合型選抜とかをやっているところ、いろいろあつ  
て、自分の大学にどういう学生が来てほしいのかというところをそれぞれ工夫  
しながら制度設計をされているんだと思います。子供たちの学びというのは、  
単に知識偏重ではなくて、それをどう生かしていくか、これからの未来をどう  
自分たちが変えていくことができるのかという、そういったところもできるよ  
うな子供たちにしていきたいと私どもも思っております。

ただ一方では、大学の入試ということがございますので、希望をかなえるた



めにはという部分もございます。ですので、どういった子供たちを育てていきたいかということと、大学のほうの入試の在り方というところと併せながら、そして、例えば、県立大学だとかいう学生を募集したいと考えているということがあれば、いったい情報が取れるわけですから、それを学校の現場と共有しながら、子供たち、どういうふうに分がなっていくのか、この社会をどういうふうに生きていきたいのかというのを一緒に考えることができるような子供たちを育てていきたいと、連携しながらそこはしっかり対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱ私は、午前中の質問で最初に山口先生にお聞きした件についてちよつとお伺いします。

出口戦略、出口が、卒業後のどういうところにといいところが一番問題かなと思っております。山口先生のほうは、高度人材の定着化をやっぱり図りたいということと、また、佐賀学については若い人が考えてもらいたいと、こういうお言葉がありました。

リーダーの山口教授とお話をされて、執行部としてはどのような連携を取りながら就職につなげていくかというところが御質問します。

○藤崎産業人材課長Ⅱ県内就職に関してお答えいたします。

山口先生のほうから、若者視点で考えてもらうことが非常に重要というお話と、佐賀を変えたいという熱い思いが重要というようなお話があったかと思えます。我々は学生の皆さんに県内企業のことを知ってもらって、交流をして、その交流をつなげていくということが非常に重要だと考えているんですけど、一方で学生の視点を取り入れていくということも重要だと思っております。

我々のいろんなイベントについても、学生に意見を聞きまして、どういう企画だと参加したいかとか、学生のカリキュラムと合わせて、いつ開催すると参

加しやすいかとか、広報についても、どういうところを訴求すれば行きたいと思うかというようなことは意見を聞いているところです。

いろんな意見を聞く中で、学生自身も県内企業との交流とかというのを望んでいる学生も多いなどというのを実感しております。昨年十二月に学生と企業交流会ということで「サガシル」を開催しましたけれども、そこで十三チーム、五十七名の学生に参加をいただいています。

ちよつと簡単に御紹介しますと、その中で、例えば、フォトコンテストで佐賀を盛り上げたいというチームがあったりとか、唐津地域をバスツアーでまちおこしして観光客を連れてきたいですとか、あと佐賀は大麦の産地でもあるので、そういう産地であるということを佐賀のビールで紹介したいですとか、若い世代が自分たちの同世代に佐賀のお祭りはどういうことがあるのかを発信したいと、そういういったそれぞれの課題を決めて取り組んでいただいております。

こういう取組をしていく中で、自分たちも佐賀を変えたいとか、企業とも関わっていききたい、自分自身も成長したいという思いを持っている学生が多くて、そういういった取組をすることで県内就職によりつながっていくのかなと思っております。

それは午前中の山口先生のお話の中でも非常に通じるところがあったなと思っておりますので、そういう県立大学の議論とも連携をしながら、より県内就職が進むような取組というものには力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○古賀和浩委員Ⅱそこは若い人の力を取り込んで頑張ってもらいたいと思えます。

あと少し質問したいと思っております。先ほどの下田委員の質問ともかぶるんですけど、研究より教育に重きを置くとかいう、通学時間の話も出ました。やはり学びの時間に重きを置きたいということをお話先生は言われてい

たと思うんですけど、もともと選抜ではなく育成といって、これはいろいろこれからカリキュラムとか、教員の人事とか、この辺に絡んでくると思うんですけど、その辺りはどのように考えていらっしやるんでしょうか。

○日野政策総括監Ⅱ午前中、山口先生から出された、まさに学生を選抜するんじゃないくて、ちゃんと育成したいんだという考え方、それから、教員についても研究だけではなくて、ちゃんと教育にも力を入れてくれる人、こういうった方、これは山口先生からお考えを、今日議会でお示しいただいたわけですけれども、専門家チームでも当然同様の議論を今進めているところであります。

これをやっぱり形にしていくなにも、一般質問でもお答え申し上げましたが、「教育方針の基本的な考え方」というのを専門家チームでなるべく早くまとめたいなというふうに思っています。まさに大学として定めなければいけないディプロマ・ポリシーという卒業認定方針、つまり、これはどういった学生を育てるんだということにつながるわけでありまして、そのためにはどういうカリキュラム編成をすべきなんだというカリキュラム・ポリシー、これがまさにどういった授業がビルトインされているんだ、あるいはその授業をするためにはどういった教員を採用しなければいけないのか、本当に現場重視という教育理念に共鳴してくれるような、ある意味、少し俗っぽく申し上げるとフットワークの軽い方でないとなかなか現場重視の教育というのは務まらないんだろなというふうに思いますし、それから、入学者受入れの方針でありますアドミッション・ポリシー、これも試験採用というか、試験一本やりではない、いろんな多角的な視点から熱量のある学生に来てもらう、そして、熱量のある学生に来てもらうことがまた熱量を持った教員と相乗効果をもたらして、必ずプラスの教育効果をもたらすんだという、そういう流れになるわけなので、そういう意味で、「教育方針の基本的な考え方」を四月上旬にはなるべく——上旬なのか中旬なのかはあれですけど、四月にはたたき台というものを出して、そして、

それをさらに県内の教育界だとか、産業界とかとも意見交換しながら、六月には基本的な考え方の案というものをお示しする。そのことが、まさに今後の教員の採用方針だとか、授業の具体化などにつながっていくんじゃないか。それから、下田委員からも御指摘のあったほかの大学との連携で、連携先として、じゃ、どういう大学がふさわしいんだという議論にもつながっていくんだろなというふうに思っております。

以上でございます。

○土井委員長Ⅱほかにどなたか。

○藤木委員Ⅱ私も幾つかのことをお伺いしたいと思います。

先ほど山口先生と話をしたことに関連づけて幾らか話をしますけれども、聞いておられたと思うんですが、学生活動を支えるに当たっては、カリキュラムであるとか校舎とかというキャンパスだけではなくて、部活動とか、そういういったことも必要なんだろうと僕は思います。それは結構大きくて、野球部があったら野球場、サッカー部があったらサッカー場も必要だろうし、総合グラウンドというか、陸上部があったらグラウンド全体が必要だったり、テニス部があればテニスコートもあるし、武道館もある、体育館もある。バドミントンがあるんだったら体育館だって必要だろう。文化系には学生会館だって必要だし、部室が必要になってくるなんていうこともあります。

そういうったことについて、大学をこれからつくっていくに当たって、ただ単に都心の中のビルのような大学ではないとすれば、学生活動を支えるその施設ということについて、あなたはどのようにお考えかというたら、県有財産も活用しながらみたいなことだったけれども、別に県の代表者ではないわけだから、深いことを答えることはできませんでした。

そこで改めて皆さんたちにお伺いしますが、学校を支える附属施設、これも多額な投資が必要になってくると思うんですけども、その点どのようにお考え

かお答えください。

○中島政策企画監Ⅱ大学の施設についてのお尋ねでございました。大学認可申請して、認可というのが必要なんですけれども、その基準も大分変わってきておりまして、以前は運動場、あるいは体育施設を必ず置きなさいというような書き方をされていたんですけれども、それは大分変わってきて、代替施設があればいいですよというふうな書き方になってきています。

その運営面に関するものとすとか、イニシャルコストの面とか、あるいは近隣のそういった施設が整ってきているところも多くなったというところで、必ずしも大学自身を持つ必要がないというふうになってきている状況です。

それをどうするかというところは私たちが検討しておるところでございますけれども、山口先生からお話がありました、まず、代替できる施設がもし近くにあればという、県内いろんなところにスポーツ施設なり、あるいは公の建物がございますので、そういったものを活用できるということであれば、それをまず活用したいと思っております、自前で持つというのはなるべく避けていくんだらうなというふうな、これは私も、ここは自身で思っている、方向性としてはそういうことだと思っております。

一方で、委員がおっしゃったように、学生たちが授業だけじゃなくて、授業外、課外で集うことはとても大事だと思っております。それはアルバイトかもしれないし、サークルかもしれないし、あるいは、おっしゃったような運動部とか文化部とかの活動かもしれない。そういったいろんなグループに属するというのがとても大事だと思っておりますので、そういったことはどんどん支援をしていきたいと思っております。

それに必要な施設というのがどのくらいのスペックが必要とか、自前で持つ必要があるかないかというところは、御懸念いただいておりますとおり、コストの面もございまして、その辺りも兼ね合いながらというところでござい

ますけれども、それによって——それによってといいますか、大事だと申し上げた交流の場というのは、いろんな工夫をしながらつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○藤木委員Ⅱ事の二百億円に関する部分において言うと、そこは非常に重要なところでございます。大学なんてところは、基本的に教養課程と専門課程と、卒業すれば大学院ということ、修士課程と博士課程の四つに分かれているはず。その一般教養の部分の二カ年を中心に、部活動なりなんなりということになって、そこにイニシャルコストもかかるし、ランニングコストもかかる。そこがもつたいないんじゃないかというのが一つの大きな議論ですね。

西九州大学に学部をつくったり、例えば、佐賀大学に改めて学部をつくったり、武雄の大学に改めて学部をつくったりすると、講堂を共有すること、目的は一緒なんだけれども、学部だけつくってしまえば、専門課程だけを県民の血税であがなうことさえできれば、運動場も、バドミントンの体育館も、学生会館も、みんな共有することができる。一般課程の二カ年を皆で講堂を共有することができる。視聴覚室も共有することができる。そこにコスト低減の大きな伸び代があるんじゃないか。だから、自前で建てるのはよしたほうがいいんじゃないかというのが一つの考え方として残っている。

なので、二百億円を縮減させるに当たって必要な観点というのは、一般教養課程と学生の日常を支えているサークル活動、部活動、ここをどうするのかと、佐賀市内にキャンパスがあつて、野球場は鳥栖にあつて、サッカー場は鳥栖にあつて、バドミントンは金立の辺りにあつてというようなことでは、やっぱりキャンパスのそばにないと学生は一々大変ですからね。そういう意味からすると、コンパクトでなおかつ充実したキャンパス、キャンパス全体ですかね。そういうことについて、私たち非常に懐疑的である者からすると、そういった計

画等についてはなるべく早い段階で私たちに告示していただきたいというふうに思っています。

もう一つは目的ですね、その点についての抱負も部長に語っていただきたいんですが、ここが一番重要です。近隣の家庭の話ですけど、アメリカに子供が留学したいと、何百万円もかかるんですよ。家計を圧倒的に圧迫する。まじかという金額でもってアメリカのロサンゼルスに留学することになりましたという話になったときに、父親は、それだけの家計を圧迫してまで留学するんだから、何のために行くのかと一生懸命問いますが、おばあちゃんも、お母さんも、せっかく行くて言いよんない行かせてやってよかろうもん以外にないんですね。行ってから考えんさっさい、一年もあれば何とかなっさい。どがんってんして、よかことのあっさいぐらいな感じ。

でも父親は、アメリカにこれだけお金をかけて行くんだったら、留学の目的は何なんだと、何のために行くのか、どういう成果を求めて行くのかということが気になってしょうがない。僕はそっちのほうです。母親のほうでもなく、おばあちゃんのほうでもなく、父親のほうとしてこれを問うている。だから、今なぜこの多額な経費をかけて大学をつくるのかということが気になってしょうがない。そういう人はいっぱいいます。佐賀県中います、実際は。代表者が我々というだけで。

そこで先生に聞いたんですね。あなたは、県庁から、何のために大学をつくる、その政策目的とは何だと言われて、この大学の運営というか、具体化プログラムの委員長さんになられたんですか。何のためにつくると言われて、今、あなたの仕事をやろうとしているんですかと言ったら、それは基本構想の中に書いてあるとおりのものでありましてと言って、正直、さしてしつかりとは答えてもえなかったと私は思っています。後で議事録をひもとして、ああ、こういうミッシオンを与えられて、具体化プログラムの担当の委員長さんかなん

かやっているんだなというのは、議事録を見て最終的には確認するけど、はっきりとは分らなかった。

あなたたちは、山口さんに、プロジェクトリーダーにどういう目的のためにこの大学をつくるというふうにお伝えして今の仕事を引き受けさせているのか、改めてお伺いします。

○平尾政策部長 Ⅱ まず、大学、学生生活を有意義に過ごすというか、部活のところまでのスポーツ関係、そういった施設の抱負ということでもございましたが、山口先生からもお話がありましたように、学生生活は多方面にわたるといふことでございます。

今、中島政策企画監のほうからも答弁いたしましたけれども、県内いろいろな施設がございますので、そういったところの部分の既存の活用といったところも含めて、様々、今後どういったキャンパスが必要なのかというのも検討はしていきますけど、山口先生も言っておられましたように、学生がやはり自分のキャンパスに誇りを持つといったところが非常に重要だというふうに思っていますので、そういった若い方々の意見についても聞きながら検討していきたいというふうに思っています。

もう一つ、山口リーダーのほうに大学設置の目的、どういうふうなことでお話をしているかということですが、今までも専門家チームとの会合の中でも、我々のほうからも設置目的についてのお話というものは十分共有もしているといったところでですけど、リーダーのほうからは、改めて言葉が、あの場で藤木委員の質問に答えられてはおられませんでしたが、我々のほうからは、改めて県立大学の設置の目的ということにつきましては、繰り返しになります。これまで何度も答弁をいたしましたけれども、県内高校生に大学進学時の選択肢が新たに確保されるということ、また、県内の経済産業における中核的人材が確保される、また、大学と企業、大学間、今日も大学間との連携の必要



性も山口先生のほうからもありましたけれども、そういった連携強化によりまずイノベーションの創出、こういったことなど様々な効果も期待できますし、リーダーの山口先生のほうからも、そもそもやはり二つしかないといったところの部分については、そういったところも大学を増やす必要性という部分についても改めてお話もあったというふうに思っていますので、そういった内容について、山口リーダーと大学設置の目的については共有をしているというふうに思っております。

以上でございます。

○藤木委員 Ⅱそれから先の目的、論点は、あなたたちの言う設立の目的を達成するために代替案があつて、その代替案の費用対効果のほうが高かったならば、その目的は費用対効果において別の政策手段を取ったほうが最小の費用でその目的を達するのであれば、大学をつくる必要性というのはどうですかねという議論は次の機会に移ります。

ただし、その目的が今、この現時点において、この状況の中で、先ほども言っておったように、十五年後には二千名からの人が減っていく状況の中でという話をしたんだけど、今あえてほかの政策手段は置いておいて、政策手段というか、政策目的ですね、大学で人材をつくるという目的以外、福祉、または産業施策、公共資本の投資、いろんなものの中でこれをあえて選ぶ目的、その目的達成のための政策手段の妥当性があるのかないのかというのが一つの大きな論点であるということも頭に入れておいてください。

それで、最後になるんだけど、先生に言いましたけど、先生も答えてくれなかったけど、大学存立の将来の見通しです。その見通しについて、県内から入学する学生に対して一定の条件の下で入学金、授業料の減額とか無償化とか、経済負担を軽減しますとかというようなこともペーパーには書かれてありません、どこぞのペーパーにはですね、そういう考えを持っているかもしれません。

しかし、我々はあくまでも私学の振興というか、産業の振興こそが私たちの本来県が設置されている目的であります。なので、官業が民業を圧迫して潰していくなんてことはあり得ません。だから、民業を、つまり私学という、私学産業とでもいうのかどうか私には分からんけれども、よその大学の振興を妨げうただけ生き残るといふ選択が本来取れない。大変厳しい船出になるはずなんです、これからの人口減少、佐賀県における人口減少はですね。

そのときに、先生に聞いてもはつきりと――僕はそういう大変厳しい船出をせないかん、ほかの私学に対して県立大学の優位性を入学時に授業料は無償化ですとか、入学金は要りませんとか、そういう県立大学の優位性を税をもって担保されて学生を集めるなんて施策手段は取れないので、そのときにちゃんと生き残れますか、三十年後も五十年後も生き残っていますかと言ったら、そこはお答えにならないかったのは聞いていたから分かるだろうと思います。

ただ、佐賀県には今二校しかないから、三校もしくは四校ぐらいは最低でもインシヤルとしてなからんばいかなんかでしょうかね、どんなに人間の数が少なくなってもみたいなことを言っておられた。しかし、そうは言うても、それは県民の血税であがなって存立し続けていくんだから、我々はそこを気になつてしょうがない。今の見通しにおいて、今の状況において、どうやってこれを長く存続させていくおつもりなのかという、その見通しをお伺いしたいと思います。

○平尾政策部長 Ⅱ大学が今現在二つというようなことでございましたけれども、我々としては、他の県内大学との連携というものは非常に重要であり、今後もまたお互い圧迫をするとか、お互いが引っ張り合うとかということではなくて、しっかりと連携をしながら、お互い県立大学も含めて成長していくことが必要だというふうに思っています。

人口減少の中でどうやって学生の確保をやっていくのかといった趣旨も含め

てだと思っただけでも、やはり県内の産業、今人材不足というようなことで多くの企業の方々が、この問題意識を持って様々な取組をやっております。県庁内でも、産業部を含めて様々な施策を打ってこの対策について何とかやっていこうというようなことで取り組んでいられるところです。

山口リーダーのほうから言われましたけども、AIが幾ら発達したとしても、ある一定の世の中、佐賀県の産業を支えている人材の数というものは今と変わらず一定数やはり必要だということ、それは私のほうもそう思っております。

じゃ、その一定の数を確保していくためには人口減少の中でも高等教育機関での学力を身につけ、構想力とか、実践力とか、そういった様々な力を持った人材を世の中に輩出していくことも当然必要。そういった人材が今後の世の中、佐賀県を支えていくんだらうというふうに思っていますので、そういった一定数必要であらうということもありますので、県立大学を卒業して県内で佐賀県の産業などを支えていけるような人材、そういったものについては、先ほどのいろいろな今後の取組の中で、また、県立大学のカリキュラムの中でもそういった人材をいかに育てていくかということも含めながら、また、こういった形で学生を確保していくかということも今後、いろいろ奨学金の話とか検討もしておりますけれども、そういったところも含めながら、先ほど申し上げましたように、学生が誇りを持てるような大学、また、保護者の方々が県立大学に入学させてよかったと、また、企業の経営者の方々が佐賀県立大学の学生を採用してよかったと、そういうふうに思ってもらえるような大学をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○藤木委員 Ⅱこれで最後になりますが、僕は今その答弁では納得できませんので、基本的に最低でも二十五年は何とかもたせませす。五十年は絶対、小城高校

は百十年ぐらいやっているのかな、そういうふうには、一旦建てたらやめられない世界に我々は足を踏み込んでいて、税金を投下し続ける、みんな死んでいる状況でも、ちゃんと誇りを持って運営されているイメージが今もって持てない。十年先すらも持てないので、そこはしっかりと答弁をつくっていただいて、県民の代表たるありとあらゆる県会議員さんに、しっかりとそこは納得できるような答弁をしっかりとつくっていく必要性は私はあるかと思えます。

ただ、最後に一点お伺いしますが、さつき教育長さんの話でもあつて、たうですけども、我々は人材を必要としているというが、それは高卒の方の人材も必要としています。実業高校出身の高卒の方も必要としていきます。専修学校を卒業された方も社会は本当に必要とされています。程度の高い早稲田大学や慶応大学、東大のような人も必要としているのかもしれないが、いろんな人たちが必要とされている中であつて、率直に言つて、平尾政策部長が今回県立大学の設置ということの起点に今こういう話になっているかもしれないけども、私は周りを見渡して、専修学校とか実業高校とか、そういったところ、あと産業技術学院とか、そういった現下の産業界に直接人材を供給できる体制のところ、今供給できる仕組みのところ、ここにこそまずは力を入れていってほしいというふうに思いますし、今回、山口リーダーさんの意見とはちょっと離れて大変恐縮なんですけど、その点に対して頑張る決意を聞きたいのよ。大学の話はいっぱいされて結構だけど、それ以外の今の人材供給をどうするということについて、何かメッセージを私たちにいただければありがたいと思います。

○井手産業労働部長 Ⅱお答えします。

ポイントは三つあつて、県内高校生、県内外の大学生、UJ1ターンの人材確保、この方々をターゲットに県内就職につなげるという取組を今も直面する課題として一生懸命やっております。

例えば、そういう取組をしっかりとやりながらも、産業技術学院につままして

午後二時二分 閉会

速記者 吉末久子

は、県の施設としてもづくりの即戦力を養成する、育成する学校でございます。ここもコーディネーターでありますとか、支援員でありますとか、あとはカリキュラムも、機械技術科も機械システム科とか時代に合ったものに変えていきながら、即戦力の拠点として、ものづくりの人材育成の拠点としてしっかり取り組んでいきたいと思えます。

私からは以上です。

○土井委員長Ⅱそろそろ終了時間が近づいてまいりましたので、質問者はあと一人、二人で簡潔にお願いをしたいと思いますですが、ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長Ⅱないようですので、これで質疑を終了いたします。

○ 継 続 審 査

○土井委員長Ⅱお諮りいたします。

人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件につきましては、重要な問題が残されておりますので、閉会中もお継続審査に付する必要がある旨を議長に申し出ることにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土井委員長Ⅱ御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

なお、本日の委員会での説明及び質疑応答などにおいて、数字または字句の誤り、及び不適切な表現などがありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことに御承認を願っております。

これもちまして、高等教育機関問題対策等特別委員会を閉会いたします。どうも御苦勞さまでした。

議事課委員会担当係長	議 会 事 務 局 長	同	同	同	会 議 録 署 名 者	同	高 等 教 育 機 関 問 題 対 策 等 特 別 委 員 長
香 月 律 之	田 中 憲 尚	木 村 雄 一	酒 井 幸 盛	定 松 一 生	一 ノ 瀬 裕 子	古 賀 和 浩	土 井 敏 行



# 県立大学構想について

立教大学経営学部長

山口和範

## 自己紹介

- 1962年佐賀市（当時は佐賀郡）富士町生まれ
- 北山東部小・北山中卒業
- 佐賀西卒業（在学中は高校近辺の城内に下宿）
  
- 九州大学理学部数学科
- 大学院総合理工学研究科情報システム学専攻（理学博士）
  
- 専門：数理統計学、統計計算、統計教育

## 職歴

- 1990年 立教大学社会学部専任講師
- 1997年 立教大学社会学部教授
- 2006年 立教大学社会学部教授
  
- 2005-2009年 教務部長
- 2009年 全学共通カリキュラム運営部長
- 2010-12年 経営学部長
- 2015-2017年 副総長：国際化推進担当
- 2018年-現在 経営学部長

## 専門家チームリーダーとして

- これまでの経験や知見を佐賀のために
- 現在の高等教育機関が抱える課題解決のため
- AI時代の新たな人材育成と教育方法
- 佐賀の未来のために

## 県立大学についての思い

- 0から1を
  - 県全体が大学のキャンパス
  - キャンパスに閉じこもるのではなく、現場における学びの機会
  - 一定程度の期間、国内外の大学留学や企業インターン
  - 学生が受け身ではなく、学生と共に学びの環境を構築
  - チャレンジ精神、起業家精神を持つ学生を育成
  - 佐賀大学、西九州大学と連携した教育環境
- 18歳だけではなく、産業界・社会人にとっても意味がある大学
- 地域のシンクタンクの機能

令和六年二月定例会

佐賀県議会

常  
新幹線

高等  
教育機関

問題  
対策等

特別  
佐賀空港・有明海

委員会会議録

発行所

佐賀県議会議務局

印刷所

佐賀印刷社

佐賀市高木瀬西六丁目十一七

大和工業団地